

独立行政法人評価年報(平成15年度版)(PDF)

はじめに

第1部 平成15年度における独立行政法人の状況

1 独立行政法人の制度等

- (1) 制度の概要
- (2) 発足までの主な経緯
- (3) 特殊法人等の改革に伴う独立行政法人への移行

2 独立行政法人数の推移等

- (1) 独立行政法人数の推移
- (2) 主務府省別の独立行政法人数

3 独立行政法人の役職員の状況

- (1) 独立行政法人の職員
 - 1) 職員数の推移
 - 2) 職員規模別の独立行政法人の数
 - 3) 職員の給与水準
- (2) 独立行政法人の役員
 - 1) 役員数
 - 2) 役員の報酬
 - 3) 役員の退職手当
 - 4) 役員の報酬等の水準の公表

4 独立行政法人の財務・会計

- (1) 独立行政法人の資本金
- (2) 独立行政法人の予算の状況
 - 1) 全体の状況
 - 2) 運営費交付金の状況
 - 3) 施設整備費の状況
 - 4) 長期借入金の状況
 - 5) 受託収入及び自己収入等の状況
- (3) 平成14年度決算の状況

- (4) 平成14年度における財務の状況
 - 1) 独立行政法人の会計処理
 - 2) 損益の状況
 - 3) 運営費交付金債務の状況
 - 4) 経営努力の認定に基づく目的積立金の状況
 - 5) 行政サービス実施コストの状況

5 評価結果の予算等への反映状況

- (1) 評価結果の反映状況
- (2) 役員報酬及び人事への反映の公表状況
- (3) 法人の予算等への反映の公表状況

第2部 平成15年度における独立行政法人に関する評価活動の状況(平成14年度実績評価)

1 評価委員会の評価活動等

(1) 年度評価関係

- 1) 独立行政法人の年度評価の制度
- 2) 評価委員会の構成等
- 3) 評価委員会における評価基準・評価方法等
- 4) 平成15年度における評価活動等

(2) 中期目標期間終了時の見直し関係

- 1) 制度の基本
- 2) 中期目標期間終了時の見直しにおける主務大臣、府省評価委員会及び当委員会の役割
- 3) 見直し基準・方法等
- 4) 平成15年度における見直しのための活動

2 府省評価委員会の評価結果と当委員会の意見の概要

【内閣府】

独立行政法人国立公文書館

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

【総務省】

独立行政法人通信総合研究所

独立行政法人消防研究所

【財務省】

独立行政法人酒類総合研究所

【文部科学省】

独立行政法人国立特殊教育総合研究所
独立行政法人大学入試センター
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター
独立行政法人国立女性教育会館
独立行政法人国立青年の家
独立行政法人国立少年自然の家
独立行政法人国立国語研究所
独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人物質・材料研究機構
独立行政法人防災科学技術研究所
独立行政法人航空宇宙技術研究所
独立行政法人放射線医学総合研究所
独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立博物館
独立行政法人文化財研究所
独立行政法人教員研修センター

【厚生労働省】

独立行政法人国立健康・栄養研究所
独立行政法人産業安全研究所
独立行政法人産業医学総合研究所

【農林水産省】

独立行政法人農林水産消費技術センター
独立行政法人種苗管理センター
独立行政法人家畜改良センター
独立行政法人肥飼料検査所
独立行政法人農薬検査所
独立行政法人農業者大学校
独立行政法人林木育種センター
独立行政法人さけ・ます資源管理センター
独立行政法人水産大学校
独立行政法人農業技術研究機構
独立行政法人農業生物資源研究所
独立行政法人農業環境技術研究所
独立行政法人農業工学研究所
独立行政法人食品総合研究所
独立行政法人国際農林水産業研究センター

独立行政法人森林総合研究所

独立行政法人水産総合研究センター

【経済産業省】

独立行政法人経済産業研究所

独立行政法人工業所有権総合情報館

独立行政法人日本貿易保険

独立行政法人産業技術総合研究所

独立行政法人製品評価技術基盤機構

【国土交通省】

独立行政法人土木研究所

独立行政法人建築研究所

独立行政法人交通安全環境研究所

独立行政法人海上技術安全研究所

独立行政法人港湾空港技術研究所

独立行政法人電子航法研究所

独立行政法人北海道開発土木研究所

独立行政法人海技大学校

独立行政法人航海訓練所

独立行政法人海員学校

独立行政法人航空大学校

自動車検査独立行政法人

【環境省】

独立行政法人国立環境研究所

第3部 平成15年度における横断的研究会の活動状況等

1 評価方法の在り方に関する横断的研究会

(1) 財務研究会の開催状況

(2) 業務類型別の横断的研究会の開催状況

資料編

基本資料1 独立行政法人通則法
(平成11年7月16日法律第103号)

基本資料1 - 2 独立行政法人制度の仕組みの整理

基本資料2 中央省庁等改革の推進に関する方針
(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)(抜粋)

- 基本資料3 独立行政法人発足までの主な経緯
- 基本資料4 行政改革大綱
(平成12年12月1日閣議決定)(抜粋)
- 基本資料5 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)において独立行政法人化されることとされたもの
- 基本資料6 「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」
(平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)(抜粋)
- 基本資料7 独立行政法人の中期目標等の策定指針
(平成15年4月18日特殊法人等改革推進本部事務局)
- 基本資料8 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について」
(平成15年9月9日付け総管査第268号。総務大臣から各主務大臣あて)
- 基本資料9 公務員の給与改定に関する取扱いについて
(平成15年9月16日閣議決定)
- 基本資料10 独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について
(平成15年12月19日閣議決定)
- 基本資料11 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令
(平成12年6月7日政令第316号)(抜粋)
- 基本資料12 「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針」
(平成15年7月1日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)
- 基本資料13 中期目標期間終了時における見直しのための客観的な基準に関する附帯決議
- 基本資料14 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて
(平成15年8月1日閣議決定)

- 資料1 平成16年度特殊法人等向け財政支出の概算決定額調
- 資料2 独立行政法人数の推移
- 資料3 独立行政法人の職員数の推移
- 資料4 職員の給与
- 資料5 独立行政法人の役員の状況
- 資料6 独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況
- 資料7 独立行政法人の常勤役員の報酬(93法人)
- 資料8 独立行政法人の役員退職手当規程改正状況
- 資料9 業績勘案率に関する検討の際の着眼点
- 資料10 役員退職金に係る業績勘案率に関する方針
- 資料11 役員の報酬
- 資料12 役員の退職手当の支給状況
- 資料13 給与、報酬等支給総額
- 資料14 独立行政法人の資本金
- 資料15 - 1 独立行政法人の平成13年度計画における予算額(収入)

- 資料15 - 2 独立行政法人の平成13年度計画における予算額(支出)
 - 資料16 - 1 独立行政法人の平成14年度計画における予算額(収入)
 - 資料16 - 2 独立行政法人の平成14年度計画における予算額(支出)
 - 資料17 - 1 独立行政法人の平成15年度計画における予算額(収入)
 - 資料17 - 2 独立行政法人の平成15年度計画における予算額(支出)
 - 資料18 - 1 独立行政法人の平成16年度計画における予算額(収入)
 - 資料18 - 2 独立行政法人の平成16年度計画における予算額(支出)
 - 資料19 国の補正予算における施設整備費補助金の追加措置
 - 資料20 - 1 独立行政法人の平成13年度決算(収入)
 - 資料20 - 2 独立行政法人の平成13年度決算(支出)
 - 資料21 - 1 独立行政法人の平成14年度決算(収入)
 - 資料21 - 2 独立行政法人の平成14年度決算(支出)
 - 資料22 平成14年度業務実績に関する会計監査人の監査の実施状況
 - 資料23 運営費交付金の収益化基準の採用状況(平成14年度)
 - 資料24 セグメント区分を実施している法人とその内容(平成14年度)
 - 資料25 当期総利益(損失)の状況(平成14年度)
 - 資料26 運営費交付金債務の状況
 - 資料27 目的積立金の状況
 - 資料28 行政サービス実施コストの状況(平成14年度)
 - 資料29 各府省独立行政法人評価委員会一覧及び委員等名簿
 - 資料30 政策評価・独立行政法人評価委員会における独立行政法人評価に関する運営について(平成14年3月22日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)
 - 資料31 政策評価・独立行政法人評価委員会懇談会及び同委員会独立行政法人評価分科会における審議の状況(意見等に関する議事要旨)
 - 資料32 独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について
 - 資料33 平成15年度に中期目標期間が終了する独立行政法人の見直し案に対し意見を求めることについて
 - 資料34 「平成15年度に中期目標期間が終了する独立行政法人の見直し案に対し意見を求めることについて」について(意見)
 - 資料35 平成15年度に中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて
 - 資料36 独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告について
 - 資料37 独立行政法人の中期目標及び中期計画のホームページ・アドレス
-

はじめに

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の柱の1つとして、政策実施に係る一定の業務を効率的・効果的に実施することを狙いとして、平成13年に導入された。独立行政法人制度においては、主務大臣の指示する明確な達成目標の下で、法人の運営における自主性・自律性を発揮させる一方で、各法人は毎年度の業務の実績について第三者評価機関による厳格な事後評価を受けることとされている。本制度の2年度目である平成14年度業務実績に関して、第三者評価機関である各府省の独立行政法人評価委員会及び当委員会による評価が行われるとともに、その評価結果が法人の業務の運営等に逐次反映され、所要の改善が図られているところである。

独立行政法人制度に対する信頼性を向上させるためには、事後評価の厳正な実施が確保されることはもとより、独立行政法人の運営や評価等に関する情報が国民各層に適切に提供されることにより、独立行政法人制度に対する国民一人一人の理解が一層深まっていくことが重要である。

このような観点から、各独立行政法人においては、法人の運営や評価等に関する各種の情報が随時公表され、ホームページ等により国民に広く提供されてきている。全政府レベルの評価機関である当委員会は、昨年に引き続き、独立行政法人の運営や評価に関する公表資料の中から、国民各層の関心が高いと思われる基礎的な情報について、その概要を可能な限り分かりやすく簡潔に整理し、本年報を取りまとめたものである。

本年報において、第1部では、独立行政法人全体の姿が明らかになるよう、制度の動向、法人数・役職員数、予算・財務等の状況を、また、第2部では、平成14年度における業務の実績に関する評価結果の要約を経年比較できる形式で、それぞれ整理した。さらに、第3部では、独立行政法人の評価方法に関する当委員会の横断的研究会の活動状況等を紹介するとともに、巻末に、独立行政法人に関する各種の基礎的な資料を掲載した。なお、今回、第1部において、独立行政法人の役職員の報酬・給与等について、平成16年7月までに取りまとめ、公表された報酬・給与水準等の状況も含め、整理した。

当委員会としては、本年報が広く活用され、独立行政法人制度に関する理解がより一層深まるとともに、関心がより一層高まることを期待するものである。

なお、本年報については、できるだけ手軽に読むことが可能となるよう、各種情報を大胆に選定して掲載するとともに、各府省や各独立行政法人等のホームページアドレスを掲載することにより、原資料の閲覧の際の便宜を図っている。情報量がなお不十分と感じられる点等があれば、読者の皆様の御意見をお伺いしつつ、今後改善を図ってまいりたい。

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 村松 岐夫

1 独立行政法人の制度等

(1) 制度の概要

独立行政法人制度は、国の事務・事業のうち一定のものについて、国とは別の法人格を有する法人を設置し、主務大臣が法人に対して指示する明確な達成目標（中期目標）の下で、法人運営に関する国の細部にわたる事前関与・統制を制限して自主的、自律的で透明な法人運営を確保する一方で、その目標に沿った法人の業務の実績を事後的に評価するとともに、中期目標期間の終了時には組織、業務の全般的見直しを行うという仕組みにより、国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供の実現を図るものである。

具体的には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）等に基づき、法人の業務運営等について、次のような仕組みが設けられている（基本資料 1 参照）。

① 目標設定と評価

従来の行政組織においては、事前の行政管理運営上の統制は重視されているものの、業務の実施に当たって明確な達成目標を定め、その進捗、達成状況を毎年定期的にチェックし、その結果を次期の業務運営の改善等に反映するという制度とはなっていなかった。これに対し、独立行政法人制度においては、目標管理と事後的な評価の制度を導入している。すなわち、主務大臣が 3 年から 5 年の期間において、法人が達成すべき業務運営の効率化、国民に対して提供するサービス等の質の向上、財務内容の改善等に関する明確な中期目標を定め、これを独立行政法人に指示することとし、また、各独立行政法人は、当該期間内に当該中期目標を達成するための具体的な計画（中期計画）を作成し、主務大臣の認可を受けるとともに、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項等を定めた計画（年度計画）を作成して主務大臣に届け出ることとされている。

さらに、独立行政法人制度においては、専門的な知識を持つ第三者評価機関である各府省の独立行政法人評価委員会（以下「府省評価委員会」という。）及び全政府レベルの第三者評価機関である総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）による客観的かつ厳正な評価システムが設けられており、その評価結果については、法人の業務運営に反映されることとされている。また、上記の中期目標の期間の終了時には、主務大臣が独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行うこととしており、その際、当委員会は、法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができることとされている。

なお、主務大臣が、上記の中期目標を設定、中期計画を認可及び中期目標期間の終了時における独立行政法人の業務を継続させる必要性等を検討するに当たっては、府省評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

独立行政法人については、このような目標管理と事後評価の制度により、定期的に業務の実績を評価し、その結果を業務運営の改善等に反映するという事後チェック型の行政に移行することに伴い、主務大臣は、法人の個別具体的な業務執行について一般的な指揮監督権限を有しないこととされている。

② 財務

国の行政組織の予算管理においては、毎年度事前に予算査定を受け、原則として、他の費目への移用・流用や次年度への繰越しができない等の仕組みとなっている。これに対し、独立行政法人制度においては、例えば、国から交付される運営費交付金については、予定された用途以外の用途に充てることも可能であり、また、経営努力により生じた剰余金については、主務大臣の承認を受けて中期計画の用途の範囲内で取り崩して使用することができるなど、効率的かつ効果的な財政運営が可能となっている。

他方、財務に関しては、企業会計原則をベースとした独立行政法人会計基準により、法人は毎年度財務諸表等を作成し、公表することとされている。

③ 組織・人事管理

国の行政組織の場合、法令等により組織の名称・数及び組織ごとの定員が定められており、その改廃に当たっては事前の審査・査定や法令等の改正が必要とされている。これに対し、独立行政法人制度においては、法人自らの判断により、業務の繁閑や行政ニーズの動向に応じて効率的かつ効果的な組織編成・人員配置を行うことが可能となっている。また、法人の役職員の給与等については、法人の業績や役職員個人の業績等が反映される仕組みを導入している。

④ 透明性

従来の国の行政組織においては、業務の目標や計画を積極的に公表する取扱いとはなっていなかった。これに対し、独立行政法人制度においては、法人の組織・業務運営等の透明性を高めるため、中期目標、中期計画、年度計画、事業報告書、財務諸表、監事及び会計監査人の監査結果、府省評価委員会の評価結果等について、官報等への公告及び閲覧による公表のほか、ホームページに掲載するなど電子媒体によりアクセスすることが可能となるような方法等により積極的に公表し、国民に明らかにすることとされている。

なお、独立行政法人は、当該法人の役員及び職員に国家公務員の身分を与えている「特定独立行政法人」と、それ以外の独立行政法人（いわゆる「非特定独立行政法人」）とに区別されている。

(2) 発足までの主な経緯

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の柱の一つとして、行政改革会議最終報告（平成 9 年 12 月 3 日）において同制度の導入の提言がなされ、それを基に創設された制度であり、10 年 6 月に施行された中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）において、独立行政法人制度の基本となる法令（通則法）の整備や中期目標、中期計画及び年度計画の策定等法人の業務運営に関する基本的な事項、法人の業務の実績に関する評価を行う評価委員会の設置等、独立行政法人制度の基本的な考え方が整備された。

その後、中央省庁等改革基本法に基づき、内閣の中央省庁等改革推進本部において検討が進められ、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定。基本資料 2 参照）により、89 の国の事務・事業の独立行政法人化の方針等が決定

されるとともに、同年7月に、独立行政法人の運営の基本、監督、職員の身分その他の制度の基本となる共通の事項を定めた通則法が制定された。また、これに併せて、関係法令の整備が行われるとともに、平成11年12月に、独立行政法人の設立根拠となる法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めた国立公文書館法の一部を改正する法律等59の法律（いわゆる「個別法」）が制定された（これらに加えて12年5月に独立行政法人教員研修センター法が制定された。基本資料3参照）。

さらに、「行政改革大綱」（平成12年12月1日閣議決定）において、独立行政法人への移行についての具体的な方針が定められた（基本資料4参照）。

このような過程を経て、まず独立行政法人国立公文書館（個別の独立行政法人名については「独立行政法人」の文字を省略している。以下同じ。）等57の独立行政法人が、平成13年4月に発足した。

(3) 特殊法人等の改革に伴う独立行政法人への移行

特殊法人等については、各方面から様々な問題点が指摘されてきたところであり、平成9年12月行政改革会議最終報告においても、「時代の変遷に伴う役割の低下などに加え、主務官庁による強い事前関与・統制による自律性・自主性の欠如、事業運営の非効率性・硬直性の顕在化、経営内容の不透明性、組織・業務の自己増殖、不要不急の業務の拡張、経営責任体制の不明確性など、従来から様々な問題点が指摘されてきたが、その大きな原因は、これらの問題点を解消するような共通の制度的枠組みが存在しないところにあると考えられる」とされ、特殊法人等の事務・事業の「徹底的な見直しをまず実施し、なお維持・継続すべきと判断された業務については、独立行政法人化の可否についての検討を視野に入れるとともに、特殊な法人として存置すべきと判断された法人についても、独立行政法人制度のねらいとするところが生かされるよう、適切な運営が図られなければならない」と指摘されている。

このため、平成12年12月の「行政改革大綱」において、特殊法人等については、個別の事業の見直し結果を踏まえ、法人ごとに「当該見直し後の事業を担う実施主体としてふさわしい組織形態を決定する」とこととされ、特に、「廃止又は民営化される法人以外の法人について、その事業及び組織運営の実態を踏まえつつ、通則法に基づく独立行政法人への移行を検討する」とされたほか、13年6月には、その方針を明確化した特殊法人等改革基本法（平成13年法律第58号）が制定された。

こうした最終報告、行政改革大綱や特殊法人等改革基本法等に基づき、各特殊法人等について、その個別事業についての徹底した見直し及びそれを踏まえた組織形態の見直しが進められ、その結果を踏まえて策定された「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）により、廃止・民営化を行うことのできない特殊法人等の事務・事業の大部分が独立行政法人に移行されることとなった（基本資料5参照）。

特殊法人等の事務・事業の独立行政法人への移行については、特殊法人等改革推進本部において、新独立行政法人の役職員は原則として非公務員とすることなどを内容とする「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」（平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定。基本資料6参照）が定められ、これを受けて、15年4月18日、新独立行政法人に関する「独立行政法人の中期目標等の策定指針」が各府

省に通知された（基本資料7参照）。

上記の基本方針に基づき、特殊法人等整理合理化計画において独立行政法人化されることとされた特殊法人等のうち平成15年度に独立行政法人へ移行したものは、特殊法人が29法人のうち23法人、認可法人は9法人すべてとなっている。同様に、廃止した上で残事務の一部を独立行政法人へ統合・承継等することとされた特殊法人等のうち平成15年度に措置されたものは、特殊法人が7法人のうち3法人、認可法人が6法人のうち3法人となっている（特殊法人等向け財政支出については資料1参照）。

表1-1 特殊法人等整理合理化計画等に基づいて独立行政法人へ移行した特殊法人等

設立された独立行政法人	廃止された機関・法人等
国民生活センター (平成15年10月1日)	(特) 国民生活センター
北方領土問題対策協会 (平成15年10月1日)	(特) 北方領土問題対策協会
平和祈念事業特別基金 (平成15年10月1日)	(認) 平和祈念事業特別基金
国際協力機構 (平成15年10月1日)	(特) 国際協力事業団
国際交流基金 (平成15年10月1日)	(特) 国際交流基金
通関情報処理センター (平成15年10月1日)	(認) 通関情報処理センター
日本万国博覧会記念機構 (平成15年10月1日)	(認) 日本万国博覧会記念協会
科学技術振興機構 (平成15年10月1日)	(特) 科学技術振興事業団
日本学術振興会 (平成15年10月1日)	(特) 日本学術振興会
理化学研究所 (平成15年10月1日)	(特) 理化学研究所
日本スポーツ振興センター (平成15年10月1日)	(特) 日本体育・学校健康センター
日本芸術文化振興会 (平成15年10月1日)	(特) 日本芸術文化振興会
勤労者退職金共済機構 (平成15年10月1日)	(特) 勤労者退職金共済機構
高齢・障害者雇用支援機構 (平成15年10月1日)	(認) 日本障害者雇用促進協会 (財) 高年齢者雇用開発協会の業務の一部を移管
福祉医療機構 (平成15年10月1日)	(特) 社会福祉・医療事業団
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 (平成15年10月1日)	(特) 心身障害者福祉協会
労働政策研究・研修機構 (平成15年10月1日)	厚生労働省労働研修所 (特) 日本労働研究機構
農畜産業振興機構 (平成15年10月1日)	(特) 農畜産業振興事業団 (認) 野菜供給安定基金
農業者年金基金 (平成15年10月1日)	(特) 農業者年金基金
農林漁業信用基金 (平成15年10月1日)	(認) 農林漁業信用基金
緑資源機構 (平成15年10月1日)	(特) 緑資源公団

(次頁へ続く)

(前頁から続く)

設立された独立行政法人	廃止された機関・法人等
新エネルギー・産業技術総合開発機構 (平成15年10月1日)	(特) 新エネルギー・産業技術総合開発機構
日本貿易振興機構 (平成15年10月1日)	(特) 日本貿易振興会
○原子力安全基盤機構 (平成15年10月1日)	経済産業省原子力安全・保安院の検査業務の一部、原子力安全・保安院から(財)原子力発電技術機構、(財)発電設備技術検査協会及び(財)原子力安全技術センターへの原子力安全に係る委託業務の一部、原子力施設に係る指定検査業務の全てを業務移管し発足
鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (平成15年10月1日)	(特) 日本鉄道建設公団 (特) 運輸施設整備事業団
国際観光振興機構 (平成15年10月1日)	(特) 国際観光振興会
水資源機構 (平成15年10月1日)	(特) 水資源開発公団
自動車事故対策機構 (平成15年10月1日)	(認) 自動車事故対策センター
空港周辺整備機構 (平成15年10月1日)	(認) 空港周辺整備機構
海上災害防止センター (平成15年10月1日)	(認) 海上災害防止センター
宇宙航空研究開発機構 (平成15年10月1日)	文部科学省宇宙科学研究所 (特) 宇宙開発事業団 (独) 航空宇宙技術研究所
※農業・生物系特定産業技術研究機構 (平成15年10月1日)	(認) 生物系特定産業技術研究推進機構
※水産総合研究センター (平成15年10月1日)	(認) 海洋水産資源開発センター (社) 日本栽培漁業協会
情報処理推進機構 (平成16年1月5日)	(認) 情報処理振興事業協会
石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (平成16年2月29日)	(特) 石油公団 (特) 金属鉱業事業団
雇用・能力開発機構 (平成16年3月1日)	(特) 雇用・能力開発機構

- (注) 1 「設立された独立行政法人」欄の下段()内は、設立年月日である。
 2 「○」を付した独立行政法人は特殊法人等改革に基づかないもの、「※」を付した独立行政法人は既存の独立行政法人に特殊法人等を統合したものを示す。
 3 「廃止された機関・法人等」欄において、「(特)」は特殊法人、「(認)」は認可法人、「(独)」は独立行政法人、「(社)」は社団法人、「(財)」は財団法人を示す。

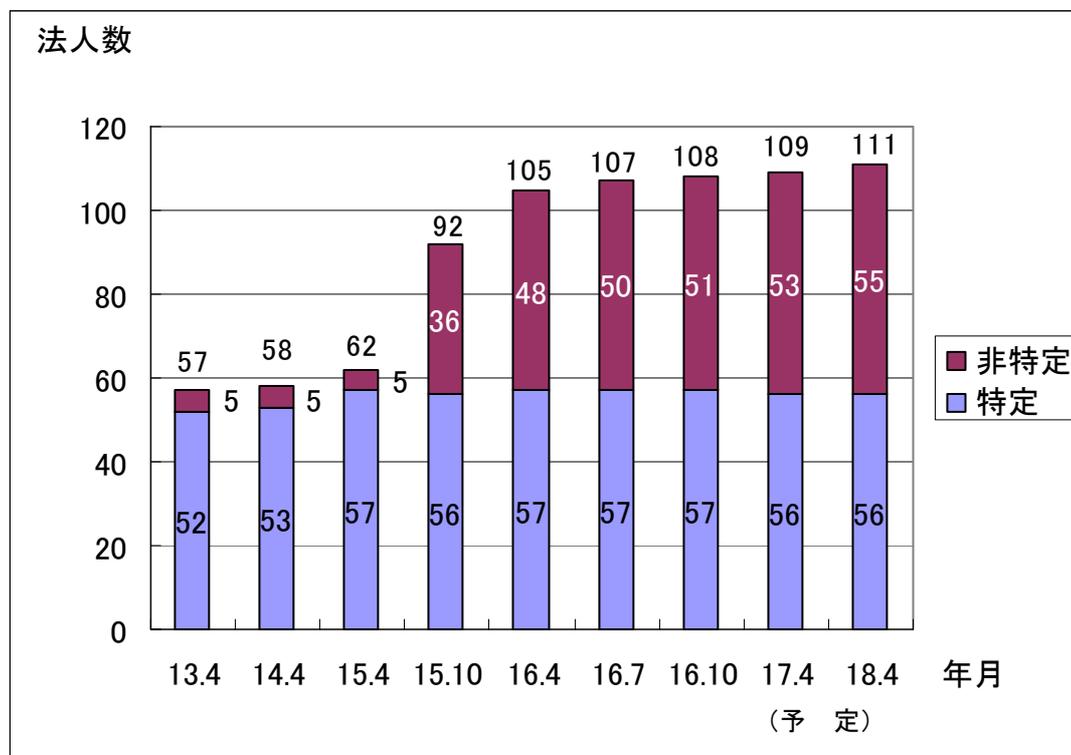
2 独立行政法人数の推移等

(1) 独立行政法人数の推移

中央省庁等改革の柱の一つとして、平成13年4月に57法人でスタートした独立行政法人は、14年4月に駐留軍等労働者労務管理機構が、同年7月に自動車検査が、15年4月に統計センター、造幣局及び国立印刷局の3法人が設立された後、15年10月以降、「特殊法人等整理合理化計画」に沿って、特殊法人等から移行して新規に設立された33法人、さらに16年4月には国立大学や国立病院・療養所の改革等に伴って設立された10法人が加わり、16年4月現在105法人となっている。これらのうち、役員及び職員に国家公務員の身分を付与しない独立行政法人（非特定独立行政法人）は、当初、国立青年の家、国立少年自然の家、教員研修センター、経済産業研究所及び日本貿易保険の5法人であったが、平成15年10月以降に特殊法人等から移行して新規に設立された法人や国立大学の改革に伴って設立された法人が加わり、16年4月現在、48法人（全体の46%（パーセント））となっている（資料2参照）。

また、当初、特定独立行政法人として設立された産業技術総合研究所は、「独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律」（平成16年法律第83号）により、平成17年4月から非特定独立行政法人へ移行することとされている。

図1-1 独立行政法人数の推移



(注) 1 当委員会の調査による。

2 日本高速道路保有・債務返済機構は平成17年度中に設立予定とされていることから、18年4月の法人数からカウントしている。

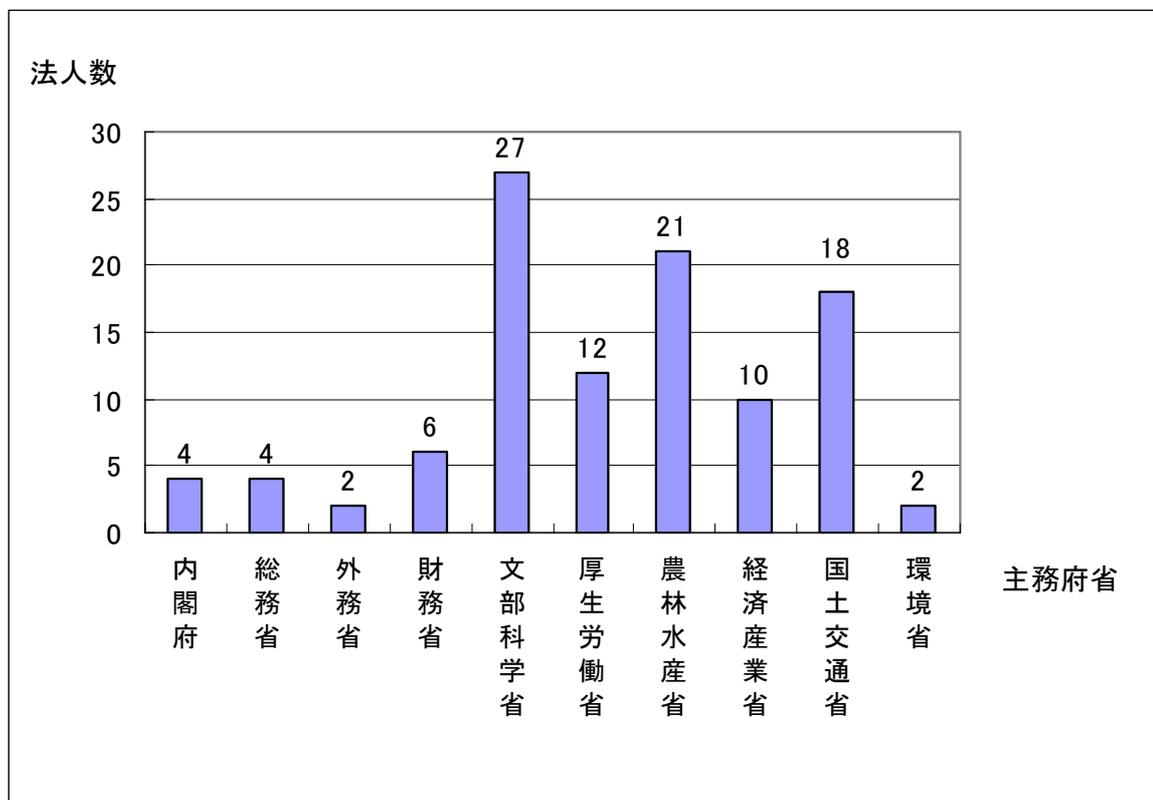
3 「非特定」は非特定独立行政法人を、「特定」は特定独立行政法人を示す。

なお、国立大学法人については、その制度の一部について通則法を準用しているものの、国立大学法人法に基づき設立されることとされている（16年4月現在、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づく国立大学法人は89法人、ほかに大学共同利用機関法人が4法人ある。）。

(2) 主務府省別の独立行政法人数

平成16年4月現在、独立行政法人は105法人（15年4月現在の62法人に比べて43法人増加）設置されており、当該法人を所管している府省は10府省（15年4月現在は9府省）となっている。府省別に独立行政法人の設置状況をみると、最も多いのは文部科学省の27法人であり、次が農林水産省の21法人となっている（資料2参照）。

図1-2 主務府省別の法人数（平成16年4月現在）



- (注) 1 当委員会の調査による。
2 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるため、それぞれに計上している。

3 独立行政法人の役職員の状況

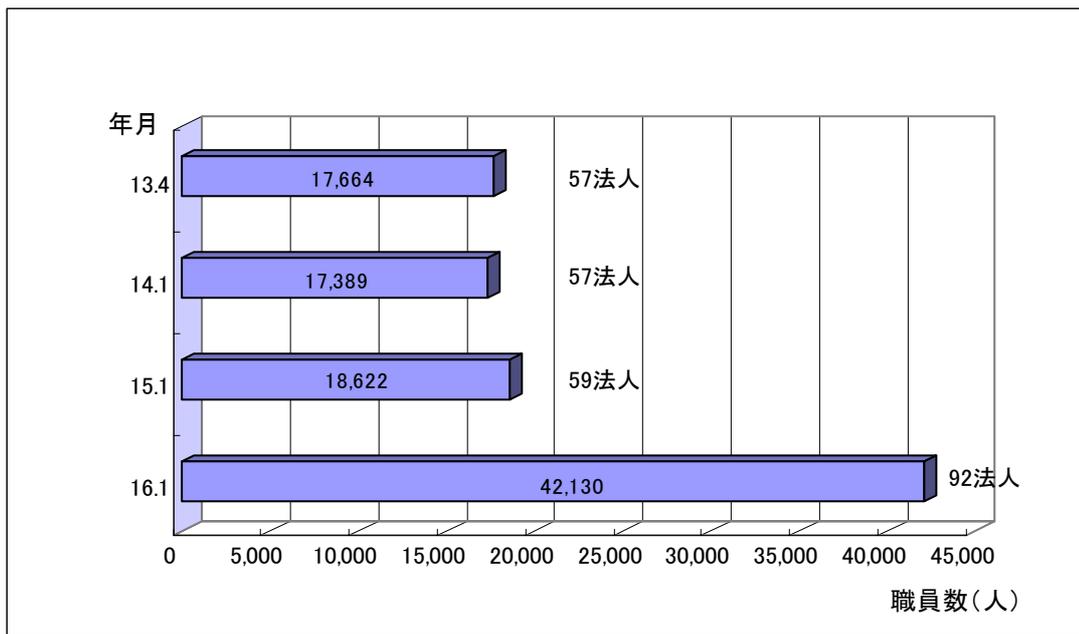
(1) 独立行政法人の職員

① 職員数の推移

平成16年1月1日現在（非特定独立行政法人については15年4月1日現在（15年4月2日以降に設立された法人については設立日現在））の常勤職員数（任期付きの常勤職員数を含む。）は計42,130人（92法人）となっており、15年1月1日現在の18,622人（59法人）に比べ23,508人増加しているが、これは15年度に特殊法人等から移行して新たに30法人が設立されたことによるものである。

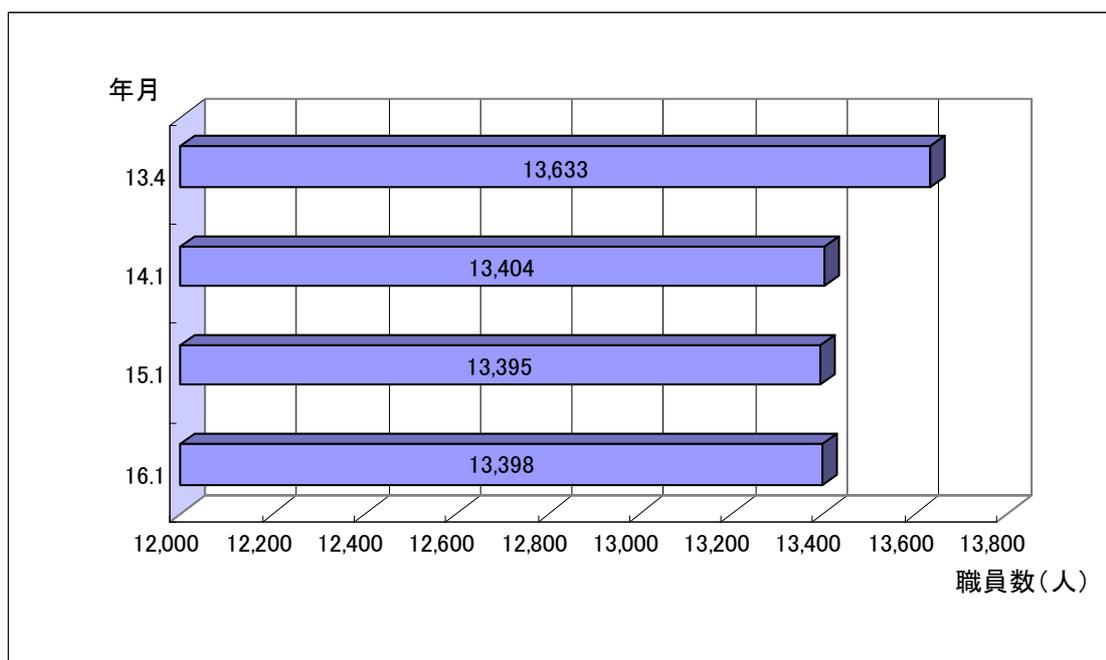
また、平成13年4月に設立され、それ以後、他の特殊法人等との統廃合が行われていない54法人の職員数の推移をみると、16年1月1日現在で13,398人であり、15年1月1日現在の13,395人に比べ3人増加している。これは、農林水産消費技術センターにおいて58人、製品評価技術基盤機構において13人、肥飼料検査所において11人それぞれ増加していることが主な要因となっている。ただし、これら54法人の発足時の13年4月1日現在の13,633人に比べると16年1月1日現在の常勤職員数は235人減少している（資料3参照）。

図1-3 独立行政法人の職員数の推移



(注) 当委員会の調査による。

図1-4 経年比較が可能な54法人における職員数の推移



(注) 当委員会の調査による。

② 職員規模別の独立行政法人の数

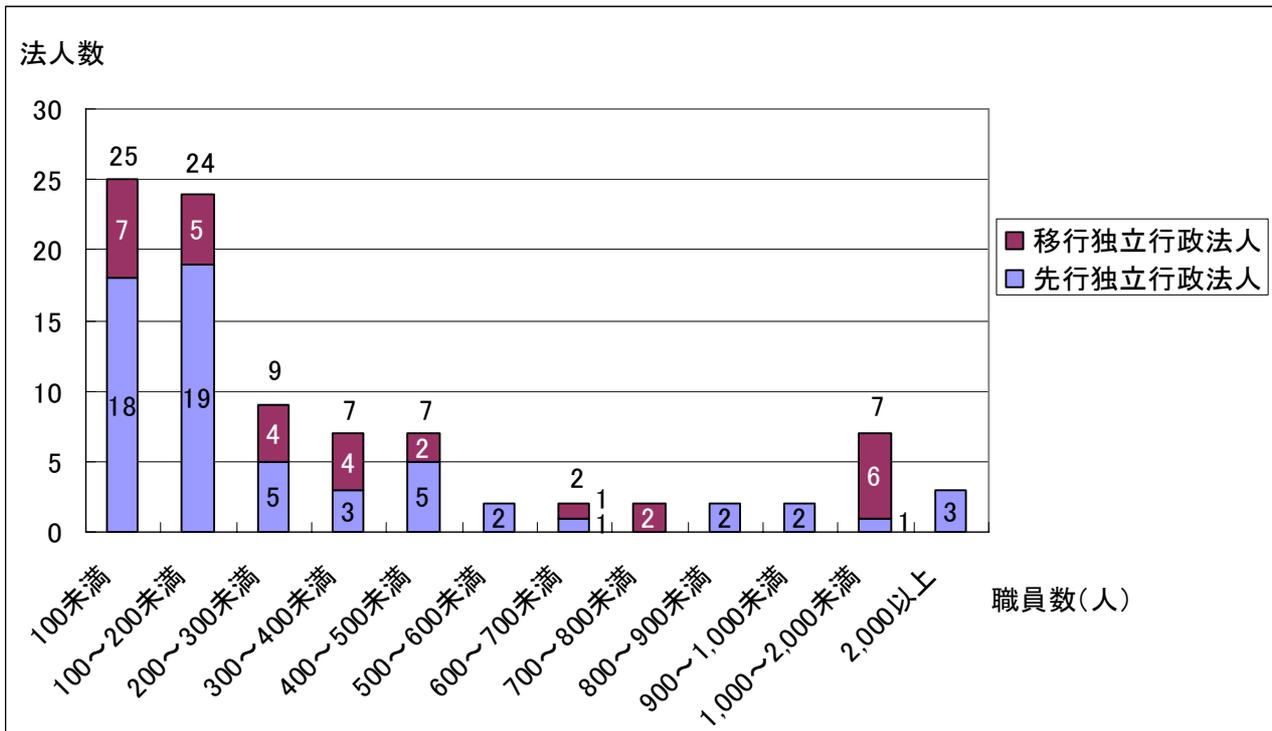
平成16年1月1日現在（非特定独立行政法人については15年4月1日現在（15年4月2日以降に設立された法人については設立日現在））の常勤職員数の規模別に92法人の状況をみると、職員数100人未満の法人が25法人、100人以上200人未満の法人が24法人あり、200人未満の法人は合計で49法人となり全体の53%を占めている。

また、職員数が最も多い法人は国立印刷局（5,512人）であり、次が産業技術総合研究所（3,130人）となっている。一方、職員数が最も少ない法人は北方領土問題対策協会及び平和祈念事業特別基金（それぞれ19人）であり、次が国立女性教育会館（27人）となっている。

なお、職員規模について、中央省庁等改革に伴い設立された法人（以下「先行独立行政法人」という。）と特殊法人等整理合理化計画に基づき、特殊法人等から移行して設立された法人（以下「移行独立行政法人」という。）の別にみると、先行独立行政法人61法人では職員数100人未満及び100人以上200人未満の法人がそれぞれ18法人、19法人、合計37法人（61法人に対して61%）と過半数を占めているのに対して、移行独立行政法人31法人では職員数100人未満及び100人以上200人未満の法人がそれぞれ7法人、5法人、合計12法人（31法人に対して39%）となっている（資料3参照）。

図 1-5

職員規模別の独立行政法人の状況



(注) 当委員会の調査による。

③ 職員の給与水準

独立行政法人制度は、国の事前関与を必要最小限とし、法人が自律的な業務運営を行うことを基本とする制度であり、法人の役員の報酬等及び職員の給与（以下「役職員の給与等」という。）については、法人の自律性の尊重の下、国家公務員や民間企業の給与、法人の業績等を考慮しつつ、各法人がそれぞれ支給基準を定めることとされている（通則法第52条第3項、第57条第3項等）。また、法人の運営の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たしていく観点から、法人の役職員の給与等の支給基準及び支給総額を公表することとされている。

「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」（平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定）において、法人の役職員の給与等の水準についても、主務大臣が国家公務員及び他の法人と比較ができる形で公表することとされ、これを受けて、総務省は、平成15年9月9日、「独立行政法人の役職員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」を取りまとめ、各主務大臣に通知するとともに、公表している。このガイドラインでは、①役員の報酬等の支給状況、②職員給与の支給状況等（雇用形態別・職種別・年齢別の分布状況等）と給与水準の国家公務員との比較、③総人件費（給与、報酬等支給総額等）などについて、各主務大臣及び各法人が徹底的な情報開示を行うこととなっている（基本資料8参照）。

また、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成15年9月16日閣議決定）において、「国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請する。

独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役員の報酬及び退職手当並びに職員の給与の水準を国家公務員等と比較できる形で分かりやすく公表することとする」とされたところである（基本資料9）。

各主務大臣及び各法人（平成15年度末時点で設立されている95法人）においては、上記のガイドラインに基づき、ホームページ等により、15年度の役職員の給与等の水準を公表しており、また、総務省行政管理局においては、各主務大臣及び各法人の公表内容（平成16年7月27日時点）を取りまとめ、平成16年7月30日に公表した。そのうち、職員の給与の水準については、次のとおりである。

職員の給与の支給基準について、特定独立行政法人（役職員に国家公務員の身分を付与）においては、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該法人の業務の実績等を考慮して、各法人が定めることとなっており、また、特定独立行政法人以外の独立行政法人においては、当該法人の業務の実績等を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるよう、各法人が定めることとされている。このため、各法人の給与水準は法人ごとに異なっている。

一方、平成16年4月1日現在の各法人の常勤職員のうち、事務・技術職員及び研究職員について、平成15年度の給与水準を国家公務員の給与水準と比較したラスパイレース指数（同じ年齢階層の国家公務員の給与に置き換えた場合の給与水準を100として比較した指数）は、事務・技術職員では107.4、研究職員では102.3となっている（資料4参照）。

なお、各法人の給与水準の考え方や改定状況については、各主務大臣及び各法人が公表している。

表1-2 職員の給与水準

（単位：人、歳、千円）

		比較対象人員数 (計 31,639 人)	平均年齢	平成15年度年間 給与額(平均)	対国家公務員ラ スパイレース指数
全法人	事務・技術職員	23,262	42.7	7,284	107.4
	研究職員	8,377	44.0	8,995	102.3

（注）総務省行政管理局の資料による。

(2) 独立行政法人の役員

① 役員数

独立行政法人の役員については、通則法において、法人の長（理事長：館長及び所長を含む。以下同じ。）1人及び監事を置くこととされているほか、法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）において他の役員（理事：副理事長を置くことができることとされている法人においては、副理事長を含む。以下同じ。）を置くことができることとされており、監事及び理事の定数は、各法人の個別法で定められている。

平成15年10月1日までに設立された92法人において実際に任命されている役員の数をみると、理事長92人、理事250人、監事186人であり、規模別に法人数をみると、理事長及び理事各1人の法人が92法人のうち38法人（41%）あり、最も多くなっている。理事長及び理事の数が最も多い法人は、産業技術総合研究所及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長及び副理事長各1人、理事10人の計12人、次に、農業・生物系特定産業技術研究機構の理事長及び副理事長各1人、理事8人の計10人となっており、これらの法人は、職員数も上位を占めている。また、理事長及び理事の数が最も少ない法人は、航空大学校（理事長1人のみ）であるが、個別法の規定上は、別に理事1人を置くことができることとされている（資料5参照）。

なお、監事の数、農業・生物系特定産業技術研究機構及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構の2法人においては3人であるが、その他の法人においては2人となっている。

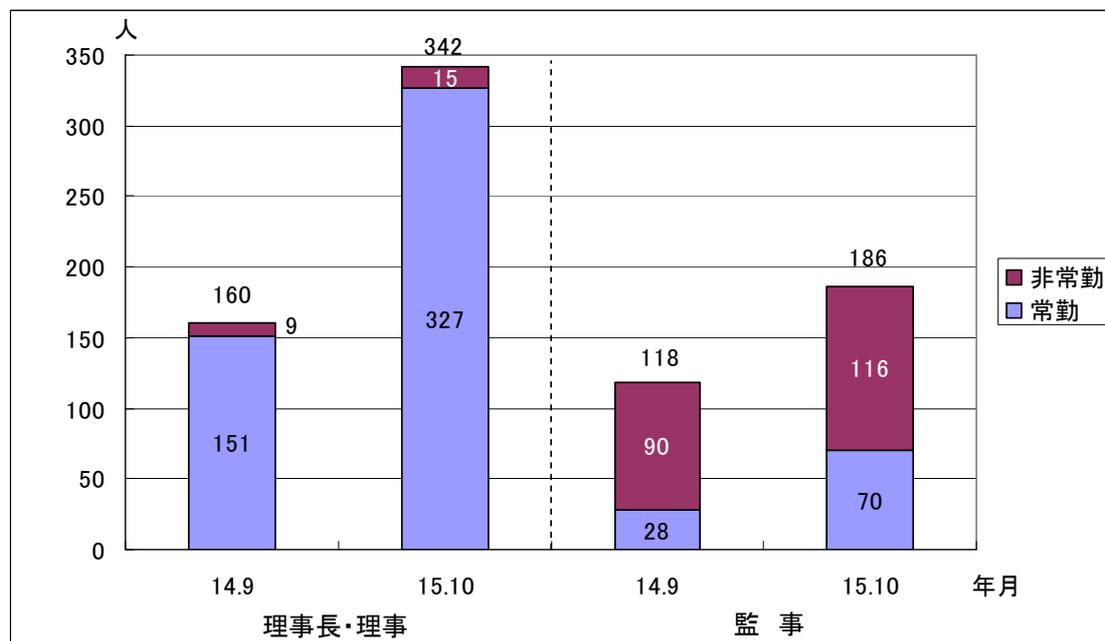
表1-3 理事長及び理事の数の合計別の独立行政法人の状況（平成15年10月1日現在）

理事長及び理事の数の合計	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	12人	計
法人数	1	38	15	15	8	4	3	4	1	1	2	92

（注）当委員会の調査による。

これら92法人の役員について勤務形態における常勤・非常勤の内訳をみると、理事長及び理事342人のうち、理事長については92人全員が常勤、理事については250人のうち非常勤は15人（6.0%）、監事については186人のうち非常勤は116人（62.4%）となっている。

図 1-6 役員の常勤・非常勤の別



(注) 1 当委員会の調査による。
 2 「理事長・理事」には、役員である館長、所長及び副理事長を含む。

また、役員については、「公務員制度改革大綱」（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）等に基づき、退職公務員（本府省の課長・企画官相当職以上及び地方支分部局のこれに相当する職以上で退職した公務員をいう。以下同じ。）及び独立行政法人等の退職者（独立行政法人等において役員であった又はいわゆる管理職手当の支給を受けていた退職者をいう。以下同じ。）の役員への就任状況が公表されている。

平成 15 年 10 月 1 日現在の 92 法人（14 年 9 月 1 日現在では 59 法人）の役員の就任状況を見ると、役員 528 人（同 278 人）のうち退職公務員から就任している者が 236 人（同 122 人）、独立行政法人等の退職者から就任している者が 127 人（同 41 人）となっている。また、常勤の役員 397 人（平成 14 年度 179 人）のうち退職公務員の占める割合は 53.1%（397 人のうち 211 人）であるが、平成 14 年度の 57.5%（179 人のうち 103 人）に比べて、4.4 ポイント低下している（資料 6 参照）。

表 1-4 役員に就いている退職公務員等の状況（平成 15 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、％）

区 分	年 度	役員数	退職公務員等の状況		
			うち退職公務員数	うち役員出向者	うち独立行政法人等の退職者数
常 勤	平成 15	397	211 (53.1)	9 (2.3)	117 (29.5)
	14	179	103 (57.5)	(－)	40 (22.3)
非常勤	平成 15	131	25 (19.1)	－	10 (7.6)
	14	99	19 (19.2)	(－)	1 (1.0)
計	平成 15	528	236 (44.7)	9 (1.7)	127 (24.1)
	14	278	122 (43.9)	(－)	41 (14.7)

(注) 1 「公務員制度改革大綱」等に基づく内閣官房及び総務省の公表資料に基づき当委員会が作成した。

2 () 内は、役員数に対する割合である。

3 「退職公務員」とは、本府省の課長・企画官相当職以上及び地方支分部局のこれに相当する職以上で退職した公務員である。

4 「役員出向者」とは、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 7 条の 3 第 1 項に規定する独立行政法人等役員となるために本府省の課長・企画官相当職以上で退職をし、かつ引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者である。

5 「独立行政法人等の退職者」とは、独立行政法人の退職者（独立行政法人の前身である国の研究機関等に継続的に勤務し、独立行政法人への移行時に当該法人の役員に就任した者を含む。）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）の対象となる特殊法人及び認可法人の退職者である。

6 退職公務員及び独立行政法人等の退職者以外の役員には、民間企業の出身者や、国立大学の退職者等がいる。

7 退職公務員が独立行政法人等の役職員に就任し退職した後独立行政法人の役員となった者については、「うち退職公務員数」の欄のみに計上している。

同様に、平成 15 年 10 月 1 日現在の 92 法人（14 年 9 月 1 日現在では 59 法人）の子会社等の役員への就任状況をみると、移行独立行政法人の増加に伴い、退職公務員・独立行政法人の退職者が役員に就いている子会社等の数は 64 法人（同 1 法人）、役員 1,317 人（同 24 人）のうち退職公務員から就任している者が 111 人（同 2 人）、独立行政法人等の退職者から就任している者が 55 人（同 0 人）となっている。また、常勤の役員 139 人のうち退職公務員の占める割合は 48.9%となっている（資料 6 参照）。

表 1-5 子会社等の役員に就いている退職公務員等の状況（平成 15 年 10 月 1 日現在）

（単位：法人、人、％）

区 分	年 度	退職公務員・独立行政法人 の退職者が役員に就いて いる子会社等の数	役員数	うち退職公務員数	
				うち退職公務員数	うち当該法人の退 職者数
常 勤	平成 15		139	68 (48.9)	35[8] (25.2)
	14		4	1 (25.0)	0 (0)
非常勤	平成 15		1,178	43 (3.7)	20[11] (1.7)
	14		20	1 (5.0)	0 (0)
計	平成 15	64	1,317	111 (8.4)	55[19] (4.2)
	14	1	24	2 (8.3)	0 (0)

（注） 1 「公務員制度改革大綱」等に基づく内閣官房及び総務省の公表資料に基づき当委員会が作成した。

2 「子会社等」とは、子会社（他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している場合における当該他の会社等をいう。法人及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該ほかの会社等も、法人の子会社とみなす。）及び一定規模以上の委託先（売上高に占める法人の発注に係る額が3分の2以上である委託先）をいう。

3 （ ）内は、役員数に対する割合である。

4 「退職公務員」とは、本府省の課長・企画官相当職以上及び地方支分部局のこれに相当する職以上で退職した公務員である。

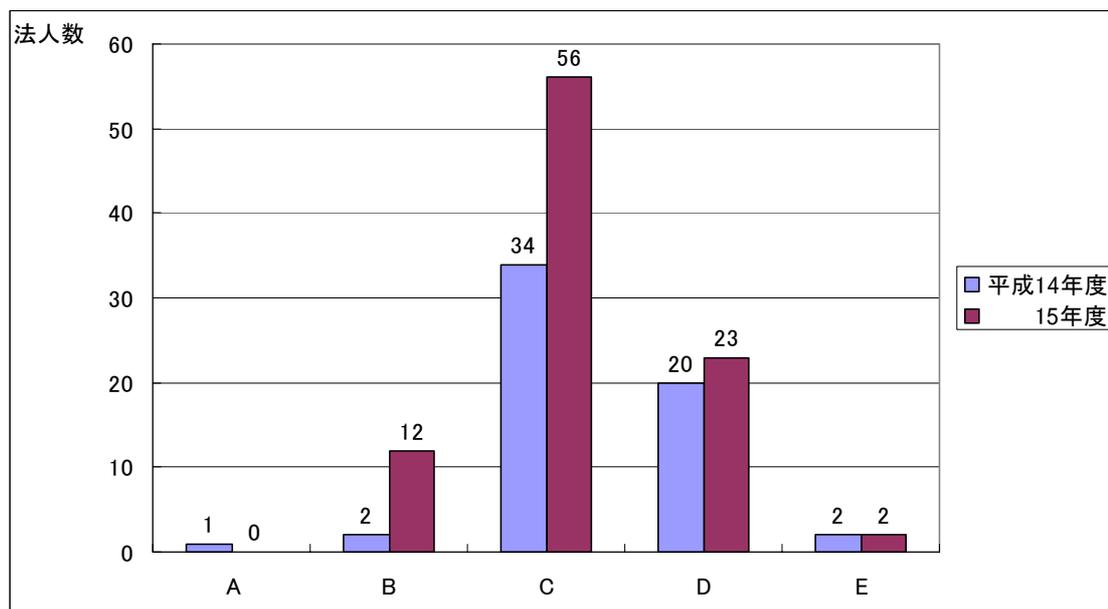
5 退職公務員が法人役職員に就任し退職した後子会社等の役員に就任した場合は、双方の欄に記載するとともに、「うち当該法人の退職者数」の欄に [] 内書きで計上している。

② 役員報酬

独立行政法人の役員報酬については、通則法第 52 条及び第 62 条により、各法人において支給の基準を定めることとされており、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされている。

役員報酬等に関する規程（平成 15 年度）における理事長等の法人の長の月額報酬水準について、平成 16 年 1 月 5 日設立の情報処理推進機構を含む 93 法人（14 年度は 59 法人）をみると、府省の局長級の給与（約 108 万円から約 99 万円まで）と同水準としている法人が 56 法人（60%）（同 34 法人（58%）と最も多く、次に、府省の審議官級の給与（約 92 万円から約 78 万円まで）と同水準としている法人が 23 法人（同 20 法人）となっている。また、理事長等の月額報酬が最も高いのは産業技術総合研究所理事長の約 130 万円、次に国際協力機構、宇宙航空研究開発機構、日本貿易振興機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び水資源機構の理事長の約 123 万円となっており、最も低いのは農薬検査所理事長の約 75 万円となっている（資料 7 参照）。

図 1-7 理事長の報酬（月額）水準別法人数



A：府省の事務次官級超（約 132 万円超）
 B：府省の事務次官～外局の長級（約 132 万円～約 114 万円）
 C：府省の局長級（約 108 万円～約 99 万円）
 D：府省の審議官級（約 92 万円～約 78 万円）
 E：その他

- (注) 1 総務省行政管理局の資料に基づき当委員会が作成した。
 2 理事長の報酬は、各法人の役員報酬規程等に基づく基本的な月額により区分した。
 3 各法人の役員報酬規程等において、「月額〇〇円以内」とされているものについては「〇〇円」を、「月額◎◎円以上」とされているものについては「◎◎円」を、それぞれ基本的な額として計上した。

③ 役員の退職手当

独立行政法人の役員の退職手当についても、報酬と同様に、通則法第 52 条及び第 62 条により、各法人において支給の基準を定めることとされており、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされている。

一方、公務員を一度退職して退職金を得た後、さらに独立行政法人の役員に就任し、退職後相当の退職金を得ることについて批判があることから、役員の退職金を国家公務員並みに引き下げた上で業績を反映した仕組みとなるよう、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 15 年 12 月 19 日閣議決定）において、16 年以降の在職期間については、1 月につき俸給月額額の 100 分の 12.5 を基準とし、これに各府省評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請された（基本資料 9 及び 10 参照）。

これを受けて、平成 16 年 3 月までに設立された 95 法人（情報処理推進機構（16 年 1 月 5 日設立）、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（16 年 2 月 29 日設立）、雇用・能力開

発機構（16年3月1日設立）を含む。）は、いずれも上記の閣議決定の趣旨を踏まえた役員の退職手当に関する規程の改正・制定を行っており、16年1月以降の役員手当の支給額については、北海道開発土木研究所を除き、在職期間1月につき俸給月額100分の12.5を基準とすることとしている。北海道開発土木研究所については、一定の期間ごとに支給割合を定めており、上記の閣議決定よりも抑制的な基準額としている（資料8参照）。

表1-6 独立行政法人の役員の退職手当に関する閣議決定

<p>○ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成15年9月16日閣議決定）（抜粋）</p> <p>4 独立行政法人の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役員の報酬及び退職手当並びに職員の給与の水準を国家公務員等と比較できる形で分かりやすく公表することとする。</p> <p>○ 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成15年12月19日閣議決定）（抜粋）</p> <p>1 独立行政法人</p> <p>(1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額12.5/100を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。</p> <p>(2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べるができる。</p> <p>独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。</p> <p>(3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成15年9月16日閣議決定）の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。</p>

また、役員の退職手当の業績勘案率に関する規定についても、上記の閣議決定「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」を踏まえ、すべての法人において、府省評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定することとしている（資料8参照）。

上記の閣議決定「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」においては、役員の退職手当の業績勘案率の決定に当たって、各府省評価委員会は、あら

はじめ当委員会に通知することとされ、当委員会は、必要な場合、各府省評価委員会に対して意見を述べるができることとされている。なお、平成16年6月1日現在、業績勘案率の決定に関する各府省評価委員会から当委員会への通知の実績はない。

当委員会は、役員の退職手当の業績勘案率について、平成16年3月12日の本委員会及び6月28日の独立行政法人評価分科会においてその基本的な考え方を審議し、「業績勘案率に関する検討の際の着眼点」として整理（16年7月1日）した後、7月23日の独立行政法人評価分科会において、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を決定した。役員退職金に係る各府省評価委員会からの業績勘案率の通知に対し、当委員会として意見を述べる際の分科会の検討に当たっては、①業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並みとするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0を基本とする、②各府省評価委員会からの通知が1.0を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、当分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績の反映重視を基本とすることとしている（資料9及び10参照）。

④ 役員の報酬等の水準の公表

役員の報酬等の水準については、職員の給与水準と同様に、主務大臣及び各法人が国家公務員及び他の法人と比較ができる形で公表することとされている。

総務省行政管理局においては、平成16年7月30日、平成15年度における独立行政法人の役員の報酬等の水準について、前述の職員の給与水準と併せて取りまとめの上、公表している。

これによると、各法人の役員（常勤）の報酬（平均）については、法人の長が1,842.4万円、理事が1,595.7万円、監事が1,401.0万円となっている（資料11参照）。

なお、各法人の役員報酬の業績反映の方法や改定状況については、各主務大臣及び各法人が公表している。

表1-7 役員（常勤）の報酬等の支給状況

（単位：千円）

	法人の長	理 事	監 事
常勤役員の年間報酬（平均）	18,424	15,957	14,010

（注）総務省行政管理局の資料による。

また、平成15年度に退職した役員（常勤）は、法人の長10人、理事27人及び監事4人であるが、これらのうち、総務省行政管理局の公表時点で退職手当の額が確定しているのは、法人の長4人、理事17人及び監事1人であり、その支給総額は、法人の長が2,535.7万円、理事が1億1,403.0万円、監事が674.3万円となっている（資料12参照）。

表 1-8 平成 15 年度に退職した役員（常勤）の退職手当の支給状況

(単位：千円)

	法人の長	理 事	監 事
退職役員（常勤）の人数	4 人	17 人	1 人
退職手当（確定額）の支給総額	25,357	114,030	6,743
（ 単 純 平 均 ）	6,339	6,708	6,743

(注) 1 総務省行政管理局の資料による。

2 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 15 年 12 月 19 日閣議決定）により、役員の退職手当の支給率に関する見直し措置が講じられているが、適用が 16 年 1 月以降であるため、同月以降退職した者については、今回の公表時点においては、同月以降の在職期間に係る退職手当の額が確定せず、全額未支給又は一部未支給となっている者がいる。なお、これらの者に係る公表時点での暫定支給額については、各法人が公表している。

3 退職者の法人での在職期間は各々異なっているが、単純平均の欄については、退職手当（確定額）の支給総額を、支給を受けた人数一人当たりの支給額として算出したものである。

さらに、平成 15 年度の各法人の給与、報酬等の支給状況の総額をみると、多くの法人において 14 年度に比べ減少している状況にある。法人全体では、平成 15 年度は 4,436 億 3,694.9 万円であり、14 年度の 4,525 億 1,524.2 万円に比べて 88 億 7,829.3 万円(▲2.0%)の減少となっている（資料 13 参照）。

表 1-9 給与、報酬等支給総額

(単位：千円、%)

	平成 15 年度	14 年度	比較増▲減
給与、報酬等支給総額	443,636,949	452,515,242	▲8,878,293 (▲2.0)
(参考) 最広義人件費総額	581,780,170	578,274,328	3,505,842 (0.6)

(注) 1 総務省行政管理局の資料による。

2 「給与、報酬等支給総額」は、すべての役員(常勤・非常勤)及びすべての常勤職員(在外職員、任期付職員及び再任用職員を含む。)に対し各年度中に支給した報酬(給与)、賞与、その他の手当及び退職手当(支給該当者がいる場合)の合計額である。

3 「最広義人件費」には、給与、報酬等支給総額のほか、退職手当引当金繰入額、法定福利厚生費、共済組合等の負担金、非常勤職員や臨時職員等に支給した給与が含まれる。なお、平成 15 年度中に特殊法人等から独立行政法人に移行した法人の中には、独立行政法人会計基準に基づき退職給付引当金の計上基準を変更したことに伴い平成 15 年度の最広義人件費総額が増加した法人もある。

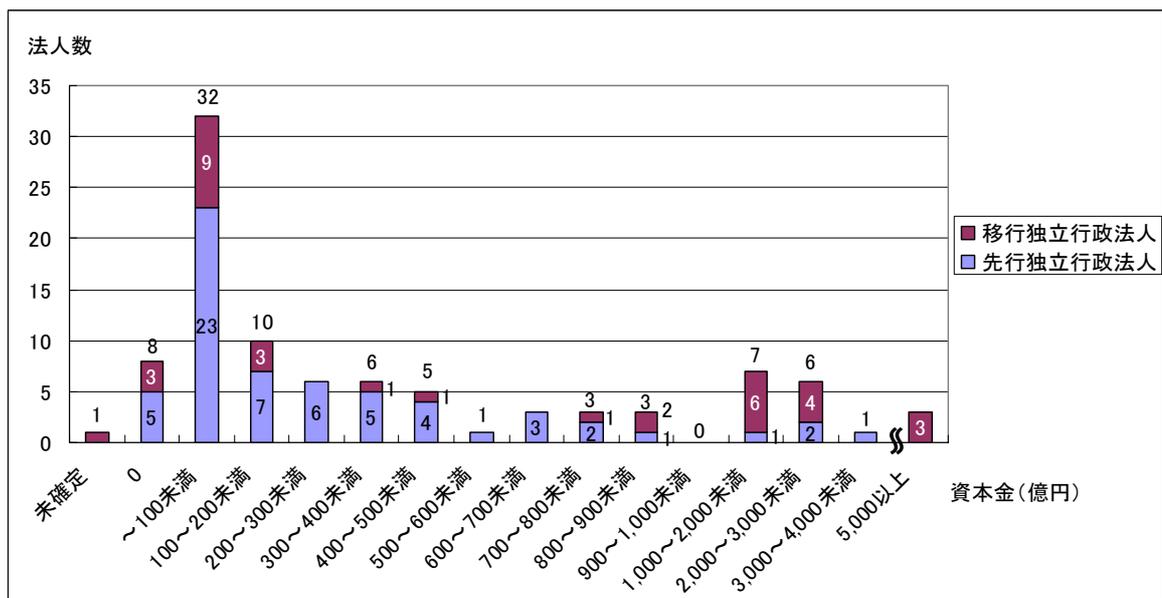
4 独立行政法人の財務・会計

(1) 独立行政法人の資本金

政府が独立行政法人の設立時に行った土地、建物等の現物出資は、法人の資本金として整理されており、平成 15 年 4 月 1 日現在（15 年 4 月 2 日以降に設立された法人については設立日現在）における資本金規模別の法人数（15 年 10 月 1 日に宇宙航空研究開発機構に統合された航空宇宙技術研究所を除く。）の状況をみると、資本金 100 億円未満の法人は 95 法人のうち 40 法人（42%）となっている。また、資本金が 1,000 億円を超えている法人は 17 法人あり、資本金の規模の最も大きい法人は雇用・能力開発機構（8,063 億円）であり、次に緑資源機構（6,119 億円）、宇宙航空研究開発機構（5,444 億円）、国立印刷局（3,008 億円）となっており、移行独立行政法人が 17 法人中 13 法人（76%）を占めている。

なお、資本金を有しない法人は 8 法人あるが、統計センター、国立国語研究所、国立健康・栄養研究所、経済産業研究所及び工業所有権総合情報館は、国の土地、庁舎等を無償で使用している（資料 14 参照）。

図 1-8 資本金規模別の独立行政法人数



(注) 1 当委員会の調査による。

2 平成 15 年 10 月 1 日に宇宙航空研究開発機構に統合された航空宇宙技術研究所は除いている。

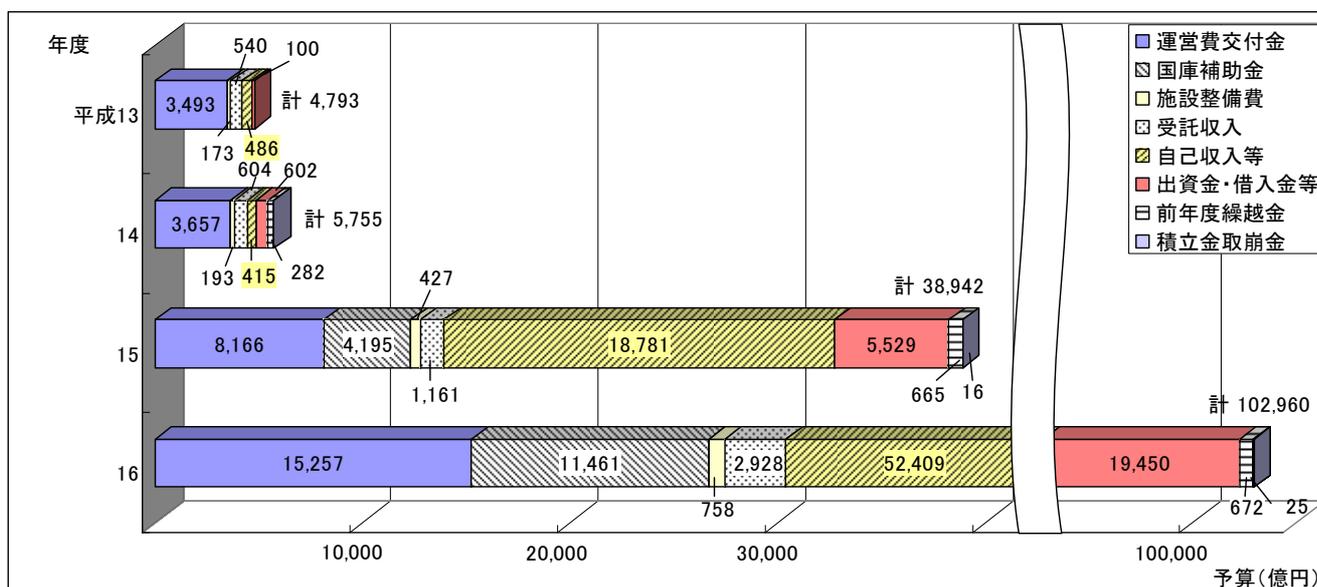
3 平成 16 年 2 月 29 日に設立された石油天然ガス・金属鉱物資源機構については、本報作成時において、その資本金が確定していない。

(2) 独立行政法人の予算の状況

① 全体の状況

独立行政法人における当初予算(自己収入等によるもの及び過年度からの繰り越し分で当該年度予算に組み込まれたものを含む。)の推移をみると、法人数の増加に伴って予算総額も増加してきており、平成 16 年度は 105 法人で 10 兆 2,960 億円となっている(資料 15 から 18 まで参照)。特に、平成 16 年度には自己収入が大幅に増加(15 年度 1 兆 8,781 億円から 5 兆 2,409 億円へ 2.8 倍の増加)している。これは、特殊法人等からの移行法人の増加(自己収入等が最大の移行法人は鉄道建設・運輸施設整備支援機構であり、1 兆 4,214 億円)に伴うものである(資料 18 参照)。

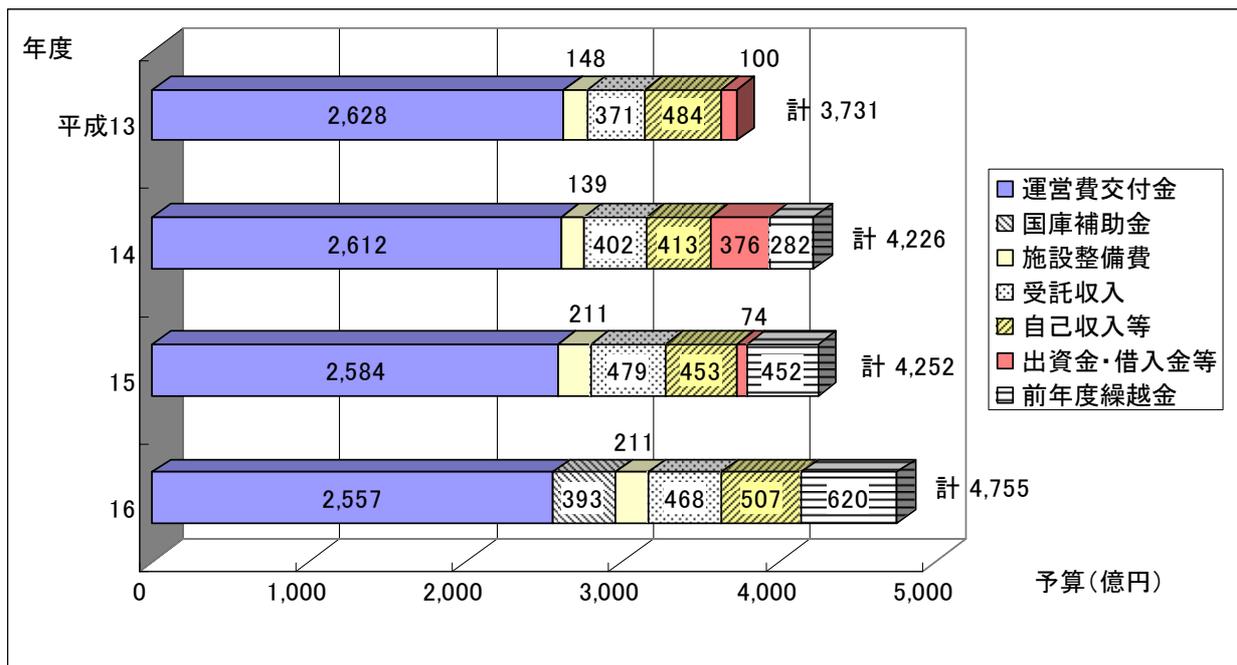
図 1-9 独立行政法人の予算の推移(総額)



(注) 各独立行政法人の各事業年度の年度計画に基づき当委員会が作成した。

平成 13 年度に設立された 57 法人のうち、特殊法人等改革により 15 年 10 月以降に新たな法人への統合等が行われた 4 法人(通信総合研究所、航空宇宙技術研究所、農業技術研究機構及び水産総合研究センター。以下同じ。)を除く 53 法人における予算の推移をみると、運営費交付金が 13 年度の 2,628 億円から 16 年度の 2,557 億円へ 71 億円(2.7%)減少している。また、平成 16 年度には、新たに国庫補助金が 16 法人で計 393 億円計上されているが、いずれも「施設整備資金貸付金償還時補助金」であり、最大のもは産業技術総合研究所の 264 億円である。

図 1-10 経年比較が可能な 53 法人における予算の推移

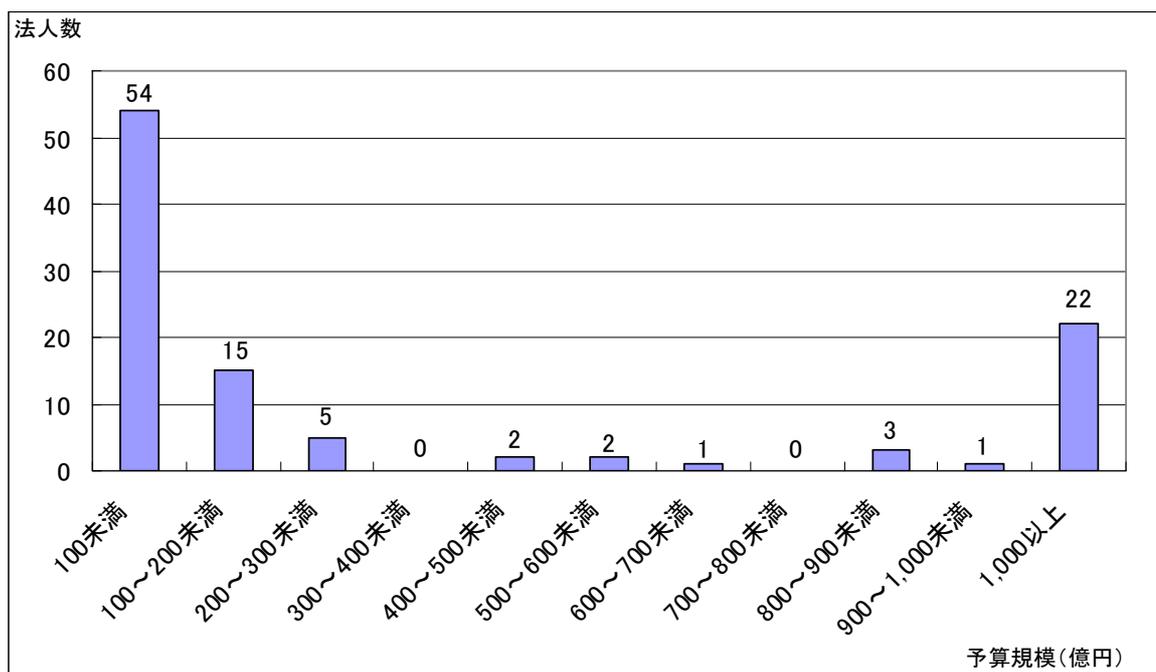


(注) 各独立行政法人の各事業年度の年度計画に基づき当委員会が作成した。

さらに、平成 16 年度の予算規模別に独立行政法人数の状況をみると、100 億円未満の法人が 105 法人のうち 54 法人（51%）あり、過半数を占めている。また、予算規模が 1,000 億円以上の法人は 22 法人あり、最大は鉄道建設・運輸施設整備支援機構（2 兆 3,320 億円）であり、次に石油天然ガス・金属鉱物資源機構（9,225 億円）、国立病院機構（7,982 億円）、日本学生支援機構（7,626 億円）となっている。一方、最も予算規模が小さいものは農業者大学校（約 7 億円）であり、次に国立女性教育会館（約 8 億円）、農薬検査所（約 8 億円）となっている（資料 18 参照）。

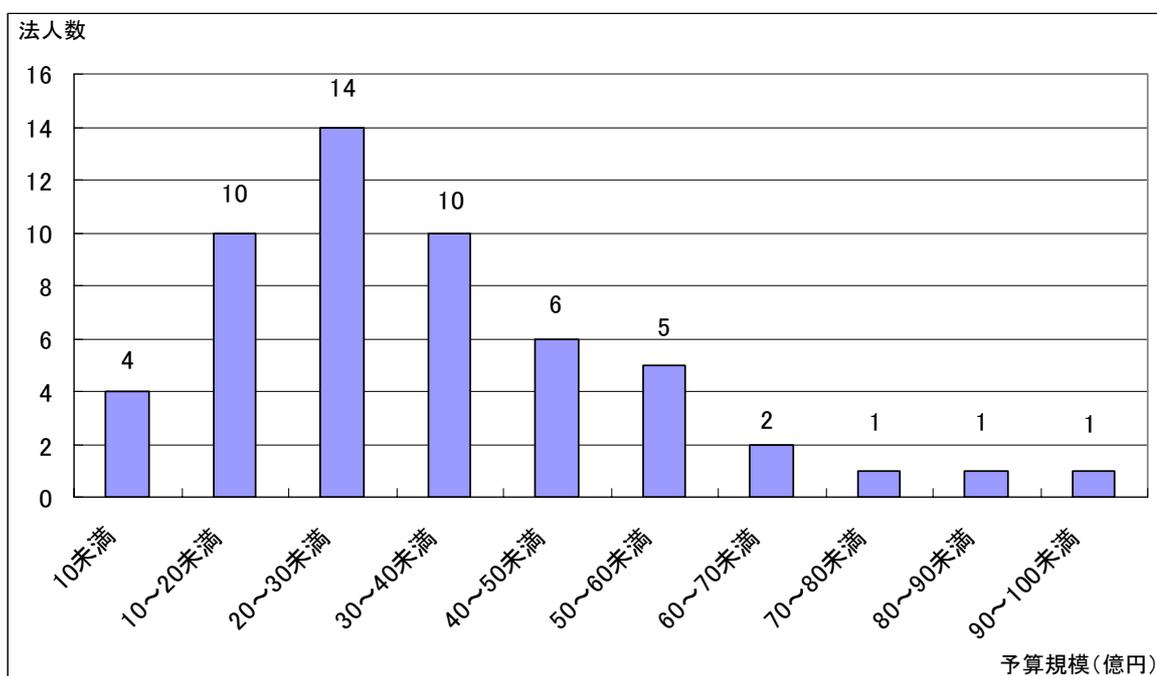
なお、予算規模が 1,000 億円以上の法人については、平成 15 年 10 月以降に特殊法人等改革などに伴って設立された法人が 20 法人（上記 22 法人のうち 91%）あり、大半を占めている。

図 1-11 予算規模別の独立行政法人の状況



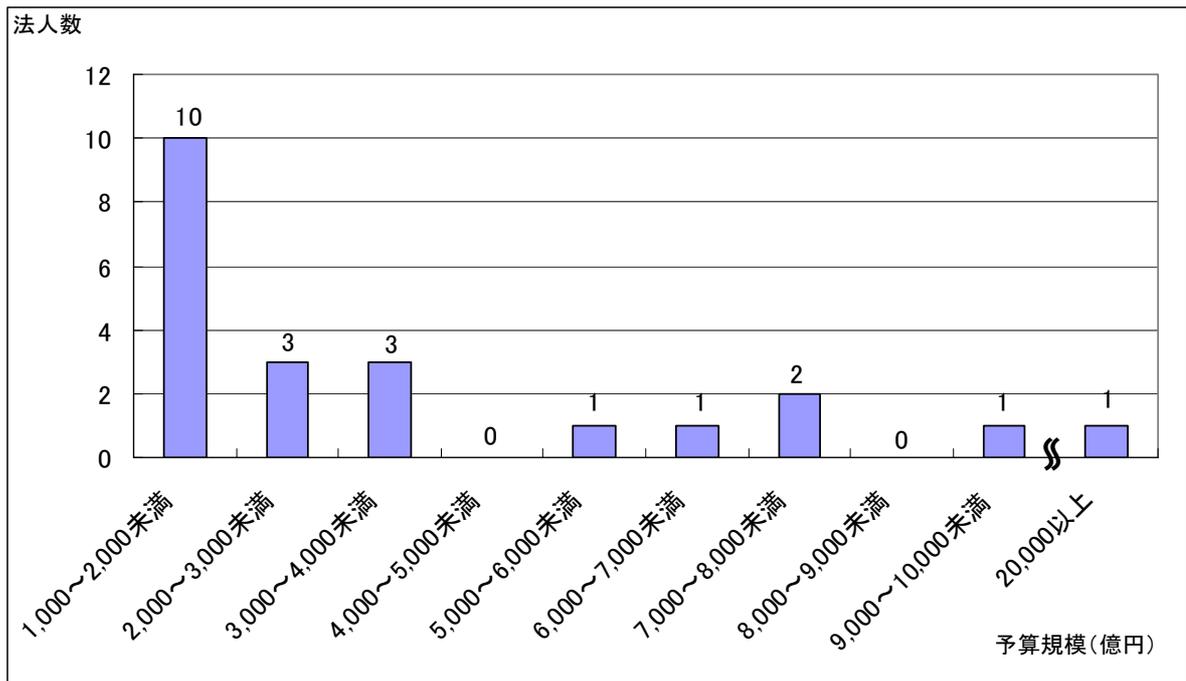
(注) 各法人の年度計画に基づき当委員会が作成した。

図 1-11-2 予算規模別の独立行政法人の状況（予算規模 100 億円未満の法人の内訳）



(注) 各法人の年度計画に基づき当委員会が作成した。

図 1-11-3 予算規模別の独立行政法人の状況（予算規模 1,000 億円以上の法人の内訳）

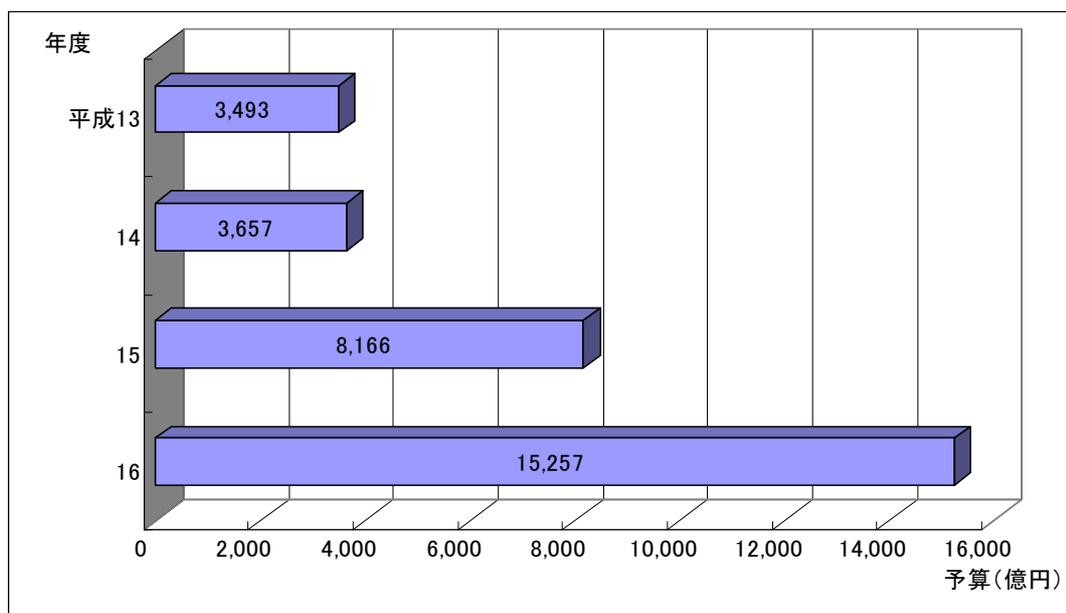


(注) 各法人の年度計画に基づき当委員会が作成した。

② 運営費交付金の状況

独立行政法人に対しては、法人の業務運営の財源に充てるため、毎年、国から運営費交付金が交付されている。独立行政法人の当初予算における運営費交付金（過年度からの繰越しで当該年度の予算に組み込まれたものを含む。）の総額の推移をみると、平成13年度が57法人で3,493億円、14年度が59法人で3,657億円、15年度が95法人で8,166億円、16年度105法人で1兆5,257億円となっている（資料15から18まで参照）。

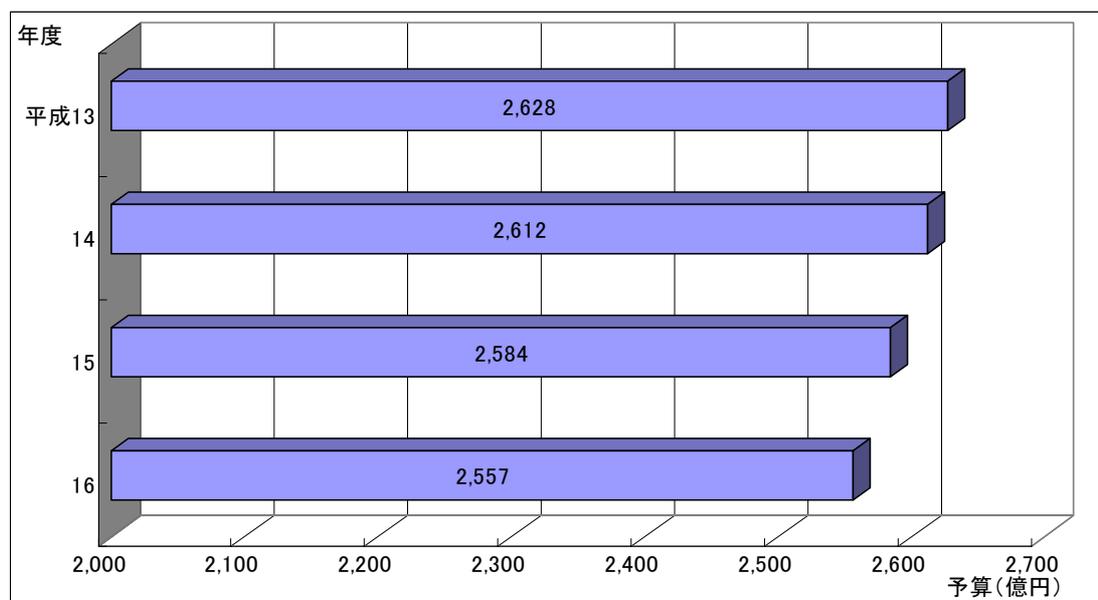
図 1-12 独立行政法人の運営費交付金の推移（総額）



(注) 各法人の各事業年度の年度計画に基づき当委員会が作成した。

また、経年比較が可能な上記の 53 法人における運営費交付金の予算額の推移をみると、13 年度が 2,628 億円、14 年度が 2,612 億円（対前年度比 16 億円（0.6%）減少）、15 年度が 2,584 億円（同 28 億円（1.1%）減少）、16 年度が 2,557 億円（同 27 億円（1.0%）減少）へと年々減少している。

図 1-13 経年比較が可能な 53 法人における運営費交付金の推移



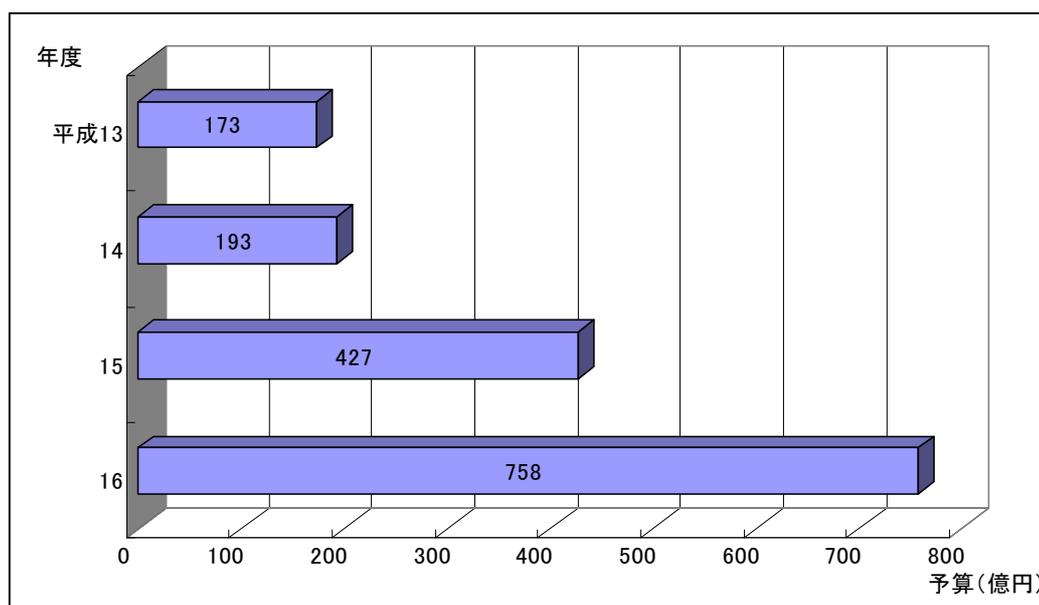
(注) 各法人の各事業年度の年度計画に基づき当委員会が作成した。

③ 施設整備費の状況

独立行政法人に対して、国は、法人が建物等の固定資産の購入等に必要な財源として、施設整備費の補助を行っている。独立行政法人の当初予算における施設整備費補助金の総額の推移をみると、平成 13 年度が 57 法人で 173 億円、14 年度が 59 法人で 193 億円、15 年度が 95 法人で 427 億円、16 年度が 105 法人で 758 億円となっている（資料 15 から 18 まで参照）。

なお、施設整備費補助金については、国の補正予算において、i) 平成 13 年度には、通信総合研究所、物質・材料研究機構、農業技術研究機構、産業技術総合研究所及び海員学校の 5 法人において総額約 62 億円、ii) 14 年度には、通信総合研究所、国立特殊教育総合研究所、農林水産消費技術センター、産業技術総合研究所、土木研究所、国立環境研究所等 17 法人において総額約 565 億円、iii) 15 年度には、統合された宇宙航空研究開発機構において 500 万円削減の追加措置がそれぞれ行われている（資料 19 参照）。

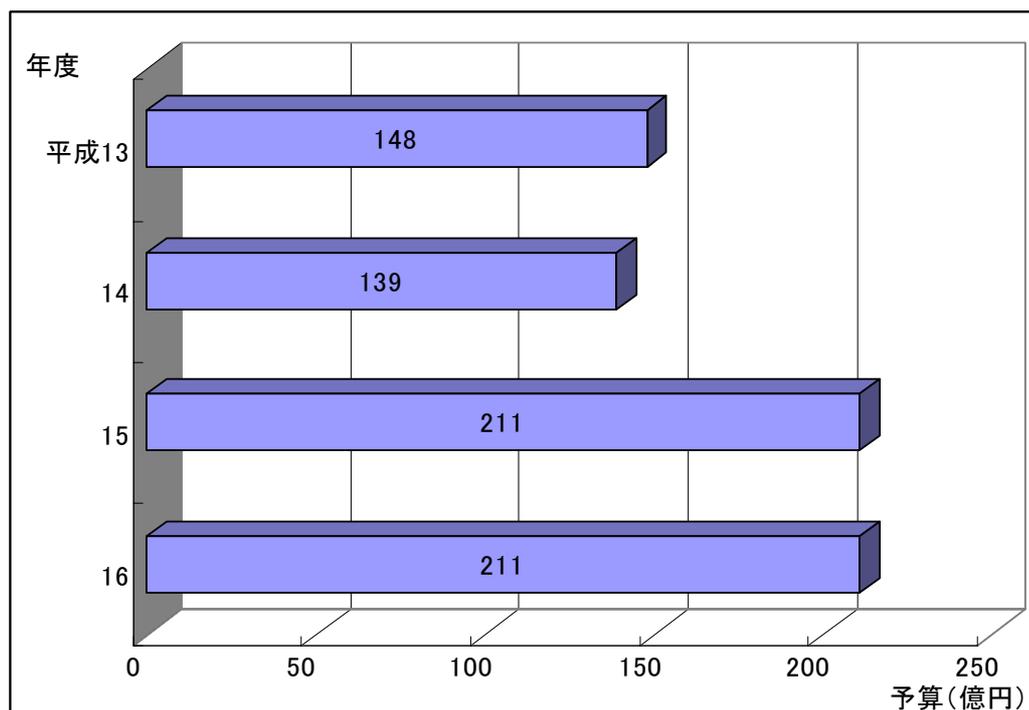
図 1-14 独立行政法人の施設整備費の推移（総額）



(注) 各法人の各事業年度の年度計画に基づき当委員会が作成した。

また、経年比較が可能な上記の 53 法人における施設整備費補助金の当初予算額の推移をみると、13 年度が 148 億円、14 年度が 139 億円（対前年度比 9 億円（6.1%）減少）、15 年度が 211 億円（同 72 億円（51.8%）増加）、16 年度が 15 年度と同額の 211 億円となっている。これらの 53 法人について、補正予算における追加措置をみると、i）平成 13 年度は、物質・材料研究機構、産業技術総合研究所及び海員学校の 3 法人において総額約 24 億円、ii）14 年度は、国立特殊教育総合研究所、農林水産消費技術センター、産業技術総合研究所、土木研究所、国立環境研究所等 14 法人において総額約 481 億円となっている。

図 1-15 経年比較が可能な 53 法人における施設整備費の推移



(注) 各法人の各事業年度の年度計画に基づき当委員会が作成した。

④ 長期借入金の状況

独立行政法人の長期借入金については、個別法に別段の定めがある場合を除くほか行うことができないこととされている（通則法第 45 条第 5 項）。長期借入金等で手当てするような設備資金的な資金需要については、一般的に国が予算上で手当てすべき性格の資金であり、また、独立行政法人に認められている 1 年以内の短期資金のように機動的な手当てが必要となるものではないと考えられるため、通則法において、原則として長期借入金を禁止しているものである。

ただし、構造改革推進のための「緊急対応プログラム」（平成 13 年 12 月 14 日経済対策閣僚会議）による経済対策の一環として、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 1 号。14 年 2 月 8 日公布・施行）により改正された通則法附則第 4 条第 1 項に基づき、当分の間、国は、施設整備のため無利子で貸し付けることができる制度が設けられている（独立行政法人としては無利子借入金）。この場合の法人からの返済について、国は、償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとされ（通則法附則第 4 条第 4 項）、償還期間は 5 年（2 年の据置期間を含む。）が基本とされている（通則法附則第 4 条第 2 項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的事項に関する政令（平成 12 年政令第 316 号。以下「共通事項政令」という。）附則第 2 項）（基本資料 1 及び 11 参照）。

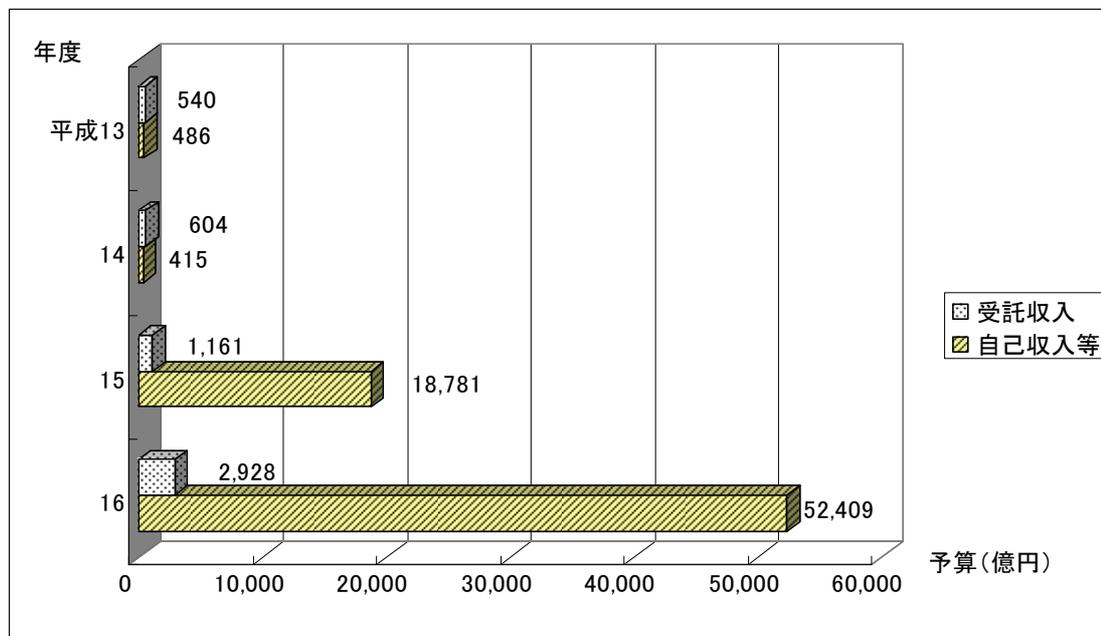
平成 13 年度以降の当初予算における独立行政法人の長期借入金の状況をみると、14 年度に 19 法人で 602 億円、15 年度に 5 法人で 147 億円がそれぞれ計上されており（資料 16 及び 17 参照）、13 年度及び 16 年度は計上されていない。これらの長期借入金は、

いずれも上記の制度に基づく無利子借入金である。また、長期借入金の状況を決算ベースでみると、平成13年度は5法人で16億円、14年度は25法人で740億円の無利子借入れが行われている（資料20及び21参照）。

⑤ 受託収入及び自己収入等の状況

独立行政法人の当初予算における受託収入及び自己収入等の総額の推移をみると、
 i) 国、特殊法人、民間等から委託を受けた研究等の受託収入については、平成13年度が57法人で540億円、14年度が59法人で604億円、15年度が95法人で1,161億円、16年度が105法人で2,928億円となっており、
 ii) 授業料、入場料、検定料等の自己収入等については、13年度が57法人で486億円、14年度が59法人で415億円、15年度が95法人で1兆8,781億円、16年度が105法人で5兆2,409億円（このうち鉄道建設・運輸施設整備支援機構が1兆4,214億円）となっている（資料15から18まで参照）。

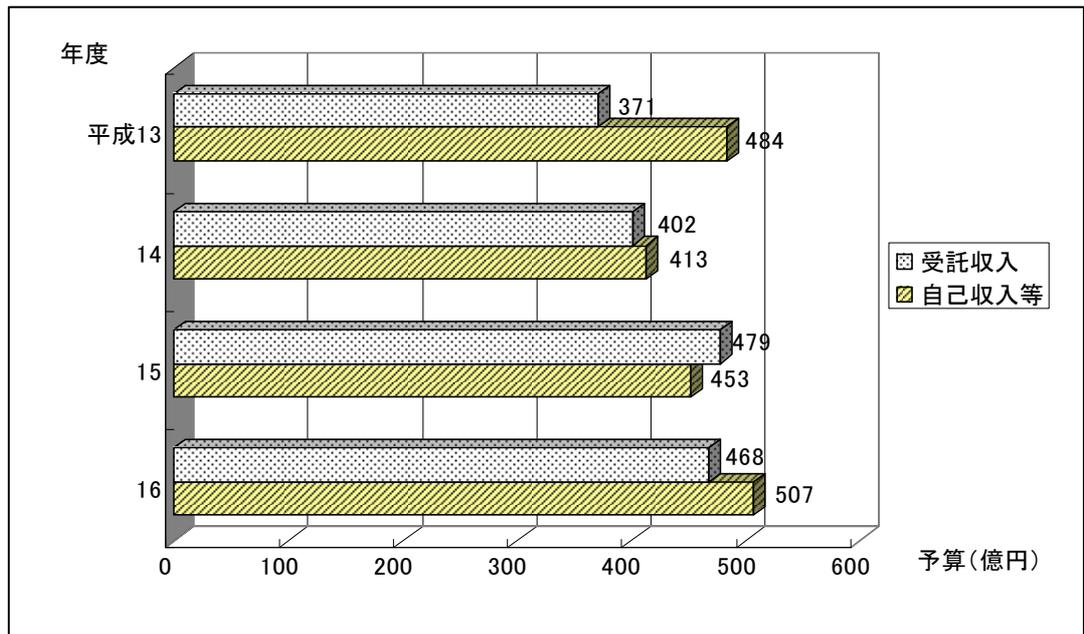
図1-16 独立行政法人の受託収入及び自己収入等の推移



(注) 各法人の各事業年度の年度計画に基づき当委員会が作成した。

また、経年比較が可能な上記の53法人における受託収入及び自己収入等の予算額をみると、
 i) 受託収入については、13年度の371億円から16年度の468億円へ97億円（26.1%）、
 ii) 自己収入等については、13年度の484億円から16年度の507億円へ23億円（4.8%）それぞれ増加している。

図 1-17 経年比較が可能な 53 法人における受託収入及び自己収入等の推移



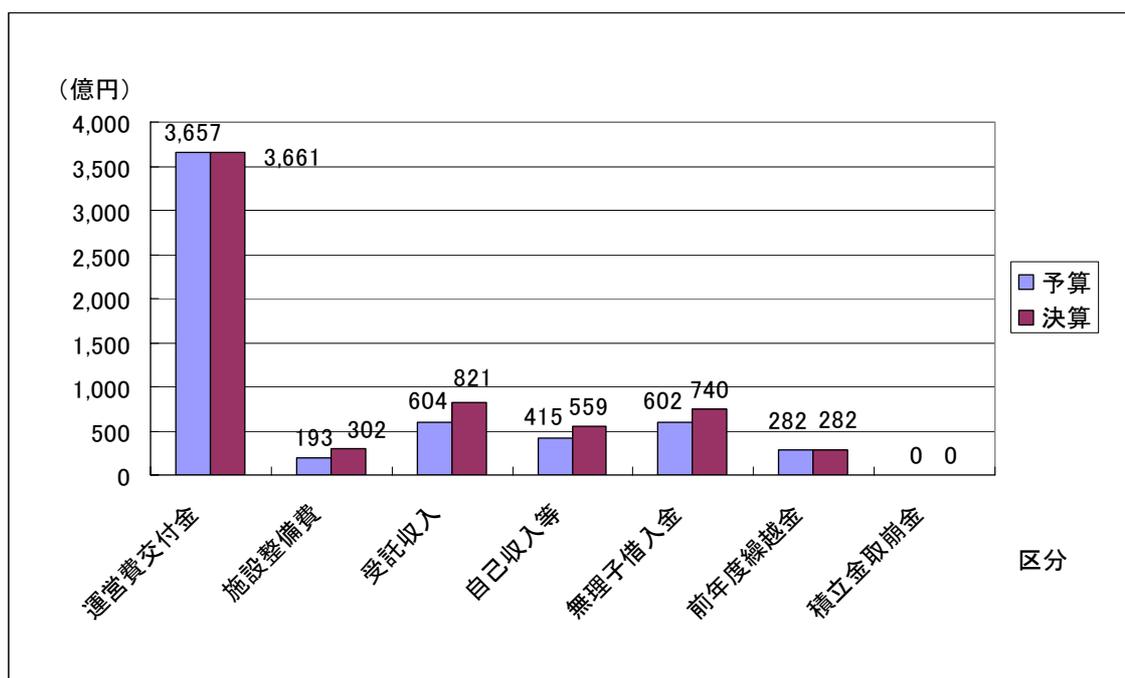
(注) 各法人の各事業年度の年度計画に基づき当委員会が作成した。

(3) 平成 14 年度決算の状況

平成 14 年度までに設立された 59 法人の 14 年度決算の総額は、収入で 6,365 億円、支出で 5,836 億円となっている（資料 21 参照）。

平成 14 年度の収入ベースの決算額を当初予算額（5,755 億円）と比較すると、610 億円（10.6%）増加している。決算額の収入の内訳をみると、運営費交付金が 3,661 億円、施設整備費補助金が 302 億円、国や特殊法人等からの受託収入が 821 億円、自己収入等が 559 億円、無利子借入金 が 740 億円、前年度繰越金が 282 億円及び積立金取崩金が 0.4 億円となっており、14 年度当初予算と比べ、受託収入が 217 億円、自己収入等が 144 億円増加している（資料 16 及び 21 参照）。

図 1-18 独立行政法人の予算と決算（収入ベース）



(注) 各法人の平成 14 年度の年度計画及び決算報告書に基づき当委員会が作成した。

(4) 平成 14 年度における財務の状況

① 独立行政法人の会計処理

ア 会計処理の原則

独立行政法人の会計については、原則として企業会計原則によることとされている（通則法第 37 条）。

なお、企業会計原則は、株式会社等の営利企業を直接の適用対象としているため、公共的な性格を有し、利益を目的とせず、独立採算制を前提としない等営利企業とは異なった特殊性を有する独立行政法人にそのまま適用することは、本来伝達されるべき会計情報が伝達されない等のことにもなりかねないため、独立行政法人の会計については、上記の特殊性を考慮して、企業会計原則に想定されない事項についても別に規定を設け、企業会計原則を一部修正した「独立行政法人会計基準」（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人基準研究会決定。15 年 3 月 3 日改訂）に基づいて処理されている。

また、一定規模（100 億円）以上の資本金を有する法人及び個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる法人については、監事による監査のほか、会計監査人の監査を受けることが義務付けられており（通則法第 39 条及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成 12 年政令第 316 号）第 2 条）、平成 14 年度は 59 法人のうち 32 法人において、会計監査人による監査が実施された（資料 22 参照）。

なお、会計監査人による監査については、共通事項政令の一部改正（平成 15 年政令第 318 号）により、平成 15 年 10 月から、新たに、負債の部に計上した金額の合計額が 200 億円以上に達している法人も対象とされた（共通事項政令第 2 条第 2 号）（基

本資料 11 参照)。

イ 運営費交付金の会計処理方法

独立行政法人特有の制度である運営費交付金は、独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、業務がなされるまでは交付金の交付をもって収益と認識することは適当ではないことから、その会計処理方法については、「独立行政法人会計基準」において、「独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理するものとする。運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする」、「運営費交付金債務は中期目標の期間中は業務の進行に応じてその収益化を行うものとする」（独立行政法人会計基準第 80「運営費交付金の会計処理」1 及び 2）とされている。また、この収益化の方法については、同会計基準の注解において、i) 業務の達成度に応じて収益化を行う方法（成果進行型）、ii) 一定の期間の経過を業務の進行とみなし収益化を行う方法（期間進行型）、iii) 業務のための支出額を限度として収益化する方法（費用進行型）の 3 つの考え方が示されている（独立行政法人会計基準注解<注 57>「運営費交付金の会計処理について」2(1)～(3)）。

平成 14 年度までに設立された 59 法人のうち、運営費交付金が交付されていない日本貿易保険を除く 58 法人について運営費交付金の収益化の方法をみると、約 9 割に当たる 51 法人が費用進行型の方法のみを採用しており、残りの 7 法人については、業務内容等に応じて、i) 成果進行型と期間進行型の方法を使い分けているものが 4 法人、ii) 3 つの方法すべてを使い分けているものが 3 法人となっている（資料 23 参照）。

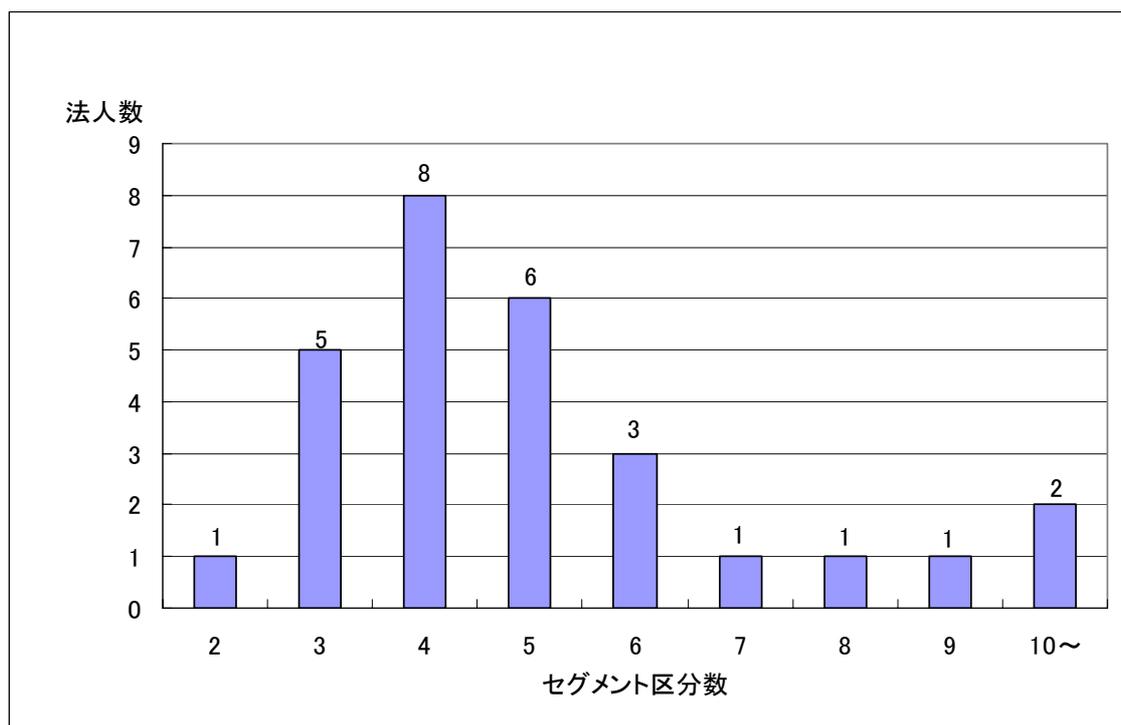
ウ セグメント情報の開示

独立行政法人においては、独立行政法人会計基準第 78(改訂前の基準第 71)により、貸借対照表や損益計算書等の内容を補足するための附属明細書の一つとして「開示すべきセグメント情報」を明らかにすることとされており、また、同セグメント情報は、独立行政法人会計基準第 42(改訂前の基準第 35)により、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考としつつ、当該法人の業務内容等に応じて、各法人において個々に定めることとされている。

平成 14 年度までに設立された 59 法人について、14 年度の附属明細書におけるセグメント情報の開示状況をみると、53%に当たる 31 法人が情報開示を行っている。セグメント区分の方法としては、個別法等に基づく法定区分の経理によって行っているものが 4 法人みられるほか、法人が独自に定めた区分として、研究分野別や事業別等業務の内容別に区分されているものが 23 法人(1 法人は法定区分の経理によっている法人と重複計上)、研究所等の施設別に区分されているものが 5 法人みられる。

法人独自の区分によりセグメント情報を提供している 28 法人について、セグメント区分数別の法人数をみると、4 区分としているものが 8 法人と最も多く、次に、5 区分としているものが 6 法人となっている。また、最も区分数の多いものは農業技術研究機構であり、12 区分としている（資料 24 参照）。

図 1-19 セグメント区分の実施状況（法定以外）



(注) 各法人の平成 14 年度の財務諸表（附属明細書）に基づき当委員会が作成した。

エ 連結財務諸表の作成

独立行政法人については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）により、民間企業等に対する出資を業務として実施するものも特殊法人等から移行して設立されることから、15 年 3 月 3 日、独立行政法人会計基準及び同注解が改訂され、独立行政法人とその出資先の会社等を公的な資金が供給されている一つの会計主体としてとらえ、公的な主体である独立行政法人の説明責任を果たす観点から、連結財務諸表に関する基準が新たに設けられ、個別財務諸表とともに開示するものと位置付けられた。

② 損益の状況

平成 14 年度までに設立された 59 法人（平成 13 年度は 57 法人）について、14 年度の業務実績における損益計算書上の損益の状況をみると、次のとおり、53 法人（同 52 法人）が合計で 260 億円（同 499 億円）の利益を計上し、5 法人（同 4 法人）が合計で 1,500 万円（同 1,000 万円）の損失を計上しており、残りの 1 法人（同 1 法人）については損益ゼロとなっている。

なお、計上されている利益については、国からの建物等の現物出資に伴う消費税の還付金、受託収入により購入した固定資産の未償却残高見合い等が含まれている。

表 1-10

平成 14 年度の損益の状況

(単位：百万円)

区 分	利 益	損益なし	損 失
法 人 数	53 (52)	1 (1)	5 (4)
金額合計	26,002 (49,935)	0 (0)	▲15 (▲10)

(注) 1 各法人の損益計算書に基づき当委員会が作成した。

2 各欄の()内は、平成 13 年度の損益の状況である。

個々の法人における利益の額は、最大のものが日本貿易保険の 72 億 3,300 万円、次に通信総合研究所の 63 億円、産業技術総合研究所の 53 億 400 万円、家畜改良センターの 10 億 8,800 万円、農業技術研究機構の 9 億 2,200 万円となっている。

また、損失を計上している法人は 5 法人（13 年度は肥飼料検査所、海技大学校、国立国語研究所及び航空大学校の 4 法人）あり、製品評価技術基盤機構 1,000 万円、国立公文書館 300 万円、農業者大学校 100 万円、海技大学校 100 万円及び航空大学校の 1 万円となっている（資料 25 参照）。

③ 運営費交付金債務の状況

独立採算制を前提としない独立行政法人に対しては、国の予算において所与の財源措置を行うものとされ（通則法第 46 条）、平成 14 年度においては、運営費交付金として、58 法人（13 年度は 56 法人）（日本貿易保険には運営費交付金が支給されていない。）に対して総額 3,657 億 5000 万円（同 3,493 億 2600 万円）が交付されている。また、運営費交付金については、特定の年度において使い残しが生じた場合には年度を越えた使用が可能となるよう「運営費交付金債務」として繰り越されることとなるが、平成 14 年度においては、56 法人（13 年度は 52 法人）で 273 億 8,200 万円（同 205 億 7,900 万円）が運営費交付金債務として 15 年度に繰り越されている。また、個々の法人について、運営費交付金債務をみると、最大は航空宇宙技術研究所の 47 億 7,000 万円、次は産業技術総合研究所の 37 億 7,400 万円、自動車検査の 17 億 9,000 万円となっている（資料 26 参照）。

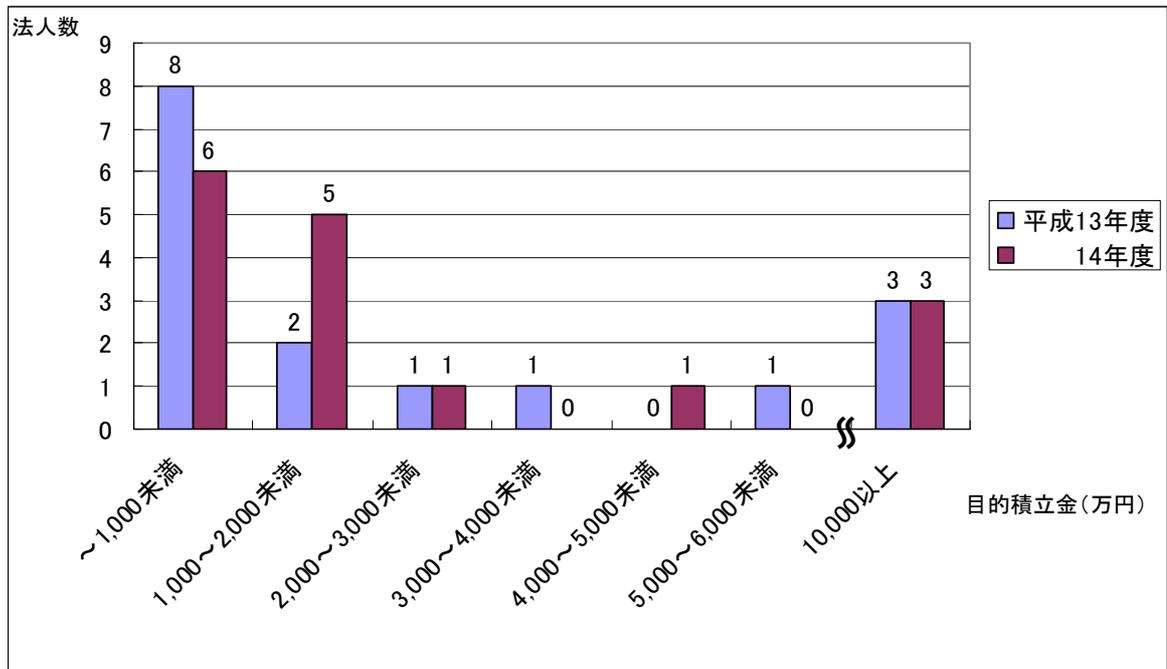
④ 経営努力の認定に基づく目的積立金の状況

独立行政法人は、通則法第 44 条第 3 項により、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、法人の経営努力により生じた額として主務大臣の承認する金額（以下「目的積立金」という。）について、翌年度以降、中期計画の「剰余金の使途」の項目で定めておいた使途に充てることができることとされており、その額は、法人における経営努力を示す指標の一つとしても位置付けられる。

平成 14 年度決算における利益は、上記のとおり、53 法人で総額 260 億円となっているが、目的積立金として主務大臣の承認を受けているのは、16 法人（平成 13 年度決算時では 16 法人）で総額 7 億 9,300 万円（同 6 億 100 万円）となっている。目的積立金額の規模別法人数をみると、1,000 万円未満のものが 6 法人（同 8 法人）あり、最も多い。

また、1億円以上のものが3法人（同3法人）あり、最大は国立博物館の3億4,086万円（業務拡充積立金、施設改修積立金）、次に国立美術館の1億5,430万円（美術作品購入・修理積立金等）、産業技術総合研究所の1億2,341万円（研究施設等整備積立金）となっている（資料27参照）。

図1-20 目的積立金の状況



(注) 各法人の平成13年度及び14年度の財務諸表（附属明細書）に基づき当委員会が作成した。

また、平成13年度決算及び14年度決算において、目的積立金の主務大臣承認を受けている法人は22法人あり、両年度とも目的積立金を計上しているものは10法人（通信総合研究所、国立美術館、国立博物館、文化財研究所、産業医学総合研究所、家畜改良センター、産業技術総合研究所、土木研究所、建築研究所及び港湾空港技術研究所）となっている。

なお、平成14年度に、中期計画であらかじめ定めた用途に充てるため、目的積立金の取崩しを行っている独立行政法人は3法人（文化財研究所、国立健康・栄養研究所及び農業工学研究所）あり、i) 文化財研究所は、調査研究事業積立金4,037万円を測量法改正に伴う座標変換業務（2,015万円）及び同業務を行うための資産購入（2,023万円）に、情報公開事業積立金3,961万円をネットワークシステム及びデータベースの充実、飛鳥資料館情報発信システムの構築（1,095万円）並びに同システムの構築等のための資産購入（2,866万円）に、ii) 農業工学研究所は、試験研究用機器更新等積立金118万円を英語指導員に対する謝金にそれぞれ充てている（国立健康・栄養研究所は、674万円の目的積立金の取崩しを行っている（損益計算書）が、附属明細書に「目的積立金の取り崩しの明細」を添付していない。）。

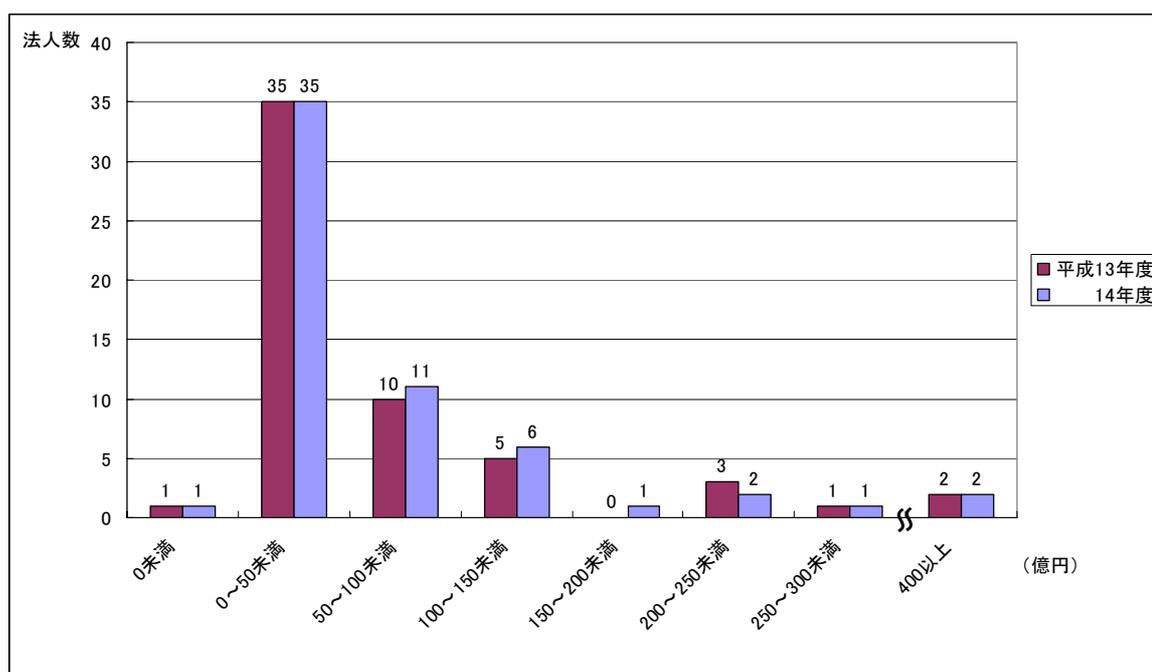
⑤ 行政サービス実施コストの状況

独立行政法人においては、法人の業務運営に関して、納税者たる国民の負担に帰せられるコストを明らかにすることを目的として、主務省令に基づき、「行政サービス実施コスト計算書」を財務諸表の一つとして作成することとされている。同計算書は、「業務費用」、「損益外減価償却相当額」、「引当外退職手当増加見積額」及び「機会費用」（国有財産の無償使用及び国の出資等を行っていないならば、本来国の収入となったと考えられる国民負担額）で構成されており、これらから算出される行政サービス実施コストには、実質的に国民負担に帰するコストが網羅的に含まれることから、法人の評価に当たって、これを用いることにより、法人の業務によりもたらされるベネフィットとの比較検討を行うことが可能となる。

平成14年度までに設立された59法人について、14年度の行政サービス実施コストの状況をみると、業務費用が3,552億1,700万円、損益外減価償却相当額が607億1,100万円、引当外退職手当増加見積額がマイナス45億2,600万円、機会費用が184億3,200万円となっており、合計では4,298億3,800万円の国民負担となるコストが生じている。

行政サービス実施コストの規模別の法人数をみると、50億円未満のものが35法人あり、最も多い。個々の法人における行政サービス実施コストの額について、最大は産業技術総合研究所の789億3,000万円、次に農業技術研究機構の402億1,900万円となっている。また、その額が最小ものは、国から運営費交付金の交付を受けていない日本貿易保険がマイナス約60億7,700万円（利益が生じている。）、次に大学入試の検定料収入等を得ている大学入試センターが1億6,200万円、農業者大学校が6億7,800万円となっている（資料28参照）。

図1-21 行政サービス実施コスト規模別の法人数



(注) 各法人の平成13年度及び14年度の財務諸表（附属明細書）に基づき当委員会が作成した。

5 評価結果の予算等への反映状況

(1) 評価結果の反映状況

ア 府省評価委員会の評価結果の反映状況

独立行政法人の効率的・効果的な運営、国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図るためには、まずもって府省評価委員会が行う評価結果の着実な反映が重要である。

平成13年度及び14年度業務実績に関して府省評価委員会が行った評価結果の予算等への反映状況をみると、逐次、改善が図られており、例えば、運営費交付金の見直し（縮減）、役職員の身分の公務員から非公務員への変更、会計処理基準への成果進行基準、期間進行基準の導入、配置職員数の削減の前倒し実施、提供サービスの向上等に反映されてきている。

表1-11 府省評価委員会の平成13年度及び14年度業務実績に関する評価結果の主な反映事例

独立行政法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
大学入試センター	平成14年度に、本人に送付する試験成績通知書について、各種の注意喚起の実施により、返送数を削減（約▲1,000通）
国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家等	平成14年度に、施設のバリアフリー化を推進するため、宿泊室やトイレの改修等を実施。また、分煙施設の整備等を推進
国立博物館	平成14年度から、常展の観覧料について、小中学生の無料化、外国人の割引を実施
さけ・ます資源管理センター	平成15年度年度計画に、経費節減目標として、「人件費を除く経費の2%を節減」と明記
経済産業研究所	① 平成13年度業務実績からみて、中期計画での指標が低すぎた事項（例. 論文数）について、平成14年度に年度計画の指標の見直し（評価も見直し後の指標により実施）を行うとともに、中期計画の指標も見直しを行い、15年6月30日付けで変更認可済み ② 運営費交付金の会計処理について、平成15年度から、従来の費用進行型基準に代えて、i) 成果進行基準（研究業務費（人件費を除く。）、政策提言・普及業務費及び資料収集管理費）、ii) 期間進行基準（人件費及び一般管理費）を導入
工業所有権総合情報館	平成14年11月から「特許流通促進事業の在り方に関する調査検討委員会」を開催。その検討結果を踏まえ、事業の質的向上の視点も考慮して中期計画の数値目標を見直し、その一部を変更
産業技術総合研究所	役職員の身分について、平成17年度から、「国家公務員」（特定独立行政法人）から「非国家公務員」（非特定独立行政法人）に変更（第159回通常国会に法案を提出。16年6月3日、衆議院本会議において可決、成立。16年6月9日公布（平成16年法律第83号）。非国家公務員化については、17年4月1日施行）

交通安全環境研究所	<p>① 外部からの受託研究・試験を増加（平成13年度の35件、約4億9,300万円から14年度の42件(7件増)、約19億1,200万円（約14億1,900万円増））</p> <p>② 自己評価において、研究課題ごとに人件費も含めた総コストを捉えることを可能とする仕組みを整備（平成15年度研究計画の事前評価から活用）</p>
海上技術安全研究所	平成14年度業務実績評価から、研究期間について、内部評価において評価し、人員配置については、エフォート（研究専従率）を作成。平成15年度からは、直接研究費に加え、間接研究費を反映させた新たな研究マネジメント制度により、研究期間、人員配置等研究資源の最適配置を実施
電子航法研究所	<p>平成14年度業務実績評価から、自己評価体制を整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度計画のアクション・アイテム・リスト及び計画線表を作成し、進捗度・達成度を管理。管理責任者の自己評価結果を企画会議で評価 研究者の自己評価を活用することにより、研究計画・評価制度を改善、エフォート（研究専従率）の活用
海技大 学 校	平成15年度から、教官について、教養科教室を廃止し、所属教官を航海科教室及び機関科教室に振り分け、専門科目の一部も分担させるなど、弾力的配置
航海訓練所	練習船の運航設備の近代化等を踏まえ、安全の阻害及び実習訓練レベルの低下を招かないよう検討した結果、帆船定員は65人、汽船定員は59人に削減。また、要員削減（13人）の実施期限を「平成17年度末」から「平成16年度末」に前倒し
海員学校	平成15年度以降、内航船における司ちゅう・事務科に対する将来的なニーズの規模を把握するため、内航船社へのアンケート調査を実施するとともに、国土交通省で開催している「内航乗組員制度検討会」の動向等も踏まえ、司ちゅう・事務科の制度設計の抜本的な見直しを検討
航空大 学 校	受験者数を増加させるため、平成14年度に、受験基準の緩和、広報活動強化等を実施。その結果、受験者数も増加

(注) 平成14年度の評価に基づき当委員会が作成した。

イ 当委員会の意見の反映状況

当委員会は、上記の府省評価委員会の平成13年度業務実績及び14年度業務実績に関する評価結果について、それぞれ評価を行い、必要な意見を述べてきた。当委員会の評価結果に基づく意見の予算等への反映状況をみると、逐次、改善が図られており、例えば、予算の見直し（縮減）、運営費交付金の縮減、年度計画への数値目標の設定、評価基準の見直し、段階別評価の評語の意義の明確化、評価単位の細分化等に反映されてきている。

表 1-12

当委員会の意見の反映事例

① 13年度業務実績評価第1次意見

独立行政法人名	当委員会の意見の反映の概要
通信総合研究所	平成13年度における定常業務に関して、効率化により予算の4割程度の執行で所要の成果が得られていることを踏まえ、15年度予算から関係経費を縮減（平成13年度202百万円→15年度84百万円）
消防研究所	受託収入について、平成15年度の年度計画に、運営費交付金に対する受託収入の割合8%を獲得することを目指す旨の数値目標を明記
大学入試センター	文科省評価委員会による大学入試センターの平成14年度業務実績評価では、自己収入充当分を含めたセンターの業務全体の経費削減について評価を実施
国立美術館	文科省評価委員会による国立美術館の平成14年度業務実績評価では、各館ごとに、業務・財務の両面について、適切に個別評価（各館ごとの区分評価）を実施
産業安全研究所	運営費交付金の見直し（平成14年度：12.7億円→15年度：11.1億円（▲1.5億円））
肥飼料検査所	農水省評価委員会による平成14年度の肥飼料検査所の立入検査等の評価では、検査対象数の削減、合理化といった効率化の状況の評価に加え、検査の充実状況も評価
土木研究所等	国交省評価委員会による土木研究所等の平成14年度業務実績評価では、個々の研究業務の進捗状況及び予算、収支計画等の実施状況を年度評価の対象に追加（さらに、それらの法人の15年度計画では、個々の研究業務ごとに年度内に実施すべき内容を明記）
海員学校	国交省評価委員会による海員学校の平成14年度業務実績評価では、各校ごとの業務の状況を踏まえた評価を実施（各校ごとの財務の状況を踏まえた評価は未実施であったため、14年度業務実績評価意見で再度指摘）
航空大学校	国交省評価委員会による航空大学校の平成14年度業務実績評価では、就職率を参照することとともに、既卒未就職者へのサポートの実施についても評価を実施

(注) 平成14年度の評価に基づき当委員会が作成した。

② 13年度業務実績評価第2次意見

府省評価委員会名	当委員会の意見の反映の概要
各府省評価委員会共通	平成14年度業務実績評価結果では、評価結果を概算要求に反映できるよう、8月中にこれを取りまとめ（取りまとめ時期を前倒し）
内閣府評価委員会	平成14年度業務実績評価では、目標どおりであった場合と目標を上回った場合を同一に取り扱うことを改めるべく、評価基準を変更し、評価段階を追加

総務省評価委員会	① 平成14年度業務実績評価では、段階別評価の評語の意義を明確化（「概ね達成」：目標の80%程度以上を達成、「十分達成」：目標をほぼ100%達成） ② 総務省評価委員会による通信総合研究所の平成14年度業務実績評価では、評価単位を細分化（13年度13項目→14年度22項目）
農水省評価委員会	① 農水省評価委員会の平成14年度業務実績評価では、受動的業務等実績が毎年あるとは限らないものについて、実績があった場合のみ評価を行うこととする等評価基準を変更 ② 農水省評価委員会による家畜改良センター、農業者大学の平成14年度業務実績評価では、総合評定の経年比較が可能となるよう、評価基準を変更
国交省評価委員会	① 国交省評価委員会による平成14年度業務実績評価では、個別業務評価（法人の自己評価が説明責任を果たしているかどうかについてのアカウントビリティ評価）を廃止 ② 国交省評価委員会による平成14年度業務実績評価では、評価段階数の細分化を実施（2段階→4段階）

（注）平成14年度の評価に基づき当委員会が作成した。

③ 14年度業務実績評価意見

独立行政法人名	当委員会の意見の反映の概要
経済産業研究所	運営費交付金の大幅見直し（平成15年度：17億円→16年度：16億円（▲1億円縮減））
自動車検査	運営費交付金の大幅見直し（平成15年度：108億円→16年度：89億円（▲18億円縮減））

（注）平成14年度の評価に基づき当委員会が作成した。

(2) 役員報酬及び人事への反映の公表状況

独立行政法人の毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後の業務実績に対する府省評価委員会の評価結果については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）及び「公務員制度改革大綱」（平成13年12月25日閣議決定）において、「独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬（役員給与・退職金の大幅カットを含む。）や役員人事（解任を含む。）に反映させる。」とされている。さらに、その反映状況については、「独立行政法人の業務の実績についての評価結果の役員報酬、人事への反映について」（平成14年5月31日内閣官房行政改革推進事務局事務連絡）により、各法人は毎年度公表することとされている。

評価結果の役員報酬への反映状況については、平成16年6月末までに、各府省及び各法人のホームページ等において、役職員の報酬・給与等の公表の一環として、「平成15年度における役員報酬についての業績反映のさせ方」欄により公表されているところであるが、評価結果に基づく役員報酬の増減を行っている法人はみられない。

なお、評価結果の人事への反映状況を公表している法人はみられない。

<p>○ 「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)(抜粋)</p> <p>Ⅲ 特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項</p> <p>3 独立行政法人</p> <p>(2) 組織及び運営の基本</p> <p>ハ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるといふ独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。</p> <p>○ 「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定)(抜粋)</p> <p>Ⅱ 新たな公務員制度の概要</p> <p>3 適正な再就職ルールの確立</p> <p>(2) 特殊法人等への再就職に係るルール</p> <p>③ 独立行政法人</p> <p>イ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるといふ独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。</p>

(3) 法人の予算等への反映の公表状況

独立行政法人の業務実績に対する評価の予算への反映状況については、平成 14 年 7 月 9 日の閣議後の閣僚懇談会において、小泉内閣総理大臣から、独立行政法人の 13 年度業務実績の評価の結果を、予算等に速やかに反映させるとともに、その反映状況を国民に分かりやすい形で、積極的に公表するよう指示等が行われたところであるが、16 年 4 月に至っても、評価結果の予算への反映状況を公表している法人はみられない。

(トピック)

国際協力機構

独立行政法人国際協力機構（平成 15 年 10 月に国際協力事業団から移行）は、理事長に民間から緒方貞子前国連難民高等弁務官を迎えるとともに、同理事長の指揮の下、改革の柱として「現場主義」を掲げ、16 年 4 月以降、途上国のさまざまな開発問題により的確かつ迅速に対応できるよう体制の整備・強化を図るとともに、従来以上に在外事務所の人員を増強するなどの新たな運営を行っている。

① 「現場主義」に対応した本部、国内機関の再編等

i) 国別・地域別アプローチの強化

我が国の援助政策に基づき、各国・地域のニーズにきめ細かく応えるため、地域別に設置されている部の再編統合を行い、従来の「アフリカ・中近東・欧州部」から「アフリカ部」を分離・独立して、4 部体制から 5 部体制に充実強化した。

これらの新しい地域部は、国別・地域別の援助計画策定機能に特化し、在外事務所（ODA タスクフォース）への支援を通じて、在外事務所と一体となった協力プログラムの発掘形成を推進する。併せて、緒方理事長のイニシアチブのもと、事業実施の責任と権限を本部から在外事務所へ移管する「権限移譲」を進める。

ii) 課題別アプローチ強化

開発課題へのアプローチを強化するため、従来の技術協力プロジェクトを担当する 5 部と開発調査を担当する 3 部とを再編統合し、課題別の 5 部（社会開発部、人間開発部、地球環境部、農村開発部、経済開発部）を設置した。

これらの課題別の部の設置により、1 つの部の中で、技術協力プロジェクト、開発調査、専門家派遣等を組み合わせることにより、調整コストの削減とともに、柔軟かつ結果に対する責任を明確にした実施運営を進める。

iii) 迅速かつ柔軟な事業実施体制の強化

従来の「課長」、「課長代理」を廃止し、本部と国内機関にチーム制を導入し、責任と権限を移譲して意思決定の質とスピードを高めることとした。この結果、本部は 46 グループ・146 チーム、国内機関は 5 グループ・56 チームとなり、本部定員の削減に併せて課長代理以上のポストを 1 割削減して組織のフラット化を図った。

iv) 人事制度改革

年功的色彩の強かった給与制度を職務内容と勤務成績をより適切に反映した給与制度に変更するなど、人件費を長期的に抑制しながら、職員の活力を向上させる人事制度改革を実施した（平成 16 年 7 月適用）。

② 「現場主義」に対応した人員配置

「現状では、本部と在外事務所の人員構成が約 2 : 1 であるが、多様化する援助ニーズにいかに対応、迅速に対応していくことができるか、現場が重要」との理事長の認識の下、平成 18 年度末までに、国内からの配置転換等により、在外事務所の人員を約 200 人増強して国内と在外事務所の人員比率を同程度とすることとし、16 年度中には約 130 人を増強する。

(トピック)

国立病院機構

独立行政法人国立病院機構（平成 16 年 4 月に国立病院から移行）では、理事長に矢崎義雄前国立国際医療センター総長を迎え、国民の医療需要の変化や医療制度に関する諸課題を的確に捉えた上で、その独自性・自主性を最大限に発揮して、与えられた役割を適切に果たし、国民医療の向上に貢献していくこととしている。また、患者の目線に立った国民に満足される安心で質の高い医療の提供、国立病院機構のネットワークを活かしたエビデンス（Evidence）の形成及び良質な医療人の育成を目指すとともに、業務運営のあり方全般を見直して、効率的かつ効果的な業務運営を可能とする体制を確立することとしている。

国立病院機構の中期目標期間における主な取組の例は、次のとおりである。

① 医療サービスの向上への取組

患者の目線に立った医療の確立を目指し、中期目標の期間中に、患者が主治医以外の専門医のアドバイスを求めた場合に適切に対応できるような「セカンドオピニオン制度」を導入する。また、患者満足度調査を毎年実施し、その結果を踏まえて患者の利便性に考慮した多様な診療時間の設定、待ち時間対策等のサービス改善を図ることとしている。特に、調査項目全体の評価結果について平均値以下の評価となった病院については、サービス内容を具体的に見直し、平均値以上の評価を受けられるよう改善を図る。

質の高い医療の提供を図る観点から、チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、「クリティカルパス」（医療の工程管理）の活用を推進することとし、平成 15 年度に比べて、中期目標期間中に、クリティカルパス実施件数について 50%以上の増加を目指すこととしている。

② 運営の効率性の向上への取組

独立行政法人への移行に伴い、効率的な管理運営組織体制を確立するため、平成 15 年度末の 8 ブロックを 16 年 4 月 1 日に 6 ブロックに改組した。併せて、機構本部・ブロックの職員配置について、平成 15 年度末の厚生労働省国立病院部及び地方厚生（支）局病院管理部の定員 388 人から、16 年 4 月 1 日に機構本部・ブロック合計で 291 人とした（97 人の縮減）。

また、企業会計原則が適用されることに伴い、従来 of 会計ルールを見直すとともに、「部門別決算」、「月次決算」等を導入した。

さらに、財務面については、中期目標期間の 5 年間で累計した損益計算において、経常収支を 100%以上（黒字）とすることを目指すこととしている。

(トピック)

家畜改良センター

独立行政法人家畜改良センターは、国民への安全・安心かつ安定的な畜産物の供給に資するため、家畜の改良・増殖等に関する業務に取り組んでいる。家畜改良センターでは、南波利昭理事長のリーダーシップのもとで、自己収入等の増加と経費の節減に努め、独立行政法人のメリットを生かし、適切な財務運営を行うとともに、社会情勢の変化に応じた新たな行政ニーズに的確かつ迅速に対処している。

① 自己収入等の増加と経費の節減による目的積立金の積み立て

家畜改良センターでは、中期計画に基づき業務の重点化を図った乳用牛の育種改良基盤を拡大するとともに、新しい育種改良技術を駆使して優良種畜の生産を行っている。この結果、生乳の売り払い量が増加するとともに、乳用牛後代検定事業における種雄牛の選抜頭数が増えたことから、精液売り払い本数も増加している。また、採卵鶏の防疫対策の徹底に努めて抗生物質投与量を抑制し、投薬による鶏卵の廃棄量が減少したことから、鶏卵の販売量が増加している。

これらの取り組み等から農畜産物売払等の自己収入は当初計画を大きく上回り、平成13年度にあっては4億1,700万円、14年度にあっては4億5,600万円（消費税等還付額10億8,500万円を除く。）を計上するに至った。

このように自己収入が計画を大きく上回る一方で経費の節減に努めた結果、法人の経営努力により生じた額として農林水産大臣の承認を受けた目的積立金についても、平成13年度に3,195万円、14年度に4,935万円と2年間連続して計上し、さらなる業務の効率化・コスト低減に向けた先行投資に活用することとしている。

② 牛トレーサビリティ・システムの緊急確立

平成13年に、我が国で初めて牛海綿状脳症（BSE）感染牛が確認されたことを契機に、農林水産省が牛のトレーサビリティを可能とする事業を全国規模で緊急着手し、家畜改良センターがデータベースの構築、関係機関・団体との調整等を行うこととなり、独法化後に導入したスタッフ制の活用によりプロジェクトチームを立ち上げこれに機敏に対応した。また、平成15年12月1日に「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」が施行され、同法に基づき農林水産大臣からの委任により、新たな牛個体識別台帳の作成・保存・公表を行うこととなったため、個体識別部を創設するとともに、交付金に加え自己収入の増加分から資金を投入し、ハード・ソフトの緊急整備を行った。

この結果、同法に定められた事務を的確に実施するほか、一般ユーザー向けのインターネットによる検索結果の提供（約3～5万件／日のアクセス）や農林水産省からの指示によるBSE摘発牛の移動履歴・関連牛等の迅速な検索結果の提供（全ての関連情報を約3時間以内に検索）を可能とした。

なお、平成16年12月1日には、牛肉のトレーサビリティが施行され、検索アクセスが大幅に増大すると見込まれることから、データをより一層的確かつ迅速に提供できる体制を整備することが必要となっている。

1 評価委員会の評価活動等

(1) 年度評価関係

① 独立行政法人の年度評価の制度

独立行政法人制度においては、政策実施機能に係る一定の事務・事業を担う独立の法人格を持つ法人を設置し、主務大臣の指示する明確な達成目標の下で、法人の運営における自主性・自律性を発揮させる一方、その業務の実績について事後的に厳格な評価を行うこととしている。また、その結果は、法人の業務運営の改善のみならず、役職員の人事、処遇等にも反映させることとしており、これらの仕組みを通じ、業務運営の効率化と国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図ることを目的としている。

このように、事後評価が制度の不可欠な要素となっていることから、独立行政法人の業務の実績の評価については、中立・公正な立場から客観的に実施されることを確保することが重要である。このため、各府省に第三者評価機関である府省評価委員会を設置して評価を行うこととするとともに、さらに総務省に全政府レベルの第三者評価機関である当委員会を設置し、独立行政法人の評価の客観的かつ厳正な実施を確保する仕組みとしている。

また、通則法において、i) 府省評価委員会は、独立行政法人の各事業年度における業務の実績について、「当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定」（通則法第 32 条第 2 項）を行い、ii) 当委員会は、各府省評価委員会から通知された上記の評価結果について評価を行い、「必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる」（通則法第 32 条第 5 項）こととされている。

② 評価委員会の構成等

(i) 府省評価委員会の委員の構成等

平成 15 年 4 月現在、府省評価委員会は 62 法人を対象として 9 府省に設置されており、府省評価委員会別対象法人数は、最大が農林水産省独立行政法人評価委員会が 17 法人（国土交通省と共管の 1 法人を除く。）、次に文部科学省独立行政法人評価委員会が 16 法人となっている。また、委員の構成等をみると、4 人から 30 人の委員が任命されており、委員会によっては、委員に加えて臨時委員及び専門委員を任命している。さらに、委員会によっては、本委員会のほかに、法人又は業務の性格等の類似する複数の法人単位に分科会を設置し、機能的な評価を行っている。

(注) 原則、平成 16 年 4 月現在の府省評価委員会の委員等の名簿を資料 29 に掲載した。なお、平成 15 年 10 月から 16 年 4 月までに、特殊法人等改革などにより 44 法人が新たに設立されたことに伴って、各府省評価委員会においても分科会を大幅に増加している。

表 2-1 府省評価委員会別の委員の構成及び評価の対象法人数（平成 15 年 4 月現在）

委 員 会			分 科 会		
名 称	委員数	対 象 法人数	名 称	委 員 数	対 象 法人数
内閣府独立行政法人評価委員会	委 7	2	国立公文書館分科会	委 5	1
			駐留軍等労働者労務管理機構分科会	委 5	1
総務省独立行政法人評価委員会	委 1 0 臨 1 2 専 1 1	3	通信総合研究所分科会	委 3 臨 4 専 6	1
			統計センター分科会	委 3 臨 4 専 5	1
			消防研究所分科会	委 3 臨 4	1
財務省独立行政法人評価委員会	委 4 臨 1 3	3	造幣局分科会	委 2 臨 5	1
			国立印刷局分科会	委 2 臨 5	1
			酒類総合研究所分科会	委 2 臨 5	1
文部科学省独立行政法人評価委員会	委 2 4	1 6	学校教育分科会	委 4 臨 2 1	3
			社会教育分科会	委 5 臨 1 1	2
			スポーツ・青少年分科会	委 2 臨 1 4	3
			科学技術・学術分科会	委 9 臨 4 6	4
			文化分科会	委 5 臨 2 3	4
厚生労働省独立行政法人評価委員会	委 1 5	3	—	—	—
農林水産省独立行政法人評価委員会	委 3 0 専 3 6	1 7	農業分科会	委 9 専 1 2	6
			農業技術分科会	委 8 専 1 0	6
			林野分科会	委 7 専 7	2
			水産分科会	委 6 専 7	3
経済産業省独立行政法人評価委員会	委 1 4 臨 1	5	経済産業研究所分科会	委 1 臨 5 専 1	1
			工業所有権総合情報館分科会	委 1 臨 5	1
			日本貿易保険分科会	委 1 臨 5	1
			産業技術総合研究所分科会	委 1 臨 1 0	1
			製品評価技術基盤機構分科会	委 1 臨 6	1
国土交通省独立行政法人評価委員会	委 1 9 臨 2 7	1 2	土木研究所分科会	委 6 臨 2	1
			建築研究所分科会	委 5 臨 3	1
			交通関係研究所分科会	委 5 臨 4	3
			港湾空港技術研究所分科会	委 3 臨 4	1
			北海道開発土木研究所分科会	委 6 臨 3	1
			教育機関分科会	委 3 臨 9	4
			自動車検査分科会	委 3 臨 4	1
環境省独立行政法人評価委員会	委 6 臨 1 1	1	—	—	—

(注) 1 「委員数」欄の「委」は委員、「臨」は臨時委員、「専」は専門委員をそれぞれ示し、その委員数を計上している。

2 農林水産省独立行政法人評価委員会及び農業技術分科会の所管法人数には、国土交通省と共管の 1 法人（北海道開発土木研究所）は含んでいない。

(ii) 当委員会の委員の構成等

当委員会は、本委員会のほかに政策評価分科会及び独立行政法人評価分科会を設置しており、独立行政法人の評価に関する事項については、本委員会及び独立行政法人評価分科会が担っている。また、当委員会の体制については、平成 15 年 4 月現在では、本委員会は委員長及び委員 6 人、独立行政法人評価分科会は委員 3 人、臨時委員 5 人及び専門委員 5 人の構成であった。平成 15 年 10 月以降、特殊法人等改革などに伴い、各府省所管の独立行政法人が大幅に増加してきたことに対応して、臨時委員を増員して体制整備を図ることとし、16 年 4 月現在では、本委員会は従来どおり委員長及び委員 6 人であるが、独立行政法人評価分科会は、委員長、委員 3 人（うち分科会長 1 人）及び臨時委員 18 人の構成としている。

表 2-2

当委員会の委員及び臨時委員

委員長	むらまつ 村松 みちお 岐夫	学習院大学法学部教授	※委員長は、委員として両分科会に所属		
【政策評価分科会】			【独立行政法人評価分科会】		
分科 会長	にわ 丹羽 ういちろう 宇一郎	伊藤忠商事株式会社代表取締役社長 (※6月 29 日代表取締役会長)	分科 会長	とみた 富田 としき 俊基	株式会社野村総合研究所研究理事
委 員	いとう 伊藤 もとしげ 元重	東京大学大学院経済学研究科教授	委 員	かしたに 榎谷 たかお 隆夫	日本公認会計士協会理事
	ながい 永井 たえこ 多恵子	世田谷文化生活情報センター館長		たけうち 竹内 さわ 佐和子	東京大学MOT教官、株式会社投資工学 センター代表取締役社長
臨時委員	う が 宇賀 かつや 克也	東京大学大学院法学政治学研究科 教授	臨時委員	あがた 縣 こういちろう 公一郎	早稲田大学政治経済学部教授
	かねもと 金本 よしつぐ 良嗣	東京大学大学院経済学研究科教授		あさば 浅羽 たかし 隆史	白鷗大学法学部助教授
	たかぎ 高木 ゆうぞう 勇三	日本公認会計士協会理事		あ そぬま 阿曾沼 もとひろ 元博	国際医療福祉大学国際医療福祉総合 研究所教授
	たなべ 田辺 くにあき 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科 教授		いなづま 稲継 ひろあき 裕昭	大阪市立大学大学院法学研究科教授
	にいむら 新村 やすこ 保子	株式会社住友生命総合研究所常務 取締役		かじかわ 梶川 とおる 融	太陽監査法人代表社員
専門委員	おきな 翁 ゆり 百合	株式会社日本総合研究所調査部主 席研究員		かわむら 河村 さゆり 小百合	株式会社日本総合研究所調査部主任 研究員
	きむら 木村 ようこ 陽子	地方財政審議会委員		くろかわ 黒川 ゆきはる 行治	慶應義塾大学商学部教授
	じんの 神野 なおひこ 直彦	東京大学大学院経済学研究科長		くろだ 黒田 れいこ 玲子	東京大学大学院総合文化研究科教授
	たなか 田中 つねまさ 常雅	東京商工会議所少子高齢化対策特 別委員会副委員長		しまがみ 島上 きよあき 清明	株式会社東芝常任顧問
	よしの 吉野 なおゆき 直行	慶應義塾大学経済学部教授		すずき 鈴木 ゆたか 豊	青山学院大学経営学部教授
				たけた 武田 なおひと 尚仁	株式会社 UFJ 総合研究所経営コンサルテ ィング部長
				たぶち 田渕 ゆきこ 雪子	株式会社三菱総合研究所 E-ガバメント研 究センター主席研究員
				たまい 玉井 かつや 克哉	東京大学先端科学技術研究センター教授
				まつだ 松田 みゆき 美幸	麻生総研ディレクター
				まるしま 丸島 ぎいち 儀一	キャノン株式会社顧問
			みやわき 宮脇 あつし 淳	北海道大学大学院法学研究科教授	
			やまもと 山本 きよし 清	国立大学財務・経営センター研究部教授	
			やまや 山谷 きよし 清志	同志社大学政策学部教授	

(注) 1 平成 16 年 4 月現在の委員等を掲載した。

2 稲継、梶川、武田、丸島、山本各臨時委員は、平成 16 年 2 月 4 日付けで専門委員を免じ、同日付けで臨時委員に任命した。

4 縣、浅羽、阿曾沼、河村、鈴木、田渕、玉井各臨時委員は平成 16 年 2 月 4 日付けで、島上臨時委員は同年 3 月 12 日付けで、山谷臨時委員は同年 4 月 1 日付けで、それぞれ任命した（評価対象法人等の増加に対応するための増員）。

5 平成 14 年度の法人の業務実績の評価に当たっては、雨宮肇臨時委員（旭硝子株式会社代表取締役副社長執行役員）が 15 年 8 月 29 日付けで辞任したことに伴い、政策評価分科会に所属する新村保子臨時委員（株式会社住友生命総合研究所常務取締役）が独立行政法人評価分科会の臨時委員を兼務した。

③ 評価委員会における評価基準・評価方法等

(i) 府省評価委員会の評価基準

独立行政法人の業務実績の評価については、中央省庁等改革の推進に関する方針により、府省評価委員会が設定する「客観的な評価（例えば、中期目標の達成度合に応じた数段階評価）基準による」こととされている。各府省評価委員会では、同方針及び前述した通則法における評価に関する諸規定を踏まえ、所管する法人ごとの又は所管するすべての法人に共通の具体的な評価の方針・方法、評価の観点等を定めた評価基準を策定している。

各評価基準の内容については、法人の業務の性格等により異なる点があるものの、基本的な考え方は類似したものとなっている。各評価基準においては、まず、各事業年度における業務実績の評価基準と中期目標の期間における業務実績の評価基準に区分されている。また、これらの評価については、それぞれに評価対象等が定められており、各事業年度における業務実績の評価の場合、中期計画に掲載した各項目ごとの業務の進捗状況等を評価するいわゆる「項目別評価」と、項目別評価等を勘案して法人の業務全体を総合的に評定するいわゆる「総合評価」に区分されるものが多い。さらに、項目別評価については、業務の達成状況に数段階に分類した評語を付与する段階別の評価方法をとるものが通常であるが、総合評価については、段階別の評価方法をとるもの（「順調」、「要努力」や「相当程度の実践的な努力が認められる」などの評価方法をとるものを含む。）と記述式により評価結果を記載するものに分かれている（「2 府省評価委員会の評価結果と当委員会の意見の概要」を参照）。

なお、中期目標の期間における業務の実績についての評価方法についても、おおむね各事業年度における業務の実績の評価の場合と同様としている場合が多い。

(ii) 当委員会の評価の方法

当委員会では、平成 13 年度終了後、最初の事業年度の業務実績の評価が各府省評価委員会において実施されるのに伴い、14 年 3 月に、当委員会における独立行政法人評価に関する運営の基本的な考え方として、「政策評価・独立行政法人評価委員会における独立行政法人評価に関する運営について」（平成 14 年 3 月 22 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定）を取りまとめるとともに、各府省評価委員会に対して送付した（資料 30 参照）。

また、当委員会は、平成 14 年度業務実績の評価に先立ち、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見～独立行政法人評価の厳格性・信頼性の向上のために～」（平成 14 年 12 月政策評価・独立行政法人評価委員会）を取りまとめた。この第 2 次意見は、各府省の評価委員会がそれぞれの基準に基づいて評価を行うことのメリットを確保しつつ、政府全体として、評価の厳格性・

信頼性を向上させるため、重要な事項について、適切な評価活動を確保することを狙いとしており、いわば共通の「評価活動準則」に当たるものとして機能することを期待している。当委員会は、各府省評価委員会においてこの意見の具体化に向け積極的かつ適切な対応が行われ、次回以降の評価において逐次反映されることを要望するとともに、今後、この意見に沿う評価の推進に努めることとしている。

さらに、当委員会は、上記の第2次意見のうち「予算、収支計画及び資金計画の実施状況等の評価について」及び「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況の評価について」に掲げた事項について、「平成14年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項（報告）（「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係）」（平成15年7月31日財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会）を取りまとめ、当委員会として特に関心を持つべき事項を整理し、各府省及び各府省評価委員会に送付した。

④ 平成15年度における評価活動等

平成15年度においては、国立公文書館等59の独立行政法人に対して、制度発足後2回目の業務実績の評価が実施された。

(i) 各府省評価委員会の評価活動

独立行政法人は、各事業年度に係る業務の実績について府省評価委員会の評価を受けようとするときは、省令に基づき、当該事業年度終了後3か月以内に業務の実績を明らかにした報告書（以下「業務実績報告書」という。）を提出しなければならないこととされている。

各府省評価委員会では、平成15年6月末までに、14年度の業務の実績についての評価の対象となった59法人から業務実績報告書の提出を受け、各府省評価委員会で定めたそれぞれの評価基準に基づき審議を行い、8月に評価結果を取りまとめ、これを各法人及び当委員会に通知した。また、審議の内容や評価の結果は各府省のホームページ等において公表されている（法人ごとの評価の結果の概要は、「2 府省評価委員会の評価結果と当委員会の意見の概要」を参照）。

表 2-3 各府省評価委員会の評価結果の通知・公表状況

評価委員会名	法人数	通知・公表の年月日	ホームページ（評価結果の公表）
厚生労働省独立行政法人評価委員会	3	平成 15 年 8 月 19 日	http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/08/s0819-1.html
経済産業省独立行政法人評価委員会	5	8 月 26 日	http://www.meti.go.jp/report/data/g30826aj.html
財務省独立行政法人評価委員会	1	8 月 28 日	http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/top.htm
文部科学省独立行政法人評価委員会	16	8 月 28 日	http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/main10_a11.htm
内閣府独立行政法人評価委員会	2	8 月 29 日	http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/kbindex.html http://www.dfaa.go.jp/jplibrary/roumu/subindex1.htm
総務省独立行政法人評価委員会	2	8 月 29 日	http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030829_6.html
農林水産省独立行政法人評価委員会	17	8 月 29 日	http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/14hyoka.html
国土交通省独立行政法人評価委員会	12	8 月 29 日	http://www.mlit.go.jp/hyouka/h14jisseki/h14jisseki.htm
環境省独立行政法人評価委員会	1	8 月 29 日	http://www.env.go.jp/council/15dokuho/gyomu/index.html

(注) 当委員会の調査による。

各府省評価委員会の平成 14 年度業務実績評価における総合評価の状況をみると、次のとおり、実績が計画を一定程度上回っている旨の評価を受けたものが 5 法人、実績がほぼ計画どおりであった旨の評価を受けたものが 54 法人であり、実績が計画を一定程度下回った旨の評価を受けた法人はみられなかった。

表 2-4

平成 14 年度業務実績評価における総合評価の状況（概要）

委員会区分	評価方式	実績が計画を一定程度上回った	実績がほぼ計画どおりだった	実績が計画を一定程度下回った
内閣府	記述式	0	2	0
総務省	記述式	0	2	0
財務省	記述式	0	1	0
文部科学省	記述式	3	13	0
厚生労働省	記述式	0	3	0
農林水産省	3段階	0	17	0
経済産業省	3～5段階	2	3	0
国土交通省	3段階	0	12	0
環境省	5段階・記述式	0	1	0
計	—	5	54	0

(注) 各府省評価委員会の項目別評価・総合評価には、3段階評価や5段階評価、記述式評価等があるので、一覧表で整理することは困難であるが、総合評価のみ当委員会の責任において整理した。

(ii) 当委員会の評価活動

a 評価作業

平成 15 年 8 月中旬から下旬までに各府省評価委員会から当委員会に対して評価結果の通知があった。これを受けて、当委員会は、各府省評価委員会の評価結果の点検作業等を迅速、効率的かつ効果的に行うため、15 年 9 月から 10 月にかけて、独立行政法人評価分科会の構成委員による以下のワーキング・グループを合計で 18 回開催して集中して作業を行うとともに、その作業状況を節目節目で分科会の全構成委員に報告して意見を求め、取りまとめ作業にフィードバックしていくこととした。

表 2-5 平成 15 年度における評価体制（ワーキング・グループの開催状況）

名称	構成委員	対象法人	開催月日
第 1 ワーキング・グループ	竹内委員 宮脇臨時委員 丸島専門委員 山本専門委員	農林水産省所管 17 法人 経済産業省所管 5 法人	9 月 9 日
			10 月 1 日
			10 月 9 日
			10 月 15 日
			10 月 21 日
第 2 ワーキング・グループ	黒川臨時委員 黒田臨時委員 松田臨時委員 梶川専門委員	財務省所管 1 法人 文部科学省所管 16 法人 厚生労働省所管 3 法人	9 月 9 日
			9 月 18 日
			9 月 25 日
			10 月 2 日
			10 月 9 日
			10 月 23 日

第3ワーキング・グループ	榎谷委員	内閣府所管2法人	9月16日
	新村臨時委員	総務省所管2法人	9月22日
	稲継専門委員	国土交通省所管12法人	9月30日
	武田専門委員	環境省所管1法人	10月7日
			10月15日
			10月24日
財務内容の改善等 についての評価方法 の在り方に関する研究会	榎谷委員 黒川臨時委員 梶川専門委員 山本専門委員	全法人	10月15日

- (注) 1 当委員会の資料による。
2 上記の各ワーキング・グループには、構成委員のほか、村松委員長その他の委員が、オブザーバーとして随時参加できるとしている。
3 農林水産省所管法人数には、国土交通省と共管の1法人（北海道開発土木研究所）は含んでいない。

b 意見

当委員会は、上記のワーキング・グループが独立行政法人評価分科会の所属委員の意見を集約しつつ整理した作業結果を踏まえ、各独立行政法人の評価について個別に意見を述べる必要があると認められたものについては、次のとおりの審議を経て（資料31参照）、平成15年11月13日、政策評価・独立行政法人評価委員会の意見として各府省評価委員会に通知した。

表2-6 当委員会における審議の状況

開催時期	委員会・分科会の別	審議内容
平成15年10月30日	独立行政法人評価分科会	・「平成14年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)」について
11月5日	政策評価・独立行政法人評価委員会委員懇談会	・「平成14年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)」について

(注) 当委員会の資料による。

この意見は、各府省評価委員会の評価の結果とともに法人の業務運営、予算、人事等に早期に反映することができるよう、予算編成スケジュールを勘案して通知しており、その内容は、各府省評価委員会の評価の対象となった59法人の評価結果に対する助成業務に係る成果目標の設定と評価の実施等の58件の「個別意見」と国等からの受託研究等の評価の厳格化等の8件の「共通的意见」となっている。

(各法人への意見は、「2 府省評価委員会の評価結果と当委員会の意見の概要」を参照)

表 2-7

各府省評価委員会に対する意見の主な内容

指 摘 等 の 項 目	指摘件数	主 な 例
【個別意見】		
① 目標、計画の設定、見直し等	6 件 (6 法人)	・助成業務に係る成果目標の設定と評価の実施 ・就職状況の目標値の設定 等
② 個別事業等の評価の視点、方法等の改善		
・予算、費用負担、組織等の妥当性に及ぶ評価	11 件 (10 法人)	・14 年度の予算の未執行を以後の予算に反映 等
・事業の妥当性に及ぶ評価	16 件 (15 法人)	・研究内容が法人の研究領域からそれないようなマネジメントの評価の実施 ・研究結果の経済産業政策への影響等を重視した評価の実施 等
・民間等との役割分担の妥当性に及ぶ評価	6 件 (6 法人)	・法科大学院適性試験業務についての民間との役割分担等の観点からの評価の実施 ・栄養情報担当者認定制度の収支状況、民間類似制度等の分析 等
③ 評価手法、公表方法等の改善	19 件 (16 法人)	・学校ごとの財務状況等の分析の実施 ・施設ごとの区分評価が行われており、適切 等
個別意見計	58 件 (59 法人)	
【共通的意见】		
○ その他過去の意見の具体化、次回の評価に向けた視点の提示等の共通的な事項	8 件	・国等からの受託研究等の評価の厳格化 ・外部委託割合の特に高い研究等の評価の実施 等

(注) 当委員会の資料による。

(2) 中期目標期間終了時の見直し関係

① 制度の基本

独立行政法人については、各独立行政法人の中期目標期間の終了時において、主務大臣がその組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとされており、このような定期的見直しは、独立行政法人制度の事後チェックシステムの中核をなすものである。また、この見直しの仕組みは、社会経済情勢等の変化に対応し、独立行政法人が担う必要性が乏しくなった事務及び事業の廃止、民営化等を的確に行うとともに、時宜に応じた独立行政法人の組織形態や業務の改善を行うこと等により、独立行政法人及びその制度の機動的・弾力的な運営が確保されることを狙いとするものである。さらに、この見直しは、国民のニーズからかけ離れた独立行政法人の組織及び業務の存続や自己増殖を防ぎ、従来、特殊法人等について指摘されてきた、必要性の乏しい業務の拡張、存在意義の低下した法人の存続等の問題点を克服するためにも欠くことのできないものである。

② 中期目標期間終了時の見直しにおける主務大臣、府省評価委員会及び当委員会の役割

通則法においては、独立行政法人の中期目標期間の終了時の評価について、主務大臣、府省評価委員会及び当委員会それぞれの所掌事務が、次のように定められている。

(i) 主務大臣の検討

独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他のその組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる」（通則法第 35 条第 1 項）こととされている。

(ii) 府省評価委員会の評価

- a) 独立行政法人の中期目標の期間における業務の実績について、「当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定」（通則法第 34 条第 2 項）を行う。
- b) 主務大臣の検討に当たり、府省評価委員会の意見を聴くことが義務付けられている（通則法第 35 条第 2 項）。

(iii) 当委員会の評価

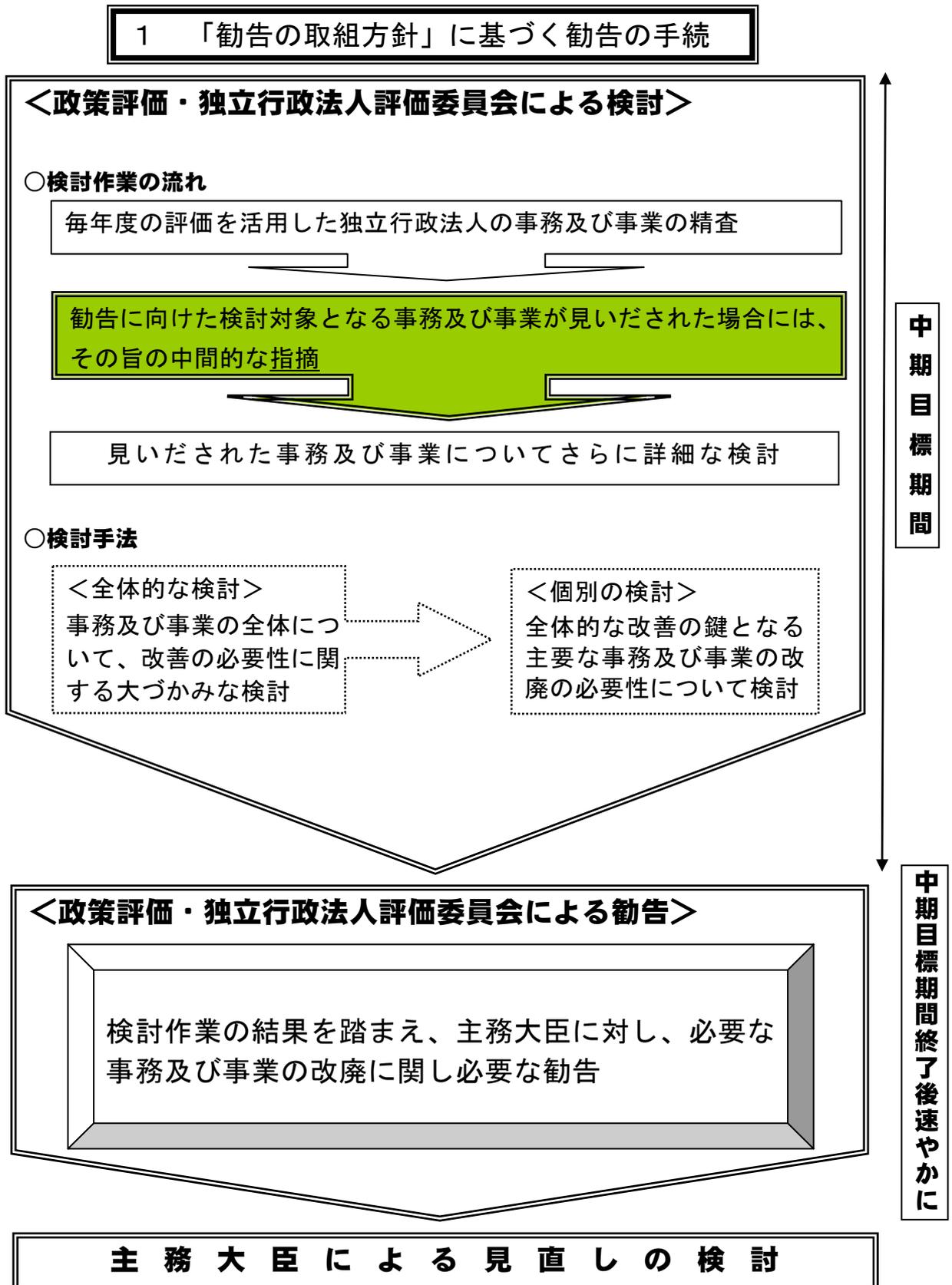
- a) 各府省評価委員会から通知された上記(ii) a)の評価結果について評価を行い、「必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる（通則法第 34 条第 3 項による第 32 条第 5 項の準用）こととされている。

- b) 当委員会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、「当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告を行うことができる」（通則法第 35 条第 3 項）こととされている。

③ 見直し基準・方法等

平成 15 年度において中期目標期間が終了する最初の法人（教員研修センター）の見直しが行われることから、当委員会としては、独立行政法人制度に対する国民の信頼を確保するとともに、主務大臣による組織及び業務の全般にわたる検討を意義あるものとし、その実効性を一層高める上で、的確かつ効果的な勧告を適時に行うことが不可欠であるとの認識のもと、当委員会が勧告に取り組むに当たっての基本的な考え方として、15 年 7 月 1 日、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針」（基本資料 12 参照）を決定するとともに、各府省及び各府省評価委員会に通知した。その概要は、次のとおりである。

図 2-1 「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針」（平成 15 年 7 月 1 日当委員会決定）の概要



2 「勧告の取組の方針」に盛り込まれた主な視点及び勧告内容（措置の例）

主な視点（概略）

- (1) 事務及び事業の在り方に関する視点
 - ① 国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等
 - ・ 政策目的の達成状況、事務及び事業の有効性、社会経済情勢
 - ・ 国が関与しない場合の問題、利用者のニーズ 等
 - ② 事務及び事業を制度的独占により行う必要性
- (2) 事務及び事業を現在担っている実施主体の適切性に関する視点
 - ・ 法人の設立目的との対応関係、関係業務を担う主体との分担関係
 - ・ 民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねることの可否
 - ・ 事務及び事業を公務員が担う必要性 等
- (3) 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点
 - ・ 効率化、質の向上等の状況及び関連指標の動向
 - ・ 財務状況、コスト構造・区分ごとのコスト管理の状況
 - ・ 事務、事業又は構成要素たる活動レベルでの他組織との比較 等
- (4) 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点

N
P
M
の
考
え
方
・
手
法
も
導
入

措置の例

- 廃止
- 民間・地方公共団体へ移管
- 制度的独占の廃止
- 自主財源や受託による事務及び事業への移行
- 補助金等依存度の縮減
- ほかの独立行政法人・国へ移管
- 事務及び事業の一部又は全部の民間委託、その範囲の拡大
- 事務及び事業の戦略化・重点化又は整理縮小
- 運営の合理化・適正化
- 「市場テスト」その他改善措置の試行的実施 等

(注) 「NPM」(ニュー・パブリック・マネージメント)とは、公共部門においても企業経営的な手法を導入し、より効果的で質の高い行政サービスの提供を目指すという革新的な行政運営の考え方

なお、上記の「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針」において、当委員会は、i) 政府に対して、主務大臣が行う中期目標の期間の終了時における見直しのための客観的な基準を定めるための検討に当たって、この取組方針が適切に活用されることを期待するとともに、ii) 各府省の独立行政法人評価委員会に対して、各事業年度に係る業務の実績に関する評価を行うに際し、中期目標の期間の終了時における主務大臣による組織及び業務の見直しをも視野に入れつつ、業務の在り方等の方向を明確にするような評価を行う場合にも、この取組方針が参考となることを期待している。

政府においては、「内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議」(平成 11 年 6 月 9 日衆議院行政改革に関する特別委員会)及び「内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議」(平成 11 年 7 月 8 日参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会)(基本資料 13 参照)を受けて、主務大臣が行う中期目標の期間の終了時における見直しのための客観的な基準を定めることとし、15 年 8 月 1 日、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」の閣議決定を行った。同閣議決定によれば、①主務大臣は、基準 2 (事務及び事業の改廃に係る具体的措置)及び基準 3 (組織形態の見直しに係る具体的措置)に掲げる具体的措置を盛り込んだ法人の組織・業務全般の見直しについての当初案を作成し、その実現に向けて当該法人に係る国の予算要求を行い、②当委員会は、見直し内容が中期目標期間の開始年度に係る予算に反映できるよう、早期に主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性等の指摘を行い、③主務大臣は、予算編成課程において、当委員会による勧告の方向性等の指摘が最大限いかされるように見直し内容を検討し、概算要求を行った見直し案に対して所要の修正を加えた上、予算概算決定の時までに行政改革推進本部に説明し、その議を経た上で見直し案が決定されることとなる。この際、行政改革推進本部は当委員会の意見を聴かなければならないこととされている(基本資料 14 参照)。

表 2-8 「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）の骨子

1. 経緯

- (1) 平成 11 年に独立行政法人通則法が成立した際、衆議院行政改革に関する特別委員会及び参議院行財政改革・税制等に関する委員会において、政府は各独立行政法人の中期目標期間終了時の主務大臣の組織・業務全般の検討に当たり、そのための客観的な基準を平成 15 年度までに検討すべき旨が附帯決議された。
- (2) 総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の中期目標期間終了時の主要な事務・事業の改廃に関し勧告を行うことができることとされている。他方、次の中期目標期間の開始時から法人が見直し結果を反映して業務を実施するには、当該開始年度に係る国の予算に見直し内容を反映させる必要がある。
- (3) また、平成 15 年度までで中期目標期間が終了する法人が存在しており（(独) 教員研修センター）、当該法人の所管省は平成 16 年度予算要求に当たり、見直し内容を検討して行う必要がある。

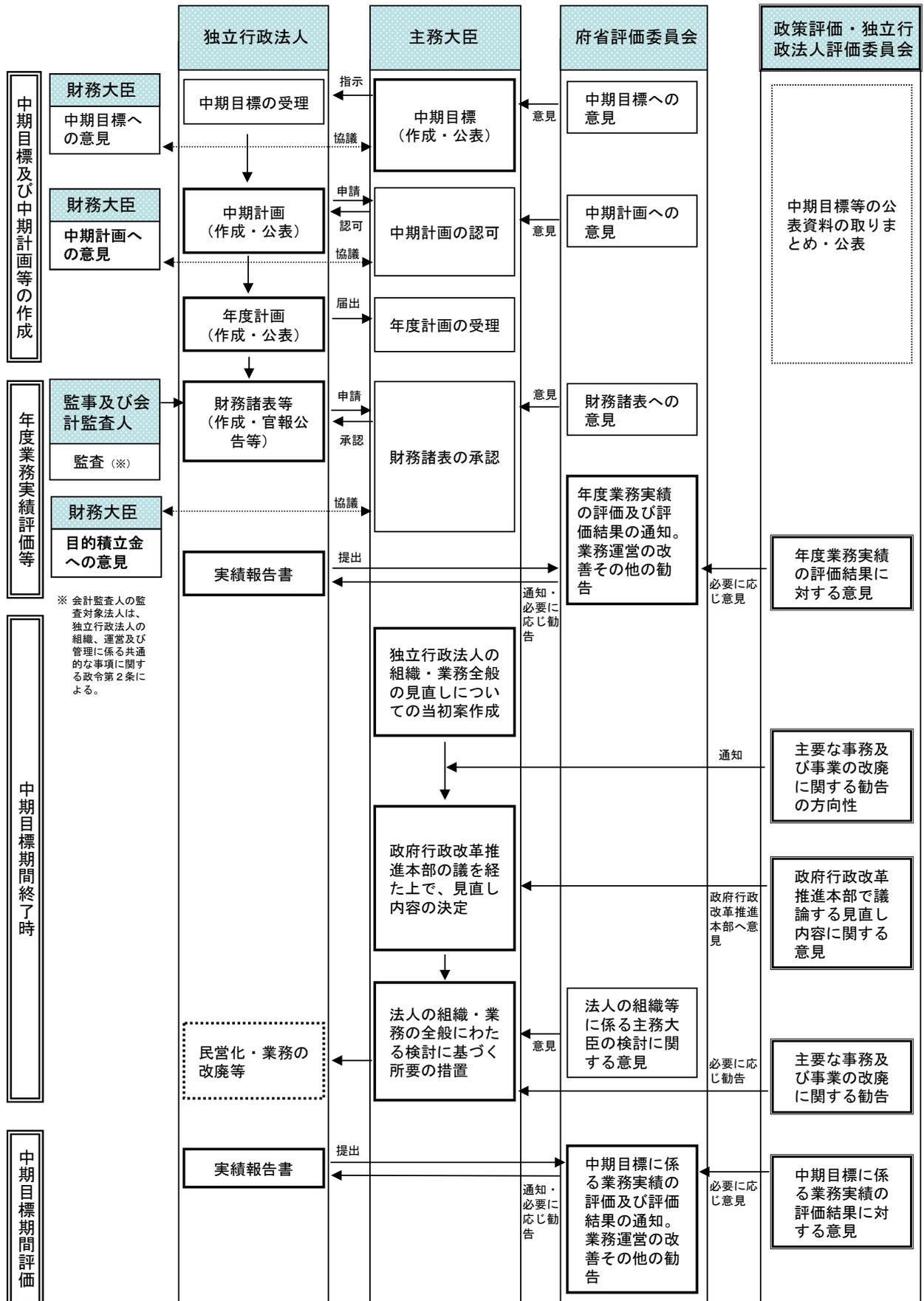
2. 対応

閣議決定の内容は以下のとおり。

- (1) 独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点、事務及び事業の改廃に係る具体的措置、組織形態に関する見直しに関する具体的措置を定めるとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、業務全般にわたる見直しの視点について、具体的な検討に資するチェック事項を勧告方針として概算要求前に作成。
- (2) 見直し結果を次の中期目標期間の開始年度に係る国の予算に反映させるため、以下の手続を実施。
 - ① 主務大臣は、勧告方針を踏まえて見直し案を検討して予算を要求。
 - ② 総務省の政策評価・独立行政法人委員会は、予算に反映できるよう早期に勧告の方向性等を指摘。
 - ③ 主務大臣は、国の予算編成の過程において見直し内容を検討。
 - ④ 主務大臣は予算概算決定の時までに行政改革推進本部に見直し内容を説明し、その議を経て決定。
- (3) (2) で決定した見直し内容を踏まえ、主務大臣及び独立行政法人は中期目標・中期計画等を策定。必要があれば国会に法律案を提出。

図 2-2

独立行政法人関係主要業務のフローチャート



④ 平成 15 年度における見直しのための活動

当委員会は、平成 15 年 8 月 28 日、教員研修センターに関する文部科学大臣の見直し結果を受理した後、ワーキング・グループにおいて検討を進めるとともに、以下の審議を経て、11 月 13 日付けで「独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」を文部科学大臣あて通知した(資料 32 参照)。

表 2-9 当委員会における審議の状況 (勧告の方向性)

開催年月日	委員会・分科会別	審 議 内 容
平成 15 年 10 月 30 日	独立行政法人評価 分科会	・「独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性 (案)」について
平成 15 年 11 月 5 日	政策評価・独立行政法人評価委員会 委員懇談会	・「独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性 (案)」について

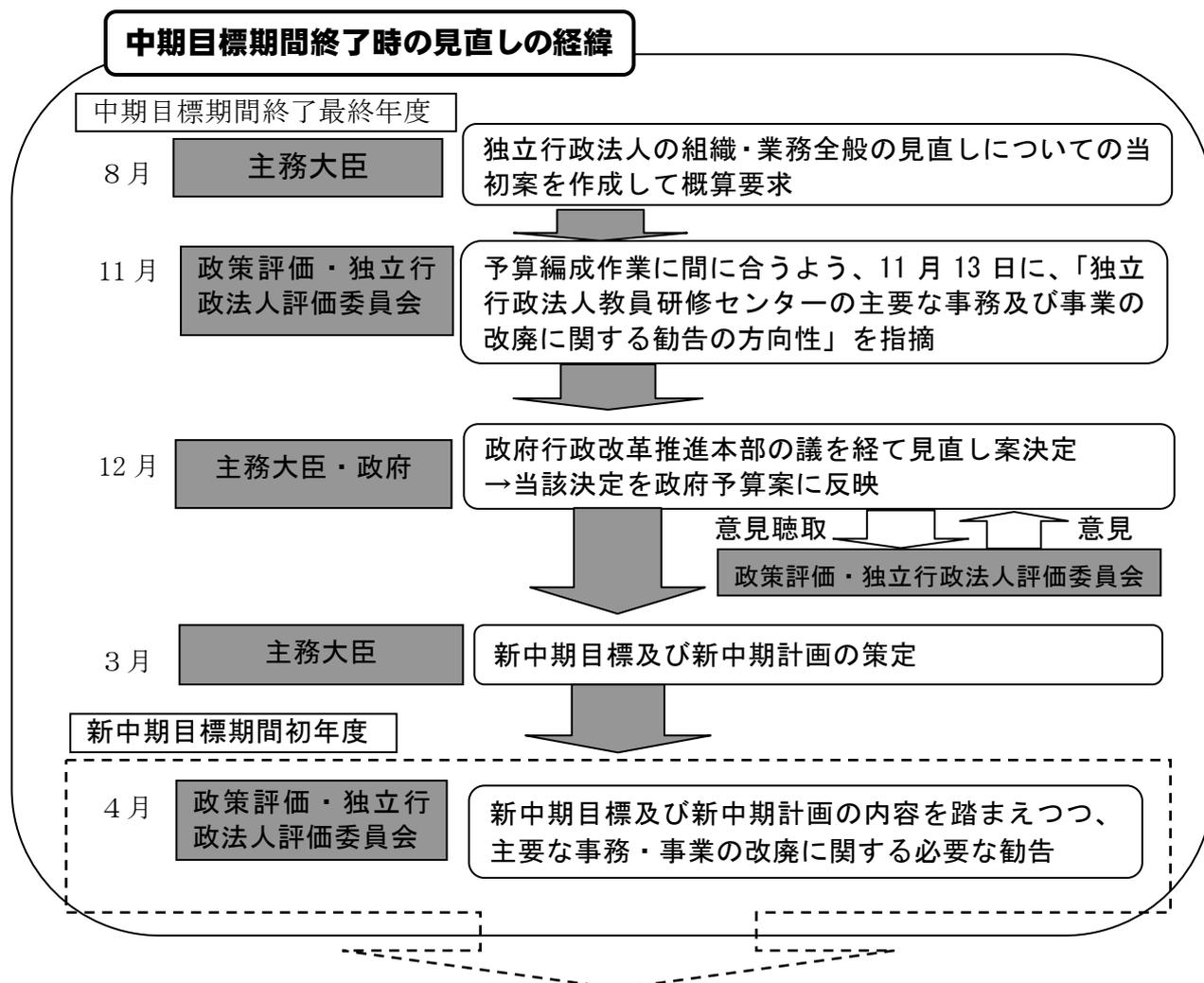
(注) 当委員会において整理した。

文部科学省においては、上記の当委員会委員長通知を踏まえ、その趣旨を最大限生かせるよう見直しのための検討を行って行政改革推進本部に付議した。同本部においては、上記の閣議決定「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」にあるとおり、当委員会に対して意見照会が行われた。当委員会は、i) 勧告の方向性におおむね沿っている、ii) 新中期目標・中期計画の策定に向けて、真に担うべき事務・事業に特化・集中すべく更に検討すべき、iii) 今後の検討の取組を注視し、必要な場合には勧告を行うとともに、行政改革推進本部に所要の報告を行う旨意見を述べた。

この結果、行政改革推進本部においては、文部科学大臣及び教員研修センターが、「8 月 1 日の内閣総理大臣の閣議発言及び前記委員会 (当委員会) の意見を十分踏まえ、見直し案の具体化を進め、新中期目標期間に係る中期目標・中期計画等が厳しくかつ具体的なものとなるよう積極的に取り組むことを条件として了解する」旨の決定を行った (資料 33 から 35 参照)。

これを受けて、文部科学省においては、新中期目標・中期計画等の策定を行った。当委員会としては、これらの措置が上記の平成 15 年 11 月 13 日付け当委員会委員長通知におおむね沿っているものと認められることから、平成 16 年 4 月 23 日、本委員会を開催し、中期目標期間中に具体化することとされた見直し事項が着実に具体化されることを条件として、通則法第 35 条第 3 項に基づく勧告を行わないこととし、同日付けで、文部科学大臣あて通知するとともに、文部科学省独立行政法人評価委員会委員長あて参考通知を行った (資料 36 参照)。

図 2-3 教員研修センターに係る主な事務・事業の改廃関係経緯



「教員研修センターに係る主な事務・事業の改廃に関する勧告」について

文部科学省では、昨年11月の「勧告の方向性」におおむね沿った見直しを実施（予算、新中期目標・中期計画への反映）

※見直しのポイント：（研修内容）国として真に実施すべき研修に特化（管理職学校管理研修、喫緊重要課題研修等）

（対象者）中核的教員、教育委員会の指導主事等に重点化

（手法）エルネット、eラーニング等を活用し、集合研修は演習に重点化

→ 以上の見直しにより、新中期目標期間中に事業費を毎年度8%以上削減

これを踏まえ、政策評価・独立行政法人評価委員会は、以下の内容の文書を文部科学大臣等に通知（4月23日）

（通知の内容）ア 新中期目標期間中に見直すこととされた事項（更なる研修内容の見直し・研修期間の短縮、地方・民間・国立大学法人等への業務移行等についての検討）が着実に具体化されることを条件に、勧告を行わない。

イ 毎年度の評価の機会に政策評価・独立行政法人評価委員会として見直し状況を把握し、政府の行政改革推進本部に所要の報告を行う。

現 行

学校教育関係教員研修

①基幹たる校長・教頭等に対する学校管理研修

～教職員等中央研修講座（校長・教頭等）
教職員等中央研修講座（中堅教員）
海外派遣研修（短期派遣） 等

②喫緊の重要課題に関する研修

～「学習の評価」に関する研修
英語教育指導者講座
教育情報化推進指導者養成研修
環境教育担当教員講習会
自然体験活動担当教員講習会 等

③全国的な見地から必要な研修

～新産業技術等指導者養成講習
先端技術体験プログラム
教職員派遣研修（理科教育）
教職員派遣研修（産業教育） 等

④その他

～国立学校等幹部職員研修
留学生担当者研修 等

地方が行う研修の指導、援助等

新中期目標（平成16年度～18年度）に盛り込まれた内容

学校教育関係教員研修

I、II、IIIに特化し、特にIへと重点化。現行の研修を再編合理化

I 基幹たる校長・教頭等に対する学校管理研修

←現行の「基幹たる校長・教頭等に対する学校管理研修」を再編合理化

- 教育の構造改革の旗手となる校長等の中核的教員を対象を集中化
- エルネット、eラーニング等により事前研修を行い、集合研修を演習・討論に重点化
- 海外派遣研修を教育の構造改革に資する調査研究を行う研修へと見直し

II 喫緊の重要課題について地方が行う研修の先行段階として行う研修

←現行の「喫緊の重要課題に関する研修」を再編合理化

- 喫緊の重要課題に関して、廃止・見直し期限を設けて集中実施
- 地方で早期に実施できるように、地方の指導主事等を対象に実施

III 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

←現行の「全国的な見地から必要な研修」を再編合理化

- 派遣者（地方）負担の導入等（派遣者負担に見合った研修へと見直し）

地方が行う研修の指導、援助等

- 厳格な評価を行い、意義を確認しつつ実施

2 府省評価委員会の評価結果と当委員会の意見の概要

<概要の見方>

本概要は、独立行政法人の平成14年度の業務の実績に対する各府省評価委員会の評価の結果と、当該評価結果に対する当委員会の意見を、各法人ごとに簡潔に整理したものである。本概要における記載事項は、以下により整理している。

- ① <特定>は、特定独立行政法人であり、<非特定>は、特定独立行政法人以外の独立行政法人であることを示す。
- ② 理事長等名：平成14年度に法人の長に就いていた者の氏名を記載
- ③ 目的及び主要業務：各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めたいわゆる個別法において規定された法人の目的及び業務のうち主要なものを記載
- ④ 委員長名及び分科会長名：平成15年度の評価（独立行政法人の14年度における業務の実績の評価）を行う際に、委員長又は分科会長に就いていた者の氏名を記載
- ⑤ 各府省評価委員会の評価基準（手法）の概要：独立行政法人の平成14年度における業務の実績を評価する際に用いられた基準及びその実際の運用に当たっての手法等の概要を記載
- ⑥ 各府省評価委員会の評価結果の概要
 - i) 項目別評価

- 中期計画に掲載された各項目ごとの業務の進ちょく状況等の評価結果について、原則として、通則法第30条第2項により中期計画中に記載することとされている項目に相当する項目（大項目）単位で記載

なお、大項目の名称については、同趣旨のものであっても、各法人の中期計画により異なっているため、利用者の便宜を図る観点から、同項の表現振りを参考に、同趣旨の大項目については、次例のような共通名称で簡略化して記載。ただし、共通名称により難い大括りの大項目等については、個々の中期計画の表現振りを勘案して、簡略化して記載

（共通名称）

- ・ 「業務運営の効率化」（実際の項目名の例：業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）
- ・ 「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」（実際の項目名の例：国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）
- ・ 「予算、収支計画及び資金計画」（実際の項目名の例：予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画）
- ・ 「短期借入金の限度額」
- ・ 「重要な財産の譲渡等」（実際の項目名の例：重要な財産を譲渡し、又は担保に供

しようとするときは、その計画)

- ・ 「剰余金の使途」
- ・ 「その他業務運営に関する事項」(実際の項目名の例:「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」)

- 各項目については、上記の大項目のほか、各独立行政法人の中期計画において大項目より一つ下位の項目を中項目、中項目より一つ下位の項目を小項目とし、それぞれの項目ごとに段階別評価の結果(各段階の評語を付与された項目数)を記載。ただし、小項目による評価を行っていない場合には、「小項目の評価の結果」の欄を省略し、同一の大項目中でも、評価対象により、中項目を単位としているもの、小項目又はそれ以下の項目を単位としているもの等区々となっている場合には、「評価項目の評価の結果」の欄に一括して記載
- なお、評価対象となる事案が生じなかった等の理由により、評価が行われていない場合には、「―」を記載

ii) 総合評価

- 項目別評価等を勘案した独立行政法人の業務全体の総合的な評価の結果について、簡潔に記載
 - 府省評価委員会が、各独立行政法人の今後の業務運営について改善すべきであるとした事項等を具体的に述べている場合、特記事項欄に特に記載(府省評価委員会によっては、項目別評価の中で個々に述べている場合もあるが、その場合も本欄にまとめて記載)
- ⑦ 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見:当委員会が、各府省評価委員会に対して、平成15年11月13日付けで通知した「意見」を記載
- ⑧ 各法人の中期目標の概要、中期計画の主な項目等については、「独立行政法人総覧(平成15年度版)」(政策評価・独立行政法人評価委員会)を参照。なお、中期目標及び中期計画に関する各法人、所管府省のホームページ・アドレスについては、資料37を併せて参照。

1 評価方法の在り方に関する横断的研究会

当委員会の独立行政法人評価分科会では、効率的な業務運営を図る観点から、各独立行政法人に共通的な課題について横断的に研究するためのワーキング・グループとして、平成 14 年 12 月 9 日から「財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会」（以下「財務研究会」という。）を開催してきた。

また、平成 15 年 10 月以降、特殊法人等改革などに伴い、振興助成・融資業務、公共用物・施設の設置・運營業務等を行う法人が新たに多数設立されてきている状況を踏まえ、当委員会の独立行政法人評価分科会では、平成 15 年度業務実績に関する評価結果についての 2 次評価を行うに先立ち、具体的な評価の在り方等について、法人の業務類型に着目し、横断的に検討・整理を行うため、専門家である委員による横断的研究を進めることとした。このため、平成 16 年 2 月以降、「財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会」に加えて、新たに、①研究開発関係法人の評価方法の在り方に関する研究会、②教育・指導・訓練関係法人の評価方法の在り方に関する研究会、③公共用物・施設設置運営関係法人の評価方法の在り方に関する研究会、④振興助成・融資関係法人の評価方法の在り方に関する研究会をそれぞれ開催した。

(1) 財務研究会の開催状況

財務研究会については、平成 14 年 12 月 9 日以降、計 4 回開催し、15 年 7 月 31 日、「平成 14 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項（報告）」を取りまとめた（報告書全文については、総務省のホームページを参照）。この報告は、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見」（平成 14 年 12 月政策評価・独立行政法人評価委員会）に盛り込まれた意見の具体化に資するとともに、15 年 4 月に行った「独立行政法人の財務管理等の現状について（照会）」の結果をも踏まえ、各府省評価委員会が行う 14 年度業務実績に関する評価結果について当委員会が評価を行う際に、特に関心を持つべき事項についてあらかじめ整理し、各府省及び各府省評価委員会に提示したものである。

表 3-1 財務研究会の開催状況

研 究 会 名	構 成 委 員	開 催 年 月 日
財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会 ①	檜谷委員	平成 14 年 12 月 9 日
	黒川臨時委員	15 年 3 月 20 日
	梶川専門委員	5 月 15 日
	山本専門委員	6 月 20 日
財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会 ②	檜谷委員	平成 16 年 2 月 12 日
	縣臨時委員	3 月 3 日
	梶川臨時委員	3 月 31 日
	黒川臨時委員	5 月 17 日
	鈴木臨時委員	6 月 21 日
	山本臨時委員	

- (注) 1 当委員会の資料による。
 2 上記の各研究会には、構成委員のほか、村松委員長その他の委員が、オブザーバーとして随時参加できることとしている。

また、財務研究会においては、平成 16 年 2 月から、業務類型別の横断的研究会の開催と並行して計 5 回開催し、16 年 6 月 30 日、業務類型別の横断的研究会と一括して研究会報告書を取りまとめた（報告書全文については、総務省のホームページを参照）。

(2) 業務類型別の横断的研究会の開催状況

当委員会は、独立行政法人評価分科会内に新たに 4 つの業務類型別の横断的研究会を設けて、これまで当委員会として整理してきた「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針」（平成 15 年 7 月 1 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定）及び「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見」（平成 14 年 12 月 26 日）等、各法人に共通する主要な事務・事業の見直しの視点や二次評価の観点に加えて、法人の業務類型別に応じて求められる見直しの視点や二次評価の観点について検討を深めることとし、平成 16 年 2 月以降、各研究会を 3 回から 5 回開催した。

これら 4 つの研究会においては、平成 16 年 6 月 30 日、上記の財務研究会と一括して研究会報告書を取りまとめた（報告書全文については、総務省のホームページを参照）。この報告書においては、「官から民へ」、「国から地方へ」とい

う政府の行政改革の基本方針を踏まえた各法人の主要な事務・事業の見直しの視点や、各府省評価委員会において逐次導入されてきている、あるいは、今後導入されることが期待される評価指標、評価手法等を念頭においた二次評価の観点を指摘している。当委員会独立行政法人評価分科会としては、今回の研究会報告書に沿って二次評価及び主要な事務・事業の見直しを行うこととしており、各府省及び各府省評価委員会においても、積極的に活用し、法人評価の適切な運用がなされることを期待している。

表 3-2 業務類型別の横断的研究会の開催状況

研 究 会 名	構 成 委 員	開 催 年 月 日
研究開発関係法人の評価方法の在り方に関する研究会	竹内委員 阿曾沼臨時委員 黒田臨時委員 玉井臨時委員 丸島臨時委員 山本臨時委員	平成 16 年 3 月 18 日 3 月 31 日 4 月 28 日 6 月 2 日 6 月 14 日
教育・指導・訓練関係法人の評価方法の在り方に関する研究会	稲継臨時委員 武田臨時委員 田淵臨時委員 松田臨時委員 宮脇臨時委員 山谷臨時委員	平成 16 年 3 月 17 日 5 月 20 日 5 月 28 日 6 月 7 日
公共用物・施設設置運営関係法人の評価方法の在り方に関する研究会	縣臨時委員 浅羽臨時委員 稲継臨時委員 黒川臨時委員 松田臨時委員	平成 16 年 3 月 17 日 4 月 19 日 4 月 27 日 5 月 27 日
振興助成・融資関係法人の評価方法の在り方に関する研究会	檜谷委員 浅羽臨時委員 梶川臨時委員 河村臨時委員 島上臨時委員 鈴木臨時委員	平成 16 年 3 月 23 日 4 月 22 日 5 月 25 日

- (注) 1 当委員会の資料による。
 2 上記の各研究会には、構成委員のほか、村松委員長その他の委員が、オブザーバーとして随時参加できることとしている。
 3 山谷臨時委員は、平成 16 年 4 月 1 日付け任命以降に開催された研究会に出席した。

図 3-1 研究会報告書（平成 16 年 6 月 30 日）の概要

中期目標期間終了時の見直しの前倒し及び特殊法人等移行法人の評価の開始に対応し、政策評価・独立行政法人評価委員会が、適時に的確な改廃方策を提言するとともに、初年度から移行法人の二次評価を有効に行うことができるよう、独立行政法人評価分科会に以下の 5 つの研究会を設けて検討

- ① 研究開発関係法人の評価方法の在り方に関する研究会
- ② 教育・指導・訓練関係法人の評価方法の在り方に関する研究会
- ③ 公共用物・施設設置運営関係法人の評価方法の在り方に関する研究会
- ④ 振興助成・融資関係法人の評価方法の在り方に関する研究会
- ⑤ 財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会

【「評価における関心事項」の概要】

< 中期目標期間終了時の見直しの視点 >

- 委託・受託、共同研究等の実情、人材の有効利用、共通管理業務の効率化等の観点から、他機関の事務・事業と一体化する必要がないか（①研究研関係）
- 公務員が担当した場合、産学官連携、研究者の流動化等の観点から支障が生じないか（①研究研関係）
- 定員や最適規模を大幅に下回っている、カリキュラム等の独自性が認められない等により廃止等をすべき状況となっていないか（②教育研関係）
- 一貫したカリキュラム等の設定、教員等の有効活用の観点から、他機関の事務・事業と一体化すべきではないか（②教育研関係）
- 助成業務について、サンセット方式の導入など自律的かつ定期的な見直しの仕組みを導入すべきではないか（④振興研関係）

< 各府省の委員会による年度評価の二次評価の観点 >

- 計画と実績の乖離の原因分析が行われ、計画の見直しや予測精度向上に反映されているか（③公共研関係）
- 事業の費用及び便益の算定に際して、コスト計算等の前提が客観的かつ合理的に検証可能な根拠等によっているか（③公共研関係）
- 融資業務などについて、将来見込まれる財政負担（国民負担）を含めたトータルコストの最小化等について評価が行われているか（④振興研関係）
- 特殊法人時代に比べて財務内容の改善が図られているかどうかについて評価が行われているか（⑤財務研関係）
- 一般管理費及び事業費の効率化目標について、一層の削減の余地等にまで踏み込んだ評価が行われているか（⑤財務研関係）
- 関係法人（子会社、公益法人等）の数や構成、取引状況等を把握し個別財務諸表と連結財務諸表を比較して評価が行われているか（⑤財務研関係）

<参考>各研究会において主に検討の対象とした法人

① 研究開発関係法人の評価方法の在り方に関する研究会

対象法人：情報通信研究機構、消防研究所、酒類総合研究所、国立特殊教育総合研究所、国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究所、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、文化財研究所、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、国立健康・栄養研究所、産業安全研究所、産業医学総合研究所、医薬品医療機器総合機構、農業・生物系特定産業技術研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター、経済産業研究所、産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構、情報処理推進機構、土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、北海道開発土木研究所、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国立環境研究所 等

② 教育・指導・訓練関係法人の評価方法の在り方に関する研究会

対象法人：農業者大学校、水産大学校、海員学校、海技大学校、航海訓練所、航空大学校、教員研修センター、国立女性教育会館、雇用・能力開発機構、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家、国立少年自然の家 等

③ 公共用物・施設設置運営関係法人の評価方法の在り方に関する研究会

対象法人：緑資源機構、水資源機構、鉄道建設・運輸施設支援機構、空港周辺整備機構、国立科学博物館、国立美術館、国立博物館、国立青年の家、国立少年自然の家、日本万国博覧会記念機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、自動車事故対策機構 等

④ 振興助成・融資関係法人の評価方法の在り方に関する研究会

対象法人：北方領土問題対策協会、平和祈念事業特別基金、国際協力機構、国際交流基金、日本万国博覧会記念機構、国立オリンピック記念青少年総合センター、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、高齢・障害者雇用支援機構、福祉医療機構、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構 等

⑤ 財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会

対象法人：全法人

※ なお、上記の法人は、当該法人の業務の規模、特性等により、研究会において主に検討の対象としたものであり、研究開発法人、教育・指導・訓練関係法人等の類型に該当する法人を網羅的に掲げたものではない。

法人名	独立行政法人国立公文書館（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （館長：菊池 光興）
目的	国の機関から内閣総理大臣が移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。
主要業務	1 移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。2 国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等（以下「歴史資料として重要な公文書等」という。）の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。3 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。
中期目標期間	4年間
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会（委員長：大森 彌）
分科会名	国立公文書館分科会（分科会長：外園 豊基）
内閣府独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目に対応する年度計画の項目等に即し、それぞれの場合に応じて、次のような4段階評価を行う。</p> <p>○ 定量的な指標が設定されている場合</p> <p>A：中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。 B：中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。 C：中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。 D：中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。</p> <p>○ 委員の協議により評価される場合</p> <p>A：満足のいく実施状況 B：ほぼ満足のいく実施状況 C：やや満足のいかない実施状況 D：満足のいかない実施状況</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。</p>

内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価							
	○ 評価結果							
	1 業務運営の効率化 「民間委託の促進」及び「業務執行体制の見直し」の2つの中項目について、6つの評価項目を設定して評価を実施（平成13年度は、2つの中項目で評価を実施） なお、評価対象とした項目内に評価指標を設定し、当該指標別の評価も実施（以下の項目も同様）							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：2</td> <td>A：6</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：2	A：6	
	年度	平成13	14					
	評価結果（項目数）	A：2	A：6					
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置」及び「アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供」の2つの中項目について、36（平成13年度は28）の評価項目を設定して評価を実施							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：26、B：2</td> <td>A：34、B：1、C：1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：26、B：2	A：34、B：1、C：1	
	年度	平成13	14					
	評価結果（項目数）	A：26、B：2	A：34、B：1、C：1					
3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：A、14年度：A＞								
4 短期借入金の限度額＜平成13年度：－、14年度：－＞								
5 重要な財産の譲渡等＜平成13年度：－、14年度：－＞								
6 剰余金の使途＜平成13年度：A、14年度：A＞								
7 施設・設備に関する計画＜平成13年度：－、14年度：－＞								
8 人事に関する計画＜平成13年度：A、14年度：A＞								
《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歴史公文書等の受入れから一般の利用に供するまでの期間、当該経費の削減</td> <td>・1年2月→1年 ・1冊当たりの経費10%削減</td> <td>－</td> <td>9.63月 20.8%</td> </tr> </tbody> </table>	指標	中期計画	年度計画	実績	歴史公文書等の受入れから一般の利用に供するまでの期間、当該経費の削減	・1年2月→1年 ・1冊当たりの経費10%削減	－	9.63月 20.8%
指標	中期計画	年度計画	実績					
歴史公文書等の受入れから一般の利用に供するまでの期間、当該経費の削減	・1年2月→1年 ・1冊当たりの経費10%削減	－	9.63月 20.8%					

内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	総合評価		
	○ 評価結果		
	年 度	平成 13	14
	評価結果	順調	順調
	平成 14 年度の独立行政法人国立公文書館の業務の実績について、中期計画の実施状況を調査、分析し総合的に評価したところ、一部業務は既に中期目標を達成するなどの成果を挙げており、業務は順調に実施されていると認められる。		
	○ 評価の理由、特記事項等		
	1 平成 13 年度の的確なる業務執行を受け 14 年度においても業務は順調に実施されており、13 年度当初、一般に供されていなかった歴史公文書等約 31 万冊について、積極的に作業を進め、14 年度当初には一般の利用に供することができ、既に中期目標を達成する成果を挙げた。歴史公文書等の受入れについては、的確な移管の促進を図るために各府省等に対する説明会等の開催により 14 年度移管計画は 13 年度移管計画に比べ大幅に増加するなどの成果を挙げた。受入れから一般の利用に供するまでの業務についても、積極的に民間委託の促進等に努め成果を挙げた。春・秋の展示会における講演会の開催や夏休み特別企画展の実施など創意・工夫をこらし成果を挙げた。国及び地方公共団体の保存利用機関等の職員を対象に各種研修等を体系的に実施し成果を挙げているが、更なる創意・工夫をすべきである。国際公文書館会議（ICCA）等に参加し国際交流活動を着実にやっている。		
	2 アジア歴史資料センターについては、国内外での積極的な広報活動等の展開、英語版検索システムの導入等利用者サービスの向上に努め、デジタルアーカイブスの先導的モデルとして非常に高い評価を受けるなどの成果を挙げた。 なお、各所蔵機関から入手したデータのインターネット投入までの期間の短縮について更なる努力を期待したい。		
	3 政策評価・独立行政法人評価委員会から業務の在り方等の方向を明確にする評価の実施（「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見（平成 14. 12. 26）」が指摘されている。項目別評価の総括、その他の業務実績等に関する評価において記述したように一部業務においては既に中期目標を達成するなどの成果を挙げており、歴史的公文書等の受入れ、保存、利用等及びアジア歴史資料のデータベースの構築等の業務はいずれも継続して実施されるべきである。 なお、我が国における国立公文書館の存在意義等や、それにふさわしい組織体制や業務の在り方等について、政府により更に検討が進められることを期待する。		

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<p>以下の点を踏まえつつ、内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史公文書等 1 冊当たりの処理経費については、内閣府独立行政法人評価委員会の平成 14 年度評価結果に指摘されているように、歴史公文書等の種類等による作業の難易度の違いに応じて大きく差異が生じ得る状況が判明し、中期目標期間の半分以上が経過したにもかかわらず、当該処理経費の 10%削減という中期目標の達成状況を適切に測る具体的指標が調えられていない。このため、類似機関の状況をも参考としつつ、歴史公文書等の種類ごとの処理経費の削減状況を測る指標を早急に設定する等により、達成状況の適切な測定が可能となるよう、内閣府独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。 本法人の業務等の性格を踏まえると、中期計画等の定量化・具体化を更に推進するため、例えば、閲覧、貸出し等に要する時間の短縮等の業務の質の向上の面からの定量的・具体的目標や、法人内部で定められている計画値等を盛り込むことにより、中期計画等の実施状況等の客観的かつ適切な評価と評価結果の業務等への的確な反映を一層推進する余地があると認められることから、内閣府独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。
ホームページ	<p>法 人：http://www.archives.go.jp/ 評価結果：http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/</p>

法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（平成14年4月1日設立） ＜特定＞（理事長：栗 威之）
目的	駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者（駐留軍等労働者）の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施（労働契約の締結、昇格その他の人事の決定を除く。）に関する業務を行うこと。2 駐留軍等労働者の給与の支給（額の決定、給与の支払を除く。）に関する業務を行うこと。3 駐留軍等労働者の福利厚生の実施（法令の規定により事業主、事業者又は船舶所有者でなければ行うことができないとされる事項、宿舎に供される行政財産の管理、表彰（永年勤続に係るものに限る。）を除く。）に関する業務を行うこと。
中期目標期間	4年間
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会（委員長：大森 彌）
分科会名	駐留軍等労働者労務管理機構分科会（分科会長：小野 旭）
内閣府独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目に対応する年度計画の項目等に即し、それぞれの場合に応じて、次のような4段階評価を行う。</p> <p>○ 定量的な指標が設定されている場合</p> <p>A：中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。 B：中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。 C：中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。 D：中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。</p> <p>○ 委員の協議により評価される場合</p> <p>A：満足のいく実施状況 B：ほぼ満足のいく実施状況 C：やや満足のいかない実施状況 D：満足のいかない実施状況</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。</p>

内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価							
	○ 評価結果							
	1 業務運営の効率化 「経費の抑制」、「業務運営体制の整備」及び「職員の意識の高揚」の3つの中項目について、9つの評価項目を設定して評価を実施 なお、評価対象とした項目内に評価指標を設定し、当該指標別の評価も実施（以下の項目も同様）							
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：6、B：3</td> </tr> </table>	年 度	平成14	評価結果（項目数）	A：6、B：3			
	年 度	平成14						
	評価結果（項目数）	A：6、B：3						
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「駐留軍等労働者の募集」、「駐留軍等労働者の福利厚生施策」及び「駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成」の3つの中項目について、6つの評価項目を設定して評価を実施							
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：3、B：3</td> </tr> </table>	年 度	平成14	評価結果（項目数）	A：3、B：3			
	年 度	平成14						
	評価結果（項目数）	A：3、B：3						
3 予算、収支計画及び資金計画＜平成14年度：A＞								
4 短期借入金の限度額＜平成14年度：－＞								
5 重要な財産の譲渡等＜平成14年度：－＞								
6 剰余金の使途＜平成14年度：A＞								
7 その他業務運営に関する事項 中項目2項目のうち、「人事に関する計画」は、2つの評価項目を設定して評価を行い、「施設・設備に関する計画」は、計画を策定していないため、評価の対象外								
<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：2</td> </tr> </table>	年 度	平成14	評価結果（項目数）	A：2				
年 度	平成14							
評価結果（項目数）	A：2							
《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）								
<table border="1"> <tr> <td>指 標</td> <td>中期計画</td> <td>年度計画</td> <td>実 績</td> </tr> <tr> <td>労務要求書受理後1か月以内に資格要件を満たす者を駐留軍等及び諸機関に紹介する率</td> <td>中期目標期間内（4年間）に90%以上</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	労務要求書受理後1か月以内に資格要件を満たす者を駐留軍等及び諸機関に紹介する率	中期目標期間内（4年間）に90%以上	—	—
指 標	中期計画	年度計画	実 績					
労務要求書受理後1か月以内に資格要件を満たす者を駐留軍等及び諸機関に紹介する率	中期目標期間内（4年間）に90%以上	—	—					

	<p>総合評価</p> <p>○ 評価結果 平成 14 事業年度の機構の業務実績について、中期計画の実施状況を調査、分析し、総合的に評価したところ、年度計画に沿って確実に業務が実施されており、中期目標の達成に向けて着実に進捗しているものと認められる。</p> <p>○ 評価の理由、特記事項等</p> <p>1 評価の理由 平成 14 事業年度が機構設立初年度であり、他の独立行政法人とは異なり、関係都県が行っていた労務管理等事務を確実に継承・実施しつつ、新たな実施体制を作り上げるという困難な課題に取り組んだ年度であったことを勘案すれば、高く評価できる。 次年度以降も、中期計画を確実に達成すべく業務処理方法や組織の見直し、国との連携強化等、業務運営の効率化等に向けた継続的な努力を期待する。</p> <p>2 項目別評価の総括（抜粋）</p> <p>① 業務運営の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに全国組織として設立された独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）として、支部における事務処理を統一し簡素化・効率化するため、担当者会議により支部業務の実態を把握するなど、マニュアルの素案作成に計画どおり着手した。また「文書起案の手引き」、「勤務時間及び休暇関係Q&A集」、「会計事務マニュアル」を作成し、これら事務の早期統一化が図られた。ただ、マニュアル作成が実効性を発揮し得るように、業務運営上の効果との関係を常に考慮し、適時にフィードバックを経て必要性の見直しを行い得る仕組みを検討する必要がある。 支部業務の実施状況を把握するための業務点検実施要領の素案を作成し、本素案により業務点検が一部の支部で試行されたが、準備段階であり、成果としての評価は時期尚早である。今後、各種の指標を用いた調査を実施し、その結果により点検方法自体の再検討を行うことも考慮すべきである。 外部有識者による業務運営の効率化に関する講演会を開催し、当初の参加目標者数を超える職員がこれに参加しただけではなく、その講演記録を支部等に配布したこと、また、業務運営の効率化及び経費の節約についてのポスターを自主制作し、執務室等に掲示するなどして職員の意識の高揚を図ったことは、新規に設立された組織としてはその努力が認められる。しかし、この種施策は、通常の組織であれば実施されているものであり、更なる努力を期待する。
--	---

<p>内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果の概要</p>	<p>② 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 那覇、コザ両支部におけるインターネットによる応募システムの構築は、潜在的な求職者の応募の拡大を図るものであり、併せて応募申込書のOCR（光学式文字読取装置）化やデータベース化を図ったことは、平成 15 事業年度からの運用に当たり適格者の早期紹介に貢献することが期待できる。今後、在日米軍側の事情にも留意しつつ他地域への拡大についても考慮すべきである。 新たな福利厚生施策として特別援護金制度を新設したことは、駐留軍等労働者の福利厚生に寄与するものと認められる。福利厚生の項目を増やし、生活様式に合わせて幅広く選択できるシステムとしてのカフェテリアプラン等については、既に外部において広く調査分析がなされており、これらの成果を利用して、今後の更なる検討を行うことを期待する。 駐留軍等労働者の定年制度及び給与制度の在り方については、計画どおり民間企業等の実態の調査、分析を行っているが、その結果を改善案作成のためにどのように具体的に活用するかが明確でない。
<p>政策評価・独立行政法人評価委員会の意見</p>	<p>以下の点を踏まえつつ、内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標において、機構の業務全般について点検し、見直しを行うこととされ、更にその達成のために定められた中期計画において支部の業務運営の効率化が重点項目とされていることを踏まえ、評価に当たっては、本部、支部を通じて、各々の業務量及び業務内容と要員の配置状況や内部組織の状況に着目し、可能な限り定量的・具体的な評価を毎年行い、その結果を見直しに反映することができるようにすべきである。
<p>ホームページ</p>	<p>法人：http://www.lmo.go.jp/ 評価結果：http://www.dfaa.go.jp/jplibrary/roumu/subindex1.htm</p>

法人名	独立行政法人通信総合研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：飯田 尚志）
目的	情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発等を総合的に行うことにより、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の向上を図り、もって情報の電磁的的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。
主要業務	1 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発を行うこと。2 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものを行うこと。3 周波数標準値を設定し、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。4 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。5 無線設備（高周波利用設備を含む。）の機器の試験及び較正を行うこと。6 3から5に掲げる業務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行うこと。7 1、2及び6に掲げる業務に係る成果の普及を行うこと。8 1から7に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会（委員長：熊谷 信昭）
分科会名	通信総合研究所分科会（分科会長：羽鳥 光俊）
総務省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期目標、中期計画に定められた各項目の達成度を確認すること等により、次のような5段階（平成13年度は、AからEの5段階で評価）で評価を行う。評価に当たっては、できる限り定量的な指標、客観的な評価基準を設定する。</p> <p>AA：中期目標を大幅に上回って達成（13年度：A） A：中期目標を十分に達成（13年度：B） B：中期目標をおおむね達成（13年度：C） C：中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある（13年度：D） D：中期目標を下回っており大幅な改善が必要（13年度：E）</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。独立行政法人の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネジメント等について、それぞれの観点から評価を行うとともに、項目別の評価結果等を総合し、独立行政法人全体について評価を行う。</p>

総務省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価															
	○ 評価結果															
	1 業務運営の効率化 「業務運営」及び「効率的な人員の活用」の2つの中項目で評価を実施															
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>B：1、C：1</td> <td>A：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	B：1、C：1	A：2									
	年 度	平成13	14													
	評価結果（項目数）	B：1、C：1	A：2													
	（注）平成13年度は、AからEの5段階で評価を実施（以下の項目も同様）															
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「研究開発」、「サービス提供業務」等4つの中項目について、18（平成13年度は9）の評価項目を設定して評価を実施															
	なお、「ペタビット級フォトニックネットワーク基礎技術の研究開発」は、最先端の光技術を生かしたネットワーク整備の基盤技術として必要性は十分に高く、1年間に様々な研究開発が進められ成果が上がりがつあり、共同研究、委託研究においても成果を残しており、目標を上回っている等として、AAの評価															
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>B：7、C：2</td> <td>AA：1、A：15、B：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	B：7、C：2	AA：1、A：15、B：2									
年 度	平成13	14														
評価結果（項目数）	B：7、C：2	AA：1、A：15、B：2														
3 財務内容の改善＜平成13年度：B、14年度：A＞ 「予算、収支計画及び資金計画」、「短期借入金の限度額」等4つの大項目について、1つの項目にまとめて評価を実施																
＜当該評価項目に含まれる大項目＞																
<ul style="list-style-type: none"> ・予算、収支計画及び資金計画 ・短期借入金の限度額 ・重要な財産の譲渡等 ・剰余金の使途 																
4 その他業務運営に関する事項＜平成13年度：C、14年度：B＞																
《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）																
<table border="1"> <tr> <td>指 標</td> <td>中期計画</td> <td>年度計画</td> <td>実 績</td> </tr> <tr> <td>世界標準の協定世界時（UTC）との時刻差</td> <td>10ns 以内</td> <td>—</td> <td>50ns 以内</td> </tr> <tr> <td>無線設備の機器の試験・較正の処理期間</td> <td>2週間以内</td> <td>2週間以内</td> <td>2週間以内</td> </tr> <tr> <td>国内、国際研究集会の開催</td> <td>—</td> <td>30件以上</td> <td>75件</td> </tr> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	世界標準の協定世界時（UTC）との時刻差	10ns 以内	—	50ns 以内	無線設備の機器の試験・較正の処理期間	2週間以内	2週間以内	2週間以内	国内、国際研究集会の開催	—	30件以上	75件
指 標	中期計画	年度計画	実 績													
世界標準の協定世界時（UTC）との時刻差	10ns 以内	—	50ns 以内													
無線設備の機器の試験・較正の処理期間	2週間以内	2週間以内	2週間以内													
国内、国際研究集会の開催	—	30件以上	75件													

総合評価

○ 評価結果

年 度	平成 13	14
評価結果	年度計画目標をやや上回るレベル	年度計画目標をやや上回るレベル

平成14年度における業務の実績は、中期計画に沿いその2年度目として策定された当該年度の計画目標を、総合的にみて期待されるレベルをやや上回るレベルで達成したものと認定する。

○ 評価の理由、特記事項等

(業務運営等の改善) (抜粋)

- 世界のトップクラスをねらうなら、通信総合研究所の内部研究者のみで全ての研究を網羅するのではなく、分野によっては、優れた他研究機関との協力関係構築を考えていくことが重要であり、「次世代モバイル開発プロジェクト」や「UWB (Ultra Wide Band)」などでは、産学官連携による研究開発体制の構築や、プロジェクト統括リーダー、研究グループリーダーを外部から登用するなど、外部の優れた研究機関等との協力関係の構築に向けての前向きな取り組みがなされているが、効率的・効果的に研究開発を実施できる一層の体制充実を図られたい。特に、代表的な研究機関の実体を調査し、当研究所と比較調査することを勧める。また、研究成果の還元についても、他の独立行政法人研究所等との連携を一層推進して欲しい。
- 綿密な内部評価を業務運営の改善に活用し、更に理事長によるタウンミーティングの開催など現場からの要望が研究所の運営に反映されるよう配慮するなど評価できる。研究開発については、行き過ぎた数値による成果管理は弊害をもたらす面もあるが、実施状況の進捗管理のためできる限り目標の数値化を図り、Plan、Do、Check、Actionのサイクルの確立と、所員全体が使命感を持って業務に邁進できるようマネジメントには一層の工夫を重ねられたい。
- 大学や民間と競合する研究テーマについて、他機関での取り組み状況など当研究所が相対的にどのようなレベルにあるかといった情報の提示もあったが、一部のテーマにおいて当研究所の研究の特色が十分説明出来ていないものもあるため、なぜ当研究所で研究を行っているのかを常に意識し、評価者にも分かり易い形で提示するよう努められたい。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

以下の点を踏まえつつ、総務省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- 評価に当たっては、法人の業務の位置付け、方向性を設立目的に照らして毎年度分析・評価することが重要であり、総務省独立行政法人評価委員会は、前回に引き続き、このような観点からの評価を行い、バイオコミュニケーション技術の研究のうちタンパク質モーターの研究について、法人の研究領域である情報通信技術との関連を明らかにすべき旨再度指摘している。このような基礎研究業務については、法人の研究領域との関連を短期的に具体化することが困難な状況にある場合でも、少なくとも
 - ① 法人が、当該研究業務と法人の研究領域との関連の具体化に向けた毎年度の研究業務管理（研究評価を含む。）・予算管理の面からの取組等を中期計画等に盛り込み、総務省独立行政法人評価委員会が、その実施状況について毎年度厳格な評価を行うことを可能とするとともに、
 - ② 総務大臣が、中期目標期間終了時において、総務省独立行政法人評価委員会の評価結果や意見を踏まえ、その段階における当該研究業務と法人の研究領域である情報通信技術との関連を十分精査し、必要に応じ廃止・大幅な軌道修正を含めた見直しを適切に行うことを確保し、更にこれらの結果が公表される必要がある。このため、以上のような取扱いについて、総務省独立行政法人評価委員会から、法人及び総務大臣における適切な措置の検討を要請することを期待する。
- 法人の運営上の判断に基づき平成14年度に設置されたタイ自然言語ラボラトリーのような海外拠点については、業務量・業務実績と要員配置・財務内容の関係、効果的・効率的な業務運営の状況、設置目的を踏まえた当該拠点の維持の必要性等について、他の拠点や業務とは区分して、厳格かつ定量的な分析・評価を行うこととすべきである。

なお、本法人についてのこれまでの評価結果を、通信・放送機構との統合後においても有効に活用することができるよう、統合前の各業務や施設に係る業務の質の向上、業務運営の効率化等の状況について、引き続き把握・分析することが可能となるようにすべきである。

ホームページ

法人： <http://www.crl.go.jp/>
 評価結果： http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030829_6.html

法人名	独立行政法人消防研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：平野 敏右）
目的	消防の科学技術に関する研究、調査及び試験を総合的に行うとともに、その成果を普及すること等により、消防の科学技術の水準の向上を図り、もって国民の生命、身体及び財産を保護することに寄与することを目的とする。
主要業務	1 消防の科学技術に関する研究、調査及び試験を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及すること。3 消防の科学技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。4 1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 ○ 上記の業務のほか、次の業務を行う。 1 消防法に規定する検定対象機械器具等についての試験又は個別検定を行うこと。2 消防法の規定により火災の原因の調査を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会（委員長：熊谷 信昭）
分科会名	消防研究所分科会（分科会長：廣井 脩）
総務省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期目標、中期計画に定められた各項目の達成度を確認すること等により、次のような5段階（平成13年度は、AからEの5段階で評価）で評価を行う。評価に当たっては、できる限り定量的な指標、客観的な評価基準を設定する。</p> <p>AA：中期目標を大幅に上回って達成（13年度：A） A：中期目標を十分に達成（13年度：B） B：中期目標をおおむね達成（13年度：C） C：中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある（13年度：D） D：中期目標を下回っており大幅な改善が必要（13年度：E）</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。独立行政法人の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネジメント等について、それぞれの観点から評価を行うとともに、項目別の評価結果等を総合し、独立行政法人全体について評価を行う。</p>

総務省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価						
	○ 評価結果						
	1 業務運営の効率化 「研究体制の確立」、「研究資源の活用」等の6つの中項目で評価を実施。なお、「研究支援に係る業務の充実」は、業務のアウトソーシングの導入・推進など、目標を大幅に上回っている等として、AAの評価						
	<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>B：3、C：3</td> <td>AA：1、A：2、B：3</td> </tr> </table> <p>（注）平成13年度は、AからEの5段階で評価を実施（以下の項目も同様）</p>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	B：3、C：3	AA：1、A：2、B：3
	年 度	平成13	14				
	評価結果（項目数）	B：3、C：3	AA：1、A：2、B：3				
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「重点研究領域に係る研究」、「基盤的研究分野の充実」、「体制の強化と質の向上」等6つの中項目について、18（平成13年度は16）の評価項目を設定して評価を実施。 なお、「建築火災に関する研究成果を有効に活用する技術の研究」は、3カ年計画の2年目に当たるが、計画的に研究が進められており、このまま進めば目標を大幅に上回って達成できる等としてAAに評価しているほか、計4項目でAAの評価						
	<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：4、B：12</td> <td>AA：4、A：12、B：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：4、B：12	AA：4、A：12、B：2
	年 度	平成13	14				
	評価結果（項目数）	A：4、B：12	AA：4、A：12、B：2				
3 予算、収支計画及び資金計画 「外部資金の確保」及び「経費の節減」の2つの中項目で評価を実施							
<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>C：2</td> <td>A：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	C：2	A：2	
年 度	平成13	14					
評価結果（項目数）	C：2	A：2					
4 短期借入金の限度額＜平成13年度：－、14年度：－＞ 5 重要な財産の譲渡等＜平成13年度：－、14年度：－＞ 6 剰余金の使途＜平成13年度：－、14年度：－＞							
7 その他業務運営に関する事項 「施設・設備に関する事項」、「人事に関する計画」等3つの中項目について7つの評価項目を設定して評価を実施							
<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>B：5、C：2</td> <td>A：6、B：1</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	B：5、C：2	A：6、B：1	
年 度	平成13	14					
評価結果（項目数）	B：5、C：2	A：6、B：1					

総務省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）								
	指標	中期計画	年度計画	実績					
	客員研究員等外部研究員の受け入れ人数の過去5年間の実績に対する目標割合	110%以上	—	—					
	重点研究支援協力員制度の活用による研究支援者の確保	—	—	—					
	海外若手研究者招聘制度（STAフェロー制度など）の活用による海外若手研究者の受け入れ	—	1人	1人					
	<p>総合評価</p> <p>○ 評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果</td> <td>十分に目標を達成</td> <td>目標を十分達成</td> </tr> </table> <p>項目別評価を総合すると「目標を十分達成」という結果になる。消防研究所の最も重要な使命である研究活動については高い成果を上げており、今後も、この研究活動を中心に、研究支援体制、防災対策や消防行政に対する成果の活用、一般広報活動などに努めてほしい。</p> <p>○ 評価の理由、特記事項等 （組織、業務運営等の改善すべき点）</p> <p>多様な研究内容を少人数で実施しているが、現在よりいっそう他の研究機関と連携を密にすることが必要である。研究目標を達成するための具体的な人事計画を明らかにし、外部の人材なども有効に活用しながら業務運営の改善に努める必要がある。</p>			年度	平成13	14	評価結果	十分に目標を達成	目標を十分達成
年度	平成13	14							
評価結果	十分に目標を達成	目標を十分達成							

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	総務省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。
ホームページ	法人： http://www.fri.go.jp/ 評価結果： http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030829_6.html

法人名	独立行政法人酒類総合研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：岡崎 直人）
目的	酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする。
主要業務	1 酒類の高度な分析及び鑑定（これらに伴う手法の開発を含む。）を行うこと。 2 酒類の品質に関する評価を行うこと。3 酒類及び酒類業に関する研究及び調査を行うこと。4 1から3に掲げる業務に係る成果の普及を行うこと。5 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。6 酒類及び酒類業に関する講習を行うこと。7 1から6に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会（委員長：奥村 洋彦）
分科会名	酒類総合研究所分科会（分科会長：奥村 洋彦）
財務省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画に定められた項目ごとに評価項目を設定し、AからDの4段階評価を行うことを基本とするが、研究開発に関する項目については、A⁺評価を加えて5段階評価を行う。また、実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○」「×」により評価を行う。</p> <p>（A⁺：特に優れた実績をあげている（「研究開発に関する項目」のみ））</p> <p>A：中期計画の実施状況が当該事業年度において順調である。 B：中期計画の実施状況が当該事業年度においておおむね順調である。 C：中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でない。 D：中期計画の実施状況が当該事業年度において順調でなく、業務運営の改善等が必要である。</p> <p>総合評価</p> <p>項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績を記述式により評価する。</p>

財務省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価						
	○ 評価結果						
	1 業務運営の効率化＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「物件費の経費節減」、「業務運営」等の4つの中項目で評価を実施						
	<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：4</td> <td>A：4</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：4	A：4
	年 度	平成13	14				
	評価結果（項目数）	A：4	A：4				
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「酒類の高度な分析及び鑑定」、「酒類の品質評価」、「酒類及び酒類業に関する研究及び調査」等の7つの中項目について、27の評価項目を設定して評価を実施						
	なお、特別研究の「麹菌が環境条件に対応して特異的に発現する遺伝子及びその制御機構の解明」は、①年度計画に沿って特に良好に進ちよくしており、中期計画の実施状況は引き続き極めて順調であった、②当該研究所の研究課題の中でも注目度も高く、周囲をリードした研究を行っており、非常に高く評価する等してA ⁺ に評価しているほか、計3項目でA ⁺ の評価						
	<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A⁺：2、A：21、B：4</td> <td>A⁺：3、A：21、B：3</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A ⁺ ：2、A：21、B：4	A ⁺ ：3、A：21、B：3
	年 度	平成13	14				
評価結果（項目数）	A ⁺ ：2、A：21、B：4	A ⁺ ：3、A：21、B：3					
3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：A、14年度：A＞							
4 短期借入金の限度額＜平成13年度：○、14年度：○＞							
5 重要な財産の譲渡等＜平成13年度：○、14年度：○＞							
6 剰余金の使途＜平成13年度：○、14年度：○＞							
7 その他業務運営に関する事項＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「施設及び設備の整備」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施							
<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：2</td> <td>A：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：2	A：2	
年 度	平成13	14					
評価結果（項目数）	A：2	A：2					

平成13年度及び14年度とも実績なし

財務省 独立行政 法人評 価委 員会 の評 価結 果の 概 要	《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）			
	指 標	中期計画	年度計画	実 績
	研究論文の発表	目標期間（5年間）中に100報以上	—	16報
	特許等の出願数	目標期間（5年間）中に17件以上	—	23件
	研究所見学者の満足度調査	5段階（5：満足、1：不満足）で 平均3.0以上	—	4.44
	(注) 「中期計画」欄に記載されている数値の指標は、「中期目標」に掲げられているものを記載している。			
	総 合 評 価			
	○ 評価結果、評価の理由、特記事項等			
	年 度	平成13	14	
	評価結果	中期計画に照らして順調	中期計画に照らして順調	
<p>平成14事業年度は、独立行政法人移行後2年目に当たるが、当研究所の業務の実績は中期計画に照らして順調であると認められる。</p> <p>当研究所は、国立機関の頃から、酒類に関する世界的にも類を見ない研究機関として積み重ねてきた実績もあって、独立行政法人移行後も、醸造微生物、醸造関連酵素などをはじめとする研究業務全般において依然高いレベルにあり、基礎研究から産業現場までをカバーする独創的な研究を引き続き順調に実施している。また、清酒酵母や麹菌の遺伝学的基盤に関する研究では先進的な取組みを積極的に推進しており、今後の成果が期待されているところである。</p> <p>平成13年度より本格的に開始されたサービス業務については、適切な実施体制が固まりつつあり、新しい刊行物も好評を得るなど、国民への情報提供サービスを充実させてきている。有料化の業務も拡大されているが、引き続き移行は順調であり、当研究所が酒類業者のニーズに応えた効果的なサービスを提供していることがうかがえる。</p> <p>ただ、研究業務の一部には、実施状況としてはおおむね順調としても、その内容面の工夫の余地が認められるものが若干あり、目標達成のために今後の効果的な取り組みが期待される。なお、独立行政法人移行後の新規業務のうち、平成13年度評価において同様の指摘を行った項目については、指摘内容が適切に業務に反映されていると認められた。</p>				

財務省 独立行政 法人評 価委 員会 の評 価結 果の 概 要	<p>研究の活性化については、人事に関する計画との関連でいえば、任期付任用制度について、制度活用のための積極的な取組みが引き続きうかがえる。また、平成13年度評価において、新しい人事システム構築に向けた前向きな取組みを要請した点については、研究職員の動機付けに資することを旨とした人事システムの確立へ向けて着実な取組みが認められる。今後は更に、長期的な育成研修の充実も望まれる。</p> <p>予算については、独立行政法人制度の趣旨に則って的確に執行されるとともに効率化も達成されている。</p> <p>平成13年度に引き続いて平成14年度も業務の実績の評価において、各項目で高い評価に値する成果が得られたことは、平成13年度に構築した新しい組織体制による業務運営が軌道に乗りつつあり、なおかつ期待どおりに機能していることを示しているといえる。これは、理事長等のマネジメントが有効に機能した結果と評価できる。すなわち、業務運営において、理事長は業務の目的を認識した上で、研究職員など組織構成員の業務の実施状況を把握し、これらの情報を基に必要な判断や指示を的確に行っていた。理事は、理事長の指示に基づき東京事務所の業務管理を専断的に行うとともに、業務全般にわたり実施状況を把握した上で理事長を的確に補佐していた。また、監事も定期的な監査業務を通じて業務運営等に関する助言及び情報提供を行うなど、期待される活動を行っていたと認められる。</p> <p>酒類は国民生活にとって非常に馴染み深い嗜好飲料であることから、今後も引き続いて、開かれた研究所として国民のニーズを的確に把握し、質の高いサービスを提供し信頼を獲得していくとともに、酒類に関する先端的研究・技術開発の国内外への発信基地として一段の活性化が図られるよう期待する。</p>
	<p>以下の点を踏まえつつ、財務省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「価格及び商品ラベルに関する調査」については、これまでの評価に加え、本調査が国民生活にもたらす成果と酒類業の健全な発達という法人の目的との関係、民間における同種の取組との違い・役割分担、本調査に求められる専門性を踏まえた法人が直接実施する効果、本調査のコスト等の分析等が具体的に明らかになるような評価が行われることを期待する。
	<p>ホームページ</p> <p>法人：http://www.nrib.go.jp/ 評価結果：http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/top.htm</p>

法人名	独立行政法人国立特殊教育総合研究所（平成13年4月1日設立） ＜特定＞（理事長：細村 迪夫）
目的	特殊教育に関する研究のうち主として実地的な研究を総合的に行い、及び特殊教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特殊教育の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 特殊教育に関する研究のうち主として実地的な研究を総合的に行うこと。2 特殊教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと。3 1に掲げる研究の成果の普及その他特殊教育に関する研究の促進を行うこと。4 特殊教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し、整理し、保存し、及び提供すること。5 特殊教育に関する相談に応じ、助言、指導及び援助を行うこと。6 1から5に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：神田 道子）
分科会名	学校教育分科会（分科会長：大南 英明）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような5段階評価を行う。</p> <p>A⁺：特に優れた実績を上げている</p> <p>A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている</p> <p>B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている</p> <p>C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である</p> <p>C⁻：評価委員会として業務改善の勧告を行う必要がある</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評定基準を設定して評価を行う。</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価する。</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価															
	○ 評価結果															
	1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「研究活動」、「研修事業」等6つの中項目について、14の評価項目を設定して評価を行い、その結果を踏まえて中項目の評価を実施（平成13年度は、6つの中項目について、35の評価項目を設定して評価を実施） なお、「国立久里浜養護学校との相互協力」の項目については、中期計画上は「その他業務運営に関する事項」に掲載															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評価結果 (項目数)</td> <td>中項目</td> <td>—</td> <td>A：4、B：2</td> </tr> <tr> <td>評価項目</td> <td>A：17、B：18</td> <td>A：9、B：5</td> </tr> </tbody> </table>	年 度		平成13	14	評価結果 (項目数)	中項目	—	A：4、B：2	評価項目	A：17、B：18	A：9、B：5				
	年 度		平成13	14												
	評価結果 (項目数)	中項目	—	A：4、B：2												
		評価項目	A：17、B：18	A：9、B：5												
	2 業務運営の効率化＜平成13年度：—、14年度：A＞ 平成14年度は大項目について評価を実施し、13年度は「事務手続きの簡素化・迅速化」及び「業務の効率化」の2つの中項目で評価を実施（中項目の評価の結果 A：1項目、B：1項目）															
	3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：—、14年度：—＞															
	4 短期借入金の限度額＜平成13年度：—、14年度：—＞															
5 重要な財産の譲渡等＜平成13年度：—、14年度：—＞																
6 剰余金の使途＜平成13年度：—、14年度：—＞																
7 その他業務運営に関する事項＜平成13年度：—、14年度：—＞																
《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究成果の発表件数</td> <td>中期計画期間（5年間）中に500件以上</td> <td>—</td> <td>214件</td> </tr> <tr> <td>研修参加者の満足度調査</td> <td>80%以上が満足</td> <td>—</td> <td>95%～100%</td> </tr> <tr> <td>教育相談</td> <td>年平均2,000件</td> <td>—</td> <td>1,895件</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	研究成果の発表件数	中期計画期間（5年間）中に500件以上	—	214件	研修参加者の満足度調査	80%以上が満足	—	95%～100%	教育相談	年平均2,000件	—	1,895件
指 標	中期計画	年度計画	実 績													
研究成果の発表件数	中期計画期間（5年間）中に500件以上	—	214件													
研修参加者の満足度調査	80%以上が満足	—	95%～100%													
教育相談	年平均2,000件	—	1,895件													
(注) 満足度調査は、「中期目標」に掲載されている事項である。																

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	総合評価		
	○ 評価結果（総評）		
	年 度	平成 13	14
	評価結果	おおむね成果をあげている	順調
	平成 14 年度においては、理事長等の適切なマネジメントのもと、事業活動・業務運営とも、中期計画の達成に向けた取組を順調に進めており、障害のある子どもの教育の充実・振興を図る機関としての役割を果たしているといえる。平成 13 年度の業務実績評価において課題事項としてあげられていた組織体制の見直しの一層の具体化についても、順調に取組が進められている。また、平成 13 年度の業務実績評価において、特殊教育のナショナル・センターとして、行政課題に対応した活動の実践を行うとともに、研究・研修・相談等の業務において都道府県、盲・聾・養護学校等関係機関の取組の先導的な役割を果たすために必要な取組を行うことを求めたところであり、これに応えた平成 14 年度の取組は評価しうるものである。これらの課題は、独立行政法人国立特殊教育総合研究所（以下、「特殊研」という。）によって実施されることは期待できないものであり、特殊研において、なお一層積極的に取り組まれることを期待したい。		
	業務運営の効率化については、着実な取組がなされたものと認められ、引き続き適切な取組がなされることを期待する。		
	なお、平成 13 年度の評価の際には、評価の視点が数値目標にやや重点が置かれ、事業の総合的な評価が難しかったとの意見もあり、平成 14 年度の評価に際しては、各事業を総合的に評価しうるよう、評価方法を改めた。今後とも、適切な評価を行えるように工夫してまいりたい。		
	○ 評価の理由、特記事項等		
	1 事業活動		
	平成 14 年度において、特殊研は、中期目標の達成に向けて順調に事業を進め着実に成果を上げていると認められる。なお、特殊研の機能や役割を果たすために、現場のニーズを一層適切に把握しつつ、特殊教育のナショナル・センターとしての機能をさらに充実することが求められている。		
2 業務運営			
平成 14 年度においては、特殊研の事業活動の円滑な遂行のため、適切な業務運営を行っていると思えられる。特に、理事長の主導のもと、組織改編に取り組んでいることは評価でき、これにより、行政や現場のニーズに対応した研究・研修等を一層充実することを期待したい。			

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>3 財務</p> <p>毎事業年度において 1% の効率化を図る中期目標の達成に向け、人件費、管理経費等の削減の他、国の要請や新たな課題への対応などを図りながらも、業務の効率化に努めた結果、目標を超える効率化を達成したことは適切であった。さらに、科学研究費補助金等の外部資金について、一定程度の確保をしたところであるが、さらなる活用のために、所内の意識向上を図っていることは適切である。今後とも、効率的な業務運営や監事との適切な連携等により、財務の健全性を確保していただきたい。</p> <p>4 その他</p> <p>行政ニーズに対応して、総合的・機動的な研究を行えるよう、組織再編その他に取り組んでいることは高く評価できる。また、評価委員会にも積極的に協力し、研究活動について、外部有識者による外部評価を実施するなど、ナショナル・センターとしての機能を高めるために、外部からの声に謙虚に耳を傾けている姿勢は評価できる。これらの取組によって、特殊研が一層ナショナル・センターとしての機能を向上させることを期待したい。</p>
政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<p>以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究業務については、医療・福祉・労働等の関係機関・団体との連携協力等の状況が評価の対象となっているが、このような連携協力等は、中期目標において本人の業務運営全体についての目標とされていることから、研修事業、教育相談活動等の他の業務についても、このような連携協力等の取組の観点及び当該取組による各業務の効果的、整合的、合理的実施の観点を、少なくとも評価の際の視点として取り扱うことを期待する。
ホームページ	<p>法 人： http://www.nise.go.jp/</p> <p>評価結果： http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/03082902.htm</p>

法人名	独立行政法人大学入試センター（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：丸山 工作）
目的	大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）における教育の振興に資することを目的とする。
主要業務	1 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。2 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと。3 大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと。4 1から3に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：神田 道子）
分科会名	学校教育分科会（分科会長：大南 英明）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような3段階評価を行う。</p> <p>A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評価基準を設定して評価を行う。</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価する。</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価											
	○ 評価結果											
	1 業務運営の効率化 「組織の整備」及び「管理運営業務の効率化」の2つの中項目について、8つの評価項目を設定して評価を行い、その結果を踏まえて中項目の評価を実施 なお、一部の評価項目においては、当該項目より下に、より細かな評価項目（評価指標）を設定して評価を実施（以下の項目も同様）											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評 価 結 果 (項目数)</td> <td>中項目</td> <td>A：1、B：1</td> <td>A：1、B：1</td> </tr> <tr> <td>評価項目</td> <td>A：4、B：4</td> <td>A：4、B：4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当該評価項目数については、中項目の評価の基礎となった評価項目の数を計上している。</p>	年 度		平成13	14	評 価 結 果 (項目数)	中項目	A：1、B：1	A：1、B：1	評価項目	A：4、B：4	A：4、B：4
	年 度		平成13	14								
	評 価 結 果 (項目数)	中項目	A：1、B：1	A：1、B：1								
		評価項目	A：4、B：4	A：4、B：4								
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「大学入試センター試験の円滑で適切な実施」、「入学者選抜方法の改善に関する調査研究の実施」等4つの中項目について、16の評価項目を設定して評価を行い、その結果を踏まえて中項目の評価を実施											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評 価 結 果 (項目数)</td> <td>中項目</td> <td>A：1、B：3</td> <td>A：4</td> </tr> <tr> <td>評価項目</td> <td>A：5、B：11</td> <td>A：14、B：2</td> </tr> </tbody> </table>	年 度		平成13	14	評 価 結 果 (項目数)	中項目	A：1、B：3	A：4	評価項目	A：5、B：11	A：14、B：2
	年 度		平成13	14								
評 価 結 果 (項目数)	中項目	A：1、B：3	A：4									
	評価項目	A：5、B：11	A：14、B：2									
3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：－、14年度：－＞												
4 短期借入金の限度額＜平成13年度：－、14年度：－＞												
5 重要な財産の譲渡等＜平成13年度：－、14年度：－＞												
6 剰余金の使途＜平成13年度：－、14年度：－＞												
7 その他業務運営に関する事項 「人事に関する計画」の中項目について、2つの小項目で評価を行い、その結果を踏まえて中項目の評価を実施												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評 価 結 果 (項目数)</td> <td>中項目</td> <td>B：1</td> <td>B：1</td> </tr> <tr> <td>小項目</td> <td>B：2</td> <td>B：2</td> </tr> </tbody> </table>	年 度		平成13	14	評 価 結 果 (項目数)	中項目	B：1	B：1	小項目	B：2	B：2	
年 度		平成13	14									
評 価 結 果 (項目数)	中項目	B：1	B：1									
	小項目	B：2	B：2									

《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
ハートシステムへのアクセス件数	年間500万件以上	—	12,484,729件
ハートシステムの満足度調査	50%以上が満足	—	86.9%

（注） 「中期計画」欄に記載されている数値の指標は、「中期目標」に掲げられているものを記載している。

総合評価

○ 評価結果（総評）

当事業年度は法人化2年目であるが、新たな社会的要請である法科大学院の適性試験などに対し、着実・積極的に取り組み、大学入試センター事業の更なる発展に努めた。

また、主たる業務である大学入試センター試験の実施などについて、若干の改善点、検討事項はあるものの、おおむね円滑に実施されている。今後は、業務の複雑化に備えた組織整備等の検討が必要であるとともに、受験生の進路を決めるに当たっての実質的な十分な内容の情報を提供しているか、また、過去の情報（良問）などを、有効に公表・提供しているかについて、十分に検討していく必要があると思われる。

（注） 平成13年度の評価結果と経年的な比較ができるような記述になっていない。

○ 評価の理由、特記事項等

1 業務運営

事務組織については、企画調整官、企画室を設置し、適性試験への整備を行い、実務の順調な執行に当たっており、また、研究組織についても、中期目標・計画の下での研究成果が上げられつつあり、法科大学院適性試験の実証的研究に成果を収めるなど、適切に実施されている。

2 事業活動

法科大学院の適性試験に関する調査研究の実施やセンター試験への短期大学の参入など、従来からの業務に加え、社会からの新たな要請・課題に即応できており、おおむね順調である。

3 財務会計

1%を上回る業務の効率化を着実に進めているなど、適正に行われている。なお、支出の大きな項目となっている「監督者等経費」と「印刷費」については、効率化等の観点から今後に期待したい。

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

4 その他

国立大学の法人化や短期大学の参入、リスニングテストの実施など新たな施策が実施されていく中で、今後の大学入試センター試験の在り方等を含め、踏み込んだ研究・検討が必要である。また、法科大学院の適性試験は、日本の司法制度改革の一環として位置づけられており、今後、大学入試センターが適切に実施するに当たり、人員の増員を含めた抜本的な体制の強化を検討する必要がある。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 法科大学院適性試験の調査研究及びその実施に関する業務については、中期目標、中期計画の記載内容に基づく法人における当該業務の位置付け、当該業務に係る収支状況、民間において実施されている同種業務との役割分担等を踏まえて分析・評価が行われ、今後の当該業務の在り方の方向を明確にする評価が行われることを期待する。

ホームページ

法 人：<http://www.dnc.ac.jp/>
 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/03082902.htm

法人名	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター (平成13年4月1日設立) <特定> (理事長：高 為重)
目的	青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図る。
主要業務	1 青少年教育関係者等に対する研修のための施設を設置すること。2 1に掲げる施設において青少年教育関係者等に対する研修を行うこと。3 1に掲げる施設を青少年教育関係者等に対する研修のための利用に供すること。4 青少年教育関係者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。5 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること。6 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。7 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。イ 青少年のうちおおむね18歳以下の者の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他体験活動の振興を図る活動、ロ 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動、ハ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発、8 1から7に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会 (委員長：神田 道子)
分科会名	スポーツ・青少年分科会 (分科会長：鈴木 弘喜)
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準(手法)の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような3段階評価を行う。</p> <p>A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評価基準を設定して評価を行う。</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準(手法)の概要	<p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営(財務、人事等)など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価する。</p>																		
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>○ 評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化 「業務の効率化状況」及び「管理運営の合理化状況」の2つの中項目について評価を実施</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果(項目数)</td> <td>A：2</td> <td>A：2</td> </tr> </table> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「主催事業の実施状況」、「受入事業の実施状況」等6つの中項目が設定されているが、中項目のうち「附帯する事項」については主業務の評定に含むとして、5つの中項目で評価を実施</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果(項目数)</td> <td>A：1、B：4</td> <td>A：3、B：2</td> </tr> </table> <p>3 予算、収支計画及び資金計画<平成13年度：A、14年度：A></p> <p>4 短期借入金の限度額<平成13年度：－、14年度：－></p> <p>5 重要な財産の譲渡等<平成13年度：－、14年度：－></p> <p>6 剰余金の使途<平成13年度：－、14年度：－></p> <p>7 その他業務運営に関する事項 「施設・設備に関する事項」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果(項目数)</td> <td>A：1、B：1</td> <td>A：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果(項目数)	A：2	A：2	年 度	平成13	14	評価結果(項目数)	A：1、B：4	A：3、B：2	年 度	平成13	14	評価結果(項目数)	A：1、B：1	A：2
年 度	平成13	14																	
評価結果(項目数)	A：2	A：2																	
年 度	平成13	14																	
評価結果(項目数)	A：1、B：4	A：3、B：2																	
年 度	平成13	14																	
評価結果(項目数)	A：1、B：1	A：2																	

文 部 科 学 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）			
	指 標	中期計画	年度計画	実 績
	利用者数	毎年延べ100万人以上	延べ100万人	約135.4万人
	利用団体の満足度	70%以上	—	総合的な満足度：引率者93.6%、利用者92.8%
	(注) 「中期計画」欄に記載されている数値の指標は、「中期目標」に掲げられているものを記載している。			
	総合評価			
	○ 評価結果（総評）			
	<p>青少年の体験活動や規範意識の欠如などにより、凶悪犯罪が増加し社会問題となっている現在において、青少年の自主性・協調性、社会参加・社会貢献に対する意識や課題探求能力、公共心、コミュニケーション能力、国際性の育成などが求められている。</p> <p>センターは、青少年教育のナショナルセンターとして、これらの課題に対し青少年教育指導者の養成・確保のため、国公立の施設指導系職員の研修の実施、エル・ネットを利用した遠隔研修の展開、指導者のための国際交流の推進やITを活用した青少年に関する各種情報の発信などを展開していることは評価できる。</p> <p>また、理事長のリーダーシップのもと、青少年教育施設や青少年関係者等と連携協力し、様々な事業を展開していることや子どもの体験活動や読書活動の振興を図る取組への助成を行うなど、次代を担う青少年の健全育成に取り組まれていることは評価できる。</p> <p>さらに、業務活動、業務改善や効率的・効果的な業務運営等について、自ら点検・評価を実施し、その結果についてセンターの外部有識者による評価を行い、今後の課題や改善点を明らかにし、報告書としてまとめたことは評価できる。</p> <p>今後も青少年教育のナショナルセンターとして大いに期待する。</p> <p>(注) 平成13年度の評価結果と経年的な比較ができるような記述になっていない。</p>			
	○ 評価の理由、特記事項等			
	1 事業活動			

・ 主催事業等について

主催事業を体系的に進めていることや教育情報衛星通信ネットワーク（エル・ネット）を活用して研修の拡充を図り情報の提供を行ったことは評価できる。また、社会教育実習生やインターンシップの受入れを積極的に行うなど大学等と連携を図っていることや、センターが主体となって、青少年教育施設及び青少年団体等と相互の連携協力や海外の関係機関と連携を促進したことは評価できるが、今後においては、事業の目的をより明確にするとともに事業の成果を積み重ねることを期待する。

調査研究成果については、その成果として「研究紀要」の発行や「青少年教育施設職員の手引」などの調査研究報告書を作成し、それをインターネット等によって公表したことは評価できる。今後においては、より一層のITを活用した情報発信

文 部 科 学 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	<p>や、客員研究員などを活用した実践的な調査研究に努め、引き続き研究体制づくりの推進を期待する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入事業について オリエンテーション用のCD・DVDの製作・貸出・視聴コーナーの設置など利用者サービスに努め、新しい利用者の開拓に努力し、利用者数が前年度より大幅に増えたことや、利用申込みの受け付けを利用者の立場に立ち、平成15年4月から電話やFAXでも可能にするための準備を行ったことは評価できる。今後においても、更なる利用者サービスの向上を期待する。 ・ 助成業務について 子どもゆめ基金助成金の応募が前年度を上回る団体があったことや団体の活動規模が市区町村規模及び法人格を有しない団体（草の根的な団体）から多数応募があったこと、助成金の交付を受けて実施された活動の成果や効果についての調査も進めたことは評価できる。 今後更に、助成業務に当たっては、子どもゆめ基金の社会的な認知度の向上に取り組むことを期待するとともに、透明性や公平性の確保や、その成果や効果の調査について引き続き努めていただきたい。 <p>2 業務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務組織の整備について 各課の係等の再編や指導系職員の位置付けを明確にしたことなど組織の見直しを図り、事務の迅速化及び効率化を努めたことは評価できる。 ・ 職員の資質の向上について 国際化に対応した外国語の研修や利用者サービスのための対応能力向上などの研修に努め、職員の資質向上を図ったことは評価できる。今後も更なる職員の意識改革の取組みに期待する。
政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<p>以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成業務については、可能な限り明確な成果目標を定め、その実績について評価を行い、その結果を当該業務に反映していく必要があることから、そのような取扱いについて、文部科学省独立行政法人評価委員会から法人に対し適切な措置の検討を要請することを期待する。
ホームページ	<p>法 人： http://www.nyc.go.jp/ 評価結果： http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/03082902.htm</p>

法人名	独立行政法人国立女性教育会館（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：大野 曜）
目的	女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。
主要業務	1 女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること。2 1に掲げる施設において女性教育指導者等に対する研修を行うこと。3 1に掲げる施設を女性教育指導者等に対する研修のための利用に供すること。4 女性教育指導者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。5 女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：神田 道子）
分科会名	社会教育分科会（分科会長：山本 恒夫）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期目標の達成に向けた業務の個別的進捗状況について、単なる達成の度合のみならず、事業の展開、プロセスや質的な側面も重要な視点において、次のような3段階評価を実施</p> <p>A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評価基準を設定して評価を実施</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。項目別評価の結果等を踏まえ、会館の目的、特性等に照らし、会館全体としての業務実績を総合的に判断して評価。評価に当たっては、女性教育に関するナショナルセンターとして先駆的及び中核的拠点としての役割を果たしているかどうかの観点、会館の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネージメント等の観点等も勘案して評価を実施</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価						
	○ 評価結果						
	1 業務運営の効率化 「関係機関との共催事業の開催」、「男女共同参画社会の形成の促進に資する学習プログラムの共同開発」等6つの中項目（前書部分に記載されている「経費の削減」を含む。）について、11（平成13年度は10）の評価項目を設定して評価を実施 なお、一部の評価項目においては、当該項目より下に、より細かな評価項目（評価指標）を設定して評価を実施（以下の項目も同様）						
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：8、B：2</td> <td>A：10、B：1</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：8、B：2	A：10、B：1
	年 度	平成13	14				
	評価結果（項目数）	A：8、B：2	A：10、B：1				
	(注) 評価項目については、一つの評価項目を評価の単位としているもの、又は、複数の評価項目や評価指標で評価を行い、さらにその結果を集約して一つの評価の単位としているもの等区々となっており、各項目で統一的な数え方ができないため、複数の項目等を集約しているものについては、集約した結果を評価項目数として計上した。						
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「研修事業の充実」、「交流事業の充実」等6つの中項目について、48の評価項目を設定して評価を実施						
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：37、B：11</td> <td>A：39、B：9</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：37、B：11	A：39、B：9
	年 度	平成13	14				
評価結果（項目数）	A：37、B：11	A：39、B：9					
3 予算、収支計画及び資金計画 「自己収入の増加」及び「固定的経費の節減」の2つの評価項目を設定して評価を実施							
<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：1、B：1</td> <td>A：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：1、B：1	A：2	
年 度	平成13	14					
評価結果（項目数）	A：1、B：1	A：2					
4 短期借入金の限度額＜平成13年度：－、14年度：－＞ 5 重要な財産の譲渡等＜平成13年度：－、14年度：－＞ 6 剰余金の使途＜平成13年度：－、14年度：－＞ 7 その他業務運営に関する事項 「施設・設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目について、3つの評価項目を設定して評価を実施							
<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：2、B：1</td> <td>A：1、B：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：2、B：1	A：1、B：2	
年 度	平成13	14					
評価結果（項目数）	A：2、B：1	A：1、B：2					

《参考》定量的指標の実績（平成 14 年度）（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
女性、家庭等のデータベースの共同構築数	・女性関連施設：5年間で200件 ・女性学関連科目：5年間で100件	・同：20件 ・同：10件	・同：133件 ・同：315件
研修参加者の満足度調査	80%以上が満足	—	81%～100%
情報提供の充実	・ウェブサービス：毎年度1,000件 ・文献複写：毎年度150件	—	・同：984件 ・同：224件

（注）満足度調査は、「中期目標」に掲載されている事項である。

総合評価

○ 評価結果（総評）

年 度	平成 13	14
評価結果	達成	達成

項目毎の総合評価ではほとんどが「A」評定であり、中期目標・中期計画に基づき、年度計画が着実に達成されている結果となっている。

国立女性教育会館は、昭和52年の発足以来、国連主導による地球規模での女性の地位向上の動きの中で、教育、学習事業を基本に位置づけた機関として活動を広げており、国内外の女性関連施設・機関等との連携を図りつつ、研修・交流・調査研究・情報の4つの機能を軸とした活動を通して、女性教育に関するナショナルセンターとしての機能を発揮してきた。

その実績を踏まえ、平成13年度からは独立行政法人として存在意義を示し、ナショナルセンターとしての機能を発揮しつつあるといえるが、国内外における認知度という点では更に努力を要する。

各種事業及び活動そのものは、時代のニーズに適切に対応しており質的にも高いレベルにあることから、利用者の評価は高いが、サービスを必要としている人への広報の在り方、サービスを受けることが出来なかった人への情報提供の在り方やITの使い方などの改善を図り、「利用される独立行政法人」を目指すことが重要である。

13年度の評価において指摘された事項については、役員会、運営会議等で検討され、その結果を各種事業や運営等に反映されている。

国立女性教育会館においては、研修・交流・調査研究・情報の各事業が、相互に関連して進められるところに特徴がある。13年度に比べ関連性は深まってきているといえるが、更に事業内容を改善することが望まれる。

調査研究は重要であり、高い評価を得ているが、その成果が研修・交流・情報などの事業において一層活用され、ナショナルセンターとして一層発展することを期待する。

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

情報については、利用者の利便性を考慮した見直しが行われているが、情報化の進展等によりホームページ等へのアクセス件数もますます増加することが予想される。研修・調査研究等との関連を深め、最新の情報を提供できるようデータベースの更新・再構築を計画的に行うことが望まれる。

職員の一人一人が、独立行政法人の一員としてコスト意識を持ちながら、個々の業務レベルを向上させていくような仕組みが一層充実し、結果的に国立女性教育会館全体の質が向上していくことを期待する。

○ 評価の理由、特記事項等

客観的な指標（金額、人数の実数値、前年比伸率等）については、前年度に比べ盛り込まれてきているが、更に充実し中期計画の中での今年度の取組の位置付け、達成度合い、経年比較が国民にわかりやすいようにする必要がある。

人事異動、昇任、昇給等については、能力主義の観点から職員の業務実績や勤務成績等に基づき選考を実施している。

財務状況については、国立女性教育会館からヒアリングを行い、財務諸表、決算報告書及び業務監査に関する監事の意見を踏まえ検討したところ、特に指摘事項等は見当たらず健全な経営が行なわれていると評価する。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 女性教育に関するナショナルセンターとしての機能のより一層的確な発揮に資するため、研修事業、交流事業、調査研究事業及び情報事業の各事業について、国はもとより、地方、民間の婦人会館、男女共同参画推進センター等の関係機関等との役割分担を踏まえた評価を行い、その結果を事業の企画・運営に反映していくことが可能となることを期待する。

ホームページ

法 人： <http://www.nwec.jp/>
 評価結果： http://www.nmext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/03082902/004.pdf

法人名	独立行政法人国立青年の家（平成13年4月1日設立）〈非特定〉 （理事長：平川 忠男）
目的	青年の団体宿泊訓練を行うとともに、その設置する施設を青年の団体宿泊訓練のための利用に供すること等により、健全な青年の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1 青年の団体宿泊訓練のための施設を設置すること。2 1に掲げる施設において青年の団体宿泊訓練を行うこと。3 1に掲げる施設を青年の団体宿泊訓練のための利用に供するとともに、当該青年の団体宿泊訓練について指導及び助言を行うこと。4 青年の団体宿泊訓練に関し、青年教育指導者の研修を行うこと。5 1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：神田 道子）
分科会名	スポーツ・青少年分科会（分科会長：鈴木 弘喜）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような3段階評価を行う。</p> <p>A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている</p> <p>B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている</p> <p>C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評定基準を設定して評価を行う。</p> <p>総合評価</p> <p>記述式、事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価する。</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価											
	○ 評価結果											
	1 業務運営の効率化 「施設の連携体制の状況」及び「業務の効率化状況」の2つの中項目で評価を実施											
	<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：2</td> <td>A：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：2	A：2					
	年 度	平成13	14									
	評価結果（項目数）	A：2	A：2									
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「主催事業の実施状況」、「受入事業の実施状況」等4つの中項目が設定されているが、中項目のうち「附帯業務の実施状況」については主業務の評定を含むとして、3つの中項目で評価を実施											
	<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：1、B：2</td> <td>A：3</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：1、B：2	A：3					
	年 度	平成13	14									
	評価結果（項目数）	A：1、B：2	A：3									
3 予算、収支計画及び資金計画〈平成13年度：B、14年度：A〉												
4 短期借入金の限度額〈平成13年度：－、14年度：－〉												
5 重要な財産の譲渡等〈平成13年度：－、14年度：－〉												
6 剰余金の使途〈平成13年度：－、14年度：－〉												
7 その他業務運営に関する事項 「施設・設備の整備状況」及び「人事管理の状況」の2つの中項目で評価を実施												
<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：2</td> <td>A：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：2	A：2						
年 度	平成13	14										
評価結果（項目数）	A：2	A：2										
《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）												
<table border="1"> <tr> <th>指 標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実 績</th> </tr> <tr> <td>青年の団体宿泊訓練に係る移動数</td> <td>年間140万人程度</td> <td>—</td> <td>約156.4万人</td> </tr> <tr> <td>利用団体へのアンケート（目的の達成状況）</td> <td>70%以上</td> <td>—</td> <td>99.2%</td> </tr> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	青年の団体宿泊訓練に係る移動数	年間140万人程度	—	約156.4万人	利用団体へのアンケート（目的の達成状況）	70%以上	—	99.2%
指 標	中期計画	年度計画	実 績									
青年の団体宿泊訓練に係る移動数	年間140万人程度	—	約156.4万人									
利用団体へのアンケート（目的の達成状況）	70%以上	—	99.2%									
(注) 「中期計画」欄に記載されている数値の指標は、「中期目標」に掲げられているものを記載している。												

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>総合評価</p>
	<p>○ 評価結果（総評）</p> <p>今日、青年の価値観が多様となり、青年教育に対する課題もまた多様となっていく中で事業活動の方向性を定めることも大変難しいことではあるが、法人化したことで全国に分散した13の青年の家が連携体制を整えつつ、青年教育の課題に積極的に取り組んでいる。</p> <p>法人2年目になり理事長のリーダーシップのもとに、法人本部に企画・評価課を設置して内部評価体制を強化し、更に外部有識者による評価を行ったことにより、法人の課題を明らかにして意欲的に業務運営の改善に努めたことは評価できる。</p> <p>職員の意識改革を最優先の課題として職員研修を積極的に行い、サービスの向上、事業の効果的な実施、情報の共有化に取り組み、移動数を大幅に伸ばす中で、業務の効率化・光熱水料の節減等の実績を挙げたことは高く評価することができる。</p> <p>ひきこもりや凶悪犯罪は増加傾向にあり、青少年をめぐる様々な問題が深刻な社会問題となっており、次代を担う青年の健全育成が喫緊な政策課題となり、思いやりの心や他者とのかかわる能力、自主性・社会性などの豊かな人間性を育む必要性が指摘されている。</p> <p>こうしたことから、現代の青少年をとりまく様々な諸課題を解決するに当たり、青年教育の中核である国立青年の家の重要性はますます高まっており、今後、国立青年の家は、次代を担う青年の健全な育成を図るという使命を果たしていくため、13の青年の家のネットワークを生かし、青年の家が持つ教育機能をいかんなく発揮し、「体験」と「交流」を通して青年に「発見」と「感動」を与えるというビジョンの実現に向けて、法人が一体となって努力することを強く期待する。</p> <p>（注）平成13年度の評価結果と経年的な比較ができるような記述になっていない。</p> <p>○ 評価の理由、特記事項等</p> <p>1 事業活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主催事業について <p>主催事業の企画・実施に当たっては、法人の使命や目標に照らし、事業の必要性を確認し、青年の家が持つすべての教育機能を活用し、各青年の家の実情や立地条件に基づき、環境学習やひきこもりなどの今日的な青年教育の課題に対応した多様な事業を実施して成果を上げ、報告書に加えてホームページを活用して広く国民に情報提供したことは評価できる。また、13の青年の家が統合したメリットを生かした事業展開をするために策定した法人の統一テーマ「環境」「ボランティア」について、効果的な実施に向けて検討を進めていることを評価し、その成果に期待する。</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入事業について <p>職員の意識改革が進み、指導・助言体制の充実、利用者のニーズの把握と要望への迅速な対応などサービスの向上が図られ、利用者が少なかった期間の稼働数を大きく伸ばし、156万人を超える利用者を確保したことは高く評価できる。対象別に作成した広報資料の配布、広報重点地域を絞込んだ直接訪問での広報活動に加えて、ホームページを活用して空室状況や活動プログラム等の情報提供など新たな広報活動に取り組んでいることも評価できるが、今後更に、ホームページを活用した広報活動の充実を望む。</p> <p>2 業務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の連携体制について <p>法人本部に企画・評価課を設置したことによる事業戦略・内部評価体制の強化、法人本部主導による情報の共有化、業務の改善に向けた取組、各種システムの改善などを通して、法人本部と各青年の家の連携体制、業務の合理化を推進したことは評価できる。全国に分散した13の青年の家が統合したメリットを生かした業務運営を行うため、連携体制の強化と組織の一元化を更に進めることが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の意識改革について <p>コスト意識の浸透や利用者に対する職員のサービス・ホスピタリティの醸成をしたことは素晴らしいことと評価する。</p>
政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<p>以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人全体として効果的・効率的な事業を実施する上で、法人の長が、各施設ごとの主な業務・財務状況等をどのように分析し、それを踏まえて主な経営判断をどのように行ったかを把握した上で必要な評価が行われることを期待する。 ・ 独立行政法人国立青年の家法（平成11年法律第169号）第11条第2項に規定されている法人の施設を一般の利用に供する業務についても、その実績が把握されるとともに、当該業務の趣旨、当該業務に係る収支及び費用負担の妥当性等の観点を踏まえつつ、評価が行われることを期待する。
ホームページ	<p>法人：http://www.seinen.go.jp/</p> <p>評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/03082902.htm</p>

法人名	独立行政法人国立少年自然の家（平成13年4月1日設立）〈非特定〉 (理事長：松下 俱子)
目的	少年を自然に親しませつつ行う団体宿泊訓練を行うとともに、その設置する施設を少年の団体宿泊訓練のための利用に供すること等により、健全な少年の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1 少年の団体宿泊訓練のための施設を設置すること。2 1に掲げる施設において少年の団体宿泊訓練を行うこと。3 1に掲げる施設を少年の団体宿泊訓練のための利用に供するとともに、当該少年の団体宿泊訓練について指導及び助言を行うこと。4 少年の団体宿泊訓練に関し、少年教育指導者の研修を行うこと。5 1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：神田 道子）
分科会名	スポーツ・青少年分科会（分科会長：鈴木 弘喜）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような3段階評価を行う。</p> <p>A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評価基準を設定して評価を行う。</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価する。</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価											
	○ 評価結果											
	1 業務運営の効率化 「施設の連携体制の状況」及び「業務の効率化状況」の2つの中項目で評価を実施											
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：2</td> <td>A：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：2	A：2					
	年 度	平成13	14									
	評価結果（項目数）	A：2	A：2									
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「主催事業の実施状況」、「受入事業の実施状況」等4つの中項目が設定されているが、中項目のうち「附帯業務の実施状況」については主業務の評定に含むとして、3つの中項目で評価を実施											
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：2、B：1</td> <td>A：3</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：2、B：1	A：3					
	年 度	平成13	14									
	評価結果（項目数）	A：2、B：1	A：3									
3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：B、14年度：B＞												
4 短期借入金の限度額＜平成13年度：－、14年度：－＞												
5 重要な財産の譲渡等＜平成13年度：－、14年度：－＞												
6 剰余金の使途＜平成13年度：－、14年度：－＞												
7 その他業務運営に関する事項 「施設・設備の整備状況」及び「人事管理の状況」の2つの中項目で評価を実施												
<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：2</td> <td>A：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：2	A：2						
年 度	平成13	14										
評価結果（項目数）	A：2	A：2										
《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）												
<table border="1"> <tr> <td>指 標</td> <td>中期計画</td> <td>年度計画</td> <td>実 績</td> </tr> <tr> <td>少年の団体宿泊訓練に係る稼働数</td> <td>年間130万人程度</td> <td>－</td> <td>約139.3万人</td> </tr> <tr> <td>利用団体へのアンケート（職員の対応や指導に対する満足度）</td> <td>70%以上</td> <td>－</td> <td>91.7%</td> </tr> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	少年の団体宿泊訓練に係る稼働数	年間130万人程度	－	約139.3万人	利用団体へのアンケート（職員の対応や指導に対する満足度）	70%以上	－	91.7%
指 標	中期計画	年度計画	実 績									
少年の団体宿泊訓練に係る稼働数	年間130万人程度	－	約139.3万人									
利用団体へのアンケート（職員の対応や指導に対する満足度）	70%以上	－	91.7%									
(注) 「中期計画」欄に記載されている数値の指標は、「中期目標」に掲げられているものを記載している。												

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<div data-bbox="159 113 324 145" data-label="Section-Header"> <p>総合評価</p> </div>
	<div data-bbox="159 172 376 201" data-label="Section-Header"> <p>○ 評価結果（総評）</p> </div> <div data-bbox="179 210 1075 319" data-label="Text"> <p>近年の少年を取り巻く自然環境や社会環境の変化に伴い、少年は至便な生活環境下で日常生活を送っている。この結果、少年の直接体験の機会が減少し、これらと歩調を合わせて、少年の社会規範やモラル、対人関係能力、体力などの低下が指摘されている。</p> </div> <div data-bbox="179 327 1075 434" data-label="Text"> <p>国立少年自然の家は、豊かな自然環境の中、少年の集団での自然体験・生活体験などを通して、感動や他者への思いやり、生命を大切にすることや物事を着実にやり抜く意思など、少年の豊かな人間性や社会性を育むことを使命としている。</p> </div> <div data-bbox="179 442 1075 662" data-label="Text"> <p>国立少年自然の家は、理事長のリーダーシップのもと「少年自然の家の使命」や「経営方針」を明らかにしながら、法人本部に新たに企画・評価課を設置して法人としての体系的な事業運営や内部評価体制を強化するとともに、法人自らが外部の有識者等を構成員とする「自己点検・評価検討委員会」を設置して自己点検・評価に取り組むとともに、改善事項や今後の課題、方向性などを十分把握しながら業務運営を行っていることは高く評価できる。</p> </div> <div data-bbox="179 670 1075 815" data-label="Text"> <p>また、国立少年自然の家は、少年の健全な発達に、体験活動や奉仕活動などの重要性が指摘される中、少年に学校や家庭では得ることが難しい体験学習の機会を提供し、少年の主体性や学ぶ意欲を高めるなど、次代を担う少年の「生きる力」の育成に大きな貢献をしている。</p> </div> <div data-bbox="179 823 1075 930" data-label="Text"> <p>わが国における少年教育の中心的な施設として全国に設置されている国立少年自然の家は、中期目標の達成に向け、法人化2年目の業務運営を着実に進めており、今後ともわが国における少年教育の先導的役割を果たしていくことが大いに期待される。</p> </div> <div data-bbox="192 938 1043 968" data-label="Text"> <p>（注）平成13年度の評価結果と経年的な比較ができるような記述になっていない。</p> </div>
	<div data-bbox="159 986 459 1016" data-label="Section-Header"> <p>○ 評価の理由、特記事項等</p> </div> <div data-bbox="179 1026 324 1054" data-label="Section-Header"> <p>1 事業活動</p> </div> <div data-bbox="208 1062 434 1093" data-label="Section-Header"> <p>・ 主催事業について</p> </div> <div data-bbox="228 1101 1075 1283" data-label="Text"> <p>各施設の立地条件を生かした事業や少年の現代的課題等に対応した事業に着実に取り組むとともに、指導者研修の体系的な実施に向けて成果がみられた。今後も少年教育の中心的な役割を担っていくため、少年を対象とした事業内容の一層の充実と体系化に基づく専門性の高い指導者研修事業の充実、事業成果の普及に努めることを期待する。</p> </div> <div data-bbox="208 1300 434 1331" data-label="Section-Header"> <p>・ 受入事業について</p> </div> <div data-bbox="224 1339 1075 1485" data-label="Text"> <p>利用促進のための学校・青少年団体等への直接訪問や報道機関、地域情報誌等を活用した広報活動に積極的に取り組み、新規利用団体を46%増加させ、年間の目標稼働数130万人を大きく上回る139万人を受け入れたことは、幅広い広報活動の結果であると評価できる。また、利用者の満足度においてすべての項目で90%以</p> </div>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<div data-bbox="1317 113 2143 298" data-label="Text"> <p>上の高い満足度を得ていることは評価できる。更に、利用者サービスの向上を目指し、利用申込み手続きの簡略化や引率者休憩室の整備など、利用者の視点に立った改善に成果がみられるが、今後は一層、各施設のホームページの充実を図るとともに、利用者の活動を支援するボランティアや専門的指導員の計画的な養成と確保に一層努めていくことを期待する。</p> </div> <div data-bbox="1272 327 1420 355" data-label="Section-Header"> <p>2 業務運営</p> </div> <div data-bbox="1299 363 1599 394" data-label="Section-Header"> <p>・ 施設の連携体制について</p> </div> <div data-bbox="1312 402 2143 585" data-label="Text"> <p>法人本部に「企画・評価課」を新たに設置し、法人としての体系的な事業運営や内部評価を強化するとともに、法人本部と各施設の連携による業務改善に向けた体系的な取組を通して、施設の連携体制、事務の効率化が進んでいることは評価できる。今後は、引続き、法人としての情報の共有化に努め、事務の簡素化・効率化を図りながら、連携体制を強化していくことが期待される。</p> </div>
政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<div data-bbox="1247 633 2143 740" data-label="Text"> <p>以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。</p> </div> <div data-bbox="1254 764 2143 873" data-label="Text"> <p>・ 法人全体として効果的・効率的な事業を実施する上で、法人の長が、各施設ごとの主な業務・財務状況等をどのように分析し、それを踏まえて主な経営判断をどのように行ったかを把握した上で必要な評価が行われることを期待する。</p> </div> <div data-bbox="1254 892 2143 1035" data-label="Text"> <p>・ 独立行政法人国立少年自然の家法（平成11年法律第170号）第11条第2項に規定されている法人の施設を一般の利用に供する業務についても、その実績が把握されるとともに、当該業務の趣旨、当該業務に係る収支及び費用負担の妥当性等の観点を踏まえつつ、評価が行われることを期待する。</p> </div>
ホームページ	<div data-bbox="1247 1088 1632 1118" data-label="Text"> <p>法人： http://www.syonen.go.jp/</p> </div> <div data-bbox="1247 1125 2045 1155" data-label="Text"> <p>評価結果： http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/03082902.htm</p> </div>

法人名	独立行政法人国立国語研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （所長：甲斐 睦朗）
目的	国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究を行うこと。2 1に掲げる調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。3 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。4 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を行うこと。5 1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：神田 道子）
分科会名	文化分科会（分科会長：白石 太一郎）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、原則として、AからCの3段階評価を行うが、必要に応じて、A+及びC-の2段階を追加して、評価を行う。</p> <p>（A+：特筆すべき優れた実績を上げている） A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である</p> <p>（C-：部会として業務改善の勧告を行う必要がある）</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評定基準を設定して評価を行う。</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、業務の実績について評価する。</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価											
	○ 評価結果											
	1 業務運営の効率化＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「現行組織の見直し」、「研究所の効率的、効果的な運営」等3つの中項目で評価を行い、その結果を踏まえて大項目の評価を実施 なお、一部の項目においては、当該項目より下に、より細かな評価項目（評価指標）を設定して評価を実施											
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：3</td> <td>A：2、B：1</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：3	A：2、B：1					
	年 度	平成13	14									
	評価結果（項目数）	A：3	A：2、B：1									
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究の実施及びその成果の公表」等4つの中項目について、20（平成13年度は19）の評価項目を設定して評価を行い、その結果を踏まえて中項目の評価を実施 なお、一部の評価項目においては、当該項目より下に、より細かな評価項目（評価指標）を設定して評価を実施											
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評 価 結 果</td> <td>中項目</td> <td>A：3、B：1</td> <td>A：4</td> </tr> <tr> <td>（項目数）</td> <td>評価項目</td> <td>A：13、B：6</td> <td>A：19、B：1</td> </tr> </table> <p>（注）当該評価項目数については、中項目の評価の基礎となった評価項目の数を計上している。</p>	年 度	平成13	14	評 価 結 果	中項目	A：3、B：1	A：4	（項目数）	評価項目	A：13、B：6	A：19、B：1
	年 度	平成13	14									
	評 価 結 果	中項目	A：3、B：1	A：4								
（項目数）	評価項目	A：13、B：6	A：19、B：1									
3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「外部資金の確保状況」等の3つの評価項目を設定して評価を行い、その結果を踏まえて大項目の評価を実施												
<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：3</td> <td>A：3</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：3	A：3						
年 度	平成13	14										
評価結果（項目数）	A：3	A：3										
4 短期借入金の限度額＜平成13年度：－、14年度：－＞												
5 重要な財産の譲渡等＜平成13年度：－、14年度：－＞												
6 剰余金の使途＜平成13年度：－、14年度：－＞												
7 その他業務運営に関する事項＜平成13年度：－、14年度：－＞												

《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
公開事業の実施	年5回以上	同左	5回
公開事業の満足度調査	80%以上が有意義等	同左	95%

総合評価

○ 評価結果（総評）

年 度	平成13	14
評価結果	ほぼ中期計画に沿った事業展開	中期計画に沿った事業展開

平成14年度においても、効率的な業務運営に努力し、中期計画に沿った事業展開を着実に実施しており評価できる。経済産業省が公募した「汎用電子情報交換環境整備プログラム」に参加したり、「外来語の言い換え提案」や「IT活用日本語教育支援」を行うなど、国の施策への積極的な協力がうかがえる。

国立国語研究所は、国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを目的とし、国語研究及び外国人に対する日本語教育研究の中心的な役割を持つ機関として従来の調査研究事業等は、評価できる成果をあげているが、他の機関との連携・協力についても努力が必要である。今後とも独立行政法人としての立場を最大限に利用し、独自の新しい事業展開を行うことが期待される。

○ 評価の理由、特記事項等

1 事業活動

全体としては、中期計画に沿って、国語及び日本語教育に関する事業を展開しており順調であるといえる。独立行政法人としての利点を生かし、柔軟な事業展開をしている。特に、平成14年度から「外来語の言い換え提案」「汎用電子情報交換環境整備プログラム」など、社会的に注目される新規事業にも意欲的に取り組んでおり、その積極性は評価できる。

2 業務運営

平成13年度の研究体制改組に引き続き、平成14年度はこれを柔軟に運用するための委員会等の運営体制を抜本的に見直し、所長のリーダーシップの基に再構築を実施したことは、その網羅性、敏速性、透明性の観点から評価に値する。

3 その他

分かりにくい外来語の言い換え提案は、国民に言語生活への関心を促す契機となり、社会的な反響を呼び起こし、国語研究所がその基礎研究の成果を社会に還元する一つの在り方を示した。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ すべての事業の評価において、社会的有用性の観点と学術的有用性の観点という異なった観点からの分析が一体的に記述されており、分かりにくくなっていることから、評価書においては、どの観点からの分析であるかを分かりやすく記述すべきである。

ホームページ

法 人： <http://www.kokken.go.jp/>
 評価結果： http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/03082902.htm

法人名	独立行政法人国立科学博物館（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （館長：佐々木 正峰）
目的	博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 博物館を設置すること。2 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究を行うこと。3 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これらの業務に関連する調査及び研究を行うこと。4 1から3に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。5 1に掲げる博物館を自然科学の振興を目的とする事業の利用に供すること。
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：神田 道子）
分科会名	社会教育分科会（分科会長：山本 恒夫）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような3段階評価を行う。</p> <p>A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評定基準を設定して評価を実施。ただし、最終年度のみ数値目標を定めているものについては、最終年度以外は定性的に評価を行う。</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価する。</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価											
	○ 評価結果											
	1 業務運営の効率化 「業務の効率化」及び「組織運営の改善」の2つの中項目について、3つの評価項目を設定して評価を実施											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：2、B：1</td> <td>A：2、B：1</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：2、B：1	A：2、B：1					
	年 度	平成13	14									
	評価結果（項目数）	A：2、B：1	A：2、B：1									
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「博物館の整備・公開」、「自然科学等に関する資料の収集、保管、公衆への供覧」等6つの中項目について、28の評価項目を設定して評価を実施 なお、一部の評価項目においては、当該項目より下に、より細かな評価項目（評価指標）を設定して評価を実施											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：22、B：6</td> <td>A：23、B：5</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）評価項目については、一つの評価項目を評価の単位としているもの、又は、複数の評価項目や評価指標で評価を行い、さらにその結果を集約して一つの評価の単位としているもの等区々となっており、各項目で統一的な数え方ができないため、複数の項目等を集約しているものについては、集約した結果を評価項目数として計上した。</p>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：22、B：6	A：23、B：5					
	年 度	平成13	14									
	評価結果（項目数）	A：22、B：6	A：23、B：5									
3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：－、14年度：－＞												
4 短期借入金の限度額＜平成13年度：－、14年度：－＞												
5 重要な財産の譲渡等＜平成13年度：－、14年度：－＞												
6 剰余金の使途＜平成13年度：－、14年度：－＞												
7 その他業務運営に関する事項＜平成13年度：－、14年度：－＞												
《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資料の収集</td> <td>前年度比5%増</td> <td>－</td> <td>1.0%増</td> </tr> <tr> <td>学芸員実習生の受入</td> <td>毎年度240名</td> <td>－</td> <td>248名</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	資料の収集	前年度比5%増	－	1.0%増	学芸員実習生の受入	毎年度240名	－	248名
指 標	中期計画	年度計画	実 績									
資料の収集	前年度比5%増	－	1.0%増									
学芸員実習生の受入	毎年度240名	－	248名									

総合評価

○ 評価結果（総評）

年 度	平成 13	14
評価結果	順調	順調

14年度の国立科学博物館は、①業務経費の節減、②博物館の整備と公開の推進、③研究の推進、④教育・普及の充実、の全体的にわたり年度計画を順調に遂行し、バランスのとれた発展に努めたといえる。

経年的にみると、まず公開の推進で、完全学校週5日制や福祉への対応ということから力を入れた「無料入館者の拡大」は、独法化直前の12年度を100(64,211人)とすれば、14年度指数は267(171,431人)と著しい伸びを示した。また、社会の情報化への対応で増大を目指した「ホームページへのアクセス数」も、12年度を100(346,613人)とすれば、14年度は207(718,124人)と順調な伸びを示している。

研究における「外部資金の導入」は、独法化してから行われるようになったので、13年度指数を100(12件)とすると、14年度指数は175(21件)と伸びている。教育・普及関係でも、「教育普及活動延べ参加者」の12年度指数100(39,806人)に対する14年度指数は127(50,581人)、「教育用貸出標本の利用」の12年度指数100(36件)に対する14年度指数は153(55件)と順調に伸びている。14年度には、以上のような特徴があった。

各項目の個別評価を総合すると、我が国唯一の国立の総合科学博物館として、我が国の自然科学等の研究及び社会教育の振興を図る施設として役割を果たしていると評価できる。独立行政法人となって2年目の年度であるが、中期目標・中期計画の達成に向けて着実に前進している。ナショナルセンターとして、14年度は産業技術史資料情報センターを設置し、系統的な調査・研究を行うなど、その役割を果たしており、国際的にもアジア太平洋地域の中核のセンターとしての役割を果たしている。業務運営の効率化を実施しつつ、所与の予算や人員の中で展示・教育・研究活動の充実によく努めている。14年度の展示活動は、科学を多面的に捉えた新しい取組も見られ、国民の自然科学への興味や関心を高揚するために重要な機能を担っている。今後は、新館Ⅱ期展示を早期に完成させるとともに本館整備をすすめ、さらに社会とのコミュニケーションを図り、生涯学習社会における学習機会の提供に努め、親しまれ愛される博物館を目指すべきである。

研究活動は長期的な視野で捉え評価する必要があるが、14年度も計画的に実施されている。我が国の自然史科学の研究拠点として研究活動を行っており、自然史科学に関する研究者の後継者養成についても努力が認められる。

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

○ 評価の理由、特記事項等

1 事業活動

国立科学博物館が果たすべき役割・機能のうち、社会教育施設としての展示活動、教育普及活動、及び研究施設としての研究活動等、国民に対するサービスの提供を精力的に行っているとともに、ナショナルセンターとしても活動を展開しており、中期目標の達成に向けて着実に成果を上げている。また、新館Ⅱ期展示の整備についても、16年度の公開に向けた準備作業が計画的かつ順調に進められている。

2 業務運営

業務運営については概ね中期計画に基づく年度計画を達成したが、業務の効率化、組織の見直し、人事の在り方など、さらに改善可能な点があると思われる。今後、より自律的・効率的な運営を実施するためには、組織運営の改善を検討し、企画立案機能の充実を図り、経営戦略を立てる必要がある。

3 その他

- ① 役員については、役員給与規程において、期末特別手当について、評価委員会が行う業績評価の結果を勘案して、100分の10の範囲内で増減することができるとされている。職員については、職員給与規程において、職員の勤務成績に応じて昇給、特別昇給及び勤勉手当の額を決定するとされている。
- ② 人事異動や昇任・昇格等、人事管理については能力主義の観点から勤務実績に基づいて選考を行い実施している。
- ③ 財務諸表及び決算報告書、業務監査に関する監事の意見（「会計監査結果報告書」）並びに会計監査人の意見（「監査報告書」）を参照したところ、指摘事項はなく、健全な経営が行われているものと思われる。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

ホームページ

法 人： <http://www.kahaku.go.jp/>
 評価結果： http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/03082902.htm

法人名	独立行政法人物質・材料研究機構（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：岸 輝雄）
目的	物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に 行うことにより、物質・材料科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。 2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 機 構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。 4 物質・材料科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向 上を図ること。5 1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：神田 道子）
分科会名	科学技術・学術分科会（分科会長：岡部 洋一）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような4段階評価を行う。</p> <p>S：特に優れた実績を上げている A：計画通り進んでいる、又は、計画を上回り、中期計画を十分に達成し得る可能性が高いと判断される B：計画通りに進んでいるとは言えない面もあるが、工夫若しくは努力によって、中期計画を達成し得ると判断される F：遅れている、又は、中期計画を達成し得ない可能性が高いと判断される（必要に応じて勧告を发出）</p> <p>評価値（S、A、B、F）については、数値基準を目安として判断、法人の自己評価を基に判断、非定量的要素を含む複数の要素を総合的に勘案等の方法により決定する。</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価する。項目別評価の結果については、各項目の重要度も考慮して総合的に判断する。</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価						
	○ 評価結果						
	1 業務運営の効率化 「機構における研究組織編成」、「機構における業務」及び「研究組織等のマネジメント評価」の3つの中項目について、9つの評価項目を設定して評価を実施 なお、「研究システムの構築の状況」については、「平成14年4月に新たに3センターと1ステーションを設置し、また、ユニットの人数の適正規模化を図るなど、研究開発の効率向上を目指して、戦略的かつ弾力的に研究組織の改善が図られている。結果として、研究成果は単年度として大幅に進展している。」等として、Sの評価						
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>S：1、A：4、B：4</td> <td>S：1、A：7、B：1</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	S：1、A：4、B：4	S：1、A：7、B：1
	年 度	平成13	14				
	評価結果（項目数）	S：1、A：4、B：4	S：1、A：7、B：1				
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「基礎研究及び基盤的研究開発」、「研究成果の普及及び成果の利用」等5つの中項目について、21の評価項目を設定して評価を実施。 なお、成果普及・広報活動に係る「研究発表」については、「ISI Essential Science Indicators が発表した研究機関ランキングによれば、材料科学分野で国内6位であり、このことは論文の質の高さを示すもので高く評価される。」等として、また、技術移転の促進に係る「特許出願の国内と国外を併せた総件数等」については、特許出願件数は424件/年と目標値を大幅に上回ったことは高く評価できる。」等として、それぞれSの評価						
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>S：2、A：17、B：2</td> <td>S：2、A：18、B：1</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	S：2、A：17、B：2	S：2、A：18、B：1
	年 度	平成13	14				
	評価結果（項目数）	S：2、A：17、B：2	S：2、A：18、B：1				
3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：A、14年度：A＞							
4 短期借入金＜平成13年度：A、14年度：－＞							
5 重要な財産の譲渡等＜平成13年度：A、14年度：－＞							
6 剰余金の使途＜平成13年度：－、14年度：－＞							
7 その他業務運営に関する事項 「施設・設備に関する事項」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施							
<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：2</td> <td>A：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：2	A：2	
年 度	平成13	14					
評価結果（項目数）	A：2	A：2					

《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
外部資金獲得のための受託研究を積極的受け入れ	毎年度、対前年度比5%増	対前年度比5%増	対前年度6.2%増
査読論文の研究者一人当たりの発表数	年平均2件	2件	2.01件
特許出願	年平均160件以上	年平均160件以上	424件
強磁場研究に係る他機関との共同研究	年平均80件	年平均80件	83件

総合評価

○ 評価結果（総評）

年 度	平成13	14
評価結果	中期計画で掲げた大部分の数値目標を上回っている	順調

世界的マテリアル・サイエンス研究所を目指し、組織運営に関して積極的かつ適切な改善の努力が行われ、多くのプロジェクトで国際的水準を抜く研究成果が得られている。昨年度に引き続き、中期計画は順調に推進されており、現段階では、中期計画を十分達成し、それを上回る成果が得られるものと判断される。

研究システムの構築については、特に優れた実績を上げている。昨年度は、機構の新体制を整備構築し、研究を主体とした事業活動に踏み出したが、今年度においては、将来の発展が期待される研究や目標指数の着実な向上を通して、順調に成果が現れつつあると見られる。

論文数は目標値に達し、被引用数でも上位にランクされるなど、確実に研究活動レベルが向上している。

なお、研究の活性化の結果、職員数の2倍の支援スタッフを抱えるようになった研究環境で、職員の仕事の種類も変わっており、これらに対してややストレスがたまるスタッフも出ていることもある。現在の目標をねらう姿勢は良いが、それを支える機構全体の研究環境の改善への努力は必要である。

○ 評価の理由、特記事項等（抜粋）

1 業務運営

機構全体としては、研究所のあるべき機能を組織の形に翻訳し直し、効率よく研究成果を生み出すことに成功している。この点高く評価されるべきである。それは、研究論文数、特許数、国際的に評価された研究群、社会的に応用されようとしている研究成果群、そして柔軟な機構の柔軟な経営の工夫に見られる。

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

なお、新組織体制及び改革された業務運営に対し、そこに所属する職員がどのくらいその意味を理解し、新しい研究環境を楽しんでいるかの実態も重要であり、この点についての自己評価も必要である。

2 事業活動

研究レベルは高い。また、まだ不十分ながら、研究の位置付けにおいて社会的インパクトなどをかなり意識するようになってきている。研究者の意識改革も全体として良い方向に行われている。研究業績の一つとして、論文の引用パフォーマンス指数で上位を占めていることは評価される。

代表例として、ナノ物質・材料研究分野の推進や研究成果の社会への還元への努力は高く評価される。一方、知的基盤の整備については、計画どおり進んでいるが、機構の役割等も踏まえつつ、充実させることが必要である。また、このような業務に従事した研究者の努力を、研究者業績に十分反映できるような評価システムの構築が望まれる。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

ホームページ

法 人： <http://www.nims.go.jp/>
 評価結果： http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/03082902.htm

法人名	独立行政法人防災科学技術研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：片山 恒雄）
目的	防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。4 防災科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。5 防災科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：神田 道子）
分科会名	科学技術・学術分科会（分科会長：岡部 洋一）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような4段階評価を行う。</p> <p>S：特に優れた実績を上げている</p> <p>A：計画通り進んでいる、又は、計画を上回り、中期計画を十分に達成し得る可能性が高いと判断される</p> <p>B：計画通りに進んでいるとは言えない面もあるが、工夫若しくは努力によって、中期計画を達成し得ると判断される</p> <p>F：遅れている、又は、中期計画を達成し得ない可能性が高いと判断される（必要に応じて勧告を发出）</p> <p>評価値（S、A、B、F）については、数値基準を目安として判断、法人の自己評価を基に判断、非定量的要素を含む複数の要素を総合的に勘案等の方法により決定する。</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価する。項目別評価の結果については、各項目の重要度も考慮して総合的に判断する。</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価						
	○ 評価結果						
	1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発」、「成果の普及及び活用の促進」等8つの中項目について、27（平成13年度は29）の評価項目を設定して評価を実施 なお、「地震観測網の運用」については、「防災に関する研究や実務における社会への貢献が大きく、高く評価できる」として、「地震動予測地図作成手法の研究及び強震動・震災被害予測システムの開発」については、「地震調査推進本部の業務支援プロジェクトが、成果を結びつつあると評価できる」としてS評価とされ、その他「火山噴火予知に関する研究及び衛星搭載レーダ等による災害・地球環境変動の観測研究」、「要請に応じて職員を派遣して行う研究開発協力」についてもSの評価						
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>S：2、A：20、B：6、F：1</td> <td>S：4、A：17、B：6</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	S：2、A：20、B：6、F：1	S：4、A：17、B：6
	年 度	平成13	14				
	評価結果（項目数）	S：2、A：20、B：6、F：1	S：4、A：17、B：6				
	2 業務運営の効率化 「研究組織の編成及び運営」及び「業務の効率化」の2つの中項目で評価を実施（平成13年度は、2つの中項目について、3つの評価項目を設定して評価を実施）						
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：3</td> <td>A：1、B：1</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：3	A：1、B：1
	年 度	平成13	14				
	評価結果（項目数）	A：3	A：1、B：1				
3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：－、14年度：B＞							
4 短期借入金＜平成13年度：－、14年度：－＞							
5 重要な財産の譲渡等＜平成13年度：－、14年度：－＞							
6 剰余金の使途＜平成13年度：－、14年度：－＞							
7 その他業務運営に関する事項 「施設・設備に関する事項」、「人事に関する計画」及び「能力発揮の環境整備に関する事項」の3つ（平成13年度は2つ）の中項目で評価を実施 なお、「施設・設備に関する事項」については、「研究交流棟の完成が職員の間での交流に大きく資するところが認められる」としてSの評価							
<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：1、B：1</td> <td>S：1、A：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：1、B：1	S：1、A：2	
年 度	平成13	14					
評価結果（項目数）	A：1、B：1	S：1、A：2					

《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
査読のある専門誌への発表及び学会への発表	それぞれ、年80編以上、250件以上	それぞれ、年80編以上、250件以上	それぞれ、101編、482件
外部資金の積極的な導入	対前年度比5%増	4.41億円以上	4.22億円
講師の派遣	年20件以上	20件以上	56件

総合評価

○ 評価結果（総評）

年 度	平成13	14
評価結果	順調	順調

研究所全体としては初年度において設定したイニシャル・ベクトルの方向に順調に動いていることが二年度の活動において確認できた。一方、設定した中期計画のように進行していないテーマもわずかながら見受けられ、計画そのものの見直しも考えられる。また、大型の外部資金を導入した場合に、次年度からの設定目標が高くなることから、導入がためらわれかねないなどの問題も顕在化しつつあり、評価方法そのものの見直しも必要と思われる。

○ 評価の理由、特記事項等

（横断的業務実績評価）

各分野間の有機的な連携が育ちつつあり、研究所の使命が所員に浸透し始めたように見受けられる。これは、経営陣の努力に負うところが大きいと思われるが、他方で未だ十分でない点も見られ、意識のズレも散見される。また、ヒアリングの結果、評価項目全般にわたり防災科学技術研究所の自己評価と現実の中期計画に対する進捗状況との間に大きな隔たりは無い。なお、各年度における設定された数値目標はいずれも達成しており、中期計画達成に向けて順調に推移している。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

ホームページ

法 人 : <http://www.bosai.go.jp/>
 評価結果 : http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/03082902.htm

法人名	独立行政法人航空宇宙技術研究所（平成13年4月1日設立）〈特定〉 （理事長：戸田 勸）※15年10月1日に独立行政法人宇宙航空研究開発機構に統合
目的	航空宇宙科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、航空宇宙科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 航空宇宙科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。4 航空宇宙科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。5 1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	4年間 ※平成15年10月1日の改組に併せて、15年10月1日から20年3月31日までの4年6月間に変更
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：神田 道子）
分科会名	科学技術・学術分科会（分科会長：岡部 洋一）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような4段階評価を行う。</p> <p>S：特に優れた実績を上げている A：計画通り進んでいる、又は、計画を上回り、中期計画を十分に達成し得る可能性が高いと判断される B：計画通りに進んでいるとは言えない面もあるが、工夫若しくは努力によって、中期計画を達成し得ると判断される F：遅れている、又は、中期計画を達成し得ない可能性が高いと判断される（必要に応じて勧告を発出）</p> <p>評価値（S、A、B、F）については、数値基準を目安として判断、法人の自己評価を基に判断、非定量的要素を含む複数の要素を総合的に勘案等の方法により決定する。</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価する。項目別評価の結果については、各項目の重要度も考慮して総合的に判断する。</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>○ 評価結果</p> <p>1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「基礎研究及び基盤的研究」及び「研究成果の普及及び成果の活用」等の5つの中項目について、16の評価項目を設定して評価を実施 なお、「風洞群利用技術・試験技術に関する研究開発」については、「ISO9001規格の認証取得、ユーザーズマニュアルの整備などに精力的に取り組み、利用技術の標準化と信頼性の向上を進めたことが評価できる」等として、Sの評価。一方、「次世代超音速機技術に関する研究開発」については、「ロケット実験機第1回飛行実験の失敗により中期計画の目標達成が困難な状況となった」等として、Fの評価</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：14、B：2</td> <td>S：1、A：11、B：3、F：1</td> </tr> </table> <p>2 業務運営の効率化 「柔軟な組織・体制の構築」、「業務の効率化」及び「受託事業収入の事業の効率化」の3つの中項目で評価を実施</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：3</td> <td>A：3</td> </tr> </table> <p>3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：A、14年度：A＞</p> <p>4 短期借入金＜平成13年度：－、14年度：－＞</p> <p>5 重要な財産の譲渡等＜平成13年度：－、14年度：－＞</p> <p>6 剰余金の使途＜平成13年度：－、14年度：－＞</p> <p>7 その他業務運営に関する事項 「施設・設備に関する事項」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：2</td> <td>A：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：14、B：2	S：1、A：11、B：3、F：1	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：3	A：3	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：2	A：2
年 度	平成13	14																	
評価結果（項目数）	A：14、B：2	S：1、A：11、B：3、F：1																	
年 度	平成13	14																	
評価結果（項目数）	A：3	A：3																	
年 度	平成13	14																	
評価結果（項目数）	A：2	A：2																	

《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
知的所有権の出願	年平均50件	50件	105件
査読論文発表、航空宇宙技術研究所技術報告（TR）・航空宇宙技術研究所資料（TM）	合わせて年平均85件、研究者一人当たり年平均で0.26件	合わせて85件、研究者一人当たり0.26件	180件、研究者一人当たり0.57件
国内の大学、研究機関、民間企業等との共同研究	年平均90件	90件	105件

総 合 評 価

○ 評価結果（総評）

年 度	平成13	14
評価結果	良好	目標達成度は概ね妥当

独法化2年目を迎え、全所を挙げて業務の効率化、自律化に向けて意識改革が浸透してきている。内部評価や外部評価への取り組み、特に評価資料の整理やヒアリングへの対応等が向上し、資料は要領よくまとめられ、組織の透明性向上に役立っている。また、業務遂行上では、外部資金獲得や、特許取得、ISO9001規格の認証取得等に積極的な努力がなされるとともに、学会賞受賞等、自主・自立性確立への意欲が顕著である。平成14年度年度計画に対する各項目の目標達成度は概ね妥当であり、かつ、昨年度評価において指摘された事項に関して可能な範囲でフォローアップの措置が採られている。人材育成、施設・設備の効率化、アウトソーシングの活用など業務運営の改善にも意欲的な取り組みが見られた。これらは独立行政法人化の重要な要素であり、今後も民間企業並みの経営合理化、効率化に向けてさらに一層の改善が進むことを期待する。プロジェクトの推進体制強化も含め、組織の強化、人材の交流にあたっては、その結果として真の技術レベルの改善になっているのかどうか、また航技研だけの改善だけでなく、我が国全体のレベルアップにつながっているかを常に留意すべきである。研究成果の公表では目標を達成しているが、量的拡大と共に発表方法の質の改善を図っていく必要がある。

法人の財務状況については、国民に分かり易い形で財務諸表をまとめることが重要である。

超音速実験機の実験失敗は遺憾であるが、その後の原因究明、対策検討等の対応が適切にとられており、航技研として業務委託に対する委託管理責任を明確に意識した点でかなりの改善が見られた。プロジェクト推進体制の見直しと同時に人的資源の再配分や外部人材の登用等人事交流が行われ、責任体制の明確化も図られてきている。飛行実験再開による成果の最終確認に向け、所要の結果を得られるよう継続して努力して欲しい。

文部科学省評価委員会の評価結果の概要

高速飛行実証のフェーズIにおいて、3回の飛行実験を全て成功させ、離着陸を含めた航法・誘導制御性能に係る所要のデータを計画どおり得て、我が国の飛行実証技術に大きな足跡を与えたことは評価に値する。

3機関統合により現行中期計画は新機関の中期計画に反映されるが、その際内容は修正ないしは変更が予想される。航技研の成果が新組織の中で効果的に活かされ、研究およびその成果蓄積が新機関においても有効に継続されることを期待する。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 小型超音速実験機（ロケット実験機）の実験については、今後の再実験の結果を踏まえ、実験失敗におけるマネジメントの責任の観点をも念頭におきつつ、以後の計画、予算、人事等に適切に反映することができるよう、年度評価の一環として総合的な評価が行われることを期待する。

なお、本法人についてのこれまでの業務の実績に関する評価の結果は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の業務の実績に関する評価を行う際にも適切に活用されるべきである。

ホームページ

法 人：<http://www.jaxa.jp/>
 評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/03082902.htm

法人名	独立行政法人放射線医学総合研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：佐々木 康人）
目的	放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。4 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を養成し、及びその資質の向上を図ること。5 放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：神田 道子）
分科会名	科学技術・学術分科会（分科会長：岡部 洋一）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような4段階評価を行う。</p> <p>S：特に優れた実績を上げている</p> <p>A：計画通り進んでいる、又は、計画を上回り、中期計画を十分に達成し得る可能性が高いと判断される</p> <p>B：計画通りに進んでいるとは言えない面もあるが、工夫若しくは努力によって、中期計画を達成し得ると判断される</p> <p>F：遅れている、又は、中期計画を達成し得ない可能性が高いと判断される（必要に応じて勧告を发出）</p> <p>評価値（S、A、B、F）については、数値基準を目安として判断、法人の自己評価を基に判断、非定量的要素を含む複数の要素を総合的に勘案等の方法により決定する。</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価する。項目別評価の結果については、各項目の重要度も考慮して総合的に判断する。</p>												
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>○ 評価結果</p> <p>1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</p> <p>「重点研究開発領域」、「基盤的研究」等の8つの中項目について、23の評価項目を設定して評価を実施</p> <p>なお、「重粒子線がん治療臨床試験」については、「国際助言委員会を開催するなど国際的に評価を受け、また国内の粒子線治療施設に関する技術供与・人材育成等非常に貢献度の高い課題である。プロトコル作成も予想以上の進捗よくで十分成果が得られている」として、また、「研究者・技術者の養成」については、「年度計画を上回っている」として、Sの評価</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>S：1、A：16、B：5、F：1</td> <td>S：2、A：19、B：2</td> </tr> </table> <p>2 業務運営の効率化等</p> <p>中期計画における「業務運営の効率化」、「予算、収支計画及び資金計画」等6つの大項目を取りまとめ、「業務運営の効率化」、「財務内容の改善」及び「その他」の3つに区分し、その中に9つ（平成13年度は8つ（うち2つは該当なし））の評価項目を設定して評価を実施</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：6</td> <td>A：4、B：5</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	S：1、A：16、B：5、F：1	S：2、A：19、B：2	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：6	A：4、B：5
年 度	平成13	14											
評価結果（項目数）	S：1、A：16、B：5、F：1	S：2、A：19、B：2											
年 度	平成13	14											
評価結果（項目数）	A：6	A：4、B：5											

《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
研究者1人当たりの査読論文発表数	年平均で1件	—	1.1件
民間企業等関連研究機関との共同研究開発等の実施	年60件程度	年50件程度	延べ73機関と実施
特許出願数	平成12年度実績に対し50%増	年10件程度	41件

総合評価

○ 評価結果（総評）

年 度	平成13	14
評価結果	順調	順調

独立化により放医研の業務は着実に活性化され、目標達成に向かって年度計画に従い順調に進展している。昨年度の評価で指摘された事項への対応に堅実に取り組んでおり、一部改善が遅れている点はあるものの、全般によく改善されている。今後、経営戦略上のように計画、実行、検証（p l a n, d o, s e e）を徹底させるかについて、更なる自主的努力が必要と考えられる。

○ 評価の理由、特記事項等

1 事業活動

全般にわたり放医研の活動が活性化され、以前に増して意識改革を感じる。課題の大半において、計画に沿った着実な進捗が見られるが、評価の低い研究テーマや、特に計画を上回って進捗よくしているテーマについては、計画の見直しを検討する余地がある。

2 業務運営

・ 理事長等のマネージメント

理事長のリーダーシップの下で運営が行われており、役員全体で組織運営の効率化と研究の活性化に力を注いでいる。理事長は、引き続き長期的展望を示しつつ、所員の意識改革を進めていくべきである。

・ 効率性

会計業務の電子情報化、システム化等、部分的ではあるが効率的に進めるための取り組みが見られる。経営戦略との関連を明確にしながら、民間の視点を考慮しつつ、固定的コストの削減等を図る努力が更に必要である。

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

- ・ 透明性
外部からの研究者の雇用や職員意識調査の実施、個人評価システムプロセスの明確化等、透明性を高めるための堅実な努力が認められる。
 - ・ 人事の適正
任期付研究員制度により多様な人材の確保に努めている反面、配置されている研究職員数に偏りが見られる。事務や技師等技術的業務の貢献度評価について、今後検討が必要と考えられる。また、14年度に行った個人評価システムの運用の反映は15年度実績評価で見ることになる。
- 3 その他
予算執行状況については、監査結果どおり適正と判断される。また、評価されることに抵抗感や嫌悪感をもつ職員は徐々に少なくなっているものの、技術的業務や運営業務の評価について更なる改善の余地があると考えられる。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

- 以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。
- ・ 重粒子医科学センター病院については、法人の他の組織とは業務面、財務面から見た性格が異なることから、評価に当たってはこれを区分して、業務の質の向上、業務運営の効率化、財務内容の改善等の実績を把握し、分析・評価を行うことについて検討すべきである。

ホームページ

法 人 : <http://www.nirs.go.jp/>
 評価結果 : http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/03082902.htm

法人名	独立行政法人国立美術館（平成13年4月1日設立）〈特定〉 (理事長：辻村 哲夫)
目的	美術館を設置して、美術（映画を含む。）に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 美術館を設置すること。2 美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。3 2に掲げる業務に関連する調査及び研究を行うこと。4 2に掲げる業務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。5 2に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：神田 道子）
分科会名	文化分科会（分科会長：白石 太一郎）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような3段階評価を行う。</p> <p>A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評価基準を設定して評価を行う。</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の実績について評価する。</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価																																											
	○ 評価結果																																											
	1 業務運営の効率化 東京国立近代美術館（本館・工芸館及びフィルムセンターの別）、京都国立近代美術館等の各美術館ごとに、大項目で評価を実施 なお、「毎事業年度1%の業務の効率化」については、当該項目の下に、別途の評価指標を設定して評価を実施 (評価結果)																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">東京（本館等）</th> <th colspan="2">東京（フィルムセンター）</th> <th colspan="2">京都</th> <th colspan="2">西洋</th> <th colspan="2">国際</th> </tr> <tr> <th>平成13</th> <th>14</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大項目</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>1%の効率化</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table>	区分	東京（本館等）		東京（フィルムセンター）		京都		西洋		国際		平成13	14	13	14	13	14	13	14	13	14	大項目	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	1%の効率化	B	B	B	B	B	A	B	B	B	A
	区分		東京（本館等）		東京（フィルムセンター）		京都		西洋		国際																																	
		平成13	14	13	14	13	14	13	14	13	14																																	
	大項目	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A																																	
	1%の効率化	B	B	B	B	B	A	B	B	B	A																																	
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 東京国立近代美術館（本館・工芸館及びフィルムセンターの別）、京都国立近代美術館等の各美術館ごとに、「収集・保管」、「公衆への観覧」等5つ（国立国際美術館については6つ）の中項目について、それぞれ11（国立国際美術館については12）の評価項目を設定して評価を実施（平成13年度は、各美術館ごとに、7つの中項目について、それぞれ14から16の評価項目を設定して評価を実施） なお、一部の評価項目においては、当該項目より下に、より細かな評価項目（評価指標）を設定して評価を実施 (評価項目の評価の結果)																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">博物館名</th> <th colspan="2">東京（本館等）</th> <th colspan="2">東京（フィルムセンター）</th> <th colspan="2">京都</th> <th colspan="2">西洋</th> <th colspan="2">国際</th> </tr> <tr> <th>平成13</th> <th>14</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aの項目数</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>Bの項目数</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	博物館名	東京（本館等）		東京（フィルムセンター）		京都		西洋		国際		平成13	14	13	14	13	14	13	14	13	14	Aの項目数	12	10	11	11	10	10	11	10	8	8	Bの項目数	4	1	3	0	5	1	4	1	7	4
博物館名	東京（本館等）		東京（フィルムセンター）		京都		西洋		国際																																			
	平成13	14	13	14	13	14	13	14	13	14																																		
Aの項目数	12	10	11	11	10	10	11	10	8	8																																		
Bの項目数	4	1	3	0	5	1	4	1	7	4																																		
(注) 1 評価項目については、一つの評価項目を評価の単位としているもの、又は、複数の評価項目や評価指標で評価を行い、さらにその結果を集約して一つの評価の単位としているもの等区々となっており、各項目で統一的な数え方ができないため、複数の項目等を集約しているものについては、集約した結果を評価項目数として計上した。																																												
2 美術館により評価項目数が異なる理由は、当初から対象外のものや、実績がなく対象外となったものがあることによる。																																												
3 予算、収支計画及び資金計画<平成13年度：－、14年度：－>																																												
4 短期借入金の限度額<平成13年度：－、14年度：－>																																												

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	5 剰余金の使途<平成13年度：－、14年度：－>												
	6 その他業務運営に関する事項<平成13年度：－、14年度：－>												
	《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画展等の開催回数</td> <td>東京本館：年3～5回程度 東京工芸館：年2～3回程度 東京フィルムセンター：年5～6番組程度 京都：年6～7回程度 西洋：年3回程度 国際：年5～6回程度</td> <td>東京本館：8回 工芸館：2回 東京フィルムセンター：8番組 京都：7回 西洋：4回 国際：8回</td> <td>東京本館：6回 工芸館：4回 東京フィルムセンター：8番組 京都：7回 西洋：3回 国際：6回</td> </tr> <tr> <td>入館者数</td> <td>年度計画において各館の常設展ごとに設定</td> <td>本館常設展：29,000人 東京工芸館常設展：22,000人 京都常設展：20,000人 西洋常設展：86,000人 国際常設展：49,000人</td> <td>本館常設展：134,317人 東京工芸館常設展：21,435人 京都常設展：13,393人 西洋常設展：336,699人 国際常設展：50,090人</td> </tr> </tbody> </table>	指標	中期計画	年度計画	実績	企画展等の開催回数	東京本館：年3～5回程度 東京工芸館：年2～3回程度 東京フィルムセンター：年5～6番組程度 京都：年6～7回程度 西洋：年3回程度 国際：年5～6回程度	東京本館：8回 工芸館：2回 東京フィルムセンター：8番組 京都：7回 西洋：4回 国際：8回	東京本館：6回 工芸館：4回 東京フィルムセンター：8番組 京都：7回 西洋：3回 国際：6回	入館者数	年度計画において各館の常設展ごとに設定	本館常設展：29,000人 東京工芸館常設展：22,000人 京都常設展：20,000人 西洋常設展：86,000人 国際常設展：49,000人	本館常設展：134,317人 東京工芸館常設展：21,435人 京都常設展：13,393人 西洋常設展：336,699人 国際常設展：50,090人
	指標	中期計画	年度計画	実績									
	企画展等の開催回数	東京本館：年3～5回程度 東京工芸館：年2～3回程度 東京フィルムセンター：年5～6番組程度 京都：年6～7回程度 西洋：年3回程度 国際：年5～6回程度	東京本館：8回 工芸館：2回 東京フィルムセンター：8番組 京都：7回 西洋：4回 国際：8回	東京本館：6回 工芸館：4回 東京フィルムセンター：8番組 京都：7回 西洋：3回 国際：6回									
	入館者数	年度計画において各館の常設展ごとに設定	本館常設展：29,000人 東京工芸館常設展：22,000人 京都常設展：20,000人 西洋常設展：86,000人 国際常設展：49,000人	本館常設展：134,317人 東京工芸館常設展：21,435人 京都常設展：13,393人 西洋常設展：336,699人 国際常設展：50,090人									
	総合評価												
	○ 評価結果（総評）												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果</td> <td>年度計画以上の実績</td> <td>年度計画以上の実績</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成13	14	評価結果	年度計画以上の実績	年度計画以上の実績						
年度	平成13	14											
評価結果	年度計画以上の実績	年度計画以上の実績											
<p>国立美術館は、平成14年度においては、中期目標期間の2年目として、目標の入館者数約160万人を大きく超える約195万人が観覧し、多くの人々が満足する展覧会を開催するとともに、収集・保管、展示、調査研究、教育普及などの「国民に対して提供するサービス」、及び「業務運営の効率化」について、年度計画以上の実績を上げた。また、東京国立近代美術館本館が平成13年度末にリニューアルオープンし、展示室のみならず魅力あるレストランやミュージアムショップを充実させ、新しい美術館の運営に積極的に取り組んだ。さらには、ナショナルセンターとして国際文化交流を推進するとともに、国内外の美術館活動の充実へ大きく貢献するなど、中期目標にある「国民に親しまれる美術館を目指して」着実な成果を上げていると評価する。</p>													
○ 評価の理由、特記事項等													
<p>1 事業活動</p> <p>サービスの中心である展覧会は、常設展、企画展、地方巡回展・海外交流展など、様々な内容のものをバランス良く企画し、幅広い層が満足する展覧会を行い、入館者数の目標約160万人を大きく超える約195万人が観覧した。</p> <p>今後、より多くの国民を国立美術館に引き付けるため、展示の充実以外にも館の魅力を高めることが重要である。</p>													

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	2 業務運営
	<ul style="list-style-type: none"> 運営 <p>トップマネジメントは、理事長、理事及び監事で行われ、各館の特徴を生かしつつ、一つの法人として一体的な運営をした。</p> <p>平成14年度は、美術館にとって重要な年齢層である小・中学生への積極的な働きかけとして、全ての展覧会の観覧料金を無料化したことを特に評価する。その他にも、幅広い層の人々が美術館に親んでもらうための事業を積極的に行い、特に東京国立近代美術館本館においては魅力あるレストラン等の整備をはじめ、新しい美術館の運営に積極的に取り組んでいることを評価する。</p> 財務 <p>展覧会の企画や広報の充実などにおいて経営努力をしたことにより、入場料等の収入を伸ばし、当初予算に比べ1億5千6百万円増の利益をあげた。</p> <p>また、業務全般について、一元化を図ったり、省エネルギーに努力し、法人全体として1.3%の効率化を図ることに成功した。</p> 人事 <p>人的資源の充実を図るとともに、適正な配置による効率かつ効果的な活用が大切であり、限られた人員の中で、十分に検討されていると評価する。</p> <p>平成13年度の業務の実績に関する評価結果に対する役職員の給与や人事への反映状況については、適切に行われたが、役職員に対しインセンティブを与えるため、功績をあげた者への評価については、更に積極的に検討することが望ましい。</p> 施設 <p>施設は、業務を確実に実施するための機能を有するとともに、安全で快適である必要があるため、定期的に点検を行い、計画的に改修していく必要がある。</p>
	<p>政策評価・独立行政法人評価委員会の意見</p> <p>文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各施設ごとの業務の質の向上、業務運営の効率化、財務内容の改善等について、具体的かつ詳細な業務実績、財務情報等を把握し、分析・評価が適切に行われており、今後、このような評価の取組が、組織、業務等の態様の類似する他の法人の評価において参考とされることを期待する。
ホームページ	<p>法人： http://www.momat.go.jp/IAINMoA/index.html</p> <p>評価結果： http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/03082902.htm</p>

法人名	独立行政法人国立博物館（平成13年4月1日設立）〈特定〉 （理事長：野崎 弘）
目的	博物館を設置して、有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。
主要業務	1 博物館を設置すること。2 有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。3 2に掲げる業務に関連する調査及び研究を行うこと。4 2に掲げる業務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。5 2に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：神田 道子）
分科会名	文化分科会（分科会長：白石 太一郎）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような3段階評価を行う。</p> <p>A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている</p> <p>B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている</p> <p>C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評定基準を設定して評価を行う。</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の実績について評価する。</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価																												
	○ 評価結果																												
	1 業務運営の効率化 東京、京都及び奈良の各博物館ごとに、大項目で評価を実施 なお、「毎事業年度1%の業務の効率化」については、当該項目の下に、別途の評価指標を設定して評価を実施 (評価結果)																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">東京</th> <th colspan="2">京都</th> <th colspan="2">奈良</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>大項目</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>1%の効率化</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table>	区分	東京		京都		奈良		年度	平成13	14	13	14	13	14	大項目	B	B	B	B	B	B	1%の効率化	B	B	B	B	B	B
	区分	東京		京都		奈良																							
	年度	平成13	14	13	14	13	14																						
	大項目	B	B	B	B	B	B																						
	1%の効率化	B	B	B	B	B	B																						
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 東京、京都及び奈良の各博物館ごとに、「収集・保管」、「公衆への観覧」等5つの中項目について、それぞれ11（平成13年度は16）の評価項目を設定して評価を実施 なお、一部の評価項目においては、当該項目より下に、より細かな評価項目（評価指標）を設定して評価を実施 また、「新たな博物館の運営に向けた取り組み」の中項目については、別途「九州国立博物館（仮称）」の評価書を作成して評価しており、評価の結果はAの評価（平成13年度：A） (評価項目の評価の結果)																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>博物館名</th> <th colspan="2">東京</th> <th colspan="2">京都</th> <th colspan="2">奈良</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>Aの項目数</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>Bの項目数</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	博物館名	東京		京都		奈良		年度	平成13	14	13	14	13	14	Aの項目数	14	11	14	10	14	11	Bの項目数	2	0	2	1	2	0
博物館名	東京		京都		奈良																								
年度	平成13	14	13	14	13	14																							
Aの項目数	14	11	14	10	14	11																							
Bの項目数	2	0	2	1	2	0																							
(注) 評価項目については、一つの評価項目を評価の単位としているもの、又は、複数の評価項目や評価指標で評価を行い、さらにその結果を集約して一つの評価の単位としているもの等区々となっており、各項目で統一的な数え方ができないため、複数の項目等を集約しているものについては、集約した結果を評価項目数として計上した。																													
3 予算、収支計画及び資金計画<平成13年度：－、14年度：－>																													
4 短期借入金の限度額<平成13年度：－、14年度：－>																													
5 剰余金の使途<平成13年度：－、14年度：－>																													
6 その他業務運営に関する事項<平成13年度：－、14年度：－>																													

《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
特別展等の開催回数	東京：年3～5回 京都：年2～3回 奈良：年2～3回	東京：9回 京都：4回 奈良：3回	東京：9回 京都：4回 奈良：3回
入館者数	（年度計画において各館の展覧会ごとに設定）	東京：76万人 京都：30万人 奈良：28万人	東京：104万6,182人 京都：64万2,391人 奈良：69万9,040人

（注）展覧会によっては、目標の入館者数を満たしていないものもある。

総合評価

○ 評価結果（総評）

年 度	平成13	14
評価結果	年度計画以上の実績	年度計画以上の実績

国立博物館は、平成14年度においては、中期目標期間の2年目として、目標の入館者数約134万人を大きく超える約239万人が観覧し、多くの人々が満足する展覧会を開催するとともに、収集・保管、展示、調査研究、教育普及などの「国民に対して提供するサービス」、及び「業務運営の効率化」について年度計画以上の実績を上げた。また、特に、各種イベントやコンサート等を開催するなど、新しい博物館の運営に積極的に取り組んだ。さらには、ナショナルセンターとして国際文化交流を推進するとともに、国内外の博物館活動の充実へ大きく貢献するなど、中期目標にある「国民に親しまれる博物館を目指して」着実な成果を上げていると評価する。

○ 評価の理由、特記事項等

1 事業活動

サービスの中心である展覧会は、平常展、企画展、地方巡回展・海外交流展など、様々な内容のものをバランス良く企画し、幅広い層が満足する展覧会を行い、入館者数の目標約134万人を大きく超える約239万人が観覧し、入館者に対するアンケート調査の結果においても、約8割から「良かった」との回答を得ている。

今後、より多くの国民を国立博物館に引き付けるため、展示の充実以外にも館の魅力を高めることが重要である。

2 業務運営

・ 運営

トップマネジメントは、理事長、理事及び監事で行われ、各館の特徴を生かしつつ、一つの法人として一体的な運営をした。

平成14年度は、博物館にとって重要な年齢層である小・中学生への積極的な働きかけとして、平常展の観覧料金を無料化したことを特に評価する。その他にも、サ

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

サッカーのワールドカップ開催関連事業の推進、開館日の増や夜間開館の実施など、幅広い層の人々が博物館に親んでもらうための事業を積極的に行い、多くの人々が国立博物館の展覧会を観覧した。

特に、企業等が行う各種イベントやコンサート等の開催に自館の施設を有効に活用する等、新しい博物館の運営に積極的に取り組んでいることを評価する。

国立博物館の運営においては、トップマネジメントの果たす役割が最も重要であり、今後とも、文化財、人材、情報など国立博物館の持っている資源を最大限に活用し、3館が一体となった効率的かつ効果的な運営を行っていくことを期待する。

・ 財務

展覧会の企画や広報の充実などにおいて経営努力をしたことにより、入場料、図録の販売等の収入を伸ばし、当初予算額に比べ3億4千1百万円増の利益をあげた。その他、特に、企業等が行う各種イベントによる施設の貸与や賛助会員制度、デジタル画像等の販売などにより増収を図ったことを評価する。

また、業務全般について、一元化を図ったり、省エネルギーや施設の有効利用に努力し、法人全体として1%の効率化を図ることに成功した。

・ 人事

人的資源の充実を図るとともに、適正な配置による効率的かつ効果的な活用が大切であり、限られた人員の中で適正な配置がなされたと評価する。

平成13年度の業務の実績に関する評価結果に対する役職員の給与や人事への反映状況については、適切に行われたが、役職員に対しインセンティブを与えるため、功績をあげた者への評価については、更に積極的に検討することが望ましい。

・ 施設

施設は、業務を確実に実施するための機能を有するとともに、安全で快適である必要があるため、定期的に点検を行い、計画的に改修していく必要がある。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

ホームページ

法人：<http://www.natmus.jp/>
評価結果：http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/03082902.htm

法人名	独立行政法人文化財研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：渡邊 明義）
目的	文化財に関する調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。
主要業務	1 文化財に関する調査及び研究を行うこと。2 1に掲げる調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。3 文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。4 1から3に掲げる業務に関し、地方公共団体並びに文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これに類する施設（次号において「地方公共団体等」という。）の職員に対する研修を行うこと。5 1から3に掲げる業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行うこと。6 1から5に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：神田 道子）
分科会名	文化分科会（分科会長：白石 太一郎）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期目標、中期計画に定められた各項目の達成度を確認するため、業務内容ごとに指標・評価項目を設定する等により、原則として、次のような3段階評価を行う。</p> <p>なお、必要に応じ、「A+」の評価ができる。 （A+：特に優れた実績を上げた場合）</p> <p>A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている。 B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている。 C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評価基準を設定して評価を行う。</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>総合評価</p> <p>記述式。文化財研究所の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネジメント等について、それぞれの観点から評価を行うとともに、項目別評価の結果等を総合し、法人の活動全体について評価を行う。</p> <p>なお、中期計画等に掲げられていない事項についても、研究所の目的を達成するために必要な取組を積極的に評価する。</p>																			
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>○ 評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化</p> <p>「国際協力、国際共同研究について『国際文化財保存修復協力センター』への一元化による業務の効率化」、「両（東京、奈良）文化財研究所の共通業務の効率化」等9つの中項目（前書部分に記載されている「業務の効率化」を含む。）で評価を実施</p> <p>なお、前書部分の「業務の効率化」については、当該項目の下に、更に「経費の削減率」の評価指標を設定して評価を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評価結果 (項目数)</td> <td>中項目</td> <td>A：9</td> <td>A：8、B：1</td> </tr> <tr> <td>経費の削減率</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</p> <p>「文化財に関する調査・研究」、「調査・研究に基づく資料の作成・公表」等6つの中項目について、73の評価項目を設定して評価を実施（2項目（平成13年度は3項目）は実績がないため評価の対象外）</p> <p>なお、一部の評価項目においては、当該項目より下に、より細かな評価項目（評価指標）を設定して評価を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">評価結果（項目数）</td> <td>A：63、B：7</td> <td>A：69、B：2</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 評価項目については、一つの評価項目を評価の単位としているもの、又は、複数の評価項目や評価指標で評価を行い、さらにその結果を集約して一つの評価の単位としているもの等区々となっており、各項目で統一的な数え方ができないため、複数の項目等を集約しているものについては、集約した結果を評価項目数として計上した。</p>	年 度		平成13	14	評価結果 (項目数)	中項目	A：9	A：8、B：1	経費の削減率	A	A	年 度		平成13	14	評価結果（項目数）		A：63、B：7	A：69、B：2
年 度		平成13	14																	
評価結果 (項目数)	中項目	A：9	A：8、B：1																	
	経費の削減率	A	A																	
年 度		平成13	14																	
評価結果（項目数）		A：63、B：7	A：69、B：2																	

- 3 予算、収支計画及び資金計画<平成13年度：A、14年度：A>
- 4 短期借入金の限度額<平成13年度：－、14年度：－>
- 5 剰余金の使途<平成13年度：－、14年度：A>
- 6 その他業務運営に関する事項
「人事に関する計画」及び「施設・設備の整備の計画的な推進」の2つの中項目で評価を実施

年 度	平成13	14
評価結果（項目数）	A：2	A：2

《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
埋蔵文化財発掘技術者等研修	年14回、延べ200名程度	同左	14回、延べ249名
博物館・美術館等保存担当学芸員研修	年1回、25名程度	同左	1回、27名

総合評価

○ 評価結果（総評）

年 度	平成13	14
評価結果	達成	計画通り、あるいはそれ以上に着実に達成

業務の効率化の推進をはじめ中期目標・中期計画は総じて計画通り、あるいはそれ以上に着実に達成されている。独立行政法人の設立目的に則り、国民のための研究所としての自覚をもって行われている努力は高く評価できる。平成14年度は、アフガニスタンの文化財保存・修復への国際協力や高松塚古墳の黴問題など、緊急の課題に対しても大きな成果をあげ、文化財保護に関する国家的研究機関として高い評価を与えることができる。独立行政法人化の目的の一つである業務運営の効率化については、業務の質・量を落とすことなく大きな成果があげられているものと高く評価したい。ただ、いま一つの大きな目標である国から自立した独立の研究機関としての独自の運営の推進に関しては、5年間の中期目標がある意味では束縛となっているようで、必ずしも自由な発想にもとづく新しい事業展開の方向性などは見えてこない。独立行政法人の制度自体に問題もあろうが、研究所側の積極的な問題提起を期待したい。なお、地方公共団体等の文化財担当職員は、考古分野の専門家は比較的多いが、例えば芸能など他の分野では専門性を有する職員の配置例が少なく、文化財研究所が専門機関として地方行政にも活用される期待は大きい。この点、文化庁との連携を緊密にして、さらに文化財研究所の業務活動が広く周知されるよう期待したい。

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

○ 評価の理由、特記事項等

1 事業活動

全体として、中期目標・中期計画に盛り込まれた事業が計画どおりに成果をあげており、発掘調査報告・研究報告・研究会議資料・データベースなどにその結果が表されている。中期目標の達成は十分期待できるものと考えられ、高い評価を与えることができる。文化財保護に関しては、さまざまな新しい課題も生じており、文化財研究所に対しては、目標・計画にない事業の展開も要請されることが多い。独立の自律的な研究機関として、目標・計画の枠を越えた新たな事業展開をも期待したい。

2 業務運営

全体として業務の効率的運営に努力し、十分な成果をあげている。東京文化財研究所、奈良文化財研究所それぞれ内部では各部ともに連携が取られ、その多彩な研究者集団の動きが他の追従を許さない成果を産み出している。両研究所の研究の対象は美術工芸と埋蔵文化財に大きく分けることができるが、双方より踏み込んだプロジェクトを進めることにより、文化財研究所の位置づけを一層確立することにつながると思われる。なお、受託事業費の予算額と決算額の間には相当の乖離が生じているが、これは文化財研究所の積極的努力の結果であり、むしろ高く評価すべきである。このことが必要な運営交付金の額に影響を及ぼしうるのは認められず、中期計画の達成のためには所要の予算措置が今後とも必要であると考えられる。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

以下の点を踏まえつつ、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 展示業務の業績向上を図るため、評価結果において、各種の取組が指摘されているところであるが、調査研究業務等との調和を図りつつ、これらの指摘を着実に具体化していくためには、具体的な措置を計画中に定め、その実施状況を分析・評価していくことができるようにすることが望ましく、このような取扱いについて、文部科学省独立行政法人評価委員会から法人に対し適切な措置の検討を要請することを期待する。

ホームページ

法 人： <http://www.nabunken.go.jp/bunkazai/mokuji.htm>
 評価結果： http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/03082902.htm

法人名	独立行政法人教員研修センター（平成13年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：遠山 耕平）
目的	校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。2 学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
中期目標期間	3年間
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会（委員長：神田 道子）
分科会名	学校教育分科会（分科会長：大南 英明）
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような4段階評価を行う。</p> <p>A+：特に優れた実績を上げている</p> <p>A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている</p> <p>B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている</p> <p>C：中期計画を十分には履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要</p> <p>なお、数値目標に関する評価項目については、定量的な指標を用いて客観的な評価基準を設定して評価を行う。</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価する。</p>

文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価											
	○ 評価結果											
	1 業務運営の効率化 「研修事業の見直し」、「外部機関との協力の拡大」等6つの中項目について、25の評価項目を設定して評価を行い、その結果を踏まえて中項目の評価を実施（平成13年度は、「研修事業の見直し」、「外部機関との協力の拡大」等6つの中項目で評価を実施） なお、一部の評価項目においては、当該項目より下に、より細かな評価項目（評価指標）を設定して評価を実施（以下の項目も同様）											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評価結果 (項目数)</td> <td>中項目</td> <td>A：5、B：1</td> <td>A：5、B：1</td> </tr> <tr> <td>評価項目</td> <td>—</td> <td>A：22、B：3</td> </tr> </tbody> </table>	年 度		平成13	14	評価結果 (項目数)	中項目	A：5、B：1	A：5、B：1	評価項目	—	A：22、B：3
	年 度		平成13	14								
	評価結果 (項目数)	中項目	A：5、B：1	A：5、B：1								
		評価項目	—	A：22、B：3								
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「研修事業の実施」、「研修の有効性に関するアンケート調査の実施」等5つの中項目について、33の評価項目を設定して評価を行い、その結果を踏まえて中項目の評価を実施（平成13年度は、「研修事業の実施」、「研修の有効性に関するアンケート調査の実施」等5つの中項目で評価を実施）											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評価結果 (項目数)</td> <td>中項目</td> <td>A：2、B：3</td> <td>A：5</td> </tr> <tr> <td>評価項目</td> <td>—</td> <td>A：27、B：5、C：1</td> </tr> </tbody> </table>	年 度		平成13	14	評価結果 (項目数)	中項目	A：2、B：3	A：5	評価項目	—	A：27、B：5、C：1
	年 度		平成13	14								
評価結果 (項目数)	中項目	A：2、B：3	A：5									
	評価項目	—	A：27、B：5、C：1									
3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「予算」「収支計画」等3つの中項目で評価を実施（13年度は大項目で評価を実施）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">評価結果（項目数）</td> <td>—</td> <td>A：2、B：1</td> </tr> </tbody> </table>	年 度		平成13	14	評価結果（項目数）		—	A：2、B：1				
年 度		平成13	14									
評価結果（項目数）		—	A：2、B：1									
4 短期借入金の限度額＜平成13年度：—、14年度：—＞												
5 重要な財産の譲渡等＜平成13年度：—、14年度：—＞												
6 剰余金の使途＜平成13年度：—、14年度：—＞												
7 その他業務運営に関する事項 「施設・設備に関する事項」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">評価結果（項目数）</td> <td>A：1、B：1</td> <td>A：1、B：1</td> </tr> </tbody> </table>	年 度		平成13	14	評価結果（項目数）		A：1、B：1	A：1、B：1				
年 度		平成13	14									
評価結果（項目数）		A：1、B：1	A：1、B：1									

文 部 科 学 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）				
		指 標	中期計画	年度計画	実 績
		研修受講者の有意義度調査	85%以上の受講者が「有意義だった」「役に立った」と評価	—	すべての研修(49事業)において、85%以上の受講者が「有意義だった」等と評価(100%)
		(注) 「中期計画」欄に記載されている数値の指標は、「中期目標」に掲げられているものを記載している。			
		総合評価			
		○ 評価結果（総評）			
		<p>教員研修センターでは、平成14年度は都道府県・指定都市・中核市が派遣しやすいようにするなどの研修の精選・見直しを図るとともに、新たに研修終了後一定期間が経過してから受講者や派遣者を対象にしたアンケート調査の実施、研修環境や都道府県等に対する支援情報の充実等、業務の運営体制が一段と整備され、理事長等がリーダーシップを発揮し、職員が一丸となって中期目標の達成に向けて取り組み、多くの受講者から高い評価を得るなど、国の研修を実施するセンターとして着実に成果を上げている。</p> <p>現在は、受講者を派遣する側である都道府県等の財政がますます逼迫し、従来の人数を派遣したくても派遣しにくい状況であり、教員研修センターとしてもその対応に努力しているが、今後は職員の研修を実施する際に必要な専門性・企画力を向上させ、教員研修センターの力量を高めることによって、ナショナルセンターでなければ果たし得ない質の高い研修や、都道府県等に対する研修関係の適切な指導・助言・援助を行うようさらに努力し、魅力ある研修の実施に努めてもらいたい。</p> <p>(注) 平成13年度の評価結果と経年的な比較ができるような記述になっていない。</p>			
		○ 評価の理由、特記事項等			
		1 事業内容			
		<p>教員研修センターの中心的事業である研修事業については、各種アンケート調査や自己点検評価委員会の意見を踏まえ、可能な限りの研修内容・方法等の見直しを行い、すべての研修について円滑に実施し、受講者の多くが満足する充実した研修を実施している。</p> <p>さらに、文部科学省が実施していた頃には行っていなかった研修終了後一定期間経ってからのアンケート調査を実施したり、教員が現在抱えている問題を独自に情報収集し、中期目標、中期計画に掲げられている研修以外の学習の評価に関する研修等を実施する等、積極的に現場のニーズに対応した取組を行っている。</p>			

文 部 科 学 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	<p>また、都道府県等に対する研修関係の指導・助言・援助事業についても、平成13年度にまずネットワーク整備を行い、平成14年度に「研修支援情報システム」を構築し、教育委員会や校内で実施する研修を支援する情報を提供するとともに、事例集を作成・配布するなど、国の研修センターとして着実に中期目標の達成に向け前進している。</p> <p>派遣する側の都道府県の状況等、教員研修センターを取り巻く環境の変化に対応できる体制作りが今後の課題である。</p> <p>2 管理・運営</p> <p>平成13年度の実績と経験を踏まえ、理事長等のリーダーシップの下、研修の見直しを行い、事業の質を向上させるとともに、業務の効率化を図りながら国の研修センターとしての機能が発揮できる環境と体制も整えられ、中期計画に定められた1%の効率化も達成している。予算、収支計画、資金計画から見た財務状況も健全で、全体的に見て適切かつ効果的に管理・運営されている。</p> <p>今後、業務の一層の質の向上と機能の充実に努めてもらいたい。</p>
政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<p>文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。</p>
ホームページ	<p>法 人 : http://www.nctd.go.jp/index.htm</p> <p>評価結果 : http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/03082902/002.pdf</p>

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：田中 平三）
目的	国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。
主要業務	1 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。2 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。3 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。4 1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：黒川 清）
分科会名	調査研究部会（部会長：大久保 堯夫）
厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>法人の中期目標の達成に向けた業務の個別的進ちょく状況について、項目ごとに以下の5段階評価を行う。</p> <p>S：中期目標を大幅に上回っている。 A：中期目標を上回っている。 B：中期目標をおおむね達成している。 C：中期目標をやや下回っている。 D：中期目標を下回っており、大幅な改善が必要。</p> <p>なお、評価に当たっては、①業務実績の質、②業務実績に影響を及ぼした要因、③個別の研究課題に係る外部専門家の評価結果等についても考慮することとされている。</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。国民の視点に立って、独立行政法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、以下の基本方針に沿って評価を行う。</p> <p>① 独立行政法人の設置目的に照らし、業務により得られた成果が「公衆衛生の向上」にどの程度寄与するものであったか。 ② 独立行政法人が効率性、有効性等の観点から適正に業務を実施したかどうか。</p>

厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価						
	○ 評価結果						
	1 業務運営の効率化 「効率的な業務運営体制の確立」及び「効率的な研究施設及び研究設備の利用」の2つの中項目について、4つの評価項目を設定して評価を実施						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>B⁺：3、B：1</td> <td>A：3、B：1</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	B ⁺ ：3、B：1	A：3、B：1
	年 度	平成13	14				
	評価結果（項目数）	B ⁺ ：3、B：1	A：3、B：1				
	2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上 「社会的ニーズの把握」、「行政ニーズ及び社会ニーズに沿った調査及び研究の実施」等5つの中項目について15（平成13年度は14）の評価項目を設定して評価を実施 なお、「栄養改善法の規定に基づく業務」は、国民栄養調査の情報処理システムについて、年度毎の高度化活用を積極的に進めており、効率化、省力化、処理時間の短縮化に貢献している等としてSに評価しているほか、計2項目でSの評価						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：1、B⁺：6、B：6、 C⁺：1</td> <td>S：2、A：6、B⁺：4、 B：3</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：1、B ⁺ ：6、B：6、 C ⁺ ：1	S：2、A：6、B ⁺ ：4、 B：3
	年 度	平成13	14				
	評価結果（項目数）	A：1、B ⁺ ：6、B：6、 C ⁺ ：1	S：2、A：6、B ⁺ ：4、 B：3				
3 財務内容の改善 「運営費交付金以外の収入の確保」及び「予算、収支計画及び資金計画」の2つの評価項目を設定して評価を実施							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>B⁺：1、B：1</td> <td>A：1、B：1</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	B ⁺ ：1、B：1	A：1、B：1	
年 度	平成13	14					
評価結果（項目数）	B ⁺ ：1、B：1	A：1、B：1					
4 その他業務運営に関する事項 「施設及び設備に関する計画」及び「職員の人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>B⁺：1、B：1</td> <td>B⁺：1、B：1</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	B ⁺ ：1、B：1	B ⁺ ：1、B：1	
年 度	平成13	14					
評価結果（項目数）	B ⁺ ：1、B：1	B ⁺ ：1、B：1					

《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
国内外の学会等における研究の成果の発表	300回以上	100回以上	212回
医学又は栄養学に関係する学術誌への掲載	200報以上	50報以上	87報

総合評価

○ 評価結果

年 度	平成13	14
評価結果	適正に業務を実施	適正に業務を実施

平成14年度の業務実績については、全体としては当研究所の目的である「公衆衛生の向上及び増進」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できる。

○ 評価の理由、特記事項等

平成14年度は、前年度以上に、独立行政法人化の利点を活用し、組織をフラット化するとともに、栄養所要量の改定や社会問題化する健康食品対策等に向けて新たな業務を機動的に立ち上げ、国際的な見地から最新の技術を導入するなど、業務全般にわたり新しい取組が積極的になされた。当研究所の設置目的を達成するために業務の中心となる調査研究業務の実績に関しては、継続中のものについて今後の成果に留意が必要であるが、個別項目に関する評価結果にも見られるように全般的にニーズを的確にとらえた効果的なものであったと評価できる。

また、栄養改善法に基づき実施することとされている国民栄養調査の集計業務についても、調査項目が増大する中、中期目標期間中の目標であった集計の早期化に向け停滞することなく着実に前進しており、国民栄養調査結果の公表の早期化に資するものであった。

職員のインセンティブ向上についても、所内LANを通じた個人別業績登録システムを活用した理事長面接による評価とその結果の研究費への反映、所内公募制の奨励研究制度の活用などの工夫が見られる。

なお、財務については、中期目標に定める経費節減目標を見込んだ運営費交付金の範囲内で弾力的な予算配分を行い適宜新規事業を立ち上げるなど積極経営を行っていることは評価できるが、中長期的な観点からの財務面での見通しの検討も必要である。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

以下の点を踏まえつつ、厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- 平成15年度から開始される独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者（NR）制度の評価に当たっては、NR認定試験、資格確認試験及び養成講座の指定についてのそれぞれの応募状況、実施結果及び収支状況、制度についての満足度、民間等における類似制度の状況等の観点からも併せて分析・評価が行われることを期待する。

ホームページ

法 人：<http://www.nih.go.jp/eiken/index.html>

評価結果：<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/08/s0819-1.html>

法人名	独立行政法人産業安全研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：尾添 博）
目的	事業場における災害の予防に関する調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 事業場における災害の予防に関する調査及び研究を行うこと。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：黒川 清）
分科会名	調査研究部会（部会長：大久保 堯夫）
厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>法人の中期目標の達成に向けた業務の個別的進捗状況について、項目ごとに以下の5段階評価を行う。</p> <p>S：中期目標を大幅に上回っている。 A：中期目標を上回っている。 B：中期目標をおおむね達成している。 C：中期目標をやや下回っている。 D：中期目標を下回っており、大幅な改善が必要。</p> <p>なお、評価に当たって、①業務実績の質、②業務実績に影響を及ぼした要因、③個別の研究課題に係る外部専門家の評価結果等についても考慮することとされている。</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。国民の視点に立って、独立行政法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、以下の基本方針に沿って評価を行う。</p> <p>① 独立行政法人の設置目的に照らし、業務により得られた成果が「労働者の安全の確保」にどの程度寄与するものであったか。 ② 独立行政法人が、効率性、有効性等の観点から適正に業務を実施したかどうか。</p>

厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価															
	○ 評価結果															
	1 業務運営の効率化 「効率的な業務運営体制の確立」及び「効率的な研究施設・設備の利用」の2つの中項目について、4つの評価項目を設定して評価を実施															
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：2、B⁺：2</td> <td>B⁺：2、B：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：2、B ⁺ ：2	B ⁺ ：2、B：2									
	年 度	平成13	14													
	評価結果（項目数）	A：2、B ⁺ ：2	B ⁺ ：2、B：2													
	2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上 「労働現場のニーズ把握と業務への積極的な反映」、「労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施」等5つの中項目について、13の評価項目を設定して評価を実施															
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：1、B⁺：12</td> <td>A：4、B⁺：4、B：5</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：1、B ⁺ ：12	A：4、B ⁺ ：4、B：5									
	年 度	平成13	14													
	評価結果（項目数）	A：1、B ⁺ ：12	A：4、B ⁺ ：4、B：5													
3 財務内容の改善 「運営費交付金以外の収入の確保」及び「予算、収支計画及び資金計画」の2つの評価項目を設定して評価を実施																
<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>B⁺：1、B：1</td> <td>B⁺：1、B：1</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	B ⁺ ：1、B：1	B ⁺ ：1、B：1										
年 度	平成13	14														
評価結果（項目数）	B ⁺ ：1、B：1	B ⁺ ：1、B：1														
4 その他業務運営に関する事項 「人事に関する計画」及び「施設・設備に関する計画」の2つの中項目で評価を実施（平成13年度は、「施設・設備に関する計画」は該当なし）																
<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>B：1</td> <td>B：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	B：1	B：2										
年 度	平成13	14														
評価結果（項目数）	B：1	B：2														
《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）																
<table border="1"> <tr> <td>指 標</td> <td>中期計画</td> <td>年度計画</td> <td>実 績</td> </tr> <tr> <td>学会発表及び論文発表</td> <td>目標期間（5年間）中にそれぞれ300回以上及び200報以上</td> <td>—</td> <td>学会発表：109件 論文発表：94報</td> </tr> <tr> <td>研究成果の一般への普及を目的とした研究所主催の技術講演会の開催</td> <td>年平均3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>同研究の実施を促進し、全研究課題に占める共同研究の割合</td> <td>10%以上</td> <td>—</td> <td>全39課題のうち12課題（30.8%）</td> </tr> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	学会発表及び論文発表	目標期間（5年間）中にそれぞれ300回以上及び200報以上	—	学会発表：109件 論文発表：94報	研究成果の一般への普及を目的とした研究所主催の技術講演会の開催	年平均3回	3回	3回	同研究の実施を促進し、全研究課題に占める共同研究の割合	10%以上	—	全39課題のうち12課題（30.8%）
指 標	中期計画	年度計画	実 績													
学会発表及び論文発表	目標期間（5年間）中にそれぞれ300回以上及び200報以上	—	学会発表：109件 論文発表：94報													
研究成果の一般への普及を目的とした研究所主催の技術講演会の開催	年平均3回	3回	3回													
同研究の実施を促進し、全研究課題に占める共同研究の割合	10%以上	—	全39課題のうち12課題（30.8%）													
(注) 学会発表及び論文発表は、「中期目標」に掲載されている事項である。																

総合評価

○ 評価結果

年 度	平成 13	14
評価結果	適正に業務を実施	適正に業務を実施

平成 14 年度の業務実績については、全体としては当研究所の目的である「労働者の安全の確保」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できる。

○ 評価の理由、特記事項等

(評価の理由)

平成 14 年度は、独立行政法人として主体的な業務運営が求められるとともに、2 年目を迎え、13 年度の業務実績評価において指摘された事項について改善が求められたところである。

そのような中で、平成 14 年度は、13 年度評価委員会からの指摘事項も踏まえ、災害調査等研究外業務への積極的対応が可能となるよう、内部進行管理の改善が図られるなど、新しい取組がなされた。また、業務の中心である調査研究については、継続中の調査研究の今後の成果に留意が必要であるが、個別項目に関する評価結果にも見られるように全般としてほぼ適切に行われていると考えられる。

また、厚生労働大臣からの要請等に応じて引き続き、迅速かつ的確に産業災害の調査も実施しており、これらを踏まえて行政通達などに有効に反映した。

(今後の留意点)

- 平成 14 年度の業務実績は我が国の労働者の安全に関するプロジェクト研究や基盤的研究に加え、労働災害の原因調査など一定の評価がなされるものであるが、研究所の研究内容が国民にとっての具体的なメリットがより一層提供できるようになるよう、一層の努力が求められる。
- 独立行政法人創設の目的の 1 つである弾力的・効果的な業務運営やこれに関する事項については、平成 13 年度に引き続き、努力を傾注しているが、限られた資源の中で、増大する調査・研究ニーズに的確に対応するためには、より効率的な業務運営が必要となるとの意見もあった。このような意見を踏まえつつ、外部資金の積極的獲得などを通じ、より効率的な業務運営を図っていくことが必要である。
- 調査研究成果の普及など国民に対する情報提供の在り方については、ホームページの更新や法人の紹介 CD の作成など平成 14 年度に新たな取組もなされたが、これらについては、今後、中期目標を達成するために、中期計画に沿って業務を運営していく中で逐次評価を行い、見直すことが必要である。

政策評価・
独立行政
法人評価
委員会の
意見

厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

ホームペー
ジ

法 人：<http://www.anken.go.jp/>

評価結果：<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/08/s0819-1.html>

法人名	独立行政法人産業医学総合研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：荒記 俊一）
目的	労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の健康の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会（委員長：黒川 清）
分科会名	調査研究部会（部会長：大久保 堯夫）
厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>法人の中期目標の達成に向けた業務の個別的進捗状況について、項目ごとに以下の5段階評価を行う。</p> <p>S：中期目標を大幅に上回っている。 A：中期目標を上回っている。 B：中期目標をおおむね達成している。 C：中期目標をやや下回っている。 D：中期目標を下回っており、大幅な改善が必要。</p> <p>なお、評価に当たって、①業務実績の質、②業務実績に影響を及ぼした要因、③個別の研究課題に係る外部専門家の評価結果等についても考慮することとされている。</p> <p>総合評価</p> <p>記述式。国民の視点に立って、以下の基本方針に沿って評価を行う。</p> <p>① 独立行政法人の設置目的に照らし、業務により得られた成果が「労働者の健康の確保（保持増進を含む。）」にどの程度寄与するものであったか。</p> <p>② 独立行政法人が、効率性、有効性等の観点から適正に業務を実施したかどうか。</p>

厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価											
	○ 評価結果											
	1 業務運営の効率化 「効率的な業務運営体制の確立」及び「効率的な研究施設・設備の利用」の2つの中項目について、4つの評価項目を設定して評価を実施											
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>B⁺：2、B：2</td> <td>B⁺：3、B：1</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	B ⁺ ：2、B：2	B ⁺ ：3、B：1					
	年 度	平成13	14									
	評価結果（項目数）	B ⁺ ：2、B：2	B ⁺ ：3、B：1									
	2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上 「労働現場のニーズ把握と業務への積極的な反映」、「労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施」等5つの中項目について、14の評価項目を設定して評価を実施 なお、「学会発表等の促進」は、多くの研究課題を抱えながら、これだけの成果を生む研究所のアクティビティについては大いに評価できる等として、Sの評価											
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：2、B⁺：8、 B：4</td> <td>S：1、A：1、B⁺：9、 B：3</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：2、B ⁺ ：8、 B：4	S：1、A：1、B ⁺ ：9、 B：3					
	年 度	平成13	14									
	評価結果（項目数）	A：2、B ⁺ ：8、 B：4	S：1、A：1、B ⁺ ：9、 B：3									
3 財務内容の改善 「運営費交付金以外の収入の確保」及び「予算、収支計画及び資金計画」の2つの評価項目を設定して評価を実施												
<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>B：2</td> <td>B⁺：1、B：1</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	B：2	B ⁺ ：1、B：1						
年 度	平成13	14										
評価結果（項目数）	B：2	B ⁺ ：1、B：1										
4 その他業務運営に関する事項 「人事に関する計画」及び「施設及び設備に関する計画」の2つの中項目で評価を実施												
<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>B⁺：2</td> <td>B：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	B ⁺ ：2	B：2						
年 度	平成13	14										
評価結果（項目数）	B ⁺ ：2	B：2										
《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）												
<table border="1"> <tr> <td>指 標</td> <td>中期計画</td> <td>年度計画</td> <td>実 績</td> </tr> <tr> <td>学会発表及び論文発表</td> <td>目標期間（5年間）中にそれぞれ1,000回以上及び400報以上</td> <td>—</td> <td>学会発表：226回 論文発表：143報</td> </tr> <tr> <td>全研究課題に占める共同研究の割合</td> <td>5%以上</td> <td>—</td> <td>共同研究：12課題（12%）</td> </tr> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	学会発表及び論文発表	目標期間（5年間）中にそれぞれ1,000回以上及び400報以上	—	学会発表：226回 論文発表：143報	全研究課題に占める共同研究の割合	5%以上	—	共同研究：12課題（12%）
指 標	中期計画	年度計画	実 績									
学会発表及び論文発表	目標期間（5年間）中にそれぞれ1,000回以上及び400報以上	—	学会発表：226回 論文発表：143報									
全研究課題に占める共同研究の割合	5%以上	—	共同研究：12課題（12%）									
(注) 学会発表及び論文発表は、「中期目標」に掲載されている事項である。												

厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	総合評価		
	○ 評価結果、特記事項等		
	年 度	平成 13	14
	評価結果	適正に業務を実施	適正に業務を実施
	平成 14 年度の業務実績については、全体としては当研究所の目的である「労働者の健康の確保」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できる。		
	○ 評価の理由、特記事項等		
	(評価の理由)		
	平成 14 年度は、独立行政法人として主体的な業務運営が求められるとともに、2 年目を迎え、平成 13 年度の業務実績の評価において指摘された事項について改善が求められたところである。		
	そのような中で、平成 14 年度は、平成 13 年度評価委員会の指摘事項も踏まえ、国際研究交流情報センターを設置することとし、組織規則を改定したほか、個人業績評価システムの導入による職員の意識改革等、新しい取組みがなされた。また、業務の中心である調査研究については、継続中の調査研究の今後の成果に留意が必要であるが、個別項目に関する評価結果にも見られるように全般としてほぼ適切に行われていると考えられる。		
	また、厚生労働大臣からの要請等に応じて、化学物質ばく露等による災害状況と原因に関する調査をはじめ、12 件の災害調査を迅速かつ的確に実施している。さらに、研究成果を行政に提供し、例えば、じん肺に関する研究成果は、規則改正に寄与した。		
(今後の留意点)			
1 平成 14 年度の業務実績は国民の求める研究活動に留意するなど一定の評価がなされるものであるが、今後も中長期的視点に立って、国民のニーズに応じた研究とともに国際的な視点を持った活動が行われることが重要である。			
2 独立行政法人創設の目的の 1 つである弾力的・効果的な業務運営やこれに関する事項については、平成 13 年度に引き続き、努力を傾注しているが、限られた資源の中で、増大する調査・研究ニーズに的確に応えるためには、より効率的な業務運営が必要となるとの意見もあった。このような意見を踏まえつつ、任期つき研究員等の活用による弾力的な人事施策などを通じ、より効率的業務運営を図っていくことが必要である。			

厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	3 国民に対する調査研究等の普及啓発については、学会発表や学術雑誌への論文発表等は質、量ともに高い水準にあったほか、研究所の一般公開や近隣小学校の「総合的な学習」に協力する等平成 14 年度に新たな取組もなされたが、これらについては、さらに広範な取組を行い、今後、中期目標を達成するために、中期計画に沿って業務を運営していく中で適宜評価を行い、見直すことにより、対応することが必要である。
政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。
ホームページ	法 人 : http://www.niih.go.jp/indexj.html 評価結果 : http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/08/s0819-1.html

法人名	独立行政法人農林水産消費技術センター（平成13年4月1日設立） ＜特定＞（理事長：池戸 重信）
目的	農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図り、もって一般消費者の利益の保護に資することを目的とする。
主要業務	1 農林水産物、飲食料品（酒類を除く。以下同じ。）及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。3 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	農業分科会（分科会長：松本 聡）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 当該事業年度の業務の実績全体について、中期計画の中項目を評価単位とする。評価に当たっては、中項目に係る具体的な項目のうち最小のもの（小項目）について、主として次の方法により評価を行い、その結果を集計して中項目の評価を、中項目の評価結果を集計して大項目の評価を行う。</p> <p>○ 定量的に定められている項目の評価 （数値目標が「以上」又は「少なくとも」とされている場合） a：数値の達成度合が100%以上 b：数値の達成度合が70%以上100%未満 c：数値の達成度合が70%未満 （それ以外の数値目標の場合） a：数値の達成度合が90%以上 b：数値の達成度合が50%以上90%未満 c：数値の達成度合が50%未満</p> <p>○ 定性的に定められている項目の評価 s：特に優れた成果が得られた（中期計画「調査及び研究の重点化」のみ） a：設定した指標が達成された b：設定した指標がおおむね達成された c：設定した指標が達成されなかった</p> <p>2 中項目又は大項目の評価は、下位の項目の評価結果を点数化（s：3点、a</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>(A)：2点、b(B)：1点、c(C)：0点)して集計し、次の3段階評価を行う。 A：合計数値の割合が基準数値の90%以上 B：合計数値の割合が基準数値の50%以上90%未満 C：合計数値の割合が基準数値の50%未満 ※ 基準数値：中項目（又は大項目）に含まれる小項目（又は中項目）の項目数に2を乗じた数</p> <p>総合評価</p> <p>大項目と同様に、中項目の評価結果を集計して3段階評価を行う。その際、中期目標終了時点を見据えた各事業年度の業務の進捗状況、残された期間に行うべき事項等の留意事項を併せて記載する。</p>																																	
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>○ 評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「業務の重点化」、「組織体制の整備」等5つの中項目について、42の小項目で評価を行い（13年度は、5つの中項目（うち1つは評価対象外）について、35の小項目で評価を行い）、その結果を集約して中項目の評価を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評 価 結 果 (項目数)</td> <td>中項目</td> <td>A：4</td> <td>A：5</td> </tr> <tr> <td>小項目</td> <td>a：35</td> <td>a：40、b：1、c：1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「食品等の品質及び表示に関する調査及び分析並びに食品等に関する情報の収集、整理及び提供」等の6つの中項目について、117（13年度は118）の小項目で評価を行い、その結果を集約して中項目の評価を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評 価 結 果 (項目数)</td> <td>中項目</td> <td>A：5、B：1</td> <td>A：5、B：1</td> </tr> <tr> <td>小項目</td> <td>s：2、a：112、b：1、 c：3</td> <td>a：114、b：2、c：1</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：A、14年度：A＞ 大項目に、「経費節減に係る取組」等2つの中項目単位の評価項目を設定し、さらに、それぞれに小項目単位の評価項目を設定して評価を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評 価 結 果 (項目数)</td> <td>中項目</td> <td>A：2</td> <td>A：2</td> </tr> <tr> <td>小項目</td> <td>a：2</td> <td>a：2</td> </tr> </tbody> </table>	年 度		平成13	14	評 価 結 果 (項目数)	中項目	A：4	A：5	小項目	a：35	a：40、b：1、c：1	年 度		平成13	14	評 価 結 果 (項目数)	中項目	A：5、B：1	A：5、B：1	小項目	s：2、a：112、b：1、 c：3	a：114、b：2、c：1	年 度		平成13	14	評 価 結 果 (項目数)	中項目	A：2	A：2	小項目	a：2	a：2
年 度		平成13	14																															
評 価 結 果 (項目数)	中項目	A：4	A：5																															
	小項目	a：35	a：40、b：1、c：1																															
年 度		平成13	14																															
評 価 結 果 (項目数)	中項目	A：5、B：1	A：5、B：1																															
	小項目	s：2、a：112、b：1、 c：3	a：114、b：2、c：1																															
年 度		平成13	14																															
評 価 結 果 (項目数)	中項目	A：2	A：2																															
	小項目	a：2	a：2																															

4 短期借入金の限度額<平成13年度：A、14年度：A>

年 度		平成13	14
評価結果 (項目数)	中項目	A : 1	A : 1
	小項目	a : 1	a : 1

5 剰余金の使途<平成13年度：－、14年度：－>

6 その他業務運営に関する事項<平成13年度：A、14年度：A>

「施設及び設備に関する計画」及び「職員の人事に関する計画」の2つの中項目について、22（13年度は20）の小項目で評価を行い、その結果を集約して中項目の評価を実施

年 度		平成13	14
評価結果 (項目数)	中項目	A : 2	A : 2
	小項目	a : 20	a : 21、c : 1

《参考》定量的指標の実績（平成14年度）(例)

指 標	中期計画	年度計画	実 績
残留農薬の調査分析の所要時間の削減	おおむね10%削減	—	1.2%削減
JAS規格を見直すための1規格当たり調査分析件数	おおむね20件以上	同左	48規格について20件以上
生鮮食品の原産地表示等の調査店舗数	毎年6,000店舗以上	同左	6,074店舗
重点化を図るべき調査研究（遺伝子組換え食品の分析等）の全調査研究に占める割合	70%以上	同左	81%

総合評価

○ 評価結果

年 度	平成13	14
評価結果	A	A

○ 評価の理由、特記事項等

1 評価を行うに至った経緯、特殊事情等

- ① 法人からの自己評価をもとに、中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、一部の項目にB評価はあったものの、総じて高い評価であることから、総合評価はA評価とする。
- ② 食品等の不正表示による立入検査等の調査について当該年度においても多数の検査を実施し、また、農林水産大臣への報告の迅速化に対する努力など一定の評価はできることから報告期限が越えたことについてやむを得ないと考える。しかしながら、本年度の業務実態を表すため、評価結果に修正は加えないこととした。

2 c 評価

- ① 「外国林産物の格付業務」について

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

改正JAS法では登録認定機関により認定製造業者として認定された製造業者が格付を行う新しいシステムが導入されたが、認定製造業者への移行が遅れた承認外国製造業者があり、平成15年4月以降も格付申請が予定されたこと等から、外国林産物の格付業務は14年度をもって廃止できなかった。

なお、当該業務は平成15年6月9日をもって廃止された。

② 「生糸の格付業務担当職員に対する研修」について

生糸の格付業務担当職員を消費者関係業務、JAS関係業務等へ活用するため、前年度に引き続き基礎的研修の実施を年度計画に盛り込み、分析技術の習得等を中心とする技術能力の向上を図ることとしていたが、表示監視業務等への配置転換及び併任を実施したところ、職員個々に配属先に応じた教育訓練が必要と認められたことから、画一的に行う基礎的研修ではなく、より実践的な職場内研修を優先して実施したものである。

職場内研修を行うことにより配属先での業務に必要な技術能力の向上を図るという目的は達成されたと考えられるが、今後は個々の職員の適性に応じた研修に参加させ、一層の技術能力向上を図ることが必要である。

③ 「農林水産大臣からの指示による立入検査結果の報告期間を検査実施後3日以内にする事」について

達成率は33%であり、実施件数が前年度より大幅に増加した中で、前年度に比べ報告事務の一定の迅速化が図られたと考える。また、立入検査は収集した資料の集計、整理に時間を要したものが多く、複数の事業所及び広域にわたる案件が多く、複数のセンターからの報告の取りまとめ、整理に時間を要したことなどにより、多くの案件の報告期間が3日を超えたことについては、やむを得ないと考える。今後とも検査実施センター間の連絡体制の整備等により、事務処理の迅速化に努めることが必要である。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

以下の点を踏まえつつ、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 「農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導」の業務における調査・監査等に関しては、総務省の食品表示に関する行政評価・監視結果において、地域センター等における監査内容等の不十分な点について指摘されたことをも踏まえ、法人全体の評価を行うに当たっては、個々の地域センターにおける業務の実績についても十分に把握・分析した上で評価を行うこととすべきである。

ホームページ

法 人：<http://www.cfqlcs.go.jp/>

評価結果：

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/14hyoka.html

法人名	独立行政法人種苗管理センター（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：桑名 清文）
目的	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしょその他の農作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験を行うこと。2 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査を行うこと。3 ばれいしょ、茶樹及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 1から3に掲げる業務に係る技術に関する調査及び研究を行うこと。5 1から4に掲げる業務に附随する業務を行うこと。 上記の業務のほか、種苗法の規定による集取を行う。これらの業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖を行うことができる。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	農業分科会（分科会長：松本 聡）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	項目別評価 1 当該事業年度の業務の実績全体について、原則、中期計画の小項目を評価単位とし、主として次の方法により評価を行う。また、その結果を集計して中項目の評価を、中項目の評価結果を集計して大項目の評価を行う。 ○ 定量的に定められている項目の評価 （数値目標が「以上」等とされている場合） A：目標値に対して、100%以上の達成度合 B：目標値に対して、90%以上100%未満の達成度合 C：目標値に対して、90%未満の達成度合 （数値目標が「程度」等とされている場合） A：目標値に対して、90%以上の達成度合 B：目標値に対して、80%以上90%未満の達成度合 C：目標値に対して、80%未満の達成度合 ただし、「業務運営の効率化による経費の抑制」については、次により評価する。 A：対前年度比の抑制率が1%以上 B：対前年度比の抑制率が0.7%以上1%未満

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	C：対前年度比の抑制率が0.7%未満 ○ 定性的に定められている項目の評価 A：順調に進んでいる B：おおむね順調に進んでいる C：不十分又は問題あり 2 中項目又は大項目の評価は、当該項目に属する一段下位の各項目の評価結果を点数化（A：1点、B：0点、C：-1点）して集計し、次の3段階評価を行う。 A：満点×2/3≦合計点 B：0点≦合計点<満点×2/3 C：合計点<0点 ※ 満点とは、「一段下位の項目数×1点」とし、合計点とは、「一段下位の各項目の点数の合計値」とする。 総合評価 上記の各項目ごとの評価を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績その他の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、評価を行う。																						
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価 ○ 評価結果 1 業務運営の効率化＜平成13年度：A、14年度：A＞ 中項目8項目のうち、「農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査」等の3項目は、中項目で評価を行い、残りの「農林水産植物の品種登録に係る栽培試験」等の5項目は、26（13年度は25）の評価項目を設定して評価を行った上で、その結果を集約して中項目の評価を実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評価結果 (項目数)</td> <td>中項目</td> <td>A：7、B：1</td> <td>A：7、B：1</td> </tr> <tr> <td>評価項目</td> <td>A：19、B：6</td> <td>A：21、B：5</td> </tr> </tbody> </table> 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「農林水産植物の品種登録に係る栽培試験」等7つの中項目に対して、71（13年度は66）の評価項目を設定して評価を行い、その結果を集約して中項目の評価を実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評価結果 (項目数)</td> <td>中項目</td> <td>A：5、B：2</td> <td>A：6、B：1</td> </tr> <tr> <td>評価項目</td> <td>A：47、B：19</td> <td>A：56、B：15</td> </tr> </tbody> </table>	年 度		平成13	14	評価結果 (項目数)	中項目	A：7、B：1	A：7、B：1	評価項目	A：19、B：6	A：21、B：5	年 度		平成13	14	評価結果 (項目数)	中項目	A：5、B：2	A：6、B：1	評価項目	A：47、B：19	A：56、B：15
年 度		平成13	14																				
評価結果 (項目数)	中項目	A：7、B：1	A：7、B：1																				
	評価項目	A：19、B：6	A：21、B：5																				
年 度		平成13	14																				
評価結果 (項目数)	中項目	A：5、B：2	A：6、B：1																				
	評価項目	A：47、B：19	A：56、B：15																				

3 予算、収支計画及び資金計画<平成13年度：A、14年度：A>
大項目に、「経費節減に係る取組」等2つの評価項目を設定して評価を実施

年 度	平成13	14
評価結果(項目数)	A:2	A:2

4 短期借入金の限度額<平成13年度：A、14年度：->

5 重要な財産の譲渡等<平成13年度：A、14年度：A>

6 剰余金の使途<平成13年度：-、14年度：->

7 その他業務運営に関する事項<平成13年度：A、14年度：A>
中項目2項目のうち、「施設及び設備に関する計画」は中項目で評価を行い、「職員の人事に関する計画」は、3つの小項目で評価を行った上で、その結果を集約して中項目の評価を実施

年 度		平成13	14
評価結果 (項目数)	中項目	A:2	A:2
	評価項目	A:3	A:3

《参考》定量的指標の実績(平成14年度)(例)

指 標	中期計画	年度計画	実 績
栽培試験対象植物の種類 の拡大	目標期間中10種類程度	2種類程度	3種類
栽培試験に必要な対照品 種の保存点数の拡大	300品種程度/年度	同左	467品種
種苗検査の迅速化	検査件数の90%以上の検査結果を50日以内に報告	同左	検査件数926点全ての検査結果を50日以内に報告
指定種苗の表示検査及び 集取	表示検査(18,000点程度/年度) 集取(3,500点程度/年度)	同左	表示検査(19,497点) 集取(3,616点)

総合評価

○ 評価結果

年 度	平成13	14
評価結果	順調(A)	順調(A)

○ 評価の理由、特記事項等

1 総合評価結果
各業務とも円滑かつ適切に行われており、特に、昨年度の評価に基づいた改善努力が

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

なされ成果が認められる等高く評価でき、全体として中期計画の達成に向けて順調に実施されているものと判断した。

2 業務運営に関する主な意見等(抜粋)

① 業務運営の効率化

全体として計画どおり順調に実施されている。

トップマネジメントに関しては、理事長等は、法人の課題を的確に認識し、法人の設立目的及び中期目標に対応した明確な経営戦略を持っている等、組織運営においてその機能を発揮している。特に14年度は、業務運営の効率化・スリム化に関し、業務運営の集約化等の検討結果を取りまとめていることは十分評価でき、今後の具体化を期待したい。

② 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

全体として計画どおり順調に実施されている。

- ・種苗検査業務については、昨年指摘した種苗業者に対するアンケートの回収率が向上しており、顧客満足度の向上に努力している姿勢がうかがえる。
- ・種苗生産業務については、需要と供給の差を少なくするための取り組みが進められているものの、台風等の自然災害などの影響もあり十分な成果を上げるまでには至っていない。このような不可抗力なものに対しては、法人の努力が必ずしも結果に結びつかないといった難しい面もあるが、これらの不利な状況を克服するための特段の工夫を望みたい。顧客満足度の向上のための取り組みについては、原原種・原種に関するアンケート調査の結果を基に具体的な業務改善計画の作成や、顧客からのクレームへの対処がきめ細かくかつオープンに行われていることから、それらを今後の業務改善に活かしていこうとしており、高く評価できる。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

以下の点を踏まえつつ、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・原原種等の生産コストの評価に当たって、生産コストを試算した上で評価を行うといった積極的かつ効果的な取組が進められており、今後、当該コストの試算方法を改善していくことにより、種苗生産の費用項目ごとや、生産段階ごとのコストの経年比較等、具体的なデータによる分析・評価が行われ、さらに、可能なものから類似施設との比較、地方農場ごとの比較等の検討が行われることを期待する。

ホームページ

法 人：<http://www.ncss.go.jp/>

評価結果：

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/14hyoka.html

法人名	独立行政法人家畜改良センター（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：南波 利昭）
目的	家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 家畜、家さん及びみつばちの改良及び増殖並びに飼養管理の改善を行うこと。2 種畜、種きん、種卵、種ばち、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の配布並びに種畜の貸付けを行うこと。3 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	農業分科会（分科会長：松本 聡）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 当該事業年度の業務の実績全体について、中期計画の大項目、中項目、小項目等の各段階で評価を行う。評価に当たっては、中期計画の各項目を評価単位とする下位項目について主として次の方法により評価を行い、その評価結果を踏まえて上位項目の評価を行う。</p> <p>○ 定量的に定められている項目の評価 （例：「〇〇程度」と目標が設定されている場合） A：数値の達成度が90%以上 B：数値の達成度が50%以上90%未満 C：数値の達成度が50%未満 なお、達成度の範囲については、目標の設定の仕方（「〇〇以上」等）により異なっている。</p> <p>○ 定性的に定められている項目の評価 S：計画を上回り、優れた成果が得られた（中期計画「調査研究」のみ） A：計画どおり順調に実施された B：おおむね計画どおり順調に実施された C：計画どおり実施されなかった</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>2 上位項目の評価は、下位項目の評価結果を点数化（S：3点、A：2点、B：1点、C：0点）して集計し、次の3段階評価を行う。</p> <p>A：満点×9/10≦合計点 B：満点×5/10≦合計点<満点×9/10 C：合計点<満点×5/10 ※ 満点とは、「下位項目の数×2点」とし、合計点とは、「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>なお、大項目の評価に当たっては、特殊事情等の特筆すべき事項等も総合的に勘案して上記3段階評価を行う。</p> <p>総合評価</p> <p>項目別評価の結果を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情及び中期目標等に記載されている事項以外の業務その他特筆すべき事項等も総合的に勘案して、3段階評価を行う（平成13年度は記述式）。</p> <p>A：計画どおり実施された又は計画を上回り実施された B：おおむね計画どおり実施された C：計画どおり実施されなかった</p>											
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>○ 評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化<平成13年度：A、14年度：A> 中項目4項目のうち、「組織体制の整備」は中項目で評価を行い、残りの「業務対象の重点化」、「業務実施の効率化」及び「他機関との連携」の3項目は、8つ（平成13年度は7つ）の小項目で評価を行った上で、その結果を集約して中項目の評価を実施 なお、小項目より下の細項目でも評価を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評価結果 (項目数)</td> <td>中項目</td> <td>A：4</td> <td>A：4</td> </tr> <tr> <td>小項目</td> <td>A：7</td> <td>A：8</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上<平成13年度：A、14年度：A> 「家畜改良及び飼養管理の改善等」等の6つの中項目について、27の小項目で評価を行い、その結果を集約して中項目の評価を実施 なお、小項目より下の細項目等でも評価を実施</p>	年 度		平成13	14	評価結果 (項目数)	中項目	A：4	A：4	小項目	A：7	A：8
年 度		平成13	14									
評価結果 (項目数)	中項目	A：4	A：4									
	小項目	A：7	A：8									

年 度		平成 13	14
評 価 結 果 (項目数)	中項目	A : 5、B : 1	A : 6
	小項目	A : 26、B : 1	A : 26、B : 1

3 予算、収支計画及び資金計画<平成 13 年度：A、14 年度：A>
大項目に、「経費節減に係る取組」等 2 つの評価項目を設定して評価を実施

年 度		平成 13	14
評価結果 (項目数)		A : 2	A : 2

4 短期借入金の限度額<平成 13 年度：A、14 年度：－>
(注) 平成 13 年度及び 14 年度とも短期借入金の借入は生じていないが、評価基準の変更に伴い両年度の評価結果は異なるものとなっている。

5 剰余金の使途<平成 13 年度：A、14 年度：－>

6 その他業務運営に関する事項<平成 13 年度：A、14 年度：A>
中項目 2 項目のうち、「施設及び設備に関する計画」は中項目で評価を行い、「職員の人事に関する計画」は、3 つの小項目で評価を行った上で、その結果を集約して中項目の評価を実施

年 度		平成 13	14
評 価 結 果 (項目数)	中項目	A : 2	A : 2
	小項目	A : 3	A : 3

《参考》定量的指標の実績 (平成 14 年度) (例)

指 標	中期計画	年度計画	実 績
候補種雄牛の生産頭数	毎年 35 頭程度	35 頭	35 頭
卵分割によるクローン牛の生産数	期間内に 50 組以上	10 組以上	35 組

総 合 評 価

○ 評価結果

年 度	平成 13	14
評価結果	当初計画を上回り順調	A

○ 評価の理由、特記事項等

1 総合評価結果

乳用牛の遺伝性疾患 (横隔膜筋症) の原因遺伝子を特定して遺伝子診断法を開発 (特許出願) したこと (S 評価) 等の特筆すべき事項と、業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上並びに財務関連の計画に対する進捗度を総

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

合的に評価した結果、総合評価は A 評価とした。

2 業務運営に対する主な意見等 (抜粋)

① 業務運営の効率化

引き続き効率化方針に基づく日常業務の点検・改善を進めると共に、業務経費について詳細な分析を開始するなど、経費節減に向けた取り組みが進展している。また、業務運営の効率化を図るために一部業務の民間委託を開始するなど、今後一層の進展が期待される。しかし、業務の民間委託に当たっては、委託コスト、業務の成果の達成度合、組織の効率的活用について十分な比較検討を行い、民間委託が効率化に結びつく業務を広範に追求する必要がある。

② 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

家畜改良については、国の政策である乳用牛の遺伝的能力の国際評価 (インターブル) への参加決定を受け、その実施機関としての準備が着実に実施されている。乳用牛の国産種雄牛の能力は、外国産の種雄牛に接近しており、インターブルへの正式参加を契機ととらえて、国産種雄牛の利用推進及び一層高能力な種雄牛造成に力を注ぐべきである。豚については、遺伝的能力評価手法の検討をするなど着実な事業実施が行われているが、種畜供給や技術普及にも一層取り組むべきである。そのほか、肉用牛の全国的な育種への取組を計画どおり実施するなど、着実な進展が見られた。

調査研究については、乳牛の遺伝病に関与する遺伝子を特定し診断法まで開発したことは、家畜改良への実用的貢献が大きく S 評価に値する。

一方、山羊の種畜等の配布業務においては伝染性疾患 (山羊関節炎・脳脊髄炎) の発生により年度計画が未達成であった。疾病発生後、速やかな病性鑑定の実施により疾病の特定と清浄化に向けた適切な対処がなされており、今後は、その成果を確認した上で、種畜の配布を再開することが必要と考えられる。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

以下の点を踏まえつつ、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 財務内容の改善状況等の評価を行うに当たっては、他機関における取組を参考としつつ、種畜等の生産に要する総コストが具体的に把握され、配布価格の妥当性及び評価が行われるとともに、都道府県や民間企業の類似施設とのコスト比較等の検討が行われることを期待する。

ホームページ

法 人 : <http://www.nlbc.go.jp/>

評価結果 :

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/14hyoka.html

法人名	独立行政法人肥飼料検査所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：佐藤 保隆）
目的	肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、肥料、飼料及び土壌改良資材の品質の保全を図ることを目的とする。
主要業務	1 肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査を行うこと。2 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。3 飼料及び飼料添加物について指定検定機関が行う検定に関する技術上の指導を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	農業分科会（分科会長：松本 聡）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 当該事業年度の業務の実績全体について、原則、中期計画の中項目を評価単位とする。評価に当たっては、中項目に係る具体的な項目（小項目等）について、主として次の方法により評価を行い、その結果を集計して中項目の評価を、中項目の評価結果を集計して大項目の評価を行う。</p> <p>○ 定量的に定められている項目の評価（原則）</p> <p>A：数値の達成度が90%以上 B：数値の達成度が50%以上90%未満 C：数値の達成度が50%未満</p> <p>（数値目標が「（少なくとも）〇〇点以上」と定められている場合）</p> <p>A：数値の達成度が100%以上 B：数値の達成度が70%以上100%未満 C：数値の達成度が70%未満</p> <p>○ 定性的に定められている項目の評価（段階的な評価を行うことが適切な場合）</p> <p>A：計画どおり達成した B：おおむね計画どおり達成した C：計画どおり達成できなかった</p> <p>（段階的な評価を行うことが不適切な場合）</p> <p>A：計画どおり達成した C：計画どおり達成できなかった</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>2 中項目の評価は、小項目等の評価結果を点数化（A：2点、B：1点、C：0点）して集計し、次の3段階評価を行う。</p> <p>A：小項目等の合計数値の割合が基準数値の90%以上 B：小項目等の合計数値の割合が基準数値の50%以上90%未満 C：小項目等の合計数値の割合が基準数値の50%未満</p> <p>※ 基準数値：中項目に含まれる小項目等の項目数に2を乗じた数</p> <p>3 大項目の評価は、中項目の評価結果を基準とし、大項目に属する中項目の項目数により、次の3段階評価を行う。</p> <p>A：Aの中項目の割合が90%以上 B：Aの中項目の割合が50%以上90%未満又はCの中項目がない場合 C：A又はB以外の場合</p> <p>総合評価</p> <p>各項目ごとの評価を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯等中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績その他特筆事項なども総合的に勘案して評価を行う。</p>												
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>○ 評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化＜平成13年度：A、14年度：A＞</p> <p>「肥料関係業務」、「飼料及び飼料添加物関係業務」等4つの中項目に、8つの評価項目（注：農林水産省評価委員会の評価シートにおいては、中項目として位置付けている。）を設定して評価を実施（13年度は、4つの中項目（うち1つは評価対象外）に7つの評価項目を設定して実施）。また、評価項目の評価については、当該項目内に設定された評価指標別の評価結果を集約して実施（以下の項目も同様）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：7</td> <td>A：8</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上＜平成13年度：A、14年度：A＞</p> <p>「肥料関係業務」、「飼料及び飼料添加物関係業務」及び「土壌改良資材関係業務」の3つの中項目に、32（平成13年度は30）の評価項目（注：上記1と同様）を設定して評価を実施</p> <p>なお、「HACCP指針策定のための調査」等4つ（平成13年度は6つ）の評価項目については、実績がなかったこと等のため評価の対象外</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：22、B：2</td> <td>A：28</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：7	A：8	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：22、B：2	A：28
年 度	平成13	14											
評価結果（項目数）	A：7	A：8											
年 度	平成13	14											
評価結果（項目数）	A：22、B：2	A：28											

3 予算、収支計画及び資金計画<平成13年度：A、14年度：A>
「経費節減に係る取組」等2つの評価項目（注：上記1と同様）を設定して評価を実施

年 度	平成13	14
評価結果（項目数）	A：2	A：2

4 短期借入金の限度額<平成13年度：A、14年度：－>
（注）平成13年度及び14年度とも短期借入金の借入は生じていないが、評価基準の変更に伴い、両年度の評価結果は異なるものとなっている。

5 剰余金の使途<平成13年度：－、14年度：－>

6 その他業務運営に関する事項<平成13年度：A、14年度：A>
中項目2項目のうち、「施設及び設備に関する計画」は中項目で評価を行い、「職員の人事に関する計画」は、3つの小項目で評価を行った上で、その結果を集約して中項目の評価を実施

年 度		平成13	14
評 価 結 果 （項目数）	中項目	A：2	A：2
	小項目	A：3	A：3

・ 緊急時等の理由による農林水産省からの指示・要請に基づく業務<平成13年度：A、14年度：A>
「分析関係業務」、「調査研究」等3つ（13年度は4つ）の項目に、20（13年度は8つ）の評価項目を設定して評価を実施

年 度	平成13	14
評価結果（項目数）	A：8	A：20

《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
肥料の分析成分点数の削減（汚泥肥料等の検査の充実）	目標期間（5年間）中に10%削減	10%削減	22.0%削減
肥料の収去品のうち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験の実施	年間15件以上	年間15件以上	20件
肥料取締りを行う都道府県職員等に対する研修の実施	年間20回以上	年間20回以上	26回

農
林
水
産
省
評
価
委
員
会
の
評
価
結
果
の
概
要

総 合 評 価

○ 評価結果

年 度	平成13	14
評価結果	A	A

○ 評価の理由、特記事項等

年度計画に定められている業務について、評価基準に基づき評価を行った結果はA評価である。

また、年度計画に定められていない緊急時等の理由による農林水産省からの指示・要請に基づく業務については、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置の一つとして、可能な限り定量的な業務の把握に努め、中項目レベルでの評価を行った結果、機動的な対応が図られ、かつ、質的及び量的な面においても高く評価できるものである。

他方、平成14年度から評価を行うこととされた業務運営の効率化による経費の抑制については、対前年比で1.6%という計画を上回る経費の抑制がなされており、年度計画に定められていない緊急要請業務の実施を踏まえても大変評価できるものである。

<今後の業務の適正化を図るために講ずべき措置等>

食の安全・安心に対する国民の関心の高まりから、食品となる農林水産物の生産に用いられる肥料及び飼料等の安全性確保についての重要性は一層高まっており、今後ともこれらの検査等を行うことにより、品質保全を図っている独立行政法人肥料検査所の予算、人員の確保等実施体制の強化に努められたい。

政
策
評
価
・
独
立
行
政
法
人
評
価
委
員
会
の
意
見

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

ホ
ー
ム
ペ
ー
ジ

法 人：<http://www.ffis.go.jp/>

評価結果：

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/14hyoka.html

法人名	独立行政法人農薬検査所（平成13年4月1日設立）〈特定〉 (理事長：柿本 靖信)
目的	農薬の検査を行うことにより、農薬の品質の適正化及びその安全性の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農薬の検査を行うこと。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 ○ 上記の業務のほか、農薬取締法の規定による集取及び立入検査を行う。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	農業分科会（分科会長：松本 聡）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 当該事業年度の業務の実績全体について、原則、中期計画の小項目を評価単位とし、主として次の方法により評価を行う。また、その結果を集計して中項目の評価を、中項目の評価結果を集計して大項目の評価を行う。</p> <p>○ 定量的に定められている項目の評価 A：各年度の目標・計画数値の90%以上 B：各年度の目標・計画数値の50%以上90%未満 C：各年度の目標・計画数値の50%未満</p> <p>○ 定性的に定められている項目の評価 (段階的な評価を行うことが適切な場合) A：順調に実施された B：おおむね順調に実施された C：実施できなかった (段階的な評価を行うことが不適切な場合) A：行った C：行わなかった</p> <p>2 中項目又は大項目の評価は、当該項目に属する一段下位の各項目の評価結果を点数化（A：2点、B：1点、C：0点）して集計し、次の3段階評価を行う。</p> <p>A：満点×9/10≦合計点 B：満点×5/10≦合計点<満点×9/10 C：合計点<満点×5/10</p> <p>※ 満点とは、「一段下位の項目数×2点」とし、合計点とは、「一段下位の各項目の点数の合計値」とする。</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>3 なお、上記2による中項目及び大項目の評価に当たっては、「農薬の検査」に重みをつけた評価を行う。</p> <p>また、「業務運営の効率化による経費の抑制」の中項目については、上記にかかわらず、以下により評価を行い、「短期借入金の借入に至った理由等」及び「剰余金による成果」の大項目については、当該大項目に直接3段階の評価指標を設定して評価を行う。</p> <p>A：対前年度比の抑制率が1%以上 B：対前年度比の抑制率が0.7%以上1%未満 C：対前年度比の抑制率が0.7%未満</p> <p>また、大項目の評価に当たっては、特殊要因等の個別事情も総合的に勘案して評価を行う。</p> <p>総合評価</p> <p>各項目の評価を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情及び中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業務その他の特筆すべき事項等も総合的に勘案して評価を行う。</p>																						
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>○ 評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化<平成13年度：A、14年度：A></p> <p>中項目3項目のうち、「業務運営の効率化による経費抑制」については、中項目で評価を行い（13年度は評価対象外）、「農薬の検査」及び「農薬G L P適合確認」の2項目は、4つの小項目の評価結果を集約して中項目の評価を実施。また、小項目より下の細項目等でも評価を実施（以下の項目も同様）</p> <table border="1" data-bbox="1357 1050 2042 1169"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評価結果 (項目数)</td> <td>中項目</td> <td>A：1、B：1</td> <td>A：3</td> </tr> <tr> <td>小項目</td> <td>A：2、B：1、C：1</td> <td>A：4</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上<平成13年度：A、14年度：A></p> <p>「農薬の検査」、「(農薬の検査の) 附帯業務」及び「農薬取締法の規定による集取及び立入検査」の3つの中項目について、13の小項目の評価結果を集約して中項目の評価を実施</p> <table border="1" data-bbox="1357 1390 2042 1509"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評価結果 (項目数)</td> <td>中項目</td> <td>A：2、B：1</td> <td>A：2、B：1</td> </tr> <tr> <td>小項目</td> <td>A：10、B：2、C：1</td> <td>A：11、B：2</td> </tr> </tbody> </table>	年 度		平成13	14	評価結果 (項目数)	中項目	A：1、B：1	A：3	小項目	A：2、B：1、C：1	A：4	年 度		平成13	14	評価結果 (項目数)	中項目	A：2、B：1	A：2、B：1	小項目	A：10、B：2、C：1	A：11、B：2
年 度		平成13	14																				
評価結果 (項目数)	中項目	A：1、B：1	A：3																				
	小項目	A：2、B：1、C：1	A：4																				
年 度		平成13	14																				
評価結果 (項目数)	中項目	A：2、B：1	A：2、B：1																				
	小項目	A：10、B：2、C：1	A：11、B：2																				

3 予算、収支計画及び資金計画<平成13年度：A、14年度：A>
大項目に、「経費節減に係る取組」等2つの評価項目を設定して評価を実施

年 度	平成13	14
評価結果（項目数）	A：2	A：2

4 短期借入金の限度額<平成13年度：A、14年度：－>
(注) 平成13年度及び14年度とも短期借入金の借入は生じていないが、評価基準の変更に伴い、両年度の評価結果は異なるものとなっている。

5 剰余金の使途<平成13年度：－、14年度：－>

6 その他業務運営に関する事項<平成13年度：B、14年度：A>
中項目2項目のうち、「施設及び設備に関する計画」は中項目で評価を行い、「職員の人事に関する計画」は、3つの小項目で評価を行った上で、その結果を集約して中項目の評価を実施

年 度		平成13	14
評価結果 (項目数)	中項目	A：1、B：1	A：2
	小項目	A：2、B：1	A：3

《参考》定量的指標の実績（平成14年度）(例)

指 標	中期計画	年度計画	実 績
農薬G L P適合確認業務の1件当たりの処理期間の短縮（平成7～11年度平均比）	5%	2%	20.5%
農薬取締法第3条第1項第4号から7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬以外の農薬の検査	1年5か月以内	1年5か月以内	検査終了件数のすべてが目標達成
集取又は立入検査実施後、検査結果について1か月以内に農林水産大臣に報告を行った件数	1か月以内	1か月以内	期間内に100%報告

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

総合評価

○ 評価結果

年 度	平成13	14
評価結果	A	A

○ 評価の理由、特記事項等

1 評価の理由

一部改善をすることが望ましい項目があったものの、業務は年度計画を達成しており、評価基準に沿った積み上げ評価としてはA評価である。

さらに、平成14年7月以降、無登録農薬の販売・使用が判明し、社会問題となったことから、国及び都道府県と連携し、緊急かつ厳密に販売者等に対する立入検査を実施するとともに、集取した農薬の分析を行った。

また、改正農薬取締法の立案のための技術的協力、改正に伴う緊急登録に対応した検査（684件）を行った。

その他、国からの要望に基づく「エンドリン、ディルドリンの残留実態調査」や「農薬製剤中のヒドラジン生成調査」の実施等中期目標等には定められていない一連の緊急的な課題にも的確に対応した。

2 今後の業務改善に向けての助言

- ・消費者が求める情報を勘案し、日本向け農産物の輸出国（中国等）の農薬登録状況等に関する情報を収集すること。

- ・アンケート調査は、回収率を算出できる方法とすること。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

以下の点を踏まえつつ、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・中期計画における業務運営の効率化に関する計画（申請1件ごとの平均処理時間の短縮）を達成するための手段及び業務の質の向上に関する計画（処理目標期間内における各申請の処理状況）を達成するための手段においては、一部同一の措置が掲げられており、当該措置の実施の有無を基に同一の手法で評価が行われているが、両計画の趣旨の違いを踏まえ、それぞれの計画にふさわしい視点から適切な評価が行われるようにすべきである。

ホームページ

法 人：<http://www.acis.go.jp/index.htm>

評価結果：

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/14hyoka.html

法人名	独立行政法人農業者大学校（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：門脇 邦泰）
目的	青年である農業者に対する近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1 青年である農業者に対し、近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術の教授を行うこと。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	農業分科会（分科会長：松本 聡）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 当該事業年度の業務の実績全体について、原則、中期計画の小項目を評価単位とし、主として次の方法により評価を行う。また、その結果を集計して中項目の評価を、中項目の評価結果を集計して大項目の評価を行う。</p> <p>○ 定量的に定められている項目の評価 A：各年度の目標・計画数値の90%以上 B：各年度の目標・計画数値の50%以上90%未満 C：各年度の目標・計画数値の50%未満</p> <p>○ 定性的に定められている項目の評価 A：順調に実施された B：概ね順調に実施された C：実施できなかった</p> <p>2 上位項目の評価に当たっては、下位項目の評価結果を点数化（A：2点、B：1点、C：0点）して集計し、次の3段階評価を行う。 A：満点×9/10≦合計点 B：満点×5/10≦合計点<満点×9/10 C：合計点<満点×5/10 ※ 満点とは、「下位項目の数×2点」とし、合計点とは、「当該上位項目に属する各下位項目の点数の合計値」とする。</p> <p>3 中項目の評価は、上記2の方法により、小項目の評価結果の積み上げにより行うが、「業務運営の効率化」における「学理及び技術の教授に関する業務」及び「果樹農業に関する研修業務」は、1に準じて行い、「業務運営の効率化による経費の抑制」は、以下により評価を行う。</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>A：当該指標に対する達成度合100%以上 B：同70%以上100%未満 C：同70%未満</p> <p>4 大項目の評価は、上記2の方法により、中項目の評価結果の積み上げにより行うが、「予算、収支計画及び資金計画」、「短期借入金の限度額」及び「剰余金の使途」については、当該大項目に直接評価指標を設定して評価を行う。</p> <p>総合評価</p> <p>大項目と同様に、中項目の評価結果を集計して3段階評価を行う。その際、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情等及び中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績その他特筆すべき事項を併せて記載する（平成13年度は記述式）。</p>																							
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>○ 評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化<平成13年度：A、14年度：A> 「学理及び技術の教授に関する業務」、「果樹農業に関する研修業務」及び「業務運営の効率化による経費の抑制」の3つの中項目について評価を実施（平成13年度は、「業務運営の効率化による経費の抑制」については評価対象外）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：2</td> <td>A：3</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上<平成13年度：A、14年度：B> 「青年である農業者に対する近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術の教授」及び「同業務に附帯する業務」の2つの中項目について、4つの小項目の評価結果を集約して中項目の評価を実施。また、小項目より下の評価項目でも評価を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評 価 結 果 （項目数）</td> <td>中項目</td> <td>A：2</td> <td>A：1、B：1</td> </tr> <tr> <td>小項目</td> <td>A：4</td> <td>A：3、B：1</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 予算、収支計画及び資金計画<平成13年度：A、14年度：A> 大項目に、「経費節減に係る取組」等2つの評価項目を設定して評価を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：2</td> <td>A：2</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：2	A：3	年 度		平成13	14	評 価 結 果 （項目数）	中項目	A：2	A：1、B：1	小項目	A：4	A：3、B：1	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：2	A：2
年 度	平成13	14																						
評価結果（項目数）	A：2	A：3																						
年 度		平成13	14																					
評 価 結 果 （項目数）	中項目	A：2	A：1、B：1																					
	小項目	A：4	A：3、B：1																					
年 度	平成13	14																						
評価結果（項目数）	A：2	A：2																						

農 林 水 産 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	<p>4 短期借入金の限度額<平成13年度：A、14年度：－> (注) 平成13年度及び14年度とも短期借入金の借入は生じていないが、評価基準の変更に伴い、両年度の評価結果は異なるものとなっている。</p> <p>5 剰余金の使途<平成13年度：－、14年度：－></p> <p>6 その他業務運営に関する事項<平成13年度：A、14年度：A> 中項目2項目のうち、「施設及び設備に関する計画」は中項目で評価を行い、「職員の人事に関する計画」は、3つの小項目で評価を行った上で、その結果を集約して中項目の評価を実施</p>												
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">評 価 結 果 (項目数)</td> <td>中項目</td> <td>A : 2</td> <td>A : 2</td> </tr> <tr> <td>小項目</td> <td>A : 3</td> <td>A : 3</td> </tr> </table>	年 度		平成13	14	評 価 結 果 (項目数)	中項目	A : 2	A : 2	小項目	A : 3	A : 3	
	年 度		平成13	14									
	評 価 結 果 (項目数)	中項目	A : 2	A : 2									
		小項目	A : 3	A : 3									
	<p>《参考》定量的指標の実績 (平成14年度) (例)</p> <table border="1"> <tr> <td>指 標</td> <td>中期計画</td> <td>年度計画</td> <td>実 績</td> </tr> <tr> <td>卒業生の卒業時の就農率</td> <td>おおむね90%以上</td> <td>おおむね90%以上</td> <td>92%</td> </tr> <tr> <td>経営状況に関する詳細な調査</td> <td>2事例以上</td> <td>2事例以上</td> <td>5事例</td> </tr> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	卒業生の卒業時の就農率	おおむね90%以上	おおむね90%以上	92%	経営状況に関する詳細な調査	2事例以上	2事例以上	5事例
	指 標	中期計画	年度計画	実 績									
	卒業生の卒業時の就農率	おおむね90%以上	おおむね90%以上	92%									
	経営状況に関する詳細な調査	2事例以上	2事例以上	5事例									
	<p>総 合 評 価</p> <p>○ 評価結果</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果</td> <td>総合的に見て順調</td> <td>A</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果	総合的に見て順調	A						
年 度	平成13	14											
評価結果	総合的に見て順調	A											
<p>○ 評価の理由、特記事項等</p> <p>平成14年度計画の実施については、農業者大学校評価基準に基づき評価を行った結果、総じて高い評価であったことから総合評価はA評価とする。ただし、一部の中項目にB評価があり、その改善に当たっては、中長期的視点も踏まえ、以下の事項を考慮し、検討する必要がある。</p>													
<p>1 教育内容及び研修内容については、カリキュラム検討委員会及び果樹農業研修改善検討委員会の意見を踏まえた改善及び速やかな定着化を図る必要がある。</p>													
<p>2 農業者大学校の将来方向について、農業研修教育に関する唯一の独立行政法人として、わが国における農業研修教育を牽引し、次代の農業を担う優れた人材を育成していくため、先導的教育の実践や道府県農業大学校との関わり、果樹農業研修の在り方を含め、幅広く検討し、見直す必要がある。</p>													

農 林 水 産 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	<p>3 独立行政法人として効率的、効果的に業務を推進し、目標を達成するためには、業務進捗状況、財務状況等を的確に把握しつつ、機動的かつ的確な業務運営を行う必要がある。このためには、財務部門の体制を強化するとともに、業務運営全般についても農業研修教育機関としての目的を踏まえたマネジメントの質的向上を図る必要がある。</p>
政策評価・ 独立行政 法人評価 委員会の 意見	<p>以下の点を踏まえつつ、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の業務の在り方の方向性に関する評価として、農業者大学校の将来方向について、幅広く検討し見直す必要がある旨の評価が行われており、今後、その検討に当たって、大部分の道府県農業大学校等や本法人における定員割れの状況、道府県農業大学校等との明確な役割分担、学生実員1人当たりの教育コスト、その他農業教育を取り巻く客観情勢を踏まえた幅広い観点からの検討が行われることとなることを期待する。 果樹農業に関する研修生の確保状況の評価に当たっては、長期研修入所者数に、短期研修、公開講座及び農業体験学習等の実施延べ時間数を長期研修の研修時間で除した数を加えた数を指標として評価を行っているが、それぞれの研修により、その意義、性格等が異なるものと考えられることから、それぞれの研修に適した評価指標の設定について再度検討し、評価を行うべきである。
ホ-ムペ-ジ	<p>法 人 : http://www.farmers.ac.jp/ 評価結果 : http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/14hyoka.html</p>

法人名	独立行政法人林木育種センター（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：中道 正）
目的	林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布等を行うことにより、林木について優良な種苗の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布を行うこと。2 1に掲げる業務に関する調査及び研究、講習並びに指導を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	林野分科会（分科会長：木平 勇吉）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 原則中期計画の中項目を評価単位とし、aからcの3段階で評価を行うが、大項目の「予算等」、「短期借入金の限度額」及び「剰余金の使途」並びに中項目の「施設及び設備に関する計画」については、別途評価単位を設定して評価を行う。また、中項目の「林木の育種事業」及び「調査及び研究」については、中項目より下の項目を評価単位として評価を行う。</p> <p>a：中期計画に対しておおむね順調に推移している（達成割合が90%以上） b：中期計画に対して一部遅れが見られるものの、目標期間において達成が可能な範囲にある（達成割合が50%以上90%未満） c：中期計画に対して顕著な遅れが見られる（達成割合が50%未満）</p> <p>2 大項目の評価に当たっては、各大項目における評価単位の達成割合を算出し、次のような3段階で評価を行う。達成割合については、a評価を受けた評価単位の数に1、b評価を受けた評価単位の数に0.5をそれぞれ乗じて合算した値を評価単位の数で除して算出する。</p> <p>A：中期計画に対しておおむね順調に推移している（達成割合が90%以上） B：中期計画に対して一部遅れが見られるものの、目標期間において達成が可能な範囲にある（達成割合50%以上90%未満） C：中期計画に対して顕著な遅れが見られる（達成割合が50%未満）</p> <p>総合評価</p> <p>すべての評価単位を対象として、大項目の評価と同様の方法で達成割合を算出し、その結果を基本として評価を行う。</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価						
	○ 評価結果						
	1 業務運営の効率化＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「業務の効率化」、「業務対象の重点化」及び「関係機関との連携」の3つの中項目で評価を実施						
	<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>a：3</td> <td>a：3</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	a：3	a：3
	年 度	平成13	14				
	評価結果（項目数）	a：3	a：3				
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「林木の育種事業」、「種苗の生産及び配布」等6つの中項目について、9つの評価項目を設定して評価を実施						
	<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>a：9</td> <td>a：9</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	a：9	a：9
	年 度	平成13	14				
	評価結果（項目数）	a：9	a：9				
3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：A、14年度：B＞ 大項目に、「経費節減に係る取組」等の3つの評価項目を設定して評価を実施							
<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>a：3</td> <td>a：2、b：1</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	a：3	a：2、b：1	
年 度	平成13	14					
評価結果（項目数）	a：3	a：2、b：1					
4 短期借入金の限度額＜平成13年度：A、14年度：－＞ 「短期借入金の限度額」の評価項目を設定して評価を実施							
<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>a：1</td> <td>－</td> </tr> </table> <p>（注）平成13年度及び14年度とも短期借入金の借入は生じていないが、評価基準の変更に伴い、両年度の評価結果は異なるものとなっている。</p>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	a：1	－	
年 度	平成13	14					
評価結果（項目数）	a：1	－					
5 剰余金の使途＜平成13年度：－、14年度：－＞							
6 その他業務運営に関する事項＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「施設及び設備に関する計画」及び「職員の人事に関する計画」の中項目について、2つの評価項目を設定して評価を実施（13年度は、中項目の「施設及び設備に関する計画」で評価を実施）							
<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>a：1</td> <td>a：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	a：1	a：2	
年 度	平成13	14					
評価結果（項目数）	a：1	a：2					

《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
林木の新品種の開発	目標期間（5年間）中に250品種	おおむね60品種	61品種
林木遺伝資源の探索・収集	目標期間（5年間）中に育種素材として利用価値の高いもの等7,000点	おおむね1,400点	1,495点
海外の林木遺伝資源の探索・収集	目標期間（5年間）中に100点	20点	21点

総合評価

○ 評価結果

年 度	平成13	14
評価結果	A	A

○ 評価の理由、特記事項等

（業務運営に対する主な意見等）

- ① 林野分科会が行う業績評価は、法人が国民に対する説明責任を果たす上で重要な機会であり、自己評価を適正かつ厳格に行い、評価委員会への提出資料の作成に当たっては、評価委員会が必要とする情報や自己評価に当たっての法人としての考え方や過程が的確に所載されるよう、引き続き組織をあげて真摯に取り組むことを期待する。特に、評価資料の記述に当たっては、当該課題の目的・進捗状況・成果について読み手が容易に把握でき、また、自らの評定についての理由説明が粗略とならないよう十分留意されたい。
- ② 林木育種センターは、民間も含めた外部機関との積極的な交流の促進を通じて、社会から求められていることを敏感に感じ取り、新しい領域あるいはより力を入れるべき分野の選択要件として活用するとともに、有する技術力等を最大限に活用し、使命の達成に向け、より一層の積極的な組織運営を展開されることを期待する。
- ③ 種苗の配布に当たっては、民間林業の現場で求められている品種の需要をより積極的に把握し、需要に合う原種の普及に努められたい。
- ④ 外部資金獲得の取組についての自己評価に当たっては、前年度、または計画数値との単純比較のみによることなく、センターの核となる能力の強化を通じて、ミッションのより効率的な達成の観点から効果的な獲得が行われたかどうかの視点も踏まえらるることを期待する。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

以下の点を踏まえつつ、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 財務内容の改善状況等の評価を行うに当たっては、他機関における取組を参考としつつ、種苗（原種）の生産に要する総コストが具体的に把握され、配布価格の妥当性に及ぶ評価が行われることとなることを期待する。

ホームページ

法 人： <http://ftbc.job.affrc.go.jp/>

評価結果：

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/14hyoka.html

法人名	独立行政法人さけ・ます資源管理センター（平成13年4月1日設立） ＜特定＞（理事長：大西 勝弘）
目的	さけ類及びます類のふ化及び放流等を行うことにより、さけ類及びます類の適切な資源管理に資することを目的とする。
主要業務	1 さけ類及びます類のふ化及び放流を行うこと。2 1に掲げる業務に関する調査及び研究、講習並びに指導を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	水産分科会（分科会長：小野 征一郎）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 原則中期計画の中項目を評価の最小単位（基礎項目）とし評価を行うが、「短期借入金の限度額」、「重要な財産の譲渡等」及び「剰余金の使途」については大項目を基礎項目として評価を行う。また、中項目の「さけ類及びます類の資源管理に資する業務」については、それより一つ下位の小項目を基礎項目とし、大項目の「予算等」については別途基礎項目を設定して評価を行う。</p> <p>2 基礎項目の評価は、原則、AからCの3段階で評価を行うが、上記「さけ類及びます類の資源管理に資する業務」の中の「調査研究」及び「技術開発」については、S評価を加えた4段階で評価を実施</p> <p>なお、「短期借入金の限度額」、「予算等」等の項目については、ランクの意味付けは若干異なるものの、3段階で評価を行う。</p> <p>（S：計画を大きく上回って業務が進ちよくしている（「調査研究」及び「技術開発」のみ） A：計画に対して業務が順調に進ちよくしている。 B：計画に対して業務がおおむね順調に進ちよくしている。 C：計画に対して業務が遅れている。</p> <p>3 大項目等の上位項目の評価に当たっては、当該上位項目に属する基礎項目の総数に占めるA（SはAとみなす。）の数の割合に応じた、以下のランク付けを基に3段階で評価を行う。</p> <p>A：Aの割合が80%以上（業務が順調に進ちよく） B：Aの割合が60%以上80%未満（業務がおおむね順調に進ちよく） C：Aの割合が60%未満（業務が遅延）</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>総合評価</p> <p>各大項目の評価結果及び次に掲げる事項等を総合的に勘案して、上記項目別評価1と同様に3段階で評価で行う。</p> <p>① 「調査研究」及び「技術開発」におけるS評価の有無・内容 ② 財務諸表の内容 ③ 業務運営の効率化への取組状況 等</p>																						
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>○ 評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「業務の運営管理」、「業務の効率化」等の5つの中項目で評価を実施</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：5</td> <td>A：5</td> </tr> </table> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上＜平成13年度：A、14年度：A＞ 中項目2項目のうち、「情報の公開」は、中項目単位で評価を行い、「さけ類及びます類の資源管理に資する業務」は、6つの小項目で評価を行った上で、その結果を集約して中項目の評価を実施</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">評価結果（項目数）</td> <td>中項目</td> <td>A：2</td> <td>A：2</td> </tr> <tr> <td>小項目</td> <td>A：6</td> <td>A：6</td> </tr> </table> <p>3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「経費節減に係る取組」等の3つの評価項目を設定して評価を実施</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：3</td> <td>A：3</td> </tr> </table> <p>4 短期借入金の限度額＜平成13年度：A、14年度：－＞ （注）平成13年度及び14年度とも短期借入金の借入は生じていないが、評価基準の変更に伴い、両年度の評価結果は異なるものとなっている。</p> <p>5 重要な財産の譲渡等＜平成13年度：－、14年度：－＞</p> <p>6 剰余金の使途＜平成13年度：－、14年度：－＞</p>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：5	A：5	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	中項目	A：2	A：2	小項目	A：6	A：6	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：3	A：3
年 度	平成13	14																					
評価結果（項目数）	A：5	A：5																					
年 度	平成13	14																					
評価結果（項目数）	中項目	A：2	A：2																				
	小項目	A：6	A：6																				
年 度	平成13	14																					
評価結果（項目数）	A：3	A：3																					

7 その他業務運営に関する事項<平成13年度：A、14年度：A>
「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施

年 度	平成13	14
評価結果（項目数）	A：2	A：2

《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
資源増大のためのふ化放流の民間への移行	目標期間（5年間）中にサケ98,300千尾等	サケ4,000千尾等	同左
民間増殖団体等への技術指導回数	毎年度900回±ε（業務に応じて増減）	912回	983回

総合評価

○ 評価結果

年 度	平成13	14
評価結果	A	A

○ 評価の理由、特記事項等

1 評価の理由

「大項目の評価結果」がすべて「A」と評価されており、計画に対して業務が順調に進ちよくしていると認められること、また、「その他の検討事項」において、特に問題とすべき事由がないことから、総合評価を「A」とすることが妥当である。

2 項目別の所見（抜粋）

① 業務運営の効率化に関する事項

- アンケート調査や「さけ・ます通信」の創刊など、全般に業務の運営管理がスムーズに進行している。また、業務の見直しや職員の資質向上を図っている姿勢が評価される。今後も組織の活性化に努めていただきたい。
- 民間移管が計画どおり進んでおり、組織のスリム化が図られている。今後とも、民間の要望の把握や民間研修員の受入れなど、相手側に立った技術指導・技術移転を望みたい。また、民間移管によって、業務の質の低下を招かぬよう配慮する必要がある。

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

- ② 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- さけ・ます類の資源管理に資する業務については、ふ化放流に関しては順調に行われていること、調査研究については広範囲な課題に対して様々な角度から積極的に取り組まれていること、技術指導については、精力的かつきめ細かく実施されていること等高く評価できる。
 - なお、今後取り組む必要がある事項として指摘した、魚病の原因究明や治療技術の確立、放流時における稚魚の状態から回帰親魚数をシュミレーションする技術の確立、放流稚魚の健苗性を判定するための技術開発、重金属類等の蓄積状況のモニタリング及び道県のさけ・ます増殖事業関係機関との連携強化等について、検討を進める必要がある。また、さけ・ます類に関する新知見等についても積極的に公表するようにはいただきたい。
- ③ 予算、収支計画及び資金計画
- 経費の節減については、きめ細かい取り組みの跡が見える。また、消費税還付金は適切に管理されているなど、十分な成果が上がっている。引き続き、経費節減に努力していただきたい。
- ④ その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- 耳石温度標識調査施設の整備により、中期計画の達成に向けて耳石温度標識放流数が着実に増えており、順調に進捗している。また、安全面への配慮も感じられる。
 - 民間や公務員の給与等の社会一般の情勢を考慮して給与改定が行われており、また、人件費総額は見込額の範囲内に抑えられている。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

以下の点を踏まえつつ、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- 資源増大を目的とするさけ・ますのふ化放流事業の民間への移行や、事業所の廃止又は移管に伴う業務量・業務内容の変動を踏まえた組織体制の整備、効率化の状況についても適切に評価を行うべきである。
- 財務内容の改善状況等の評価を行うに当たっては、他機関における取組を参考としつつ、さけ・ます類のふ化放流に要する総コストが具体的に把握され、コストの低減化に及ぶ評価が行われるとともに、民間増殖団体や道県の類似の施設とのコスト比較等の検討が行われることを期待する。

ホームページ

法 人：<http://www.salmon.affrc.go.jp/>

評価結果：

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/14hyoka.html

法人名	独立行政法人水産大学校（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：三本菅 善昭）
目的	水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1 水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うこと。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	水産分科会（分科会長：小野 征一郎）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 原則中期計画の中項目を評価の最小単位（基礎項目）とし評価を行うが、「短期借入金の限度額」、「重要な財産の譲渡等」及び「剰余金の使途」については大項目で評価を行う。また、大項目の「予算等」については別途基礎項目を設定して評価を行う。</p> <p>2 基礎項目の評価は、原則、AからCの3段階で評価を行うが、「水産に関する学理及び技術の研究」に係る項目については、S評価を加えた4段階で評価を行う。なお、「短期借入金の限度額」、「予算等」等の項目については、ランクの意味付けは若干異なるものの、3段階で評価を行う。</p> <p>（S：計画を大きく上回って業務が進ちよくしている（「水産に関する学理及び技術の研究」のみ））</p> <p>A：計画に対して業務が順調に進ちよくしている</p> <p>B：計画に対して業務がおおむね順調に進ちよくしている</p> <p>C：計画に対して業務が遅れている</p> <p>3 大項目の評価に当たっては、中項目（基礎項目）について、ウェイト付けを行った後の総数に占めるA（SはAとみなす。）の割合に応じた、以下のランク付けを基に3段階で評価を行う。</p> <p>A：Aの割合が80%以上（業務が順調に進ちよく）</p> <p>B：Aの割合が60%以上80%未満（業務がおおむね順調に進ちよく）</p> <p>C：Aの割合が60%未満（業務が遅延）</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>総合評価</p> <p>各大項目の評価結果及び次に掲げる事項等を総合的に勘案して、3段階で評価を行う。</p> <p>① 「水産に関する学理及び技術の研究」におけるS評価の有無・内容</p> <p>② 財務諸表の内容</p> <p>③ 業務運営の効率化への取組状況</p> <p>④ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績</p> <p>⑤ 大学評価・学位授与機構が行う「大学の学部及び大学院の修士課程相当の教育を行う機関としての審査」結果</p>																		
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>○ 評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化＜平成13年度：A、14年度：A＞</p> <p>「教育研究業務の効率化」及び「事務の効率的処理」の2つの中項目で評価を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：2</td> <td>A：2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上＜平成13年度：A、14年度：A＞</p> <p>「水産に関する学理及び技術の教育」、「水産に関する学理及び技術の研究」等4つの中項目で評価を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：3、B：1</td> <td>A：4</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：A、14年度：A＞</p> <p>「経費節減に係る取組」等3つの評価項目を設定して評価を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：3</td> <td>A：3</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 短期借入金の限度額＜平成13年度：A、14年度：－＞</p> <p>（注）平成13年度及び14年度とも短期借入金の借入は生じていないが、評価基準の変更に伴い、両年度の評価結果は異なるものとなっている。</p> <p>5 重要な財産の譲渡等＜平成13年度：－、14年度：－＞</p> <p>6 剰余金の使途＜平成13年度：－、14年度：－＞</p> <p>7 その他業務運営に関する事項＜平成13年度：A、14年度：A＞</p> <p>「施設・船舶・設備等の整備」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施</p>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：2	A：2	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：3、B：1	A：4	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：3	A：3
年 度	平成13	14																	
評価結果（項目数）	A：2	A：2																	
年 度	平成13	14																	
評価結果（項目数）	A：3、B：1	A：4																	
年 度	平成13	14																	
評価結果（項目数）	A：3	A：3																	

農 林 水 産 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <td>平成 13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <th>評価結果 (項目数)</th> <td>A : 2</td> <td>A : 2</td> </tr> </table>	年 度	平成 13	14	評価結果 (項目数)	A : 2	A : 2							
	年 度	平成 13	14											
	評価結果 (項目数)	A : 2	A : 2											
	《参考》定量的指標の実績 (平成 14 年度) (例)													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水産大学校研究報告の発行</td> <td>毎年 4 回</td> <td>4 回各 700 部</td> <td>4 回各 705 部</td> </tr> <tr> <td>水産大学校研究報告、国内外の学会等による論文等の公表</td> <td>毎年 70 件以上</td> <td>70 件以上</td> <td>110 件</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	水産大学校研究報告の発行	毎年 4 回	4 回各 700 部	4 回各 705 部	水産大学校研究報告、国内外の学会等による論文等の公表	毎年 70 件以上	70 件以上	110 件	
	指 標	中期計画	年度計画	実 績										
	水産大学校研究報告の発行	毎年 4 回	4 回各 700 部	4 回各 705 部										
	水産大学校研究報告、国内外の学会等による論文等の公表	毎年 70 件以上	70 件以上	110 件										
	<p>総 合 評 価</p>													
	○ 評価結果	<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <td>平成 13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <th>評価結果</th> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	年 度	平成 13	14	評価結果	A	A						
年 度	平成 13	14												
評価結果	A	A												
○ 評価の理由、特記事項等														
1 評価の理由	<p>「大項目の評価結果」がすべて「A」と評価されており、計画に対して業務が順調に進捗していると認められること、また、「その他の検討事項」において、特に問題とすべき事由がないことから、総合評価を「A」とすることが妥当である。</p>													
2 項目別の所見														
① 業務運営の効率化	<ul style="list-style-type: none"> 教育研究に対する点検・評価、職員の業績評価、資質の向上、支援業務のいずれもが前進をとげ、相当の成果をあげている。また、事務処理の簡素化・迅速化に向けた動きも十分に評価できる。 全般的に意欲的な取り組みがみられ、業務の効率化・職員の資質向上をはじめとする組織の活性化につながっている。今後は教育研究に関する「自己点検」の本格的導入により、さらなる研究業務の効率化を望みたい。 													

農 林 水 産 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	<p>映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点的な基礎的研究がどのように教育内容の改善・向上に活用されているのか、行政ニーズ研究等の成果がどのように教育や水産業の振興に反映しているのか、今後の検証が期待される。 研修、公開講座等の開催、業務の成果の普及及びその他の活動の推進については、どの項目も年度計画に沿って適切に実施されている。 教育研究成果の普及に関しては、年度計画を大幅に上回った成果を上げており、個人的及び組織的な努力を評価できる。 授業料免除制度、学生生活支援、就職支援、課外活動支援については、どの項目も年度計画に沿って適切に実施されている。 <p>③ 予算、収支計画及び資金計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 経費節減への意欲が感じられ、今後もメリハリのある節減への取り組みを期待する。 自己収入増については、学生確保のための取り組みの成果であり、評価できる。 研究経費に係る予算配分に関しては、課題内容等に応じた資源配分とすることについて検討すべきではないか。 <p>④ その他業務運営に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生生活改善のための学生寮増改築工事を計画どおり実施している。 人員計画の適正化に一丸となった努力が見られ、組織の活性化が図られている。 教育職員の公募原則は評価できる。今後も公平・妥当性のある選考を期待する。 海事職員の技能・教育面にも配慮した人事を行ってほしい。
	<p>政策評価・独立行政法人評価委員会の意見</p> <p>以下の点を踏まえつつ、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生に対する就職支援の評価に当たっては、水産業を担う人材の育成を図るという法人の目的を踏まえると、水産業及び関連分野への就職状況等についても計画と実績を対比した形で分析・評価が行われることが適切であり、このような取扱いについて、農林水産省独立行政法人評価委員会から法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。 専攻科における学生数が毎年定員を大幅に下回っている状況を踏まえ、法人の学生確保に向けた取組及びその効果について適切に分析・評価を行うとともに、中期目標期間終了時の検討をも視野に入れ、定員の見直しを含めた今後の業務の在り方が明確になるような評価が行われるべきである。
	<p>ホームページ</p> <p>法 人 : http://www.fish-u.ac.jp/ 評価結果 : http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/14hyoka.html</p>

法人名	独立行政法人農業技術研究機構（平成13年4月1日設立）〈特定〉 (理事長：三輪 睿太郎) ※15年10月1日に農業・生物系特定産業技術研究機構に改組
目的	農業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、農業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 農業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと（農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。）。3 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	農業技術分科会（分科会長：小林 正彦）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 原則中期計画の中項目を評価単位とし、AからCの3段階で評価を行うが、「予算等」、「短期借入金の限度額」、「重要な財産の譲渡等」及び「剰余金の使途」については大項目で評価を行う。また、中項目の「試験及び研究並びに調査」については、それより一つ下位の小項目又はさらに下位の項目を評価単位とし、3段階評価にS評価を加えた4段階で評価を行う。 (S：計画を大幅に上回る業績が上がっている（「試験及び研究並びに調査」のみ） A：計画に対して業務が順調に進ちよくしている B：計画に対して業務の進ちよくがやや遅れている C：計画に対して業務の進ちよくが遅れている</p> <p>2 中項目等の上位項目の評価に当たっては、評価単位の評価結果を点数化（S：4点、A：3点、B：2点、C：1点）し、評価単位等で設定したウェイトに基づき点数を集約して、次のようなランク分けを行い、その結果と業務実績の内容を勘案して、上記の3段階又は4段階評価を行う。 S：3.5以上、A：2.5以上3.5未満、B：1.5以上2.5未満、C：1.5未満</p> <p>総合評価</p> <p>大項目の評価結果を項目別評価2と同様な方法によりランク分けを行い、その結果と特筆すべき業績等を総合的に勘案して、項目別評価1と同様に3段階評価を行う。</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価																			
	○ 評価結果																			
	1 業務運営の効率化<平成13年度：A、14年度：A> 「評価・点検の実施」、「研究資源の効率的利用」等の6つの中項目で評価を実施																			
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：5、B：1</td> <td>A：6</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：5、B：1	A：6													
	年 度	平成13	14																	
	評価結果（項目数）	A：5、B：1	A：6																	
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上<平成13年度：A、14年度：A> 中項目3項目のうち、「専門研究分野を活かした社会貢献」及び「成果の公表、普及の推進」の2項目は、中項目で評価を行い、「試験研究並びに調査」は、15の小項目の評価結果を集約して中項目の評価を実施 なお、小項目より下の細項目等でも評価を実施																			
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">評 価 結 果 (項目数)</td> <td>中項目</td> <td>A：3</td> </tr> <tr> <td>小項目</td> <td>A：15</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評 価 結 果 (項目数)	中項目	A：3	小項目	A：15											
	年 度	平成13	14																	
	評 価 結 果 (項目数)	中項目	A：3																	
小項目		A：15																		
3 予算、収支計画及び資金計画<平成13年度：B、14年度：A>																				
4 短期借入金の限度額<平成13年度：A、14年度：A>																				
5 重要な財産の譲渡等<平成13年度：－、14年度：A>																				
6 剰余金の使途<平成13年度：－、14年度：－>																				
7 その他業務運営に関する事項<平成13年度：A、14年度：A> 「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施																				
<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：2</td> <td>A：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：2	A：2														
年 度	平成13	14																		
評価結果（項目数）	A：2	A：2																		
《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）																				
<table border="1"> <tr> <td>指 標</td> <td>中期計画</td> <td>年度計画</td> <td>実 績</td> </tr> <tr> <td>普及に移しうる成果</td> <td>目標期間（5年間）内270件以上</td> <td>50件以上</td> <td>64件</td> </tr> <tr> <td>学術誌、機関誌等への論文の公表</td> <td>目標期間（5年間）内5,600報以上</td> <td>1,100報以上</td> <td>1,108報</td> </tr> <tr> <td>国内特許等の出願</td> <td>目標期間（5年間）内280件以上</td> <td>60件以上</td> <td>83件</td> </tr> <tr> <td>新品種及び中間母本の登録申請</td> <td>目標期間（5年間）内130件以上</td> <td>30件以上</td> <td>品種登録出願26件</td> </tr> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	普及に移しうる成果	目標期間（5年間）内270件以上	50件以上	64件	学術誌、機関誌等への論文の公表	目標期間（5年間）内5,600報以上	1,100報以上	1,108報	国内特許等の出願	目標期間（5年間）内280件以上	60件以上	83件	新品種及び中間母本の登録申請	目標期間（5年間）内130件以上	30件以上	品種登録出願26件
指 標	中期計画	年度計画	実 績																	
普及に移しうる成果	目標期間（5年間）内270件以上	50件以上	64件																	
学術誌、機関誌等への論文の公表	目標期間（5年間）内5,600報以上	1,100報以上	1,108報																	
国内特許等の出願	目標期間（5年間）内280件以上	60件以上	83件																	
新品種及び中間母本の登録申請	目標期間（5年間）内130件以上	30件以上	品種登録出願26件																	

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	総合評価		
	○ 評価結果		
	年 度	平成 13	14
	評価結果	A	A
	○ 評価の理由、特記事項等		
	1 評価の理由 実績のあった大項目すべてについて、中期計画の達成に向けて業務は順調に進捗していると判断し、Aと評価した。		
	2 総合所見 独立行政法人農業技術研究機構は、我が国の農業技術開発の中核機関として、①土地利用型農業、園芸及び畜産分野を中心とした専門研究、②各地域での総合的な研究による農業現場での実用化に向けた技術開発、③安全性の確保に配慮しつつ先端研究の成果を活用した革新的な技術開発を推進することが求められている。独立行政法人への移行2年目にあたり、独法制度の利点を活かし、業務全般の効率化を一層進めることが期待される。このような観点から、平成14年度の業務の実績について調査・分析し、評価した結果は以下のとおりである。		
	① 主要な業務である研究開発については、「食と農のビジネスチャンスを開く新食材と花の技術開発」など5つの研究開発ターゲットを掲げ、予算及び研究者の6割強を投入する等、当該年度における研究の重点化方向を明確にした上で、これに沿って研究が推進されている。研究成果については総じて実績があがっており、業務は順調にすすんでいると判断する。環境保全型農業に関する技術開発については、「熱土壌消毒法」の確立等13年度に比較して改善が認められる。また、BSE対策等食の安全性や食品の機能性等国民の関心事に対しても誠実に対応してきた姿勢を評価する。今後は、ターゲットの選定にあたって、幅広い視点にたつて選択するとともに、選定の理由を明示することで国民的理解がさらに得られるよう工夫する必要がある。また、研究課題に応じた都道府県、大学との協力を一層推進し、研究の加速化を図るべきである。さらに、地域の個性を活かす農業技術体系の確立研究においては、今後とも十分な対応が望まれる。		
	② 管理・運営については、理事長のリーダーシップに基づき、政策的に緊急度が高い「大豆300Aセンター」や「プリオン病研究センター」の設置等機動的な組織対応を実施し、独法の機能を活かした運営が行われている点は評価される。今後は、監事の視点を明確にして、その存在を活かすことが期待される。成果の公表、広報、外部に対する技術相談等社会貢献の観点からも十分な取り組みが行われた。特に「ブランド		

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>ニッポンを試食する会」などは、消費者と実需者を意識してわかりやすく研究成果の公表・広報をすすめた点で評価される。競争的資金についてみれば、応募、獲得状況とも前年度を上回る結果となっているが、さらに一層の努力が望まれる。今後は、業績評価の処遇や資源配分等への反映についてさらに検討する必要がある。</p> <p>業務運営については、経費節減のほか、効率的運営の努力が認められるが、さらに、自己収入の増加に努めるとともに、効率化に向けた法人の姿勢や、効率化で得られた資源の活用とその効果が研究開発業務の質の向上に寄与するよう努め、業務が効率的に運営されている実態がよりわかりやすく表現されるよう、運営費交付金、受託費等の研究財源及び研究項目ごとに、予算・決算（人材等研究資源の投入の計画と実績を含む。）などを表す内部計数の管理並びにその状況について一層の整備が期待される。</p>
政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<p>農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。</p> <p>なお、本法人についてのこれまでの評価結果を、生物系特定産業技術研究推進機構との統合後においても有効に活用することができるよう、統合前の各業務の質の向上、業務運営の効率化等の状況について、引き続き把握・分析することが可能となるようにすべきである。</p>
ホームページ	<p>法人：http://www.naro.affrc.go.jp/</p> <p>評価結果： http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/14hyoka.html http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisiseki_hyouka/h14/top.htm</p>

法人名	独立行政法人農業生物資源研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：岩淵 雅樹）
目的	生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。2 昆虫その他の無脊椎動物（みつばちを除く。）の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと（3に掲げるものを除く。）。3 蚕糸に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	農業技術分科会（分科会長：小林 正彦）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 原則中期計画の中項目を評価単位とし、AからCの3段階で評価を行うが、「予算等」、「短期借入金の限度額」、「重要な財産の譲渡等」及び「剰余金の使途」については大項目で評価を行う。また、中項目の「試験及び研究並びに調査」については、それより一つ下位の小項目を評価単位とし、3段階評価にS評価を加えた4段階で評価を行う。 （S：計画を大幅に上回る業績が上がっている（「試験及び研究並びに調査」のみ） A：計画に対して業務が順調に進ちよくしている B：計画に対して業務の進ちよくがやや遅れている C：計画に対して業務の進ちよくが遅れている</p> <p>2 中項目等の上位項目の評価に当たっては、評価単位の評価結果を点数化（S：4点、A：3点、B：2点、C：1点）し、評価単位等で設定したウェイトに基づき点数を集約して、次のようなランク分けを行い、その結果と業務実績の内容を勘案して、上記の3段階又は4段階評価を行う。 S：3.5以上、A：2.5以上3.5未満、B：1.5以上2.5未満、C：1.5未満</p> <p>総合評価</p> <p>大項目の評価結果を項目別評価2と同様な方法によりランク分けを行い、その結果と特筆すべき業績等を総合的に勘案して、項目別評価1と同様に3段階評価を行う。</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価										
	○ 評価結果										
	1 業務運営の効率化＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「評価・点検の実施」、「研究資源の効率的利用」等の6つの中項目で評価を実施										
	<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：5、B：1</td> <td>A：5、B：1</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：5、B：1	A：5、B：1				
	年 度	平成13	14								
	評価結果（項目数）	A：5、B：1	A：5、B：1								
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上＜平成13年度：A、14年度：A＞ 中項目3項目のうち、「専門研究分野を活かした社会貢献」及び「成果の公表、普及の促進」の2項目は、中項目で評価を行い、「試験及び研究並びに調査」は、5つの小項目で評価を行った上で、その結果を集約して中項目の評価を実施										
	<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">評価結果 （項目数）</td> <td>中項目</td> <td>A：3</td> <td>A：3</td> </tr> <tr> <td>小項目</td> <td>A：4、B：1</td> <td>A：5</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果 （項目数）	中項目	A：3	A：3	小項目	A：4、B：1	A：5
	年 度	平成13	14								
	評価結果 （項目数）	中項目	A：3	A：3							
小項目		A：4、B：1	A：5								
3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：A、14年度：B＞											
4 短期借入金の限度額＜平成13年度：－、14年度：－＞											
5 重要な財産の譲渡等＜平成13年度：－、14年度：－＞											
6 剰余金の使途＜平成13年度：－、14年度：－＞											
7 その他業務運営に関する事項＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施											
<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：2</td> <td>A：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：2	A：2					
年 度	平成13	14									
評価結果（項目数）	A：2	A：2									

《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
普及に移しうる成果	目標期間（5年間）内 10 件以上	—	6 件
学術誌、機関誌等への論文の公表	目標期間（5年間）内 1,740 報以上	—	367 報
国内特許等の出願	目標期間（5年間）内 200 件以上	—	63 件
新品種及び中間母本の登録申請	目標期間（5年間）内 5 件以上	—	品種登録出願 10 件

総合評価

○ 評価結果

年 度	平成 13	14
評価結果	A	A

○ 評価の理由、特記事項等

1 評価の理由

「予算、収支計画及び資金計画」の項目については取組がやや不十分であったが、実績のあった他の大項目は、すべて中期計画の達成に向けて順調に進ちよくしているため、全体として業務は順調に進ちよくしていると判断した。

2 総合所見

独立行政法人農業生物資源研究所は、農業に関する動物及び植物の生命科学基礎研究を戦略的・集中的に実施することにより、世界をリードする生命科学の研究を目指すとともに、生物関連産業のための革新的な技術開発を業務運営全般についての効率化を進めながら行うことが求められている。このような観点から、平成14年度の業務の実績について調査・分析し、評価した結果は以下のとおりである。

① 一般的に機関としての業務は順調に進捗している。特に、主要穀類では世界最初となるイネゲノムの塩基配列の解読については、国際コンソーシアムのリーダーとしてプロジェクトの推進を図り、全解読量の55%を担当し、基礎研究分野において、我が国が世界に貢献した実例として国際的にも評価される。ゲノム生物学等を利用した生命科学的研究などにおいて高く評価される課題が相当な数に上ると考えられるが、昨年

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

度の指摘にもあるようにポストゲノム研究の更なる推進強化のために、個々の研究の焦点を絞ることや、成果の出口を見据えて、目標達成のロードマップを検討し、課題の整理や統合に取り組むことが早急に求められる。

② 業務運営全体の効率化に努力しており、研究所の最も重要な業務である研究の実績は確実に向上している。更なる発展を期待するが、そのためには研究リーダーのリーダーシップの強化や研究の重点化並びに研究面での待遇の充実等に引き続き取り組む必要がある。

管理事務業務の効率化、管理経費節減については、引き続きより一層の取り組みを図り、その効果が研究開発業務の質の向上に寄与するよう努めるとともに、業務が効率的に運営されている実態がより分かり易く表現されるよう、運営費交付金、受託費の研究財源及び研究項目ごとに、予算・決算（人材等研究資源の投入の計画と実績を含む。）などを表す内部計数の管理並びにその状況について一層明確に把握することが期待される。

③ 業務実績報告書の研究全体の取組みや各研究グループの活動に関する記述が専門的、学術的に過ぎ、国民にわかりにくい。食料・環境及び関連産業の発展に係わる基盤の確立、国民生活の向上に係わる具体的な目標とその達成のための戦略・戦略をわかりやすく具体的に報告書にも示すことが今後の課題である。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

ホームページ

法 人：<http://www.nias.affrc.go.jp/>

評価結果：

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/14hyoka.html

http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h14/top.htm

法人名	独立行政法人農業環境技術研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：陽 捷行）
目的	農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	農業技術分科会（分科会長：小林 正彦）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 原則中期計画の中項目を評価単位とし、AからCの3段階で評価を行うが、「予算等」、「短期借入金の限度額」、「重要な財産の譲渡等」及び「剰余金の使途」については大項目で評価を行う。また、中項目の「試験及び研究並びに調査」については、それより一つ下位の小項目を評価単位とし、3段階評価にS評価を加えた4段階で評価を行う。 （S：計画を大幅に上回る業績が上がっている（「試験及び研究並びに調査」のみ） A：計画に対して業務が順調に進ちよくしている B：計画に対して業務の進ちよくがやや遅れている C：計画に対して業務の進ちよくが遅れている</p> <p>2 中項目等の上位項目の評価に当たっては、評価単位の評価結果を点数化（S：4点、A：3点、B：2点、C：1点）し、評価単位等で設定したウェイトに基づき点数を集約して、次のようなランク分けを行い、その結果と業務実績の内容を勘案して、上記の3段階又は4段階評価を行う。 S：3.5以上、A：2.5以上3.5未満、B：1.5以上2.5未満、C：1.5未満</p> <p>総合評価</p> <p>大項目の評価結果を項目別評価2と同様な方法によりランク分けを行い、その結果と特筆すべき業績等を総合的に勘案して、項目別評価1と同様に3段階評価を行う。</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価								
	○ 評価結果								
	1 業務運営の効率化＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「評価・点検の実施」、「研究資源の効率的利用」等の6つの中項目で評価を実施								
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：5、B：1</td> <td>A：6</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：5、B：1	A：6		
	年 度	平成13	14						
	評価結果（項目数）	A：5、B：1	A：6						
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上＜平成13年度：A、14年度：A＞ 中項目3項目のうち、「専門研究分野を活かした社会貢献」及び「成果の公表、普及の促進」の2項目は、中項目で評価を行い「試験及び研究並びに調査」は、3つの小項目で評価を行った上で、その結果を集約して中項目の評価を実施								
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">評価結果（項目数）</td> <td>中項目</td> <td>A：3</td> </tr> <tr> <td>小項目</td> <td>A：3</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	中項目	A：3	小項目	A：3
	年 度	平成13	14						
	評価結果（項目数）	中項目	A：3						
小項目		A：3							
3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：A、14年度：A＞									
4 短期借入金の限度額＜平成13年度：－、14年度：－＞									
5 重要な財産の譲渡等＜平成13年度：－、14年度：－＞									
6 剰余金の使途＜平成13年度：－、14年度：－＞									
7 その他業務運営に関する事項＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施									
<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：2</td> <td>A：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：2	A：2			
年 度	平成13	14							
評価結果（項目数）	A：2	A：2							

《参考》定量的指標の実績（平成 14 年度）（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
普及に移しうる成果	目標期間（5年間）内 10 件以上	—	6 件
学術誌、機関誌等への論文の公表	目標期間（5年間）内 810 報以上	150 報以上	150 報
国内特許等の出願	目標期間（5年間）内 10 件以上	—	5 件

総合評価

○ 評価結果

年 度	平成 13	14
評価結果	A	A

○ 評価の理由、特記事項等

1 評価の理由

実績のあった大項目のすべてについて、中期計画の達成に向けて順調に進ちよくしており、全体として業務は順調に進ちよくしていると判断した。

2 総合所見

独立行政法人農業環境技術研究所は、農業と環境に関する問題解決のため、地球環境、化学環境、生物環境の観点から基礎的研究を業務運営についての効率化を進めながら行うことが求められている。このような観点から、平成 14 年度の業務の実績について調査・分析し、評価した結果は以下のとおりである。

- ① 主要な業務である研究開発については中期計画の達成に向けて順調に進ちしている。農作物のカドミウム汚染リスクに関する研究、環境関係の他機関とのネットワーク構築とその運営戦略、環境研究の国際的な貢献は高く評価される。食料と環境の安全性の評価と確保をキーワードに、今後も研究成果をあげることを期待する。なお、農業環境研究における基礎的・基盤的研究については、より一層解決すべき課題を明確にし研究を推進する必要がある。
- ② 研究成果については、行政及び国民のニーズにどう役立ったかという視点から、評価、提供するとともにその貢献度を対外的により強くアピールしてゆく必要がある。

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

③ 管理・運営については、中期計画の達成に向けて全体として順調に進ちしている。
管理事務業務の効率化、管理経費節減については、引き続きより一層の取り組みを図り、その効果が研究開発業務の質の向上に寄与するよう努めるとともに、業務が効率的に運営されている実態がより分かり易く表現されるよう、運営費交付金、受託費の研究財源及び研究項目ごとに、予算・決算（人材等研究資源の投入の計画と実績を含む。）などを表す内部計数の管理並びにその状況について一層明確に把握することが期待される。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

ホームページ

法人：<http://www.niaes.affrc.go.jp/>

評価結果：

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/14hyoka.html

http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h14/top.htm

法人名	独立行政法人農業工学研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：佐藤 寛）
目的	農業土木その他の農業工学に係る技術に関する試験及び研究等を行うことにより、農業工学に係る技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 農業土木その他の農業工学に係る技術（農機具に関するものを除く。）に関する試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	農業技術分科会（分科会長：小林 正彦）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 原則中期計画の中項目を評価単位とし、AからCの3段階で評価を行うが、「予算等」、「短期借入金の限度額」、「重要な財産の譲渡等」及び「剰余金の使途」については大項目で評価を行う。また、中項目の「試験及び研究並びに調査」については、それより一つ下位の小項目を評価単位とし、3段階評価にS評価を加えた4段階で評価を行う。 （S：計画を大幅に上回る業績が上がっている（「試験及び研究並びに調査」のみ） A：計画に対して業務が順調に進ちよくしている B：計画に対して業務の進ちよくがやや遅れている C：計画に対して業務の進ちよくが遅れている</p> <p>2 中項目等の上位項目の評価に当たっては、評価単位の評価結果を点数化（S：4点、A：3点、B：2点、C：1点）し、評価単位等で設定したウェイトに基づき点数を集約して、次のようなランク分けを行い、その結果と業務実績の内容を勘案して、上記の3段階又は4段階評価を行う。 S：3.5以上、A：2.5以上3.5未満、B：1.5以上2.5未満、C：1.5未満</p> <p>総合評価</p> <p>大項目の評価結果を項目別評価2と同様な方法によりランク分けを行い、その結果と特筆すべき業績等を総合的に勘案して、項目別評価1と同様に3段階評価を行う。</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価								
	○ 評価結果								
	1 業務運営の効率化＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「評価・点検の実施」、「研究資源の効率的利用」等6つの中項目で評価を実施								
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：6</td> <td>A：6</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：6	A：6		
	年 度	平成13	14						
	評価結果（項目数）	A：6	A：6						
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上＜13年度：A、14年度：A＞ 中項目3項目のうち、「専門研究分野を活かした社会貢献」及び「成果の公表、普及の推進」の2項目は、中項目で評価を行い、「試験及び研究並びに調査」は、3つの小項目の評価結果を集約して中項目の評価を実施 なお、小項目より下の細項目等でも評価を実施								
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">評価結果 （項目数）</td> <td>中項目</td> <td>A：3</td> </tr> <tr> <td>小項目</td> <td>A：3</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果 （項目数）	中項目	A：3	小項目	A：3
	年 度	平成13	14						
	評価結果 （項目数）	中項目	A：3						
小項目		A：3							
3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：B、14年度：A＞									
4 短期借入金の限度額＜平成13年度：－、14年度：－＞									
5 重要な財産の譲渡等＜平成13年度：－、14年度：－＞									
6 剰余金の使途＜平成13年度：－、14年度：A＞									
7 その他業務運営に関する事項＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施									
<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：2</td> <td>A：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：2	A：2			
年 度	平成13	14							
評価結果（項目数）	A：2	A：2							

《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
普及に移しうる成果	目標期間（5年間）内 50件以上	10件程度	19件
学術誌、機関誌等への論文の公表	目標期間（5年間）内 470報以上	94報以上	98報
国内特許等の出願	目標期間（5年間）内 35件以上	7件程度	16件

総合評価

○ 評価結果

年 度	平成13	14
評価結果	A	A

○ 評価の理由、特記事項等

1 評価の理由

実績のあった大項目すべてについて、中期計画の達成に向けて業務は順調に進ちよくしていると判断し、Aと評価した。

2 総合所見

独立行政法人農業工学研究所は、農業工学、社会科学、環境科学的アプローチにより、農業の多面的機能の発揮と農村の総合的な振興のための技術開発を、業務運営全般についての効率化を進めながら行うことが求められている。このような観点から、平成14年度の業務の実績について調査・分析し、評価した結果は以下のとおりである。

① 主要な業務である研究開発については、中期計画の達成に向けて順調に業務が進ちよくしている。第3回世界水フォーラムの主催者の一機関として、農業、食料と水に関する4つの分科会を担当し、国際的水問題の理解の深化に大きく貢献した。また、農村社会工学研究に新しい研究領域を広げつつあり、農村地域の災害危険度予測についてため池を中心としたシステムを構築するなど、国民及び行政のニーズに応える実践的な研究の成果が得られている。しかし、論文の質及び量については更なる取組みの強化が必要である。なお、研究業務の効率化と質的向上のために、さらに戦略的な取組みが重要である。

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

② 管理運営については、種々の面で改良が積み重ねられており、また、効率化に努力している姿勢は評価できる。
管理事務業務の効率化、管理経費節減については、引き続き一層の取組みを図り、その効果が研究開発業務の質の向上に寄与するよう努めるとともに、業務が効率的に運営されている実態が分かり易く表現されるよう、運営費交付金、受託費等の研究財源及び研究項目ごと予算・決算（人材等研究資源の投入の計画と実績を含む。）などを表す内部計数の管理並びにその状況について明確に把握することが期待される。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

ホームページ

法 人： <http://ss.nkk.affrc.go.jp/>

評価結果：

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/14hyoka.html
http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h14/top.htm

法人名	独立行政法人食品総合研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：鈴木 建夫）
目的	食料に係る資源の利用並びに食品の加工及び流通に関する試験及び研究等を行うことにより、食品の利用、加工及び流通に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 食料に係る資源の利用並びに食品の加工及び流通に関する試験及び研究並びに調査を行うこと。2 食品に関する分析及び鑑定を行うこと。3 食品の利用、加工及び流通に関する講習を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	農業技術分科会（分科会長：小林 正彦）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 原則中期計画の中項目を評価単位とし、AからCの3段階で評価を行うが、「予算等」、「短期借入金の限度額」、「重要な財産の譲渡等」及び「剰余金の使途」については大項目で評価を行う。また、中項目の「試験及び研究並びに調査」については、それより一つ下位の小項目を評価単位とし、3段階評価にS評価を加えた4段階で評価を行う。 （S：計画を大幅に上回る業績が上がっている（「試験及び研究並びに調査」のみ） A：計画に対して業務が順調に進ちよくしている B：計画に対して業務の進ちよくがやや遅れている C：計画に対して業務の進ちよくが遅れている</p> <p>2 中項目等の上位項目の評価に当たっては、評価単位の評価結果を点数化（S：4点、A：3点、B：2点、C：1点）し、評価単位等で設定したウェイトに基づき点数を集約して、次のようなランク分けを行い、その結果と業務実績の内容を勘案して、上記の3段階又は4段階評価を行う。 S：3.5以上、A：2.5以上3.5未満、B：1.5以上2.5未満、C：1.5未満</p> <p>総合評価</p> <p>大項目の評価結果を項目別評価2と同様な方法によりランク分けを行い、その結果と特筆すべき業績等を総合的に勘案して、項目別評価1と同様に3段階評価を行う。</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価														
	○ 評価結果														
	1 業務運営の効率化＜平成13年度：A、平成14年度：A＞ 「評価・点検の実施」、「研究資源の効率的利用」等6つの中項目で評価を実施														
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：5、B：1</td> <td>A：6</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：5、B：1	A：6								
	年 度	平成13	14												
	評価結果（項目数）	A：5、B：1	A：6												
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上＜平成13年度：A、14年度：A＞ 中項目3項目のうち、「専門研究分野を活かした社会貢献」及び「成果の公表、普及の推進」の2項目は、中項目で評価を行い、「試験及び研究並びに調査」は、6つの小項目の評価結果を集約して中項目の評価を実施。なお、小項目「微生物・酵素利用の高度化」については、麹菌のゲノム解析やリボゾーム工学などの基盤的研究で大きな成果を上げるなど、期待以上の業績があがっているとして、Sの評価 小項目より下の細項目等でも評価を実施														
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">評価結果（項目数）</td> <td>中項目</td> <td>A：3</td> </tr> <tr> <td>小項目</td> <td>S：1、A：5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>14</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>S：1、A：5</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	中項目	A：3	小項目	S：1、A：5			14			S：1、A：5
	年 度	平成13	14												
	評価結果（項目数）	中項目	A：3												
小項目		S：1、A：5													
		14													
		S：1、A：5													
3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：B、平成14年度：A＞															
4 短期借入金の限度額＜平成13年度：－、平成14年度：－＞															
5 重要な財産の譲渡等＜平成13年度：－、平成14年度：－＞															
6 剰余金の使途＜平成13年度：－、平成14年度：－＞															
7 その他業務運営に関する事項＜平成13年度：A、平成14年度：A＞ 「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施															
<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：2</td> <td>A：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：2	A：2									
年 度	平成13	14													
評価結果（項目数）	A：2	A：2													

《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
普及に移しうる成果	目標期間（5年間）内15件以上	3件以上	4件
学術誌、機関誌等への論文の公表	目標期間（5年間）内650報以上	130報以上	204報
国内特許等の出願	目標期間（5年間）内110件以上	22件以上	40件

総合評価

○ 評価結果

年 度	平成13	14
評価結果	A	A

○ 評価の理由、特記事項等

1 評価の理由

実績のあった大項目すべてについて、中期計画の達成に向けて業務は順調に進ちよくしていると判断し、Aと評価した。

2 総合所見

独立行政法人食品総合研究所は、食品に関係する科学、技術に関する幅広い研究を行うことにより、食品の利用、加工及び流通に関する技術の向上や食品の安全性、機能性に関する行政への貢献と国民への情報発信を業務運営全般についての効率化を進めながら行うことが求められている。このような観点から、平成14年度の業務の実績について調査・分析し、評価した結果は以下のとおりである。

① 主要な業務である研究開発については、中期計画の達成に向けて順調に業務が進ちよくしている。研究開発のレベルは高く、国際的にも評価が得られているものがある。論文や特許の数についても計画をかなり上回った結果が得られており評価される。なお、食品の安全性、機能性については厚生労働省及び医学部系大学などとの連携を強めつつ、また、技術の産業化に関して地域の食品産業への係わり方を強化しつつ研究を推進していく必要がある。

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

② 管理・運営については、効率的に業務実績が達成されるような多様なシステム作りがなされ、社会的ニーズにも十分応えており評価できる。

管理事務業務の効率化、管理経費節減については、引き続きより一層の取組みを図り、その効果が研究開発業務の質の向上に寄与するよう努めるとともに、業務が効率的に運営されている実態がより分かり易く表現されるよう、運営費交付金、受託費等の研究財源及び研究項目ごとに、予算・決算（人材等研究資源の投入の計画と実績を含む。）などを表す内部計数の管理並びにその状況について一層明確に把握することが期待される。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

ホームページ

法 人：<http://www.nfri.affrc.go.jp/>

評価結果：

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/14hyoka.html
http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h14/top.htm

法人名	独立行政法人国際農林水産業研究センター（平成13年4月1日設立） ＜特定＞（理事長：井上 隆弘）
目的	熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 1に掲げる地域における農林水産業に関する内外の資料の収集、整理及び提供を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	農業技術分科会（分科会長：小林 正彦）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 原則中期計画の中項目を評価単位とし、AからCの3段階で評価を行うが、「予算等」、「短期借入金の限度額」、「重要な財産の譲渡等」及び「剰余金の使途」については大項目で評価を行う。また、中項目の「試験及び研究並びに調査」については、それより一つ下位の小項目を評価単位とし、3段階評価にS評価を加えた4段階で評価を行う。 （S：計画を大幅に上回る業績が上がっている（「試験及び研究並びに調査」のみ） A：計画に対して業務が順調に進ちよくしている B：計画に対して業務の進ちよくがやや遅れている C：計画に対して業務の進ちよくが遅れている</p> <p>2 中項目等の上位項目の評価に当たっては、評価単位の評価結果を点数化（S：4点、A：3点、B：2点、C：1点）し、評価単位等で設定したウェイトに基づき点数を集約して、次のようなランク分けを行い、その結果と業務実績の内容を勘案して、上記の3段階又は4段階評価を行う。 S：3.5以上、A：2.5以上3.5未満、B：1.5以上2.5未満、C：1.5未満</p> <p>総合評価</p> <p>大項目の評価結果を項目別評価2と同様な方法によりランク分けを行い、その結果と特筆すべき業績等を総合的に勘案して、項目別評価1と同様に3段階評価を行う。</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価										
	○ 評価結果										
	1 業務運営の効率化＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「評価・点検の実施」、「研究資源の効率的利用」等7つの中項目で評価を実施										
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：7</td> <td>A：7</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：7	A：7				
	年 度	平成13	14								
	評価結果（項目数）	A：7	A：7								
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上＜平成13年度：A、14年度：A＞ 中項目3項目のうち、「専門研究分野を活かした社会貢献」及び「成果の公表、普及の推進」の2項目は、中項目で評価を行い、「試験研究並びに調査」は、2つの小項目で評価を行った上で、その結果を集約して中項目の評価を実施										
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">評価結果（項目数）</td> <td>中項目</td> <td>A：3</td> <td>A：3</td> </tr> <tr> <td>小項目</td> <td>A：1、B：1</td> <td>A：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	中項目	A：3	A：3	小項目	A：1、B：1	A：2
	年 度	平成13	14								
	評価結果（項目数）	中項目	A：3	A：3							
小項目		A：1、B：1	A：2								
3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：B、14年度：B＞											
4 短期借入金の限度額＜平成13年度：－、14年度：－＞											
5 重要な財産の譲渡等＜平成13年度：－、14年度：－＞											
6 剰余金の使途＜平成13年度：－、14年度：－＞											
7 その他業務運営に関する事項＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施											
<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：2</td> <td>A：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：2	A：2					
年 度	平成13	14									
評価結果（項目数）	A：2	A：2									

農 林 水 産 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）			
	指 標	中期計画	年度計画	実 績
	研究成果情報の公表	—	15件以上	25件
	学術誌、機関誌等への論文の公表	目標期間（5年間）内540報以上	108報以上	109報
国内特許等への出願	目標期間（5年間）内20件以上	4件以上	3件	
総 合 評 価				
○ 評価結果				
年 度	平成13	14		
評価結果	A	A		
○ 評価の理由、特記事項等				
1 評価の理由				
「予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画」の項目については取組がやや不十分であったが、実績のあった他の大項目は、すべて中期計画の達成に向けて順調に進ちよくしているため、全体として業務は順調に進ちよくしていると判断した。				
2 総合所見				
独立行政法人国際農林水産業研究センター（JIRCAS）は、世界における食料の安定供給や持続的な農林水産業の発展のため、国際共同研究などの方式による研究活動を通じた国際貢献を、業務運営全般についての効率化を進めながら行うことが求められている。このような観点から、平成14年度の業務の実績について調査・分析し、評価した結果は以下のとおりである。				
① 主要な業務である研究開発は、順調に進捗している。開発途上国の農林水産業の発展を図っているJIRCASの使命は多岐にわたるが、明確な管理運営方針をたて着実に実施されることが必要である。産学官の連携を強めながら研究開発力、技術力の涵養を図っており今後の成果が大いに期待される。				

農 林 水 産 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	<p>② さらに、開発途上国の情報を、より広く、より確かに把握することに更に注力することが必要である。</p> <p>③ 管理事務業務の効率化、管理経費節減については、概ね順調に進捗しているが、引き続き一層の取り組みを図り、その効果が国際共同研究の質の向上に寄与するよう努めるとともに、業務が効率的に運営されている実態が分かり易く表現されるよう、運営費交付金、受託費等の研究財源及び研究項目ごとに、予算・決算（人材等研究資源の投入の計画と実績を含む）などを表す内部計数の管理並びにその状況について明確に把握することが期待される。</p>
政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。
ホームページ	<p>法 人： http://ss.jircas.affrc.go.jp/index.sjis.html</p> <p>評価結果： http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/14hyoka.html http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h14/top.htm</p>

法人名	独立行政法人森林総合研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：廣居 忠量）
目的	森林及び林業に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	林野分科会（分科会長：木平 勇吉）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 原則中期計画の中項目を評価単位とし、aからcの3段階で評価を行うが、大項目の「予算等」、「短期借入金の限度額」及び「剰余金の使途」並びに中項目の「施設及び設備に関する計画」については、別途評価単位を設定して評価を行う。また、中項目の「試験及び研究並びに調査」については、中項目より下の項目を評価単位として評価を行う。</p> <p>a：中期計画に対しておおむね順調に推移している（達成割合が90%以上） b：中期計画に対して一部遅れが見られるものの、中期目標期間において達成が可能な範囲にある（達成割合が50%以上90%未満） c：中期計画に対して顕著な遅れが見られる（達成割合が50%未満）</p> <p>2 大項目の評価に当たっては、各大項目における評価単位の達成割合を算出し、次のような3段階で評価を行う。達成割合については、a評価を受けた評価単位の数に1、b評価を受けた評価単位の数に0.5をそれぞれ乗じて合算した値を評価単位の数で除して算出する。</p> <p>A：中期計画に対しておおむね順調に推移している（達成割合が90%以上） B：中期計画に対して一部遅れが見られるものの、中期目標期間において達成が可能な範囲にある（達成割合50%以上90%未満） C：中期計画に対して顕著な遅れが見られる（達成割合が50%未満）</p> <p>総合評価</p> <p>すべての評価単位を対象として、大項目の評価と同様の方法で達成割合を算出し、その結果を基本として評価を行う。</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価								
	○ 評価結果								
	1 業務運営の効率化＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「業務の効率化」、「競争的研究環境の整備」等6つの中項目で評価を実施								
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>a：6</td> <td>a：6</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	a：6	a：6		
	年 度	平成13	14						
	評価結果（項目数）	a：6	a：6						
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上＜平成13年度：A、14年度：A＞ 中項目6項目のうち、「分析、鑑定」、「講習」等5項目は、中項目で評価を行い、「試験及び研究並びに調査」は、12の評価項目を設定して評価を実施								
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">評価結果（項目数）</td> <td>中項目</td> <td>a：5</td> </tr> <tr> <td>評価項目</td> <td>a：12、a：10、b：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	中項目	a：5	評価項目	a：12、a：10、b：2
	年 度	平成13	14						
	評価結果（項目数）	中項目	a：5						
評価項目		a：12、a：10、b：2							
3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「経費節減に係る取組」等3つの評価項目を設定して評価を実施									
<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>a：3</td> <td>a：3</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	a：3	a：3			
年 度	平成13	14							
評価結果（項目数）	a：3	a：3							
4 短期借入金の限度額＜平成13年度：A、14年度：－＞ （注）平成13年度及び14年度とも短期借入金の借入は生じていないが、評価基準の変更に伴い両年度の評価結果は異なるものとなっている。									
5 剰余金の使途＜平成13年度：－、14年度：－＞									
6 その他業務運営に関する事項＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「施設及び設備に関する計画」及び「職員の人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施（13年度は、中項目の「施設及び設備に関する計画」で評価を実施）									
<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>a：1</td> <td>a：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	a：1	a：2			
年 度	平成13	14							
評価結果（項目数）	a：1	a：2							

農 林 水 産 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）			
	指 標	中期計画	年度計画	実 績
	研究者1人当たりの論文数	年平均0.8報	—	0.83報
	きのこ類・森林微生物等の遺伝資源の収集数	目標期間（5年間）内500点	100点	179点
	総合評価			
	○ 評価結果			
	年 度	平成13	14	
	評価結果	A	A	
	○ 評価の理由、特記事項等 （業務運営に対する主な意見）			
	<p>① 林野分科会が行う業績評価は、法人が国民に対する説明責任を果たす上で重要な機会であり、自己評価を適正かつ厳格に行い、評価委員会への提出資料の作成に当たっては、評価委員会が必要とする情報や自己評価に当たっての法人としての考え方や過程が的確に所載されるよう、引き続き組織をあげて真摯に取り組むことを期待する。特に、評価資料の記述に当たっては、当該課題の目的・進捗状況・成果について読み手が容易に把握でき、また、自らの評定についての理由説明が粗略とならないよう十分留意されたい。</p> <p>② 森林総合研究所は、我が国の森林・林業・木材産業が抱える諸問題の解決に向け、現場をはじめ各界から成果を渴望されていることを改めて認識し、民間も含めた外部機関との積極的な交流の促進を通じて、社会から求められていることを敏感に感じ取りつつ、得られた成果や研究の進ちょく状況についての的確な普及・広報を行うなど、使命の達成に向けより一層の積極的な組織運営を展開されることを期待する。</p> <p>③ 生物機能の解明に係る木本植物の研究は、草本植物を対象とした研究に比較して困難性が高いが、将来の資源利用を考えると研究推進が不可欠な分野であるので、着実な進展を期待する。</p>			

農 林 水 産 省 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 評 価 結 果 の 概 要	④ 外部資金獲得の取組についての自己評価に当たっては、前年度、または計画数値との単純比較のみによることなく、研究所の核となる能力の強化を通じて、ミッションのより効率的な達成の観点から効果的な獲得が行われたかどうかの視点も踏まえらるることを期待する。
政策評価・ 独 立 行 政 法 人 評 価 委 員 会 の 意 見	<p>以下の点を踏まえつつ、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林における生物多様性の保全に関する研究や森林の新たな利用を促進し山村振興に資する研究については、本分野の使命達成に至る道筋及び各課題の位置付けの明確化を求めるとい研究課題の在り方を示す形での評価が行われており、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価機能を的確に発揮していく観点から、このような評価の取組が引き続き推進されるべきである。
ホームペー ジ	<p>法 人 : http://www.ffpri.affrc.go.jp/index-j.html</p> <p>評価結果 : http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/14hyoka.html</p>

法人名	独立行政法人水産総合研究センター（平成13年4月1日設立） ＜特定＞（理事長：畑中 寛）
目的	水産に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、水産に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 水産に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 水産に関する試験及び研究に必要な種苗及び標本の生産及び配布を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 ※ 平成15年10月1日の改組により、海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等の業務が追加された。
中期目標期間	5年間
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：松本 聡）
分科会名	水産分科会（分科会長：小野 征一郎）
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>1 原則中期計画の中項目を評価の最小単位（基礎項目）とし、AからCの3段階で評価を行うが、中項目の「試験及び研究並びに調査」については、それより一つ下位の小項目を基礎項目とし、S評価を加えた4段階で評価を行う。 （S：計画を大きく上回って業務が進ちよくしている（「試験及び研究並びに調査」のみ） A：計画に対して業務が順調に進ちよくしている B：計画に対して業務がおおむね順調に進ちよくしている C：計画に対して業務が遅れている</p> <p>なお、「予算、収支計画及び資金計画」の項目については、ランクの意味付けは異なるものの、3段階で評価を行う。</p> <p>2 大項目等の上位項目の評価に当たっては、当該上位項目に属する基礎項目について、ウェイト付けを行った後の総数に占めるA（SはAとみなす。）の割合に応じた、以下のランク付けを基に3段階で評価を行う。 A：Aの割合が80%以上（業務が順調に進ちよく） B：Aの割合が60%以上80%未満（業務がおおむね順調に進ちよく） C：Aの割合が60%未満（業務が遅延）</p> <p>総合評価</p> <p>各大項目の評価結果及び次に掲げる事項等を総合的に勘案して、上記項目別評価1と同様に3段階で評価を行う。</p>

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>① 「試験及び研究並びに調査」におけるS評価の有無・内容</p> <p>② 財務諸表の内容</p> <p>③ 業務運営の効率化への取組状況</p> <p>④ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績</p> <p>⑤ 災害対策等緊急的業務への対応状況</p>																						
農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>○ 評価結果</p> <p>1 業務運営の効率化＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「評価・点検の実施」、「競争的研究環境の醸成」等5つの中項目で評価を実施</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：4、B：1</td> <td>A：4、B：1</td> </tr> </table> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上＜平成13年度：A、14年度：A＞ 中項目3項目のうち、「専門分野を活かした社会貢献」及び「研究成果の公表、普及、利活用の促進」の2項目は、中項目で評価を行い、「試験及び研究並びに調査」は、6つの小項目で評価を行った上で、その結果を集約して中項目の評価を実施</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">評 価 結 果 （項目数）</td> <td>中項目</td> <td>A：3</td> <td>A：3</td> </tr> <tr> <td>小項目</td> <td>A：6</td> <td>A：5、B：1</td> </tr> </table> <p>3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：A、14年度：A＞ 中項目4項目のうち、「予算及び収支計画等」及び「外部資金の獲得」の2項目については、中項目で評価を実施。なお、「短期借入金の限度額」及び「剰余金の使途」の2項目については、実績がないとして評価の対象外</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：3</td> <td>A：2</td> </tr> </table> <p>（注）「短期借入金の限度額」については、平成13年度及び14年度とも借入は生じていないが、評価基準の変更に伴い、13年度はA評価、14年度は評価の対象外となっている</p>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：4、B：1	A：4、B：1	年 度	平成13	14	評 価 結 果 （項目数）	中項目	A：3	A：3	小項目	A：6	A：5、B：1	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：3	A：2
年 度	平成13	14																					
評価結果（項目数）	A：4、B：1	A：4、B：1																					
年 度	平成13	14																					
評 価 結 果 （項目数）	中項目	A：3	A：3																				
	小項目	A：6	A：5、B：1																				
年 度	平成13	14																					
評価結果（項目数）	A：3	A：2																					

4 その他業務運営に関する事項<平成13年度：A、14年度：A>
「人事に関する計画」の中項目で評価を実施

年 度	平成13	14
評価結果（項目数）	A：1	A：1

《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
論文公表件数	平成13年度は0.8編以上/年/人、17年度には0.9編以上/年/人	0.83編以上/年/人	0.83編/年/人
マニュアル等の発行	平成13年度は3編以上、17年度には6編以上	4編以上	17編（執筆寄与率を勘案した場合、6編以上）
特許等の出願件数	毎年3件以上	同左	8件

総合評価

○ 評価結果

年 度	平成13	14
評価結果	A	A

○ 評価の理由、特記事項等

1 評価の理由

「大項目の評価結果」がすべて「A」と評価されており、計画に対して業務が順調に進ちよくしていると認められること、また、「その他の検討事項」において、特に問題とすべき事由がないことから、総合評価を「A」とすることが妥当である。

2 項目別の所見（抜粋）

① 業務運営の効率化

- 研究職の評価について、数量評価のみが評価対象となりがちな弊害をチェックする仕組みの導入を期待する。
- 研究機関として、外部資金の獲得、研究資源の重点配分に努めていることがうかがえる。社会人大学院等の活用による学位取得も一層積極的に進められたい。
- 研究情報・図書業務等の効率化・高度化に前進が見られる。

② 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

- 我が国周辺海域の重要水産資源の持続的利用を図るうえで基本となる、水産資源の変動や生物特性等の把握と解明にかかる課題や、広域に回遊する水産資源の変動とそれに関わる地球規模での環境変動との関係を実証的に明らかにすることは、水研センターの重要な役割であり、これらの課題については計画通り着実に進んでお

農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

り、国際レベルの研究成果も得られている。

- 水域生態系に関する課題は沿岸・沖合・公海域の海洋生態系のモニタリングから内水面まで多岐にわたるが、それぞれの業務は計画に沿って順調に進んでいる。今後は新しい手法・プロジェクト研究等を取り入れながら息の長い調査・研究に取り組んで欲しい。

③ 予算、収支計画及び資金計画

- 研究者、研究機関の大世帯の運営効率化、組織改革はかなり積極的にダイナミックに改革が行われていると認められるが、引き続き、組織内の活性化による努力の成果が期待される。
- 施設整備については、研究体制の整備を図るためのものであり、適切な執行状況であると評価できる。

④ その他業務運営に関する事項

- 組織・船舶・評価・効率の4グループを設け、効率化に関する検討を行っていることは評価できる。その成果が公表されることを期待する。
- 人員減が研究成果のマイナスにならないよう、第一線の研究者を減らさず、管理職のスリム化を図ることに留意されたい。また、研究所間の人事交流を、管理職に限らず積極的に進めることを提案する。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

以下の点を踏まえつつ、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- 研究支援業務の効率化の状況の評価においては、外部委託を行った場合と法人が独自に行った場合とのコスト比較による分析や、用船を含む船舶を用いたすべての調査についての調整の重要性の指摘等が行われるなど積極的な分析・評価が適切に行われている。今後とも、コストの低減化を含む効率化の状況について、例えば、船舶ごとのコストや稼働状況等の経年比較等具体的なデータによる分析・評価も行うなど、引き続き適切な評価が行われることを期待する。

なお、本法人についてのこれまでの評価結果を、海洋水産資源開発センター及び日本栽培漁業協会との統合後においても有効に活用することができるよう、統合前の各業務の質の向上、業務運営の効率化等の状況について、引き続き把握・分析することが可能となるようにすべきである。

ホームページ

法 人：<http://www.fra.affrc.go.jp/>

評価結果：

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/dokuhou/14hyoka.html

法人名	独立行政法人経済産業研究所（平成13年4月1日設立）〈非特定〉 (理事長：岡松 壯三郎)
目的	内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。3 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する図書及び資料の収集、保管、編集及び提供を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	経済産業研究所分科会（分科会長：宮内 義彦）
経済産業省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>各事業年度毎に、中期計画の各項目ごとの実施状況を調査・分析した上で、全体として業務実績の方向性及び進行度から見て、中期計画の達成に支障が生じていないかを判断し、各項目ごと（大項目単位）に、次の5段階評価（平成13年度は、AからDの4段階評価）を行う。</p> <p>AA：中期計画の実施状況として、計画達成に向け極めて順調である A：中期計画の実施状況として、計画達成に向け順調である B：中期計画の実施状況として、計画達成に向けほぼ目標値を達成している C：中期計画の実施状況として、計画達成に向け順調とはいえない D：中期計画の実施状況として、計画達成に向け著しく未達である</p> <p>総合評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体としての評価は、各項目ごとの評価を踏まえて、上記項目別評価と同様に5段階評価（平成13年度は、4段階評価）を行うものとするが、この場合、項目別評価の評点を単に平均化するのではなく、「国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上」の項目に掲げられた事項の達成状況を第一に踏まえた上で、その他の事項がこれにあわせて適切に実施されているかをみる。

経済産業省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<ul style="list-style-type: none"> 評価に当たっては、当該年度のみ成果で業務実績を判断せず、時系列的な実績のトレンドや、次年度以降の成果の発出のための準備が着実になされているか等を総合的に勘案するとともに、評価対象項目以外に評価の判断材料となるものがある場合、積極的に勘案して評価を行う。 																				
経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価</p> <p>○ 評価結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上〈平成13年度：A、14年度：A⁺〉 委員会としてのコメントを述べた上で、大項目で評価を実施（以下の項目も同様） (注) 13年度は、AからDの4段階で評価を実施（以下の項目も同様） 業務運営の効率化〈平成13年度：A、14年度：B⁺〉 予算、収支計画及び資金計画〈平成13年度：B⁺、14年度：B⁺〉 短期借入金の限度額〈平成13年度：－、14年度：－〉 剰余金の使途〈平成13年度：－、14年度：－〉 その他業務運営に関する事項〈平成13年度：A、14年度：A〉 <p>《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成果のとりまとめとしての経済分析シリーズ、経済政策レビューの出版数</td> <td>5年間で15冊以上</td> <td>6冊以上</td> <td>8冊</td> </tr> <tr> <td>国際シンポジウム、専門誌等での論文発表数</td> <td>5年間で100件以上</td> <td>210件以上</td> <td>662件</td> </tr> <tr> <td>流動的な雇用形態（任期付任用等）の占める割合</td> <td>50%以上</td> <td>50%以上</td> <td>87%</td> </tr> <tr> <td>アンケート調査等によるユーザー評価</td> <td>50%以上の満足度</td> <td>60%以上の満足度</td> <td>86%の満足度</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	成果のとりまとめとしての経済分析シリーズ、経済政策レビューの出版数	5年間で15冊以上	6冊以上	8冊	国際シンポジウム、専門誌等での論文発表数	5年間で100件以上	210件以上	662件	流動的な雇用形態（任期付任用等）の占める割合	50%以上	50%以上	87%	アンケート調査等によるユーザー評価	50%以上の満足度	60%以上の満足度	86%の満足度
指 標	中期計画	年度計画	実 績																		
成果のとりまとめとしての経済分析シリーズ、経済政策レビューの出版数	5年間で15冊以上	6冊以上	8冊																		
国際シンポジウム、専門誌等での論文発表数	5年間で100件以上	210件以上	662件																		
流動的な雇用形態（任期付任用等）の占める割合	50%以上	50%以上	87%																		
アンケート調査等によるユーザー評価	50%以上の満足度	60%以上の満足度	86%の満足度																		

経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	総合評価		
	○ 評価結果		
	年 度	平成 13	14
	評価結果	A	A
	総合評価はAとする。今後、平成14年度の業務実績評価を踏まえ、さらに効率的な運営と質の向上を目指すことを期待する。		
	(注) 13年度は、AからDの4段階で評価を実施		
	○ 評価の理由、特記事項等		
	1 評価の理由		
	(1) 独立行政法人として設立2年目となる研究所の活動実績は、短い期間の間に質・量ともに充実させてその使命を果たしており、総じて満足すべき水準にある。		
	(2) 特に、総合評価に際して第一に踏まえるべき「国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置」については、政策形成へのインパクトや資料収集管理等に関しての指摘事項はあるものの、総じて高く評価できる。		
(3) その他の項目についても、研究員／職員のパフォーマンスに応じた処遇の変更や運営費交付金の収益化方法の変更等、方針は定められていても実際の運用がこれからとされている点があるものの、総じて満足すべきものと評価できる。			
2 特記事項			
(1) 独立行政法人経済産業研究所の評価に際しては、昨年の反省を踏まえて評価項目の細分化などを行うなどの改善を試みたが、評価対象の性質上、印象論的評価とならざるを得ない面があった。今後の評価に際しては、数値目標の設定や扱いを再考し、また、国際的に高い評価を得ている研究機関との比較を行うなどの工夫が求められる。			
(2) また、特に、独立行政法人の評価に際しては、①国内で類似の業務を行う機関との関係をどのように考えるか、②中期目標期間終了後の扱い（独立行政法人として存続を目指すのか、民営化を目指すのか、等）をどのように念頭に置くか、といった問題がある。これらについて、政府部内において検討されることを望む。			

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<p>以下の点を踏まえつつ、経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査研究業務の分野が広範囲にわたっており、法人の設立目的に照らした各研究プロジェクトの客観的な採択基準も必ずしも明確になっていないことから、評価に当たっては、個々のクラスター（研究領域）の設定及び研究プロジェクトの採択と経済産業政策に係る中長期の政策形成ニーズや政策当局のニーズとの関係、研究結果の経済産業政策への具体的な影響、貢献度等について一層重視した評価を行うべきである。 法人の多くの研究員が大学教員等と兼務する非常勤研究員であるため、法人自身の調査研究業務について、経済産業省独立行政法人評価委員会においては、非常勤研究員の業績の取扱いや法人発の業績の厳密な区分等について今後の検討が必要である旨の指摘が行われ、また、政策当局等からの依頼に基づく調査研究の業績については、その依頼のレベル、規模にかなり幅がある旨の指摘が行われたところであり、委員会の評価機能を的確に発揮していく観点から、このような評価の取組が引き続き推進されるべきである。 2年連続して運営費交付金に未執行が生じたにもかかわらず、昨年に引き続き、計画の実施状況に照らしてその原因を明らかにするという観点からの分析・評価が困難な状況が生じているが、財務諸表における運営費交付金の収益化基準として、法人が成果進行基準及び期間進行基準を平成15年度から採用したことを踏まえ、今後、その運用を通じて、的確な分析・評価が行われることを期待する。 <p>なお、評価結果の公表に当たっては、評価結果の概要版の作成等国民の理解の促進を図るための措置が適切に採られているが、評価書については、目標・計画、実績を明確に対比した評価が求められる中、その記載方法を変更したことにより、それらの対応関係が不明確になった面があるため、その改善について検討を行うことを期待する。</p>
ホームページ	<p>法人：http://www.rieti.go.jp/jp/index.html 評価結果：http://www.meti.go.jp/report/data/g30826aj.html</p>

法人名	独立行政法人工業所有権総合情報館（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：藤原 謙）
目的	発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報等を収集し、及びこれらを閲覧させること等を行うことにより、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。
主要業務	1 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、陳列し、及びこれらを閲覧させ、又は観覧させること。2 審査、審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、保管し、及びこれらを閲覧させること。3 工業所有権に関する相談に関すること。4 工業所有権に関する情報の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。5 1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	工業所有権総合情報館分科会（分科会長：三輪 眞木子）
経済産業省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画の実施状況について、各項目ごとに調査・分析する。その際に、中期目標の観点を参考に、業務実績の方向性及び進捗度から見て期間中の中期目標達成に支障が生じていないかを中心に判断する。</p> <p>各項目ごと（大項目単位）に定めた評価指数により、A、B、Cの3段階評価を行う。ただし、アウトカムの項目は、A、Bの2段階評価を行う。</p> <p>総合評価</p> <p>項目ごとにウェイト付けを行い、それを加味した項目別の評価結果に、アディショナリティ（附加要素）の評価を加え、総合的に判断した上で、次のような3段階評価を行う。</p> <p>A：良好 B：ほぼ良好 C：良好でない</p>

経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価																				
	○ 評価結果																				
	1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上＜平成13年度：A、14年度：A＞ 工業所有権関係公報等閲覧業務等の4つの業務について、「評価ポイント」に対する分科会委員の採点結果を基に、委員会としての評価を実施																				
	2 業務運営の効率化＜平成13年度：B、14年度：A＞ 分科会委員が判定した評価指数を基に、委員会としての評価を実施（以下の項目も同様）																				
	3 財務内容の改善＜平成13年度：B、14年度：B＞																				
4 アウトカム＜平成13年度：A、14年度：A＞																					
	《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特許流通促進を支援する専門人材による延べ企業訪問数</td> <td>毎事業年度12,000回以上</td> <td>13,000回以上</td> <td>19,578回</td> </tr> <tr> <td>開放特許活用例集に掲載する開放特許の加工数</td> <td>5年間で1,000件</td> <td>200件</td> <td>213件</td> </tr> <tr> <td>特許流通支援チャートの作成数</td> <td>5年間で累積100テーマ</td> <td>20テーマ</td> <td>21テーマ</td> </tr> <tr> <td>特許情報検索の専門家の企業訪問回数</td> <td>5年間で累積10,000回以上</td> <td>3,000回以上</td> <td>6,249回</td> </tr> </tbody> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	特許流通促進を支援する専門人材による延べ企業訪問数	毎事業年度12,000回以上	13,000回以上	19,578回	開放特許活用例集に掲載する開放特許の加工数	5年間で1,000件	200件	213件	特許流通支援チャートの作成数	5年間で累積100テーマ	20テーマ	21テーマ	特許情報検索の専門家の企業訪問回数	5年間で累積10,000回以上	3,000回以上	6,249回
指 標	中期計画	年度計画	実 績																		
特許流通促進を支援する専門人材による延べ企業訪問数	毎事業年度12,000回以上	13,000回以上	19,578回																		
開放特許活用例集に掲載する開放特許の加工数	5年間で1,000件	200件	213件																		
特許流通支援チャートの作成数	5年間で累積100テーマ	20テーマ	21テーマ																		
特許情報検索の専門家の企業訪問回数	5年間で累積10,000回以上	3,000回以上	6,249回																		

総合評価

○ 評価結果

年度	平成 13	14
評価結果	B	A

○ 評価の理由、特記事項等

1 評価の理由

予算規模が最も大きく、事業規模に応じた評価ウェイトが最も高い工業所有権情報流通業務については、特許流通アドバイザーの活動を中心として大きな成果を上げており、人材育成における本業務の効果及び市場形成における実績を高く評価する。本事業については、産業活性化に対する貢献度という点でインパクトが大きいと、大胆かつ積極的な取り組みがなされることを期待したい。

着実な実施が求められる館内サービス業務（公報等閲覧業務・審査審判関係図書等整備業務・相談業務）については、目標を達成し、業務を着実に実施している。また、アンケート調査等を実施し、実情と利用者の要望を把握してそれに応えようと努力している点を評価する。

多くの評価項目について、実績ベースで目標を達成していることが明らかである。また、利用者の多様なニーズを把握する努力が継続的に行われ、それを反映させた改善努力が行われており、総合的な評価としてはA（良好）である。

2 各項目の実績に関する評価

① 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

工業所有権総合情報館は、特許制度のユーザーに対する様々なサービスを提供する機関であり、各業務が着実に実施されることが最も重要である。

相談、閲覧等の業務については、特許制度のユーザーの様々なニーズに対応しつつ着実に実施するとともに、業務の質の向上についても、細かい点まで改善が積み重ねられており、大いに評価できる。

また、評価に際してのウェイトが最も大きく、特許流通アドバイザーの派遣、開放特許情報の流通等を通じた活動である流通業務については、数値目標を着実に超える成果も挙げており、積極的な活動が見受けられたことから、サービスの質について全体として「良好」と判断し、A評価とした。

引き続き改善の努力を継続するとともに、組織のミッションに照らしてより積極的・大胆な目標設定を行い、社会の要請に応えていくことを期待したい。

地道な基本的活動によって成果をあげるとともに、さまざまな創意工夫によって国民に対するサービス等の向上を図っており、全体として高く評価される。

経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

インターネットサイトの大幅な拡充、特許流通の成果が大幅に増加したことなど、積極的な活動が見受けられた。

② 業務運営の効率化

包袋等受入業務・搬送業務の契約内容の統合、地方公報閲覧事業の消耗品の一括調達など、効率化の観点からの契約内容の精査、一般競争入札の導入が行われており、経費節減を積極的に取り組んでいることを評価。

特許流通アドバイザー派遣事業については、実績を当該年度に反映させる新報酬（固定給＋実績給）の導入によって活動の活性化と併せて合理化を実現している点を評価。こうした取り組みについて、「良好」と判断し、A評価とした。

③ 財務内容の改善

予算の範囲内での健全な運営がなされており、借入金もなく、自己収入として複写手数料を適正に確保しているため、財務内容は「ほぼ良好」と判断し、B評価とした。

④ アウトカム

特許流通促進事業について、技術移転の成約件数の大幅な増加が見られる上、経済的インパクトや新規雇用の拡大も見られることから、アウトカムについて、「良好」と判断し、A評価とした。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

以下の点を踏まえつつ、経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 特許流通促進事業のアウトカムの評価においては、当該事業によって導入された技術に基づき製造した製品の売上高等に着目した成果指標（経済的インパクト）が用いられているが、当該事業に投入した経費の累積額と対比して評価を行うのであれば、売上高のみならず、むしろ付加価値に着目した指標が用いられることを期待する。

ホームページ

法人：<http://www.ncipi.go.jp/>
 評価結果：<http://www.meti.go.jp/report/data/g30826aj.html>

法人名	独立行政法人日本貿易保険（平成13年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：今野 秀洋）
目的	対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。
主要業務	<p>1 貿易保険の事業を行うこと。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>○ 1及び2に掲げる業務のほか、1及び2に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険（再保険を含む。）の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けることができる。</p> <p>○ 上記により日本貿易保険が引き受ける再保険の再保険料率は、1及び2の業務の健全な運営に支障を生ずることのないように定めなければならない。</p>
中期目標期間	4年間
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	日本貿易保険分科会（分科会長：岩村 充）
経済産業省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期目標の達成度合について、原則として、項目ごと（中項目単位）に次のような5段階（平成13年度は、AからEの5段階で評価）で評価を行う。</p> <p>AA：中期目標の内容を上回る成果を上げている。（13年度：A） A：中期目標の内容を達成している。（13年度：B） B：中期目標の内容をほぼ達成している。（13年度：C） C：中期目標の内容が達成されていない。（13年度：D） D：中期目標の内容の達成が著しく不十分である。（13年度：E）</p> <p>（注）「財務内容の改善」における「（2）財務基盤の充実」の中項目については、「+」及び「-」の2段階で評価を行う。</p> <p>総合評価</p> <p>各個別項目の評価を踏まえて、当該中期目標の期間の業務の実績の全体について、総合的な評定を行う（項目別評価と同様に5段階評価）。</p> <p>その際には、各個別項目の評価を単純に平均するのではなく、各個別項目の評価の重要度を勘案する。</p>

経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価															
	○ 評価結果															
	1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「サービスの向上」、「ニーズの変化に対応したてん補リスクの質的及び量的な拡大」及び「回収の強化」の3つの中項目で評価を実施															
	<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>B：3</td> <td>AA：1、A：2</td> </tr> </table> <p>（注）平成13年度は、AからEの5段階で評価を実施（以下の項目も同様）</p>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	B：3	AA：1、A：2									
	年 度	平成13	14													
	評価結果（項目数）	B：3	AA：1、A：2													
	2 業務運営の効率化 「業務運営の効率化」及び「次期システムの効率的な開発」の2つの中項目で評価を実施															
	<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>B：1、C：1</td> <td>A：1、B：1</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	B：1、C：1	A：1、B：1									
	年 度	平成13	14													
	評価結果（項目数）	B：1、C：1	A：1、B：1													
3 財務内容の改善 中項目2項目のうち、「業務運営に係る収支相償」は5段階評価を行い、「財務基盤の充実」は、「+」及び「-」の2段階評価を実施																
<table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>B：1、+：1</td> <td>A：1、+：1</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	B：1、+：1	A：1、+：1										
年 度	平成13	14														
評価結果（項目数）	B：1、+：1	A：1、+：1														
《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）																
<table border="1"> <tr> <th>指 標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実 績</th> </tr> <tr> <td>信用事故査定期間</td> <td>目標期間（4年間）中に150日以下</td> <td>170日以下</td> <td>113日</td> </tr> <tr> <td>信用事故債権回収実績率</td> <td>平成12年度実績（13.4%）より向上</td> <td>同左</td> <td>26.7%</td> </tr> <tr> <td>業務費率</td> <td>目標期間（4年間）中に18%以下</td> <td>18%以下</td> <td>12.4%</td> </tr> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	信用事故査定期間	目標期間（4年間）中に150日以下	170日以下	113日	信用事故債権回収実績率	平成12年度実績（13.4%）より向上	同左	26.7%	業務費率	目標期間（4年間）中に18%以下	18%以下	12.4%
指 標	中期計画	年度計画	実 績													
信用事故査定期間	目標期間（4年間）中に150日以下	170日以下	113日													
信用事故債権回収実績率	平成12年度実績（13.4%）より向上	同左	26.7%													
業務費率	目標期間（4年間）中に18%以下	18%以下	12.4%													

経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	総合評価		
	○ 評価結果		
	年 度	平成 13	14
	評価結果	B	A
	(注) 平成 13 年度は、A から E の 5 段階で評価を実施		
	○ 評価の理由、特記事項等		
	1 評価の理由		
	<p>総合評価にあたっては、昨年度と同様「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」を最も重視して評価を行った。</p> <p>また、1～3各事業毎に記した評価結果及びその理由等を総括すると、経営環境の厳しいなか独立行政法人制度のメリットを活かしサービス内容の更なる充実に努め、また、業務運営の効率化の面でも着実に実績を残していること等を勘案し今年度の総合評価はAとする。</p>		
	2 個別業務へのコメント		
	<p>① サービスの向上</p> <p>顧客サービス向上に関して「お客様憲章」の制定を行ないその実効性を確保することにより、更なる職員の意識改革の向上に努めるとともに、顧客満足度向上のため、手続の簡素化、業務マニュアルの充実、業務処理の迅速化等を充実したこと及びお客様相談室の設置や顧客ニーズに合わせた組織改正等の体制面等でも顧客サービスの充実について努力している。更に信用リスクに係る保険金査定期間の短縮も進んでいるほか、お客様アンケート結果でも高い評価を受けている。</p> <p>② 業務運営の効率化</p> <p>年度計画に盛り込まれた営業体制の強化、商品企画開発力の向上に取り組みつつ、効率的人員配置が行われていること等により、前年度に引き続き効果が上がっていることが見受けられる。業務費率の実績は前年度より 1.3%の上昇が見られるが分母の保険料収入の減少の影響が大きく、業務費の総額抑制はおおむね適切であると認められる。また、中期目標である 18%以内の維持を妨げるような要素は特に認識されない。</p> <p>③ 業務運営に係る収支相償</p> <p>前年度に比し大型案件の減少といった特殊要因による保険料収入の減少はあるものの引き続き経費節約に努める等収支相償のために努力していると認められる。責任準備金の繰入れ・戻入れによる費用負担の軽減で経常収支は 8 億円の黒字化を達成した。</p>		

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<p>経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。</p> <p>なお、法人の中期目標期間が 4 年間であることを踏まえ、法人における財務基盤の充実の状況が、中期目標に掲げられている政府の再保険てん補率（95%）の 5%程度の引下げを達成するために十分なものとなっているか、一層の引下げが可能か等の観点から、中期目標期間の終了時をも視野に入れた具体的評価が行われることを期待する。</p>
ホームページ	<p>法 人： http://nexi.go.jp/</p> <p>評価結果： http://www.meti.go.jp/report/data/g30826aj.html</p>

法人名	独立行政法人産業技術総合研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：吉川 弘之）
目的	鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。2 地質の調査を行うこと。3 計量の標準を設定すること、計量器の検定、検査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと並びに計量に関する教習を行うこと。4 1から3に掲げる業務に係る技術指導及び成果の普及を行うこと。5 1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	4年間
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	産業技術総合研究所分科会（分科会長：木村 孟）
経済産業省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価</p> <p>中期計画に掲げられる具体的取組内容の達成状況を勘案しつつ総合的に判断し、次の評価判定指標により、中期目標上の各項目ごと（大項目単位）に5段階評価を実施</p> <p>AA：中期目標の達成に向け特筆すべき業務の進ちよく状況にある A：中期目標の達成に向け適切かつ着実に業務が進められている B：中期目標の達成に向けおおむね適切に業務が進められている C：中期目標の達成に向け行うべきかなりの業務改善事項がある D：中期目標の達成に向け重大な業務改善事項がある</p> <p>総合評価</p> <p>項目別評価の結果を単に平均化するのではなく、産業技術総合研究所のミッション、性格等に照らし、研究所全体としての業績を総合的に判断し、上記項目別評価と同様に5段階で評価を実施</p>

経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価																
	○ 評価結果																
	1 業務運営の効率化＜平成13年度：A、14年度：A＞ 大項目の中の各評価項目について、委員会としてのコメントを述べた上で、大項目で評価を実施（以下の項目も同様）																
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上＜平成13年度：B、14年度：A＞																
	3 財務内容の改善＜平成13年度：B、14年度：B＞																
	4 その他業務運営に関する重要な事項＜平成13年度：A、14年度：A＞																
	《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>中期計画</th> <th>年度計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特許等の実施契約件数</td> <td>平成16年度（目標の最終年度）の実施契約件数350件以上</td> <td>250件以上</td> <td>296件</td> </tr> <tr> <td>論文の発表総数</td> <td>平成16年度（目標の最終年度）の発表を5,000報以上</td> <td>同左</td> <td>4,119報</td> </tr> <tr> <td>共同研究</td> <td>平成16年度（目標の最終年度）の実施を1,400件以上</td> <td>1,200件以上</td> <td>1,577件</td> </tr> </tbody> </table>	指標	中期計画	年度計画	実績	特許等の実施契約件数	平成16年度（目標の最終年度）の実施契約件数350件以上	250件以上	296件	論文の発表総数	平成16年度（目標の最終年度）の発表を5,000報以上	同左	4,119報	共同研究	平成16年度（目標の最終年度）の実施を1,400件以上	1,200件以上	1,577件
	指標	中期計画	年度計画	実績													
	特許等の実施契約件数	平成16年度（目標の最終年度）の実施契約件数350件以上	250件以上	296件													
論文の発表総数	平成16年度（目標の最終年度）の発表を5,000報以上	同左	4,119報														
共同研究	平成16年度（目標の最終年度）の実施を1,400件以上	1,200件以上	1,577件														
総合評価																	
○ 評価結果																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成13	14	評価結果	A	A											
年度	平成13	14															
評価結果	A	A															
<p>独法化2年度目である平成14年度の総合評価は、5段階評価（AAが最高、以下A、B、C、D）において上から2番目の「中期目標の達成に向け適正かつ着実に業務が進められている。」という状況であると判断し、「A」とする。</p>																	

経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	○ 評価の理由、特記事項等 1 評価の理由（抜粋） ① 産業技術総合研究所が独立行政法人として発足して2年度目の評価となり、独立行政法人産業技術総合研究所としての実質的な成果が問われる評価となる。こうした視点から、産業技術総合研究所の中心業務である研究の成果を評価対象の中心において評価を実施した。この結果、昨年度に引き続いて改革を推し進めている中において研究現場では新体制への落ち着きを見せ、また、研究成果に関する実績が上がり始めていることが認められた。 ② 業務をいかに運営したかという観点からは、産総研が行う研究に関する理事長の思想が「第2種の基礎研究」という概念で明確化され、これを研究所内に浸透させる努力が精力的になされており、こうした努力の結果として研究所の各階層に実際に浸透しつつあることが認められる。加えて、こうした思想、概念を研究によって体现するための具体的な方策に関しても、独立行政法人制度のメリットを十分に活かして講じられている。また、こうした業務運営を背景に、産総研において実施された研究の量、質両面からの向上が見られる。以上の諸点を勘案し、業務運営の効率化については、「中期目標の達成に向け適正かつ着実に業務が進められている。」という状況にあると判断する。 ③ 研究を中心とする業務の成果がどうであったかとの観点からは、独法化以前に比べ、出口を見据えた研究を実施するという産総研に期待される役割に沿った成果が多く出始めていると認められる。実際、研究成果に関する定量的な指標は順調に伸びており、研究成果は向上していると評価することができる。一方で、産総研に期待される役割を考えれば、社会に貢献する新しい技術を生み出すこと、いわばイノベーションの実現こそが求められており、この点に関しては物足りなさが残る。これを実現するための研究戦略の検討と、そこから生まれる研究成果を今後は期待したい。以上の諸点を勘案し、研究を中心とする業務の質の向上については、「中期目標の達成に向け適正かつ着実に業務が進められている。」という状況にあると判断する。	経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要 ・ 特に研究評価の在り方は、独立行政法人だけにとどまらず、大学、産業界においても非常に重要な課題であり、また同時に困難な課題でもある。こうした認識に立ち、産総研で行う研究評価に関する種々の試みが広く他機関のモデルとなるよう、今後とも研究評価の在り方に関し積極的、かつ、適切な取組を求める。
	2 特記事項（抜粋） ・ 独立行政法人制度が創設されて以降最初に独立行政法人化した研究機関として、産総研は中期計画の策定、評価の実施といった独立行政法人制度を形作る仕組みに関し優れたモデルを構築し、研究機関に対して独立行政法人制度を適切に機能させる責任を有すると考える。こうした視点に立ち、制度的運用も含め改善すべき点に対しては、積極果敢に改善に取り組んで欲しい。また、経済産業省に対しては、産総研がこうした責任をまっとうできるよう、十全の支援を行うことを望む。	政策評価・独立行政法人評価委員会の意見 以下の点を踏まえつつ、経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。 ・ 研究業務の評価に当たって、研究目的、研究内容等を踏まえ、関連する他の研究機関や産業界等との役割分担等の在り方に着目した評価が行われており、経済産業省独立行政法人評価委員会の評価機能を的確に発揮していく観点から、このような評価の取組が引き続き推進されるべきである。 ・ ベンチャー創業を目指す外部研究員をベンチャー起業化に向けた研究開発に従事させるために行う任期を限定した任用（ベンチャー支援任用制度）等ベンチャー創出のための様々な取組については、できるだけ具体的な内容を中期目標、中期計画等に盛り込み、その実施状況及び成果を適切に評価するとともに、その結果を取組に反映していくことができるようにすることが必要であることから、このような取扱いについて、経済産業省独立行政法人評価委員会から、法人又は経済産業大臣における適切な措置の検討を要請することを期待する。 なお、経済産業省独立行政法人評価委員会においては、前回の評価の際における検討を更に深め、今回、弾力的な人事制度の実現の観点から、特定独立行政法人以外の独立行政法人へ移行すべき旨の指摘が行われているところであり、法人の中期目標期間が4年間であること、移行には一定の準備期間が必要であることをも考慮に入れつつ、今後、更に具体的な検討が、関係者との連携を図りつつ、可能な限り速やかに進められることを期待する。
		ホームページ 法人： http://www.aist.go.jp/index_j.html 評価結果： http://www.meti.go.jp/report/data/g30826aj.html

法人名	独立行政法人製品評価技術基盤機構（平成13年4月1日設立）〈特定〉 (理事長：齋藤 紘一)
目的	工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 工業製品その他の物質に関する技術上の評価を行うこと。2 工業製品その他の物質に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を行うこと。 3 工業製品その他の物質の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	技術基盤分科会製品評価技術基盤機構部会（部会長：平澤 冷）
経済産業省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	項目別評価 項目ごとに、次のとおり、「能動型業務（目標達成型）」については5段階、「受動型業務（受付・事後対応型）」については3段階の評価を行う。 ○ 能動型業務 AA（極めて順調・非常に高い成果）：中期目標を大きく上回るペースでの極めて順調な進ちよく状況にあり、その質的内容も非常に高い。 A（極めて順調又は高い成果）：①中期目標を上回るペースでの極めて順調な進ちよく状況にある、②中期目標に照らし順調な進ちよく状況であり、その質的内容も高い、のいずれかに該当するとき。 B（順調）：中期目標に照らし、ほぼ順調な進ちよく状況にあり、その質的内容にも問題がない。 C（遅れ気味）：①中期目標に照らして遅れが見られるため、遅れの原因究明を行い、今後業務の加速、質的改善等を図る必要がある、②中期目標に照らし、ほぼ順調な進ちよく状況にあるが、その質的内容に問題がある、のいずれかに該当するとき。 D（達成困難）：業務の抜本的見直しがない限り中期目標の達成が困難。業務の中止を含めた中期目標又は中期計画の変更が必要である。

経済産業省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	○ 受動型業務 A（的確・高効果）：中期目標・中期計画に沿った的確な業務が行われ、かつ、業務効率化等の著しい効果が見られた。 B（的確）：中期目標・中期計画に沿った的確な業務が行われている。 C（要改善）：中期目標・中期計画に照らして改善すべき点がある。 なお、中期計画に記載の項目のほか、手法の妥当性、コストの妥当性に関して評価を行う。 総合評価 すべての項目の評価を踏まえて、中期目標に対する当該事業年度の実績について、機構全体としての総合評価を3段階で行う。 A：中期目標を大幅に上回るペースでの極めて順調な進ちよく状況 B：中期目標に照らし、おおむね達成し得る順調な進ちよく状況 C：中期目標を達成するために業務の実施方法等の改善を要する状況																	
経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価 ○ 評価結果 1 国民に対して提供するサービスその他の質の向上 中項目6項目のうち、「バイオテクノロジー分野」、「化学物質管理分野」等5つの中項目について、業務別に19（平成13年度は17）の評価項目（能動型業務7項目（13年度は6項目）、受動型業務12項目（13年度は11項目））を設定して評価を実施。なお、「その他業務運営に関する計画」の中項目は、次の「2 業務運営の効率化に関する事項等」において評価を実施 <table border="1" data-bbox="1323 1078 2107 1198"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評価結果 (項目数)</td> <td>能動型業務</td> <td>A：2、B：4</td> <td>A⁺：1、A：3、B：2、B⁻：1</td> </tr> <tr> <td>受動型業務</td> <td>A：1、B：10</td> <td>A：4、B⁺：1、B：7</td> </tr> </tbody> </table> 2 業務運営の効率化等 上記の「その他業務運営に関する計画」等類似項目に係る部分を統合し、3つの評価項目を設定して評価を実施（いずれも能動型業務） <table border="1" data-bbox="1323 1353 1924 1434"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：1、B：2</td> <td>A：3</td> </tr> </tbody> </table>	年 度		平成13	14	評価結果 (項目数)	能動型業務	A：2、B：4	A ⁺ ：1、A：3、B：2、B ⁻ ：1	受動型業務	A：1、B：10	A：4、B ⁺ ：1、B：7	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：1、B：2	A：3
年 度		平成13	14															
評価結果 (項目数)	能動型業務	A：2、B：4	A ⁺ ：1、A：3、B：2、B ⁻ ：1															
	受動型業務	A：1、B：10	A：4、B ⁺ ：1、B：7															
年 度	平成13	14																
評価結果（項目数）	A：1、B：2	A：3																

3 財務内容の改善（能動型業務）

年 度	平成 13	14
評価結果	B	A

《参考》定量的指標の実績（平成 14 年度）（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
ゲノム解析	目標期間（5年間）中に 85Mbps 以上	—	2.8Mbps
化学物質ハザードデータの 新規データ収集	目標期間（5年間）中に約 3,000 件	約 300 件	604 件
福祉用具等の評価手法の開 発	目標期間（5年間）中に 15 テ ーマ	1 テーマ	1 テーマ

総合評価

○ 評価結果

年 度	平成 13	14
評価結果	B	A

○ 評価の理由、特記事項等

1 評価の理由

「能動型業務」はAマイナス、「マネジメントの改善」及び「財務内容の改善」はA、「受動型業務」はBプラス、「コストパフォーマンス」は良好と評価した。

総合評価においては、次の点を考慮し、「A」とした。

- ・ 能動型業務は最も重点を置いているバイオテクノロジー分野の業務があり、受動型業務よりも業務ウエイトが高いこと
- ・ マネジメントの改善及び財務内容の改善がいずれもA評価であること
- ・ 本年度は、昨年度に引き続き職務内容の転換と新規事業の立ち上げ及びそれら業務の効率化が主要な経営課題であったが、目標管理制度の導入、外部専門家の大幅な活用、外部資金の大量な獲得等により、理事長以下職員が一体となった努力と工夫と相まって、23 項目中 12 項目でA又はAプラスの評価を得るとともにC以下の評価は無く、着実に成果をあげたこと
- ・ 昨年度評価と比較し、受動型業務においてもA評価が増え、全体でA評価が8項目増加し（昨年度：21 項目中 4 項目がA）、かつ、能動型業務及び受動型業務におけるA評価の項目は生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化業務（能動型）、化学物質総合管理情報の整備提供関係業務（能動型）、製品安全関係業務（受動型）など業務ウエイトの高いものが多かったこと、など。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

以下の点を踏まえつつ、経済産業省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく認定関係業務については、事業者からの申請を受け、担当者による書類審査や現地審査を経た後、認定委員会の審議を受けて認定される仕組みとなっており、その業務の迅速化・効率化についての評価に当たっては、認定委員会の開催方法の見直しによる審議待ち時間の短縮化等の状況が指標として採用されている。しかし、認定された案件の中には、申請から認定までに 1 年以上の期間を要したものもあるという状況を踏まえ、その評価においては、申請から認定までの全体の審査期間、申請件数、認定まで長期間となった場合にはその理由等についても評価書等に明示することにより、評価結果の透明性を確保すべきである。
- ・ 講習会に係る損失については、還付消費税の充当等により補填されているものの、講習会の収支が 5 年でほぼ均衡するような受講料の設定によるものであり、当初想定どおりである旨の分析・評価が行われているが、法人における適切な財務運営を確保するため、引き続き厳格な評価が行われることを期待する。

ホームページ

法 人： <http://www.nite.go.jp/>
 評価結果： <http://www.meti.go.jp/report/data/g30826aj.html>

法人名	独立行政法人土木研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：坂本 忠彦）
目的	土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備の推進に資することを目的とする。
主要業務	1 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発を行うこと。2 土木技術に関する指導及び成果の普及を行うこと。3 委託に基づき、土木技術に関する検定を行うこと。4 1に掲げるもののほか、委託に基づき、重要な河川工作物についての調査、試験、研究及び開発を行い、並びに土木に係る建設資材及び建設工事用機械についての特別な調査、試験、研究及び開発を行うこと。5 国の委託に基づき、国土交通省の施行する建設工事で政令で定めるものに係る特殊な工作物の設計を行うこと。6 1から5に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	土木研究所分科会（分科会長：椎貝 博美）
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価等</p> <p>次の2つの「評価」で構成されている。</p> <p>1 業務運営評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務効率化・質の向上等運営改善に向けた取組を中心として、各項目ごとに中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について、4段階（0点～3点）を基本として段階的評定を行う（平成13年度は、「中期計画の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるか否か」の2段階で評定）。 <ul style="list-style-type: none"> 3点：特に優れた実施状況 2点：着実な実施状況 1点：おおむね着実な実施状況 0点：業務改善が必要 上記の各個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体について、原則として、次のような3段階で評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 順調：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が100%以上 ② おおむね順調：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%以上100%未満

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>③ 要努力：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%未満</p> <p>2 自主改善努力評価</p> <p>中期計画における項目以外の事項で、法人の現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組（自主改善努力）が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、「相当程度の実践的努力が認められる」として総合的な評定にプラス評価として加味する。</p> <p>（注）評価基準の変更に伴い、平成13年度業務実績評価で実施された個別業務評価（法人の自己評価が説明責任を果たしているかどうかについてのアカウントビリティ評価）は、実施されていない。</p> <p>総合評価</p> <p>業務運営評価及び自主改善努力評価を踏まえ、総合的に評定する（平成13年度は、業務運営評価及び個別業務評価並びに自主改善努力を踏まえ、総合的に評定）。</p>						
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価等</p> <p>○ 評価結果</p> <p>＜業務運営評価＞</p> <p>1 業務運営の効率化</p> <p>「組織運営における機動性の向上」、「研究評価体制の構築と研究開発における競争的環境の拡充」等4つの中項目について、8つの評価項目を設定して評価を実施</p> <p>なお、「研究開発の連携・推進体制の整備」は、技術推進本部の機能充実のために新たに取組まれた研究コンソーシアムや土研コーディネートシステムなどの整備を高く評価し3点に評価しているほか、計2項目で3点の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>○：8</td> <td>3点：2、2点：6</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）平成13年度の○印は、「着実な実施状況にある」との評定である（以下の項目も同様）。</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</p> <p>「研究開発の基本的方針」、「他の研究機関等との連携等」等3つの中項目について、8つの評価項目を設定して評価を実施</p> <p>なお、「共同研究の推進」は、国内の共同研究が68件行われているなど活動が順調に行われている等として3点に評価しているほか、計3項目で3点の評価</p>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	○：8	3点：2、2点：6
年 度	平成13	14					
評価結果（項目数）	○：8	3点：2、2点：6					

年 度	平成 13	14
評価結果（項目数）	○：8	3点：3、2点：5

- 3 予算、収支計画及び資金計画＜平成 13 年度：－、14 年度：2 点＞
- 4 短期借入金の限度額＜平成 13 年度：－、14 年度：－＞
- 5 重要な財産の譲渡等＜平成 13 年度：－、14 年度：－＞
- 6 剰余金の使途＜平成 13 年度：－、14 年度：－＞
- 7 その他業務運営に関する事項

「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の 2 つの中項目で評価を実施

年 度	平成 13	14
評価結果（項目数）	○：2	2 点：2

◎ 項目全体の実施状況に対する判断

年 度	平成 13	14
評価結果	順調	順調（合計点：43 点、113%）

＜自主改善努力評価（平成 14 年度）＞

（結果：相当程度の実践的努力が認められる。）

《参考》定量的指標の実績（平成 14 年度）（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
研究開発費に占める重点研究開発費の割合	目標期間（5 年間）中におおむね 40%を充当	（具体の研究テーマを提示）	平成 14 年度研究費の約 42.5%を充当
共同研究の件数	目標期間（5 年間）中に 60 件程度新規に実施	10 件程度新規に実施	36 件新規に実施

総合評価

○ 評価結果

年 度	平成 13	14
評価結果	3（業務運営評価：順調 2、個別業務評価：良好 1）	・業務運営評価：順調 ・自主改善努力評価：○

(注) 1 「個別業務評価」は、評価基準の変更により、平成 14 年度からは実施されていない。
2 平成 14 年度の「自主改善努力評価」の○印は、「相当程度の実践的努力が認められる。」との評定である。

○ 評価の理由、特記事項等

（業務全般に関する意見）（抜粋）

- ① E Sアンケートの実施等による潜在的な問題点の洗い出しやその解消取組計画等を反映した、次期中期計画を策定されることを望む。また、現在の評価項目が土研のミッションを達成する上で適切なものであるとは思えないものもあると感じられるため、それらの見直しに取り掛かることも望む。
- ② 5 年、10 年のスパンで財務的資料をどのように業務運営に使いこなすのか、セグメント情報の活用などを考えて欲しい。
- ③ 重点研究課題などにおいて、目標との関係だけでなく、成果の生かし方まで説明があるとより分かりやすい。
- ④ 組織改革により期待されている努力を極めて真面目に実施しているが、その業務にとられる時間が、本来の研究業務に支障ない様に、特に若い研究者の活動を妨げないよう留意して欲しい。

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

法 人：http://www.pwri.go.jp
評価結果：http://www.mlit.go.jp/hyouka/h14jisseki/h14jisseki.htm

法人名	独立行政法人建築研究所（平成13年4月1日設立）〈特定〉 (理事長：山内 泰之)
目的	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを目的とする。
主要業務	1 建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発を行うこと。2 建築・都市計画技術に関する指導及び成果の普及を行うこと。3 委託に基づき、建築・都市計画技術に関する検定を行うこと。4 1に掲げるもののほか、委託に基づき、建築物、その敷地及び建築資材についての特別な調査、試験、研究及び開発を行うこと。5 国、地方公共団体その他政令で定める公共的団体の委託に基づき特殊な建築物の設計を行うこと。6 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。7 1から6に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	建築研究所分科会（分科会長：岡田 恒男）
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価等</p> <p>次の2つの「評価」で構成されている。</p> <p>1 業務運営評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務効率化・質の向上等運営改善に向けた取組を中心として、各項目ごとに中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について、4段階（0点～3点）を基本として段階的評価を行う（平成13年度は、「中期計画の達成に向け着実な実施状況にあると認められるか否か」の2段階で評価）。 <ul style="list-style-type: none"> 3点：特に優れた実施状況 2点：着実な実施状況 1点：おおむね着実な実施状況 0点：業務改善が必要 上記の各個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体について、原則として、次のような3段階で評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 順調：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が100%以上 ② おおむね順調：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%以上100%未満

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>③ 要努力：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%未満</p> <p>2 自主改善努力評価</p> <p>中期計画における項目以外の事項で、法人の現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組（自主改善努力）が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、「相当程度の実践的努力が認められる」として総合的な評価にプラス評価として加味する。</p> <p>(注) 評価基準の変更に伴い、平成13年度業務実績評価で実施された個別業務評価（法人の自己評価が説明責任を果たしているかどうかについてのアカウントビリティ評価）は、実施されていない。</p> <p>総合評価</p> <p>業務運営評価及び自主改善努力評価を踏まえ、総合的に評価する（平成13年度は、業務運営評価及び個別業務評価並びに自主改善努力を踏まえ、総合的に評価）。</p>						
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価等</p> <p>○ 評価結果</p> <p><業務運営評価></p> <p>1 業務運営の効率化</p> <p>「組織運営における機動性の向上」、「研究評価体制の構築及び研究開発における競争的環境の拡充」等4つの中項目について、7つの評価項目を設定して評価を実施</p> <p>なお、「研究評価体制の構築」は、多人数の外部評価委員に研究評価を依頼しており、速やかにかつ積極的に結果を公表していること等、充実した評価体制が確立していることを高く評価し3点に評価しているほか、計2項目で3点の評価</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>○：6、●：1</td> <td>3点：2、2点：5</td> </tr> </table> <p>(注) 平成13年度の○印は「着実な実施状況にある」、●印は「着実な実施状況にない」との評価である（以下の項目も同様）。</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</p> <p>「研究開発の基本的方針」、「他の研究機関等との連携等」等4つの中項目について、9つの評価項目を設定して評価を実施</p> <p>なお、「共同研究の推進」は、35件の共同研究を実施するなど計画通り進行し、平成14年度に着手した新規課題が大幅に増加していること、コンソーシアムの立ち上げ等を高く評価し3点に評価しているほか、計3項目で3点の評価</p>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	○：6、●：1	3点：2、2点：5
年 度	平成13	14					
評価結果（項目数）	○：6、●：1	3点：2、2点：5					

年 度	平成 13	14
評価結果 (項目数)	○ : 9	3点 : 3、2点 : 6

3 予算、収支計画及び資金計画<平成 13 年度 : 一、14 年度 : 2 点>

4 短期借入金の限度額<平成 13 年度 : 一、14 年度 : 一>

5 重要な財産の譲渡等<平成 13 年度 : 一、14 年度 : 一>

6 剰余金の使途<平成 13 年度 : 一、14 年度 : 一>

7 その他業務運営に関する事項

「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の 2 つの中項目で評価を実施

年 度	平成 13	14
評価結果 (項目数)	○ : 2	2 点 : 2

◎ 項目全体の実施状況に対する判断

年 度	平成 13	14
評価結果	おおむね順調	順調 (合計点: 43 点、113%)

<自主改善努力評価 (平成 14 年度) >

(結果 : 相当程度の実践的努力が認められる。)

《参考》定量的指標の実績 (平成 14 年度) (例)

指 標	中期計画	年度計画	実 績
研究開発費に占める重点研究開発費の割合	目標期間 (5 年間) 中におおむね 60% を充当	(具体的研究テーマを提示)	平成 14 年度研究費の約 79.5% 充当
共同研究の件数	毎年度 30 件程度	同左	35 件

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

総 合 評 価

○ 評価結果

年 度	平成 13	14
評価結果	2 (業務運営評価 : おおむね順調 1、個別業務評価 : 良好 1)	・業務運営評価 : 順調 ・自主改善努力評価 : ○

(注) 1 「個別業務評価」は、評価基準の変更により、平成 14 年度からは実施されていない。

2 平成 14 年度の「自主改善努力評価」の○印は、「相当程度の実践的努力が認められる。」との評定である。

○ 評価の理由、特記事項等

(業務全般に関する意見)

プロジェクトチームの編成、評価体制の構築など新しい試みが多くなされている。これらの中には、試みがなされてからの日が浅いことから現段階ではその成果が十分に評価できないものもあるが、建築研究所は大幅な機構改革の激動期をうまく乗り越えつつある。

特に、研究者が自己評価をし、外部評価を受けるための準備や結果を整理する作業を日常の研究業務を遂行しながら行ってきたことは大変な努力であったかと推察される。ここまで体制が整えば今後は一層の成果が上るものと期待している。

今後の課題としては、次期中期計画策定のため、研究所のミッションの確認及びそれに基づく業務運営評価項目の洗い直しの作業が必要である。

また、建築研究所の特色である総合性の発揮、国民が建築研究所に親しみを覚えるような成果の取りまとめ及び普及がより一層行われることを期待する。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

ホームページ

法 人 : <http://www.kenken.go.jp>
 評価結果 : <http://www.mlit.go.jp/hyouka/h14jisseki/h14jisseki.htm>

法人名	独立行政法人交通安全環境研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：下平 隆）
目的	運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 運輸技術のうち陸上輸送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及すること。3 1に掲げる技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。4 道路運送車両法の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が保安基準に適合するかどうかの審査を行うこと。5 1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	交通関係研究所分科会（分科会長：小山 健夫）
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価等</p> <p>次の2つの「評価」で構成されている。</p> <p>1 業務運営評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務効率化・質の向上等運営改善に向けた取組を中心として、各項目ごとに中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について、4段階（0点～3点）を基本として段階的評定を行う（平成13年度は、「中期計画の達成に向け着実な実施状況にあると認められるか否か」の2段階で評定）。 <ul style="list-style-type: none"> 3点：特に優れた実施状況 2点：着実な実施状況 1点：おおむね着実な実施状況 0点：業務改善が必要 上記の各個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体について、原則として、次のような3段階で評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 順調：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が100%以上 ② おおむね順調：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%以上100%未満

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>③ 要努力：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%未満</p> <p>2 自主改善努力評価</p> <p>中期計画における項目以外の事項で、法人の現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組（自主改善努力）が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、「相当程度の実践的努力が認められる」として総合的な評定にプラス評価として加味する。</p> <p>（注）評価基準の変更に伴い、平成13年度業務実績評価で実施された個別業務評価（法人の自己評価が説明責任を果たしているかどうかについてのアカウントビリティ評価）は、実施されていない。</p> <p>総合評価</p> <p>業務運営評価及び自主改善努力評価を踏まえ、総合的に評定する（平成13年度は、業務運営評価及び個別業務評価並びに自主改善努力を踏まえ、総合的に評定）。</p>												
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価等</p> <p>○ 評価結果 ＜業務運営評価＞</p> <p>1 業務運営の効率化</p> <p>「組織運営」、「人材の活用」等の3つの中項目について、4つの評価項目を設定して評価を実施（平成13年度は、3つの中項目で評価を実施）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>○：3</td> <td>2点：4</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）平成13年度の○印は、「着実な実施状況にある」との評定である（以下の項目も同様）。</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</p> <p>「中期目標の期間中に実施する研究」、「重点研究領域における研究の推進」等10の中項目について、12の評価項目を設定して評価を実施（平成13年度は、10の中項目で評価を実施）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>○：10</td> <td>2点：11、1点：1</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：○、14年度：－＞</p> <p>「予算」、「支出計画」及び「資金計画」の3つの評価項目を設定して評価を実施（平成13年度は、大項目で評価を実施）</p>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	○：3	2点：4	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	○：10	2点：11、1点：1
年 度	平成13	14											
評価結果（項目数）	○：3	2点：4											
年 度	平成13	14											
評価結果（項目数）	○：10	2点：11、1点：1											

年 度	平成 13	14
評価結果 (項目数)	—	2点 : 3

- 4 短期借入金の限度額<平成 13 年度 : —、14 年度 : —>
- 5 重要な財産の譲渡等<平成 13 年度 : —、14 年度 : —>
- 6 剰余金の使途<平成 13 年度 : —、14 年度 : —>
- 7 その他業務運営に関する事項
「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の 2 つの中項目について、3 つの評価項目を設定して評価を実施 (平成 13 年度は、2 つの中項目で評価を実施)

年 度	平成 13	14
評価結果 (項目数)	○ : 2	2点 : 3

◎ 項目全体の実施状況に対する判断

年 度	平成 13	14
評価結果	順調	おおむね順調 (合計点:43 点、98%)

<自主改善努力評価 (平成 14 年度) >
(結果 : 相当程度の実践的努力が認められない。)

《参考》定量的指標の実績 (平成 14 年度) (例)

指 標	中期計画	年度計画	実 績
研究費総額に占める重点研究費の割合	目標期間 (5 年間) 中に 80%以上を充当	研究費の 80%以上を充当	83.6%
共同研究の件数	目標期間 (5 年間) 中に延べ 80 件程度	16 件程度	17 件
関係学会等での論文及び口頭発表件数	目標期間 (5 年間) 中に 480 件程度	100 件程度	101 件
特許等の出願件数	目標期間 (5 年間) 中に 10 件程度	2 件程度	4 件

総合評価

○ 評価結果

年 度	平成 13	14
評価結果	3 (業務運営評価 : 順調 2、個別業務評価 : 良好 1)	・業務運営評価 : おおむね順調 ・自主改善努力評価 : ●

(注) 1 「個別業務評価」は、評価基準の変更により、平成 14 年度からは実施されていない。
2 平成 14 年度の「自主改善努力評価」の●印は、「相当程度の実践的努力が認められない。」との評定である。

○ 評価の理由、特記事項等

(業務全般に関する意見)
本年 4 月に就任された新理事長は基本方針の中で、
・民間研究機関との重複は避ける
・交通モード間の結節点問題と都市交通のライトレールの研究が我が国では不十分でありこれらの観点から研究計画の重点化を図りたい
という明確な方向を示しておられ、今後の成果に大いに期待したい。
また、特に強力な研究開発能力をもつ自動車産業との研究分野の重複には留意すべきであり、今後は、更にレベルの高い研究を追究すべきである。

以下の点を踏まえつつ、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・自動車等審査組織の運営の効率化について評価を行う際には、審査の専門分野ごとのグループの編成、改編等の取組状況のみならず、結果として、個別の審査の種類ごとの業務量及び業務内容の変動に応じた適切な要員の配置が行われたかどうかについても、経年比較等により、具体的に評価を行うべきである。

法 人 : <http://www.ntsels.go.jp>
評価結果 : <http://www.mlit.go.jp/hyouka/h14jisseki/h14jisseki.htm>

法人名	独立行政法人海上技術安全研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：中西 堯二）
目的	船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、海上輸送の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋開発及び海洋環境の保全に資することを目的とする。
主要業務	1 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及すること。3 1に掲げる技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。4 1から3に掲げる業務に付随する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	交通関係研究所分科会（分科会長：小山 健夫）
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価等</p> <p>次の2つの「評価」で構成されている。</p> <p>1 業務運営評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務効率化・質の向上等運営改善に向けた取組を中心として、各項目ごとに中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について、4段階（0点～3点）を基本として段階的評価を行う（平成13年度は、「中期計画の達成に向け着実な実施状況にあると認められるか否か」の2段階で評価）。 <ul style="list-style-type: none"> 3点：特に優れた実施状況 2点：着実な実施状況 1点：おおむね着実な実施状況 0点：業務改善が必要 上記の各個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体について、原則として、次のような3段階で評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 順調：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が100%以上 ② おおむね順調：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%以上100%未満

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>③ 要努力：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%未満</p> <p>2 自主改善努力評価</p> <p>中期計画における項目以外の事項で、法人の現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組（自主改善努力）が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、「相当程度の実践的努力が認められる」として総合的な評価にプラス評価として加味する。</p> <p>（注）評価基準の変更に伴い、平成13年度業務実績評価で実施された個別業務評価（法人の自己評価が説明責任を果たしているかどうかについてのアカウントビリティ評価）は、実施されていない。</p> <p>総合評価</p> <p>業務運営評価及び自主改善努力評価を踏まえ、総合的に評価する（平成13年度は、業務運営評価及び個別業務評価並びに自主改善努力を踏まえ、総合的に評価）。</p>						
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価等</p> <p>○ 評価結果</p> <p>＜業務運営評価＞</p> <p>1 業務運営の効率化</p> <p>「組織運営の改善」、「競争的環境の改善」等5つの中項目について、8つの評価項目を設定して評価を実施（平成13年度は、5つの中項目で評価を実施）</p> <p>なお、「組織運営の改善」は、運営戦略会議の下の「研究計画委員会」による研究の企画・立案・調整や、研究者の専従率を作成しての人員配置の管理、理事長のリーダーシップにより設定した理念と行動指針が徐々に所内に浸透してきていること等が特に優れた実施状況にあるとして3点に評価しているほか、計2項目で3点の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>○：5</td> <td>3点：2、2点：6</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）平成13年度の○印は、「着実な実施状況にある」との評価である（以下の項目も同様）。</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</p> <p>「研究対象領域の設定」、「中期計画の目標期間中に重点的に取り組む研究」等7つの中項目について、10（平成13年度は8つ）の評価項目を設定して評価を実施</p>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	○：5	3点：2、2点：6
年 度	平成13	14					
評価結果（項目数）	○：5	3点：2、2点：6					

年 度	平成 13	14
評価結果 (項目数)	○ : 8	2点 : 9、1点 : 1

3 予算、収支計画及び資金計画<平成 13 年度 : ○、14 年度 : ->
 「予算」、「収支計画」及び「資金計画」の 3 つの評価項目を設定して評価を実施 (平成 13 年度は、大項目で評価を実施)

年 度	平成 13	14
評価結果 (項目数)	-	2点 : 3

4 短期借入金の限度額<平成 13 年度 : -、14 年度 : ->

5 重要な財産の譲渡等<平成 13 年度 : -、14 年度 : ->

6 剰余金の使途<平成 13 年度 : -、14 年度 : ->

7 その他業務運営に関する事項

「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の 2 つの中項目について、3 つの評価項目を設定して評価を実施 (平成 13 年度は、2 つの中項目で評価を実施)

年 度	平成 13	14
評価結果 (項目数)	○ : 2	2点 : 3

◎ 項目全体の実施状況に対する判断

年 度	平成 13	14
評価結果	順調	順調 (合計点 : 49 点、102%)

< 自主改善努力評価 (平成 14 年度) >

(結果 : 相当程度の実践的努力が認められる。)

《参考》定量的指標の実績 (平成 14 年度) (例)

指 標	中期計画	年度計画	実 績
研究費総額に占める重点研究費の割合	目標期間 (5 年間) 中の割合を 75% 程度	(具体の研究テーマを提示)	87%
共同研究及び受託研究の件数	目標期間 (5 年間) 中に延べ 440 件以上	88 件以上	132 件
研究成果の論文及び口頭による発表件数	目標期間 (5 年間) 中に 1,270 件以上	254 件以上	284 件
特許等の出願件数	目標期間 (5 年間) 中に 40 件以上	8 件以上	27 件

総合評価

○ 評価結果

年 度	平成 13	14
評価結果	3 (業務運営評価 : 順調 2、個別業務評価 : 良好 1)	・業務運営評価 : 順調 ・自主改善努力評価 : ○

(注) 1 「個別業務評価」は、評価基準の変更により、平成 14 年度からは実施されていない。
 2 平成 14 年度の「自主改善努力評価」の○印は、「相当程度の実践的努力が認められる。」との評定である。

○ 評価の理由、特記事項等

(業務全般に関する意見)

全体として分析的に作業が進められ、着実に業務が改善されており、今後が期待される。

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

法 人 : <http://www.nmri.go.jp>

評価結果 : <http://www.mlit.go.jp/hyouka/h14jisseki/h14jisseki.htm>

法人名	独立行政法人港湾空港技術研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：小和田 亮）
目的	港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に関する技術の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 次に掲げる事項に関する基礎的な調査、研究及び技術の開発を行うこと。 イ 港湾の整備、利用及び保全に関すること。ロ 航路の整備及び保全に関すること。ハ 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること。ニ 港湾内の海岸の整備、利用及び保全に関すること。ホ 飛行場の整備及び保全に関すること。 2 1のイからホまでに掲げる事項に関する事業の実施に関する研究及び技術の開発を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に係る技術の指導及び成果の普及を行うこと。4 1のイからホまでに掲げる事項に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。5 1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	港湾空港技術研究所分科会（分科会長：石原 研而）
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価等</p> <p>次の2つの「評価」で構成されている。</p> <p>1 業務運営評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務効率化・質の向上等運営改善に向けた取組を中心として、各項目ごとに中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について、4段階（0点～3点）を基本として段階的評価を行う（平成13年度は、「中期計画の達成に向け着実な実施状況にあると認められるか否か」の2段階で評価）。 3点：特に優れた実施状況 2点：着実な実施状況 1点：おおむね着実な実施状況 0点：業務改善が必要 上記の各項目別の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体について、原則として、次のような3段階で評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 順調：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が100%以上 ② おおむね順調：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%以上100%未満

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>③ 要努力：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%未満</p> <p>2 自主改善努力評価 中期計画における項目以外の事項で、法人の現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組（自主改善努力）が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、「相当程度の実践的努力が認められる」として総合的な評定にプラス評価として加味する。</p> <p>（注）評価基準の変更に伴い、平成13年度業務実績評価で実施された個別業務評価（法人の自己評価が説明責任を果たしているかどうかについてのアカウントビリティ評価）は、実施されていない。</p> <p>総合評価</p> <p>業務運営評価及び自主改善努力評価を踏まえ、総合的に評定する（平成13年度は、業務運営評価及び個別業務評価並びに自主改善努力を踏まえ、総合的に評定）。</p>						
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価等</p> <p>○ 評価結果 ＜業務運営評価＞</p> <p>1 業務運営の効率化 「組織運営」、「人材活用」等3つの中項目について、6つの評価項目を設定して評価を実施 なお、「外部の優秀な人材の活用」は、任期付研究員の採用状況や、適切な採用方針と幅広い採用方法の設定等による多数の優秀な外部の人材の確保等が特に優れた実施状況にあるとして3点に評価しているほか、計3項目で3点の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>○：6</td> <td>3点：3、2点：3</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）平成13年度の○印は、「着実な実施状況にある」との評定である（以下の項目も同様）。</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「研究活動の推進」、「他機関との有機的連携」等5つの中項目について、17の評価項目を設定して評価を実施 なお、「研究の重点的実施」は、重点研究領域の研究費の配分比率が目標値を大幅に超えていることや、研究の重点化に対応した優先的な施設整備等が特に優れた実施状況にあるとして3点に評価しているほか、計8項目で3点の評価</p>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	○：6	3点：3、2点：3
年 度	平成13	14					
評価結果（項目数）	○：6	3点：3、2点：3					

年 度	平成 13	14
評価結果 (項目数)	○ : 17	3点 : 8、2点 : 9

3 予算、収支計画及び資金計画<平成 13 年度 : ○、14 年度 : 3 点>

4 短期借入金の限度額<平成 13 年度 : ○、14 年度 : ->

(注) 平成 13 年度及び 14 年度の評価結果が異なるものとなっているが、両年度とも実績はない (以下の 5 及び 6 についても同様)。

5 重要な財産の譲渡等<平成 13 年度 : ○、14 年度 : ->

6 剰余金の使途<平成 13 年度 : ○、14 年度 : ->

7 その他業務運営に関する事項

「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の 2 つの中項目で評価を実施

年 度	平成 13	14
評価結果 (項目数)	○ : 2	2 点 : 2

◎ 項目全体の実施状況に対する判断

年 度	平成 13	14
評価結果	順調	順調 (合計点: 64 点、123%)

< 自主改善努力評価 (平成 14 年度) >

(結果 : 相当程度の実践的努力が認められる。)

《参考》定量的指標の実績 (平成 14 年度) (例)

指 標	中期計画	年度計画	実 績
研究開発費に占める重点研究費の割合	目標期間 (5 年間) の最終年度に初年度の 10% 程度引き上げ	平成 14 年度研究費に占める割合を 70% 程度	83.5%
共同研究の件数	目標期間 (5 年間) 中に延べ 170 件程度	35 件程度	42 件
査読付論文の発表件数	目標期間 (5 年間) 中に法人設立前の 5 年間に比べ 10% 程度増加	65 編以上	126 編
特許等の出願件数	目標期間 (5 年間) 中に法人設立前の 5 年間に比べ 10% 程度増加	10 件程度	20 件

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

総合評価

○ 評価結果

年 度	平成 13	14
評価結果	3 (業務運営評価 : 順調 2、個別業務評価 : 良好 1)	・業務運営評価 : 順調 ・自主改善努力評価 : ○

(注) 1 「個別業務評価」は、評価基準の変更により、平成 14 年度からは実施されていない。
2 平成 14 年度の「自主改善努力評価」の○印は、「相当程度の実践的努力が認められる。」との評定である。

○ 評価の理由、特記事項等

(業務全般に関する意見)

各評価項目の年度計画は、中期計画を達成するための平成 14 年度分の計画として妥当であり、また、それぞれの評定及び評定理由等に記載したとおり良好な実績が認められる。特に、研究成果を始めとする業務の質に関しては高いレベルにあると言える。また、業務運営の効率化に向けて、1) 研究評価体制の整備、2) 研究者評価体制の確立、3) 研究実施管理体制の確立、4) 知的財産権の積極的な取得・活用に向けた組織としての取組み等、自覚的に目標を定めて着実な努力をした上で、的確な分析に基づいて実行されていることは高く評価される。さらに、全体に様々な問題にキメ細かな対処がなされている点、理解しやすい成果の表現がなされて説明責任が果たされている点、コスト削減および相当額の剰余金の蓄積に向けて並々ならぬ努力をしている点は特筆すべきである。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

ホームページ

法 人 : <http://www.pari.go.jp/>
評価結果 : <http://www.mlit.go.jp/hyouka/h14jisseki/h14jisseki.htm>

法人名	独立行政法人電子航法研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：大沼 正彦）
目的	電子航法に関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保とその円滑化を図ることを目的とする。
主要業務	1 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及すること。3 電子航法に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。4 1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	交通関係研究所分科会（分科会長：小山 健夫）
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価等</p> <p>次の2つの「評価」で構成されている。</p> <p>1 業務運営評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務効率化・質の向上等運営改善に向けた取組を中心として、各項目ごとに中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について、4段階（0点～3点）を基本として段階的評価を行う（平成13年度は、「中期計画の達成に向け着実な実施状況にあると認められるか否か」の2段階で評価）。 <ul style="list-style-type: none"> 3点：特に優れた実施状況 2点：着実な実施状況 1点：おおむね着実な実施状況 0点：業務改善が必要 上記の各個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体について、原則として、次のような3段階で評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 順調：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が100%以上 ② おおむね順調：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%以上100%未満 ③ 要努力：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%未満 <p>2 自主改善努力評価</p> <p>中期計画における項目以外の事項で、法人の現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組（自主改善努力）が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、「相当程度の実践的努力が認めら</p>

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>れる」として総合的な評価にプラス評価として加味する。</p> <p>（注）評価基準の変更に伴い、平成13年度業務実績評価で実施された個別業務評価（法人の自己評価が説明責任を果たしているかどうかについてのアカウントビリティ評価）は、実施されていない。</p> <p>総合評価</p> <p>業務運営評価及び自主改善努力評価を踏まえ、総合的に評定する（平成13年度は、業務運営評価及び個別業務評価並びに自主改善努力を踏まえ、総合的に評定）。</p>																		
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価等</p> <p>○ 評価結果</p> <p>＜業務運営評価＞</p> <p>1 業務運営の効率化</p> <p>「研究実施体制の効率化」、「人材活用に関する計画」等4つの中項目で評価を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>○：3、●：1</td> <td>2点：3、1点：1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）平成13年度の○印は「着実な実施状況にある」、●印は「着実な実施状況にない」との評定である（以下の項目も同様）。</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</p> <p>「重点研究開発課題の設定」、「基盤的研究」等9つの中項目について、11の評価項目を設定して評価を実施（平成13年度は、9つの中項目で評価を実施）</p> <p>なお、「国の推進するプロジェクト等への参画」は、羽田空港の再拡張に係るシミュレーションの実施や国が担当する「高精度測位補正技術に関する研究」の中核的研究機関として位置付けられる等、社会的に重要と判断される課題に積極的に貢献できている等として3点の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>○：7、●：2</td> <td>3点：1、2点：10</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：○、14年度：－＞</p> <p>「予算」、「収支計画」及び「資金計画」の3つの評価項目を設定して評価を実施（平成13年度は、大項目で評価を実施）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>－</td> <td>2点：3</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	○：3、●：1	2点：3、1点：1	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	○：7、●：2	3点：1、2点：10	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	－	2点：3
年 度	平成13	14																	
評価結果（項目数）	○：3、●：1	2点：3、1点：1																	
年 度	平成13	14																	
評価結果（項目数）	○：7、●：2	3点：1、2点：10																	
年 度	平成13	14																	
評価結果（項目数）	－	2点：3																	

- 4 短期借入金の限度額<平成13年度：－、14年度：－>
- 5 重要な財産の譲渡等<平成13年度：－、14年度：－>
- 6 剰余金の使途<平成13年度：－、14年度：－>
- 7 その他業務運営に関する事項
「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目について、3つの評価項目を設定して評価を実施（平成13年度は、2つの中項目で評価を実施）

年 度	平成13	14
評価結果（項目数）	○：2	2点：3

◎ 項目全体の実施状況に対する判断

年 度	平成13	14
評価結果	おおむね順調	順調（合計点：42点、100%）

<自主改善努力評価（平成14年度）>
（結果：相当程度の実践的努力が認められない。）

《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
研究開発費に占める重点研究費の割合	目標期間（5年間）中の割合を90%以上	平成14年度研究費に占める割合を90%以上	91%
共同研究・受託試験等の件数	目標期間（5年間）中に22件程度	10件程度	24件
研究成果の所外発表件数	目標期間（5年間）中に550件程度	110件程度	189件
特許等の出願件数	目標期間（5年間）中に48件程度	10件程度	14件

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

総合評価

○ 評価結果

年 度	平成13	14
評価結果	2（業務運営評価：おおむね順調1、個別業務評価：良好1）	・業務運営評価：順調 ・自主改善努力評価：●

（注）1 「個別業務評価」は、評価基準の変更により、平成14年度からは実施されていない。

2 平成14年度の「自主改善努力評価」の●印は、「相当程度の実践的努力が認められない。」との評定である。

○ 評価の理由、特記事項等

（業務全般に関する意見）

平成14年度に新たに作成された職員の業務評価のための評価基準案が、15年度の試行運用を経て、今後、独法の業務運営にどのように反映されるかが問われる。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

ホームページ

法 人： <http://www.enri.go.jp/>
評価結果： <http://www.mlit.go.jp/hyouka/h14jisseki/h14jisseki.htm>

法人名	独立行政法人北海道開発土木研究所（平成 13 年 4 月 1 日設立）＜特定＞ （理事長：斉藤 智徳）
目的	北海道開発局の所掌事務に関連する土木技術に関する調査、試験、研究及び開発等を行うことにより、北海道の開発の推進に資する土木技術の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 北海道開発局の所掌事務に関連する土木技術に関する調査、試験、研究及び開発を行うこと。2 1 に掲げる土木技術に関する指導及び成果の普及を行うこと。3 1 及び 2 に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5 年間
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	北海道開発土木研究所分科会（分科会長：五十嵐 日出夫）
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価等</p> <p>次の 2 つの「評価」で構成されている。</p> <p>1 業務運営評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務効率化・質の向上等運営改善に向けた取組を中心として、各項目ごとに中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について、4 段階（0 点～3 点）を基本として段階的評定を行う（平成 13 年度は、「中期計画の達成に向け着実な実施状況にあると認められるか否か」の 2 段階で評定）。 <ul style="list-style-type: none"> 3 点：特に優れた実施状況 2 点：着実な実施状況 1 点：おおむね着実な実施状況 0 点：業務改善が必要 上記の各個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体について、原則として、次のような 3 段階で評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 順調：（各項目の合計点数）／（項目数に 2 を乗じた数）が 100% 以上 ② おおむね順調：（各項目の合計点数）／（項目数に 2 を乗じた数）が 70% 以上 100% 未満 ③ 要努力：（各項目の合計点数）／（項目数に 2 を乗じた数）が 70% 未満 <p>2 自主改善努力評価</p> <p>中期計画における項目以外の事項で、法人の現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組（自主改善努力）が意欲的かつ前向きで、</p>

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>優れた実践事例として認められる場合には、「相当程度の実践的努力が認められる」として総合的な評定にプラス評価として加味する。</p> <p>(注) 評価基準の変更に伴い、平成 13 年度業務実績評価で実施された個別業務評価（法人の自己評価が説明責任を果たしているかどうかについてのアカウントビリティ評価）は、実施されていない。</p> <p>総合評価</p> <p>業務運営評価及び自主改善努力評価を踏まえ、総合的に評定する（平成 13 年度は、業務運営評価及び個別業務評価並びに自主改善努力を踏まえ、総合的に評定）。</p>												
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価等</p> <p>○ 評価結果</p> <p>＜業務運営評価＞</p> <p>1 業務運営の効率化</p> <p>「事務の効率化」、「研究評価」等 3 つの中項目について、6 つの評価項目を設定して評価を実施（平成 13 年度は、6 つの評価項目のうち「一般管理費の抑制」については、評価対象外）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成 13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>○：5</td> <td>2 点：6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成 13 年度の○印は「着実な実施状況にある」との評定である（以下の項目も同様）。</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</p> <p>「重点研究領域の設定」、「他機関との連携等」、「技術の指導及び研究成果の普及」等 5 つの中項目について、26 の評価項目を設定して評価を実施（平成 13 年度は、5 つの中項目のうち、4 つについて 20 の評価項目を設定して実施。また、「重点研究領域の設定」の評価については個別業務評価（アカウントビリティ評価）を実施）。</p> <p>なお、「産学官の連携と土木技術の共同研究開発の推進」は、目標値を大幅に上回る成果を上げている等として 3 点に評価しているほか、計 4 項目で 3 点の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成 13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>○：20</td> <td>3 点：4、2 点：21、1 点：1</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 予算、収支計画及び資金計画＜平成 13 年度：一、14 年度：2 点＞</p>	年 度	平成 13	14	評価結果（項目数）	○：5	2 点：6	年 度	平成 13	14	評価結果（項目数）	○：20	3 点：4、2 点：21、1 点：1
年 度	平成 13	14											
評価結果（項目数）	○：5	2 点：6											
年 度	平成 13	14											
評価結果（項目数）	○：20	3 点：4、2 点：21、1 点：1											

4 短期借入金の限度額<平成13年度：－、14年度：－>

5 重要な財産の譲渡等<平成13年度：－、14年度：－>

6 剰余金の使途<平成13年度：－、14年度：－>

7 その他業務運営に関する事項

「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目について、7つの評価項目を設定して評価を実施

なお、「研究能力の高い研究者の育成」は、若手研究発表会などを実施し、研究者の能力の育成を積極的に実施していることや、数多くの権威ある賞を受賞している等として3点の評価

年 度	平成13	14
評価結果(項目数)	○：7	3点：1、2点：6

◎ 項目全体の実施状況に対する判断

年 度	平成13	14
評価結果	順調	順調(合計点:84点、105%)

<自主改善努力評価(平成14年度)>

(結果：相当程度の実践的努力が認められる。)

《参考》定量的指標の実績(平成14年度)(例)

指 標	中期計画	年度計画	実 績
共同研究の件数	目標期間(5年間)中に60件新規に実施	(12件)	20件
論文発表件数	目標期間中に5%増加(5年間で1,400件)	(280件)	359件
特許等の出願件数	目標期間中に10%増加(5年間で15件)	(3件)	12件

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

総 合 評 価

○ 評価結果

年 度	平成13	14
評価結果	3(業務運営評価：順調2、個別業務評価：良好1)	・業務運営評価：順調 ・自主改善努力評価：○

(注)1 「個別業務評価」は、評価基準の変更により、平成14年度からは実施されていない。

2 平成14年度の「自主改善努力評価」の○印は、「相当程度の実践的努力が認められる。」との評定である。

○ 評価の理由、特記事項等

(業務全般に関する意見)

中期計画に定められている事項について、当該年度に実績が無いものについても、今後の具体的な取り組みの方針を示して計画的に取り組むべきである。

研究内容について、一般の人々の目に触れる機会が少ないが、税金を投入している以上、広く一般的に研究所の活動を知ってもらうことが必要。このことを確認する上でも、研究所の知名度について調査することを期待する。また、業務に直接関係することではないが、研究所構内の環境整備にも配慮し、業務に支障が無い範囲で、構内を地域住民等にも憩いの場として開放することにより、研究所が広く地域から認知されるとともに、親しまれ、愛される施設として発展することが望まれる。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

ホームページ

法 人：<http://www.ceri.go.jp>

評価結果：<http://www.mlit.go.jp/hyouka/h14jisseki/h14jisseki.htm>

法人名	独立行政法人海技大学校（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：中村 峻）
目的	船員に対し船舶の運航に関する高度の学術及び技能を教授すること等により、船員の資質の向上を図り、もって海上輸送の安全の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 船員に対し船舶の運航に関する高度の学術及び技能を教授すること。 2 船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	教育機関分科会（分科会長：杉山 武彦）
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価等</p> <p>次の2つの「評価」で構成されている。</p> <p>1 業務運営評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務効率化・質の向上等運営改善に向けた取組を中心として、各項目ごとに中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について、4段階（0点～3点）を基本として段階的評価を行う（平成13年度は、「中期計画の達成に向け着実な実施状況にあると認められるか否か」の2段階で評定）。 <ul style="list-style-type: none"> 3点：特に優れた実施状況 2点：着実な実施状況 1点：おおむね着実な実施状況 0点：業務改善が必要 上記の各個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体について、原則として、次のような3段階で評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 順調：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が100%以上 ② おおむね順調：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%以上100%未満 ③ 要努力：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%未満 <p>2 自主改善努力評価</p> <p>中期計画における項目以外の事項で、法人の現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組（自主改善努力）が意欲的かつ前向きで、</p>

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>優れた実践事例として認められる場合には、「相当程度の実践的努力が認められる」として総合的な評定にプラス評価として加味する。</p> <p>(注) 評価基準の変更に伴い、平成13年度業務実績評価で実施された個別業務評価（法人の自己評価が説明責任を果たしているかどうかについてのアカウントビリティ評価）は、実施されていない。</p> <p>総合評価</p> <p>業務運営評価及び自主改善努力評価を踏まえ、総合的に評定する（平成13年度は、業務運営評価及び個別業務評価並びに自主改善努力を踏まえ、総合的に評定）。</p>												
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準の概要	<p>項目別評価等</p> <p>○ 評価結果</p> <p>＜業務運営評価＞</p> <p>1 業務運営の効率化</p> <p>「組織運営体制の効率化の推進」、「人材の活用の推進」等3つの中項目について、4つ（平成13年度は6つ）の評価項目を設定して評価を実施</p> <p>なお、「業務運営の効率化の推進」の中の「効果的な教育機材の導入等」は、シミュレータ機材の導入や主要機材の稼働率が目標値を大幅に上回っていること、船社等のニーズに対応した委託研修課程等の実施等を高く評価し3点の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>○：6</td> <td>3点：1、2点：3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成13年度の○印は「着実な実施状況にある」との評定である（以下の項目も同様）。</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</p> <p>「船員に対する教育の実施に関する計画」、「研究の実施」等4つの中項目について、15（平成13年度は16）の評価項目を設定して評価を実施</p> <p>なお、「船員に対する教育の実施に関する計画」の中の「三級海技士科第四」は、海技士科からの分離独立（海上技術科）や、就職率が目標値を大幅に上回っていること等を高く評価し3点の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>○：16</td> <td>3点：1、2点：14</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	○：6	3点：1、2点：3	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	○：16	3点：1、2点：14
年 度	平成13	14											
評価結果（項目数）	○：6	3点：1、2点：3											
年 度	平成13	14											
評価結果（項目数）	○：16	3点：1、2点：14											

3 予算、収支計画及び資金計画

「自己収入の確保」及び「予算等」の2つの評価項目を設定して評価を実施（平成13年度は、4つの中項目で評価を実施）

年 度	平成13	14
評価結果（項目数）	○：4	2点：2

4 短期借入金の限度額＜平成13年度：－、14年度：－＞

5 重要な財産の譲渡等＜平成13年度：－、14年度：－＞

6 剰余金の使途＜平成13年度：－、14年度：－＞

7 その他業務運営に関する事項

「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施（平成13年度は、「施設及び設備に関する計画」については、評価対象外）

年 度	平成13	14
評価結果（項目数）	○：1	2点：2

◎ 項目全体の実施状況に対する判断

年 度	平成13	14
評価結果	順調	順調（合計点：48点、104%）

＜自主改善努力評価（平成14年度）＞

（結果：相当程度の実践的努力が認められない。）

《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
養成定員の抑制	目標期間（5年間）中に50%程度に抑制	平成12年度定員の約50%を抑制	50%
海事関係企業への就職率	70%以上	同左	81.3%
国家試験の合格率	85%以上	84%以上	85.1%

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

総 合 評 価

○ 評価結果

年 度	平成13	14
評価結果	3（業務運営評価：順調2、個別業務評価：良好1）	・業務運営評価：順調 ・自主改善努力評価：●

（注）1 「個別業務評価」は、評価基準の変更により、平成14年度からは実施されていない。

2 平成14年度の「自主改善努力評価」の●印は、「相当程度の実践的努力が認められない。」との評定である。

○ 評価の理由、特記事項等

（業務全般に関する意見）

海技大学校は、社会ニーズに沿って、その機能及び役割について変革をしていくことが求められており、このため、教官の意識改革を協力を推し進めることを期待する。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

以下の点を踏まえつつ、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 組織運営体制の効率化について評価を行う際には、教育課程の再編及び養成定員の抑制等の取組の状況のみならず、結果としてどの程度の効率的かつ効果的な運営が図られたのかについても、実績を定量的・具体的に把握した上で評価が行われることを期待する。
- ・ シミュレータ課程及び委託研修課程については、法人全体の業務量に占める割合が増大してきていることから、その評価を行う際には、単なる実施状況の分析のみならず、法人の設立目的との関係、費用負担の在り方等の観点から、今後の当該課程の在り方の方向が明確になるような評価が行われることを期待する。

ホームページ

法 人： <http://www.mtc.ac.jp>

評価結果： <http://www.mlit.go.jp/hyouka/h14jisseki/h14jisseki.htm>

法人名	独立行政法人航海訓練所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ (理事長：安本 博通)
目的	商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校、独立行政法人海技大学校及び独立行政法人海員学校の学生及び生徒等に対し航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能を習得させることを目的とする。
主要業務	1 商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校、独立行政法人海技大学校及び独立行政法人海員学校の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対し航海訓練を行うこと。 2 航海訓練に関する研究を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	教育機関分科会（分科会長：杉山 武彦）
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価等</p> <p>次の2つの「評価」で構成されている。</p> <p>1 業務運営評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務効率化・質の向上等運営改善に向けた取組を中心として、各項目ごとに中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について、4段階（0点～3点）を基本として段階的評定を行う（平成13年度は、「中期計画の達成に向け着実な実施状況にあると認められるか否か」の2段階で評定）。 <ul style="list-style-type: none"> 3点：特に優れた実施状況 2点：着実な実施状況 1点：おおむね着実な実施状況 0点：業務改善が必要 上記の各個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体について、原則として、次のような3段階で評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 順調：(各項目の合計点数) / (項目数に2を乗じた数) が100%以上 ② おおむね順調：(各項目の合計点数) / (項目数に2を乗じた数) が70%以上100%未満 ③ 要努力：(各項目の合計点数) / (項目数に2を乗じた数) が70%未満

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>2 自主改善努力評価</p> <p>中期計画における項目以外の事項で、法人の現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組（自主改善努力）が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、「相当程度の実践的努力が認められる」として総合的な評定にプラス評価として加味する。</p> <p>(注) 評価基準の変更に伴い、平成13年度業務実績評価で実施された個別業務評価（法人の自己評価が説明責任を果たしているかどうかについてのアカウントビリティ評価）は、実施されていない。</p> <p>総合評価</p> <p>業務運営評価及び自主改善努力評価を踏まえ、総合的に評定する（平成13年度は、業務運営評価及び個別業務評価並びに自主改善努力を踏まえ、総合的に評定）。</p>																		
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価等</p> <p>○ 評価結果</p> <p>＜業務運営評価＞</p> <p>1 業務運営の効率化</p> <p>「組織運営の効率化の推進」、「人材の活用の推進」等3つの中項目について、4つの評価項目を設定して評価を実施</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>○：4</td> <td>2点：4</td> </tr> </table> <p>(注) 平成13年度の○印は「着実な実施状況にある」との評定である（以下の項目も同様）。</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</p> <p>「航海訓練の実施」、「研究の実施」等3つの中項目について、16の評価項目を設定して評価を実施</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>○：16</td> <td>2点：16</td> </tr> </table> <p>3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>「自己収入の確保」及び「予算等」の2つの評価項目を設定して評価を実施（平成13年度は、4つの中項目で評価を実施）</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>○：4</td> <td>2点：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	○：4	2点：4	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	○：16	2点：16	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	○：4	2点：2
年 度	平成13	14																	
評価結果（項目数）	○：4	2点：4																	
年 度	平成13	14																	
評価結果（項目数）	○：16	2点：16																	
年 度	平成13	14																	
評価結果（項目数）	○：4	2点：2																	

- 4 短期借入金の限度額<平成13年度：－、14年度：－>
- 5 重要な財産の譲渡等<平成13年度：－、14年度：－>
- 6 剰余金の使途<平成13年度：－、14年度：－>

7 その他業務運営に関する事項

「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施

年 度	平成13	14
評価結果（項目数）	○：2	2点：2

◎ 項目全体の実施状況に対する判断

年 度	平成13	14
評価結果	順調	順調(合計点:48点、100%)

<自主改善努力評価（平成14年度）>

（結果：相当程度の実践的努力が認められる。）

《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）

指 標	中期計画	年度計画	実 績
練習船の受入定員に対する充足率	おおむね70%	－	56.8%
船員教育機関及び海事産業界等との意見交換会	年8回程度	年8回程度	13回
独自研究及び共同研究の件数	目標期間（5年間）中に 独自30件程度 共同25件程度	独自18件程度 共同15件程度	独自24件 共同16件

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

総合評価

○ 評価結果

年 度	平成13	14
評価結果	3（業務運営評価：順調2、個別業務評価：良好1）	・業務運営評価：順調 ・自主改善努力評価：○

(注)1 「個別業務評価」は、評価基準の変更により、平成14年度からは実施されていない。

2 平成14年度の「自主改善努力評価」の○印は、「相当程度の実践的努力が認められる。」との評定である。

○ 評価の理由、特記事項等

（業務全般に関する意見）

特になし

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

以下の点を踏まえつつ、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・平成16年度からの練習船の5隻体制への再編整理に向けた業務の見直しの状況について評価を行う際には、新たに試行される予備船員の活用方策を含めた船舶の配乗計画の見直し状況及びその内容等についても、民間における事例も踏まえつつ適切に評価が行われることを期待する。

ホームページ

法 人： <http://www.kohkun.go.jp>

評価結果： <http://www.mlit.go.jp/hyouka/h14jisseki/h14jisseki.htm>

法人名	独立行政法人海員学校（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：木村 豪志）
目的	海員の養成を行うことにより、安定的な海上輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 海員の養成を行うこと。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	教育機関分科会（分科会長：杉山 武彦）
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価等</p> <p>次の2つの「評価」で構成されている。</p> <p>1 業務運営評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務効率化・質の向上等運営改善に向けた取組を中心として、各項目ごとに中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について、4段階（0点～3点）を基本として段階的評価を行う（平成13年度は、「中期計画の達成に向け着実な実施状況にあると認められるか否か」の2段階で評価）。 <ul style="list-style-type: none"> 3点：特に優れた実施状況 2点：着実な実施状況 1点：おおむね着実な実施状況 0点：業務改善が必要 上記の各個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体について、原則として、次のような3段階で評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 順調：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が100%以上 ② おおむね順調：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%以上100%未満 ③ 要努力：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%未満 <p>2 自主改善努力評価</p> <p>中期計画における項目以外の事項で、法人の現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組（自主改善努力）が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、「相当程度の実践的努力が認められる」として総合的な評価にプラス評価として加味する。</p>

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>（注）評価基準の変更に伴い、平成13年度業務実績評価で実施された個別業務評価（法人の自己評価が説明責任を果たしているかどうかについてのアカウントビリティ評価）は、実施されていない。</p> <p>総合評価</p> <p>業務運営評価及び自主改善努力評価を踏まえ、総合的に評定する（平成13年度は、業務運営評価及び個別業務評価並びに自主改善努力を踏まえ、総合的に評定）。</p>												
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価等</p> <p>○ 評価結果</p> <p>＜業務運営評価＞</p> <p>1 業務運営の効率化</p> <p>「組織運営の効率化の推進」、「人材の活用の推進」等3つの中項目について、4つ（平成13年度は5つ）の評価項目を設定して評価を実施</p> <p>なお、「業務運営の効率化の推進」の中の「業務の外部委託の検討等」は、学生・生徒不在時の校舎管理業務の外部委託による経費の抑制、目標値を大きく上回る通信費の抑制等を高く評価し3点の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>○：5</td> <td>3点：1、2点：3</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）平成13年度の○印は「着実な実施状況にある」との評定である（以下の項目も同様）。</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</p> <p>「海員の養成のための教育の実施」及び「成果の普及・活用促進」の2つの中項目について、17（平成13年度は24）の評価項目を設定して評価を実施</p> <p>なお、「海員の養成のための教育の実施」の中の「専修科における四級海技士の合格率」は、各校ごとに継続的に補講及び模擬口述試験を行うなどの努力により、合格率が目標値を大きく上回っているとして3点の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>○：24</td> <td>3点：1、2点：16</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	○：5	3点：1、2点：3	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	○：24	3点：1、2点：16
年 度	平成13	14											
評価結果（項目数）	○：5	3点：1、2点：3											
年 度	平成13	14											
評価結果（項目数）	○：24	3点：1、2点：16											

3 予算、収支計画及び資金計画
「自己収入の確保」及び「予算等」の2つの評価項目を設定して評価を実施（平成13年度は、4つの中項目で評価を実施）

年 度	平成13	14
評価結果（項目数）	○：4	2点：2

4 短期借入金の限度額<平成13年度：－、14年度：－>

5 重要な財産の譲渡等<平成13年度：－、14年度：－>

6 剰余金の使途<平成13年度：－、14年度：－>

7 その他業務運営に関する事項

「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施

年 度	平成13	14
評価結果（項目数）	○：2	2点：2

◎ 項目全体の実施状況に対する判断

年 度	平成13	14
評価結果	順調	順調(合計点:52点、104%)

<自主改善努力評価（平成14年度）>

（結果：相当程度の実践的努力が認められる。）

《参考》定量的指標の実績（平成14年度）(例)

指 標	中期計画	年度計画	実 績
海技従事者国家試験の合格率	専修科：85%以上 本 科：55%以上	専修科：85%以上 本 科：55%以上	専修科：93.2% 本 科：59.3%
海事関連企業への就職率	専修科：90%以上 本 科：70%以上 司ちゅう・事務科：70%以上	専修科：90%以上 本 科：70%以上 司ちゅう・事務科：55%以上	専修科：74.8% 本 科：62.3% 司ちゅう・事務科：43.6%

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

総 合 評 価

○ 評価結果

年 度	平成13	14
評価結果	3（業務運営評価：順調2、個別業務評価：良好1）	・業務運営評価：順調 ・自主改善努力評価：○

(注)1 「個別業務評価」は、評価基準の変更により、平成14年度からは実施されていない。

2 平成14年度の「自主改善努力評価」の○印は、「相当程度の実践的努力が認められる。」との評定である。

○ 評価の理由、特記事項等

(業務全般に関する意見)

特になし

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

以下の点を踏まえつつ、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 海事関連企業への卒業生の就職状況については、法人における就職指導等の取組状況を重視した評価が行われているが、結果的には就職率が法人の目標値を昨年度に引き続き下回っていることから、その原因の分析を踏まえ、必要に応じて養成定員の規模等に着眼して、各課程の今後の在り方の方向が明確になるような評価が行われることを期待する。

- ・ 平成14年度から各校ごとの業務の状況が業務実績報告書に記載され、評価に活用されている。このような取組が引き続き推進されるとともに、さらに、業務の効率化や財務内容の改善等の状況についても、必要に応じ、分析・評価が各校ごとに行われることが適切であり、このような取扱いについて、国土交通省独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。

ホームページ

法 人： <http://www.kaiin.ac.jp/>

評価結果： <http://www.mlit.go.jp/hyouka/h14jisseki/h14jisseki.htm>

法人名	独立行政法人航空大学校（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：北澤 誠）
目的	航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成すること。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	教育機関分科会（分科会長：杉山 武彦）
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価等</p> <p>次の2つの「評価」で構成されている。</p> <p>1 業務運営評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務効率化・質の向上等運営改善に向けた取組を中心として、各項目ごとに中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について、4段階（0点～3点）を基本として段階的評価を行う（平成13年度は、「中期計画の達成に向け着実な実施状況にあると認められるか否か」の2段階で評価）。 <ul style="list-style-type: none"> 3点：特に優れた実施状況 2点：着実な実施状況 1点：おおむね着実な実施状況 0点：業務改善が必要 上記の各個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体について、原則として、次のような3段階で評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 順調：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が100%以上 ② おおむね順調：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%以上100%未満 ③ 要努力：（各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%未満 <p>2 自主改善努力評価</p> <p>中期計画における項目以外の事項で、法人の現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組（自主改善努力）が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、「相当程度の実践的努力が認められる」として総合的な評価にプラス評価として加味する。</p>

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>（注）評価基準の変更に伴い、平成13年度業務実績評価で実施された個別業務評価（法人の自己評価が説明責任を果たしているかどうかについてのアカウントビリティ評価）は、実施されていない。</p> <p>総合評価</p> <p>業務運営評価及び自主改善努力評価を踏まえ、総合的に評定する（平成13年度は、業務運営評価及び個別業務評価並びに自主改善努力を踏まえ、総合的に評定）。</p>												
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価等</p> <p>○ 評価結果</p> <p>＜業務運営評価＞</p> <p>1 業務運営の効率化</p> <p>「組織運営の効率化」、「人材の活用」等3つの中項目について、6つの評価項目を設定して評価を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>○：6</td> <td>2点：6</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）平成13年度の○印は「着実な実施状況にある」との評定である（以下の項目も同様）。</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</p> <p>「教育の質の向上」、「航空安全に係る教育の充実」等4つの中項目について、12の評価項目を設定して評価を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>○：12</td> <td>2点：12</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 予算、収支計画及び資金計画＜平成13年度：○、14年度：2点＞</p> <p>4 短期借入金の限度額＜平成13年度：－、14年度：－＞</p> <p>5 重要な財産の譲渡等＜平成13年度：－、14年度：－＞</p> <p>6 剰余金の使途＜平成13年度：－、14年度：－＞</p>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	○：6	2点：6	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	○：12	2点：12
年 度	平成13	14											
評価結果（項目数）	○：6	2点：6											
年 度	平成13	14											
評価結果（項目数）	○：12	2点：12											

7 その他業務運営に関する事項

「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施

年 度	平成 13	14
評価結果 (項目数)	○ : 2	2点 : 2

◎ 項目全体の実施状況に対する判断

年 度	平成 13	14
評価結果	順調	順調 (合計点: 42 点、100%)

< 自主改善努力評価 (平成 14 年度) >

(結果 : 相当程度の実践的努力が認められる。)

《参考》定量的指標の実績 (平成 14 年度) (例)

指 標	中期計画	年度計画	実 績
養成期間の短縮	宮崎学科課程: 8 か月 → 6 か月	—	13 年度に導入済み
オーバーホール、定時整備の見直しにより、1 機当たりの年間飛行時間の向上	・オーバーホール: 最終的に 24 時間増加 ・定時整備: 最終的に 22 時間増加	・オーバーホール: 14 時間増加 ・定時整備: 11 時間増加	・オーバーホール: 19 時間増加 ・定時整備: 7.2 時間増加
年間学生養成数	年間 72 名	72 名	65 名
年間飛行阻害率	年間 3% 以下	3% 以下	宮崎本校 1.1% 仙台分校 1.9% 帯広分校 1.9%

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

総合評価

○ 評価結果

年 度	平成 13	14
評価結果	3 (業務運営評価: 順調 2、個別業務評価: 良好 1)	・業務運営評価: 順調 ・自主改善努力評価: ○

(注) 1 「個別業務評価」は、評価基準の変更により、平成 14 年度からは実施されていない。

2 平成 14 年度の「自主改善努力評価」の○印は、「相当程度の実践的努力が認められる。」との評定である。

○ 評価の理由、特記事項等

(業務全般に関する意見)

- ① 独立行政法人として業務運営の効率化は当然だが、平成 15 年 7 月 11 日の航空機事故に鑑みても、効率化を推進するにあたって、航空安全に係る配慮をより一層重視すべきである。
- ② 国土交通省航空・鉄道事故調査委員会による事故調査報告が出された段階で、今回の事故に関して検証すべきである。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

以下の点を踏まえつつ、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 質の高い操縦者の継続的養成の状況について評価を行う際には、新卒者及び既卒者の航空会社への就職状況等についても計画に盛り込み、操縦者の需要、民間航空会社における操縦者の養成状況等を踏まえつつ、計画と実績を対比した形で分析・評価が行われることが適切であり、このような取扱いについて、国土交通省独立行政法人評価委員会から法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。

ホームページ

法 人 : <http://www.kouku-dai.ac.jp>

評価結果 : <http://www.mlit.go.jp/hyouka/h14jisseki/h14jisseki.htm>

法人名	自動車検査独立行政法人（平成14年7月1日設立）〈特定〉 (理事長：橋口 寛信)
目的	自動車の検査に関する事務のうち、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。
主要業務	1. 自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を行うこと。2. 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	4年9月
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	自動車検査分科会（分科会長：池上 詢）
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価等</p> <p>次の2つの「評価」で構成されている。</p> <p>1 業務運営評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務効率化・質の向上等運営改善に向けた取組を中心として、各項目ごとに中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について、4段階（0点～3点）を基本として段階的評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 3点：特に優れた実施状況 2点：着実な実施状況 1点：おおむね着実な実施状況 0点：業務改善が必要 上記の各個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体について、原則として、次のような3段階で評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 順調：(各項目の合計点数) / (項目数に2を乗じた数) が100%以上 ② おおむね順調：(各項目の合計点数) / (項目数に2を乗じた数) が70%以上100%未満 ③ 要努力：(各項目の合計点数) / (項目数に2を乗じた数) が70%未満

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>2 自主改善努力評価</p> <p>中期計画における項目以外の事項で、法人の現場や職員の創意工夫による業務改善に向けた自主的で前向きな取組（自主改善努力）が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、「相当程度の実践的努力が認められる」として総合的な評定にプラス評価として加味する。</p> <p>総合評価</p> <p>業務運営評価及び自主改善努力評価を踏まえ、総合的に評定する。</p>								
国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	<p>項目別評価等</p> <p>○ 評価結果</p> <p><業務運営評価></p> <p>1 業務運営の効率化</p> <p>「組織運営」、「人材の活用」等3つの中項目について、4つの評価項目を設定して評価を実施</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>2点：4</td> </tr> </table> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</p> <p>「厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底」、「審査に係る利用者の方々の利便性の向上」等8つの中項目について、18の評価項目を設定して評価を実施</p> <p>なお、「厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底」は、不測の事態に対する警察への出動要請等警察との連携の確保、管理職の検査コースへの常駐やチーム制の導入等管理責任体制の強化、警備の強化や緊急時対応訓練の実施、情報の速やかな報告・周知等の種々の取組による不当要求者への厳正な措置等、厳正かつ公正・中立な審査業務を実施するための対策に相当の努力が認められるとして、3点の評価</p> <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>3点：1、2点：16、1点：1</td> </tr> </table> <p>3 予算、収支計画及び資金計画<平成14年度：2点></p> <p>4 短期借入金の限度額<平成14年度：－></p>	年 度	平成14	評価結果（項目数）	2点：4	年 度	平成14	評価結果（項目数）	3点：1、2点：16、1点：1
年 度	平成14								
評価結果（項目数）	2点：4								
年 度	平成14								
評価結果（項目数）	3点：1、2点：16、1点：1								

5 重要な財産の譲渡等<平成 14 年度：－>

6 剰余金の使途<平成 14 年度：－>

7 その他業務運営に関する事項

「施設及び設備に関する計画」及び「人事に関する計画」の 2 つの中項目について、3 つの評価項目を設定して評価を実施

年 度	平成 14
評価結果 (項目数)	2 点 : 3

◎ 項目全体の実施状況に対する判断

年 度	平成 14
評価結果	順調 (合計点:52 点、100%)

<自主改善努力評価 (平成 14 年度) >

(結果：相当程度の実践的努力が認められない。)

《参考》定量的指標の実績 (平成 14 年度) (例)

指 標	中期計画	年度計画	実 績
機器等の故障による審査機器の停止時間の低減	中期目標期間 (4 年 9 月) 中に 20%程度低減	—	—
審査業務に関する研修時間の増加	中期目標期間 (4 年 9 月) 中に 20%程度増加	—	—
車両の街頭検査の実施	中期目標期間 (4 年 9 月) 中に 40 万台	6 万台	43, 119 台 (71.9%)

国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

総 合 評 価

○ 評価結果

平成 14 年度
・業務運営評価：順調
・自主改善努力評価：●

(注) 「自主改善努力評価」の●印は、「相当程度の実践的努力が認められない。」との評定である。

○ 評価の理由、特記事項等

(業務全般に関する意見)

特になし

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

以下の点を踏まえつつ、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果が活用され、業務の質の向上及び効率化が、これまで以上に効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 法人の組織運営について評価を行う際には、国土交通省独立行政法人評価委員会の指摘にもあつとおり、定量的な実績を用いる必要があり、例えば要員 1 人当たりの現車審査件数などの指標により、各事務所ごとの業務量及び業務内容に応じた要員配置の状況等を定量的、具体的、経年的に把握した上で評価を行うべきである。
- ・ 審査業務の質の向上について評価を行う際には、事務所ごとに利用者の審査待ち時間、機器等の故障による審査機器の停止時間等を具体的に把握した上で定量的、経年的な評価を行うべきである。
- ・ 財務内容の改善に関する評価について、平成 14 年度における審査経費等において相当割合が未執行となったことを以後の予算等に的確に反映し、各経費の執行状況を予算等と対比して適切に評価できるようにすることが必要であることから、このような予算等の上での取扱いについて、国土交通省独立行政法人評価委員会から、法人における適切な措置の検討を要請することを期待する。

ホームページ

法 人 : <http://www.navi.go.jp>

評価結果 : <http://www.mlit.go.jp/hyouka/h14jisseki/h14jisseki.htm>

法人名	独立行政法人国立環境研究所（平成13年4月1日設立）＜特定＞ （理事長：合志 陽一）
目的	地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的とする。
主要業務	1 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究（水俣病に関する総合的な調査及び研究を除く。）を行うこと。2 環境の保全に関する国内及び国外の情報（水俣病に関するものを除く。）の収集、整理及び提供を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
中期目標期間	5年間
委員会名	環境省独立行政法人評価委員会（委員長：松野 太郎）
分科会名	—
環境省独立行政法人評価委員会の評価基準（手法）の概要	<p>項目別評価（事項別評価）</p> <p>中期目標に定められている各事項別の実施状況について、評価項目ごとの評価結果を踏まえて、次のような5段階評価を実施</p> <p>S：中期目標の達成に向け、特に優れた成果をあげている。 A：中期目標の達成に向け、適切に成果をあげている。 B：中期目標の達成に向け、おおむね適切に成果をあげている。 C：中期目標の達成に向け、業務の進ちょくがやや遅れており、改善すべき点がある。 D：中期目標の達成に向け、大幅な改善が必要である。</p> <p>総合評価</p> <p>事業活動全般、業務運営（財務、人事等）など業務全体について、事項別評価の結果を踏まえ、上記事項別評価と同様に5段階評価を実施。評価に当たっては、事項別評価の結果を単に平均化するのではなく、研究所全体としての業績を総合的に判断し、中期計画等に掲げられた事項のみならず、研究所が独自に行った取組等も考慮して評価を実施</p>

環境省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要	項目別評価														
	○ 評価結果														
	1 業務運営の効率化＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「効率的な組織の編成」、「人材の効率的な活用」等の6つの中項目で評価を実施														
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：4、B：2</td> <td>A：4、B：2</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：4、B：2	A：4、B：2								
	年 度	平成13	14												
	評価結果（項目数）	A：4、B：2	A：4、B：2												
	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「環境研究に関する業務」及び「環境情報の収集・整理・提供に関する業務」の2つの中項目について、8つの小項目の評価結果を集約して中項目の評価を実施 なお、小項目のうち「研究の構成」等2項目については、細項目でも評価を実施														
	<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">評価結果（項目数）</td> <td>中項目</td> <td>A：1、B：1</td> </tr> <tr> <td>小項目</td> <td>A：7、B：1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A：2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A：8</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	中項目	A：1、B：1	小項目	A：7、B：1			A：2			A：8
	年 度	平成13	14												
	評価結果（項目数）	中項目	A：1、B：1												
小項目		A：7、B：1													
		A：2													
		A：8													
3 予算、収支計画及び資金計画															
4 短期借入金の限度額															
5 重要な財産の譲渡等															
6 剰余金の使途															
7 その他業務運営に関する事項＜平成13年度：A、14年度：A＞ 「施設・設備に関する事項」及び「人事に関する計画」の2つの中項目で評価を実施															
<table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>平成13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>評価結果（項目数）</td> <td>A：1、B：1</td> <td>A：1、B：1</td> </tr> </table>	年 度	平成13	14	評価結果（項目数）	A：1、B：1	A：1、B：1									
年 度	平成13	14													
評価結果（項目数）	A：1、B：1	A：1、B：1													
《参考》定量的指標の実績（平成14年度）（例）															
<table border="1"> <tr> <td>指 標</td> <td>中期計画</td> <td>年度計画</td> <td>実 績</td> </tr> <tr> <td>研究成果の学会誌等誌上発表件数、ワークショップ等での口頭発表件数</td> <td>中期目標期間（5年間）中について、平成8～12年度の合計件数の1割増</td> <td>—</td> <td>誌上発表件数560件、口頭発表が957件で平成8～12年度までの年間平均値のそれぞれ1.17倍、1.25倍に相当</td> </tr> <tr> <td>研究部門中の任期付研究員が占める割合</td> <td>中期計画期間（5年間）中に13%程度に</td> <td>—</td> <td>14%（12年度末は1.8%）</td> </tr> </table>	指 標	中期計画	年度計画	実 績	研究成果の学会誌等誌上発表件数、ワークショップ等での口頭発表件数	中期目標期間（5年間）中について、平成8～12年度の合計件数の1割増	—	誌上発表件数560件、口頭発表が957件で平成8～12年度までの年間平均値のそれぞれ1.17倍、1.25倍に相当	研究部門中の任期付研究員が占める割合	中期計画期間（5年間）中に13%程度に	—	14%（12年度末は1.8%）			
指 標	中期計画	年度計画	実 績												
研究成果の学会誌等誌上発表件数、ワークショップ等での口頭発表件数	中期目標期間（5年間）中について、平成8～12年度の合計件数の1割増	—	誌上発表件数560件、口頭発表が957件で平成8～12年度までの年間平均値のそれぞれ1.17倍、1.25倍に相当												
研究部門中の任期付研究員が占める割合	中期計画期間（5年間）中に13%程度に	—	14%（12年度末は1.8%）												

総合評価

○ 評価結果

年 度	平成 13	14
評価結果	A	A

平成 14 年度の業務については、中期目標の達成に向け十分な成果をあげていると判断する。

○ 評価の理由、特記事項等

1 研究活動（抜粋）

① 昨年度に引き続き、主として個人の専門に特化した先導的基盤研究と問題指向で専門分野を横断して行うプロジェクト研究との2つの軸を設け、多数の研究者が2つのテーマの研究に従事する体制がとられている。地球温暖化など6つの重点特別研究プロジェクトと、循環型社会形成・廃棄物管理など2つの政策対応型調査・研究は、全体として年次計画に従い適切に行われている。

② 重点特別研究プロジェクトと政策対応型調査・研究の平成 14 年度成果に対する外部評価結果は1課題を除き昨年度とほとんど同じで、A（大変優れている）B（優れている）が75%以上を占めており、目標に向け順調に研究が進んでいる。

例外的に、政策対応型調査・研究課題の一つである「循環型社会形成推進・廃棄物管理に関する調査・研究」はA、Bが30%にとどまり、D 評価（やや改善が必要）を与える評価委員もあった。こうした指摘をきっちり受け止め、これからの研究に反映して行くことが必要である。

③ 本研究所は以前から基礎研究を尊重する、大学に近い性格をもつ研究所と言われてきており、独立行政法人後も「基盤的調査・研究」という概念のもとに、個人の専門研究を研究所の研究活動の柱の一つとしている。それを推進する目的で設定された若手個人のための所内公募制度による研究資金（「奨励研究」）の採択課題件数が昨年度の3倍弱になっていることは心強い現象であり、大いに評価される。

④ 重点特別研究プロジェクト、政策対応型調査・研究に加え、環境省や民間から多数の業務委託を受けている。いずれも行政ニーズや社会での必要に応えるものばかりで、「国民のための国立環境研究所」という見地で大いに歓迎されるし、独立行政法人として外部資金の導入という面でも評価できる。ただし、基盤的調査・研究、重点特別研究プロジェクト等の研究活動そのものがすでに多大な時間とエネルギーを費やすものであること、一方で時間とマンパワーは限られていることを考えると、研究所本来の業務を阻害しないよう適切なバランスが求められる。

環境省独立行政法人評価委員会の評価結果の概要

2 研究所の運営（抜粋）

① 領域ごとの「基盤的調査・研究」とチームによるプロジェクト研究を両軸とする「マトリックス構造」に研究者を配置するシステムは、10 余年前の公害研究所から現在の研究所への改編の際導入されたシステムであり、組織の柔軟な改革可能性という、独立行政法人制度のメリットをいわば先取りするものであった。そして今では本研究所の定着した特色として評価されている。平成 14 年度においても、この構造のメリットは十分活かされ、人員の不足をカバーして優れた実績を上げることに貢献したと言ってよい。

問題があるとすれば、このシステムが、人材の「効率的活用」をギリギリまで高めるものであるため、研究所が組織全体として、いわば伸びきったゴムのような緊張状態にあるのではないかということであり、この点の自己点検も必要であろう。

② 財務の効率化については、概ね満足すべき実績を残したと評価されたが、いくつかの改善すべき問題点や実績報告書における記述の不十分さ等が指摘されたところである。また、「自己資金の確保」が好ましいものであることは当然であり、研究スタッフの研究意欲に基づく競争的研究資金の獲得は大いに奨励されるべきであるが、上の「研究活動」の項でも述べたように、委託・請負業務による資金導入が研究所本来の業務に支障をきたすようなことがあってはならない、という指摘にも耳を傾けるべきであろう。

政策評価・独立行政法人評価委員会の意見

評価結果が活用され、計画・予算に沿った業務の質の向上及び効率化が引き続き推進されることを確保する必要がある。

ホームページ

法 人： <http://www.nies.go.jp/index-j.html>
 評価結果： <http://www.env.go.jp/council/15dokuho/gyomu/index.html>

独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号）

第一章 総則

第一節 通則

（目的等）

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

（業務の公共性、透明性及び自主性）

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

（名称）

第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

（目的）

第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

（法人格）

第六条 独立行政法人は、法人とする。

(事務所)

第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(財産的基礎)

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

(登記)

第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

(民法の準用)

第十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節 独立行政法人評価委員会

(独立行政法人評価委員会)

第十二条 独立行政法人の主務省(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。)に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節 設立

(設立の手續)

第十三条 各独立行政法人の設立に関する手續については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長(以下「法人の長」という。)となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

(役員職務及び権限)

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2 個別法で定める役員（法人の長を除く。）は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

3 前条第二項の規定により置かれる役員職務及び権限は、個別法で定める。

4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、主務大臣が任命する。

3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に

届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員任期)

第二十一条 役員任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員解任)

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。

4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(代表権の制限)

第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第三章 業務運営

第一節 業務

(業務の範囲)

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定める。
- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節 中期目標等

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 業務運営の効率化に関する事項
 - 三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不相当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

(中期目標に係る事業報告書)

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務

- の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

- 2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日（一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあっては、その年の三月三十一日）に終わるものとする。

(企業会計原則)

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

(会計監査人の資格)

第四十一条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法

律第二十二号) 第四条(第二項第二号を除く。)の規定は、第三十九条の会計監査人について準用する。この場合において、同法第四条第二項第一号中「第二条」とあるのは、「独立行政法人通則法第三十九条」と読み替えるものとする。

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

(会計監査人の解任)

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。
- 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

- 2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。
- 4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

(借入金等)

第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十八条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(会計規程)

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人

(役員及び職員の身分)

第五十一条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員報酬等)

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出

に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(役員 of 服務)

第五十四条 特定独立行政法人の役員（以下この条から第五十六条までにおいて単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 3 役員（非常勤の者を除く。次項において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。
- 4 役員は、離職後二年間は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）の地位で、その離職前五年間に在職していた特定独立行政法人又は人事院規則で定める国の機関と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、人事院規則の定めるところにより、任命権者の申出により人事院の承認を得た場合は、この限りでない。

(役員 of 災害補償)

第五十五条 役員 of 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政法人の職員 of 例による。

(役員に係る労働者災害補償保険法 of 適用除外)

第五十六条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定は、役員には適用しない。

(職員 of 給与)

第五十七条 特定独立行政法人 of 職員 of 給与は、その職務 of 内容と責任に应ずるものであり、かつ、職員が發揮した能率が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人は、その職員 of 給与 of 支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項 of 給与 of 支給の基準は、一般職 of 職員 of 給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号） of 適用を受ける国家公務員 of 給与、民間企業 of 従業員 of 給与、当該特定独立行政法人 of 業務 of 実績及び中期計画 of 第三十条第二項第三号 の人件費 of 見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(職員 of 勤務時間等)

第五十八条 特定独立行政法人は、その職員 of 勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 前項 of 規程は、一般職 of 職員 of 勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号） of 適用を受ける国家公務員 of 勤務条件その他の事情を考慮したもの

でなければならない。

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十九条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

一 労働者災害補償保険法 の規定

二 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第二十九条 から第三十二条 まで、第六十二条 から第七十条 まで、第七十二条第二項 及び第三項、第七十五条第二項 並びに第六六条 の規定

三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定

四 一般職の職員の給与に関する法律 の規定

五 国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第百八十号）の規定

六 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第五条第二項、第七条の二、第八条 及び第十一条 の規定

七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定

八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条 から第九条 までの規定

2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十二条第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与準則」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「、所轄庁の長」とあるのは「、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第百三条第三項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務し、又は勤務していた特定独立行政法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和

二十三年法律第七十六号)の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則)」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。

4 職員に関する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二条第三項第四号及び第三十九条第七項の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第二号」と、同法第三十九条第七項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。

5 職員に関する船員法(昭和二十二年法律第百号)第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第二号」とする。

(国会への報告等)

第六十条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員(国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。)の数を主務大臣に報告しなければならない。

2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

(役員(非常勤の者を除く。))の兼職禁止)

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。)の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

第六章 雑則

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

- 2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(解散)

第六十六条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。
- 四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第七章 罰則

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第五十四条第四項の規定に違反して営利企業の地位に就いた者

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により主務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

六 第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に独立行政法人という文字を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国の無利子貸付け等)

第四条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付ける

ことができる。この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。

- 2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 国は、第一項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 5 独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則（平成一一年一月二五日法律第一四一号） 抄
（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一月二七日法律第一二五号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年二月八日法律第一号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年七月三十一日法律第九八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日
（罰則に関する経過措置）

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

1 目標設定と評価

明確な目標設定、結果の評価を行う仕組みを導入する。

- 中期目標の設定 : 主務大臣が3～5年の期間を定め、その間の達成目標を設定
- 中期計画の作成 : 独立行政法人は、この目標を達成するため中期計画を作成
- 年度計画の作成 : 独立行政法人は、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項等を定めた年度計画を作成
- 評価委員会の評価 : 各府省及び総務省の評価委員会が、定期的に評価
- 定期的見直し : 中期目標期間終了時に、組織及び業務の定期的見直し

2 財務

事前チェックを重視する官庁会計から外し、弾力性のある財務運営を可能にする。

- 予算上の措置 : 国から運営費及び固定的投資経費を交付
- 運営費 : 独立行政法人が弾力的・効果的に使用可能
- 固定的投資経費 : 中期計画で定められた使途に弾力的・効果的に使用可能
- 剰余金の使用 : 中期計画期間中に経営努力により生じた剰余金については、府省評価委員会の意見を踏まえた主務大臣の承認を受け、中期計画の使途の範囲内で取り崩して使用可能

3 組織・人事管理

組織、定員、人事について、法令等による画一的な統制・管理から外し、組織・人事管理の自律性を高めて、機動的・弾力的に運営することを可能にする。

- 内部組織 : 法令で定める基本的枠組みの範囲内で、独立行政法人が決めることができ、従来の行政組織管理の対象外
- 定員管理 : 事前定員管理の対象外
- 給与制度 : 独立行政法人及び役職員の業績が反映される報酬・給与等の仕組みを導入

4 透明性

業務などの内容が国民から分かりやすいものとするための仕組みを導入する。

(主な公表事項)

業務方法書、中期目標、中期計画、年度計画、事業報告書、財務諸表、決算報告書、監事及び会計監査人の監査結果、府省評価委員会の評価結果、役職員の報酬・給与等の支給基準等

(注) 中央省庁等改革推進本部の資料に基づき当委員会が作成した。

中央省庁等改革の推進に関する方針（平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）〔抄〕

Ⅲ 独立行政法人制度関連

独立行政法人に係る制度に関しては、独立行政法人通則法案及び独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に定めるところによるほか、次のとおりとする。

1. 独立行政法人制度の趣旨

独立行政法人の制度を設けるに当たっては、事前関与・統制を極力排し、事後チェックへの重点の移行を図るため、主務大臣の監督、関与その他の国の関与を必要最小限のものとする。

（通則法案第 1 条、第 3 条等関係）

2. 公表

（1）独立行政法人は、通則法案において公表すべきこととされている事項のほか、その独立行政法人の「業務の概要」に関する事項その他のできる限り多くの事項についても併せて積極的に公表することとする。

（2）公表の方法については、

① 公表すべき事項の要旨の官報等による公告

② 公表すべき事項を記載した書面を事務所に備え置き、一定の期間一般の閲覧に供することに加え、電子媒体でアクセスすることが可能となるような方法等追加的に適切な方法も利用して、積極的に行うこととする。

（第 3 条等関係）

3. 個別の独立行政法人の目的、業務等

（1）独立行政法人の名称、目的、業務の範囲、組織、運営、管理その他独立行政法人通則法を補う内容等を定め、独立行政法人を設立し運営するための個別の法令（注）（以下「個別法令」という。）を引き続き整備する。

個別法令においても、独立行政法人の特性に応じた組織、運営が可能となるよう弾力的な仕組みとする。

（2）独立行政法人の業務等が国民のニーズとは無関係に自己増殖的に膨張することを防止するため、

- ・ 独立行政法人が行う業務は、個別法令により定められる本来業務及びそれに附帯する業務に限られるものとする、
- ・ 独立行政法人による出資等は、独立行政法人の本来業務及びそれに附帯する業務に係るもの以外には認めないものとし、個別法令に定めがある場合に限ることとする。

（3）個々の独立行政法人の名称については、独立行政法人以外の者が当該名称を使用することを制限し、その名称は、「国立」という文字を用いることを含め、個々の独立行政法人の事務及び事業の内容、独立行政法人化以前の名称等を総合的に勘案しつつ検討するものとする。

（第 4 条、第 5 条、第 10 条等関係）

（注）個別の法令（「個別法令」）の法制上の措置方法については、今後検討するものとする。以下同じ。

4. 内部組織

（1）独立行政法人の役員に関するもの以外の内部組織（第 7 条第 2 項の従たる事務所を含む。以下同じ。）は、個別法令の業務の範囲で独立行政法人の長がその裁量により決定、変更又は改廃し、主務大臣に通知するものとする。

（2）上記（1）の独立行政法人の役員に関するもの以外の内部組織についての独立行政法人の長による決定、変更又は改廃は、従来型の組織管理手法の対象外とする。

（第 7 条等関係）

5. 財産的基礎等

（1）独立行政法人が出資を受ける場合は、第 37 条等に定める会計処理の方法に従い資本金として整理する。その場合、個別法令において資本金額に関する規定を置くものとする。

（注）出資を受けない独立行政法人は、資本金を持たないこととなる。

(2) 政府が独立行政法人に出資する場合には、個別法令において、政府出資額等出資の内容に関する規定を置くものとする。

(3) 個別法令においては、必要に応じて増資方法の規定を置くことができる。当該規定に基づいて具体的に増資を行う際には、中期計画の中で定めるものとする。

(注) 減資は、個別法令その他の法律の定めにより行うものとする。

(4) 個別法令の定めるところにより、政府は独立行政法人に対する金銭以外の土地・建物等の財産の現物出資を行うことができる。またその際は、資産評価委員会の設置など、出資財産の評価に関する規定を置く。現物出資された財産の評価は、出資時の時価を基準とすることを原則とする。

(5) 必要に応じ、独立行政法人は、個別法令の定めるところにより、国有財産を無償使用することができるものとする。

なお、国が、地方税法上の非課税独立行政法人に対して固定資産を無償使用させ、当該独立行政法人自らがこれを使用する場合には、仮に当該資産を国自らが使用していたとしても国有資産等所在市町村交付金の交付対象とされるようなものを除き、同交付金の交付対象としないよう措置する。

(6) 地方公共団体や民間企業など、政府以外の者の出資を受けるためには、個別法令において、その旨及びその他必要な事項を規定するものとする。

(7) 改正後の地方税法第348条第6項に基づく政令は、現在、国有資産等所在市町村交付金の交付対象となる固定資産に対しては、交付金に替わって固定資産税が課税されることとなるよう定めるものとする。

(第8条等関係)

6. 登記

独立行政法人に係る登記令を整備するものとする。

(第9条等関係)

7. 独立行政法人評価委員会

(1) 主務省に置かれる合議制の機関である独立行政法人評価委員会は、主務省ごとに設置されるものであり、その委員は、外部有識者のうちから主務大臣が任命するものとする。

(2) 独立行政法人評価委員会については、その事務局としての事務を行う部局を特定するものとする。

(第12条等関係)

8. 設立

(1) 独立行政法人の新設及び改廃に係る機構管理上の審査を行う場合におけるその審査手続については、独立行政法人制度の趣旨・目的にかんがみ、必要最小限の範囲（業務範囲等）とするとともに、その審査に当たっては、関係資料等を必要最小限とするなど、できる限り簡便なものとするものとする。

(2) 事務及び事業の独立行政法人への移行に際しては、当該事務及び事業に係る権利義務等の承継や引継ぎについて適切な措置を講ずることとする。

(第13～17条等関係)

9. 役員

(1) 独立行政法人の長は常勤とするものとする。

(2) 監事は複数置くものとし、そのうち1名以上は外部の者を起用するものとする。

(3) 第20条第1項第1号及び第2号は、経営に関して高い識見を有する者を含むものとする。

(4) 独立行政法人の長等を公募する場合には、その選任手続は、公正性を担保しつつ適材を得るよう留意するものとする。

(5) 欠格条項については、各独立行政法人の業務の性質等に応じ、個別法令において付加又は軽減して定めることができるものとする。

(第18条～第25条等関係)

10. 業務方法書

業務方法書には、業務の方法に関する事項のほか、業務の委託に関する基準、競争入札等の契約に関する基本的な事項等について定めることとする。

(第28条等関係)

11. 中期目標

(1) 独立行政法人の中期目標は、できる限り数値による等その達成状況が判断しやすいように定めることとする。また、その内容については、各独立行政法人の業務の内容、性格に応じた目標の設定となるよう特に

配慮するものとする。

(2) 中期目標の変更は、特段の必要がある場合に限って行うこととし、恣意的な運用によって独立行政法人の自律性・自主性が損なわれないよう配慮するものとする。

(第29条等関係)

12. 中期計画

(1) 中期計画における「予算、収支計画及び資金計画」の「予算」に含むこととされている人件費の見積りは、その算定の基礎として、あらかじめ一定のルールにより見積りを行う方法か、又は計画期間中の人件費総額の見積りを行う方法のいずれかにより行うものとする。当該人件費の見積りは、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用とするものとする。

(2) 中期計画には、施設・設備に関する計画、人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）その他個別の独立行政法人の業務の性格に応じて定められる計画も含むものとする。

(3) 「剰余金の使途」の具体的な考え方については、会計専門家を交えて検討を行うものとする。

(4) 主務大臣による中期計画を変更すべきことの命令は、第30条第4項に定める要件の認定を厳格に行うとともに、その運用に当たっては、認可当時には予測できなかった事情の変化等により、中期計画を変更すべきことを命ずることが真にやむを得ないような特段の必要がある場合に限って行うこととし、恣意的な運用によって独立行政法人の自律性・自主性が損なわれないように特に配慮するものとする。

(第30条等関係)

13. 年度計画

年度計画においては、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を含まなければならないものとする。

(第31条等関係)

14. 各事業年度に係る業務の実績に関する評価／中期目標に係る事業報告書／中期目標期間に係る業務の実績に関する評価

(1) 独立行政法人評価委員会による独立行政法人の業務の実績の評価は、同委員会が設定する客観的な評価（例えば、中期目標の達成度合に応じた数段階評価）基準によるものとする。

(第32条、第34条等関係)

(2) 独立行政法人は、業務運営や役職員の処遇等に関して、独立行政法人評価委員会の評価結果を反映するように努めるものとする。また、年度計画や中期計画の作成に当たっては、独立行政法人評価委員会の評価結果を踏まえるものとする。

(3) 主務大臣は、独立行政法人評価委員会の評価結果を踏まえて、中期目標の設定、中期計画の認可又は独立行政法人の長等の人事等を行うものとし、任期途中の独立行政法人の長の交代もあり得るものとする。

(第32条等関係)

(4) 中期目標に係る事業報告書は、中期目標の達成状況が明らかになるような内容を含まなければならないものとする。

(第33条等関係)

15. 独立行政法人の組織及び業務の全般の検討

主務大臣は、組織及び業務の全般にわたる検討結果を、業務の継続（民営化、業務の改廃等を含む。）、業務運営の方法（中期目標の設定、中期計画の認可等）、組織の在り方、長等の人事等に反映させるよう所要の措置を講ずるものとする。

(第35条等関係)

16. 総務省に置かれる政策評価・独立行政法人評価委員会（仮称）

通則法に規定する政令で定める審議会として政策評価・独立行政法人評価委員会（仮称）を総務省に置くものとする。

(1) 政策評価・独立行政法人評価委員会（仮称）の委員は外部有識者のうちから総務大臣が任命するものとする。

(2) 政策評価・独立行政法人評価委員会（仮称）の事務局機能を果たす部局を特定するものとする。

(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会（仮称）は、独立行政法人に関する公表資料を取りまとめ、公表するものとする（独立行政法人に関する報告のためのブックレット等の定期的作成）。このため、独立行政法

- 人の主務大臣は、公表資料を、政策評価・独立行政法人評価委員会（仮称）に対して提供するものとする。
- (4) 政策評価・独立行政法人評価委員会（仮称）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、独立行政法人の主務大臣又は独立行政法人の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。
 - (5) 政策評価・独立行政法人評価委員会（仮称）は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、独立行政法人の主務大臣又は独立行政法人の長以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができるものとする。
 - (6) 政策評価・独立行政法人評価委員会（仮称）の意見及び勧告については、主務大臣及び独立行政法人は尊重するものとする。
 - (7) 独立行政法人については、その制度の趣旨にかんがみ、独自の評価等を定期的に行う仕組みが設けられるため、行政評価等の機能との重複を防止するものとする。

総務省が府省の政策を評価するために必要な範囲内で独立行政法人に対して関連する調査を行う場合においても、原則として公表資料又は総務大臣若しくは主務大臣が保有する資料等を活用することとし、これにより難しい場合には、事前に主務大臣を通じて独立行政法人に連絡を行った上で調査を行う等調査が必要最小限のものとなるようにする。

（第32条、第35条等関係）

17. 財務諸表等

- (1) 独立行政法人の会計については、適切に情報開示を行うために、独立行政法人の財政状態及び運営状況を明らかにすることを目的とし、発生主義の考え方を導入する。
- (2) 独立行政法人の会計については、その財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、正しく表示するものでなければならない。また、その運営状況を明らかにするため、すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、かつ、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない。
- (3) 独立行政法人の会計基準は企業会計原則によることを原則とするが、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等の独立行政法人の特殊性を考慮して必要な修正を加えるものとする。そのため、会計専門家を交えて細目について必要な研究を行うものとする。
- (4) 独立行政法人に共通に適用される包括的かつ詳細な規定や、各独立行政法人の多様性を考慮し、これを補う内容等の基準を、主務省令等で措置する。当該主務省令等においては、上記（3）の必要な修正を含むものとする。
- (5) 主務大臣は、財務諸表を承認後、添付書類とともに財務大臣に通知するものとする。

（第38条等関係）

18. 会計監査人の監査

- (1) 会計監査人による監査を義務付ける独立行政法人の規模については、例えば、資本金、運営費交付金の額等を勘案して定めるものとする。
- (2) 独立行政法人の長は、監事の同意を得た上で、会計監査人の候補者の名簿を主務大臣に提出し、その選任を求めるものとする。
- (3) 会計監査人は、何時でも、独立行政法人の会計の帳簿及び書類の閲覧もしくは謄写をし、又は長その他の役員（監事を除く。）及び職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

（第39条等関係）

19. 利益及び損失の処理

- (1) 主務大臣の承認により中期計画に定めた剰余金の使途に充てることのできる額は、独立行政法人の経営努力により生じた額とする。
- (2) 第44条における会計的な処理の細目については、会計専門家を交えて検討を行うものとする。
- (3) 個別法令においては、中期目標期間が終了する事業年度における積立金の処理に関して、例えば半分を国庫納付、半分を内部留保する等、個別の独立行政法人ごとに判断し、規定するものとする。

（第44条等関係）

20. 借入金等

- (1) 独立行政法人が長期借入金及び債券発行する場合には、個別法令において、それらを可能とする旨の規定を置かなければならない。個別法令においては、必要に応じ、認可手続、償還計画等の所要事項について、

定めるものとする。

(2) 独立行政法人の長期借入金及び債券発行に係る債務について政府が債務保証を行う場合には、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条の規定にかかわらず、個別法令で定めるところによる。

(第45条等関係)

2.1. 財源措置

(1) 考え方

ア 独立行政法人は、一般的には独立採算制を前提とするものではない。独立行政法人への移行後は、国の予算において所要の財源措置を行うものとする。

イ なお、独立行政法人に対する移行時の予算措置に当たっては、移行前に必要とされた公費投入額を十分に踏まえ、当該事務及び事業が確実に実施されるように、十分に配慮するものとする。

(2) 予算措置の手法

ア 独立行政法人に対する予算措置については、主務大臣が予算要求を行うものとする。

イ 独立行政法人に対する国の予算措置については、中期計画に定めるところに従い、運営費交付金及び施設費等を毎年度の予算編成の中で確実に手当とする。具体的には次のいずれかの方法によるものとする。

[手法1] 中期計画において計画期間中の予算措置の総額を定め、国庫債務負担行為として予算に計上する。各年度予算においては、これを具体的に歳出化する。

[手法2] 中期計画において計画期間中の予算額算定のためのルールや投資計画を定める。各年度の予算編成においては、ルールの具体的適用や投資計画の実現を図る。

(3) 運営費交付金

ア 独立行政法人の事業の運営のため、国は運営費交付金を交付する。

イ 運営費交付金はいわば「渡し切りの交付金」として措置する。国の予算においては、独立行政法人ごとに、例えば一項目を立て、用途の内訳は特定しない。

ウ したがって、運営費交付金を財源とする独立行政法人の支出予算については、その執行に当たり、国の事前の関与を受けることなく予定の用途以外の用途に充てることができるものとする。また、独立行政法人において年度内に遣い残しが生じた場合であっても翌年度に繰り越すことができるものとする。

(4) 施設費等

ア 独立行政法人の施設費等に係る経費であって、国の予算において公債発行対象経費であるものについては、運営費交付金とは別に措置する。(注)

イ 独立行政法人に対する施設費は、国の予算においては、必要に応じ繰越明許費として計上する。

ウ 措置された施設費等は、上記の枠組みの中で、中期計画に定めた範囲内で弾力的に執行する。

(注) 投資的経費であっても公債発行対象でない経費は、運営費交付金の中で措置する。

(5) 人件費等

ア 所要の予算措置は、運営費交付金の中で手当とする。

イ 運営費交付金の算定の基礎として、人件費等相当額について、あらかじめ一定のルールを定めることができる。

(6) 寄附金・受託収入・手数料等

ア 独立行政法人に対する寄附金、外部からの受託収入、手数料収入、入場料収入等については、別段の定めのあるものを除き、独立行政法人の収入に直接計上することとし、国の会計の歳入・歳出外で扱う。

イ 独立行政法人に対する寄附金については、特定公益増進法人並みの扱いとする等の所要の措置を講ずる。

ウ 改正後の地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の政令で定める独立行政法人とは、個々の独立行政法人ごとに、同項における既存の特殊法人の取扱いとの均衡を勘案しつつ、国の出資の割合、国の関与の度合い、国の財政資金への依存度、法人の業務内容等を考慮して定めるものとする。

(注) 同項の観点からは、出資の全額を国に依存している独立行政法人又は資本若しくは出資を有せずに国の出資に代えて国有財産を無償で使用する独立行政法人は、多くの場合、この対象になるとの推定が働く。

エ 現在の地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の2各号の規定が独立行政法人に対しても適用されるよう措置するとともに、各号の規定との均衡にも留意しながら、一定の要件のもとでの地方公共団体からの独立行政法人に対する自主的な寄附等を可能とすることについて検討する。

オ 国は、独立行政法人を一の受託者として、委託金を支払うことを妨げない。

カ 独立行政法人においては、国の複数の会計からの収入がある場合など、必要に応じて、区分経理を行うものとする。

(第46条等関係)

2.2. 財産の処分等の制限

- (1) 認可の際には、処分の相手先、処分時期、処分理由は認可の内容としないこととし、また処分価格についても下限価格を認可するなど可能な限り独立行政法人の自主性を尊重するものとする。
- (2) 重要な財産の範囲は、当該財産の独立行政法人の業務運営における物的重要性及び当該財産処分の独立行政法人の財産基盤への影響度を勘案して定めるものとする。
- (3) 独立行政法人の重要な財産については、その業務目的のために第三者に使用させることができる。

(第48条等関係)

2.3. 特定独立行政法人の役員の報酬等

- (1) 独立行政法人は、業務の実績を反映した報酬等の支給の状況についても公表するとともに、主務大臣に通知するものとする。主務大臣は、当該支給状況を独立行政法人評価委員会に通知するものとする。
- (2) 独立行政法人評価委員会は、各事業年度における業務の評価の一環として、業績を反映する報酬等の支給の基準に基づく報酬等の支給の状況が、第52条の趣旨に適合しているかどうかについても評価を行うものとし、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、勧告をすることができる。

(第52条等関係)

2.4. 特定独立行政法人の職員の給与

- (1) 独立行政法人は、職員の給与について、当該独立行政法人及びその職員の業績が反映される給与の仕組みの導入を図るものとする。
- (2) 独立行政法人の業績については、独立行政法人評価委員会によって業務の達成目標が大幅に達成されたとの評価が得られたときや、業務の達成目標が全体として未達成との評価を受けたとき等において、これを考慮するものとするのが適当である。

(第57条等関係)

2.5. 特定独立行政法人の職員の採用、服務等

(1) 職員の採用

職員の採用については、公正・中立性の確保に留意しつつ、従来 of 取扱いと比較して独立行政法人の長の判断により採用を行うことができる範囲を拡大するものとする。

(2) 職員に対する服務及び懲戒

- ① 特定独立行政法人の長は、勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関する規程において、職務に関連のある一定の場合の休暇を設けることにより、職務専念義務（国家公務員法第101条）を免除することが可能である。
- ② 職員の兼業制限（国家公務員法第104条）について、独立行政法人の長が、関連法令の定める一般的基準に従い、兼業の許可を与えることができるものとする。

(3) 勤務評定

独立行政法人の長は、勤務評定を行い、その結果に応じた措置を講じる必要があるが、勤務評定の内容、手続等は、独立行政法人の長の定めるところによるものとする。

(第59条等関係)

2.6. 国会への報告等

- (1) 定員については、行政機関の職員の定員に関する法律等の法定定員制度の対象外となる。
- (2) 政府が毎年国会に対して行う特定独立行政法人の常勤職員の数の報告に係る事務は、総務省が行うものとする。

(第60条等関係)

2.7. 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員

- (1) 業務の性質等に応じ一定の独立行政法人の役員に、秘密保持義務を個別法令で課すものとする。
- (2) 業務の性質等に応じ一定の独立行政法人の役員に、個別法令により刑法その他の罰則の適用についての「みなし公務員」規定等を置くものとする。
- (3) 独立行政法人の役員の報酬等の支給の状況に関しては、上記2.3.(1)及び(2)と同様に取扱うものとする。

(4) 独立行政法人の役員の報酬等は、独立行政法人の業績の評価を踏まえたものとするよう特に配慮することが適当である。

(第62条等関係)

28. 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員

特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の地位等については、次のとおりとする。

- ① 職員に対する服務及び懲戒については、就業規則で定めるものとする。
- ② 職員の給与について、上記24.(1)及び(2)と同様に取扱うものとする。
- ③ 業務の性質等に応じ一定の独立行政法人の職員に、秘密保持義務を個別法令で課すものとする。
- ④ 業務の性質等に応じ一定の独立行政法人の職員に、個別法令により刑法その他の罰則の適用についての「みなし公務員」規定等を置くものとする。
- ⑤ 国家公務員からの移行職員の退職手当については、国家公務員退職手当法により維持されていた水準を尊重(期間通算を含む。)して措置するものとする。

(第63条等関係)

29. 人事交流の在り方

身分・処遇関係についての制度的取扱い(退職手当、共済給付、災害補償、福利厚生等)については、人事交流の妨げとならないよう措置するものとする。

30. 主務大臣の報告の聴取等

主務大臣の関与できる事項については、法人監督に関する一般的な監督規定は置かず、個別に法令で限定的に規定する。また、必要がある場合に限り個別法令で、独立行政法人に対する公益侵害の是正要求、緊急時の主務大臣の指揮監督権等について定めるものとする。

なお、主務大臣と独立行政法人との間で、業務に関して日常的な連絡調整等を行うことは可能である。

(第64条、第65条等関係)

31. 主務大臣

複数の府省が所管する独立行政法人については、各主務大臣の所管する事項について個別法令により定めるものとする。

(第68条等関係)

32. 個別法令等の作業等

今後は、政府において個別法令等の準備作業に着手するとともに、通則法令、個別法令等の法令事項以外についても、必要に応じ、適切な措置を講ずることを検討する。

33. 労働関係への配慮

政府は、それぞれの独立行政法人に行わせる業務及びその職員の身分等を決定するに当たっては、これまで維持されてきた良好な労働関係に配慮するものとするとしており、この点に十分配慮する必要がある。

(注) ここに引用している独立行政法人通則法案の条文は、それぞれの記述内容に関係の深い代表的なものを参照の便宜のため掲げているものであり、網羅的なものではない。

基本資料 3

独立行政法人発足までの主な経緯

平成 9 年 12 月	「行政改革会議最終報告」において独立行政法人制度の導入を提言
平成 10 年 6 月	中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）成立。独立行政法人制度の創設が盛り込まれる
平成 11 年 4 月	「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）において、独立行政法人制度の骨格及び 89 の事務・事業の独立行政法人化の方針を決定
平成 11 年 7 月	独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）成立。独立行政法人の運営の基本、その他制度の基本となる共通の事項を定める 独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 11 年法律第 104 号）成立。独立行政法人制度の導入に伴い、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）、その他関係法律の規定を整備し、経過措置を規定
平成 11 年 12 月	国立公文書館法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 161 号）等 59 法人のいわゆる個別法成立（独立行政法人教員研修センター法（平成 12 年法律第 88 号）は平成 12 年 5 月成立） 独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 220 号）成立
平成 12 年 12 月	「行政改革大綱」（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）において平成 13 年 4 月の独立行政法人移行及び今後の独立行政法人移行の方針を明示
平成 13 年 4 月	国立公文書館等 57 独立行政法人が発足

(注) 当委員会の調査による。

V 中央省庁等改革の的確な実施

2 行政の組織・事務の減量・効率化

(2) 独立行政法人への移行

減量効率化計画に基づき、1)国立公文書館等の国も事務事業の 57 の独立行政法人への移行（平成 13 年 4 月）を通則法及び各独立行政法人の設置法等に即して着実かつ円滑に実施するとともに、2)駐留軍等労働者の労務管理等事務の独立行政法人への移行（平成 14 年 4 月）及び統計センター（統計研修所を除く。）の独立行政法人への移行（平成 15 年 4 月）の準備を円滑に進めるほか、以下の措置を講ずる。

ア 自動車検査（検査場における検査）については、平成 14 年 9 月に独立行政法人に移行する。

イ 造幣事業及び印刷事業

減量効率化計画に基づき、平成 15 年度前半に予定されている独立行政法人への移行が円滑に実施できるよう、通貨の安定的かつ確実な供給、通貨に対する信認の保持など、通貨製造業務の特殊性を考慮し、その特殊性に基づく安定的な雇用関係に配慮しつつ、引き続き必要な検討を行い、所要の法律案の立案等、着実に移行のための準備を進める。

ウ 国立病院・療養所

国立病院・療養所については、

- 1) 昭和 61 年当初再編成計画の未実施施設（37 施設）について、速やかに移譲、統合又は廃止を実施する
- 2) 平成 11 年 3 月の再編成計画見直しによる追加対象施設（12 施設）について、平成 13 年度末を目途に施設の廃止を含む対処方策を決定し、着実に実施するとともに、平成 16 年度に、各施設毎に業績評価ができるよう区分経理する単一の独立行政法人に移行することとし、そのための個別法案を平成 14 年の通常国会に提出する。

エ 国立大学及び大学共同利用機関等

国立大学及び大学共同利用機関等の独立行政法人化については、平成 15 年までに結論を得ることとされていることを踏まえ、大学等の自主性を尊重しつつ、大学改革等の一環として検討するため、平成 13 年度中に有識者等による専門的な調査検討の結果を整理する。

オ その他

食糧事務（食糧検査は民営化）、動物医薬品検査所、船舶検査、航空機検査及び無線等検査については、減量効率化計画における各事務及び事業の考え方を踏まえ引き続き検討を進める。その他の事務及び事業についても引き続き検討を進める。

基本資料5 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)
において独立行政法人化されることとされたもの

(特殊法人：29法人)

緑資源公団、水資源開発公団、日本鉄道鉄建公団、国際協力事業団、科学技術振興事業団、労働福祉事業団、社会福祉・医療事業団、農畜産業振興事業団、金属鉱業事業団、中小企業総合事業団、運輸施設整備事業団、北方領土問題対策協会、国民生活センター、国際交流基金、日本原子力研究所、理化学研究所、日本芸術文化振興会、日本学術振興会、核燃料サイクル開発機構、日本体育・学校健康センター、心身障害者福祉協会、勤労者退職金共済機構、雇用・能力開発機構、農業者年金基金、日本貿易振興会、新エネルギー・産業技術総合開発機構、奄美群島振興開発基金、国際観光振興会、公害健康被害補償予防協会

(認可法人：9法人)

平和祈念事業特別基金、日本万国博覧会記念協会、通関情報処理センター、日本障害者雇用促進協会、農林漁業信用基金、情報処理振興事業協会、自動車事故対策センター、空港周辺整備機構、海上災害防止センター

※ 上記のほか、以下の法人については、廃止した上で残事務(の一部)を独立行政法人へ統合・承継等することとされている。

(特殊法人：7法人)

石油公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、宇宙開発事業団、住宅金融公庫、日本育英会、日本労働研究機構

(認可法人：6法人)

通信・放送機構、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、海洋水産資源開発センター、野菜供給安定基金、生物系特定産業技術研究推進機構、産業基盤整備基金

(注) 総務省行政管理局の資料に基づき当委員会が作成した。

基本資料6 「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての
基本方針について」(平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)
(抜粋)

2 新独立行政法人の役職員の身分等

新独立行政法人の役職員は、原則として非国家公務員とする。特定独立行政法人と統合すること等から国家公務員とせざるを得ない法人については、非国家公務員とした場合に発生すると予想される支障の回避方策の検討等を踏まえつつ、統合する独立行政法人の中期目標の期間の終了時に非国家公務員に移行することを基本とし、必要な措置を講ずることとする。

新独立行政法人の役職員数は、事業見直し後の事業内容等に応じ、必要最小限のものとする。

新独立行政法人の役員の報酬等については、平成14年3月15日の閣議決定により特殊法人等の役員の給与及び退職金の大幅削減が行われたこと及び報酬等には役員の業績等が考慮されなければならないとする独立行政法人通則法第52条及び第53条の趣旨を踏まえ、厳に適正な水準とする。新独立行政法人の職員の給与についても、同法第57条及び第63条の趣旨を踏まえ、適正な水準とする。

また、主務大臣は、新独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較ができる形で分かりやすく公表することとする。

3 新独立行政法人の明確かつ具体的な中期目標の設定

独立行政法人の運営については、主務大臣は一般的に関与せず、基本的に長の裁量に委ねられていることから、独立行政法人が所期の成果を挙げるためには、的確な中期目標の設定と厳正な評価が極めて重要である。このような独立行政法人制度の特色を踏まえ、新独立行政法人の設立にあたっては、主務大臣は、明確かつ具体的な中期目標を設定することとする。

なお、中期目標の設定に当たっては、役職員数及び人件費を含めた一層の事務運営の効率化を図る。

4 新独立行政法人への資産・負債の承継

新独立行政法人の設立にあたっては、特殊法人等の資産・負債を時価評価した上で新法人に承継することとなるが、仮に欠損金を承継することとなった場合でも、安易な国費投入等を行わず、主務大臣及び新独立行政法人が、その業務を確実に実施するために必要な財産的基礎の確保を図る観点から、欠損金の処理計画など具体的な処理方を策定し、これを着実に実行することをもって対応する。

独立行政法人の中期目標等の策定指針

平成 15 年 4 月 18 日

特殊法人等改革推進本部事務局

はじめに

独立行政法人制度は、法人に業務運営の自主性を付与する一方、目標の達成状況を事後に厳格にチェックすることにより、効果的・効率的な運営を目指しているが、今般の特殊法人等改革において特殊法人等の廃止に合わせて設立される独立行政法人については、そのような独立行政法人制度の特色を十分活かした運営が求められる。

特に、中期目標及び中期計画において設定される法人の達成すべき目標については、それが毎年度の業績評価の尺度となり、その業績評価が組織・事業の毎年度の見直しや中期目標の期間の終了時の改廃に反映されるものであることから、どのような目標設定を行うかが独立行政法人制度において重要な鍵を握ると考えられる。また、運営費交付金等の独立行政法人への財政措置が毎年度国会の議決を必要としていること等からも、法人の業務運営等に対する評価が毎年度厳正に行われる必要がある。

このため、平成 14 年 10 月 18 日に特殊法人等改革推進本部において決定した「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」においては、「独立行政法人が、所期の成果を挙げるためには、的確な中期目標の設定と厳正な評価が極めて重要である。(中略)新独立行政法人の設立に当たっては、主務大臣は、明確かつ具体的な中期目標を設定することとする」としたところである。

さらに、第 155 回臨時国会においては、特殊法人等改革関連四十六法律案に対する附帯決議がなされ、「独立行政法人が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと」(平成 14 年 11 月 18 日衆議院特殊法人等改革特別委員会決議)などが決議されたところである。

独立行政法人制度における目標設定の重要性及び上記の経緯を踏まえ、今般、特殊法人等改革推進本部事務局において、特殊法人等から移行する独立行政法人について、各主務大臣及び各法人が中期目標及び中期計画を策定するに当たり指針とすべき事項について、「独立行政法人の中期目標等の策定指針」をとりまとめた。

今後、各府省においては、引き続き独立行政法人の設立に向けた準備を進めることとなるが、新たに設立される独立行政法人の運営が的確に行われるよう、その前提となる中期目標等の策定については、特殊法人等改革推進本部参与会議及び同本部事務局において本策定指針に照らして適切にフォローアップを進めていくこととする。

I 基本的考え方

1 中期目標の意義等

中期目標は、主務大臣が独立行政法人（以下「法人」という。）に指示する、中期目標の期間において達成すべき業務運営に関する目標であり（独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 29 条）、当該中期目標の期間における業務の実績の評価は、当該中期目標の達成状況の調査・分析結果を考慮して行わなければならない（通則法第 34 条）。

したがって、中期目標中には、目標の期間に法人が達成すべき水準が客観的に定められていることが必要であり、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）において、「独立行政法人の中期目標は、できる限り数値による等その達成状況が判断しやすいように定めることとする。また、その内容については、各独立行政法人の業務の内容、性格に応じた目標の設定となるように特に配慮するものとする」としたところである。

また、「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」（平成 14 年 10 月 18 日特殊法人等改革推進本部決定）においては、「独立行政法人が、所期の成果を挙げるためには、的確な中期目標の設定と厳正な評価が極めて重要である。（中略）新独立行政法人の設立に当たっては、主務大臣は、明確かつ具体的な中期目標を設定することとする」としたところである。

さらに、平成 13 年度から業務を開始している既存の法人について、その業務の実績に関する評価の結果について総務省政策評価・独立行政法人評価委員会が取りまとめ、各府省の独立行政法人評価委員会に通知した「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見～独立行政法人評価の厳格性・信頼性の向上のために～」（平成 14 年 12 月 26 日）において、「制度発足後間もない現段階において、目標・計画が定量的、具体的なものとなっていないケースが少なからず見られる」という現状を踏まえ、「今後、（中略）定量的、具体的に業務の実績を把握することが可能なものを中心に、できるだけ目標・計画中に定量的な目標値が盛り込まれることとなるよう」求めている。

なお、定量的な目標設定を行うことは、このように厳正な評価を行うとの観点から重要であるばかりでなく、例えば、法人の長が目標に照らして業務の進捗状況を把握し、的確な指示を行うこと等を通じて組織全体として機能的かつ的確な業務運営がなされるといった法人に求められるトップマネジメント機能の確保の観点からも、極めて重要な要素である。

2 定量的な目標設定の必要性等

(1) 定量的かつ高水準の目標設定

中期目標においては、上記1の意義等に鑑み、できる限り定量的な目標値を盛り込むべきである。その際、設定する目標の水準は、実現可能性を過度に考慮した安易なものとすることなく、法人の努力を促すことが期待されるような、より高水準のものとするべきである。

また、中期目標の設定後に社会経済の変動が生じたときには、これに応じて臨機に目標を変更することは妨げられるものではない。

さらに、法人の経営の自主性を確保する観点から、中期目標には法人が達成すべき基本的な目標を定めた上で、法人が策定する中期計画に当該目標を達成するために必要なより詳細かつ定量的な目標を盛り込むことを中期目標で定めるという手法も考えられる。ただし、この場合においても、中期目標に定める目標はできる限り定量的なものとする必要がある。

一方、特段の事由により定量的な目標設定が不可能又は馴染まない事項については、定性的な目標設定もやむを得ないが、その場合においても、単に抽象的な表現に止まらず、当該事項について法人の達成すべき水準を明確かつ具体的に示すことが必要である。

(2) 業務全体を評価できるような目標設定

目標設定が一部の業務のみを対象としている場合には、法人における業務運営や評価の段階において、目標設定の対象となった一部の業務だけに重点が置かれ、その他の業務が軽視されかねないことから、法人の業務全体を評価できるような目標設定を行う必要がある。

(3) 目標における各事項の均衡への配慮

法人は、次のⅡにあるとおり、中期目標において一定の目標を与えられることにより、「業務運営の効率化」及び「財務内容の改善」とともに「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」の達成を求められている。

しかしながら、「業務運営の効率化」の中で法人の経費の抑制を目標として掲げた場合に、当該目標が、「国民に対して提供するサービスその他の業務」について本来あるべき量・質を低下させるおそれが生じるなど、各々の事項に関して定める目標がトレードオフの関係となる場合もある。

このようにトレードオフの関係となる目標を各事項に関して設定する場合においては、その均衡に配慮する必要があり、各々の目標のウェイトや優先順位を考慮した上で目標を設定すべきである。

(4) 組織・業務運営上の目標設定

法人を効率的、効果的に運営していくためには、組織・業務運営の合理化も重要であり、そのような観点から、例えば、

- ① 組織のフラット化や管理業務の重複整理などの組織改革の指針を定めること
 - ② 業務の実施状況に関する情報の定期的な公表、事前・事後にわたる受益者等を対象とする調査や外部評価を含む評価システムの活用などの措置を講ずること
 - ③ 業績評価又は上記②の調査・外部評価等の結果、中期目標及び中期計画に定められた目標の達成のために法人が定める組織及び業務について、見直しが必要となる又は継続することが適当でない場合においては、中期目標の期間の終了を待たずに改廃を行うこと
- 等の組織・業務運営の目標を明記することも有効である。

3 中期計画の意義等

(1) 中期計画の意義

独立行政法人制度においては、国の関与を極力制限し、法人の自主性・自律性の発揮を期待する一方で、法人は、公共性の高い業務を担うものであるから、その業務を確実に実施することが求められている。

法人は、中期目標に掲げられた目標を達成するための方策等について具体的な計画を中期計画として定め、自ら定めたその計画に従い、自主性・自律性をもって業務を遂行することとしているが、この中期計画については、中期目標に従った業務の確実な実施のため事前のコントロールとして、主務大臣による認可を要することとしている。

(2) 定量的な計画の設定

法人は、その経営資源を最大限活用して、業務運営の効率化やサービスその他の業務の質の向上に具体的にどのように取り組むか、できる限り定量的な計画を設定すべきである。

(3) 中期目標と中期計画との関係

中期計画においては、上記2(1)により中期目標を達成するために必要なより詳細かつ定量的な目標を盛り込むほか、中期目標で掲げられた目標の水準を更に具体化することも積極的に検討する必要がある。

また、法人が中期目標を実現するために中期計画で定めるべき具体的手法等の事項については、上記(1)の意義に鑑み、法人の自主性・自律性を尊重し、中期目標がこれを拘束することのないよう留意すべきである。

4 独立行政法人評価委員会の意見聴取

主務大臣は、通則法第 29 条及び第 30 条に基づき、中期目標を定め、又は法人が作成した中期計画の認可をしようとするときは、あらかじめ、独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされているが、今般は法人として初めての中期目標・中期計画となることから、十分時間的な余裕をもって意見聴取を行う必要がある。

II 中期目標で定める事項の内容

通則法第 29 条第 2 項では、中期目標で定める事項として、

- 1 中期目標の期間
- 2 業務運営の効率化に関する事項
- 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 4 財務内容の改善に関する事項
- 5 その他業務運営に関する重要事項

の 5 つを掲げているが、このうち 2、3 及び 4 の事項に関して、「明確かつ具体的な中期目標」についての考え方を整理すると以下のとおりである。

第 1 業務運営の効率化に関する事項

- 1 業務運営の効率化に関する事項において、中期目標の期間に法人が達成すべき水準が具体的に定められていると言い得るためには、各法人の実態に則し、効率化の効果として、基本的に、数値目標を提示することが必要である。

① 数値目標で用いる「指標」としては、例えば次のようなものが考えられる。

- イ 法人の経費総額
- ロ 法人の経費項目ごとの総額
- ハ 法人の提供する財・サービス 1 単位に要する経費
- ニ 法人の調達する財・サービス 1 単位当たりの単価

なお、「経費総額」に関して数値目標を定めるとしても、政府の閣議決定等に基づき推進している事業の経費（例えば、科学技術基本計画における競

争的資金の倍増等)を除外することは差し支えない。

- ② 数値目標で用いる「計数」としては、例えば次のようなものが考えられる。
 - イ 前年度比
 - ロ 中期目標期間中の総額
 - ハ 中期目標期間最終年度に達成すべき水準
- ③ 数値目標は、物価変動分を考慮して実質値で表現する方法と、名目値で表現する方法とが考えられる。
- ④ 数値目標の設定に際しては、併せて基準年度における当該目標値に相当する数値を明示するなどにより、目標水準の設定が国民にとって分かり易いものとする必要がある。

2 中期目標の設定に当たっては、民間委託、PFIの促進や積極的な一般競争入札の導入など、その達成のための手法について併せて提示することも可能である。ただし、当該中期目標の設定においては、法人の業務運営の自主性に関する配慮が必要である。

3 法人の達成すべき水準が具体的かつ客観的に示されることが必要であることから、仮に数値目標を示せない場合でも、単に「効率化」、「柔軟」、「機動的」等の定性的な記述では十分でなく、いかなる水準が「効率化」、「柔軟」、「機動的」等と評価されるのかが明確になっていることが必要である。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 本項目には、国民に対して提供するサービスその他の業務の内容を定めるのではなく、当該業務の質の向上に関する事項を、可能な限り定量的に定めることが必要である。

2 具体的には、一定量・一定内容の業務を行うこと自体が法人としての業務の質の向上につながると認められる場合を除いては、単に法人が実施する事業の具体的な内容及び量を掲げているのみでは、通則法の定める中期目標の必要的記載事項としての要件を満たしているとは評価し難い。

3 例えば、「中期目標中に〇〇の研究を行う」、「〇〇事業を年間〇回実施する」等の定めは、一般的には事業量を定めているに過ぎず、業務の質の向上について定めているとは言えない。この場合においては、中期目標期間中に業務の質

をどの水準まで向上させる必要があるのか、定量的あるいは明確かつ具体的に定める必要があり、例えば、調査・研究開発においては中期目標期間中に達成されるべき研究成果、研究開発の進捗の程度等、その他の事業においても業務の性格に応じ中期目標期間中に達成されるべき事業の具体的な水準の向上や受益者等の効用の増進の程度等が明確かつ具体的に定められることが必要である。

- 4 上記Ⅰの2(4)及びⅡの第2の3の「受益者等」については、法人の業務から直接恩恵を受ける者の効用のみを把握するのでは、当該業務を拡張すべきとの結論しか得られないおそれがあることから、直接恩恵を受ける者のみならず、間接的な受益者や不利益を受ける者など当該法人の業務の影響を受ける者を広く含む必要がある。
- 5 業務の質の向上の目標については、これを掲げること自体が業務の量及び範囲の拡大を許容するものではなく、業務運営の効率化の目標との均衡の下に達成されるべきものである。

第3 財務内容の改善に関する事項

- 1 法人は、必ずしも独立採算を前提としたものではないが、業務を確実に実施するため必要な「財産的基礎」を有しなければならない（通則法第8条）とされていること及び将来にわたりできるだけ少ない国民負担の下で安定的にサービスを提供する必要があることから、その財務内容の改善を図ることが重要であり、このため、中期目標においても財務内容の改善に関する事項を定めることとされている。
- 2 財務内容の改善に関する目標としては、業務運営の効率化に関する事項において設定されることが考えられる経費削減等の目標に加えて、バランスシートの健全性の向上、収支構造の改善、累積欠損金の計画的解消等に関するものが挙げられるが、定量的な目標設定に馴染みやすい分野であることから、個々の法人のおかれた財務状況・業務内容の特性等に配慮しつつ、基本的に、これらの事項について定量的な目標設定を行うことが必要である。
- 3 バランスシートの健全性の向上については、例えば、引当金・積立金を適正に設定することは改訂後の独立行政法人会計基準・同基準注解等が求める会計

ルールに照らして当然であるが、それに留まらず、適切な資産運用、借入金の圧縮等、一層の健全性の向上を図ることが必要である。

4 収支構造の改善については、業務運営の効率化により経費を削減するとともに、当該法人の業務内容に応じて可能な範囲で自己収入の増大等を図ることが必要である。

5 今回新たに設立される法人には、設立時において既に累積欠損金を有するものもあるが、これらの欠損金の処理については、平成14年10月の特殊法人等改革推進本部決定を踏まえ、所管府省において、その解消に向けた方策を策定し、当該方策が実現されるよう財務内容の改善について中期目標を定めることが必要である。

なお、当該方策が中期目標の期間を超える場合、又は特段の理由により期間の定められていない場合であっても、当該方策のうち中期目標の期間に対応する部分について、中期目標に反映することが必要である。

Ⅲ 中期目標等の具体的な記載例

1 中期目標等の具体的な記載例

上記Ⅱの中期目標において定める各々の事項に関する基本的な考え方に基づき、定量的な目標設定の記載例を中心に具体例を示すと「独立行政法人の中期目標等の具体的な記載例」（別添）のとおりである。

本記載例は、中期目標等の策定の際の参考であり、個々の中期目標等の記載を拘束するものではない。

なお、本記載例は、便宜的に法人が行う事業の類型に即して列挙したものであるが、必ずしも当該類型だけに該当するものではなく、また、当該類型に関する業務について網羅的に示したものではないことから、記載例として示したものの以外についても上記の考え方を指針として記載する必要がある。

2 中期計画との関係

上記Ⅰの基本的考え方で示したとおり、本来法人が主体的に定めるべき事項については、中期計画において定められるべきものであり、法人によっては本記載例で挙げたものを中期計画において記載する場合もあり得る。

別添

独立行政法人の中期目標等の具体的な記載例

第1 業務運営の効率化に関する事項

1 共通事項

- ・ 各事業年度の経費総額を（中期目標の期間を通じ）対前年度比で、平均〇%抑制する。
- ・ 一般管理費について、中期目標期間中における当該経費の総額を、初年度の当該経費に5（中期目標期間が5年の場合）を乗じた額に比べて〇%抑制する。
- ・ 平成〇年度（中期目標期間の最終年度）の総事業費に占める常勤職員の人件費の割合を平成〇年度（中期目標期間の初年度）と比較して〇%とする。
- ・ 期初の常勤職員数〇〇〇人を期末までに〇〇〇人とする。
- ・ 中期計画において、組織改革に関する具体的な目標を定めることにより組織運営の合理化を推進する。
- ・ 各事業年度において、〇〇に係る事項に要する経費を、対前年度比で最低〇%抑制する。
- ・ 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の効率化を進め、新規に追加されるもの、拡充分等を除き、毎年度平均で、前年度比〇%の経費節減を行う。
- ・ 一般競争入札の積極的な導入等により〇〇の調達価格（価額）を対前年度比〇%削減する。
- ・ 外部委託の推進により、〇〇事業における〇〇経費を〇%削減する。

2 公共施設の建設・管理等

- ・ 〇〇事業については、工法等の改善により、現行よりも建設コストを〇%縮減する。
- ・ 〇〇事業については、中期目標終了時に、当初計画の進捗率〇%を達成する。
- ・ 〇〇事業については、事業期間を〇か月短縮し、〇年〇月までに（中期目標〇年次末までに）終了させる。
- ・ 〇〇の処分（売却）については、処分（売却）の予定時期等を定めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明確にする。各年度の計画達成率を〇%以上とする（〇件以上に着手する）。
- ・ 採算性等から見直しを行う必要があるプロジェクトについて、中期目標期間内に〇%以上の見直しに着手する（〇件以上に着手する）。

3 融資・保証・出資等

- ・ 融資事業について、不良債権が貸付残高に占める割合を、中期目標の期間末において〇%以下にする。
- ・ 融資事業について、中期目標の期間における平均経費率（例：貸付残高に占める経費の割合）を〇%以下にする。
- ・ 融資事業について、中期目標の期間における回収率を〇%以上とする。
- ・ 統計的手法を用いること等により1件当たりの審査コストを〇%削減する。
- ・ 債権回収経費を中期目標期間中に〇%減少させる。
- ・ 保証・保険事業について、中期目標の期間における平均経費率（例：付保残高に占める経費の割合、保証料・保険料収入に占める経費の割合）を〇%以下にする。
- ・ 保証・保険事業について、保証債務損失引当金（又は保険準備金。支払い済み額を含む。）が付保残高に占める割合を、中期目標の期間末において〇%以下にする。（リスクに応じて適正に引当てを実施することは当然の前提。）また、代位弁済率を〇%以下にする。
- ・ 出資事業について、新規出資の成功（例：出資先の株式公開）率の目標を定め、それを実現すべく出資案件を厳選する。
- ・ 出資事業について、出資実行後〇年以上経過している出資分について、時価評価を行った上、出資時（中期目標の期間開始時）と比較して〇%以上の評価額増加が実現する。
- ・ 出資事業について、出資案件に係る民間出資比率について、その下限を〇%とするとともに、中期目標の期間中の平均（出資案件毎に民間出資比率を算定した上、単純平均する。）で〇%以上とする。

4 調査・研究開発

- ・ 〇〇の研究開発について、材料・部品等の規格の共通化、一括購入等を行うことにより、経費を〇%削減する。
- ・ 〇〇分野の研究開発について、試験機器、試薬等の共同購入等を行うことにより、経費を〇%削減する。
- ・ 試薬、実験動物等、消費量の多い消耗品上位〇種について、その単価をそれぞれ〇%以上削減する。
- ・ 大規模施設〇〇の単位時間当たり運用コスト及び実験動物の匹数当たりの維持管理費をそれぞれ〇%以上削減する。
- ・ 研究所の延べ床面積当たりの電気・ガスなどの光熱水量を、平成〇〇年度比でおおむね〇%以下に維持する。

- ・ ○○開発支援業務において、公募を行った場合、審査事務の電子化等により、開発費当たりの事務経費を○%以上削減する。
- ・ 研究資金配分業務について、申請業務のオンライン化の更なる推進等により、配分研究費1億円当たりの事務経費を○%以上削減する。
- ・ 研究の評価、進捗管理等を効率的に行うため、研究機関からの進捗状況報告における電子報告の割合を○%以上とする。

5 国際協力等

- ・ 緊急援助物資の調達・備蓄経費について、調達・備蓄方法の見直し等により、○%削減する。
- ・ 民間委託に係る経費について、競争契約や提案公募方式などの競争的手法を導入することにより、○%削減する。
- ・ 研修員の滞在経費について、宿泊施設運営の効率化、本邦滞在期間の弾力的設定等により、一人当たりの平均で○%削減する。
- ・ 専門家、調査団等の航空費について、航空券の調達方法の見直し等により、単価を○%削減する。
- ・ 専門家派遣について、派遣期間を弾力的に設定すること等により、派遣に係る人・日当たりの平均経費を○円以下とする。
- ・ インターネット等情報通信インフラを活用すること等により、専門家等の海外派遣期間・のべ人数を各々○%、○%削減する。

6 施設運営・サービス提供

- ・ 研修生等の養成期間を現行の○年○か月から○年○か月に短縮する。
- ・ 研修機材数を抑制するため、機材の利用率の向上を図ることにより、一機材当たりの年間使用時間を約○%向上させる。
- ・ 学理及び技術の教授に関する業務に関し、非常勤講師を活用すること等により、教育時間当たりのコストを○%削減する。
- ・ 既存施設外での研修を年○件実施することにより、未設置地域における施設の新設を抑制する。
- ・ 募集、企画、運営に係る業務を集約化及び外注化すること等により、研修業務における研修生1人日当たりのコストを○%削減する。
- ・ 各施設共通の備品等の管理を一元化することにより、年間の管理運営費を○%削減する。
- ・ 各研修コースのカリキュラムの見直し等により、業務経費を○%削減する。

7 振興助成・給付

- ・ 事業ごとに明確かつ具体的な目標を定め、当該目標が達成された場合又は一定期間（例：〇年間など具体的に設定する）の経過後に助成・給付を終了することを給付要綱等に明記し、助成・給付の実際の実際の終了時期を公表する。
- ・ 助成対象となる施設・設備の処理能力当たりの建設コスト等を〇%削減する。
- ・ 統計的手法を用いること等により、1件あたりの交付請求から交付までの平均所要日数を〇日以下とする。
- ・ 助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化を図ること、担当者の審査能力向上を図ること等により、1件当たりの平均処理期間を〇%短縮する。

8 情報収集・提供・広報・普及啓発

- ・ ホームページや電子メールを活用した情報収集・提供等を促進することにより事務の効率化を図り、事務経費を〇%削減する。
- ・ 当該法人に対する提出物等について、電子媒体によるものの割合を〇%以上とする。
- ・ 広報刊行物の統合等により広報経費を〇%削減する。
- ・ 情報収集等業務経費については、当該業務に係る本体事業費の縮減率と合わせ同率で削減する。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 公共施設の建設・管理等

- ・ 予定及び実施中の事業について社会経済情勢の変化や事業の採算性から、当初予定されていた規模の事業継続の必要性について、当該事業の事業評価にあわせて見直し、その必要性が低いと判断される場合は、原因を明確にした上で中止を含め事業計画の変更を速やかに行い、事業の投資効果を高める。
- ・ 事業効果の早期発現を図る観点から、〇〇事業の実施に当たっては、〇〇に投資を重点化し、これに関する事業費の割合を〇%増加する（事業費全体の〇%以上を当該事業に投入する）とともに、△△に関する事業費の割合を〇%縮減する。
- ・ 施設の老朽化に伴う改築・修繕のための整備計画を策定し、耐震性等の性能を高めた施設の割合を〇%にする。

- ・ バリアフリー化のための増改築を進め、バリアフリー化を達成した施設の割合を〇%にする。また、増改築のための整備計画の策定した施設の割合を〇%高める。
- ・ 民間と共同して実施する事業の割合を〇%にする。
- ・ 〇〇事業における利用者等に対するアンケート調査の実施により、〇%以上の人から、満足との結果を得る。

2 融資・保証・出資等

- ・ 統計手法を用いること等により、平均審査期間を〇日以下とする。
- ・ 利用者利便性等の観点から、審査のための提出書類を〇%縮減する。
- ・ 当該保証・出資に係る事業による〇〇の日本への輸入量を、中期目標の期間において、合計〇以上とする。
- ・ 証券化に係る（当該独立行政法人の）手数料相当分を、中期目標の期間の最終年度までに〇%圧縮する。
- ・ 民業補完の原則に則って業務を遂行する。具体的には、
 - イ リスクに見合った金利設定を行う。このため、民間に準拠した場合に想定される金利との差を平均〇%以下とする。
 - ロ 融資対象者が民間金融機関を利用しない理由を継続的に把握し、金利水準を理由とする案件の比率を〇%以下とする。
 - ハ 直接融資・間接融資・保証の新規実行額に占める直接融資の割合を中期目標の期間の平均で〇%以下とする。
- ・ 透明性を高める観点から、出資先の財務内容を毎事業年度公表する。
- ・ 資金調達において市場からの評価を受ける財投機関債の中期目標期間中の発行総額が総借入金額に占める割合を〇%以上とする。

3 調査・研究開発

- ・ 事前、事後等の外部評価・第三者評価を徹底し、評価結果を研究開発資源の配分に反映する。
- ・ 〇年度までに〇〇タービンの出力変動〇%低減を実現する技術を開発する。
- ・ 〇年度までに家庭で〇Mbps（現状の数十倍のデータ容量）、企業等で〇Gbpsの固定超高速衛星通信技術を開発する。
- ・ 〇年度までに定点对空飛行試験を実施し、〇〇の条件下で飛行船を定点に留める技術を開発する。
- ・ 〇年度の年間特許出願総数を〇〇件以上とする。
- ・ 〇年度の論文発表総数（査読済み）を〇報以上とする。

- ・ 共同研究件数を〇〇件以上とする。
- ・ 〇年度においてインパクトファクター（I F）上位1000報のI F総数で〇以上とする。
- ・ 産業界との連携を深めるため、民間企業との共同研究及び民間企業からの受託研究の件数を〇%以上増加させる。
- ・ 試験施設、設備の外部研究者による利用割合を〇%増加させる。
- ・ 〇〇開発事業において、研究開発終了から〇～〇年後の事業化率を〇%以上にする。
- ・ 〇〇開発事業において、公募を行った場合、審査事務の電子化等により、公募締切りから契約締結までの期間を〇%短縮する。
- ・ 〇〇開発事業の公募において、公募実施の周知を図るため、〇年度までに関係機関、産業界等のメーリングリスト〇件以上、総数〇件以上のアドレスあての情報提供を行う。
- ・ いわゆる日本版バイ・ドール条項により研究開発委託先に譲渡した知的財産権の出願数を〇件以上とする。
- ・ 有識者対象の役立ち度（顧客満足度）に関するアンケート調査により、〇%以上の人から「役立つ」との結果を得る。
- ・ 外部有識者による論文の査読を行い、〇段階評価中の〇以上の評価を得る。
- ・ 競争的研究資金制度である〇〇研究推進事業において、対直接経費〇%の間接経費の配分率を達成する。
- ・ 研究成果の活用、実用化を促進するため、技術移転機関の活用件数を中期目標期間中〇件以上とする。

4 国際協力等

- ・ 技術協力に関し、一律に先端技術を移転するのではなく開発途上国の発展段階に適した技術移転を行うこと等により、当該技術が援助終了後〇年以上継続して活用される比率を〇%以上とする。
- ・ 客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的な評価を実施するとともに、外部評価を実施し、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。
- ・ 国際約束の締結から案件の実施開始までの期間を〇ヶ月から〇ヶ月に短縮する。
- ・ 当該開発途上地域のニーズを的確に踏まえた技術協力のための研修を実施することにより、事業終了後のアンケートにおいて〇%以上の満足度を得る。
- ・ 研修事業について、習熟度に関する一定の基準を設定し、研修によって当

該基準を超えた者の割合を〇%以上とする。

- ・ N G Oと連携した案件を〇%増加させる。
- ・ 輸出向け作物の品質改良を促進し、当該作物の生産量を〇%増加させる。
- ・ 農業経営形態を的確に踏まえた技術協力を実施することにより、小規模農家の米の生産性を〇%増加させる。
- ・ 日本語学習希望者のニーズを的確に踏まえた日本語普及事業を実施することにより、日本語学習者の数を〇%増加させる。
- ・ 住民の生活環境を的確に踏まえた疾病対策を実施することにより、住民の罹患率を〇%減少させる。

5 施設運営・サービス提供

- ・ 年間〇万人以上の入場者数を確保する。
- ・ 〇年度の年間の施設稼働率を〇年度から〇%向上する。
- ・ 中期計画期間中における職業訓練修了者の就職率を〇%以上とする。
- ・ 研修生及びその派遣元または利用者に対するアンケート調査により、〇%以上の満足度を得る。
- ・ 利用者の平均待機時間を〇%短縮する。
- ・ 〇〇認証業務については、申請後原則〇日以内に処理する。
- ・ 民間機関で対応が困難である者を当該機関で受け入れる体制を整え、それらの者の割合をサービス受益者全体の〇%以上とする。
- ・ 研修内容を決定する際に受講者からのニーズ調査結果を反映して関心の高いテーマとすること等により、満足度を〇%以上確保する。
- ・ 障害者の地域生活移行に計画的に取り組み、〇年度までに〇人を移行させる。
- ・ モデル的な処遇を行う施設との位置付けの下、一般の同種施設への助言等の回数を〇年度までに〇回以上とする。
- ・ 利用対象者に対し広く周知することにより、相談件数を〇%増加させる。
- ・ 〇〇訓練、〇〇講習の実施により、中期計画の期間中、〇%以上の対象者が就職等に向かう次の段階に移行できるようにする。併せて、これらの訓練及び講習を受けた者の〇割以上から「満足している」との評価を得る（任意抽出調査）。
- ・ 治療効果を高めることにより、〇〇障害状態から脱却する患者数を中期目標期間中に〇人以上とする。

6 振興助成・給付

- ・ 助成の対象としたベンチャー企業のうち、上場するなど経営が軌道に乗っ

たと認められる数を〇%増加させる。

- ・ 助成の効果について第三者機関による評価を行った上で、評価の結果を翌期の採択基準等に反映させる仕組みを構築する。
- ・ 助成申請や届出のための提出書類の〇割削減または記載事項の〇割削減を行う。
- ・ 振興助成・給付の申請者の利便を図るため、助成・給付メニュー、採択・支給条件、受付・申請窓口等をホームページ等で公開する。
- ・ 振興助成、給付事業について、申請者の利便を図ることにより、申請件数を〇%以上増加させる。
- ・ 助成金の交付に係る選考手続き等に関し、客観性及び透明性の確保を図るため、第三者機関による採択基準の策定、採択の審査を行う体制を構築する。
- ・ 〇〇助成事業については、助成先の一覧をホームページ等で公開する。
- ・ 給付請求件数に対する請求受理から判定の申し出の期間及び判定結果の通知から支給決定までの期間〇ヶ月を達成する件数の全件数に占める割合を〇%以上にする。

7 情報収集・提供・広報・普及啓発

- ・ ホームページにおいて提供する情報について、更新に要する期間を〇日以内とする。
- ・ 情報提供システムへの情報の掲載に要する期間を〇日以内とする。
- ・ 国民からの事案照会から回答に要する期間を〇%以上短縮する。
- ・ 相談事業、セミナー等については、提供するサービスの内容を充実させ、アンケート調査における相談者、受講者等の満足度等を〇%以上とする。
- ・ ホームページで提供する情報の内容を充実させ、年間アクセス件数が〇件以上（対前年度比〇%増、今後〇年間に〇%増）となるようにする。
- ・ 国内外の学会、専門誌等での研究成果の発表について、年間〇件以上とする。
- ・ 広報を実施した結果、アンケート調査における理解度が増加した対象者の割合を〇%以上となるようにする。
- ・ メールマガジンによる、より広範な情報提供を行うため、メールマガジンの開設を〇ヶ月以内に実現する。
- ・ 照会に対する応答を24時間可能とするため、応答の自動化を〇ヶ月以内を実現する。
- ・ 普及啓発施設について、年間〇万人以上の入場者数を確保する。

第3 財務内容の改善に関する事項について

- ・ 中期目標の期間の終了時点までに、借入金総額（又は負債総額）を〇%削減する。
- ・ 借入金の償還を適切に進め、総資産に対する借入金比率を〇%低減させる。
- ・ 有利子負債返済年数を〇年以下にする。
- ・ 〇〇に関する未収金（債権）の回収を適切に進め、中期計画終了時に未収金残高を〇億円とする。
- ・ 正常債権以外の債権の回収については、中期目標の期間末までに〇〇億円以上を回収する。
- ・ 出資事業について、成果が見込めるかどうかの判断基準を作成し、当該基準に照らし成果が見込めない案件は、中期目標の期間内に整理する。
- ・ 〇〇年度までに、出資先の繰越欠損金について〇%減少させる。
- ・ 中期目標の期間の終了時点までに、運用金利と調達金利の期間差異を〇か月まで縮小する。
- ・ 民間や地方公共団体からの研究資金、施設使用料、特許実施料、寄附金等の自己収入（又は受益者負担）を、中期目標の期間内の平均で〇年度よりも〇%増加させる。
- ・ 自己収入の増加に努めることにより、〇〇事業費に占める自己収入の比率を〇%以上にする。
- ・ 〇年度までに、利息収入、保証料、保険料等により、収支相償を実現する。
- ・ 〇〇事業費に占める借入金比率を〇%以下にする。
- ・ インタレストカバレッジレシオ（（営業利益＋受取利息・配当金）／支払利息・割引料）を〇以上にする。
- ・ 固定的経費が経費全体に占める割合を〇%以下にする。
- ・ 【発足時において累積欠損金を承継する場合】 収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、累積欠損金の解消に向け、当該計画を着実に実行する。

「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について」
(平成 15 年 9 月 9 日付け総管査第 268 号。総務大臣から各主務大臣あて)

平成 14 年 10 月 18 日に特殊法人等改革推進本部において「主務大臣は、新独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較できる形で分かりやすく公表すること」が決定された。これを受け、総務省において独立行政法人の役職員の給与水準の調査・公表方法を外部有識者及び関係機関を交えて検討を行ってきたところであるが、今般、別添「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与水準の公表方法等について（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）のとおり検討がまとめ、特殊法人等改革推進本部参与会議に報告、了承を得たので通知する。なお、ガイドライン策定の趣旨・目的については、「独立行政法人の給与水準の公表に関する勉強会」の座長談話である別紙『「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」の策定に当たって』を参照されたい。

今後、既存の独立行政法人も含め、主務大臣及び独立行政法人が役職員の給与等の水準を公表するに当たっては、このガイドラインによることとされたい。

(別添)

「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」

第 1 趣旨

本ガイドラインは、独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報を、国民及び関係者に分かりやすく提供するため、主務大臣において公表されるべき事項等について取りまとめたものである。

なお、本ガイドラインは、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第 2 公表されるべき事項

法人ごとに、役員の報酬等及び職員の給与の水準に関して公表する事項は次のとおりとする。

1 役員の報酬等について

(1) 基本方針に関する事項

ア 役員報酬への業績反映の方法

イ 役員報酬の改定状況

(2) 役員の報酬及び退職金の支給状況に関する事項

ア 役名別の報酬（諸手当、賞与を含む。）の支給状況（年間）

イ 退職した役員経験者各人ごとの退職手当の支給状況とその考え方

2 職員給与について

(1) 職員の給与費の管理等の基本方針に関する事項

- ア 人件費管理等についての考え方
- イ 職員の給与水準決定についての考え方
- ウ 職員給与の改定状況

(2) 職員給与の支給状況等に関する事項

- ア 職員の雇用形態別、職種別の給与の支給状況（年間）
- イ 年齢別の年間給与の分布状況
- ウ 職級別在職状況
- エ 賞与の支給状況
- オ 給与水準の国家公務員（及び対他法人）との比較指標（法人基準年齢階層ラスパ
イレス指数）

注1： イ～オについては、各法人の提出したデータに基づき人事院において算定した数値、指数を用いることとし、当面、事務・技術職員（研究部門を有する法人にあっては事務・技術職員及び研究職員）の状況を記載する。

注2： オの指標に関連して、必要に応じて民間との比較指標を参考併記する。

3 総人件費の状況

4 1、2及び3に関連して主務大臣及び各法人が必要と認める事項

第3 公表の様式、時期、方法等について

前記第2の「公表されるべき事項」は、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注釈」に関するQ&A、Q-78-1、A18（役員及び職員の給与の明細）（3）の「総務大臣の定める様式」で公表する事項とし、その様式は別添「様式1」（PDF）のとおりとする。

「様式1」の公表は、財務諸表の開示（独立行政法人通則法第38条）と併せて行われるほか、独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報を国民一般が容易に了知し得るよう、以下の方法等によることとする。

(1) 「公表されるべき事項」の公表方法及び時期

ア 主務大臣及び独立行政法人は、当該法人の財務諸表（附属明細書）の主務大臣への提出時期に別添「様式1」により公表する。この場合、公表の趣旨に沿って、適宜、説明、グラフ等を加える等して、国民一般に分かりやすくするよう努めることとする。

イ 公表は、主務官庁及び独立行政法人の広報誌及びホームページ上で行う。

(2) 「公表されるべき事項」の総括発表

ア 総務大臣は、主務大臣等による「公表されるべき事項」を取りまとめ、分かりやすく発表する。

イ 発表の方法は、総務省のホームページ上で行うとともに、記者発表する。

第4 発表のための給与等の調査と指標の作成

(1) 独立行政法人の役職員の給与等実態調査の実施

主務大臣は、毎年、事業年度終了後（４月）、独立行政法人の役職員の給与等実態調査（４月分の給与額、前年度中に支給された月例給及び特別給の総額等についての調査）を行い、当該調査結果を５月１０日までに総務省に提出することとする。調査表は、別添「様式２」（PDF）を参考にして設計することとする。

(2) 国家公務員等との比較指標の作成等

給与水準の国家公務員（及び対他法人）との比較指標（法人基準年齢階層ラスパイルズ指数）その他の発表に必要な指標等については、（１）の調査に基づき、人事院が作成・提供することとする。

(3) 個人情報の保護

主務大臣、総務省及び人事院は、（１）の調査結果について、個人情報の保護に留意するものとする。

※ 様式１及び２ （略）

公務員の給与改定に関する取扱いについて

〔平成15年9月16日〕
閣議決定

- 1 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、去る8月8日の人事院勧告どおり改定を行うものとする。
なお、公務能率及び行政サービスの一層の向上を図るとともに、官庁綱紀の厳正な保持、公正な公務運営の確保に努めるものとする。
- 2 特別職の国家公務員については、おおむね1の趣旨に沿って、その給与の改定を行うものとする。
- 3 1及び2の給与改定については新たな追加財政負担は要しないが、我が国の財政事情がますます深刻化していることを考慮すれば、行財政改革を引き続き積極的に推進し、総人件費を極力抑制するとの基本方針は堅持する必要がある。そのため、行政事務・事業の整理、民間委託、人事管理の適正化等行政の合理化、能率化を積極的に推進する等の措置を講ずるとともに、定員については、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）、「新たな府省の編成以降の定員管理について」（平成12年7月18日閣議決定）等に基づき、各府省とも、更なる減量・効率化や定員振替に努力し、計画を上回る定員削減に積極的に取り組むことにより、真に必要な部門への適切な定員配置を図りつつ、引き続き国家公務員数の純減を行う。また、独立行政法人についても、中期目標設定、評価等に当たって役職員数も含めた一層の事務運営の効率化を図る。さらに、特殊法人等についても厳しい定員削減を実施する。
地方公共団体についても、国の措置に準じて措置するように要請する。また、地方公共団体に定員の増加を来し、人件費の累増をもたらすような施策を厳に抑制する。
- 4 独立行政法人の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役員の報酬及び退職手当並びに職員の給与の水準を国家公務員等と比較できる形で分かりやすく公表することとする。また、特殊法人等の役職員の給与改定に当たっても、国家公務員の例に準じて措置されるよう対処するとともに、事業及び組織形態の見直しを通じた給与等の適正化を進めるものとする。
- 5 地方公共団体における地方公務員の給与改定に当たっては、現下の極めて厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、国と同様、行政の合理化、能率化を図るとともに、既に国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあつては、引き続きその適正化を図るため必要な措置を講ずるよう要請するものとする。
また、地域における国家公務員給与の在り方については、人事院において、地域における民間給与の実情等がより一層反映できる仕組みとなるよう検討を進めていくこととされたが、地方公務員給与の在り方についても、国の検討状況も踏まえつつ、地域毎の公務員給与と民間給与の比較方法をより一層精確に示すなどの方法により、地域毎の実態を踏まえた見直しを行うよう要請するものとする。

独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について

〔平成15年12月19日
閣議決定〕

独立行政法人、特殊法人及び認可法人（日本放送協会、日本赤十字社、特殊会社、士業団体、事業者団体中央会を除く。以下同じ。）の役員の退職金については、以下によるものとする。

1 独立行政法人

- (1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額 $12.5/100$ を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。
- (2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。
独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。
- (3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成15年9月16日閣議決定）の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

2 特殊法人及び認可法人

- (1) 役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額 $12.5/100$ を基準とし、これに各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会（以下「委員会等」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。
- (2) 各法人は、上記(1)による委員会等の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ所管大臣に通知することとする。各所管大臣は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに内閣官房長官に報告する。
- (3) 役員の退職金に関して独立行政法人と同様の制度が採用されている法人については、上記独立行政法人の例によるものとする。
- (4) 各役員の退職金の支給額については、上記1(3)に準じて、公表する。

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 316 号）（抜粋）

（総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会）

第一条 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第三十二条第三項（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十六条及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条において準用する場合を含む。）の政令で定める審議会は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会とする。

（会計監査人の監査を要しない独立行政法人の範囲）

第二条 通則法第三十九条に規定する政令で定める基準に達しない独立行政法人は、次の各号のいずれにも該当する独立行政法人（通則法第一条第一項に規定する個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる独立行政法人を除く。）とする。

- 一 通則法第三十九条に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金の額が百億円に達しないこと。
- 二 通則法第三十八条第一項の規定により主務大臣の承認を受けた最終の貸借対照表（以下この号において「最終の貸借対照表」という。）の負債の部に計上した金額の合計額（新たに設立された独立行政法人であって最終の貸借対照表がないものにあつては、当該独立行政法人の負債の金額に相当する金額として主務大臣の定める方法により算定した額）が二百億円に達しないこと。

（主務大臣への報告）

第三条 通則法第六十条第一項の規定による報告は、一月一日現在における同項に規定する常勤職員の数について、総務省令で定めるところにより、一月三十日までに行うものとする。

（常勤職員の範囲）

第四条 通則法第六十条第一項に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者
- 二 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第五項の規定により休職者とされた者
- 三 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第二条第一項の規定により派遣された者
- 四 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項の規定により育児休業をしている者

（積立金の処分に係る承認の手続）

第五条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項

の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同表の第二欄に掲げる規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を当該規定に規定する大臣（以下「主務大臣」という。）に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、当該規定による承認を受けなければならない。

一 別表の第二欄に掲げる規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の別表の第三欄に掲げる命令で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手続）

第六条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、同表の第四欄に掲げる規定に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 主務大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第七条 国庫納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第八条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人の国庫納付金は、同表の第五欄に掲げる会計に帰属する。

（教育公務員の範囲）

第九条 独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第百六十四号）第十条第一項、独立行政法人国立特殊教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）第十条第一項、独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）第十一条第一項、独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第百七十一号）第十条第一項、独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第百七十二号）第十条第一項、独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）第十一条、独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）第十一条、独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）第十条、独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十七号）第十条第一項、独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第百七十八号）第十条第一項、独立行政法人文化財研究所法（平成十一年法律第百七十九号）第十条第一項、独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）第十条第一項、独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）第十条第一

項、独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）第十条第一項、独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）第十条第一項、独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）第十条第一項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）第十二条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）第十条、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五百五十九号）第十一条第一項、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第十三条、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第十一条、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）第十条第一項、独立性法人労働政策研究・研修機構（平成十四年法律第六十九号）第九条第一項、独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第七十二号）第九条第一項、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第十条、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十条第一項、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第一百十三号）第九条第一項、独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第一百十四号）第十一条第一項、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第一百十五号）第十条第一項及び独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第一百十六号）第十条第一項に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、助教授又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）
- 二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
（国の貸付金の償還期間等）
- 2 通則法附則第四条第二項に規定する政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。
- 3 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る通則法附則第四条第一項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。
- 4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。
- 5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部につ

いて、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

- 6 通則法附則第四条第五項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

附 則（平成一二年六月七日政令第三三三号） 抄
（施行期日）

- 1 この政令（第一条を除く。）は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一二月八日政令第五〇七号）
この政令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第一条から第八条まで及び第十一条の規定は、同年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年一月四日政令第一号） 抄
（施行期日）

- 1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年七月二六日政令第二五二号）
この政令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第八条及び第十条から第十三条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年九月一二日政令第二九七号）
この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十四年七月一日）から施行する。ただし、第十一条及び第十三条から第十七条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年二月八日政令第二七号） 抄
（施行期日）

- 第一条** この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年九月四日政令第二九六号）
この政令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第十条及び第十三条から第十五条までの規定は公布の日から、第九条及び第十一条の規定は平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成一四年一〇月二日政令第三〇三号） 抄
（施行期日）

- 第一条** この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年一二月一八日政令第三八一号） 抄
この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一四年一二月一八日政令第三八三号） 抄
この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一四年一二月一八日政令第三八五号） 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年七月二四日政令第三一八号）
この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 （平成一五年八月二九日政令第三八九号） 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 （平成一五年一二月三日政令第四八三号） 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年一二月五日政令第四八九号） 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第四十一条まで、第四十三条及び第四十四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年一二月一二日政令第五一六号） 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び附則第三十七条から第五十九条までの規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一五年一二月二五日政令第五五三号） 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十六年二月二十九日）から施行する。

附 則 （平成一五年一二月二五日政令第五五六号） 抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年一月七日政令第二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条第一項及び第三項並びに第十三条から第二十八条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年一月三〇日政令第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年三月五日政令第三二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年三月二六日政令第八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年五月二六日政令第一八一号） 抄

この政令は、機構の成立の時から施行する。

附 則 （平成一六年六月二日政令第一八五号）

この政令は、公布の日から施行する。

別表（省略）

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針

平成 15 年 7 月 1 日

政策評価・独立行政法人評価委員会決定

前文

独立行政法人については、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条第 1 項により、主務大臣が、各独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとされており、このような定期的見直しは、独立行政法人制度の事後チェックシステムの中核をなすものである。

この見直しの仕組みは、社会経済情勢等の変化に対応し、独立行政法人が担う必要性が乏しくなった事務及び事業の廃止、民営化等を的確に行うとともに、時宜に応じた独立行政法人の組織形態や業務の改善を行うこと等により、独立行政法人及びその制度の機動的・弾力的な運営が確保されることを狙いとするものである。さらに、この見直しは、国民のニーズからかけ離れた独立行政法人の組織及び業務の存続や自己増殖を防ぎ、従来、特殊法人等について指摘されてきた、必要性の乏しい業務の拡張、存在意義の低下した法人の存続等の問題点を克服するためにも欠くことのできないものである。

当委員会は、独立行政法人通則法第 35 条第 3 項により、主務大臣が独立行政法人について上記の見直しのための検討を行うに当たって、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、必要な勧告を行うこととなる。当委員会としては、独立行政法人制度に対する国民の信頼を確保するとともに、この主務大臣による検討を意義あるものとし、その実効性を一層高める上で、的確かつ効果的な勧告を適時に行うことが不可欠であると認識している。

本方針は、このような認識に基づき、当委員会が勧告に取り組むに当たっての基本的な考え方を取りまとめたものであり、当委員会としては、各独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、実効性ある勧告を行うことができるよう、本方針に沿って積極的な取組を行ってまいらる所

存である。また、本方針については、勧告の実効性を一層高めるべく、今後、当委員会の勧告、主務大臣の見直し等の実績を踏まえるとともに、各方面の御意見をも伺いつつ、適時に必要な改善を行ってまいりたい。

なお、現在、政府においては、「内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議」（平成11年6月9日衆議院行政改革に関する特別委員会）及び「内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議」（平成11年7月8日参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会）に基づき、主務大臣が行う中期目標の期間の終了時における見直しのための客観的な基準を定めるための検討が行われているところであり、その検討に当たって、本方針が適切に活用されることを期待する。また、同基準においては、各独立行政法人の事務及び事業の見直しが、その効果を真に発揮することができるようにするとの観点から、独立行政法人の廃止、民営化を含めた組織の見直しのための基準が盛り込まれることが望まれる。

さらに、各府省の独立行政法人評価委員会が、各事業年度に係る業務の実績に関する評価を行うに際し、中期目標の期間の終了時における主務大臣による組織及び業務の見直しをも視野に入れつつ、業務の在り方等の方向を明確にするような評価を行う場合にも、本方針が参考となることを期待する。

目 次

	頁
1 基本的考え方	1
(1) 勧告の位置付け及び性格	1
(2) 検討の基本的な考え方	1
2 勧告の時期	2
3 検討の視点等	3
<共通の視点>	4
(1) 事務及び事業の在り方に関する視点	4
(2) 事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点	5
(3) 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点	7
(4) 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点	8
4 検討の手順	9
(1) 年度評価における事務及び事業全体の精査	9
(2) 具体的な措置の検討	10
<独立行政法人の事務及び事業について想定される措置>	11
5 透明性の確保及びフォローアップの実施	11

1 基本的考え方

(1) 勧告の位置付け及び性格

独立行政法人のすべての業務については、各府省の独立行政法人評価委員会が行う各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）及び中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）と、これらの結果に対する当委員会の評価を通じて、逐次改善が図られることとされている。さらに、中期目標の期間の終了時には、これらに加えて、独立行政法人の組織及び業務の全般について、主務大臣による抜本的な検討が行われることとされている。

当委員会は、中期目標の期間の終了時において、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に対し勧告（以下単に「勧告」という。）することができることとされており、この勧告は、主務大臣による抜本的な検討のための重要な要素となるものと位置付けられる。

また、本勧告は、年度評価及び中期目標期間評価に対する当委員会の意見とは異なり、各府省の独立行政法人評価委員会による第1次的な判断を前提に当委員会が第2次的な判断を行うという性格のものではなく、年度評価の結果について評価を行う際に得られた情報、新たに収集した情報等を基に、当委員会が、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、自ら直接判断を行うという性格のものである。

(2) 検討の基本的な考え方

当委員会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し勧告することができるとされているが、当該独立行政法人が担う事務及び事業の全体に着目することなく、その一部の事務及び事業のみを主要な事務及び事業としてあらかじめ取り出し、局所的に改廃措置を検討するという手法では、木を見て森を見ない勧告を行うこととなりかねず、適当ではない。

また、そもそも、独立行政法人によって業種、規模、中期目標・中期計画の規定振り等に相当程度の幅があるため、独立行政法人が行う主要な事務及び事業を一定の基準であらかじめ取り出し、それを勧告のための検討の対象として特定しておくのは、形式的・画一的すぎるものとする。

したがって、当委員会としては、まず、個々の独立行政法人の事務及び事業の全体についてその改善の必要性に関する検討を大づかみに行うこととし、その結果、必要と認められる改善の方向性が見いだされた場合には、当該方向性に応じ、改善の鍵となるべき独立行政法人の主要な事務及び事業を的確に把握して、その具体的改廃措置の検討を集中的・重点的に行い、これを踏まえて、主要な事務及び事業の改廃に関し、必要な勧告を行うという手法を採用することとする。

なお、上記の検討に当たっては、独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、独立行政法人の作業負担をできるだけ軽減するものとする。

2 勧告の時期

主務大臣は、中期目標の期間の終了後に、独立行政法人の組織及び業務の全般にわたる定期的な検討を行い、その結果に基づき、関係法令の改廃、新たな中期目標の期間に係る中期目標・中期計画の変更、

独立行政法人に対する予算措置の見直し等所要の措置を講ずることとなるが、当該措置を講ずる時点では、各独立行政法人において既に新たな中期目標の達成に向けた業務運営が開始されている状況にある。

このため、主務大臣による見直しを実効性あるものとするためには、見直すべき組織及び業務が、新たな中期目標の下で長期間にわたってそのままの形で存続することとならないよう、主務大臣による所要の措置ができる限り早期に実施される必要がある。

したがって、主務大臣による検討のための重要な要素となる当委員会の勧告についても、これを行う場合には、原則として、遅くとも新たな中期目標の期間の二年度目には、勧告の内容を具体化することが可能となるよう、中期目標の期間の終了後、できるだけ速やかに行うこととすべきである。

3 検討の視点等

当委員会は、以下の共通の視点及び個別の独立行政法人の特性（以下「視点及び特性」という。）を踏まえ、個々の独立行政法人の事務及び事業の全体について改善の必要性に関する検討を大づかみに行うとともに、改善の鍵となる事務及び事業の把握・改廃措置の検討を深めていくものとする。また、このような方針の下に、独立行政法人の個々の事務及び事業に関し、当該独立行政法人、当該独立行政法人を所管する府省及び当該独立行政法人の評価を行う各府省の独立行政法人評価委員会の見解並びに当該見解の具体的根拠（特に、その根拠となる財務データを含む定量的指標やほかの組織における優良事例との比較分析結果）を適時に把握するとともに、可能な限り客観的かつ具体的な資料、データ等入手し、活用するものとする。

なお、特に、中期目標に基づく「新しい知の創出が期待される」研

究開発については、画一的・短期的な観点から性急に成果を期待することとならないようにする等、事務及び事業の目的、内容等に応じた適切な視点からも検討を行うものとする。

＜共通の視点＞

(1) 事務及び事業の在り方に関する視点

① 国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等

【政策目的の達成状況】

- ・ 当該事務及び事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。当該目的が既に達成されているのではないか。あるいは、当該事務及び事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている、当該目的を達成する上で、当該事務及び事業の有効性が低下している、ほかに想定される手法の方が有効性が高い等の状況が生じていないか。

【社会経済情勢の変化の状況】

- ・ 当該事務及び事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における当該事務及び事業の開始以降及び当該独立行政法人に係る前回の中期目標の期間の終了時以降、どのように変化しているか。

【国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係】

- ・ 当該事務及び事業により、どのような効果があるか。それが確実に実施されない場合に、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。また、当該事務及び事業を、国が関与しない業務とした場合に、どのような問題が生じるか。

【利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況】

- ・ 当該事務及び事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。当該事務及び事業は、それらの者の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。また、当該事務及び事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっている等の状況が生じていないか。

② 事務及び事業を制度的独占により行う必要性

【制度的独占の必要性】

- ・ 制度的独占により行われている事務及び事業の場合、当該事務及び事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。当該事務及び事業への参入を認めた場合にどのような問題が生じるか。当該独立行政法人が担っていた事務及び事業を、ほかの主体と競争的に行う事務及び事業とする、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務及び事業とする等制度的な独占を廃した場合に、どのような問題が生じるか。

(2) 事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点

【現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係】

- ・ 当該独立行政法人の設立目的は何か。当該事務及び事業と設立目的はどのように対応しているか。当該事務及び事業を、当該独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。

【現行の実施主体の財務状況】

- ・ 当該事務及び事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独

立行政法人の設立時以降及び前回の中期目標の期間の終了時以降、どのように変化しているか。当該事務及び事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。当該事務及び事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。

【関連する事務及び事業の実施主体との分担関係】

- ・ 国、当該事務及び事業を担う独立行政法人、当該事務及び事業と関連する又はそれと類似する国の事務及び事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。それは、独立行政法人における当該事務及び事業の開始以降及び当該独立行政法人に係る前回の中期目標の期間の終了時以降どのように変化しているか。現行の分担関係には、どのような効果があるか。当該事務及び事業について国と独立行政法人との間の分担関係を改める、独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。

【現行の実施主体の組織形態、人事制度との関係】

- ・ 当該事務及び事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。当該事務及び事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務及び事業とした場合に、どのような問題が生じるか。
- ・ 特定独立行政法人の事務及び事業の場合、当該事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。公務員が担うことにより、どのような効果があるか。公務員以外の者が担当することとした場合に、どのような問題が生じるか。

(3) 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点

【効率化、質の向上等の達成状況】

- ・ 当該事務及び事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。当該事務及び事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。当該事務及び事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。

【効率化、質の向上等に係る指標等の動向】

- ・ 独立行政法人内で当該事務及び事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。また、当該指標は、当該独立行政法人における当該事務及び事業の開始以降及び当該独立行政法人に係る前回の中期目標の期間の終了時以降どのように推移しているか。
- ・ 特に、財務状況については、当該事務及び事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。当該事務及び事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。

当該事務及び事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務及び事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、当該事務及び事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務及び事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合に、良好であると言えるか。

【勘定区分の機能状況】

- ・ 当該事務及び事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか。勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べて相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。また、逆に新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。

【受益者負担の在り方】

- ・ 利用者、顧客、受益者等から事務及び事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。当該事務及び事業について、対価を徴収することとした場合に、どのような問題が発生するか。また、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、その見直しが必要となっていないか。

(4) 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点

【過去の見直しの経緯及び効果】

- ・ 当該事務及び事業についての過去の見直し（独立行政法人による自主的見直しを含む。）の経緯はどのようになっているのか。各見直しのねらいはどのようになり、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。また、その効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。
- ・ 当該事務及び事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウエイト付けにより考慮されたのか。また、当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。

4 検討の手順

(1) 年度評価における事務及び事業全体の精査

当委員会は、各府省の独立行政法人評価委員会が行う年度評価の結果についての評価を行う際に、当該年度評価の結果の中に示されている独立行政法人の業務の在り方等の方向について精査を行い、必要と認められる意見を述べることとしている（「平成13年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見～独立行政法人評価の厳格性・信頼性の向上のために～」（平成14年12月 政策評価・独立行政法人評価委員会）参照）。

当委員会としては、当該精査を、中期目標の期間の終了時における勧告に向けた検討の一環としても位置付け、視点及び特性をも踏まえつつこれを行うこととする。その結果、独立行政法人の事務及び事業の全体について必要と認められる改善の方向性や、その改善の鍵となるものとして、中期目標の期間の終了時における勧告に向けて当委員会が改廃の必要性を直接検討すべき事務及び事業が見いだされた場合には、年度評価の結果について意見を述べる際に、別途、当該改善の方向性や改善の鍵となる事務及び事業が見いだされた旨の指摘を併せて行うものとする。

特に、中期目標の期間の最終年度に実施する年度評価（中期目標の期間の最終年度の前年度の業務の実績に関する評価）の結果についての意見を述べる際に、当委員会が改廃の必要性を直接検討すべき事務及び事業に関する上記の指摘を行う場合には、可能な限り具体的な指摘を行うものとする。

また、このような指摘を行った場合は、これに対する当該独立行政法人、当該独立行政法人を所管する府省及び当該独立行政法人の評価を行う各府省の独立行政法人評価委員会の見解並びに当該見解

の具体的根拠を把握するものとする。

(2) 具体的な措置の検討

当委員会は、中期目標の期間の最終年度に実施する年度評価の結果についての意見を述べる際に、当委員会が改廃の必要性を直接検討すべき事務及び事業に関する具体的な指摘を行った場合、以後の勧告のための検討を的確に行うため、当該事務及び事業について、所要の情報収集、各方面の意見聴取等を迅速かつ積極的に行うものとする。

その際、当該事務及び事業の中期目標の期間を通じた実績の把握を行う場合その他必要な場合には、独立行政法人の長又はその主務大臣に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を要請するものとする。また、特に必要な場合においては、独立行政法人の長及び主務大臣以外の者に対しても、必要な協力を要請するものとする。

当委員会としては、これらの情報収集等や年度評価の結果についての評価を通じて得られた情報等に基づき、視点及び特性に沿って検討を深め、必要と認められる場合には、独立行政法人の事務及び事業の改廃に関し、以下に掲げるような措置について、できるだけ具体的な勧告を行うものとする。

また、その検討の際には、独立行政法人の事務及び事業に関連する政策評価の結果を考慮に入れるとともに、関連する内閣の方針、総務省が行う行政評価・監視の結果等を踏まえるものとする。

なお、中期目標の期間の最終年度に実施した年度評価についての意見を述べた後に、勧告に向けて改廃についての検討を行う必要性が緊急に生じた事務及び事業についても、上記に準じて検討を進め、必要な勧告を行うものとする。

＜独立行政法人の事務及び事業について想定される措置＞

- 事務及び事業の廃止
- 民間又は地方公共団体への移管
- 事務及び事業に関する制度的独占の廃止
- 自主財源による事務及び事業や受託による事務及び事業への移行、事務及び事業に係る補助金等依存度の更なる縮減
- 事務及び事業のほかの独立行政法人又は国への移管
- 事務及び事業の一部又は全部の民間委託、民間委託の範囲の拡大
- 事務及び事業の戦略化・重点化又は整理縮小
- 事務及び事業の運営の合理化・適正化
- 市場テスト（事務及び事業について、民間その他の組織からの入札を募集し、独立行政法人が実施するよりも当該組織が実施した方がコストと品質の面で優れていれば当該組織に委託することとする。）その他事務及び事業についての改善措置の試行的実施等

5 透明性の確保及びフォローアップの実施

当委員会が、年度評価の結果についての意見を述べる際に、改廃の必要性を直接検討すべき事務及び事業に関する指摘を行った場合は、当該指摘の内容を速やかに公表するものとする。

また、当委員会が、主務大臣に対して勧告を行った場合には、その実効性を確保する観点から、関係独立行政法人、関係独立行政法人評価委員会及び独立行政法人関係制度を所管する関係府省にその写しを

送付するとともに、当該勧告の内容を速やかに公表するものとする。
以上に加えて、当委員会が、勧告のための検討において用いた独立行政法人の個々の事務及び事業に関する当該独立行政法人、各府省及び各府省の独立行政法人評価委員会の見解及びその根拠、関係資料、データ等についても、これを適時に公表するものとする。

さらに、当委員会は、中期目標の期間の終了時における独立行政法人の組織及び業務の見直しのための措置として行われた関係法令の改廃、新たな中期目標の期間に係る中期目標・中期計画の変更、独立行政法人に対する予算措置等において、当委員会の勧告の内容の反映状況等について、逐次フォローアップを行うとともに、その結果を公表する。

中期目標期間終了時における見直しのための客観的な基準に関する附帯決議

① 衆議院行政改革に関する特別委員会（平成 11 年 6 月 9 日）

内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する 附帯決議（抜粋）

- 一 独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

② 参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会（平成 11 年 7 月 8 日）

内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する 附帯決議（抜粋）

- 一 独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成十五年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて

平成 15 年 8 月 1 日
閣 議 決 定

独立行政法人制度は、主務大臣が示した中期目標に基づき、当該法人がその達成のための中期計画を定めて自律的・自主的に業務を遂行すること、独立行政法人評価委員会が業務実績等を厳格に事後評価すること、並びにこうした評価等に基づき事務及び事業の不断の見直しを行うことを通じて、適正かつ効率的な運営を確保する仕組みである。

独立行政法人制度を有効に機能させるため、主務大臣は、その所掌範囲全体における骨格的な政策目標を明確にし、その中で独立行政法人が担う役割の位置付けを明らかにするとともに、各独立行政法人の「存在意義」を国民に対し説明しなければならない。

特に、特殊法人及び認可法人において組織・業務の自己増殖、不要不急な業務の拡張といった問題点が指摘されてきたことを踏まえ、独立行政法人においては、中期目標期間終了の都度、組織及び業務全般の見直しを行うことが制度の中核と位置付けられている。この仕組みにより、各主務大臣及び独立行政法人は、経済社会情勢等を勘案し行政主体が担う必要性が乏しくなった事務及び事業の廃止あるいは民営化を行い、また、時宜に応じた業務運営に改めるなど、組織及び業務の在り方全般について機動的・弾力的な対応を行うことが求められている。

主務大臣は、以下に定めるところにより、「民間にできることは民間に委ねる」との観点から、独立行政法人の組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直すこととする。

1. 審議会の勧告と見直し内容の予算への反映

独立行政法人の中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関し、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 32 条第 3 項に規定する政令で定める審議会（総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「審議会」という。）は、主務大臣に勧告ができることとされている。他方、次の中期目標期間の開始時から法人が見直し結果を反映して業務を実施し、又は廃止の場合の円滑な経過措置を実施していくためには、当該開始年度に係る国の予算に見直し内容を反映させる必要がある。

したがって、審議会は、あらかじめ勧告を行うに当たっての視点を示すため、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針（以下「勧告方針」という。）を作成するものとする。その際、別紙「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準」（以下「基準」という。）1（独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点）

に掲げる視点のそれぞれについて、具体的な検討に資するチェック事項を示さなければならない。また、審議会は、今後の独立行政法人制度の運用状況等を踏まえ、必要に応じ基準1に掲げる視点以外にも必要な視点及び当該視点の具体的な検討に資するチェック事項を検討し、示すことにより、勧告方針を適宜改定するものとする。

2．概算要求及び概算決定に向けた取組

主務大臣は、1．の勧告方針に即して審議会在勧告又は勧告の方向性等の指摘を行うこととなることを踏まえ、基準2（事務及び事業の改廃に係る具体的措置）及び3（組織形態の見直しに係る具体的措置）に掲げる具体的措置を盛り込んだ独立行政法人の組織・業務全般の見直しについての当初案を作成し、その実現に向けて当該独立行政法人に係る国の予算の要求を行うこととする。

また、審議会は、見直し内容が中期目標期間の開始年度に係る予算に反映できるよう早期に、具体的には当該独立行政法人に係る国の予算の編成作業に間に合うタイミングで、主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性等の指摘を行うものとする。

主務大臣は、予算編成の過程において、審議会による勧告の方向性等の指摘の趣旨が最大限いかされるように見直し内容を検討し、概算要求を行った見直し案に対して所要の修正を加えた上、予算概算決定の時までに、行政改革推進本部に説明し、その議を経た上で決定するものとする。その際、行政改革推進本部は審議会の意見を聴かなければならない。

3．概算決定後、次の中期目標期間開始までの取組

2．において決定した見直し内容を踏まえ、主務大臣及び独立行政法人は中期目標・中期計画等を策定するほか、独立行政法人の個別法の改正・廃止が必要な場合、主務大臣は国会に所要の法律案を提出することとする。

見直し内容の具体化に当たっては、通則法第59条により読み替えられる国家公務員法第78条の規定等の趣旨を踏まえつつ、職員の雇用の安定、労働条件等に配慮し、円滑な実施を図る。

4．中期目標期間終了時における勧告及び主務大臣の見直し

審議会は、1．から3．までの過程で検討、決定した内容を踏まえて、中期目標期間終了後遅滞なく通則法第35条第3項に基づく勧告を行うこととし、主務大臣は、当該決定内容及び勧告を踏まえて見直し内容を正式に決定するものとする。

別紙

中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準

1 独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点

(1) 事務及び事業の在り方に関する視点

国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等

-) 政策目的の達成状況
 -) 社会経済情勢の変化の状況
 -) 国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係
 -) 利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲の状況
- 事務及び事業を制度的独占により行う必要性

(2) 事務及び事業を現在担っている実施主体の適切性に関する視点

-) 現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係
-) 現行の実施主体の財務状況
-) 関連する事務及び事業の実施主体との分担関係
-) 現行の実施主体の組織形態、人事との関係

(3) 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点

-) 効率化、質の向上等の達成状況
-) 効率化、質の向上等に係る指標の動向
-) 勘定区分の機能状況
-) 受益者負担の在り方

(4) 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点

2 事務及び事業の改廃に係る具体的措置

- ・ 事務及び事業の廃止
- ・ 民間又は地方公共団体への移管
- ・ 事務及び事業に関する制度的独占の廃止

- ・ 自主財源による事務及び事業や受託による事務及び事業への移行、事務及び事業に係る補助金等依存度の更なる縮減
- ・ 事務及び事業の他の独立行政法人又は国への移管
- ・ 事務及び事業の一部又は全部の民間委託、民間委託の範囲の拡大
- ・ 事務及び事業の戦略化・重点化又は整理縮小
- ・ 事務及び事業の運営の合理化・適正化
- ・ 市場テスト（事務及び事業について民間その他の組織からの入札を募集し、独立行政法人が実施するよりも当該組織が実施した方がコストと品質の面で優れていれば当該組織に委託することとする。）その他事務及び事業についての改善措置の試行的実施等

3 独立行政法人の組織形態に関する見直しに係る具体的措置

- (1) 業務の大部分又は主たる業務が廃止され、又は民間その他の運営主体に移管された独立行政法人について、当該法人を廃止した場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を廃止する。

法人を廃止しない場合であっても、業務の大部分又は主たる業務の廃止又は他の運営主体への移管に伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。

- (2) 業務の採算性が高く、かつ国の関与の必要性が乏しい法人、企業的経営による方が業務をより効率的に継続実施できる法人又は民間でも同種の業務の実施が可能な独立行政法人について、当該法人を民営化した場合にどのような具体的問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を民営化する。

法人を民営化しない場合であっても、業務の大部分について民営化することに伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。

- (3) 特定独立行政法人について、その業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合、当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。

平成16年度特殊法人等向け財政支出の概算決定額調
 (組織形態の見直しにより設立予定の独立行政法人等に対する財政支出の概算決定額を含む)

計数整理中

(単位 百万円)

(所管) 法人名	特殊法人等向け 前年度予算額 (A)	組織形態の見直しにより平成15年度に 設立された又は設立を予定している 独立行政法人等の法人名 (B)	新法人における 前年度予算額 (C)	前年度予算額 小計 (D) = (A + C)	平成16年度 概算決定額		組織形態の見直しにより平成16年度末までに 設立を予定している独立行政法人等の法人名 (仮称も含む) (F)	新法人における 平成16年度概算 決定額(G)	平成16年度 概算決定額 (合計) (H) = (E + G)	比較増 減額	
					(E)	(E - A)				(H - D)	
1. 特殊法人											
(内閣府)											
(内閣本府等)											
沖縄振興開発金融公庫	6,789			6,789	6,851	63			6,851	63	
北方領土問題対策協会	582	(独) 北方領土問題対策協会	304	886	0	582	861	861	25		
国民生活センター	1,275	(独) 国民生活センター	1,258	2,534	0	1,275	2,520	2,520	13		
(総務省)											
簡易保険福祉事業団	0			0	0	0		0	0		
公営企業金融公庫	0			0	0	0		0	0		
日本電信電話株式会社	0			0	0	0		0	0		
東日本電信電話株式会社	0			0	0	0		0	0		
西日本電信電話株式会社	0			0	0	0		0	0		
日本放送協会	1,974			1,974	2,304	330		2,304	330		
(外務省)											
国際協力事業団	72,790	(独) 国際協力機構	97,350	170,140	0	72,790	166,401	166,401	3,739		
国際交流基金	6,582	(独) 国際交流基金	7,663	14,245	0	6,582	13,786	13,786	459		
(財務省)											
国民生活金融公庫	6,017			6,017	5,932	84		5,932	84		
国際協力銀行	230,300			230,300	216,600	13,700		216,600	13,700		
日本政策投資銀行	59,845			59,845	75,000	15,155		75,000	15,155		
日本たばこ産業株式会社	0			0	0	0		0	0		
(文部科学省)											
宇宙開発事業団()	123,822	(独) 宇宙航空研究開発機構	98,470	222,292	0	123,822	219,032	219,032	3,260		
科学技術振興事業団	36,592	(独) 科学技術振興機構	56,974	93,566	0	36,592	96,765	96,765	3,198		
日本私立学校振興・共済事業団	5	(共) 日本私立学校振興・共済事業団	254,273	254,278	0	5	254,268	254,268	10		
日本育英会()	130,429			130,429	0	130,429	134,571	134,571	4,142		
日本原子力研究所	91,250			91,250	90,726	525		90,726	525		
理化学研究所	33,330	(独) 理化学研究所	40,705	74,035	0	33,330	74,920	74,920	885		
日本芸術文化振興会	4,511	(独) 日本芸術文化振興会	7,282	11,793	0	4,511	12,709	12,709	916		
日本学術振興会	101,089	(独) 日本学術振興会	15,153	116,242	0	101,089	118,273	118,273	2,031		
核燃料サイクル開発機構	115,250			115,250	114,767	483		114,767	483		
放送大学学園	5,825	(特学) 放送大学学園	3,736	9,561	0	5,825	9,796	9,796	234		
日本体育・学校健康センター	3,769	(独) 日本スポーツ振興センター	5,155	8,924	0	3,769	8,286	8,286	638		
(厚生労働省)											
労働福祉事業団	57,813			57,813	0	57,813	54,505	54,505	3,308		
社会福祉・医療事業団	20,734	(独) 福祉医療機構	12,807	33,541	0	20,734	40,113	40,113	6,572		
社会保険診療報酬支払基金	5,994	(民) 社会保険診療報酬支払基金	13,499	19,493	0	5,994	19,102	19,102	392		
日本労働研究機構()	2,466	(独) 労働政策研究・研修機構	1,950	4,416	0	2,466	3,607	3,607	809		
心身障害者福祉協会	1,285	(独) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,565	2,850	0	1,285	2,674	2,674	176		
勤労者退職金共済機構	6,554	(独) 勤労者退職金共済機構	7,251	13,805	0	6,554	12,669	12,669	1,136		
雇用・能力開発機構	185,020	(独) 雇用・能力開発機構	12,886	197,906	0	185,020	165,413	165,413	32,493		
年金資金運用基金	60,708			60,708	56,459	4,249		56,459	4,249		
(農林水産省)											
緑資源公団	40,839	(独) 緑資源機構	21,695	62,534	0	40,839	59,903	59,903	2,631		
農畜産業振興事業団	98,386	(独) 農畜産業振興機構	53,498	151,883	0	98,386	145,289	145,289	6,594		
農林漁業金融公庫	80,947			80,947	73,786	7,161		73,786	7,161		
日本中央競馬会	0			0	0	0		0	0		
地方競馬全国協会	0			0	0	0		0	0		
農業者年金基金	2,056	(独) 農業者年金基金	2,043	4,099	0	2,056	4,411	4,411	312		

(単位 百万円)

(所管) 法人名	特殊法人等向け 前年度予算額 (A)	組織形態の見直しにより平成15年度に 設立された又は設立を予定している 独立行政法人等の法人名 (B)	新法人における 前年度予算額 (C)	前年度予算額 小計 (D) = (A + C)	平成16年度 概算決定額 (特殊法人等向け) (E)		組織形態の見直しにより平成16年度未までに 設立を予定している独立行政法人等の法人名 (仮称も含む) (F)	新法人における 平成16年度概算 決定額(G)	平成16年度 概算決定額 (合計) (H) = (E + G)	比較増 減額 (H - D)	
					比較増	減額				比較増	減額
(経済産業省)											
石油公団	181,295	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	12,697	199,537	0	186,839	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	196,251	196,251		3,286
金属鉱業事業団	5,544				0						
地域振興整備公団	6,201			6,201	1,023	5,179	(独)都市再生機構 (独)中小企業基盤整備機構(後掲)	(0)	1,023		5,179
中小企業総合事業団	61,814			61,814	46,193	15,621	(独)中小企業基盤整備機構	19,495	65,688		3,874
中小企業金融公庫	22,325			22,325	17,862	4,463			17,862		4,463
商工組合中央金庫	1			1	1	0			1		0
電源開発株式会社	2,837			2,837	0	2,837	(株)電源開発株式会社	2,425	2,425		412
日本自転車振興会	0			0	0	0			0		0
日本貿易振興会	18,218	(独)日本貿易振興機構	17,644	35,862	0	18,218	(独)日本貿易振興機構	35,518	35,518		344
日本小型自動車振興会	0			0	0	0			0		0
新工ネルギー・産業技術総合開発機構	142,980	(独)新工ネルギー・産業技術総合開発機構	113,043	256,022	0	142,980	(独)新工ネルギー・産業技術総合開発機構	250,108	250,108		5,914
(国土交通省)											
日本道路公団	0			0	0	0			0		0
首都高速道路公団	43,154			43,154	45,932	2,778			45,932		2,778
阪神高速道路公団	16,278			16,278	11,800	4,478			11,800		4,478
水資源開発公団	46,471	(独)水資源機構	22,922	69,394	0	46,471	(独)水資源機構	62,569	62,569		6,825
日本鉄道建設公団	65,027			65,027	0						
運輸施設整備事業団	107,469	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	834	173,330	0	172,496	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	172,771	172,771		559
新東京国際空港公団	0			0	0	0	(特殊)成田国際空港株式会社	0	0		0
本州四国連絡橋公団	53,333			53,333	53,333	0			53,333		0
都市基盤整備公団	133,692			133,692	114,578	19,115	(独)都市再生機構(再掲)	0	114,578		19,115
住宅金融公庫	364,400			364,400	404,400	40,000			404,400		40,000
帝都高速度交通営団	0			0	0	0	(特殊)東京地下鉄株式会社	0	0		0
関西国際空港株式会社	51,700			51,700	70,300	18,600			70,300		18,600
北海道旅客鉄道株式会社	11			11	10	2			10		2
四国旅客鉄道株式会社	25			25	18	8			18		8
九州旅客鉄道株式会社	76			76	50	26			50		26
日本貨物鉄道株式会社	0			0	0	0			0		0
奄美群島振興開発基金	300			300	0	300	(独)奄美群島振興開発基金	300	300		0
国際観光振興会	1,263	(独)国際観光振興機構	1,199	2,462	0	1,263	(独)国際観光振興機構	2,243	2,243		219
(財)日本船舶振興会	0			0	0	0			0		0
日本勤労者住宅協会	0			0	0	0			0		0
(環境省)											
環境事業団	21,956			21,956	0	21,956	(特殊)日本環境安全事業株式会社 (独)環境再生保全機構(後掲)	24,530 (0)	36,101		14,146
公害健康被害補償予防協会	14,206			14,206	0	14,206	(独)環境再生保全機構	24,789	13,218		988
特殊法人 小計	2,955,406		883,857	3,839,263	1,407,924	1,547,482		2,410,874	3,818,799		20,464
2.認可法人											
(内閣府)											
(内閣本府等)											
総合研究開発機構	0			0	0	0			0		0
日本公認会計士協会	0			0	0	0			0		0
預金保険機構	0			0	0	0			0		0
(警察庁)											
自動車安全運転センター	163	(民)自動車安全運転センター	0	163	0	163	(民)自動車安全運転センター	152	152		11
(総務省)											
地方公務員災害補償基金	0	(地共)地方公務員災害補償基金	0	0	0	0	(地共)地方公務員災害補償基金	0	0		0
通信・放送機構()	62,012			62,012	0	62,012	(独)情報通信研究機構	59,633	59,633		2,379
平和祈念事業特別基金	568	(独)平和祈念事業特別基金	548	1,116	0	568	(独)平和祈念事業特別基金	1,028	1,028		89

(単位 百万円)

(所管) 法人名	特殊法人等向け 前年度予算額 (A)	組織形態の見直しにより平成15年度に 設立された又は設立を予定している 独立行政法人等の法人名 (B)	新法人における 前年度予算額 (C)	前年度予算額 小計 (D) = (A + C)	平成16年度 概算決定額 (特殊法人等向け) (E)		組織形態の見直しにより平成16年度未までに 設立を予定している独立行政法人等の法人名 (仮称も含む) (F)	新法人における 平成16年度概算 決定額 (G)	平成16年度 概算決定額 (合計) (H) = (E + G)	比較増 減額 (H - D)
					比較増 減額 (E - A)	比較増 減額 (H - D)				
(財務省)										
日本銀行	0			0	0	0			0	0
日本万国博覧会記念協会	0	(独) 日本万国博覧会記念機構	0	0	0	0	(独) 日本万国博覧会記念機構	0	0	0
通関情報処理センター	0	(独) 通関情報処理センター	0	0	0	0	(独) 通関情報処理センター	0	0	0
(文部科学省)										
海洋科学技術センター ()	35,805			35,805	0	35,805	(独) 海洋研究開発機構	37,000	37,000	1,195
(厚生労働省)										
日本赤十字社	2,862			2,862	2,874	12			2,874	12
日本障害者雇用促進協会 ()	32,707	(独) 高齢・障害者雇用支援機構	48,893	81,601	0	32,707	(独) 高齢・障害者雇用支援機構	73,031	73,031	8,570
医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構 ()	13,639			13,639	0	13,639	(独) 医薬品医療機器総合機構	11,018	11,018	2,621
(農林水産省)										
農林漁業信用基金	3	(独) 農林漁業信用基金	1,716	1,719	0	3	(独) 農林漁業信用基金	1,987	1,987	267
野菜供給安定基金	22	(独) 農畜産業振興機構(再掲)	(0)	22	0	22	(独) 農畜産業振興機構(再掲)	(0)	0	22
海洋水産資源開発センター ()	14,546	(独) 水産総合研究センター	9,371	23,917	0	14,546	(独) 水産総合研究センター	21,760	21,760	2,157
農水産業協同組合貯金保険機構	0			0	0	0		0	0	0
生物系特定産業技術研究推進機構 ()	30,598	(独) 農業・生物系特定産業技術研究機構	22,518	53,116	0	30,598	(独) 農業・生物系特定産業技術研究機構	51,377	51,377	1,738
(経済産業省)										
全国中小企業団体中央会	2,619			2,619	1,470	1,149			1,470	1,149
情報処理振興事業協会	4,819	(独) 情報処理推進機構	2,330	7,150	0	4,819	(独) 情報処理推進機構	6,893	6,893	257
産業基盤整備基金	7			7	0	7	(独) 中小企業基盤整備機構(再掲)	(0)	0	7
(国土交通省)										
日本下水道事業団	3,034	(地共) 日本下水道事業団	422	3,456	0	3,034	(地共) 日本下水道事業団	461	461	2,995
自動車事故対策センター	6,259	(独) 自動車事故対策機構	7,470	13,729	0	6,259	(独) 自動車事故対策機構	13,350	13,350	379
空港周辺整備機構	1,028	(独) 空港周辺整備機構	796	1,823	0	1,028	(独) 空港周辺整備機構	1,912	1,912	89
海上災害防止センター	20	(独) 海上災害防止センター	0	20	0	20	(独) 海上災害防止センター	20	20	0
認可法人 小 計	210,711		94,066	304,777	4,345	206,366		279,621	283,966	20,811
合 計	3,166,117		977,923	4,144,039	1,412,269	1,753,848		2,690,495	4,102,765	41,275

1. 財務省の資料による。

2. 本表は、「特殊法人等改革基本法」(平成13年法律第58号)の別表に掲げられた特殊法人・認可法人(163法人)から、平成13年12月1日に完全民営化された旅客鉄道株式会社3法人並びに「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)において「平成14年度から民間法人化する」とされた14法人、「共済組合類型の法人として整理する」とされた46法人、及び平成15年3月31日に「廃止する」とされた基盤技術研究促進センターを除く、99法人を対象に作成している。

3. 複数省庁共管の特殊法人・認可法人は、主たる所管省庁にのみ掲げている。

4. ()のある特殊法人等については、(A)欄に組織形態の見直しに伴い統合される機関等の前年度予算額を含めて計上している。

5. (B)欄及び(F)欄において「(独)」は独立行政法人、「(共)」は共済組合類型の法人、「(民)」は特別の法律により設立される民間法人、「(特学)」は特別な学校法人、「(特殊)」は特殊会社、「(地共)」は地方共同法人をそれぞれ表している。

6. (C)欄及び(G)欄には、特殊法人等の統合等により設立される法人について、何れかの欄に新法人全体に対する財政支出全額を計上している。

7. 計数は、一般会計及び特別会計の合計額であり、国家公務員共済組合負担金等及び改革推進公共投資事業償還時補助等を除いている。

8. 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。また、計数整理中につき、計数の変動の可能性がある。

独立行政法人数の推移

平成16年6月末現在

設立年月	独立行政法人名
平成13年4月(57法人)	(内閣府) 国立公文書館 (総務省) 通信総合研究所(平成16年4月に情報通信研究機構(国家公安委員会、財務省、文部科学省、農林水産省及び国土交通省と共管)に改組)、消防研究所 (財務省) 酒類総合研究所 (文部科学省) 国立特殊教育総合研究所、大学入試センター、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立女性教育会館、国立青年の家、国立少年自然の家、国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、航空宇宙技術研究所(平成15年10月に宇宙航空研究開発機構(総務省、国土交通省と共管)に統合)、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立博物館、文化財研究所、 <u>教員研修センター</u> (厚生労働省) 国立健康・栄養研究所、産業安全研究所、産業医学総合研究所 (農林水産省) 農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校、林木育種センター、さけ・ます資源管理センター、水産大学校、農業技術研究機構(平成15年10月に農業・生物系特定産業技術研究機構(財務省と共管)に改組)、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター (経済産業省) <u>経済産業研究所</u> 、工業所有権総合情報館、 <u>日本貿易保険</u> 、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構 (国土交通省) 土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、北海道開発土木研究所(農林水産省と共管)、海技大学校、航海訓練所、海員学校、航空大学校 (環境省) 国立環境研究所
平成14年4月(1法人)	(内閣府) 駐留軍等労働者労務管理機構
平成14年7月(1法人)	(国土交通省) 自動車検査
平成15年4月(3法人)	(総務省) 統計センター (財務省) 造幣局、国立印刷局
平成15年10月(30法人)	(内閣府) <u>国民生活センター</u> 、 <u>北方領土問題対策協会</u> (農林水産省と共管) (総務省) <u>平和祈念事業特別基金</u> (外務省) <u>国際協力機構</u> 、 <u>国際交流基金</u> (財務省) <u>通関情報処理センター</u> 、 <u>日本万国博覧会記念機構</u> (文部科学省) <u>科学技術振興機構</u> 、 <u>日本学術振興会</u> 、 <u>理化学研究所</u> 、 <u>日本スポーツ振興センター</u> 、 <u>日本芸術文化振興会</u> (厚生労働省) <u>勤労者退職金共済機構</u> 、 <u>高齢・障害者雇用支援機構</u> 、 <u>福祉医療機構</u> 、 <u>国立重度知的障害者総合施設のぞみの園</u> 、 <u>労働政策研究・研修機構</u> (農林水産省) <u>農畜産業振興機構</u> 、 <u>農業者年金基金</u> (厚生労働省と共管)、 <u>農林漁業信用基金</u> (主務省は農林水産省及び財務省)、 <u>緑資源機構</u> (経済産業省) <u>新エネルギー・産業技術総合開発機構</u> 、 <u>日本貿易振興機構</u> 、 <u>原子力安全基盤機構</u> (国土交通省) <u>鉄道建設・運輸施設整備支援機構</u> 、 <u>国際観光振興機構</u> 、 <u>水資源機構</u> (厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管)、 <u>自動車事故対策機構</u> 、 <u>空港周辺整備機構</u> 、 <u>海上災害防止センター</u>
平成16年1月(1法人)	(経済産業省) <u>情報処理推進機構</u>
平成16年2月(1法人)	(経済産業省) <u>石油天然ガス・金属鉱物資源機構</u>
平成16年3月(1法人)	(厚生労働省) <u>雇用・能力開発機構</u>

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

設立年月	独立行政法人名
平成 16 年 4 月 (10 法人)	(文部科学省) <u>日本学生支援機構</u> 、 <u>海洋研究開発機構</u> 、 <u>国立高等専門学校機構</u> 、 <u>大学評価・学位授与機構</u> 、 <u>国立大学財務・経営センター</u> 、 <u>メディア教育開発センター</u> (厚生労働省) <u>労働者健康福祉機構</u> 、 <u>国立病院機構</u> 、 <u>医薬品医療機器総合機構</u> (環境省) <u>環境再生保全機構</u> (農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共管)
平成 16 年 7 月 (2 法人)	(経済産業省) <u>中小企業基盤整備機構</u> (財務省と共管) (国土交通省) <u>都市再生機構</u>
平成 16 年 10 月 (1 法人)	(国土交通省) <u>奄美群島振興開発基金</u> (主務省は国土交通省及び財務省)
平成 17 年 4 月 (1 法人)	(厚生労働省) <u>医薬基盤研究所</u>
平成 17 年度中 (1 法人)	(国土交通省) <u>日本高速道路保有・債務返済機構</u>
平成 18 年 4 月 (1 法人)	(厚生労働省) <u>年金積立金管理運用</u>

- (注) 1 下線を付している法人は、特定独立行政法人以外の法人(役職員に国家公務員の身分を与えない法人)である。
2 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の下に記載している。
3 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の下に記載している。

独立行政法人の職員数の推移

(単位:人)

主務府省名	独立行政法人名	職員数			
		平成13年4月1日	14年1月1日	15年1月1日	16年1月1日
内閣府	国立公文書館	40	41	43	42
	駐留軍等労働者労務管理機構			406	400
	国民生活センター(非)				126
	北方領土問題対策協会(非)				19
総務省	通信総合研究所	423	430	432	423
	消防研究所	46	44	46	48
	統計センター				937
	平和祈念事業特別基金(非)				19
外務省	国際協力機構(非)				1,329
	国際交流基金(非)				227
財務省	酒類総合研究所	50	50	50	50
	造幣局				1,217
	国立印刷局				5,512
	通関情報処理センター(非)				128
	日本万国博覧会記念機構(非)				54
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	83	80	80	78
	大学入試センター	105	103	101	105
	国立オリンピック記念青少年総合センター	63	63	62	62
	国立女性教育会館	28	28	28	27
	国立青年の家(非)	307	305	301	303
	国立少年自然の家(非)	265	265	265	265
	国立国語研究所	64	63	62	60
	国立科学博物館	148	146	148	148
	物質・材料研究機構	554	548	548	542
	防災科学技術研究所	111	112	109	107
	航空宇宙技術研究所	409	410	410	
	放射線医学総合研究所	372	364	366	365
	国立美術館	115	113	113	121
	国立博物館	211	209	217	221
	文化財研究所	126	126	126	125
	教員研修センター(非)	53	53	51	53
	科学技術振興機構(非)				478
	日本学術振興会(非)				99
	理化学研究所(非)				685
	宇宙航空研究開発機構(非)				1,772
	日本スポーツ振興センター(非)				417
日本芸術文化振興会(非)				319	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	42	40	52	51
	産業安全研究所	49	49	49	49
	産業医学総合研究所	76	76	75	74
	勤労者退職金共済機構(非)				270
	高齢・障害者雇用支援機構(非)				736
	福祉医療機構(非)				264
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(非)				310
労働政策研究・研修機構(非)				140	
農林水産省	農林水産消費技術センター	480	453	454	512
	種苗管理センター	334	330	329	333
	家畜改良センター	956	932	926	928
	肥飼料検査所	139	137	139	150
	農薬検査所	66	65	64	69
	農業者大学校	43	43	43	42
	林木育種センター	153	146	147	145
	さけ・ます資源管理センター	154	144	143	143
	水産大学校	197	196	193	192
	農業・生物系特定産業技術研究機構	2,839	2,800	2,778	2,867
	農業生物資源研究所	437	426	423	418
	農業環境技術研究所	198	192	193	192
	農業工学研究所	133	131	134	130
	食品総合研究所	131	131	128	125

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

主務府省名	独立行政法人名	職 員 数			
		平成13年4月1日	14年1月1日	15年1月1日	16年1月1日
農 林 水 産 省	国際農林水産業研究センター	164	162	158	161
	森林総合研究所	701	689	685	672
	水産総合研究センター	783	775	759	885
	農畜産業振興機構(非)				227
	農業者年金基金(非)				85
	農林漁業信用基金(非)				125
	緑資源機構(非)				795
経 済 産 業 省	経済産業研究所(非)	51	44	49	54
	工業所有権総合情報館	55	53	55	55
	日本貿易保険(非)	154	158	157	153
	産業技術総合研究所	3,230	3,195	3,177	3,130
	製品評価技術基盤機構	415	407	408	421
	新エネルギー・産業技術総合開発機構(非)				1,055
	日本貿易振興機構(非)				1,686
	原子力安全基盤機構(非)				393
国 土 交 通 省	土木研究所	216	210	214	212
	建築研究所	98	96	97	98
	交通安全環境研究所	101	99	102	100
	海上技術安全研究所	232	227	227	224
	港湾空港技術研究所	113	113	110	108
	電子航法研究所	64	64	64	64
	北海道開発土木研究所	178	178	177	174
	海技大学校	85	84	82	82
	航海訓練所	472	464	459	453
	海員学校	155	148	148	147
	航空大学校	123	123	123	120
	自動車検査			874	873
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構(非)				1,891
	国際観光振興機構(非)				102
	水資源機構(非)				1,828
	自動車事故対策機構(非)				340
	空港周辺整備機構(非)				92
	海上災害防止センター(非)				30
環 境 省	国立環境研究所	274	256	263	272
計		17,664	17,389	18,622	42,130

- (注) 1 各年の1月1日の欄の非特定独立行政法人(法人名の後ろに(非)と記載)の職員数については、前年の4月1日現在(4月2日以降に設立された法人については、当該設立日現在)の数値を記載している。
- 2 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

資料4 職員の給与

(1) 事務・技術職員

所 管 府 省	法 人 名	対象人員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均年間給与額 (千円)		対国ラスパ イレス指数	対全法人ラ スパイレス 指数
				うち平均賞与額			
内閣府	国立公文書館	28	44.6	7,734	2,211	107.7	100.5
	駐留軍等労働者労務管理機構	306	43.3	5,738	1,520	84.6	78.5
	◎国民生活センター ※	98	43.1	8,553	2,347	124.6	116.0
	◎北方領土問題対策協会 ※	17	43.7	6,332	1,636	92.5	85.8
総務省	情報通信研究機構(旧通信総合研究所)	107	40.5	6,617	1,719	103.9	96.9
	消防研究所	7	42.1	5,621	1,486	85.3	79.2
	統計センター	749	44.3	6,228	1,618	88.4	82.3
	◎平和祈念事業特別基金 ※	10	45.5	8,507	2,290	121.7	112.8
外務省	◎国際協力機構 ※	792	40.0	8,010	2,197	127.4	118.5
	◎国際交流基金 ※	137	40.4	8,070	2,216	126.5	117.8
財務省	酒類総合研究所	4	42.3	7,949	2,256	117.8	110.6
	造幣局	389	44.8	6,684	1,814	93.6	87.2
	国立印刷局	4,470	43.1	5,943	1,557	86.6	80.9
	◎通関情報処理センター ※	125	38.0	7,343	1,938	124.1	115.4
	◎日本万国博覧会記念機構 ※	43	45.2	8,353	2,209	116.6	108.5
文 部 科学省	国立特殊教育総合研究所	21	45.3	6,770	1,771	92.9	86.8
	大学入試センター	61	38.6	5,907	1,549	97.2	90.5
	国立オリンピック記念青少年総合センター	47	40.6	6,308	1,656	97.3	90.8
	国立女性教育会館	19	41.6	6,178	1,567	93.6	87.3
	◎国立青年の家	182	43.4	6,234	1,593	89.7	83.8
	◎国立少年自然の家	166	41.3	6,324	1,589	96.1	89.8
	国立国語研究所	10	43.2	7,037	1,822	100.3	94.0
	国立科学博物館	46	40.4	6,346	1,634	99.3	92.4
	物質・材料研究機構	83	40.3	5,943	1,599	94.3	87.4
	防災科学技術研究所	26	40.0	6,020	1,605	97.3	90.1
	放射線医学総合研究所	96	39.8	5,832	1,541	94.9	87.8
	国立美術館	52	41.2	6,403	1,650	98.6	91.8
	国立博物館	70	42.0	6,374	1,648	95.8	89.2
	文化財研究所	24	45.2	7,064	1,843	96.3	90.1
	◎教員研修センター	35	46.3	6,929	1,818	91.8	85.8
	◎科学技術振興機構 ※	394	40.6	8,122	2,193	127.3	118.5
	◎日本学術振興会 ※	67	36.4	6,889	1,849	125.6	116.3
	◎理化学研究所 ※	208	41.9	8,594	2,384	130.4	121.3
	◎宇宙航空研究開発機構 ※	609	42.9	8,296	2,340	122.2	113.6
	◎日本スポーツ振興センター ※	358	45.1	7,484	2,045	107.9	100.2
◎日本芸術文化振興会 ※	246	44.0	7,379	1,814	105.6	98.2	
厚 生 労働省	国立健康・栄養研究所	5	48.5	8,156	2,102	106.0	98.7
	産業安全研究所	4	28.5	3,893	953	102.5	92.2
	産業医学総合研究所	8	38.9	5,368	1,368	89.8	83.1
	◎勤労者退職金共済機構 ※	246	44.7	7,836	2,051	109.2	101.9
	◎高齢・障害者雇用支援機構 ※	244	40.1	7,639	2,124	121.4	112.7
	◎福祉医療機構 ※	212	38.4	7,728	2,042	129.9	120.4
	◎国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 ※	28	46.6	7,917	2,157	106.2	98.8
	◎労働政策研究・研修機構 ※	71	42.1	8,588	2,313	127.8	119.2
◎雇用・能力開発機構 ※	1,571	45.0	8,322	2,296	115.9	108.0	
農 林 水産省	農林水産消費技術センター	379	41.5	6,710	1,754	102.1	95.1
	種苗管理センター	228	40.6	6,390	1,627	98.8	92.2
	家畜改良センター	296	39.9	6,173	1,623	98.4	91.6
	肥飼料検査所	101	42.3	6,977	1,844	102.8	96.0
	農薬検査所	52	41.0	6,701	1,783	101.7	95.1
	農業者大学校	27	41.3	6,519	1,755	102.3	95.1
	林木育種センター	82	39.5	5,595	1,476	92.1	85.2

所 管 府 省	法 人 名	対象人員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均年間給与額 (千円)		対国ラスパ イレズ指数	対全法人ラ スパイレズ 指数
					うち平均賞与額		
農 林 水産省	さけ・ます資源管理センター	117	42.3	6,307	1,597	93.6	87.3
	水産大学校	28	41.6	6,084	1,635	94.6	87.9
	農業・生物系特定産業技術研 究機構 ※	535	40.0	5,915	1,570	94.4	87.9
	農業生物資源研究所	76	39.1	5,548	1,490	92.2	85.7
	農業環境技術研究所	30	38.0	5,506	1,478	91.4	85.5
	農業工学研究所	17	41.2	6,419	1,712	103.4	95.8
	食品総合研究所	18	40.4	6,180	1,670	95.8	89.5
	国際農林水産業研究センター	28	43.3	6,730	1,792	98.1	91.9
	森林総合研究所	152	40.2	6,063	1,642	95.6	89.1
	水産総合研究センター ※	160	38.7	6,063	1,564	101.3	94.2
	◎農畜産業振興機構 ※	182	43.6	9,606	2,591	136.4	127.4
	◎農業者年金基金 ※	62	42.5	8,617	2,289	125.6	117.2
	◎農林漁業信用基金 ※	109	43.1	8,529	2,328	124.4	115.9
◎緑資源機構 ※	710	42.7	8,045	2,214	119.4	111.1	
経 済 産業省	◎経済産業研究所	5	41.3	8,434	2,175	128.1	119.1
	工業所有権総合情報館	30	46.9	8,345	2,127	110.0	102.4
	◎日本貿易保険	78	40.6	8,333	2,747	127.9	119.7
	産業技術総合研究所	638	40.9	6,600	1,776	102.0	95.0
	製品評価技術基盤機構	329	44.4	7,453	1,950	104.4	97.5
	◎新エネルギー・産業技術総合 開発機構 ※	335	45.2	8,854	2,428	121.8	113.7
	◎日本貿易振興機構 ※	570	38.4	7,740	2,105	131.1	121.4
	◎原子力安全基盤機構 ※	331	48.9	9,965	3,100	125.6	117.1
	◎情報処理推進機構 ※	94	42.0	7,516	2,030	112.5	105.0
◎石油天然ガス・金属鉱物資源 機構 ※	406	43.4	8,985	2,493	129.0	120.4	
国 土 交通省	土木研究所	48	41.1	6,216	1,684	93.6	87.4
	建築研究所	21	39.4	6,768	1,806	109.2	102.2
	交通安全環境研究所	35	38.0	6,150	1,586	102.4	95.4
	海上技術安全研究所	34	39.1	6,135	1,625	103.1	95.5
	港湾空港技術研究所	11	39.1	6,305	1,646	101.4	94.3
	電子航法研究所	9	38.5	6,492	1,695	106.6	99.2
	北海道開発土木研究所	39	37.3	5,615	1,428	97.4	90.5
	海技大学校	26	42.8	6,821	1,771	98.5	92.2
	航海訓練所	13	36.5	6,062	1,592	108.7	101.0
	海員学校	38	48.1	6,699	1,772	87.3	81.3
	航空大学校	27	39.8	6,554	1,702	105.3	97.8
	自動車検査	598	36.8	5,569	1,491	98.7	91.4
	◎鉄道建設・運輸施設整備支援 機構 ※	1,640	49.4	9,384	2,576	116.4	108.6
	◎国際観光振興機構 ※	52	43.5	8,714	2,333	125.9	117.2
	◎水資源機構 ※	1,610	40.0	7,850	2,177	125.2	116.5
	◎自動車事故対策機構 ※	235	46.9	8,432	2,171	110.4	103.0
	◎空港周辺整備機構 ※	69	45.3	9,004	2,475	123.7	115.4
◎海上災害防止センター ※	22	47.0	8,738	2,357	114.5	107.4	
環境省	国立環境研究所	39	44.4	6,563	1,770	91.9	85.7
全法人 (95法人)		23,262	42.7	7,284	1,968	107.4	-

(注) 1 総務省行政管理局の資料による。

2 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成16年7月27日時点)を取りまとめたものである。

3 ◎は特定独立行政法人以外の独立行政法人(非公務員型)を示す。

4 平成15年度途中で設立された法人(※の法人)の職員の平均年間給与額については、平成15年度の年間の支給実績が示せないため、法人の職員給与と規程等に基づき算出した推計額であり、ラスパイレズ指数についてもこの推計額から算出している。

5 「対国ラスパイレズ指数」は、各法人の事務・技術職員の給与を、国家公務員(行政職(一))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数(法人基準年齢階層ラスパイレズ指数)である。

6 「対全法人ラスパイレズ指数」は、各法人の事務・技術職員の給与を、全対象法人を単一の法人であるとみなして算出した給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。

(2) 研究職員

所 管 府 省	法 人 名	対象人員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均年間給与額 (千円)		対国ラスパ イレス指数	対全法人ラス パイレス指数
					うち平均賞与額		
内閣府	国立公文書館	2				66.8	65.2
	駐留軍等労働者労務管理機構	0					
	◎国民生活センター ※	0					
	◎北方領土問題対策協会 ※	0					
総務省	情報通信研究機構 (旧通信総合研究所)	255	42.7	8,834	2,250	103.5	100.7
	消防研究所	29	45.7	9,233	2,412	99.8	97.8
	統計センター	0					
	◎平和祈念事業特別基金 ※	0					
外務省	◎国際協力機構 ※	0					
	◎国際交流基金 ※	0					
財務省	酒類総合研究所	31	44.2	8,199	2,406	92.0	90.1
	造幣局	13	48.5	7,381	2,022	75.4	74.4
	国立印刷局	81	40.0	6,145	1,612	79.3	77.2
	◎通関情報処理センター ※	0					
	◎日本万国博覧会記念機構 ※	0					
文 部 科学省	国立特殊教育総合研究所	42	45.7	8,766	2,248	95.1	93.2
	大学入試センター	0					
	国立オリンピック記念青少年総合センター	1				87.1	85.3
	国立女性教育会館	3	44.8	5,791	1,463	61.5	60.0
	◎国立青年の家	0					
	◎国立少年自然の家	0					
	国立国語研究所	42	44.7	8,181	2,134	90.7	88.6
	国立科学博物館	77	49.6	9,513	2,478	94.2	92.6
	物質・材料研究機構	340	45.6	9,491	2,461	103.1	100.9
	防災科学技術研究所	64	47.4	9,775	2,546	100.5	98.8
	放射線医学総合研究所	138	48.6	10,037	2,627	101.0	99.4
	国立美術館	47	42.5	8,236	2,092	97.7	95.4
	国立博物館	78	44.2	8,765	2,263	98.3	96.2
	文化財研究所	75	45.0	8,865	2,313	97.9	96.2
	◎教員研修センター	0					
	◎科学技術振興機構 ※	0					
	◎日本学術振興会 ※	0					
	◎理化学研究所 ※	355	43.5	9,786	2,569	112.9	110.1
	◎宇宙航空研究開発機構 ※	904	41.5	8,946	2,491	110.1	107.3
	◎日本スポーツ振興センター ※	15	42.3	9,076	2,369	111.3	108.2
◎日本芸術文化振興会 ※	0						
厚 生 労働省	国立健康・栄養研究所	25	47.5	10,413	2,655	107.8	105.5
	産業安全研究所	31	45.0	8,968	2,340	99.8	97.6
	産業医学総合研究所	56	46.6	8,756	2,236	92.3	90.5
	◎勤労者退職金共済機構 ※	0					
	◎高齢・障害者雇用支援機構 ※	21	46.8	9,172	2,547	95.3	93.5
	◎福祉医療機構 ※	0					
	◎国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 ※	0					
	◎労働政策研究・研修機構 ※	35	49.0	10,299	2,821	102.8	101.4
	◎雇用・能力開発機構 ※	0					
農 林 水産省	農林水産消費技術センター	4	55.0	11,315	2,832	96.0	95.9
	種苗管理センター	0					
	家畜改良センター	0					
	肥飼料検査所	0					
	農薬検査所	0					
	農業者大学校	0					
	林木育種センター	38	39.5	6,957	1,807	92.1	89.5

所 管 府 省	法 人 名	対象人員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均年間給与額 (千円)		対国ラスパ イレス指数	対全法人ラスパ イレス指数
					うち平均賞与額		
農 林 水産省	さけ・ます資源管理センター	11	47.8	9,182	2,297	95.8	94.2
	水産大学校	0					
	農業・生物系特定産業技術研究機構 ※	1,321	43.4	8,592	2,220	99.8	97.5
	農業生物資源研究所	251	44.5	9,112	2,367	102.6	100.2
	農業環境技術研究所	123	44.0	9,032	2,369	102.8	100.5
	農業工学研究所	79	42.4	8,657	2,243	103.2	100.8
	食品総合研究所	87	44.1	9,012	2,364	102.2	100.0
	国際農林水産業研究センター	82	44.6	9,272	2,350	103.5	101.0
	森林総合研究所	424	42.5	8,453	2,239	101.1	98.7
	水産総合研究センター ※	491	43.6	8,250	2,106	94.9	92.5
	◎農畜産業振興機構 ※	0					
	◎農業者年金基金 ※	0					
	◎農林漁業信用基金 ※	0					
◎緑資源機構 ※	0						
経 済 産業省	◎経済産業研究所	0					
	工業所有権総合情報館	0					
	◎日本貿易保険	0					
	産業技術総合研究所	1,883	45.6	9,646	2,482	104.5	102.2
	製品評価技術基盤機構	0					
	◎新エネルギー・産業技術総合開発機構 ※	0					
	◎日本貿易振興機構 ※	144	42.9	8,418	2,347	99.1	96.6
	◎原子力安全基盤機構 ※	0					
◎情報処理推進機構 ※	0						
◎石油天然ガス・金属鉱物資源機構 ※	0						
国 土 交通省	土木研究所	106	38.6	7,624	1,991	103.5	100.0
	建築研究所	45	43.7	9,518	2,486	108.8	106.0
	交通安全環境研究所	39	48.0	9,621	2,465	98.1	96.5
	海上技術安全研究所	136	45.5	9,271	2,396	100.8	98.9
	港湾空港技術研究所	66	39.0	8,236	2,132	110.8	107.7
	電子航法研究所	41	46.5	9,522	2,490	101.7	100.2
	北海道開発土木研究所	83	38.7	7,029	1,782	94.8	91.9
	海技大学校	0					
	航海訓練所	0					
	海員学校	0					
	航空大学校	0					
	自動車検査	0					
	◎鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ※	0					
	◎国際観光振興機構 ※	0					
	◎水資源機構 ※	0					
	◎自動車事故対策機構 ※	0					
◎空港周辺整備機構 ※	0						
◎海上災害防止センター ※	0						
環境省	国立環境研究所	163	45.9	8,945	2,539	96.4	94.5
全法人(46法人)		8,377	44.0	8,995	2,355	102.3	-

- (注) 1 総務省行政管理局の資料による。
- 2 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成16年7月27日時点)を取りまとめたものである。
- 3 ◎は特定独立行政法人以外の独立行政法人(非公務員型)を示す。
- 4 平成15年度途中で設立された法人(※の法人)の職員の平均年間給与額については、平成15年度の年間の支給実績が示せないため、法人の職員給与規程等に基づき算出した推計額であり、ラスパイレス指数についてもこの推計額から算出している。
- 5 「対国ラスパイレス指数」は、各法人の研究職員の給与を、国家公務員(研究職)の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数(法人基準年齢階層ラスパイレス指数)である。
- 6 「対全法人ラスパイレス指数」は、各法人の研究職員の給与を、全対象法人を単一の法人であるとみなして算出した給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウエイトとして用いて算出した指数である。
- 7 国立公文書館及び国立オリンピック記念青少年総合センターについては、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」及び「平均年間給与額」については表示していない。

独立行政法人の役員の状況

(単位：人)

主務府省名	独立行政法人名	役員								
		理事長・理事			監事			合計		
		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
内閣府	国立公文書館	1	1	2	0	2	2	1	3	4
	駐留軍等労働者労務管理機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	国民生活センター	4	0	4	0	2	2	4	2	6
	北方領土問題対策協会	2	5	7	0	2	2	2	7	9
総務省	通信総合研究所	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	消防研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	統計センター	3	1	4	0	2	2	3	3	6
	平和祈念事業特別基金	2	0	2	0	2	2	2	2	4
外務省	国際協力機構	8	0	8	2	0	2	10	0	10
	国際交流基金	4	0	4	0	2	2	4	2	6
財務省	酒類総合研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	造幣局	4	0	4	2	0	2	6	0	6
	国立印刷局	5	0	5	2	0	2	7	0	7
	通関情報処理センター	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	日本万国博覧会記念機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	大学入試センター	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	国立オリンピック記念青少年総合センター	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	国立女性教育会館	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	国立青年の家	2	1	3	1	1	2	3	2	5
	国立少年自然の家	2	1	3	1	1	2	3	2	5
	国立国語研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	国立科学博物館	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	物質・材料研究機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	防災科学技術研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	放射線医学総合研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	国立美術館	4	0	4	0	2	2	4	2	6
	国立博物館	4	0	4	0	2	2	4	2	6
	文化財研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	教員研修センター	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	科学技術振興機構	5	0	5	1	1	2	6	1	7
	日本学術振興会	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	理化学研究所	6	0	6	2	0	2	8	0	8
	宇宙航空研究開発機構	9	0	9	2	0	2	11	0	11
	日本スポーツ振興センター	5	0	5	1	1	2	6	1	7
	日本芸術文化振興会	4	0	4	1	1	2	5	1	6
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	産業安全研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	産業医学総合研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	勤労者退職金共済機構	5	0	5	1	1	2	6	1	7
	高齢・障害者雇用支援機構	6	0	6	1	1	2	7	1	8
	福祉医療機構	5	0	5	1	1	2	6	1	7
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	労働政策研究・研修機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6
農林水産省	農林水産消費技術センター	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	種苗管理センター	3	0	3	0	2	2	3	2	5
	家畜改良センター	3	2	5	0	2	2	3	4	7
	肥飼料検査所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	農薬検査所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	農業者大学校	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	林木育種センター	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	さけ・ます資源管理センター	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	水産大学校	1	1	2	0	2	2	1	3	4
	農業・生物系特定産業技術研究機構	10	0	10	3	0	3	13	0	13
	農業生物資源研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	農業環境技術研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	農業工学研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
食品総合研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

主務府省名	独立行政法人名	役員								
		理事長・理事			監事			合計		
		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計
農林水産省	国際農林水産業研究センター	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	森林総合研究所	4	0	4	0	2	2	4	2	6
	水産総合研究センター	6	0	6	2	0	2	8	0	8
	農畜産業振興機構	8	0	8	2	0	2	10	0	10
	農業者年金基金	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	農林漁業信用基金	7	0	7	2	0	2	9	0	9
	緑資源機構	6	0	6	1	1	2	7	1	8
経済産業省	経済産業研究所	1	1	2	0	2	2	1	3	4
	工業所有権総合情報館	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	日本貿易保険	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	産業技術総合研究所	11	1	12	1	1	2	12	2	14
	製品評価技術基盤機構	2	1	3	0	2	2	2	3	5
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	8	0	8	1	1	2	9	1	10
	日本貿易振興機構	8	0	8	1	1	2	9	1	10
	原子力安全基盤機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6
国土交通省	土木研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	建築研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	交通安全環境研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	海上技術安全研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	港湾空港技術研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	電子航法研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	北海道開発土木研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
	海技大学校	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	航海訓練所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
	海員学校	2	0	2	0	2	2	2	2	4
	航空大学校	1	0	1	1	1	2	2	1	3
	自動車検査	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	12	0	12	2	1	3	14	1	15
	国際観光振興機構	5	0	5	2	0	2	7	0	7
	水資源機構	7	0	7	2	0	2	9	0	9
	自動車事故対策機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6
	空港周辺整備機構	5	0	5	1	1	2	6	1	7
海上災害防止センター	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
環境省	国立環境研究所	3	0	3	0	2	2	3	2	5
計	92法人	327	15	342	70	116	186	397	131	528

(注) 1 平成15年10月1日現在の状況である。

2 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況

(単位：人)

主務府省名	独立行政法人名	役員の状況										子会社等の役員の状況											
		役員数										退職公務員・ 当該法人の退 職者が役員に 就いている子 会社等の数	当該子会社等の役員数の計										
		常勤	非常勤	計	うち退職公務員数			うち役員 出向者数	うち独法等の退職者数				常勤	非常勤	計	うち退職公務員数			うち当該法人の退職者数				
					常勤	非常勤	計		常勤	非常勤	計					常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計		
内閣府	国立公文書館	1	3	4	1	1	2	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	駐留軍等労働者労務管理機構	4	1	5	3	0	3	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	国民生活センター	4	2	6	2	0	2	0	4(2)	1	5(2)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	北方領土問題対策協会	2	7	9	1	3	4	0	2(1)	5(2)	7(3)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
総務省	通信総合研究所	5	1	6	4	0	4	0	2(2)	0	2(2)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	消防研究所	2	2	4	1	1	2	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	統計センター	3	3	6	2	1	3	0	1(1)	0	1(1)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	平和祈念事業特別基金	2	2	4	2	0	2	0	2(2)	0	2(2)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外務省	国際協力機構	10	0	10	6	—	6	0	7(4)	—	7(4)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	国際交流基金	4	2	6	2	0	2	0	3(1)	1	4(1)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
財務省	酒類総合研究所	2	2	4	1	1	2	0	1(1)	0	1(1)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	造幣局	6	0	6	4	—	4	0	2(2)	—	2(2)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	国立印刷局	7	0	7	3	—	3	0	2(2)	—	2(2)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	通関情報処理センター	5	1	6	4	0	4	0	4(4)	1	5(4)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	日本万国博覧会記念機構	4	1	5	3	0	3	0	4(3)	0	4(3)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	国立特殊教育総合研究所	2	2	4	1	0	1	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
文部科学省	大学入試センター	3	1	4	1	0	1	0	1	0	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	国立オリンピック記念青少年総合センター	2	2	4	1	0	1	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	国立女性教育会館	2	2	4	1	0	1	0	1	0	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	国立青年の家	3	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	国立少年自然の家	3	2	5	1	0	1	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	国立国語研究所	2	2	4	0	0	0	1	1	0	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	国立科学博物館	2	2	4	2	0	2	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	物質・材料研究機構	5	1	6	1	0	1	0	3	0	3	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	防災科学技術研究所	3	1	4	1	0	1	0	1	0	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	放射線医学総合研究所	4	1	5	2	0	2	0	4(2)	0	4(2)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	国立美術館	4	2	6	1	0	1	0	3(1)	0	3(1)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	国立博物館	4	2	6	1	1	2	0	2	1(1)	3(1)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	文化財研究所	2	2	4	1	0	1	0	2(1)	0	2(1)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	教員研修センター	3	1	4	2	1	3	0	0	1(1)	1(1)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	科学技術振興機構	6	1	7	1	0	1	1	5(1)	1	6(1)	3	4	8	12	1	5	6	3	4(1)	7(1)	—	
	日本学術振興会	4	1	5	2	0	2	0	4(2)	1	5(2)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	理化学研究所	8	0	8	1	—	1	1	6(1)	—	6(1)	1	2	15	17	1	0	1	2(1)	2	4(1)	—	
	宇宙航空研究開発機構	11	0	11	2	—	2	0	10(2)	—	10(2)	5	26	38	64	5	4	9	8(4)	3(3)	11(7)	—	
	日本スポーツ振興センター	6	1	7	4	0	4	0	6(4)	0	6(4)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	日本芸術文化振興会	5	1	6	2	0	2	0	4(2)	0	4(2)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	2	2	4	1	1	2	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		産業安全研究所	2	2	4	2	0	2	0	2(2)	0	2(2)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		産業医学総合研究所	2	2	4	2	0	2	0	1(1)	0	1(1)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
勤労者退職金共済機構		6	1	7	4	0	4	0	5(4)	0	5(4)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
高齢・障害者雇用支援機構		7	1	8	6	0	6	0	4(3)	0	4(3)	26	32	647	679	28	0	28	0	0	0	—	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

主務府省名	独立行政法人名	役員の状況										子会社等の役員の状況										
		役員数										退職公務員・ 当該法人の退 職者が役員に 就いている子 会社等の数	当該子会社等の役員数の計									
		常勤	非常勤	計	うち退職公務員数			うち役員 出向者数	うち独法等の退職者数				常勤	非常勤	計	うち退職公務員数			うち当該法人の退職者数			
					常勤	非常勤	計		常勤	非常勤	計					常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	
厚生労働省	福祉医療機構	6	1	7	3	1	4	0	5(3)	1(1)	6(4)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園	3	1	4	3	0	3	0	2(2)	0	2(2)	1	1	5	6	0	2	2	0	2(2)	2(2)	
	労働政策研究・研修機構	5	1	6	3	0	3	0	3(2)	0	3(2)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農林水産省	農林水産消費技術センター	3	1	4	3	0	3	0	1(1)	0	1(1)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	種苗管理センター	3	2	5	2	0	2	0	1(1)	0	1(1)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	家畜改良センター	3	4	7	2	1	3	0	1(1)	2(1)	3(2)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	肥飼料検査所	2	2	4	1	0	1	1	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	農薬検査所	2	2	4	0	0	0	0	1	0	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	農業者大学校	2	2	4	2	0	2	0	2(2)	0	2(2)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林木育種センター	2	2	4	1	0	1	0	1(1)	0	1(1)	1	2	15	17	2	3	5	0	0	0	0
	さけ・ます資源管理センター	2	2	4	0	0	0	0	2	0	2	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産大学校	1	3	4	0	0	0	0	1	0	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	農業・生物系特定産業技術研 究機構	13	0	13	8	—	8	0	8(4)	—	8(4)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	農業生物資源研究所	4	1	5	0	0	0	0	2	0	2	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	農業環境技術研究所	3	1	4	0	0	0	0	2	0	2	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	農業工学研究所	3	1	4	1	0	1	0	2	0	2	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	食品総合研究所	3	1	4	0	0	0	0	3	0	3	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	国際農林水産業研究センター	3	1	4	2	0	2	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	森林総合研究所	4	2	6	3	1	4	0	3(2)	0	3(2)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産総合研究センター	8	0	8	3	—	3	1	6(3)	—	6(3)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	農畜産業振興機構	10	0	10	7	—	7	0	10(7)	—	10(7)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	農業者年金基金	4	1	5	2	1	3	0	2(2)	0	2(2)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	農林漁業信用基金	9	0	9	7	—	7	1	7(7)	—	7(7)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
緑資源機構	7	1	8	6	1	7	0	7(6)	1(1)	8(7)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
経済産業省	経済産業研究所	1	3	4	1	2	3	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	工業所有権総合情報館	2	2	4	1	0	1	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本貿易保険	4	1	5	3	0	3	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	産業技術総合研究所	12	2	14	1	0	1	1	8	0	8	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製品評価技術基盤機構	2	3	5	2	2	4	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	新エネルギー・産業技術総合 開発機構	9	1	10	4	1	5	1	7(4)	0	7(4)	21	49	430	479	28	22	50	1(1)	0	1(1)	1(1)
	日本貿易振興機構	9	1	10	5	0	5	0	6(2)	0	6(2)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	原子力安全基盤機構	5	1	6	4	0	4	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	国土交通省	土木研究所	3	1	4	2	0	2	0	1	0	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建築研究所		3	1	4	2	0	2	0	2(1)	0	2(1)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
交通安全環境研究所		2	2	4	0	1	1	0	1	1(1)	2(1)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上技術安全研究所		4	1	5	2	1	3	0	2(1)	0	2(1)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
港湾空港技術研究所		3	1	4	2	0	2	0	2(1)	0	2(1)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電子航法研究所		3	1	4	1	0	1	0	1	0	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海道開発土木研究所		3	1	4	3	0	3	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海技大学校		2	2	4	1	1	2	0	0	1(1)	1(1)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
航海訓練所		4	1	5	1	1	2	0	3(1)	0	3(1)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海員学校		2	2	4	1	0	1	0	1	0	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

主務府省名	独立行政法人名	役員の状況										子会社等の役員の状況											
		役員数										退職公務員・ 当該法人の退 職者が役員に 就いている子 会社等の数	当該子会社等の役員数の計										
		常勤	非常勤	計	うち退職公務員数			うち役員 出向者数	うち独法等の退職者数				常勤	非常勤	計	うち退職公務員数			うち当該法人の退職者数				
					常勤	非常勤	計		常勤	非常勤	計					常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計		
国土交通省	航空大学校	2	1	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	自動車検査	5	1	6	4	0	4	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	14	1	15	8	0	8	0	14(8)	1	15(8)	4	9	5	14	1	4	5	8	3(2)	11(2)		
	国際観光振興機構	7	0	7	4	—	4	0	7(4)	—	7(4)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水資源機構	9	0	9	7	—	7	0	8(7)	—	8(7)	2	14	15	29	2	3	5	13(2)	6(3)	19(5)		
	自動車事故対策機構	5	1	6	3	1	4	0	5(3)	0	5(3)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	空港周辺整備機構	6	1	7	4	0	4	0	5(3)	0	5(3)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	海上災害防止センター	4	1	5	3	0	3	0	4(3)	0	4(3)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
環境省	国立環境研究所	3	2	5	0	0	0	1	2	0	2	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	92法人	397	131	528	211	25	236	9	250(133)	19(9)	269(142)	64	139	1,178	1,317	68	43	111	35(8)	20(11)	55(19)		

- (注) 1 「公務員制度改革大綱」等に基づく内閣官房及び総務省の公表資料に基づき整理したものであり、平成15年10月1日現在の状況である。
2 退職公務員とは、本府省の課長・企画官相当職以上及び地方支分部局のこれに相当する職以上で退職した公務員である。
3 独立行政法人等の退職者とは、独立行政法人の退職者（独立行政法人の前身である国の研究機関等に継続的に勤務し、独立行政法人への移行時に当該法人の役員に就任した者を含む。）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の対象となる特殊法人及び認可法人の退職者である。
4 退職公務員及び独立行政法人等の退職者以外の役員には、民間企業の出身者や、国立大学の退職者等がいる。
5 退職公務員が独立行政法人等の役職員に就任し退職した後独立行政法人の役員となった場合は、双方の欄に記載するとともに、「うち独法等の退職者数」の欄に（ ）内書きで表している。
6 退職公務員が法人役職員に就任し退職した後子会社等の役員に就任した場合は、双方の欄に記載するとともに、「うち当該法人の退職者数」の欄に（ ）内書きで表している。
7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

独立行政法人の常勤役員の報酬(93法人)

(平成16年1月1日現在)

主務府省名	独立行政法人名	種類	常勤役員		法人の長の報酬の水準
			数	俸給月額(円)	
内閣府	国立公文書館	館長	1	1,069,000	C
	国民生活センター	理事長	1	1,020,000	C
		理事	3	843,000	
	北方領土問題対策協会	理事長	1	1,021,000 以内	C
理事		1	848,000 以内		
内閣府 (防衛施設庁)	駐留軍等労働者労務管理機構	理事長	1	1,069,000	C
		理事	2	783,000 又は 699,100	
総務省	通信総合研究所	理事長	1	1,069,000 以内	C
		理事	3	843,000 以内	
	消防研究所	理事長	1	991,000	C
		理事	1	906,000	
	統計センター	理事長	1	1,069,000 以内	C
		理事	2	843,000 以内	
	平和祈念事業特別基金	理事長	1	911,000	D
		理事	1	800,000	
外務省	国際協力機構	理事長	1	1,226,000	B
		副理事長	1	1,054,000	
		理事	6	911,000	
	国際交流基金	理事長	1	1,092,000	C
		理事	3	890,000	
財務省	酒類総合研究所	理事長	1	843,000	D
		理事	1	704,000	
	造幣局	理事長	1	1,146,000 以下	B
		理事	3	991,000 以下	
	国立印刷局	理事長	1	1,146,000 以下	B
		理事	4	991,000 以下	
	通関情報処理センター	理事長	1	1,020,000	C
		理事	3	937,000 又は 843,000	
	日本万国博覧会記念機構	理事長	1	1,020,000	C
		理事	2	843,000	
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	理事長	1	991,000	C
		理事	1	843,000	
	大学入試センター	理事長	1	991,000	C
		理事	1	843,000	
	国立オリンピック記念青少年総合センター	理事長	1	991,000	C
		理事	1	783,000	
	国立女性教育会館	理事長	1	906,000	D
		理事	1	783,000	
	国立青年の家	理事長	1	906,000	D
		理事	1	783,000	
	国立少年自然の家	理事長	1	906,000	D
		理事	1	783,000	
	国立国語研究所	所長	1	991,000	C
		理事	1	843,000	
	国立科学博物館	館長	1	1,069,000	C
		理事	1	843,000	
	物質・材料研究機構	理事長	1	1,069,000 以上	C
		理事	3	1,069,000 以下 906,000 以上	
防災科学技術研究所	理事長	1	991,000 以上	C	
	理事	1	991,000 以内 783,000 以上		
放射線医学総合研究所	理事長	1	1,069,000 以上	C	
	理事	2	1,069,000 以下 906,000 以上		

(次ページに続く)

(前ページから続く)

主務府省名	独立行政法人名	種類	常勤役員		法人の長の報酬の水準
			数	俸給月額(円)	
文部科学省	国立美術館	理事長	1	1,069,000	C
		理事	3	1,069,000 から 991,000 の間	/
	国立博物館	理事長	1	1,069,000	C
		理事	3	991,000 から 906,000 の間	/
	文化財研究所	理事長	1	991,000	C
		理事	1	991,000 から 906,000 の間	/
	教員研修センター	理事長	1	906,000	D
		理事	1	843,000	/
	科学技術振興機構	理事長	1	1,092,000	C
		理事	4	890,000	/
	日本学術振興会	理事長	1	1,020,000	C
		理事	2	843,000	/
	理化学研究所	理事長	1	1,092,000	C
		理事	5	890,000	/
宇宙航空研究開発機構	理事長	1	1,226,000	B	
	副理事長	1	1,054,000	/	
	理事	7	911,000	/	
日本スポーツ振興センター	理事長	1	1,020,000	C	
	理事	4	843,000	/	
日本芸術文化振興会	理事長	1	1,020,000	C	
	理事	3	843,000	/	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	理事長	1	991,000 以内	C
		理事	1	906,000 以内	/
	産業安全研究所	理事長	1	991,000 以内	C
		理事	1	906,000 以内	/
	産業医学総合研究所	理事長	1	991,000 以内	C
		理事	1	906,000 以内	/
	勤労者退職金共済機構	理事長	1	1,020,000	C
		理事	4	937,000 又は 843,000	/
	高齢・障害者雇用支援機構	理事長	1	1,092,000	C
		理事	5	999,000 又は 890,000	/
福祉医療機構	理事長	1	1,092,000	C	
	理事	4	973,000 又は 890,000	/	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	理事長	1	911,000	D	
	理事	1	800,000	/	
労働政策研究・研修機構	理事長	1	1,020,000	C	
	理事	3	843,000	/	
農林水産省	農林水産消費技術センター	理事長	1	783,000	D
		理事	1	636,000	/
	種苗管理センター	理事長	1	884,000	D
		理事	2	744,000 又は 652,000	/
	家畜改良センター	理事長	1	1,028,000	C
		理事	2	838,000 又は 725,000	/
	肥飼料検査所	理事長	1	772,000	E
		理事	1	667,000	/
	農薬検査所	理事長	1	748,000	E
		理事	1	613,000	/
農業者大学校	理事長	1	777,000	D	
	理事	1	690,000	/	
林木育種センター	理事長	1	906,000	D	
	理事	1	783,000	/	

(次ページに続く)

(前ページから続く)

主務府省名	独立行政法人名	種類	常勤役員		法人の長の報酬の水準
			数	俸給月額(円)	
農林水産省	さけ・ます資源管理センター	理事長	1	783,000	D
		理事	1	636,000	
	水産大学校	理事長	1	991,000	C
		農業・生物系特定産業技術研究機構	理事長	1	1,069,000
	副理事長		1	991,000	
	理事		8	906,000 又は 843,000	
	農業生物資源研究所	理事長	1	991,000	C
		理事	2	843,000	
	農業環境技術研究所	理事長	1	906,000	D
		理事	1	783,000	
	農業工学研究所	理事長	1	906,000	D
		理事	1	783,000	
	食品総合研究所	理事長	1	906,000	D
		理事	1	783,000	
	国際農林水産業研究センター	理事長	1	906,000	D
		理事	1	783,000	
	森林総合研究所	理事長	1	991,000	C
		理事	3	843,000	
	水産総合研究センター	理事長	1	906,000	D
		理事	5	843,000 以下	
	農畜産業振興機構	理事長	1	1,092,000	C
		副理事長	1	999,000	
		理事	6	945,000 又は 890,000	
農業者年金基金	理事長	1	1,020,000	C	
	理事	2	843,000		
農林漁業信用基金	理事長	1	1,092,000	C	
	副理事長	1	999,000 以下 890,000 以上		
	理事	5	890,000 以下 763,000 以上		
緑資源機構	理事長	1	1,092,000	C	
	理事	5	890,000		
経済産業省	経済産業研究所	理事長	1	1,173,000	B
	工業所有権総合情報館	理事長	1	875,000	D
		理事	1	670,500	
	日本貿易保険	理事長	1	1,209,700	B
		理事	2	1,033,300 又は 958,000	
	産業技術総合研究所	理事長	1	1,300,592	B
		副理事長	1	1,041,730	
		理事	9	957,682	
	製品評価技術基盤機構	理事長	1	906,000	D
		理事	1	672,600	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	理事長	1	1,106,000	B
		副理事長	1	1,012,000	
		理事	6	901,000	
	日本貿易振興機構	理事長	1	1,226,000	B
副理事長		1	1,054,000		
理事		6	911,000		
原子力安全基盤機構	理事長	1	1,110,000	B	
	理事	3	1,010,000 又は 960,000		
情報処理推進機構	理事長	1	1,020,000	C	
	理事	2	937,000 又は 843,000		
国土交通省	土木研究所	理事長	1	991,000	C
		理事	1	843,000	

(次ページに続く)

(前ページから続く)

主務府省名	独立行政法人名	種類	常勤役員		法人の長の報酬の水準
			数	俸給月額(円)	
国土交通省	建築研究所	理事長	1	906,000	D
		理事	1	843,000	
	交通安全環境研究所	理事長	1	991,000	C
		理事	1	843,000	
	海上技術安全研究所	理事長	1	1,022,000	C
		理事	2	857,000	
	港湾空港技術研究所	理事長	1	991,000	C
		理事	1	843,000	
	電子航法研究所	理事長	1	991,000	C
		理事	1	843,000	
	北海道開発土木研究所	理事長	1	906,000	D
		理事	1	783,000	
	海技大学校	理事長	1	991,000	C
		理事	1	783,000	
	航海訓練所	理事長	1	1,069,000	C
		理事	2	843,000	
	海員学校	理事長	1	830,000	D
		理事	1	662,000	
	航空大学校	理事長	1	991,000	C
		自動車検査	理事長	1	1,069,000
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	理事長	1	1,226,000	B
		副理事長	1	1,092,000	
		理事	10	1,054,000 又は 911,000	
国際観光振興機構	理事長	1	1,092,000	C	
	理事	4	890,000		
水資源機構	理事長	1	1,226,000	B	
	副理事長	1	1,054,000		
	理事	5	911,000		
自動車事故対策機構	理事長	1	1,020,000	C	
	理事	3	843,000		
空港周辺整備機構	理事長	1	1,020,000	C	
	理事	4	937,000 又は 843,000		
海上災害防止センター	理事長	1	911,000	D	
	理事	2	800,000		
環境省	国立環境研究所	理事長	1	991,000	C
		理事	2	906,000	
合 計			330		

- (注) 1 総務省行政管理局調査を基に作成した。
2 常勤役員1人ずつについて、各法人の役員報酬規程等に規定された額を記載している。
3 法人の長の報酬の水準の区分は以下のとおりである。
A：府省の事務次官級超（約132万円超）、B：府省の事務次官～外局の長級（約132万円～約114万円）、C：府省の局長級（約108万円～約99万円）、D：府省の審議官級（約92万円～約78万円）、E：その他
4 役員報酬規程等において、月額〇〇以内とされているものについては〇〇の額を、月額◎◎以上とされているものについては◎◎の額を基本的な額として、報酬の水準区分を分布した。
5 一部の法人においては、業務実績により基準を超えて支給することができる旨の規定がある。
6 比較に当たっては、産業技術総合研究所（経済産業省所管）では、他の法人と異なり、役員給与規程において、国家公務員における調整手当に相当する手当を支給する規定がない点を考慮する必要がある。
7 情報処理推進機構（経済産業省所管）は平成16年1月5日設立のため、平成16年1月5日現在。
8 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

独立行政法人の役員退職手当規程改正状況

主務府省名	独立行政法人名	適用日	退職手当の基準額	業績勘案
内閣府	国立公文書館	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職等の日における俸給の月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	駐留軍等労働者労務管理機構	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職等の日における俸給の月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 までの範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	国民生活センター	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じた額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	北方領土問題対策協会	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
総務省	通信総合研究所（平成 16 年 4 月 1 日より情報通信研究機構へ移行）	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職の日における本給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	消防研究所	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た金額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	統計センター	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職した日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	平和祈念事業特別基金	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職した日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
外務省	国際協力機構	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職等の日における本俸月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	国際交流基金	平成 16 年 1 月 1 日	在職 1 月につき、退職の日における本給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
財務省	酒類総合研究所	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	造幣局	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	国立印刷局	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	通関情報処理センター	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職等の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	日本万国博覧会記念機構	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職等の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	大学入試センター	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職の日における本給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	国立オリンピック記念青少年総合センター	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	国立女性教育会館	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職の日における本給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	国立青年の家	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職の日における本給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	国立少年自然の家	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職の日における本給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	国立国語研究所	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 100 分の 0 から 100 分の 200 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	国立科学博物館	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職の日における本給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た金額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	物質・材料研究機構	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、役員等の日における本給月額に、100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	防災科学技術研究所	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職等の日における本給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	放射線医学総合研究所	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職等の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	国立美術館	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職した日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる

(前ページから続く)

主務府省名	独立行政法人名	適用日	退職手当の基準額	業績勘案
文部科学省	国立博物館	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	文化財研究所	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	教員研修センター	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職の日における本給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	科学技術振興機構	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職等の日における本俸月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	日本学術振興会	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職の日における本給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	理化学研究所	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職時等における本給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	宇宙航空研究開発機構	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職等の日における本給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	日本スポーツ振興センター	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職の日における本給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	日本芸術文化振興会	平成 16 年 1 月 1 日	在職 1 月につき、退職した日における本給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職等の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	産業安全研究所	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき退職時等における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	産業医学総合研究所	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	勤労者退職金共済機構	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職時等における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	高齢・障害者雇用支援機構	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき退職時等における本俸の月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	福祉医療機構	平成 16 年 1 月 1 日	在職 1 月につき、退職等の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職等の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	労働政策研究・研修機構	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職の日における本俸の月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	雇用・能力開発機構（平成 16 年 3 月 1 日設立）	平成 16 年 3 月 1 日	在職期間 1 月につき退職の時に本俸の月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
農林水産省	農林水産消費技術センター	平成 16 年 1 月 16 日	在職期間 1 月につき退職の日における俸給月額に 100 分の 125 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 までの範囲内でその者の業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	種苗管理センター	平成 16 年 1 月 16 日	在職期間 1 月につき退職の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 までの範囲内でその者の業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	家畜改良センター	平成 16 年 1 月 16 日	在職期間 1 月につき、退職の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内でその者の業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	肥飼料検査所	平成 16 年 1 月 16 日	在職期間 1 月につき退職の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 までの範囲内でその者の業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	農薬検査所	平成 16 年 1 月 16 日	在職期間 1 月につき退職の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 までの範囲内でその者の業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	農業者大学校	平成 16 年 1 月 16 日	在職期間 1 月につき、退職の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 までの範囲内でその者の業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	林木育種センター	平成 16 年 1 月 16 日	在職期間 1 月につき、退職した日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	さけ・ます資源管理センター	平成 16 年 1 月 16 日	在職期間 1 月につき退職の日における俸給月額に、100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 までの範囲内でその者の業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	水産大学校	平成 16 年 1 月 16 日	在職期間 1 月につき退職の日における俸給の月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 までの範囲内でその者の業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	農業・生物系特定産業技術研究機構	平成 16 年 1 月 16 日	退職した日における俸給月額に、在職期間 1 月につき 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 までの範囲内でその者の業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	農業生物資源研究所	平成 16 年 1 月 16 日	退職した日における俸給月額に、在職期間 1 月につき 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 までの範囲内でその者の業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる

(次ページに続く)

(前ページから続く)

主務府省名	独立行政法人名	適用日	退職手当の基準額	業績勘案
農林水産省	農業環境技術研究所	平成 16 年 1 月 16 日	退職の日における俸給月額に、在職期間 1 月につき 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 までの範囲内で、その者の業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	農業工学研究所	平成 16 年 1 月 16 日	退職した日における俸給月額に、在職期間 1 月につき 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 までの範囲内でその者の業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	食品総合研究所	平成 16 年 1 月 16 日	退職した日における俸給月額に、在職期間 1 月につき 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 までの範囲内でその者の業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	国際農林水産業研究センター	平成 16 年 1 月 16 日	退職した日における俸給月額に、在職期間 1 月につき 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 までの範囲内でその者の業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	森林総合研究所	平成 16 年 1 月 16 日	在職期間 1 月につき退職の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 までの範囲内でその者の業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	水産総合研究センター	平成 16 年 1 月 16 日	在職期間 1 月につき退職の日における俸給の月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 までの範囲内でその者の業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	農畜産業振興機構	平成 16 年 1 月 16 日	在職期間 1 月につき、退職の日における本俸の月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 までの範囲内でその者の業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	農業者年金基金	平成 16 年 1 月 16 日	在職期間 1 月につき退職の日における本俸の月額に 100 分の 12.5 を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 までの範囲内でその者の業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	農林漁業信用基金	平成 16 年 1 月 16 日	在職 1 月につき、退職等の日における本俸月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する率を乗じる
	緑資源機構	平成 16 年 1 月 16 日	在職期間 1 月につき、退職等の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する率を乗じる
経済産業省	経済産業研究所	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき退職の日における本俸月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	業績勘案率（役員が在職した各事業年度に係る独立行政法人評価委員会の評価の結果に即して定める各事業年度毎の業績勘案率※に在職月数のうち当該年度に属する月数を乗じて得たそれぞれの数の合計を在職月数で除した数（暫定業績勘案率。小数点第 2 位四捨五入）を基準として、理事長が役員としての業務に対する貢献度等を勘案して算出した数を基に独立行政法人評価委員会が決定する数）を乗じる ※AA : 2.0、A : 1.5、B : 1.0、C : 0.5、D : 0.0
	工業所有権総合情報館	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき退職の日における本俸月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	業績勘案率（役員が在職した各事業年度に係る独立行政法人評価委員会の評価の結果に即して定める各事業年度毎の業績勘案率※に在職月数のうち当該年度に属する月数を乗じて得たそれぞれの数の合計を在職月数で除した数（暫定業績勘案率。小数点第 2 位四捨五入）を基準として、理事長が役員としての業務に対する貢献度等を勘案して算出した数を基に独立行政法人評価委員会が決定する数）を乗じる ※A : 2.0、B : 1.0、C : 0.0
	日本貿易保険	平成 16 年 1 月 1 日	退職の日における本俸月額の 12.5/100 に在職期間の月数を乗じて得た額	業績勘案率（役員が在職した各事業年度に係る独立行政法人評価委員会の評価の結果に即して定める各事業年度毎の業績勘案率※に在職月数のうち当該年度に属する月数を乗じて得たそれぞれの数の合計を在職月数で除した数（暫定業績勘案率。小数点以下第 2 位四捨五入）を基準として、理事長が役員としての業務に対する貢献度等を勘案して算出した数を基に独立行政法人評価委員会が決定する数）を乗じる ※AA : 2.0、A : 1.5、B : 1.0、C : 0.5、D : 0
	産業技術総合研究所	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき退職日における月例支給額に 100 分の 12.5 を乗じて得た額	業績勘案率（役員が在職した各事業年度に係る独立行政法人評価委員会の評価の結果に即して定める各事業年度毎の業績勘案率※に在職月数のうち当該年度に属する月数を乗じて得たそれぞれの数の合計を在職月数で除した数（暫定業績勘案率。小数点 1 位未満の端数は四捨五入）を基準として、理事長が役員としての業務に対する貢献度等を勘案して算出した数に基づき独立行政法人評価委員会が決定する数）を乗じる ※AA : 2.0、A : 1.5、B : 1.0、C : 0.5、D : 零
	製品評価技術基盤機構	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき退職日における本俸月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	業績勘案率（役員が在職した各事業年度に係る独立行政法人評価委員会の評価の結果に即して定める各事業年度毎の業績勘案率※に在職月数のうち当該年度に属する月数を乗じて得たそれぞれの数の合計を在職月数で除した数（暫定業績勘案率。小数点第 2 位四捨五入）を基準として、理事長が役員としての業務に対する貢献度等を勘案して算出した数を基に、独立行政法人評価委員会が決定する数）を乗じる ※【3段階評価】A : 2.0、B : 1.0、C : 0.0 【5段階評価】AA : 2.0、A : 1.5、B : 1.0、C : 0.5、D : 0.0

(次ページに続く)

(前ページから続く)

主務府省名	独立行政法人名	適用日	退職手当の基準額	業績勘案
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	平成16年1月1日	在職1月につき、退職日における月例支給額に100分の12.5の割合を乗じて得た額	業績勘案率（役員が在職した各事業年度に係る独立行政法人評価委員会の評価の結果に即して定める各事業年度の業績勘案率※に在職月数のうち当該年度に属する月数を乗じて得たそれぞれの数の合計を在職月数で除した数（暫定業績勘案率。小数点第2位四捨五入）を基準として、理事長が役員としての業務に対する貢献度等を勘案して算出した数を基に独立行政法人評価委員会が決定する数）を乗じる ※AA評価：100分の200、A評価：100分の150、B評価：100分の100、C評価：100分の50、D評価：100分の0
	日本貿易振興機構	平成16年1月1日	在職期間1月につき、退職の日における月例支給額に12.5/100の割合を乗じて得た額	業績勘案率（役員が在職した各事業年度に係る独立行政法人評価委員会の評価の結果に即して定める各事業年度毎の業績勘案率※に在職月数のうち当該年度に属する月数を乗じて得たそれぞれの数の合計を在職月数で除した数（暫定業績勘案率。小数点以下第2位四捨五入）を基準として、理事長が役員としての業務に対する貢献度等を勘案して算出した数を基に独立行政法人評価委員会が決定する数）を乗じる ※AA：2.0、A：1.5、B：1.0、C：0.5、D：0.0
	原子力安全基盤機構	平成16年1月1日	退職の日における月例支給額の100分の12.5に在職期間の月数を乗じて得た額	業績勘案率（役員が在職した各事業年度に係る独立行政法人評価委員会の評価の結果に即して定める各事業年度の業績勘案率※に在職月数のうち当該年度に属する月数を乗じて得たそれぞれの数の合計を在職月数で除した数（暫定業績勘案率。小数点第2位四捨五入）を基準として、理事長が役員としての業務に対する貢献度等を勘案して算出した数を基に独立行政法人評価委員会が決定する数）を乗じる ※A：2.0、B：1.0、C：0.0
	情報処理推進機構（平成16年1月5日設立）	平成16年1月5日	在職期間1月につき退職日における本俸月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額	業績勘案率（役員が在職した各事業年度に係る独立行政法人評価委員会の評価の結果に即して定める各事業年度毎の業績勘案率※に在職月数のうち当該年度に属する月数を乗じて得たそれぞれの数の合計を在職月数で除した数（暫定業績勘案率。小数点第2位四捨五入）を基準として、理事長が役員としての業務に対する貢献度等を勘案して算出した数を基に独立行政法人評価委員会が決定する数）を乗じる ※AA：2.0、A：1.5、B：1.0、C：0.5、D：0.0
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構（平成16年2月29日設立）	平成16年2月29日	在職期間1月につき、退職の日における月例支給額に100分の12.5の割合を乗じて得た額	業績勘案率（役員が在職した各事業年度に係る独立行政法人評価委員会の評価の結果に即して定める各事業年度毎の業績勘案率※に、在職月数のうち当該年度に属する月数を乗じて得たそれぞれの数の合計を在職月数で除した数（暫定業績勘案率。小数点第2位四捨五入）を基準として、理事長が役員としての業務に対する貢献度等を勘案して算出した数を基に独立行政法人評価委員会が決定する数）を乗じる ※AA：2.0、A：1.5、B：1.0、C：0.5、D：0.0
	国土交通省	土木研究所	平成16年1月1日	在職期間1月につき、退職等の日における本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額
建築研究所		平成16年1月1日	在職期間1月につき、退職等の日における本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
交通安全環境研究所		平成16年1月1日	在職期間1月につき、退職等の日における俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
海上技術安全研究所		平成16年1月1日	在職期間1月につき、退職等の日における俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
港湾空港技術研究所		平成16年1月1日	在職期間1月につき、退職等の日における俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で決定する業績勘案率を乗じる
電子航法研究所		平成16年1月1日	在職期間1月につき、退職等の日における俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
北海道開発土木研究所		平成16年1月1日	退職の日における本給月額に、勤続期間に応じた割合※を乗じて得た額 ※1年以上11年未満の期間については、1年につき100分の100 11年以上21年未満の期間については、1年につき100分の110 21年以上の期間については、1年につき100分の120	独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する率を乗じる
海技大学校		平成16年1月1日	在職期間1月につき、退職等の日における俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる

(次ページに続く)

(前ページから続く)

主務府省名	独立行政法人名	適用日	退職手当の基準額	業績勘案
国土交通省	航海訓練所	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職等の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する率を乗じる
	海員学校	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職等の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	航空大学校	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職等の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	自動車検査	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職等の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が、0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職等の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する率を乗じる
	国際観光振興機構	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職等の日における本俸月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する率を乗じる
	水資源機構	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職等の日における本給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	自動車事故対策機構	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職等の日における本俸月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	空港周辺整備機構	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職等の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
	海上災害防止センター	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき、退職等の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる
環境省	国立環境研究所	平成 16 年 1 月 1 日	在職期間 1 月につき退職の日における俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額	独立行政法人評価委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じる

(注) 1 各法人の役員退職手当規程に基づき作成した。

2 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

業績勘案率に関する検討の際の着眼点

平成 16 年 7 月 1 日

独立行政法人評価分科会資料

平成 16 年 3 月 12 日の政策評価・独立行政法人評価委員会の審議等これまでの各委員からの指摘を踏まえ、政策評価・独立行政法人評価委員会（独立行政法人評価分科会）が、各府省の独立行政法人評価委員会から業績勘案率の通知を受けた際に着眼すべき主な事項を整理した結果は、以下のとおり。

1 基本姿勢

以下の基本姿勢に立って精査を行う。

- 業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並みとするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、基本的には 1.0 であることを徹底する。
- 業績勘案率の算定について客観性を確保する。
- 業績勘案率への法人の業績又は担当業務の業績（以下「法人等の業績」という。）の反映を重視する。

<参考>第 159 回国会小泉内閣総理大臣施政方針演説（抄）（平成 16 年 1 月 19 日）
「……特殊法人や独立行政法人の役員退職金は大幅に引き下げ、国家公務員並とします。……」

（注）業績勘案率 1.0 で算定した退職金の水準が、（計算方式は異なるが）国家公務員並の水準に概ね相当

2 着眼すべき主な事項

- 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があるものとなっていると客観的、具体的かつ明確に説明できない場合には、基本的には業績勘案率が 1.0 となるような取扱いとなっているか。

例えば、法人の過去の業績と同水準の業績であっても、中期目標、中期計画の難易度が低いため、それらの達成状況・実施状況から算定された業績勘案率が恒常的に 1.0 を上回るといった状況が生じていないか。

また、算定された業績勘案率と 1.0 の差は、退職役員の在職期間に係る法人等の業績と当該法人の過去の通常の業績との差に照らして、妥当なものであると客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっているか。

- 退職役員の業績勘案率の算定時に退職年度の年度評価結果が確定していない場合、当

該退職年度の法人等の業績を業績勘案率にどのように反映させているか。

特に、退職年度における法人等の業績について、法人の過去の通常の業績と比べて差があるものとして取り扱う場合は、差があること及びその差の程度をどのような客観的・具体的根拠によって認定しているか（例えば、退職年度の前年度の年度評価等の結果を単純に流用していないか。）。

- 業績勘案率の算定に当たっての法人の個々の業績の評価結果のウェイト付けは適切なものとなっているか。
- 退職役員が在職時に受けた役員報酬に対する法人等の業績等の反映状況（業績等に基づく手当等の増額又は減額の状況）は、業績勘案率に対する法人等の業績等の反映状況（業績等に基づき業績勘案率を1.0以上又は1.0以下としている状況）と整合的か。

<参考>独立行政法人役員給与規程の例

第〇条 理事長は、〇〇省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案して、前項の規定による特別手当の額をその100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

- 業績勘案率の算定に当たって、退職役員の個人的な業績を考慮することとしている場合、その考慮の程度は付随的なものとなっているか（法人等の業績に比べて個人的な業績を重視しすぎていないか。例えば、個人的な業績が高かったとしても、法人等の業績が低い場合に、安易に高い業績勘案率を導出していないか。）。
- 退職役員の個人的な業績を考慮して業績勘案率を算定する場合、その客観的基準は明確か。法人等の業績から算定した業績勘案率を1.0からかい離させる方向で考慮する場合は、当該退職役員の個人的な業績が、過去の役員の通常の業績とは差があったことをどのような客観的・具体的根拠によって認定しているか。
また、個人的な業績を考慮して業績勘案率を変動させる幅について、過去の役員の通常の業績との差等に対応した明確な基準が定められているか。また、どのような客観的・具体的根拠によって当該幅を決定しているか。
- 退職役員の個人的な業績を考慮して業績勘案率を算定する場合、考慮する個人的な業績は、当該役員の任期中における、当該法人の役員としての固有の業務に関する個人的な業績となっているか。任期中の業績であっても、実態的には、法人の役員に就任する前の個人的な業績に起因するものが含まれていないか。

- 法人等の業績や退職役員の個人的な業績以外の要素として、法人の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があるとされている場合、当該要素を考慮することは妥当か。法人等の業績や退職役員の個人的な業績との間でダブルカウントが生じていないか。また、法人が当然行うものと期待されている活動や、行わない場合にはむしろ問題となるような活動を、法人の特筆すべき活動等の要素として位置付けていないか。

※ 考慮することが妥当であると認められる場合は、退職役員の個人的な業績を考慮する場合に準じた視点から精査

- 退職金が国家公務員並の水準（業績勘案率 1.0）を上回った場合、その上回った額は、退職役員の在職期間における当該法人の経営努力によるものと認められた剰余金である「目的積立金」の額に照らして適切な水準となっているか。

- 退職する理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されているか。

- 各府省の独立行政法人評価委員会における業績勘案率の審議は、どのような客観的資料を基に、どのような体制で、どの程度の時間をかけて行われているか。

各府省の独立行政法人評価委員会において定められてきた業績勘案率は、結果として、業績に応じて 1.0 以上にも 1.0 以下にもなるような弾力的なものとなっているか。

また、業績勘案率及びその決定理由は、どのような形で公表される予定か。

役員退職金に係る業績勘案率に関する方針

平成 16 年 7 月 23 日

政策評価・独立行政法人評価委員会

独立行政法人評価分科会決定

役員退職金に係る各府省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率の通知に対し、政策評価・独立行政法人評価委員会として意見を述べる際の当分科会の検討に当たっては、以下の方針とする。

1. 業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという一般的な退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0 を基本とする。
2. 各府省独立行政法人評価委員会からの通知が 1.0 を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、当分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績（以下「法人等の業績」という。）の反映重視を基本に、以下の観点から厳しく検討を行う。
 - ① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。
 - ② 業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。
 - ③ 業績勘案率算定に当たっての法人の個々の評価結果のウェイト付けが適切であること。
 - ④ 在職時に受けた役員報酬に対する法人等の業績等の反映状況と整合的であること。

- ⑤ 退職役員の個人的な業績を考慮する場合、
- ・ 考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎていないこと。
 - ・ 過去の役員の通常の業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって認定していること。
 - ・ 個人的な業績を考慮して業績勘案率を変動させる幅について、過去の役員の通常の業績との差に対応した明確な基準が定められていること。また、客観的・具体的根拠によってその幅を決定していること。
 - ・ 役員任期中における、法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績であること。
- ⑥ 法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があるとされている場合、当該要素を考慮することが妥当であること。
- ⑦ 退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であること。
- ⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。
- ⑨ 各府省独立行政法人評価委員会において、客観的資料を基に、十分な体制、時間をもって審議されていること。業績勘案率は、結果として、業績に応じて弾力的なものであること。また、決定された業績勘案率及びその理由が公表されること。

資料11 役員の報酬

所管 府省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参 考)		
		法人の長	理事 (1人当たり)	監事 (1人当たり)	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
内閣府	国立公文書館	20,153	—	—	1,709	2	42
	駐留軍等労働者労務管理機構	20,198	12,899	13,414	5,091	3	400
	◎国民生活センター ※	19,074	16,036	—	(2,820)	4	117
	◎北方領土問題対策協会 ※	19,291	11,329	—	(953)	2	19
総務省	情報通信研究機構(旧通信総合研究所)	19,751	9,502	16,843	40,717	4	423
	消防研究所	18,229	16,897	—	1,537	2	48
	統計センター	17,638	14,052	—	10,487	4	937
	◎平和祈念事業特別基金 ※	17,252	15,212	—	(1,906)	2	19
外務省	◎国際協力機構 ※	23,061	17,615	15,581	(170,931)	8	1,329
	◎国際交流基金 ※	20,446	16,898	12,411	(16,784)	4	222
財務省	酒類総合研究所	14,142	12,792	—	1,398	2	50
	造幣局	19,856	14,870	14,217	28,409	4	1,217
	国立印刷局	19,110	14,775	14,248	100,974	5	5,512
	◎通関情報処理センター ※	19,242	16,592	—	(11,360)	4	128
	◎日本万国博覧会記念機構 ※	18,796	15,811	14,194	(4,530)	3	54
文 部 科学省	国立特殊教育総合研究所	17,028	14,493	—	1,430	2	78
	大学入試センター	18,592	16,099	14,948	11,113	2	105
	国立オリンピック記念青少年総合センター	18,545	14,921	—	5,413	2	62
	国立女性教育会館	15,536	13,312	—	820	2	27
	◎国立青年の家	15,619	13,680	12,027	5,737	3	305
	◎国立少年自然の家	16,613	14,381	11,475	5,248	3	265
	国立国語研究所	18,545	16,025	—	1,393	2	60
	国立科学博物館	20,456	16,020	—	3,313	2	148
	物質・材料研究機構	21,081	16,326	15,764	26,081	4	542
	防災科学技術研究所	18,503	15,892	11,454	15,557	2	107
	放射線医学総合研究所	20,718	15,827	14,457	16,110	3	365
	国立美術館	20,005	18,980	—	4,929	4	121
	国立博物館	20,348	17,460	—	6,486	4	221
	文化財研究所	18,897	17,196	—	3,136	2	125
	◎教員研修センター	17,348	13,794	16,230	2,647	2	51
	◎科学技術振興機構 ※	18,874	16,220	13,684	(109,422)	5	466
	◎日本学術振興会 ※	19,241	16,002	14,663	(118,848)	3	94
	◎理化学研究所 ※	20,097	16,703	14,349	(84,094)	6	2,623
	◎宇宙航空研究開発機構 ※	23,006	17,494	15,665	(182,204)	9	1,722
◎日本スポーツ振興センター ※	19,235	15,989	14,664	(57,227)	5	407	
◎日本芸術文化振興会 ※	19,185	16,021	14,619	(17,277)	4	326	
厚 生 労働省	国立健康・栄養研究所	18,645	14,853	—	1,186	2	51
	産業安全研究所	16,847	14,489	—	1,234	2	49
	産業医学総合研究所	16,801	14,600	—	2,031	2	74
	◎勤労者退職金共済機構 ※	19,390	16,485	14,468	(526,656)	5	269
	◎高齢・障害者雇用支援機構 ※	20,732	17,295	14,392	(95,438)	6	736
	◎福祉医療機構 ※	20,638	17,040	14,527	(193,506)	5	254
	◎国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 ※	15,195	13,264	12,399	(4,463)	3	310
	◎労働政策研究・研修機構 ※	16,625	15,691	14,188	(3,756)	4	140
◎雇用・能力開発機構 ※	18,694	16,473	14,424	(673,918)	6	4,540	
農 林 水産省	農林水産消費技術センター	14,712	11,431	10,097	5,908	3	512
	種苗管理センター	15,275	11,434	—	4,046	3	333
	家畜改良センター	17,218	13,102	—	9,688	5	928
	肥飼料検査所	14,371	12,611	—	1,954	2	150
	農薬検査所	13,846	11,555	—	2,614	2	69
	農業者大学校	14,528	10,915	—	699	2	42
	林木育種センター	15,218	13,157	—	2,198	2	145
	さけ・ます資源管理センター	13,780	11,385	—	2,104	2	143
	水産大学校	17,120	—	—	3,393	2	192
	農業・生物系特定産業技術研究機構 ※	18,968	15,847	13,555	(57,313)	10	2,867

所管府省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参 考)		
		法人の長	理事 (1人当たり)	監事 (1人当たり)	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
農 林 水産省	農業生物資源研究所	17,121	13,767	11,097	13,580	3	418
	農業環境技術研究所	15,653	13,667	11,245	4,638	2	192
	農業工学研究所	15,653	13,582	10,925	2,807	2	130
	食品総合研究所	15,653	12,789	10,396	3,891	2	125
	国際農林水産業研究センター	14,762	13,556	11,015	4,042	2	161
	森林総合研究所	17,121	14,365	—	10,399	4	672
	水産総合研究センター ※	16,874	15,328	13,566	(26,102)	6	885
	◎農畜産業振興機構 ※	20,548	17,451	14,552	(366,503)	8	212
	◎農業者年金基金 ※	19,181	16,000	14,458	(196,440)	3	85
	◎農林漁業信用基金 ※	20,862	17,103	13,463	(212,835)	7	125
◎緑資源機構 ※	20,559	16,855	13,349	(109,875)	5	789	
経 済 産業省	◎経済産業研究所	21,132	—	—	2,058	3	55
	工業所有権総合情報館	17,463	13,229	—	5,602	2	55
	◎日本貿易保険	19,772	16,391	14,650	68,385	4	155
	産業技術総合研究所	21,673	16,397	12,502	92,842	12	3,130
	製品評価技術基盤機構	17,150	12,924	—	10,582	3	421
	◎新エネルギー・産業技術総合 開発機構 ※	21,005	16,972	15,251	(300,585)	7	698
	◎日本貿易振興機構 ※	21,369	16,829	14,731	(42,073)	8	1,671
	◎原子力安全基盤機構 ※	21,266	18,603	16,429	(26,150)	4	394
	◎情報処理推進機構 ※	19,063	16,831	14,497	(15,114)	3	230
	◎石油天然ガス・金属鉱物資源 機構 ※	22,865	17,611	15,625	(925,097)	8	541
国 土 交通省	土木研究所	18,229	15,669	14,679	5,947	2	212
	建築研究所	16,666	14,253	13,820	2,298	2	98
	交通安全環境研究所	17,169	14,661	—	4,347	2	100
	海上技術安全研究所	18,984	15,511	14,737	3,855	3	224
	港湾空港技術研究所	18,629	15,643	14,116	3,910	2	108
	電子航法研究所	18,386	14,915	13,841	1,862	2	64
	北海道開発土木研究所	15,974	13,744	12,481	5,122	2	174
	海技大学校	17,202	14,408	—	1,306	2	82
	航海訓練所	19,799	15,432	13,167	8,599	3	453
	海員学校	13,130	10,550	—	2,200	2	147
	航空大学校	16,695	—	10,082	3,248	2	120
	自動車検査	20,101	16,766	14,831	13,365	5	873
	◎鉄道建設・運輸施設整備支援 機構 ※	23,206	17,596	15,640	(2,086,137)	10	1,891
	◎国際観光振興機構 ※	20,509	16,912	14,591	(3,961)	5	102
	◎水資源機構 ※	23,144	17,779	15,359	(293,523)	7	1,828
	◎自動車事故対策機構 ※	18,846	15,651	14,401	(15,854)	4	336
◎空港周辺整備機構 ※	18,925	15,831	14,268	(17,860)	5	91	
◎海上災害防止センター ※	17,376	15,159	14,185	(2,133)	3	30	
環境省	国立環境研究所	18,253	16,733	—	15,019	3	272
全法人平均		18,424	15,957	14,010	—	—	—

- (注) 1 総務省行政管理局の資料による。
2 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成16年7月27時点)を取りまとめたものである。
3 ◎は特定独立行政法人以外の独立行政法人(非公務員型)を示す。
4 「年間報酬」には、諸手当を含む。
5 「理事」には、副理事長、理事長代理等を含む。
6 平成15年度途中に設立された法人(※の法人)の役員の年間報酬額については、平成15年度の年間の支給実績が示せないため、法人の役員報酬規程等に基づき算出した推計額である。
7 「予算額」は、原則平成15年度計画における予算額(支出)。情報通信研究機構(平成16年4月1日に通信総合研究所から改組。)については、前身の通信総合研究所の平成15年度計画における予算額。また、平成15年度途中に設立された法人については、平成16年度計画における予算額(支出)を()で記載した。
8 「役員数」は、各独立行政法人の個別法の本則に定める役員数(監事を除く。)。情報通信研究機構については、前身の通信総合研究所のもの。
9 「職員数」は、平成16年1月1日現在の常勤職員数。情報通信研究機構については、前身の通信総合研究所のもの。なお、雇用・能力開発機構は平成16年3月1日現在、情報処理推進機構は平成16年1月5日現在、石油天然ガス・金属鉱物資源機構は平成16年2月29日現在。

資料12 役員の退職手当の支給状況

(1) 理事長

所 府	管 省	法人名	退職年月日	支給額（総額） （千円）	法人での在職期間	
					年	月
文 部 科学省		大学入試センター	平成15年11月19日	9,910	2	8
農 林 水産省		肥飼料検査所	平成15年6月30日	2,639	2	3
		農薬検査所	平成16年1月12日	3,179	2	10
		水産総合研究センター	平成16年1月12日	9,629	2	10
理事長計				25,357		

(2) 理事

所 府	管 省	法人名	退職年月日	支給額（総額） （千円）	法人での在職期間	
					年	月
内閣府		駐留軍等労働者労務管理機構	平成15年5月17日	1,238	1	2
総務省		情報通信研究機構（旧通信総合研究所）	平成15年8月1日	7,754	2	5
			平成15年12月31日	9,394	2	7
財務省		酒類総合研究所	平成15年7月31日	5,248	2	0
文 部 科学省		国立国語研究所	平成15年7月31日	7,583	2	4
		◎理化学研究所	平成16年1月14日	（辞退）	0	4
農 林 水産省		種苗管理センター	平成15年9月30日	2,475	2	6
			平成15年6月30日	2,282	2	3
			平成15年9月30日	9,484	2	6
			平成15年9月30日	8,670	2	6
			平成15年9月30日	8,670	2	6
			平成15年9月30日	8,670	2	6
			平成15年9月30日	8,670	2	6
			平成16年1月12日	9,353	2	10
経 済 産業省		産業技術総合研究所	平成15年6月2日	8,244	2	3
国 土 交通省		建築研究所	平成15年9月15日	7,993	2	6
環境省		国立環境研究所	平成15年6月30日	8,302	2	3
理事計				114,030		

(3) 監事

所 府	管 省	法人名	退職年月日	支給額（総額） （千円）	法人での在職期間	
					年	月
農 林 水産省		農業・生物系特定産業技術研究機構	平成15年9月30日	6,743	2	6
監事計				6,743		

- (注) 1 総務省行政管理局の資料による。
 2 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容（平成16年7月27日時点）を取りまとめたものである。
 3 ◎は特定独立行政法人以外の独立行政法人（非公務員型）を示す。
 4 公表時点において、退職手当の額が確定し、退職手当の支給を受けた者のみを記載した。
 5 理事には副理事長を含む。

資料13 給与、報酬等支給総額

所管府省	法人名	給与、報酬等支給総額				(参考) 対国ラスパ イス指数 (事務・技術職)
		平成15年度 (千円)	平成14年度 (千円)	対前年度比較増▲減		
				増減額(千円)	割合(%)	
内閣府	国立公文書館	432,290	492,837	▲60,547	▲12.3	107.7
	駐留軍等労働者労務管理機構	2,561,510	2,587,390	▲25,880	▲1.0	84.6
	◎国民生活センター ※	1,104,211	1,177,689	▲73,478	▲6.2	124.6
	◎北方領土問題対策協会 ※	164,050	170,857	▲6,807	▲4.0	92.5
総務省	情報通信研究機構(旧通信総合研究所)	3,866,413	3,855,522	10,891	0.3	103.9
	消防研究所	445,880	493,408	▲47,528	▲9.6	85.3
	統計センター ☆	6,652,494	8,360,782	▲1,708,288	▲20.4	88.4
	◎平和祈念事業特別基金 ※	205,689	217,401	▲11,712	▲5.4	121.7
外務省	◎国際協力機構 ※	14,454,220	14,422,350	31,870	0.2	127.4
	◎国際交流基金 ※	2,215,279	2,291,088	▲75,809	▲3.3	126.5
財務省	酒類総合研究所	441,753	539,940	▲98,187	▲18.2	117.8
	造幣局 ☆	9,702,973	10,178,023	▲475,050	▲4.7	93.6
	国立印刷局 ☆	42,753,501	41,674,098	1,079,403	2.6	86.6
	◎通関情報処理センター ※	1,098,026	1,198,289	▲100,263	▲8.4	124.1
	◎日本万国博覧会記念機構 ※	648,735	623,326	25,409	4.1	116.6
	◎国立青年の家	2,275,382	2,458,263	▲182,881	▲7.4	89.7
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	675,526	713,944	▲38,418	▲5.4	92.9
	大学入試センター	787,010	781,189	5,821	0.7	97.2
	国立オリンピック記念青少年総合センター	568,047	555,526	12,521	2.3	97.3
	国立女性教育会館	218,869	212,006	6,863	3.2	93.6
	◎国立青年の家	2,275,382	2,458,263	▲182,881	▲7.4	89.7
	◎国立少年自然の家	1,918,675	1,969,969	▲51,294	▲2.6	96.1
	国立国語研究所	514,756	527,907	▲13,151	▲2.5	100.3
	国立科学博物館	1,245,054	1,288,153	▲43,099	▲3.3	99.3
	物質・材料研究機構	5,207,755	5,895,459	▲687,704	▲11.7	94.3
	防災科学技術研究所	1,179,386	1,285,669	▲106,283	▲8.3	97.3
	放射線医学総合研究所	3,627,746	3,661,680	▲33,934	▲0.9	94.9
	国立美術館	967,267	940,207	27,060	2.9	98.6
	国立博物館	1,878,323	1,865,866	12,457	0.7	95.8
	文化財研究所	1,154,886	1,242,977	▲88,091	▲7.1	96.3
	◎教員研修センター	427,180	458,435	▲31,255	▲6.8	91.8
	◎科学技術振興機構 ※	21,180,133	19,250,239	1,929,894	10.0	127.3
	◎日本学術振興会 ※	740,026	682,861	57,165	8.4	125.6
	◎理化学研究所 ※	6,539,282	6,425,139	114,143	1.8	130.4
	◎宇宙航空研究開発機構 ※	21,591,033	21,462,031	129,002	0.6	122.2
	◎日本スポーツ振興センター ※	3,828,128	3,736,825	91,303	2.4	107.9
◎日本芸術文化振興会 ※	2,448,604	2,557,533	▲108,929	▲4.3	105.6	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	485,028	496,660	▲11,632	▲2.3	106.0
	産業安全研究所	502,114	488,583	13,531	2.8	102.5
	産業医学総合研究所	747,447	684,642	62,805	9.2	89.8
	◎勤労者退職金共済機構 ※	2,618,029	2,625,370	▲7,341	▲0.3	109.2
	◎高齢・障害者雇用支援機構 ※	5,822,546	5,900,920	▲78,374	▲1.3	121.4
	◎福祉医療機構 ※	2,411,267	2,588,039	▲176,772	▲6.8	129.9
	◎国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 ※	3,312,065	3,357,422	▲45,357	▲1.4	106.2
	◎労働政策研究・研修機構 ※	1,468,901	1,539,530	▲70,629	▲4.6	127.8
	◎雇用・能力開発機構 ※	44,263,235	44,802,394	▲539,159	▲1.2	115.9
農林水産省	農林水産消費技術センター	3,837,773	3,764,902	72,871	1.9	102.1
	種苗管理センター	2,319,936	2,403,065	▲83,129	▲3.5	98.8
	家畜改良センター	5,694,996	6,017,319	▲322,323	▲5.4	98.4
	肥飼料検査所	1,201,397	1,209,188	▲7,791	▲0.6	102.8
	農業検査所	490,267	499,109	▲8,842	▲1.8	101.7
	農業者大学校	376,263	394,470	▲18,207	▲5.0	102.3
	林木育種センター	953,201	989,792	▲36,591	▲3.8	92.1
	さけ・ます資源管理センター	1,081,869	1,054,331	27,538	2.6	93.6
	水産大学校	1,607,007	1,687,515	▲80,508	▲4.8	94.6
	農業・生物系特定産業技術研究機構 ※	23,864,635	24,162,719	▲298,084	▲1.2	94.4
	農業生物資源研究所	3,874,073	3,824,667	49,406	1.3	92.2

所管府省	法人名	給与、報酬等支給総額				(参考) 対国ラスパ イス指数 (事務・技術職)
		平成15年度 (千円)	平成14年度 (千円)	対前年度比較増▲減		
				増減額 (千円)	割合 (%)	
農 林 水産省	農業環境技術研究所	1,815,644	1,824,779	▲ 9,135	▲ 0.5	91.4
	農業工学研究所	1,213,846	1,298,169	▲ 84,323	▲ 6.5	103.4
	食品総合研究所	1,263,976	1,299,017	▲ 35,041	▲ 2.7	95.8
	国際農林水産業研究センター	1,617,031	1,568,900	48,131	3.1	98.1
	森林総合研究所	5,568,527	5,906,055	▲ 337,528	▲ 5.7	95.6
	水産総合研究センター ※	6,888,051	7,111,634	▲ 223,583	▲ 3.1	101.3
	◎農畜産業振興機構 ※	2,599,911	2,672,103	▲ 72,192	▲ 2.7	136.4
	◎農業者年金基金 ※	905,368	875,623	29,745	3.4	125.6
	◎農林漁業信用基金 ※	1,459,392	1,532,873	▲ 73,481	▲ 4.8	124.4
	◎緑資源機構 ※	6,788,532	7,033,723	▲ 245,191	▲ 3.5	119.4
経 済 産業省	◎経済産業研究所	579,013	537,876	41,137	7.6	128.1
	工業所有権総合情報館	497,492	504,932	▲ 7,440	▲ 1.5	110.0
	◎日本貿易保険	1,351,240	1,417,487	▲ 66,247	▲ 4.7	127.9
	産業技術総合研究所	31,120,100	33,469,651	▲ 2,349,551	▲ 7.0	102.0
	製品評価技術基盤機構	3,095,522	3,163,890	▲ 68,367	▲ 2.2	104.4
	◎新エネルギー・産業技術総合 開発機構 ※	8,480,106	11,054,062	▲ 2,573,956	▲ 23.3	121.8
	◎日本貿易振興機構 ※	15,993,247	16,017,991	▲ 24,745	▲ 0.2	131.1
	◎原子力安全基盤機構 ※	4,129,917	3,902,550	227,367	5.8	125.6
	◎情報処理推進機構 ※	915,626	965,611	▲ 49,985	▲ 5.2	112.5
	◎石油天然ガス・金属鉱物資源 機構 ※	4,944,688	5,461,163	▲ 516,475	▲ 9.5	129.0
国 土 交通省	土木研究所	1,717,568	1,726,862	▲9,294	▲0.5	93.6
	建築研究所	876,463	966,771	▲90,308	▲9.3	109.2
	交通安全環境研究所	858,614	901,633	▲43,019	▲4.8	102.4
	海上技術安全研究所	2,275,951	2,382,557	▲106,606	▲4.5	103.1
	港湾空港技術研究所	886,641	921,702	▲35,651	▲4.0	101.4
	電子航法研究所	594,166	692,642	▲98,476	▲14.2	106.6
	北海道開発土木研究所	1,324,226	1,316,624	7,602	0.6	97.4
	海技大学校	893,423	800,880	92,544	11.6	98.5
	航海訓練所	4,218,009	4,291,144	▲73,135	▲1.7	108.7
	海員学校	1,331,984	1,218,387	113,597	9.3	87.3
	航空大学校	1,225,444	1,407,995	▲182,551	▲13.0	105.3
	自動車検査 ☆	5,440,901	5,608,714	▲167,813	▲3.0	98.7
	◎鉄道建設・運輸施設整備支援 機構 ※	22,057,098	21,010,796	1,046,302	5.0	116.4
	◎国際観光振興機構 ※	1,124,765	1,203,081	▲78,316	▲6.5	125.9
	◎水資源機構 ※	18,118,331	18,515,196	▲396,865	▲2.1	125.2
	◎自動車事故対策機構 ※	3,034,606	3,152,765	▲118,159	▲3.7	110.4
◎空港周辺整備機構 ※	944,404	1,225,037	▲280,633	▲22.9	123.7	
◎海上災害防止センター ※	319,130	361,272	▲42,142	▲11.7	114.5	
環境省	国立環境研究所	2,515,855	2,447,580	68,275	2.8	91.9
全 法 人 合 計		443,636,949	452,515,242	▲ 8,878,293	▲ 2.0	

(注) 1 総務省行政管理局の資料による。

2 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成16年7月27日時点)を取りまとめたものである。

3 ◎は特定独立行政法人以外の独立行政法人(非公務員型)を示す。

4 「給与、報酬等支給総額」とは、各法人の全ての役員(常勤及び非常勤)及び全ての常勤職員(在外職員、任期付職員及び再任用職員を含む。また、勤務1年未満の者を含む。)に係る当該年度に支給した報酬(給与)、賞与、その他の手当及び退職手当(支給該当者がいる場合)の合計額である。

5 平成14年度途中及び平成15年4月1日に設立された法人(☆の法人)の14年度における支給総額は、法人の給与規程、職員数、事務・事業の規模等を考慮して算出した推計額(造幣局及び国立印刷局については、移行前の国の行政機関における数値)である。また、15年度途中に設立された法人(※の法人)の14年度及び15年度の支給総額は、14年度については原則として独立行政法人に移行前の特殊法人又は国の行政機関等における数値(又はその合計)であり、15年度については法人の給与規程、職員数、事務・事業の規模等を考慮して算出した推計額である。

(参考) 最広義人件費

所管府省	法人名	最広義人件費				(参考) 対国ラスパ イス指数 (事務・技術職)
		平成15年度 (千円)	平成14年度 (千円)	対前年度比較増▲減		
				増減額(千円)	割合(%)	
内閣府	国立公文書館	631,310	676,209	▲44,899	▲6.6	107.7
	駐留軍等労働者労務管理機構	2,855,206	2,882,902	▲27,696	▲1.0	84.6
	◎国民生活センター ※	1,463,026	1,572,555	▲109,529	▲7.0	124.6
	◎北方領土問題対策協会 ※	234,520	256,741	▲22,221	▲8.7	92.5
総務省	情報通信研究機構(旧通信総合研究所)	5,372,230	5,149,631	222,599	4.3	103.9
	消防研究所	588,564	587,890	674	0.1	85.3
	統計センター ☆	7,986,160	9,907,408	▲1,921,248	▲19.4	88.4
	◎平和祈念事業特別基金 ※	338,425	357,993	▲19,568	▲5.5	121.7
外務省	◎国際協力機構 ※	16,989,594	17,514,857	▲525,263	▲3.0	127.4
	◎国際交流基金 ※	2,595,325	2,750,129	▲154,804	▲5.6	126.5
財務省	酒類総合研究所	519,894	607,898	▲88,004	▲14.5	117.8
	造幣局 ☆	11,097,064	12,338,500	▲1,241,436	▲10.1	93.6
	国立印刷局 ☆	49,888,991	49,811,244	77,747	0.2	86.6
	◎通関情報処理センター ※	1,203,475	1,389,946	▲186,471	▲13.4	124.1
	◎日本万国博覧会記念機構 ※	750,971	729,551	21,420	2.9	116.6
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	768,097	801,098	▲33,001	▲4.1	92.9
	大学入試センター	1,025,049	1,010,258	14,791	1.5	97.2
	国立オリンピック記念青少年総合センター	702,915	681,202	21,713	3.2	97.3
	国立女性教育会館	282,928	277,700	5,228	1.9	93.6
	◎国立青年の家	2,714,607	2,729,968	▲15,361	▲0.6	89.7
	◎国立少年自然の家	2,379,395	2,429,160	▲49,765	▲2.0	96.1
	国立国語研究所	744,014	699,743	44,271	6.3	100.3
	国立科学博物館	1,667,006	1,651,758	15,248	0.9	99.3
	物質・材料研究機構	7,730,270	8,104,060	▲373,790	▲4.6	94.3
	防災科学技術研究所	3,233,675	3,173,339	60,336	1.9	97.3
	放射線医学総合研究所	4,973,798	4,915,077	58,721	1.2	94.9
	国立美術館	1,296,289	1,256,859	39,430	3.1	98.6
	国立博物館	2,181,215	2,154,159	27,056	1.3	95.8
	文化財研究所	2,192,906	2,251,474	▲58,568	▲2.6	96.3
	◎教員研修センター	511,927	558,182	▲46,255	▲8.3	91.8
	◎科学技術振興機構 ※	25,857,306	23,721,421	2,135,885	9.0	127.3
	◎日本学術振興会 ※	1,208,661	1,131,267	77,394	6.8	125.6
	◎理化学研究所 ※	26,955,128	25,393,332	1,561,796	6.2	130.4
	◎宇宙航空研究開発機構 ※	26,174,884	25,678,283	496,601	1.9	122.2
◎日本スポーツ振興センター ※	4,792,799	4,919,486	▲126,687	▲2.6	107.9	
◎日本芸術文化振興会 ※	3,424,514	3,485,903	▲61,389	▲1.8	105.6	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	700,882	681,464	19,418	2.9	106.0
	産業安全研究所	561,893	547,218	14,675	2.7	102.5
	産業医学総合研究所	849,806	764,318	85,488	11.2	89.8
	◎勤労者退職金共済機構 ※	3,114,954	3,138,475	▲23,521	▲0.7	109.2
	◎高齢・障害者雇用支援機構 ※	7,342,022	7,426,788	▲84,766	▲1.1	121.4
	◎福祉医療機構 ※	2,919,380	3,056,140	▲136,760	▲4.5	129.9
	◎国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 ※	3,747,438	3,816,487	▲69,049	▲1.9	106.2
	◎労働政策研究・研修機構 ※	1,806,606	1,970,754	▲164,148	▲8.3	127.8
◎雇用・能力開発機構 ※	61,971,952	64,091,681	▲2,119,729	▲3.4	115.9	
農林水産省	農林水産消費技術センター	4,202,553	4,107,627	94,926	2.3	102.1
	種苗管理センター	2,548,702	2,627,726	▲79,024	▲3.0	98.8
	家畜改良センター	6,427,434	6,706,277	▲278,843	▲4.2	98.4
	肥飼料検査所	1,339,118	1,343,205	▲4,087	▲0.3	102.8
	農業検査所	562,153	570,093	▲7,940	▲1.4	101.7
	農業者大学校	447,758	462,167	▲14,409	▲3.0	102.3
	林木育種センター	1,207,956	1,312,351	▲104,395	▲8.6	92.1
	さけ・ます資源管理センター	1,187,976	1,157,080	30,896	2.7	93.6
	水産大学校	1,769,373	1,852,162	▲82,789	▲4.5	94.6
	農業・生物系特定産業技術研究機構 ※	26,059,526	26,426,387	▲366,861	▲1.4	94.4
	農業生物資源研究所	4,240,531	4,184,364	56,167	1.4	92.2
	農業環境技術研究所	1,985,486	1,991,554	▲6,068	▲0.3	91.4

所管府省	法人名	最広義人件費				(参考) 対国ラスパイ レス指数 (事務・技術職)
		平成15年度 (千円)	平成14年度 (千円)	対前年度比較増▲減		
				増減額 (千円)	割合 (%)	
農 林 水産省	農業工学研究所	1,329,933	1,414,911	▲ 84,978	▲ 6.0	103.4
	食品総合研究所	1,380,624	1,414,842	▲ 34,218	▲ 2.4	95.8
	国際農林水産業研究センター	1,766,270	1,712,753	53,517	3.1	98.1
	森林総合研究所	6,133,062	6,468,077	▲ 335,015	▲ 5.2	95.6
	水産総合研究センター ※	8,465,223	8,478,691	▲ 13,468	▲ 0.2	101.3
	◎農畜産業振興機構 ※	2,777,341	3,470,700	▲ 693,359	▲ 20.0	136.4
	◎農業者年金基金 ※	976,603	997,301	▲ 20,698	▲ 2.1	125.6
	◎農林漁業信用基金 ※	2,846,391	3,061,892	▲ 215,501	▲ 7.0	124.4
	◎緑資源機構 ※	8,953,157	9,059,321	▲ 106,164	▲ 1.2	119.4
経 済 産業省	◎経済産業研究所	789,375	764,169	25,206	3.3	128.1
	工業所有権総合情報館	590,418	602,763	▲ 12,345	▲ 2.0	110.0
	◎日本貿易保険	1,560,213	1,595,424	▲ 35,211	▲ 2.2	127.9
	産業技術総合研究所	42,151,586	42,278,646	▲ 127,060	▲ 0.3	102.0
	製品評価技術基盤機構	4,174,155	4,086,871	87,283	2.1	104.4
	◎新エネルギー・産業技術総合 開発機構 ※	11,205,515	12,636,562	▲ 1,431,047	▲ 11.3	121.8
	◎日本貿易振興機構 ※	19,170,698	19,356,518	▲ 185,820	▲ 1.0	131.1
	◎原子力安全基盤機構 ※	4,397,890	4,420,316	▲ 22,426	▲ 0.5	125.6
	◎情報処理推進機構 ※	1,104,700	1,221,207	▲ 116,507	▲ 9.5	112.5
	◎石油天然ガス・金属鉱物資源 機構 ※	6,100,330	7,039,162	▲ 938,832	▲ 13.3	129.0
国 土 交通省	土木研究所	2,125,759	2,103,731	22,028	1.0	93.6
	建築研究所	1,114,397	1,152,338	▲37,941	▲3.3	109.2
	交通安全環境研究所	1,109,880	1,069,522	40,358	3.8	102.4
	海上技術安全研究所	2,826,681	2,927,472	▲100,791	▲3.4	103.1
	港湾空港技術研究所	1,259,083	1,232,203	26,880	2.2	101.4
	電子航法研究所	679,876	776,269	▲96,393	▲12.4	106.6
	北海道開発土木研究所	1,462,063	1,451,586	10,477	0.7	97.4
	海技大学校	1,006,891	897,008	109,882	12.2	98.5
	航海訓練所	4,678,523	4,750,485	▲71,962	▲1.5	108.7
	海員学校	1,494,124	1,382,760	111,364	8.1	87.3
	航空大学校	1,391,724	1,556,715	▲164,991	▲10.6	105.3
	自動車検査 ☆	6,332,002	6,398,824	▲66,822	▲1.0	98.7
	◎鉄道建設・運輸施設整備支援 機構 ※	28,251,318	27,925,969	325,349	1.2	116.4
	◎国際観光振興機構 ※	1,377,567	1,521,719	▲144,152	▲9.5	125.9
	◎水資源機構 ※	33,066,490	21,753,397	11,313,093	52.0	125.2
	◎自動車事故対策機構 ※	3,882,455	3,898,495	▲16,040	▲0.4	110.4
◎空港周辺整備機構 ※	1,109,441	1,377,691	▲268,250	▲19.5	123.7	
◎海上災害防止センター ※	379,428	467,209	▲87,781	▲18.8	114.5	
環境省	国立環境研究所	4,033,347	3,759,308	274,039	7.3	91.9
全 法 人 合 計		581,780,170	578,274,328	3,505,842	0.6	

- (注) 1 総務省行政管理局の資料による。
2 本表は、各主務大臣及び各法人が公表した内容(平成16年7月27日時点)を取りまとめたものである。
3 ◎は特定独立行政法人以外の独立行政法人(非公務員型)を示す。
4 「最広義人件費」とは、「給与・報酬等支給総額」に、退職手当引当金繰入額(当該年度のネットの繰入額。当該年度に退職手当引当金を取り崩した場合には、その額を控除。)、法定福利厚生費、共済組合等の負担金の額及び非常勤職員や臨時職員等に支給した給与(手当)の合計額である。
5 平成14年度途中及び平成15年4月1日に設立された法人(☆の法人)の14年度における最広義人件費は、法人の給与規程、職員数、事務・事業の規模等を考慮して算出した推計額(造幣局及び国立印刷局については、移行前の国の行政機関における数値)である。また、15年度途中に設立された法人(※の法人)の14年度及び15年度の最広義人件費は、14年度については原則として独立行政法人に移行前の特殊法人又は国の行政機関等における数値(又はその合計)であり、15年度については法人の給与規程、職員数、事務・事業の規模等を考慮して算出した推計額である。
6 特殊法人等から新たに独立行政法人となった法人については、独立行政法人会計基準に基づく会計処理に変更したことに伴う増減(退職給付引当金の計上基準の変更に伴う増減)等が含まれる。

独立行政法人の資本金

(単位:百万円)

主務府省名	独立行政法人名	平成13年度	14年度	15年度
内閣府	国立公文書館	7,166	7,166	7,180
	駐留軍等労働者労務管理機構		977	977
	国民生活センター			9,167
	北方領土問題対策協会			276
総務省	通信総合研究所	61,273	62,740	62,740
	消防研究所	15,269	15,269	15,269
	統計センター			0
	平和祈念事業特別基金			40,000
外務省	国際協力機構			88,508
	国際交流基金			110,971
財務省	酒類総合研究所	9,833	9,833	9,833
	造幣局			66,857
	国立印刷局			300,800
	通関情報処理センター			90
	日本万国博覧会記念機構			121,978
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	6,048	6,048	6,048
	大学入試センター	11,591	11,591	11,591
	国立オリンピック記念青少年総合センター	82,723	82,723	83,077
	国立女性教育会館	3,615	3,615	3,615
	国立青年の家	21,436	21,436	21,436
	国立少年自然の家	24,425	24,425	24,425
	国立国語研究所	0	0	0
	国立科学博物館	65,503	65,503	65,503
	物質・材料研究機構	76,096	76,096	76,459
	防災科学技術研究所	40,365	40,365	40,365
	航空宇宙技術研究所	51,472	51,472	51,472
	放射線医学総合研究所	33,648	33,648	33,648
	国立美術館	25,642	33,648	33,648
	国立博物館	71,562	71,562	72,692
	文化財研究所	17,166	17,166	17,166
	教員研修センター	3,891	3,891	3,891
	科学技術振興機構			122,165
	日本学術振興会			1,064
	理化学研究所			247,310
	宇宙航空研究開発機構			544,408
	日本スポーツ振興センター			195,356
	日本芸術文化振興会			260,059
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	0	0
産業安全研究所		7,163	7,163	7,163
産業医学総合研究所		4,967	4,967	4,967
勤労者退職金共済機構				-
高齢・障害者雇用支援機構				12,228
福祉医療機構				285,534
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園				15,102
労働政策研究・研修機構				6,360
雇用・能力開発機構				806,267
農林水産省	農林水産消費技術センター	3,540	3,540	3,540
	種苗管理センター	9,701	9,701	9,701
	家畜改良センター	48,227	48,227	48,227
	肥飼料検査所	1,671	1,671	1,671
	農業検査所	3,759	3,759	3,759
	農業者大学校	2,735	2,735	2,735
	林木育種センター	1,909	1,909	1,909
	さけ・ます資源管理センター	5,466	5,466	5,466
	水産大学校	9,458	9,458	9,458
	農業・生物系特定産業技術研究機構	238,502	238,502	292,620
	農業生物資源研究所	40,319	40,319	40,319
	農業環境技術研究所	34,353	34,353	34,353
	農業工学研究所	20,751	20,751	20,751
	食品総合研究所	8,997	8,997	8,997
	国際農林水産業研究センター	8,470	8,470	8,470
	森林総合研究所	47,391	47,391	47,391
	水産総合研究センター	41,770	41,770	55,072

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

主務府省名	独立行政法人名	平成13年度	14年度	15年度
農林水産省	農畜産業振興機構			35,990
	農業者年金基金			-
	農林漁業信用基金			206,143
	緑資源機構			611,939
経済産業省	経済産業研究所	0	0	0
	工業所有権総合情報館	0	0	0
	日本貿易保険	104,352	104,352	104,352
	産業技術総合研究所	228,598	269,713	272,882
	製品評価技術基盤機構	11,419	17,075	19,072
	新エネルギー・産業技術総合開発機構			144,977
	日本貿易振興機構			115,201
	原子力安全基盤機構			0
	情報処理推進機構			85,753
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構			未確定
	国土交通省	土木研究所	28,643	28,643
建築研究所		20,384	20,384	20,384
交通安全環境研究所		20,938	22,110	22,624
海上技術安全研究所		36,538	38,352	38,352
港湾空港技術研究所		14,053	14,053	14,053
電子航法研究所		4,258	4,258	4,258
北海道開発土木研究所		7,600	7,600	7,600
海技大学校		4,132	4,132	4,132
航海訓練所		5,007	5,007	5,007
海員学校		11,544	11,544	11,544
航空大学校		4,969	4,969	4,969
自動車検査			12,030	12,031
鉄道建設・運輸施設整備支援機構				74,501
国際観光振興機構				1,397
水資源機構				9,060
自動車事故対策機構				13,174
空港周辺整備機構				1,400
海上災害防止センター				490
環境省	国立環境研究所	33,155	33,155	38,666
合 計		1,703,463	1,775,700	6,390,698

(注) 1 資本金額は、原則として各年度4月1日現在の登記内容による(年度の途中で設立された法人については、当該設立年月日現在)。

2 「-」は、個別法に政府による出資の規定がないことを示す。

3 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

独立行政法人の平成13年度計画における予算額（収入）

（単位：百万円）

主務府省名	独立行政法人名	予算額の内訳					計
		運営費交付金	施設整備費	受託収入	自己収入等	政府出資金	
内閣府	国立公文書館	1,748	-	-	1	-	1,749
総務省	通信総合研究所	18,566	230	8,146	11	-	26,953
	消防研究所	1,216	-	-	15	-	1,231
財務省	酒類総合研究所	1,366	-	-	28	-	1,394
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,192	814	-	0	-	2,007
	大学入試センター	385	-	0	9,724	-	10,109
	国立オリンピック記念青少年総合センター	4,478	68	-	662	10,000	15,208
	国立女性教育会館	724	65	13	47	-	849
	国立青年の家	4,491	840	-	5	-	5,336
	国立少年自然の家	4,329	772	-	4	-	5,105
	国立国語研究所	1,074	-	116	7	-	1,197
	国立科学博物館	2,869	0	-	223	-	3,092
	物質・材料研究機構	17,161	473	2,103	96	-	19,833
	防災科学技術研究所	7,878	3,416	420	3	-	11,717
	航空宇宙技術研究所	19,019	635	300	1	-	19,954
	放射線医学総合研究所	14,522	305	316	761	-	15,904
	国立美術館	4,426	0	-	301	-	4,727
	国立博物館	4,612	308	-	569	-	5,489
	文化財研究所	3,333	-	16	20	-	3,369
	教員研修センター	2,588	118	0	188	-	2,894
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	852	-	29	21	-	902
	産業安全研究所	1,329	0	4	0	-	1,333
	産業医学総合研究所	1,531	154	66	0	-	1,751
農林水産省	農林水産消費技術センター	4,902	161	0	12	-	5,075
	種苗管理センター	3,177	280	58	147	-	3,662
	家畜改良センター	8,746	482	99	327	-	9,654
	肥飼料検査所	1,899	33	0	20	-	1,952
	農薬検査所	842	78	0	0	-	920
	農業者大学校	619	62	-	56	-	737
	林木育種センター	2,065	132	1	1	-	2,199
	さけ・ます資源管理センター	1,837	287	24	1	-	2,148
	水産大学校	2,386	373	18	430	-	3,207
	農業技術研究機構	38,005	1,308	4,368	173	-	43,854
	農業生物資源研究所	8,011	109	5,695	8	-	13,823
	農業環境技術研究所	3,571	35	924	2	-	4,532
	農業工学研究所	2,165	30	164	2	-	2,361
	食品総合研究所	2,490	130	1,208	47	-	3,875
	国際農林水産業研究センター	3,439	78	234	0	-	3,751
	森林総合研究所	8,837	161	715	50	-	9,763
	水産総合研究センター	10,975	337	4,116	12	-	15,440
経済産業省	経済産業研究所	2,049	-	160	1	-	2,210
	工業所有権総合情報館	5,454	-	-	94	-	5,548
	日本貿易保険	-	-	-	34,025	-	34,025
	産業技術総合研究所	69,310	1,193	13,895	291	-	84,689
	製品評価技術基盤機構	7,520	136	838	15	-	8,509
国土交通省	土木研究所	5,260	452	721	35	-	6,468
	建築研究所	2,299	119	83	6	-	2,507
	交通安全環境研究所	1,862	918	258	-	-	3,038
	海上技術安全研究所	3,701	339	2,137	1	-	6,178
	港湾空港技術研究所	1,619	263	1,128	20	-	3,030
	電子航法研究所	1,827	476	19	-	-	2,322
	北海道開発土木研究所	1,965	0	2,439	-	-	4,404
	海技大学校	1,187	0	-	44	-	1,231
	航海訓練所	7,412	667	-	0	-	8,079
	海員学校	1,913	0	-	14	-	1,927
航空大学校	3,043	141	-	110	-	3,294	
環境省	国立環境研究所	9,250	300	3,200	-	-	12,750
計	合計(57法人)	349,326	17,278	54,031	48,631	10,000	479,265

(注) 1 予算は、各法人における平成13年度計画からの転記による（年度当初予算によるものである。）。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費補助金を計上している。

独立行政法人の平成13年度計画における予算額（支出）

（単位：百万円）

主務府省名	独立行政法人名	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	848	-	-	519	382	-	-	1,749
総務省	通信総合研究所	11,913	230	8,146	-	6,664	-	-	26,953
	消防研究所	532	-	-	-	699	-	-	1,231
財務省	酒類総合研究所	421	-	-	625	348	-	-	1,394
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	376	814	-	817	-	-	-	2,007
	大学入試センター	8,079	-	0	1,042	988	-	-	10,109
	国立オリンピック記念青少年総合センター	3,671	68	-	-	1,469	10,000	-	15,208
	国立女性教育会館	369	65	13	-	402	-	-	849
	国立青年の家	1,128	840	-	-	3,368	-	-	5,336
	国立少年自然の家	1,335	772	-	-	2,998	-	-	5,105
	国立国語研究所	405	-	116	613	63	-	-	1,197
	国立科学博物館	1,064	0	-	-	2,028	-	-	3,092
	物質・材料研究機構	10,709	473	2,103	6,548	-	-	-	19,833
	防災科学技術研究所	6,503	3,416	420	1,378	-	-	-	11,717
	航空宇宙技術研究所	19,020	635	300	-	-	-	-	19,954
	放射線医学総合研究所	11,235	305	316	4,048	-	-	-	15,904
	国立美術館	2,564	0	-	1,103	1,060	-	-	4,727
	国立博物館	2,057	308	-	1,971	1,153	-	-	5,489
	文化財研究所	1,649	-	16	1,389	315	-	-	3,369
教員研修センター	1,731	118	0	492	553	-	-	2,894	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	173	19	50	558	102	-	-	902
	産業安全研究所	485	0	4	724	120	-	-	1,333
	産業医学総合研究所	471	154	66	887	173	-	-	1,751
農林水産省	農林水産消費技術センター	444	161	0	3,923	547	-	-	5,075
	種苗管理センター	284	280	58	2,630	410	-	-	3,662
	家畜改良センター	1,625	482	99	6,669	779	-	-	9,654
	肥飼料検査所	273	33	0	1,430	216	-	-	1,952
	農薬検査所	184	78	0	606	52	-	-	920
	農業者大学校	144	62	-	441	90	-	-	737
	林木育種センター	393	132	1	1,304	369	-	-	2,199
	さけ・ます資源管理センター	549	287	24	1,185	103	-	-	2,148
	水産大学校	632	373	18	1,915	269	-	-	3,207
	農業技術研究機構	5,828	1,308	4,368	25,771	6,579	-	-	43,854
	農業生物資源研究所	2,132	109	5,695	4,362	1,525	-	-	13,823
	農業環境技術研究所	458	35	924	2,173	942	-	-	4,532
	農業工学研究所	448	30	164	1,299	420	-	-	2,361
	食品総合研究所	387	130	1,208	1,477	673	-	-	3,875
	国際農林水産業研究センター	1,307	78	234	1,761	371	-	-	3,751
	森林総合研究所	1,280	161	715	6,409	1,198	-	-	9,763
	水産総合研究センター	1,325	337	4,116	7,461	2,201	-	-	15,440
	経済産業省	経済産業研究所	1,935	-	160	-	115	-	-
工業所有権総合情報館		4,706	-	-	668	174	-	-	5,548
日本貿易保険		6,877	-	-	-	-	200	26,948	34,025
産業技術総合研究所		56,380	1,193	12,407	-	-	14,709	-	84,689
製品評価技術基盤機構		2,806	136	838	-	4,730	-	-	8,509
国土交通省	土木研究所	2,544	452	700	2,350	422	-	-	6,468
	建築研究所	804	119	81	1,180	323	-	-	2,507
	交通安全環境研究所	670	918	258	1,065	127	-	-	3,038
	海上技術安全研究所	651	339	2,137	2,920	131	-	-	6,178
	港湾空港技術研究所	287	263	1,128	1,223	129	-	-	3,030
	電子航法研究所	926	476	19	850	50	-	-	2,322
	北海道開発土木研究所	301	0	2,369	1,573	161	-	-	4,404
	海技大学校	227	0	-	934	70	-	-	1,231
	航海訓練所	2,362	667	-	4,847	203	-	-	8,079
	海員学校	281	0	-	1,434	212	-	-	1,927
航空大学校	1,344	141	-	1,495	314	-	-	3,294	
環境省	国立環境研究所	5,841	300	3,200	2,889	520	-	-	12,750
計	合計(57法人)	193,373	17,297	52,471	116,958	47,310	24,909	26,948	479,265

(注) 1 予算は、各法人における平成13年度計画からの転記による（年度当初予算によるものである。）。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費を計上している。

4 その他欄は、日本オリンピック記念青少年総合センターは基金への繰入、日本貿易保険は投資支出、産業技術総合研究所は間接経費を計上している。

独立行政法人の平成14年度計画における予算額（収入）

（単位：百万円）

主務府省名	独立行政法人名	予算額の内訳							計
		運営費交付金	施設整備費	受託収入	自己収入等	無利子借入金	前年度繰越金	積立金取崩金	
内閣府	国立公文書館	1,642	-	-	3	-	-	-	1,645
	駐留軍等労働者労務管理機構	4,853	-	380	-	-	-	-	5,233
総務省	通信総合研究所	19,417	88	10,225	11	7,900	-	-	37,641
	消防研究所	1,226	-	-	15	495	-	-	1,736
財務省	酒類総合研究所	1,280	-	-	31	-	-	43	1,354
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,203	585	-	0	-	-	-	1,788
	大学入試センター	376	-	0	10,164	-	-	-	10,540
	国立オリンピック記念青少年総合センター	4,301	257	-	803	-	-	-	5,361
	国立女性教育会館	700	59	1	53	-	-	-	813
	国立青年の家	4,680	721	-	5	-	791	-	6,197
	国立少年自然の家	4,250	664	-	4	-	471	-	5,389
	国立国語研究所	1,195	-	121	3	-	-	-	1,319
	国立科学博物館	2,885	0	-	225	0	-	-	3,110
	物質・材料研究機構	16,660	291	2,209	96	8,954	-	-	28,211
	防災科学技術研究所	8,071	4,396	441	3	8,546	-	-	21,457
	航空宇宙技術研究所	22,778	84	315	1	3,439	-	-	26,617
	放射線医学総合研究所	13,861	323	1,199	761	5,750	-	-	21,894
	国立美術館	4,276	0	-	304	-	-	-	4,580
	国立博物館	4,688	308	-	569	-	-	-	5,565
	文化財研究所	3,254	-	27	21	-	-	-	3,302
	教員研修センター	2,448	176	0	190	-	-	-	2,814
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	955	-	29	21	-	-	-
産業安全研究所		1,266	62	5	3	-	-	-	1,336
産業医学総合研究所		1,443	141	61	3	-	-	-	1,648
農林水産省	農林水産消費技術センター	5,376	76	6	10	-	-	-	5,467
	種苗管理センター	3,198	237	65	1,213	-	21	-	4,734
	家畜改良センター	8,930	402	87	342	1,700	-	-	11,461
	肥飼料検査所	1,868	28	0	20	635	-	-	2,551
	農薬検査所	821	0	0	0	2,535	-	-	3,356
	農業者大学校	625	53	-	56	-	-	-	734
	林木育種センター	2,190	132	2	1	-	-	-	2,325
	さけ・ます資源管理センター	1,867	245	30	1	-	-	-	2,143
	水産大学校	2,438	186	18	449	-	-	-	3,091
	農業技術研究機構	38,186	2,511	4,484	173	8,394	-	-	53,748
	農業生物資源研究所	7,758	85	5,645	8	4,098	-	-	17,594
	農業環境技術研究所	3,485	159	765	2	960	-	-	5,371
	農業工学研究所	2,293	291	164	2	120	-	-	2,870
	食品総合研究所	2,441	223	1,202	47	283	-	-	4,196
	国際農林水産業研究センター	3,530	0	233	0	958	-	-	4,721
森林総合研究所	8,952	168	715	50	600	-	-	10,485	
水産総合研究センター	11,055	1,916	4,789	12	2,876	-	-	20,648	
経済産業省	経済産業研究所	2,039	-	156	1	-	-	-	2,196
	工業所有権総合情報館	5,502	-	-	94	-	-	-	5,596
	日本貿易保険	-	-	-	23,170	-	26,948	-	50,118
	産業技術総合研究所	68,411	260	17,060	1,850	-	-	-	87,581
	製品評価技術基盤機構	7,720	23	824	482	-	-	-	9,050
国土交通省	土木研究所	4,935	437	721	35	-	-	-	6,128
	建築研究所	2,212	107	83	6	-	-	-	2,408
	交通安全環境研究所	1,957	278	1,725	-	-	-	-	3,960
	海上技術安全研究所	3,537	296	623	1	-	-	-	4,457
	港湾空港技術研究所	1,598	0	620	20	0	9	-	2,247
	電子航法研究所	1,792	0	22	-	-	-	-	1,814
	北海道開発土木研究所	1,928	0	2,039	-	144	-	-	4,111
	海技大学校	1,173	137	-	47	-	-	-	1,357
	航海訓練所	7,307	1,560	-	1	-	-	-	8,868
	海員学校	1,917	201	-	26	-	-	-	2,144
	航空大学校	3,218	134	-	118	-	-	-	3,470
	自動車検査	8,264	754	-	1	-	-	-	9,019
環境省	国立環境研究所	9,516	240	3,350	-	1,850	-	-	14,956
計	合計(59法人)	365,747	19,294	60,441	41,527	60,237	28,240	43	575,530

(注) 1 予算は、各法人における平成14年度計画からの転記による（年度当初予算によるものである。）。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 種苗管理センターの自己収入等には、関西農場売却収入（1,067百万円）を含む。

4 水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金（1,594百万円）を含む。

5 航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費補助金を計上している。

独立行政法人の平成14年度計画における予算額（支出）

（単位：百万円）

主務府省名	独立行政法人名	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	792	-	-	546	307	-	-	1,645
	駐留軍等労働者労務管理機構	591	-	380	3,167	1,095	-	-	5,233
総務省	通信総合研究所	12,662	7,988	10,225	-	6,766	-	-	37,641
	消防研究所	630	495	-	-	611	-	-	1,736
財務省	酒類総合研究所	426	-	-	630	298	-	-	1,354
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	386	585	-	817	-	-	-	1,788
	大学入試センター	8,587	-	0	967	986	-	-	10,540
	国立オリンピック記念青少年総合センター	3,687	257	-	-	1,417	-	-	5,361
	国立女性教育会館	357	59	1	-	396	-	-	813
	国立青年の家	1,083	1,512	-	-	3,602	-	-	6,197
	国立少年自然の家	1,283	1,135	-	-	2,971	-	-	5,389
	国立国語研究所	475	-	106	617	121	-	-	1,319
	国立科学博物館	1,074	0	-	-	2,036	-	-	3,110
	物質・材料研究機構	9,976	9,246	2,209	6,781	-	-	-	28,211
	防災科学技術研究所	6,630	12,942	441	1,444	-	-	-	21,457
	航空宇宙技術研究所	22,778	3,523	315	-	-	-	-	26,617
	放射線医学総合研究所	10,466	6,073	1,199	4,156	-	-	-	21,894
	国立美術館	2,370	0	-	1,076	1,134	-	-	4,580
	国立博物館	2,096	308	-	2,127	1,034	-	-	5,565
	文化財研究所	1,227	-	27	1,419	629	-	-	3,302
	教員研修センター	1,526	176	0	527	585	-	-	2,814
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	180	83	50	593	99	-	-
産業安全研究所		478	62	5	671	120	-	-	1,336
産業医学総合研究所		469	141	61	810	167	-	-	1,648
農林水産省	農林水産消費技術センター	439	76	6	4,401	545	-	-	5,467
	種苗管理センター	287	237	65	2,647	410	1,088	-	4,734
	家畜改良センター	1,621	2,101	87	6,873	779	-	-	11,461
	肥飼料検査所	277	663	0	1,396	215	-	-	2,551
	農薬検査所	187	2,548	0	568	53	-	-	3,356
	農業者大学校	142	53	-	449	90	-	-	734
	林木育種センター	388	132	2	1,433	370	-	-	2,325
	さけ・ます資源管理センター	545	245	30	1,222	101	-	-	2,143
	水産大学校	625	186	18	1,993	268	-	-	3,091
	農業技術研究機構	8,339	10,905	4,484	25,940	4,080	-	-	53,748
	農業生物資源研究所	3,107	4,183	5,645	4,140	519	-	-	17,594
	農業環境技術研究所	966	1,119	765	2,099	422	-	-	5,371
	農業工学研究所	685	411	164	1,434	176	-	-	2,870
	食品総合研究所	712	506	1,202	1,435	341	-	-	4,196
	国際農林水産業研究センター	1,507	958	233	1,863	160	-	-	4,721
	森林総合研究所	1,267	768	715	6,546	1,189	-	-	10,485
	水産総合研究センター	1,325	4,792	4,789	7,542	2,200	-	-	20,648
経済産業省	経済産業研究所	1,875	-	156	-	165	-	-	2,196
	工業所有権総合情報館	4,754	-	-	668	174	-	-	5,596
	日本貿易保険	6,822	-	-	-	-	500	42,797	50,118
	産業技術総合研究所	57,351	260	15,091	-	-	14,879	-	87,581
	製品評価技術基盤機構	2,906	23	824	-	4,886	660	-	9,298
国土交通省	土木研究所	2,545	437	700	2,063	383	-	-	6,128
	建築研究所	804	107	81	1,096	320	-	-	2,408
	交通安全環境研究所	774	278	1,725	1,057	126	-	-	3,960
	海上技術安全研究所	669	296	623	2,736	133	-	-	4,457
	港湾空港技術研究所	316	0	620	1,188	123	-	-	2,247
	電子航法研究所	928	0	22	814	50	-	-	1,814
	北海道開発土木研究所	304	164	1,978	1,514	151	-	-	4,111
	海技大学校	220	137	-	934	66	-	-	1,357
	航海訓練所	2,301	1,560	-	4,805	202	-	-	8,868
	海員学校	323	201	-	1,411	209	-	-	2,144
	航空大学校	1,345	134	-	1,682	309	-	-	3,470
自動車検査	2,394	754	0	4,936	935	-	-	9,019	
環境省	国立環境研究所	6,142	2,090	3,350	2,854	520	-	-	14,956
計	合計(59法人)	205,421	80,909	58,394	126,087	45,044	17,127	42,797	575,778

(注) 1 予算は、各法人における平成14年度計画からの転記による（年度当初予算によるものである。）。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費（1,594百万円）を含む。

4 航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費を計上している。

5 その他欄は、種苗管理センターは関西農場移転経費、日本貿易保険は投資支出、産業技術総合研究所は間接経費、製品評価技術基盤機構は、講習関係経費を計上している。

独立行政法人の平成15年度計画における予算額（収入）

（単位：百万円）

主務府省	独立行政法人	予算額の内訳								計
		運営費交付金	国庫補助金	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	前年度繰越金	積立金取崩金	
内閣府	国立公文書館	1,705	-	-	-	3	-	-	-	1,709
	駐留軍等労働者労務管理機構	4,710	-	-	381	-	-	-	-	5,091
	国民生活センター	1,259	-	-	-	145	-	-	-	1,404
	北方領土問題対策協会	206	98	-	-	59	-	-	-	363
総務省	通信総合研究所	19,602	-	5,978	10,301	24	4,812	-	-	40,717
	消防研究所	1,027	-	-	-	15	495	-	-	1,537
	統計センター	10,487	-	-	0	0	-	-	-	10,487
	平和祈念事業特別基金	548	-	-	-	445	-	-	-	993
外務省	国際協力機構	94,291	-	615	3,068	1,659	-	-	-	99,633
	国際交流基金	7,663	-	-	-	1,336	-	-	280	9,279
財務省	酒類総合研究所	1,309	-	-	48	32	-	-	8	1,398
	造幣局	-	-	-	-	29,567	-	-	-	29,567
	国立印刷局	-	-	-	-	99,498	-	1,476	-	100,974
	通関情報処理センター	-	-	-	-	4,943	-	-	-	4,943
	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	2,077	-	-	-	2,077
	国立特殊教育総合研究所	1,185	-	244	-	0	-	-	-	1,430
文部科学省	大学入試センター	309	-	-	0	10,804	-	-	-	11,113
	国立オリンピック記念青少年総合センター	4,300	-	249	-	864	-	-	-	5,413
	国立女性教育会館	706	-	59	1	54	-	-	-	820
	国立青年の家	4,423	-	668	-	86	-	560	-	5,737
	国立少年自然の家	4,115	-	626	-	67	-	440	-	5,248
	国立国語研究所	1,200	-	-	188	5	-	-	-	1,393
	国立科学博物館	3,086	-	0	-	227	0	-	-	3,313
	物質・材料研究機構	16,500	-	291	4,155	57	5,077	-	-	26,081
	防災科学技術研究所	7,754	-	4,700	3,100	3	-	-	-	15,557
	航空宇宙技術研究所	9,710	-	0	0	0	2,571	-	-	12,281
	放射線医学総合研究所	13,700	-	323	1,326	761	-	-	-	16,110
	国立美術館	4,622	-	0	-	307	-	-	-	4,929
	国立博物館	5,128	-	39	-	574	-	745	-	6,486
	文化財研究所	3,086	-	-	29	21	-	-	-	3,136
	教員研修センター	2,423	-	174	0	192	-	-	-	2,789
	科学技術振興機構	55,574	-	-	0	5,541	1,718	14	-	62,847
	日本学術振興会	15,153	0	-	-	258	-	-	-	15,411
	理化学研究所	36,968	-	3,736	6,509	263	-	-	-	47,477
	宇宙航空研究開発機構	73,034	22,312	3,119	387	426	-	-	-	99,277
	日本スポーツ振興センター	3,098	1,338	719	0	11,577	-	11,761	1,356	29,849
日本芸術文化振興会	7,030	-	252	8	2,564	-	-	-	9,854	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	913	-	-	259	14	-	-	-	1,186
	産業安全研究所	1,110	-	119	2	3	-	-	-	1,234
	産業医学総合研究所	1,397	-	586	44	4	-	-	-	2,031
	勤労者退職金共済機構	2,440	4,810	-	-	247,181	-	-	-	254,431
	高齢・障害者雇用支援機構	9,817	39,076	-	-	5,443	-	-	-	54,336
	福祉医療機構	2,721	17,879	-	-	58,423	-	-	-	79,023
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,565	-	0	0	895	-	-	-	2,460
	労働政策研究・研修機構	1,950	-	0	10	27	-	-	-	1,987
	雇用・能力開発機構	12,786	100	0	16	142,764	-	-	-	155,667
	農林水産省	農林水産消費技術センター	5,480	-	250	15	5	-	158	-
種苗管理センター		2,987	-	350	59	523	-	127	-	4,046
家畜改良センター		8,485	-	402	87	342	-	-	-	9,316
肥飼料検査所		1,773	-	28	0	20	-	133	-	1,954
農薬検査所		785	-	0	0	0	1,785	-	-	2,570
農業者大学校		590	-	53	-	56	-	-	-	699
林木育種センター		2,052	-	132	13	1	-	-	-	2,198
さけ・ます資源管理センター		1,808	-	245	25	2	-	24	-	2,104
水産大学校		2,245	-	559	37	449	-	102	-	3,393
農業・生物系特定産業技術研究機構		42,045	-	1,195	4,307	2,052	-	6,761	-	56,362
農業生物資源研究所		7,872	-	104	5,596	8	0	-	-	13,580
農業環境技術研究所		3,467	-	62	916	3	0	-	-	4,448
農業工学研究所		2,142	-	65	544	2	-	-	-	2,753
食品総合研究所		2,278	-	244	1,195	47	-	-	-	3,764
国際農林水産業研究センター		3,369	-	151	232	0	-	-	-	3,752
森林総合研究所		8,797	-	168	1,384	50	-	-	-	10,399
水産総合研究センター		13,627	-	2,803	4,606	1,168	-	322	-	22,526

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

主務府省	独立行政法人	予算額の内訳								計	
		運営費交付金	国庫補助金	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	前年度繰越金	積立金取崩金		
農林水産省	農畜産業振興機構	1,292	52,137	-	-	60,882	40,278	-	-	154,590	
	農業者年金基金	1,884	52,356	-	-	11,427	46,678	-	-	112,345	
	農林漁業信用基金	156	1,528	-	0	88,424	58,173	-	-	148,282	
	緑資源機構	-	12,644	-	449	23,642	14,851	-	-	51,585	
経済産業省	経済産業研究所	2,008	-	-	49	1	-	-	-	2,058	
	工業所有権総合情報館	5,508	-	-	-	94	-	-	-	5,602	
	日本貿易保険	-	-	-	-	25,589	-	42,797	-	68,385	
	産業技術総合研究所	68,411	-	4,385	18,144	1,902	0	-	-	92,842	
	製品評価技術基盤機構	7,832	-	35	904	1,811	-	-	-	10,582	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	82,003	25,106	-	13	31,728	5,290	-	-	144,141	
	日本貿易振興機構	14,769	1,799	-	4,335	4,057	-	-	-	24,961	
	原子力安全基盤機構	12,220	-	0	2	1,232	-	-	-	13,454	
	情報処理推進機構	1,655	-	-	288	3,071	500	-	-	5,515	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	814	315	-	11,402	4,016	5,400	-	-	21,947	
	国土交通省	土木研究所	4,763	-	428	721	35	-	-	-	5,947
建築研究所		2,103	-	107	83	6	-	-	-	2,298	
交通安全環境研究所		1,985	-	263	2,099	-	-	-	-	4,347	
海上技術安全研究所		3,367	-	-	487	1	-	-	-	3,855	
港湾空港技術研究所		1,616	-	0	620	20	0	106	-	2,362	
電子航法研究所		1,682	-	0	180	-	-	-	-	1,862	
北海道開発土木研究所		1,978	-	1,301	1,843	-	0	-	-	5,122	
海技大学校		1,234	-	23	-	49	-	-	-	1,306	
航海訓練所		7,422	-	1,176	-	1	-	-	-	8,599	
海員学校		1,974	-	200	-	26	-	-	-	2,200	
航空大学校		2,997	-	137	-	114	-	-	-	3,248	
自動車検査		10,759	-	2,605	-	1	-	-	-	13,365	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		207	161,729	-	11,789	903,809	328,804	-	-	1,406,338	
国際観光振興機構		1,199	-	-	-	901	-	-	-	2,100	
水資源機構		-	22,922	0	2,702	78,879	35,399	-	-	139,902	
自動車事故対策機構		4,981	1,829	660	-	1,561	0	19	-	9,050	
空港周辺整備機構		-	1,555	-	6,910	790	1,081	244	-	10,580	
海上災害防止センター		0	-	0	766	56	-	703	-	1,523	
環境省		国立環境研究所	9,401	-	2,110	3,508	-	-	-	-	15,019
計		合計(95法人)	816,632	419,533	42,738	116,142	1,878,061	552,912	66,492	1,644	3,894,162

(注) 1 予算は、各法人における平成15年度計画からの転記による(年度当初予算によるものである)。

2 国庫補助金の欄には、貸付事業費補助金、国際宇宙ステーション開発費補助金、災害共済給付補助金、国庫補助金、高齢・障害者雇用開発支援事業費補助金、身体障害者等福祉対策事業費補助金、給付費補助金、利子補給金、都道府県補助金、補助金、その他の政府交付金、国庫負担金、政府補給金、受入事業交付金、政府交付金及び政府補助金を計上している。

3 出資金・借入金等の欄には、政府出資金、政府その他出資金等、地方公共団体出資金、民間出資金、無利子借入金、借入金、長期借入金、財政投融資資金借入金及び民間資金借入金を計上している。

4 航空宇宙技術研究所は平成15年9月末日で廃止され、宇宙航空研究開発機構に統合されたことから、同日までの予算を記載している。

5 農業・生物系特定産業技術研究機構(旧法人名: 農業技術研究機構)及び水産総合研究センターは、平成15年10月に、それぞれ認可法人等と統合している。

6 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

独立行政法人の平成15年度計画における予算額（支出）

（単位：百万円）

主務府省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	901	-	-	481	327	-	-	1,709
	駐留軍等労働者労務管理機構	605	-	381	2,938	1,167	-	-	5,091
	国民生活センター	579	-	-	673	135	17	-	1,404
	北方領土問題対策協会	204	-	-	129	30	-	-	363
総務省	通信総合研究所	12,746	10,790	10,301	-	6,873	7	-	40,717
	消防研究所	453	495	-	-	589	-	-	1,537
	統計センター	2,012	-	0	8,336	139	-	-	10,487
	平和祈念事業特別基金	782	-	-	-	211	-	-	993
外務省	国際協力機構	88,424	615	3,068	-	6,048	1,478	-	99,633
	国際交流基金	6,724	130	-	-	2,425	-	-	9,279
財務省	酒類総合研究所	442	-	48	614	294	-	-	1,398
	造幣局	11,322	4,575	-	12,512	-	-	-	28,409
	国立印刷局	36,663	11,046	-	53,265	-	-	-	100,974
	通関情報処理センター	4,998	-	-	576	199	-	-	5,773
	日本万国博覧会記念機構	439	-	-	359	1,026	33	-	1,858
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	388	244	-	798	-	-	-	1,430
	大学入試センター	8,661	-	0	952	1,001	500	-	11,113
	国立オリンピック記念青少年総合センター	5,164	249	-	-	-	-	-	5,413
	国立女性教育会館	365	59	1	-	395	-	-	820
	国立青年の家	4,509	1,228	-	-	-	-	-	5,737
	国立少年自然の家	4,182	1,066	-	-	-	-	-	5,248
	国立国語研究所	487	-	188	587	131	-	-	1,393
	国立科学博物館	1,316	0	-	-	1,997	0	-	3,313
	物質・材料研究機構	10,537	5,369	4,155	6,020	-	-	-	26,081
	防災科学技術研究所	6,361	4,700	3,100	1,396	-	-	-	15,557
	航空宇宙技術研究所	9,710	2,571	0	-	-	-	-	12,281
	放射線医学総合研究所	10,340	323	1,326	4,121	-	-	-	16,110
	国立美術館	2,786	0	-	1,129	1,014	-	-	4,929
	国立博物館	3,087	784	-	2,139	476	-	-	6,486
	文化財研究所	1,316	0	29	1,260	531	-	-	3,136
	教員研修センター	1,548	174	0	498	569	-	-	2,789
	科学技術振興機構	60,974	-	0	-	1,873	-	-	62,847
	日本学術振興会	14,715	-	-	499	197	-	-	15,411
	理化学研究所	35,209	3,736	6,509	-	2,023	-	-	47,477
	宇宙航空研究開発機構	69,381	3,119	387	-	4,078	22,312	-	99,277
日本スポーツ振興センター	6,377	719	0	2,383	226	17,316	-	27,021	
日本芸術文化振興会	6,813	252	8	1,678	367	834	-	9,952	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	177	0	273	641	95	-	-	1,186
	産業安全研究所	464	119	2	529	120	-	-	1,234
	産業医学総合研究所	461	586	44	770	170	-	-	2,031
	勤労者退職金共済機構	3,765	-	-	1,698	168	248,800	-	254,431
	高齢・障害者雇用支援機構	59,807	0	0	3,561	666	-	-	64,034
	福祉医療機構	981	-	-	1,498	423	75,201	-	78,101
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	383	0	0	2,016	61	-	-	2,460
	労働政策研究・研修機構	860	0	-	827	300	-	-	1,987
農林水産省	雇用・能力開発機構	144,369	0	16	-	9,095	416	-	153,897
	農林水産消費技術センター	668	250	15	4,436	540	-	-	5,908
	種苗管理センター	310	350	59	2,548	402	377	-	4,046
	家畜改良センター	1,565	402	87	6,499	763	-	-	9,316
	肥飼料検査所	286	28	0	1,429	211	-	-	1,954
	農薬検査所	193	1,798	0	527	52	-	-	2,570
	農業者大学校	140	53	-	418	88	-	-	699
	林木育種センター	384	132	13	1,306	363	-	-	2,198
	さけ・ます資源管理センター	535	245	25	1,200	99	-	-	2,104
	水産大学校	613	559	37	1,921	263	-	-	3,393
	農業・生物系特定産業技術研究機構	15,106	7,933	4,307	25,717	3,435	-	-	56,500
	農業生物資源研究所	3,077	104	5,596	4,294	509	-	-	13,580
	農業環境技術研究所	946	62	916	2,295	419	-	-	4,638
	農業工学研究所	678	65	544	1,348	172	-	-	2,807
	食品総合研究所	700	244	1,195	1,414	338	-	0	3,891
	国際農林水産業研究センター	1,492	415	232	1,746	157	0	-	4,042
	森林総合研究所	1,247	168	1,384	6,433	1,167	-	-	10,399
	水産総合研究センター	4,006	3,125	4,606	7,250	3,539	-	-	22,526

（次ページに続く）

(前ページから続く)

主務府省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
農林水産省	農畜産業振興機構	112,718	-	-	1,437	378	24,821	-	139,354
	農業者年金基金	100,682	-	-	489	326	-	-	101,497
	農林漁業信用基金	162,589	-	-	-	1,232	-	-	163,821
	緑資源機構	12,999	-	449	-	5,189	25,857	-	44,495
経済産業省	経済産業研究所	1,850	-	49	-	159	-	-	2,058
	工業所有権総合情報館	4,774	-	-	654	174	-	-	5,602
	日本貿易保険	6,769	-	-	-	-	1,000	60,617	68,385
	産業技術総合研究所	57,827	4,385	16,038	-	-	14,592	-	92,842
	製品評価技術基盤機構	3,212	35	904	-	4,730	1,445	256	10,582
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	108,922	260	13	-	9,448	25,238	-	143,880
	日本貿易振興機構	19,321	-	4,087	-	1,552	-	-	24,961
	原子力安全基盤機構	11,086	0	2	-	2,366	-	-	13,454
	情報処理推進機構	3,301	-	219	-	837	-	-	4,357
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	738	-	11,390	-	155	9,156	-	21,441	
国土交通省	土木研究所	2,544	428	700	1,892	383	-	-	5,947
	建築研究所	804	107	81	988	319	-	-	2,298
	交通安全環境研究所	846	263	2,099	1,014	125	-	-	4,347
	海上技術安全研究所	667	-	487	2,576	125	-	-	3,855
	港湾空港技術研究所	332	0	620	1,289	121	0	-	2,362
	電子航法研究所	928	0	180	704	50	-	-	1,862
	北海道開発土木研究所	369	1,301	1,791	1,520	141	0	-	5,122
	海技大学校	220	23	-	996	67	-	-	1,306
	航海訓練所	2,317	1,176	-	4,903	203	-	-	8,599
	海員学校	320	200	-	1,470	210	-	-	2,200
	航空大学校	1,369	137	-	1,437	305	-	-	3,248
	自動車検査	2,505	2,605	-	6,987	1,268	-	-	13,365
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	440,462	-	10,988	12,941	5,010	671,313	-	1,140,714
	国際観光振興機構	1,004	-	235	703	158	-	-	2,100
	水資源機構	36,925	0	2,648	10,776	981	90,080	-	141,410
	自動車事故対策機構	4,962	660	-	1,979	606	359	-	8,566
	空港周辺整備機構	1,676	-	6,506	142	581	1,399	-	10,304
	海上災害防止センター	0	0	546	-	264	20	694	1,523
	環境省	国立環境研究所	6,197	2,110	3,508	2,740	464	-	-
計	合計(95法人)	1,785,968	82,572	112,392	243,301	95,883	1,232,571	61,567	3,614,254

- (注) 1 予算は、各法人における平成15年度計画からの転記による(年度当初予算によるものである)。
- 2 その他の欄には、借入金償還、未処分利益、業務支援経費、適性試験経費、国際宇宙ステーション開発費補助金経費、給付金、払戻返還金、国庫納付金、スポーツ振興投票事業準備金繰入、一般勘定繰入金、物件費、退職給付金等、福祉医療貸付事業費、社会福祉事業振興事業費、退職手当共済事業費、心身障害者扶養保険事業費、年金担保貸付事業費、西日本農場施設整備等経費、支払利息、業務外支出、投資支出、間接経費、講習関係経費、国庫補助金事業費、貸付資金、その他事業費及びその他の支出を計上している。
- 3 航空宇宙技術研究所は平成15年9月末日で廃止され、宇宙航空研究開発機構に統合されたことから、同日までの予算を記載している。
- 4 農業・生物系特定産業技術研究機構(旧法人名:農業技術研究機構)及び水産総合研究センターは、平成15年10月に、それぞれ認可法人等と統合している。
- 5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

独立行政法人の平成16年度計画における予算額（収入）

（単位：百万円）

主務府省	独立行政法人	予算額の内訳								計
		運営費交付金	国庫補助金	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	前年度繰越金	積立金取崩金	
内閣府	国立公文書館	1,709	-	-	-	3	-	7	-	1,720
	駐留軍等労働者労務管理機構	4,592	-	-	398	-	-	-	-	4,990
	国民生活センター	2,520	-	-	-	279	-	21	-	2,820
	北方領土問題対策協会	660	201	-	-	92	-	-	-	953
総務省	情報通信研究機構	38,335	4,976	74	8,745	2,581	10,400	-	-	65,109
	消防研究所	1,034	-	0	80	15	0	120	-	1,249
	統計センター	9,849	-	-	6	0	-	110	-	9,965
	平和祈念事業特別基金	1,028	-	-	-	872	-	6	-	1,906
外務省	国際協力機構	161,206	-	1,050	5,204	3,157	-	-	-	170,616
	国際交流基金	13,786	-	-	-	2,548	-	-	413	16,747
財務省	酒類総合研究所	1,196	-	-	61	33	-	-	-	1,290
	造幣局	-	-	-	-	29,891	-	-	-	29,891
	国立印刷局	-	-	-	-	108,215	-	-	-	108,215
	通関情報処理センター	-	-	-	-	10,702	-	-	-	10,702
	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	4,719	-	-	-	4,719
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,179	-	140	-	0	-	-	-	1,319
	大学入試センター	307	-	-	0	10,908	-	-	-	11,214
	国立オリンピック記念青少年総合センター	3,971	-	248	-	1,021	-	-	-	5,240
	国立女性教育会館	718	-	25	1	54	-	-	-	798
	国立青年の家	4,106	175	648	-	127	-	-	-	5,056
	国立少年自然の家	4,037	157	608	-	112	-	-	-	4,914
	国立国語研究所	1,321	-	-	51	9	-	-	-	1,381
	国立科学博物館	3,384	1,753	650	-	234	-	-	-	6,021
	物質・材料研究機構	16,246	2,985	276	3,185	169	-	-	-	22,861
	防災科学技術研究所	7,550	2,849	4,900	1,787	3	-	-	-	17,089
	放射線医学総合研究所	13,520	1,917	310	1,837	761	-	-	-	18,345
	国立美術館	5,158	-	0	-	310	-	-	-	5,468
	国立博物館	5,956	-	2,319	-	580	-	-	-	8,855
	文化財研究所	3,216	-	-	27	21	-	-	-	3,264
	教員研修センター	2,106	-	174	0	155	-	-	-	2,435
	科学技術振興機構	94,715	-	-	549	12,225	1,530	316	-	109,335
	日本学術振興会	29,841	88,574	-	-	417	-	-	-	118,832
	理化学研究所	69,192	-	5,728	8,399	638	-	-	-	83,956
	宇宙航空研究開発機構	137,298	34,655	8,426	882	619	-	-	-	181,881
	日本スポーツ振興センター	5,086	2,473	728	1	47,110	-	74	2,099	57,571
	日本芸術文化振興会	12,053	-	656	60	4,456	-	-	-	17,225
	日本学生支援機構	23,006	12,528	-	-	245,376	481,737	-	-	762,647
	海洋研究開発機構	30,714	-	6,286	157	3,302	-	-	-	40,458
国立高等専門学校機構	70,562	415	3,117	-	13,734	-	-	-	87,828	
大学評価・学位授与機構	2,189	-	-	-	80	-	-	-	2,269	
国立大学財務・経営センター	562	-	-	-	118,509	61,800	-	-	180,871	
メディア教育開発センター	2,508	-	-	-	45	-	-	-	2,553	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	803	-	-	150	51	-	-	-	1,004
	産業安全研究所	1,124	-	0	2	3	-	-	-	1,129
	産業医学総合研究所	1,390	-	420	27	6	-	-	-	1,843
	勤労者退職金共済機構	4,108	8,595	-	-	513,953	-	-	-	526,656
	高齢・障害者雇用支援機構	19,148	53,768	34	80	23,713	-	-	-	96,743
	福祉医療機構	5,080	59,964	-	-	130,862	-	-	-	195,906
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,674	-	0	0	1,706	-	-	-	4,380
	労働政策研究・研修機構	3,524	-	84	34	114	-	-	-	3,756
	雇用・能力開発機構	94,596	65,223	1,812	3,894	505,770	-	-	-	671,296
	労働者健康福祉機構	11,226	28,398	14,874	6	283,792	1,756	-	-	340,051
	国立病院機構	52,075	104	5,818	-	696,137	44,100	-	-	798,234
	医薬品医療機器総合機構	10,039	237	-	2,659	10,021	600	-	-	23,557
	農林水産省	農林水産消費技術センター	5,285	-	170	31	5	-	336	-
種苗管理センター		3,130	-	234	59	146	-	103	-	3,672
家畜改良センター		8,403	-	1,035	87	342	-	296	-	10,163
肥飼料検査所		1,812	-	239	0	20	-	77	-	2,148
農薬検査所		824	-	0	0	0	0	-	-	824
農業者大学校		582	-	53	-	56	-	-	-	691
林木育種センター		2,010	-	132	19	1	-	-	-	2,162
さけ・ます資源管理センター		1,771	-	245	13	1	-	65	-	2,095
水産大学校		2,190	-	314	37	459	-	141	-	3,141

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

主務府省	独立行政法人	予算額の内訳								計
		運営費交付金	国庫補助金	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	前年度繰越金	積立金取崩金	
農林水産省	農業・生物系特定産業技術研究機構	44,398	2,798	776	5,653	2,851	1	731	-	57,208
	農業生物資源研究所	7,876	1,365	508	5,548	8	0	-	-	15,305
	農業環境技術研究所	3,264	320	106	908	2	0	-	-	4,600
	農業工学研究所	2,199	40	62	534	3	-	-	-	2,838
	食品総合研究所	2,324	94	133	1,189	47	-	-	-	3,787
	国際農林水産業研究センター	3,166	319	31	232	1	-	-	-	3,749
	森林総合研究所	8,716	-	368	1,294	50	-	-	-	10,428
	水産総合研究センター	15,197	1,202	1,824	4,986	2,331	-	562	-	26,102
	農畜産業振興機構	2,308	142,974	-	-	158,343	50,785	-	-	354,410
	農業者年金基金	4,185	152,309	-	-	17,139	40,888	-	-	214,521
	農林漁業信用基金	0	1,984	-	3	142,813	63,880	-	-	208,680
	緑資源機構	-	41,607	-	497	29,477	33,096	-	-	104,677
	経済産業省	経済産業研究所	1,919	-	-	100	1	-	-	-
工業所有権総合情報館		5,564	-	-	-	94	-	-	-	5,658
日本貿易保険		-	-	-	-	28,384	-	60,617	-	89,000
産業技術総合研究所		68,218	26,410	3,340	19,095	3,912	-	-	-	120,975
製品評価技術基盤機構		7,722	-	180	917	2,284	-	-	-	11,104
新エネルギー・産業技術総合開発機構		172,747	62,618	-	4,910	51,345	10,400	-	-	302,020
日本貿易振興機構		24,834	3,137	-	8,283	5,818	-	-	-	42,073
原子力安全基盤機構		24,086	-	0	256	1,809	-	-	-	26,151
情報処理推進機構		5,250	-	-	643	7,856	1,000	-	-	14,748
石油天然ガス・金属鉱物資源機構		40,619	4,066	-	148,617	312,586	416,627	-	-	922,517
国土交通省	土木研究所	4,700	531	416	721	35	-	-	-	6,403
	建築研究所	2,080	110	99	83	6	-	-	-	2,378
	交通安全環境研究所	1,663	-	574	1,939	-	-	-	-	4,176
	海上技術安全研究所	3,089	-	81	371	1	-	-	-	3,542
	港湾空港技術研究所	1,586	217	200	620	20	0	199	-	2,842
	電子航法研究所	1,792	-	0	295	-	-	-	-	2,087
	北海道開発土木研究所	1,794	87	0	1,820	-	-	-	-	3,701
	海技大学校	1,230	-	0	-	50	-	-	-	1,280
	航海訓練所	6,666	-	1,137	-	3	-	-	-	7,806
	海員学校	1,835	-	213	-	39	-	-	-	2,087
	航空大学校	2,973	-	127	-	114	-	-	-	3,214
	自動車検査	8,947	-	2,596	-	1	-	1,597	-	13,141
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	762	242,224	-	15,003	1,421,382	652,600	-	-	2,331,971
	国際観光振興機構	2,243	-	-	-	1,693	-	-	-	3,936
	水資源機構	-	62,569	0	12,548	163,059	51,409	-	-	289,585
	自動車事故対策機構	9,170	3,350	830	-	2,465	0	664	-	16,479
	空港周辺整備機構	-	2,085	-	12,289	1,685	1,343	458	-	17,860
海上災害防止センター	0	-	0	1,268	171	-	694	-	2,133	
環境省	国立環境研究所	9,254	-	415	3,673	-	-	-	-	13,342
	環境再生保全機構	3,098	23,692	-	20	91,775	21,000	-	-	139,585
計	合計(105法人)	1,525,684	1,146,055	75,843	292,843	5,240,893	1,944,952	67,194	2,512	10,295,975

(注) 1 予算は、各法人における平成16年度計画からの転記による。(補正予算等における変動もあり得る。)

- 2 国庫補助金の欄には、貸付事業費補助金、情報通信技術開発支援等事業費補助金、施設整備資金貸付金償還時補助金、科学研究費、研究拠点形成費、国際宇宙ステーション開発費補助金、その他の国庫補助金、災害共済給付補助金、要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助金、国庫補助金、政府補給金、恒例・障害者雇用開発支援事業費補助金、身体障害者等福祉対策事業費補助金、給付費補助金、利子補給金、都道府県補助金、補助金、補給金、その他の政府交付金、国庫負担金、受入事業交付金、政府交付金を計上している。
- 3 出資金・借入金等の欄には、政府出資金、政府その他出資金等、借入金等、長期借入金等、民間借入金、無利子借入金、民間出資金、地方公共団体出資金、緑資源債券、国からの新規出資、財政融資資金借入金、民間資金借入、水資源債券、政府借入金、環境再生保全機構債券を計上している。
- 4 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

独立行政法人の平成16年度計画における予算額（支出）

（単位：百万円）

主務府省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	934	-	-	471	315	-	-	1,720
	駐留軍等労働者労務管理機構	644	-	398	2,856	1,092	-	-	4,990
	国民生活センター	1,092	-	-	1,439	264	26	-	2,820
	北方領土問題対策協会	663	-	-	233	57	-	-	953
総務省	情報通信研究機構	45,401	74	8,745	-	7,008	4,427	-	65,654
	消防研究所	580	0	80	-	589	-	-	1,249
	統計センター	2,045	-	6	7,776	138	-	0	9,965
	平和祈念事業特別基金	1,491	-	-	-	414	-	-	1,906
外務省	国際協力機構	150,497	1,050	5,204	-	11,333	2,847	-	170,931
	国際交流基金	12,059	-	-	-	4,725	-	-	16,784
財務省	酒類総合研究所	421	-	61	514	294	-	-	1,290
	造幣局	12,272	4,823	-	11,299	-	-	-	28,395
	国立印刷局	38,770	7,896	-	51,004	-	-	-	97,670
	通関情報処理センター	9,876	-	-	1,070	414	-	-	11,360
	日本万国博覧会記念機構	1,189	-	-	664	2,040	637	-	4,530
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	392	140	-	787	-	-	-	1,319
	大学入試センター	9,204	-	0	1,007	1,003	-	-	11,214
	国立オリンピック記念青少年総合センター	4,992	248	-	-	-	-	-	5,240
	国立女性教育会館	378	25	1	-	394	-	-	798
	国立青年の家	4,233	648	-	-	-	175	-	5,056
	国立少年自然の家	4,149	608	-	-	-	157	-	4,914
	国立国語研究所	431	-	51	581	131	187	-	1,381
	国立科学博物館	1,326	650	-	-	2,292	1,753	-	6,021
	物質・材料研究機構	10,728	276	3,185	5,949	-	2,985	-	23,122
	防災科学技術研究所	6,290	4,900	1,787	1,263	-	2,849	-	17,089
	放射線医学総合研究所	10,486	310	1,837	3,852	-	1,917	-	18,402
	国立美術館	4,302	0	-	1,166	-	-	-	5,468
	国立博物館	4,259	2,319	-	2,277	-	-	-	8,855
	文化財研究所	1,378	-	27	1,367	492	-	-	3,264
	教員研修センター	1,283	174	0	489	489	-	-	2,435
	科学技術振興機構	104,602	-	549	-	4,271	-	-	109,422
	日本学術振興会	117,624	-	-	858	366	-	-	118,848
	理化学研究所	63,367	5,728	8,399	-	6,601	-	-	84,094
	宇宙航空研究開発機構	129,183	8,426	882	-	9,057	34,655	-	182,204
	日本スポーツ振興センター	15,828	728	1	4,338	459	35,873	-	57,227
	日本芸術文化振興会	11,414	656	60	2,965	590	1,592	-	17,277
	日本学生支援機構	23,741	-	-	-	3,027	747,285	-	774,053
	海洋研究開発機構	32,499	6,286	157	-	1,517	-	-	40,458
	国立高等専門学校機構	74,529	3,117	-	-	8,691	1,491	-	87,828
	大学評価・学位授与機構	1,784	-	-	-	413	72	-	2,269
	国立大学財務・経営センター	708	-	-	-	248	179,915	-	180,871
メディア教育開発センター	2,184	-	-	-	336	33	-	2,553	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	145	-	201	530	96	31	-	1,004
	産業安全研究所	466	0	2	537	124	-	-	1,129
	産業医学総合研究所	460	420	27	767	169	-	-	1,843
	勤労者退職金共済機構	7,936	-	-	2,983	160	515,577	-	526,656
	高齢・障害者雇用支援機構	86,949	34	80	6,731	1,644	-	-	95,438
	福祉医療機構	1,911	-	-	2,837	931	187,828	-	193,506
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	759	0	0	3,594	110	-	-	4,463
	労働政策研究・研修機構	1,455	84	-	1,630	588	-	-	3,756
	雇用・能力開発機構	608,816	1,812	3,894	-	51,842	7,554	-	673,918
	労働者健康福祉機構	290,160	14,874	6	-	23,251	5,103	-	333,394
	国立病院機構	618,485	54,102	-	-	-	73,098	-	745,684
	医薬品医療機器総合機構	16,085	-	-	3,128	2,307	910	-	22,430
	農林水産省	農林水産消費技術センター	657	170	31	4,438	531	-	-
種苗管理センター		306	234	59	2,627	395	51	-	3,672
家畜改良センター		1,732	468	87	6,558	751	567	-	10,163
肥飼料検査所		282	27	0	1,420	207	212	-	2,148
農薬検査所		190	13	0	570	51	-	-	824
農業者大学校		138	53	-	413	87	-	-	691
林木育種センター		378	132	19	1,276	357	-	-	2,162
さけ・ます資源管理センター		526	245	13	1,214	97	-	-	2,095
水産大学校	609	314	37	1,922	259	-	-	3,141	

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

主務府省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
農林水産省	農業・生物系特定産業技術研究機構	19,649	776	5,653	24,309	4,128	2,798	-	57,313
	農業生物資源研究所	3,027	508	5,548	4,356	501	1,365	-	15,305
	農業環境技術研究所	931	106	908	2,230	412	320	-	4,907
	農業工学研究所	668	62	534	1,382	169	40	-	2,855
	食品総合研究所	688	133	1,189	1,383	333	94	-	3,820
	国際農林水産業研究センター	1,468	31	232	1,694	155	319	-	3,899
	森林総合研究所	1,227	168	1,294	6,390	1,149	200	-	10,428
	水産総合研究センター	7,365	1,824	4,986	6,877	3,848	1,202	-	26,102
	農畜産業振興機構	311,018	-	-	3,060	713	51,711	-	366,503
	農業者年金基金	194,906	-	-	955	578	-	-	196,440
	農林漁業信用基金	210,203	-	-	-	2,633	-	-	212,835
緑資源機構	50,231	-	497	-	9,967	49,180	-	109,875	
経済産業省	経済産業研究所	1,722	-	100	-	198	-	-	2,020
	工業所有権総合情報館	4,847	-	-	637	174	-	-	5,658
	日本貿易保険	7,940	-	-	-	-	4,500	76,560	89,000
	産業技術総合研究所	59,814	3,340	16,886	-	-	40,935	-	120,975
	製品評価技術基盤機構	3,059	180	917	-	4,830	1,752	366	11,104
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	213,222	698	4,910	-	16,922	64,833	-	300,585
	日本貿易振興機構	32,078	-	7,445	-	2,550	-	-	42,073
	原子力安全基盤機構	23,489	0	256	-	2,406	-	-	26,151
	情報処理推進機構	12,196	-	643	-	2,275	-	-	15,114
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	43,082	-	148,617	-	2,120	731,279	-	925,097
国土交通省	土木研究所	2,529	416	700	1,845	382	531	-	6,403
	建築研究所	782	99	81	988	318	110	-	2,378
	交通安全環境研究所	632	574	1,939	920	111	-	-	4,176
	海上技術安全研究所	650	0	371	2,318	122	81	-	3,542
	港湾空港技術研究所	302	200	620	1,385	119	217	-	2,842
	電子航法研究所	935	0	295	809	48	-	-	2,087
	北海道開発土木研究所	275	0	1,768	1,426	145	87	-	3,701
	海技大学校	219	0	-	990	71	-	-	1,280
	航海訓練所	2,018	1,137	-	4,447	204	-	-	7,806
	海員学校	310	213	-	1,355	209	-	-	2,087
	航空大学校	1,362	127	-	1,438	287	-	-	3,214
	自動車検査	2,367	2,596	0	6,853	1,325	-	-	13,141
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	773,627	-	11,859	25,703	9,469	1,265,479	-	2,086,137
	国際観光振興機構	891	-	391	1,370	312	997	-	3,961
	水資源機構	97,443	0	12,200	20,597	2,570	160,712	-	293,523
	自動車事故対策機構	9,039	1,474	-	3,657	1,263	421	-	15,854
空港周辺整備機構	3,032	-	11,448	1,184	253	1,943	-	17,860	
海上災害防止センター	0	0	999	-	448	40	645	2,133	
環境省	国立環境研究所	5,933	415	3,673	2,857	464	-	-	13,342
	環境再生保全機構	74,491	-	20	1,452	1,028	57,835	-	134,826
計	合計(105法人)	4,737,340	137,141	282,865	282,267	228,226	4,248,788	77,571	9,994,195

- (注) 1 予算は、各法人における平成16年度当初計画からの転記による(補正予算等における変動もあり得る。)
- 2 その他の欄には、その他の支出、借入金償還等、支払利息、業務支援経費、移転関連経費、施設整備資金貸付金償還費、国際宇宙ステーション開発費補助金経費、給付金、払戻返還金、国庫納付金、スポーツ振興投票事業準備金繰入、一般勘定繰入金、物件費、学資金貸与事業費、借入金等償還、借入金等利息償還、産学連携等研究経費及び寄付金事業費等、長期借入金償還金、学位授与審査等経費、施設費貸付事業費、施設費交付事業費、承継債務等償還金、産学連携等研究費、その他事業経費、退職給付金等、一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入、建設業退職金共済事業等勘定へ繰入、清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入、林業退職金共済事業等勘定へ繰入、借入金利息、開発助成費、西日本農場施設整備等経費、借入償還金、施設整備資金貸付金償還時補助金、業務外支出、投資支出、間接経費、講習関係経費、国庫補助金事業費、投融資支出、信用基金繰入、他勘定繰入、交付金事業経費、貸付金、その他事業を計上している。
- 3 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

国の補正予算における施設整備費補助金の追加措置

(単位:百万円)

主務府省名	独立行政法人名	平成13年度	14年度	15年度
総務省	通信総合研究所	2,290	5,900	—
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	—	277	—
	国立青年の家	—	560	—
	国立少年自然の家	—	440	—
	国立科学博物館	—	1,556	—
	物質・材料研究機構	350	—	—
	防災科学技術研究所	—	4,655	—
	教員研修センター	—	631	—
	宇宙航空研究開発機構	—	—	△ 5
農林水産省	農林水産消費技術センター	—	596	—
	農業技術研究機構	1,517	2,257	—
	食品総合研究所	—	243	—
	水産総合研究センター	—	322	—
経済産業省	産業技術総合研究所	2,000	37,610	—
国土交通省	土木研究所	—	235	—
	建築研究所	—	170	—
	海上技術安全研究所	—	120	—
	港湾空港技術研究所	—	803	—
	海員学校	40	—	—
環境省	国立環境研究所	—	170	—
計		6,197	56,545	△ 5

(注) 各年度の補正予算参照書に基づき作成した。

独立行政法人の平成13年度決算（収入）

（単位：百万円）

主務府省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		運営費交付金	施設整備費	受託収入	自己収入等	政府出資金	その他	
内閣府	国立公文書館	1,748	-	-	3	-	-	1,750
総務省	通信総合研究所	18,565	0	7,912	307	-	-	26,786
	消防研究所	1,216	-	106	16	-	-	1,338
財務省	酒類総合研究所	1,366	0	69	32	-	-	1,466
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,192	325	1	3	-	-	1,522
	大学入試センター	385	-	0	10,084	-	-	10,469
	国立オリンピック記念青少年総合センター	4,478	68	-	1,412	10,000	-	15,958
	国立女性教育会館	724	65	10	207	-	-	1,006
	国立青年の家	4,491	573	3	19	-	-	5,086
	国立少年自然の家	4,329	772	2	4	-	-	5,108
	国立国語研究所	1,074	-	116	9	-	-	1,199
	国立科学博物館	2,869	-	-	360	-	-	3,229
	物質・材料研究機構	17,161	-	2,301	106	-	-	19,568
	防災科学技術研究所	7,878	2,209	367	4	-	-	10,461
	航空宇宙技術研究所	19,019	302	709	11	-	-	20,041
	放射線医学総合研究所	14,522	0	520	817	-	-	15,859
	国立美術館	4,426	-	-	1,554	-	-	5,980
	国立博物館	4,612	184	-	728	-	-	5,524
	文化財研究所	3,333	-	129	41	-	-	3,503
	教員研修センター	2,588	118	3	338	-	-	3,047
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	852	-	284	25	-	-	1,161
	産業安全研究所	1,329	0	20	7	-	-	1,356
	産業医学総合研究所	1,531	154	68	8	-	-	1,760
農林水産省	農林水産消費技術センター	4,902	161	15	12	-	-	5,090
	種苗管理センター	3,177	208	65	358	-	-	3,808
	家畜改良センター	8,746	482	127	417	-	-	9,772
	肥飼料検査所	1,899	32	7	27	-	-	1,966
	農薬検査所	842	78	4	-	-	-	924
	農業者大学校	619	37	-	76	-	-	733
	林木育種センター	2,065	132	2	-	-	-	2,200
	さけ・ます資源管理センター	1,837	287	23	232	-	-	2,378
	水産大学校	2,386	373	48	487	-	-	3,293
	農業技術研究機構	38,005	1,343	4,537	193	-	-	44,078
	農業生物資源研究所	8,011	109	6,579	816	-	-	15,515
	農業環境技術研究所	3,571	35	772	429	-	-	4,807
	農業工学研究所	2,165	30	541	0	-	-	2,737
	食品総合研究所	2,490	60	1,175	349	-	-	4,074
	国際農林水産業研究センター	3,439	78	190	3	-	-	3,710
	森林総合研究所	8,837	160	1,052	62	-	-	10,111
	水産総合研究センター	10,975	337	4,606	1,582	-	1,441	18,942
経済産業省	経済産業研究所	1,332	-	415	96	-	-	1,843
	工業所有権総合情報館	5,454	-	-	93	-	-	5,547
	日本貿易保険	-	-	-	30,638	-	-	30,638
	産業技術総合研究所	69,310	521	18,297	1,161	-	-	89,290
	製品評価技術基盤機構	7,520	136	838	456	-	-	8,950
国土交通省	土木研究所	5,260	452	1,038	51	-	4	6,805
	建築研究所	2,299	119	144	29	-	-	2,592
	交通安全環境研究所	1,862	263	493	227	-	-	2,844
	海上技術安全研究所	3,701	303	2,427	402	-	7	6,840
	港湾空港技術研究所	1,619	263	1,584	400	-	28	3,894
	電子航法研究所	1,827	209	159	2	-	-	2,196
	北海道開発土木研究所	1,965	-	3,043	116	-	116	5,240
	海技大学校	1,187	-	-	48	-	-	1,234
	航海訓練所	7,412	668	-	1	-	-	8,081
	海員学校	1,913	40	-	13	-	-	1,966
航空大学校	3,043	134	-	141	-	-	3,318	
環境省	国立環境研究所	9,250	136	3,167	312	-	-	12,865
計	合計(57法人)	348,608	11,956	63,968	55,324	10,000	1,596	491,458

(注) 1 決算金額は、各法人における平成13年度決算報告書からの転記による。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 林木育種センターは、受託収入と自己収入等を合算して決算報告書を作成しているため、合計額を受託収入欄に計上している。

4 航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費補助金を計上している。

5 その他欄には、無利子借入金（施設整備資金借入金）を計上している。

独立行政法人の平成13年度決算（支出）

（単位：百万円）

主務府省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
内閣府	国立公文書館	869	-	-	504	377	-	1,749
総務省	通信総合研究所	11,354	0	7,912	3,453	3,284	-	26,004
	消防研究所	491	-	106	529	73	-	1,199
財務省	酒類総合研究所	281	-	69	497	253	-	1,101
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	393	325	1	790	-	-	1,510
	大学入試センター	8,161	-	0	1,031	1,020	-	10,212
	国立オリンピック記念青少年総合センター	3,609	68	-	-	1,459	10,000	15,137
	国立女性教育会館	429	65	6	-	329	-	829
	国立青年の家	1,123	573	3	-	3,345	-	5,044
	国立少年自然の家	1,374	772	-	-	2,947	-	5,094
	国立国語研究所	337	-	116	615	124	-	1,192
	国立科学博物館	1,226	-	-	1,297	691	-	3,215
	物質・材料研究機構	10,316	76	2,086	6,379	-	-	18,857
	防災科学技術研究所	5,488	2,209	367	1,739	-	-	9,806
	航空宇宙技術研究所	16,166	302	840	-	-	-	17,308
	放射線医学総合研究所	10,682	280	862	3,995	-	-	15,820
	国立美術館	2,564	-	-	1,070	954	-	4,588
	国立博物館	2,246	184	-	1,988	484	-	4,902
	文化財研究所	1,274	-	131	1,339	643	11	3,397
	教員研修センター	1,457	118	3	492	693	-	2,763
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	165	19	302	462	96	0
産業安全研究所		443	0	17	561	160	-	1,181
産業医学総合研究所		476	153	68	741	165	-	1,604
農林水産省	農林水産消費技術センター	472	161	15	3,765	517	-	4,929
	種苗管理センター	424	208	65	2,503	196	1	3,397
	家畜改良センター	2,443	482	107	6,082	596	-	9,710
	肥飼料検査所	281	33	7	1,297	214	-	1,831
	農薬検査所	158	78	4	531	52	-	823
	農業者大学校	139	37	-	432	94	-	702
	林木育種センター	761	132	2	1,267	-	-	2,162
	さけ・ます資源管理センター	549	287	23	1,161	103	0	2,123
	水産大学校	615	373	48	1,813	222	-	3,070
	農業技術研究機構	4,870	1,343	4,537	25,748	7,460	-	43,958
	農業生物資源研究所	2,187	109	6,579	4,263	1,458	-	14,596
	農業環境技術研究所	474	35	770	2,091	804	-	4,175
	農業工学研究所	442	30	534	1,264	400	-	2,670
	食品総合研究所	672	130	1,175	1,374	311	-	3,663
	国際農林水産業研究センター	1,173	78	188	1,735	502	-	3,676
	森林総合研究所	1,332	161	1,049	6,449	1,141	-	10,132
	水産総合研究センター	1,855	337	4,603	7,486	1,548	752	16,582
経済産業省	経済産業研究所	1,225	-	415	-	202	-	1,842
	工業所有権総合情報館	4,228	-	-	585	136	-	4,950
	日本貿易保険	4,563	-	-	-	-	994	5,557
	産業技術総合研究所	52,829	763	16,020	-	-	12,913	82,525
国土交通省	製品評価技術基盤機構	2,783	135	819	-	4,582	-	8,319
	土木研究所	2,452	466	1,011	1,789	374	-	6,091
	建築研究所	636	119	141	965	276	-	2,138
	交通安全環境研究所	691	286	490	1,005	73	-	2,545
	海上技術安全研究所	624	320	2,411	2,837	129	-	6,321
	港湾空港技術研究所	266	291	1,552	1,218	128	-	3,455
	電子航法研究所	919	279	140	796	50	0	2,183
	北海道開発土木研究所	288	6	2,966	1,559	160	-	4,980
	海技大学校	151	-	-	892	55	-	1,098
	航海訓練所	2,222	664	-	4,708	191	-	7,784
	海員学校	347	40	-	1,436	94	-	1,917
航空大学校	1,344	134	-	1,348	310	-	3,136	
環境省	国立環境研究所	5,550	136	3,156	2,669	499	-	12,010
計	合計(57法人)	180,889	12,797	61,716	118,550	39,974	24,671	438,606

(注) 1 決算金額は、各法人における平成13年度決算報告書からの転記による。また、繰越金は除いて計上している。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 国立特殊教育総合研究所、林木育種センターは、業務経費と一般管理費を合算して決算報告書を作成しているため、合計額を業務経費欄に計上している。

4 航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費を計上している。

5 その他欄は、日本オリンピック記念青少年総合センターは基金への繰入、文化財研究所は附帯業務費及びその他寄付金、種苗管理センターは関西農場移転経費、水産総合研究センターは無利子借入金及び自己収入、日本貿易保険は投資支出、短期借入金返済及びその他の支出、産業技術総合研究所は間接経費を計上している。

独立行政法人の平成14年度決算（収入）

（単位：百万円）

主務府省名	独立行政法人名	決算の内訳							計
		運営費交付金	施設整備費	受託収入	自己収入等	無利子借入金	前年度繰越金	積立金取崩金	
内閣府	国立公文書館	1,642	-	-	5	-	-	-	1,647
	駐留軍等労働者労務管理機構	4,853	-	355	2	-	-	-	5,210
総務省	通信総合研究所	19,417	2,593	13,655	971	3,067	-	-	39,703
	消防研究所	1,226	-	91	303	0	-	-	1,620
財務省	酒類総合研究所	1,280	0	56	36	-	-	43	1,415
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,203	862	-	71	-	11	-	2,147
	大学入試センター	376	-	0	10,443	-	-	-	10,818
	国立オリンピック記念青少年総合センター	4,301	257	-	917	-	-	-	5,475
	国立女性教育会館	700	59	9	70	-	-	-	838
	国立青年の家	4,680	988	26	6	524	42	-	6,267
	国立少年自然の家	4,250	664	26	12	471	14	-	5,437
	国立国語研究所	1,195	-	163	11	-	-	-	1,369
	国立科学博物館	2,885	-	-	751	322	-	-	3,958
	物質・材料研究機構	16,660	681	3,117	177	3,555	-	-	24,190
	防災科学技術研究所	8,071	539	2,167	1,064	2,640	-	-	14,481
	航空宇宙技術研究所	22,778	417	964	857	-	-	-	25,016
	放射線医学総合研究所	13,861	280	1,918	788	787	-	-	17,634
	国立美術館	4,276	-	-	519	-	-	-	4,794
	国立博物館	4,688	308	-	2,483	-	-	-	7,479
	文化財研究所	3,254	-	228	64	-	-	-	3,545
	教員研修センター	2,448	187	-	203	-	-	-	2,838
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	955	-	351	18	-	117	-
産業安全研究所		1,265	62	15	6	-	-	-	1,348
産業医学総合研究所		1,444	141	70	10	-	-	-	1,664
農林水産省	農林水産消費技術センター	5,376	88	27	25	-	-	-	5,516
	種苗管理センター	3,198	302	65	710	-	-	-	4,275
	家畜改良センター	8,930	402	121	1,541	1,700	-	-	12,694
	肥飼料検査所	1,868	28	69	27	635	-	-	2,627
	農薬検査所	821	0	0	0	558	-	-	1,379
	農業者大学校	625	53	-	79	-	33	-	790
	林木育種センター	2,190	132	3	82	-	-	-	2,407
	さけ・ます資源管理センター	1,867	245	30	3	-	-	-	2,145
	水産大学校	2,438	186	64	475	-	223	-	3,386
	農業技術研究機構	38,186	2,475	5,016	3,624	3,913	-	-	53,214
	農業生物資源研究所	7,758	85	8,262	10	1,237	-	-	17,352
	農業環境技術研究所	3,485	159	732	3	960	-	-	5,339
	農業工学研究所	2,293	291	546	233	120	-	-	3,482
	食品総合研究所	2,441	293	1,387	39	283	-	-	4,443
	国際農林水産業研究センター	3,530	-	240	2	694	-	-	4,466
	森林総合研究所	8,952	168	1,404	767	600	-	-	11,891
	水産総合研究センター	11,055	1,916	4,837	33	2,876	1,642	-	22,359
経済産業省	経済産業研究所	1,858	-	110	3	-	-	-	1,971
	工業所有権総合情報館	5,502	-	-	84	-	-	-	5,586
	日本貿易保険	-	-	-	24,148	-	25,081	-	49,229
	産業技術総合研究所	68,411	10,825	21,416	2,579	46,291	-	-	149,522
	製品評価技術基盤機構	7,720	22	1,293	787	-	631	-	10,453
国土交通省	土木研究所	4,935	364	1,040	92	963	-	-	7,394
	建築研究所	2,212	107	208	49	330	-	-	2,907
	交通安全環境研究所	1,957	797	1,912	11	-	-	-	4,677
	海上技術安全研究所	3,537	440	1,657	12	147	-	-	5,793
	港湾空港技術研究所	1,598	12	1,411	68	622	8	-	3,719
	電子航法研究所	1,792	15	186	4	-	-	-	1,997
	北海道開発土木研究所	1,928	-	2,878	17	144	143	-	5,110
	海技大学校	1,173	137	-	50	-	-	-	1,360
	航海訓練所	7,307	1,560	-	18	-	260	-	9,144
	海員学校	1,917	75	-	25	-	-	-	2,017
	航空大学校	3,219	129	-	117	-	-	-	3,465
環境省	国立環境研究所	10,064	403	3,927	176	539	-	-	15,109
計	合計(59法人)	366,115	30,204	82,052	55,889	73,978	28,205	43	636,483

- (注) 1 決算金額は、各法人における平成14年度決算報告書からの転記による。
2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3 水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金(1,594百万円)を含む。
4 航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費補助金を計上している。

独立行政法人の平成14年度決算（支出）

（単位：百万円）

主務府省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
内閣府	国立公文書館	780	-	-	532	306	-	1,618
	駐留軍等労働者労務管理機構	580	-	355	2,843	1,301	-	5,079
総務省	通信総合研究所	12,254	7,556	13,655	3,435	2,898	-	39,798
	消防研究所	553	28	91	533	68	1	1,274
財務省	酒類総合研究所	550	-	56	585	291	-	1,482
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	344	590	-	782	85	4	1,805
	大学入試センター	8,398	-	0	917	1,030	-	10,346
	国立オリンピック記念青少年総合センター	4,682	257	-	-	-	-	4,939
	国立女性教育会館	456	59	9	-	321	-	845
	国立青年の家	1,119	1,513	26	-	3,509	-	6,166
	国立少年自然の家	1,370	1,135	-	-	2,829	-	5,334
	国立国語研究所	445	-	163	571	129	-	1,308
	国立科学博物館	1,082	303	-	1,289	700	-	3,374
	物質・材料研究機構	10,389	4,177	3,131	6,374	-	-	24,071
	防災科学技術研究所	5,500	3,179	2,167	1,946	-	-	12,792
	航空宇宙技術研究所	22,228	1,939	834	-	-	-	25,001
	放射線医学総合研究所	10,510	1,331	1,576	3,975	-	-	17,392
	国立美術館	2,585	-	-	1,065	941	-	4,591
	国立博物館	2,526	308	-	2,154	402	-	5,391
	文化財研究所	1,419	-	218	1,385	531	20	3,574
	教員研修センター	1,362	187	-	507	694	-	2,750
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	200	83	359	581	99	-
産業安全研究所		484	62	13	536	112	-	1,207
産業医学総合研究所		468	140	70	752	170	-	1,601
農林水産省	農林水産消費技術センター	449	88	27	4,108	546	-	5,218
	種苗管理センター	421	287	65	2,596	244	476	4,089
	家畜改良センター	1,956	2,101	121	6,583	493	-	11,254
	肥飼料検査所	286	28	69	1,319	208	635	2,545
	農薬検査所	142	573	0	547	39	-	1,301
	農業者大学校	145	73	-	429	94	-	742
	林木育種センター	730	132	3	1,312	-	-	2,177
	さけ・ます資源管理センター	544	245	30	1,157	103	-	2,080
	水産大学校	621	186	64	1,853	261	-	2,985
	農業技術研究機構	8,518	6,387	4,998	25,229	3,920	68	49,119
	農業生物資源研究所	2,610	4,181	8,262	4,184	1,008	-	20,245
	農業環境技術研究所	1,010	1,119	730	1,992	439	-	5,289
	農業工学研究所	696	411	541	1,415	159	-	3,221
	食品総合研究所	685	506	1,385	1,417	379	-	4,372
	国際農林水産業研究センター	1,508	-	239	1,713	160	694	4,314
	森林総合研究所	1,350	768	1,404	6,480	1,096	4	11,102
水産総合研究センター	2,142	4,792	4,837	6,980	1,345	-	20,097	
経済産業省	経済産業研究所	1,701	-	110	-	159	-	1,970
	工業所有権総合情報館	4,439	-	-	587	136	-	5,162
	日本貿易保険	4,359	-	-	-	-	9,592	13,951
	産業技術総合研究所	62,505	57,018	18,940	-	-	13,856	152,320
	製品評価技術基盤機構	3,020	22	1,312	-	4,920	667	9,941
国土交通省	土木研究所	2,578	1,318	1,012	1,895	465	-	7,267
	建築研究所	846	437	203	1,059	351	-	2,896
	交通安全環境研究所	623	774	1,893	987	67	0	4,344
	海上技術安全研究所	609	576	1,633	2,587	179	-	5,585
	港湾空港技術研究所	330	634	1,403	1,086	125	-	3,577
	電子航法研究所	924	15	180	752	50	1	1,923
	北海道開発土木研究所	323	274	2,817	1,452	151	-	5,017
	海技大学校	261	137	-	897	68	-	1,363
	航海訓練所	2,379	1,563	-	4,728	188	-	8,859
	海員学校	364	75	-	1,383	125	-	1,947
	航空大学校	1,329	129	-	1,552	306	-	3,316
	自動車検査	1,404	457	-	4,383	691	-	6,935
	環境省	国立環境研究所	5,972	942	3,901	2,675	528	-
計	合計(59法人)	208,063	109,095	78,902	126,099	35,419	26,018	583,601

(注) 1 決算金額は、各法人における平成14年度決算報告書からの転記による。また、繰越金は除いて計上している。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費を計上している。

4 その他欄には、消防研究所は寄付金支出、国立特殊教育総合研究所は外部資金等、文化財研究所は附帯業務費及びその他寄付金、種苗管理センターは関西農場移転経費、肥飼料検査所は無利子貸付金、農業技術研究機構は建物補償費による資産取得費、国際農林水産業研究センターは無利子借入金、森林総合研究所は寄付金事業費、日本貿易保険は投資支出及びその他の支出、産業技術総合研究所は間接経費、製品評価技術基盤機構は講習関係経費、電子航法研究所は特許経費及びその他事業経費を計上している。

平成14年度業務実績に関する会計監査人の監査の実施状況

主務府省名	独立行政法人名	監査報告書提出日	会計監査人
総務省	通信総合研究所	平成15. 6. 10	朝日監査法人
	消防研究所	15. 5. 30	中央青山監査法人
文部科学省	大学入試センター	15. 6. 13	新日本監査法人
	国立オリンピック記念青少年総合センター	15. 6. 13	新日本監査法人
	国立青年の家	15. 6. 19	新日本監査法人
	国立少年自然の家	15. 6. 12	新日本監査法人
	国立科学博物館	15. 6. 18	中央青山監査法人
	物質・材料研究機構	15. 6. 12	中央青山監査法人
	防災科学技術研究所	15. 6. 6	中央青山監査法人
	航空宇宙技術研究所	15. 6. 13	中央青山監査法人
	放射線医学総合研究所	15. 6. 20	新日本監査法人
	国立美術館	15. 6. 18	新日本監査法人
	国立博物館	15. 6. 18	中央青山監査法人
	文化財研究所	15. 5. 30	中央青山監査法人
	農林水産省	家畜改良センター	15. 6. 13
農業技術研究機構		15. 6. 6	朝日監査法人
農業生物資源研究所		15. 6. 17	新日本監査法人
農業環境技術研究所		15. 6. 6	朝日監査法人
農業工学研究所		15. 6. 4	中央青山監査法人
森林総合研究所		15. 6. 5	中央青山監査法人
水産総合研究センター		15. 6. 11	新日本監査法人
経済産業省	日本貿易保険	15. 6. 11	中央青山監査法人
	産業技術総合研究所	15. 6. 13	新日本監査法人
	製品評価技術基盤機構	15. 6. 16	新日本監査法人
国土交通省	土木研究所	15. 5. 31	中央青山監査法人
	建築研究所	15. 6. 19	中央青山監査法人
	交通安全環境研究所	15. 6. 18	新日本監査法人
	海上技術安全研究所	15. 6. 20	新日本監査法人
	港湾空港技術研究所	15. 6. 20	新日本監査法人
	海員学校	15. 6. 13	朝日監査法人
	自動車検査	15. 6. 13	新日本監査法人
環境省	国立環境研究所	15. 6. 13	新日本監査法人
計 (32法人)			

(注) 1 各法人の監査報告書に基づき作成した。

2 資本金額が100億円以上の法人及び個別法に長期借入金又は債券発行の規定が置かれている法人が、会計監査人による監査を義務付けられている(通則法第39条及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成12年政令第316号)第2条)。

運営費交付金の収益化基準の採用状況(平成14年度)

主務府省名	独立行政法人名	運営費交付金の収益化基準		
		成果進行型	期間進行型	費用進行型
内閣府	国立公文書館	-	-	○
	駐留軍等労働者労務管理機構	○ (退職準備研修費、健康診断費、退職手当等)	○ (人件費(給与費)、物件費(固定的経費)、心の健康対策費等)	-
総務省	通信総合研究所	-	-	○
	消防研究所	-	-	○
財務省	酒類総合研究所	○ (退職金及び研究業務費の一部)	○ (人件費のうち退職金を除く金額及び一般管理費の一部)	○ (左記以外の費用)
	国立特殊教育総合研究所	-	-	○
文部科学省	大学入試センター	-	-	○
	国立オリンピック記念青少年総合センター	-	-	○
	国立女性教育会館	○ (研修受入事業、交流事業、調査研究事業及び情報事業に係る物件費相当)	○ (人件費相当及び管理業務に係る物件費相当)	-
	国立青年の家	-	-	○
	国立少年自然の家	-	-	○
	国立国語研究所	○ (退職手当及び研究業務にかかる経費)	○ (一般管理費及び人件費のうち退職手当を除く金額)	-
	国立科学博物館	-	-	○
	物質・材料研究機構	-	-	○
	防災科学技術研究所	-	-	○
	航空宇宙技術研究所	-	-	○
	放射線医学総合研究所	-	-	○
	国立美術館	○ (展覧業務、美術工芸品等の収集及び教育普及業務の一部に係る経費相当)	○ (人件費相当及び左記に掲げる業務以外の業務に係る経費相当)	-
	国立博物館	-	-	○
	文化財研究所	○ (人件費のうち退職手当及び事業部門の経費)	○ (人件費のうち役員報酬、職員給与、共済組合事業主負担金、児童手当拠出金及び管理部門の経費)	○ (人件費のうちの公務災害補償費)
	教員研修センター	-	-	○
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	-	-
産業安全研究所		-	-	○
産業医学総合研究所		-	-	○
農林水産省	農林水産消費技術センター	-	-	○
	種苗管理センター	-	-	○
	家畜改良センター	-	-	○
	肥飼料検査所	-	-	○
	農薬検査所	-	-	○
	農業者大学校	-	-	○
	林木育種センター	-	-	○
	さけ・ます資源管理センター	-	-	○
	水産大学校	-	-	○
	農業技術研究機構	-	-	○
	農業生物資源研究所	-	-	○
	農業環境技術研究所	-	-	○
	農業工学研究所	-	-	○
	食品総合研究所	-	-	○
	国際農林水産業研究センター	-	-	○
	森林総合研究所	-	-	○
	水産総合研究センター	-	-	○
経済産業省	経済産業研究所	-	-	○
	工業所有権総合情報館	-	-	○
	産業技術総合研究所	-	-	○
	製品評価技術基盤機構	-	-	○
国土交通省	土木研究所	-	-	○
	建築研究所	-	-	○
	交通安全環境研究所	-	-	○
	海上技術安全研究所	-	-	○
	港湾空港技術研究所	-	-	○
	電子航法研究所	-	-	○
	北海道開発土木研究所	-	-	○
	海技大学校	-	-	○
	航海訓練所	○ (練習船経費及び退職手当等)	○ (管理・業務部門経費及び人件費等)	○ (想定されない事故・緊急対応経費)
	海員学校	-	-	○
	航空大学校	-	-	○
自動車検査	-	-	○	
環境省	国立環境研究所	-	-	○

- (注) 1 各法人の平成14年度の財務諸表(重要な会計方針)による。
2 日本貿易保険は運営費交付金を受け入れていないことから本表から除いている。
3 () 内には、該当する収益化基準を採用している経費の内訳を記載した。

セグメント区分を実施している法人とその内容(平成14年度)

主務府省名	独立行政法人名	セグメント区分の実施状況	事業等別によるセグメント区分の内容等		
			セグメント区分の数	内 容	
内閣府	国立公文書館	○	3	事業	国立公文書館とアジア歴史資料センターの事業別及び全社に区分
	駐留軍等労働者労務管理機構	○	4	事業	労務管理の実施に関する業務等、給与の支給に関する業務等3つの事業別及び法人共通に区分
総務省	通信総合研究所	○	5	事業	情報通信、無線通信、電磁波計測及び基礎先端の4つの事業別並びに管理部門に係る資産等を全社として区分
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	○	7	事業	研究活動、研修事業、教育相談活動等6つの事業別及び共同利用している資産を共通として区分
	国立オリンピック記念青少年総合センター	○	3	事業	センター事業(主催及び受入事業)と基金事業に区分し、その他共通的な事項を全法人として区分
	国立女性教育会館	○	6	事業	研修受入事業、交流事業等5つの事業別及び一般管理費等を法人共通として区分
	国立国語研究所	○	5	事業	調査研究事業、日本語情報資料収集事業等4つの事業別及び一般管理費等を全社として区分
	国立科学博物館	○	4	事業	展示事業、教育・普及事業等3つの事業別及び管理部門に係る費用等を全社として区分
	物質・材料研究機構	○	5	事業	ナノ物質・材料、環境・エネルギー材料等4つの事業別及び一般管理業務に係る費用等を全社として区分
	防災科学技術研究所	○	3	事業	地震研究、その他災害研究の事業別及び管理部門に係る費用等を全社として区分
	国立美術館	○	5	施設	東京国立近代美術館、京都国立近代美術館等4つの館別及び法人本部に区分
	国立博物館	○	4	施設	東京国立博物館、京都国立博物館等3つの館別及び本部事務局に係る流動資産等を共通として区分
	文化財研究所	○	3	施設	東京文化財研究所及び奈良文化財研究所の所別並びに本部に係る費用等を全社として区分
農林水産省	農林水産消費技術センター	○	4	事業	食品等の調査・分析・情報提供等3つの事業別及び共通経費に区分
	種苗管理センター	○	6	事業	栽培試験事業、種苗生産事業等5つの事業別及び全社に区分
	家畜改良センター	○	5	事業	家畜改良事業、飼料作物種苗の生産及び配布事業等4つの事業別及び一般管理費等を全社として区分
	肥飼料検査所	○	3	事業	肥料・土壌改良資材業務関係事業、飼料業務関係事業の事業別及び管理部門の人件費等を全社として区分
	林木育種センター	○	4	事業	林木新品種開発、林木遺伝資源等3つの事業別及び共通に区分
	農業技術研究機構	○	12	施設	中央農業総合研究センター、作物研究所等11の施設別及び全社に区分
	農業生物資源研究所	○	4	事業	植物、昆虫及び動物の3つの関係研究別並びに管理部門の経費等を全社として区分
	国際農林水産業研究センター	○	2	施設	本所及び沖縄支所の施設別に区分
経済産業省	森林総合研究所	○	4	事業	森林、林業及び木材産業の3つの事業別及び流動資産等を全社として区分
	産業技術総合研究所	○	5	事業	鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務等4つの業務別及び配賦不能なものを法人共通として区分
国土交通省	製品評価技術基盤機構	○	6	事業	バイオテクノロジー分野、化学物質管理分野等5つの事業別及び配賦不能なものを法人共通として区分
	土木研究所	○☆	10	事業	技術推進、材料地盤等9つの事業別と配賦不能なものを全社として区分
	建築研究所	○	8	事業	構造グループ、環境グループ等7つのグループ別及び配賦不能なものを全社として区分
	交通安全環境研究所	☆	-	-	-
	電子航法研究所	☆	-	-	-
	北海道開発土木研究所	○	9	事業	北国の発展に貢献する新技術に関する研究等中期計画に定めた8つの研究課題別及び共通的な費用を全社として区分
	海員学校	○	4	事業	専修科、本科、司ちゅう・事務科の3つの教育科別及び配賦不能なものを全社として区分
航空大学校	☆	-	-	-	
計			事業別等のセグメント区分を実施 28法人、法定区分経理に基づくセグメント区分を実施 4法人		

- (注) 1 各法人の平成14年度の財務諸表等(附属明細書)による。
2 ○は事業等別のセグメント区分を、☆は法定区分経理に基づくセグメント区分を実施しているものを示す。
3 セグメント区分の内容欄における「事業」は事業等別の、「施設」は施設別のセグメント区分を行っていることを示す。

当期総利益(損失)の状況(平成14年度)

(単位:百万円)

主務府省名	独立行政法人名	経常費用	経常収益	臨時損失	臨時利益	目的積立金 取崩額	当期総利益 (損失)	備考	
内閣府	国立公文書館	1,622	1,619	46	46	—	▲ 3		
	駐留軍等労働者労務管理機構	5,054	5,172	—	—	—	119		
総務省	通信総合研究所	31,667	37,051	318	1,235	—	6,300		
	消防研究所	1,240	1,284	—	—	—	44		
財務省	酒類総合研究所	1,241	1,295	9	—	—	45		
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,202	1,203	15	25	—	11		
	大学入試センター	10,431	10,898	33	30	—	463		
	国立オリンピック記念青少年総合センター	4,708	4,816	35	35	—	109		
	国立女性教育会館	783	783	10	10	—	1		
	国立青年の家	4,705	4,705	16	16	—	0	当期総利益額343,060円	
	国立少年自然の家	4,223	4,232	16	16	—	9		
	国立国語研究所	1,275	1,312	33	33	—	37		
	国立科学博物館	3,327	3,329	—	—	—	2		
	物質・材料研究機構	21,239	21,590	110	110	—	351		
	防災科学技術研究所	12,410	12,605	—	41	—	237		
	航空宇宙技術研究所	22,984	23,027	529	522	—	36		
	放射線医学総合研究所	19,279	19,317	227	227	—	38		
	国立美術館	3,501	3,667	33	85	—	217		
	国立博物館	4,399	4,757	46	33	—	345		
	文化財研究所	3,785	3,808	35	33	31	53		
	教員研修センター	2,424	2,427	17	17	—	3		
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	1,277	1,272	—	—	7	1	
		産業安全研究所	1,115	1,120	—	—	—	5	
		産業医学総合研究所	1,504	1,512	2	—	—	6	
農林水産省	農林水産消費技術センター	5,160	5,164	3	3	—	5		
	種苗管理センター	3,401	3,401	54	55	—	1		
	家畜改良センター	8,783	8,845	41	1,067	—	1,088		
	肥飼料検査所	1,835	1,899	78	20	—	6		
	農薬検査所	733	734	—	—	—	0	当期総利益額270,851円	
	農業者大学校	667	666	10	10	—	▲ 1		
	林木育種センター	2,063	2,063	17	17	—	0	当期総利益額107,757円	
	さけ・ます資源管理センター	1,796	1,796	24	27	—	3		
	水産大学校	2,750	2,752	10	10	—	2		
	農業技術研究機構	41,501	41,901	162	683	—	922		
	農業生物資源研究所	15,885	16,246	43	43	—	362		
	農業環境技術研究所	4,052	4,128	16	134	—	194		
	農業工学研究所	2,651	2,703	3	3	1	53		
	食品総合研究所	3,875	3,950	4	201	—	272		
	国際農林水産業研究センター	3,620	3,628	5	—	—	3		
	森林総合研究所	10,427	10,552	24	24	—	125		
	水産総合研究センター	15,424	15,426	64	64	—	2		
経済産業省	経済産業研究所	1,970	1,971	—	—	—	1		
	工業所有権総合情報館	5,158	5,169	—	—	—	11		
	日本貿易保険	5,492	6,317	1,930	8,338	—	7,233		
	産業技術総合研究所	91,990	97,294	730	730	—	5,304		
	製品評価技術基盤機構	10,050	10,040	133	133	—	▲ 10		
国土交通省	土木研究所	6,061	6,104	—	—	—	43		
	建築研究所	2,534	2,562	4	4	—	28		
	交通安全環境研究所	3,121	3,930	22	22	—	809		
	海上技術安全研究所	6,253	6,563	44	44	—	311		
	港湾空港技術研究所	2,953	3,043	20	20	—	90		
	電子航法研究所	2,610	2,619	278	278	—	9		
	北海道開発土木研究所	5,146	5,151	—	12	—	17		
	海技大学校	1,173	1,172	—	—	—	▲ 1		
	航海訓練所	7,202	7,256	0	0	—	54		
	海員学校	1,880	1,880	24	24	—	0		
	航空大学校	3,160	3,174	233	220	—	▲ 0	当期総損失額10,700円	
自動車検査独立行政法人	7,890	7,896	—	202	—	208			
環境省	国立環境研究所	13,212	13,626	53	53	—	414		
計		467,873	484,422	5,559	14,955	39	25,987		

(注) 1 各法人の平成14年度の財務諸表(損益計算書)による。

2 百万円未満は四捨五入している。

運営費交付金債務の状況

(単位:百万円)

主務府省名	独立行政法人名	年度	運営費交付金 (A)	13年度運営費 交付金債務(B)	B/A*100(%)	14年度運営費 交付金債務(C)	C/A*100(%)
内閣府	国立公文書館	平成13	1,748	0	0.00	0	0.00
		14	1,642	—	—	27	1.64
		計	3,390	0	0.00	27	0.80
	駐留軍等労働者労務管理機	14	4,853	—	—	26	0.54
		計	4,853	—	—	26	0.54
総務省	通信総合研究所	13	18,566	474	2.55	0	0.00
		14	19,417	—	—	1,308	6.74
		計	37,983	474	1.25	1,308	3.44
	消防研究所	13	1,216	124	10.20	77	6.33
		14	1,226	—	—	120	9.79
		計	2,442	124	5.08	197	8.07
財務省	酒類総合研究所	13	1,366	304	22.25	—	—
		14	1,280	—	—	—	—
		計	2,645	304	11.49	161	6.09
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	13	1,192	11	0.92	4	0.34
		14	1,203	—	—	0	0.00
		計	2,396	11	0.46	4	0.17
	大学入試センター	13	385	0	0.00	—	—
		14	376	—	—	0	0.00
		計	761	0	0.00	0	0.00
	国立オリンピック記念青少年 総合センター	13	4,478	126	2.81	0	0.00
		14	4,301	—	—	548	12.74
		計	8,778	126	1.44	548	6.24
	国立女性教育会館	13	724	9	1.24	0	0.00
		14	700	—	—	1	0.14
		計	1,424	9	0.63	1	0.07
	国立青年の家	13	4,491	32	0.71	11	0.24
		14	4,680	—	—	80	1.71
		計	9,172	32	0.35	90	0.98
	国立少年自然の家	13	4,329	66	1.52	20	0.46
		14	4,250	—	—	76	1.79
		計	8,579	66	0.77	96	1.12
	国立国語研究所	13	1,074	8	0.74	0	0.00
		14	1,195	—	—	41	3.43
		計	2,269	8	0.35	41	1.81
	国立科学博物館	13	2,869	13	0.45	0	0.00
		14	2,885	—	—	43	1.49
		計	5,755	13	0.23	43	0.75
	物質・材料研究機構	13	17,161	814	4.74	0	0.00
		14	16,660	—	—	742	4.45
		計	33,821	814	2.41	742	2.19
	防災科学技術研究所	13	7,878	653	8.29	0	0.00
		14	8,071	—	—	1,244	15.41
		計	15,949	653	4.09	1,244	7.80
	航空宇宙技術研究所	13	19,019	3,205	16.85	557	2.93
		14	22,778	—	—	4,213	18.50
		計	41,797	3,205	7.67	4,770	11.41
	放射線医学総合研究所	13	14,522	645	4.44	95	0.65
		14	13,861	—	—	615	4.44
		計	28,383	645	2.27	710	2.50
	国立美術館	13	4,426	75	1.69	0	0.00
		14	4,276	—	—	65	1.52
		計	8,701	75	0.86	65	0.75
	国立博物館	13	4,612	463	10.04	0	0.00
		14	4,688	—	—	222	4.74
		計	9,300	463	4.98	222	2.39
文化財研究所	13	3,333	2	0.06	2	0.06	
	14	3,254	—	—	1	0.03	
	計	6,587	2	0.03	3	0.05	
教員研修センター	13	2,588	132	5.10	86	3.32	
	14	2,448	—	—	131	5.35	
	計	5,036	132	2.62	217	4.31	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

主務府省名	独立行政法人名	年度	運営費交付金 (A)	13年度運営費 交付金債務(B)	B/A*100(%)	14年度運営費 交付金債務(C)	C/A*100(%)	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	13	852	0	0.00	—	—	
		14	955	—	—	0	0.00	
		計	1,806	0	0.00	0	0.00	
	産業安全研究所	13	1,329	165	12.42	165	12.42	
		14	1,265	—	—	135	10.67	
		計	2,595	165	6.36	300	11.56	
	産業医学総合研究所	13	1,531	148	9.67	148	9.67	
		14	1,444	—	—	58	4.02	
		計	2,974	148	4.98	205	6.89	
農林水産省	農林水産消費技術センター	13	4,902	159	3.24	159	3.24	
		14	5,376	—	—	293	5.45	
		計	10,277	159	1.55	452	4.40	
	種苗管理センター	13	3,177	268	8.44	127	4.00	
		14	3,198	—	—	148	4.63	
		計	6,376	268	4.20	275	4.31	
	家畜改良センター	13	8,746	27	0.31	0	0.00	
		14	8,930	—	—	327	3.66	
		計	17,676	27	0.15	327	1.85	
	肥飼料検査所	13	1,899	134	7.06	134	7.06	
		14	1,868	—	—	82	4.39	
		計	3,768	134	3.56	216	5.73	
	農薬検査所	13	842	104	12.35	77	9.14	
		14	821	—	—	106	12.91	
		計	1,663	104	6.25	183	11.00	
	農業者大学校	13	619	14	2.26	9	1.45	
		14	625	—	—	27	4.32	
		計	1,244	14	1.13	36	2.89	
	林木育種センター	13	2,065	38	1.84	38	1.84	
		14	2,190	—	—	148	6.76	
		計	4,255	38	0.89	186	4.37	
	さけ・ます資源管理センター	13	1,837	89	4.84	26	1.42	
		14	1,867	—	—	122	6.53	
		計	3,704	89	2.40	149	4.02	
	水産大学校	13	2,386	213	8.93	188	7.88	
		14	2,438	—	—	203	8.33	
		計	4,823	213	4.42	391	8.11	
	農業技術研究機構	13	38,005	175	0.46	52	0.14	
		14	38,186	—	—	868	2.27	
		計	76,192	175	0.23	921	1.21	
	農業生物資源研究所	13	8,011	107	1.34	0	0.00	
		14	7,758	—	—	76	0.98	
		計	15,769	107	0.68	76	0.48	
	農業環境技術研究所	13	3,571	205	5.74	0	0.00	
		14	3,485	—	—	250	7.17	
		計	7,056	205	2.91	250	3.54	
	農業工学研究所	13	2,165	63	2.91	36	1.66	
		14	2,293	—	—	55	2.40	
		計	4,458	63	1.41	90	2.02	
	食品総合研究所	13	2,490	132	5.30	110	4.42	
		14	2,441	—	—	20	0.82	
		計	4,931	132	2.68	129	2.62	
	国際農林水産業研究センター	13	3,439	41	1.19	26	0.76	
		14	3,530	—	—	160	4.53	
		計	6,969	41	0.59	186	2.67	
	森林総合研究所	13	8,837	0	0.00	—	—	
		14	8,952	—	—	69	0.77	
		計	17,789	0	0.00	69	0.39	
	水産総合研究センター	13	10,975	209	1.90	0	0.00	
		14	11,055	—	—	822	7.44	
		計	22,030	209	0.95	822	3.73	
	経済産業省	経済産業研究所	13	2,049	717	34.99	0	0.00
			14	2,039	—	—	894	43.85
			計	4,088	717	17.54	894	21.87
		工業所有権総合情報館	13	5,454	505	9.26	505	9.26
			14	5,502	—	—	417	7.58
			計	10,956	505	4.61	922	8.42

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

主務府省名	独立行政法人名	年度	運営費交付金 (A)	13年度運営費 交付金債務(B)	B/A*100(%)	14年度運営費 交付金債務(C)	C/A*100(%)
経済産業省	産業技術総合研究所	13	69,310	6,901	9.96	0	0.00
		14	68,411	—	—	3,774	5.52
		計	137,722	6,901	5.01	3,774	2.74
	製品評価技術基盤機構	13	7,520	263	3.50	0	0.00
		14	7,720	—	—	153	1.98
		計	15,241	263	1.73	153	1.00
国土交通省	土木研究所	13	5,260	707	13.44	7	0.13
		14	4,935	—	—	773	15.66
		計	10,195	707	6.93	780	7.65
	建築研究所	13	2,299	438	19.05	216	9.40
		14	2,212	—	—	206	9.31
		計	4,511	438	9.71	422	9.35
	交通安全環境研究所	13	1,862	102	5.48	70	3.76
		14	1,957	—	—	318	16.25
		計	3,819	102	2.67	388	10.16
	海上技術安全研究所	13	3,701	110	2.97	110	2.97
		14	3,537	—	—	127	3.59
		計	7,238	110	1.52	236	3.26
	港湾空港技術研究所	13	1,619	8	0.49	6	0.37
		14	1,598	—	—	105	6.57
		計	3,217	8	0.25	110	3.42
	電子航法研究所	13	1,827	61	3.34	61	3.34
		14	1,792	—	—	62	3.46
		計	3,619	61	1.69	124	3.43
	北海道開発土木研究所	13	1,965	34	1.73	0	0.00
		14	1,928	—	—	77	3.99
		計	3,893	34	0.87	77	1.98
	海技大学校	13	1,187	137	11.54	0	0.00
		14	1,173	—	—	134	11.42
		計	2,360	137	5.81	134	5.68
	航海訓練所	13	7,412	390	5.26	—	—
		14	7,307	—	—	—	—
		計	14,719	390	2.65	474	3.22
	海員学校	13	1,913	50	2.61	29	1.52
		14	1,917	—	—	91	4.75
		計	3,829	50	1.31	120	3.13
航空大学校	13	3,043	161	5.29	—	—	
	14	3,219	—	—	—	—	
	計	6,262	161	2.57	310	4.95	
自動車検査	14	8,264	—	—	1,790	21.66	
	計	8,264	—	—	1,790	21.66	
環境省	国立環境研究所	13	9,250	551	5.96	139	1.50
		14	9,516	—	—	755	7.93
		計	18,766	551	2.94	894	4.76
計			715,076	20,579	2.88	27,382	3.83

(注) 1 各法人の財務諸表(附属明細書)から作成した。

2 百万円未満は四捨五入している。

3 酒類総合研究所、航海訓練所及び航空大学校は、運営費交付金債務を附属明細書上、年度別に区分していないため、14年度運営費交付金債務欄は、計のみ記載している。

4 日本貿易保険は運営費交付金を受け入れていないことから本表から除いている。

目的積立金の状況

(単位:円)

主務府省名	独立行政法人名	目的積立金積立額		目的積立金の取崩し		目的積立金の内容
		平成13年度	14年度	14年度		
				目的積立金取崩額	その他	
内閣府	駐留軍等労働者労務管理機構		14,781,745	-	-	駐留軍等労働者の福利厚生事業積立金等
総務省	通信総合研究所	2,816,227	28,904,345	0	0	広報・知財・環境積立金
財務省	酒類総合研究所	8,010,527	0	0	0	研究用機器等購入積立金
文部科学省	国立美術館	103,434,505	154,304,946	0	0	美術作品購入・修理積立金、設備積立金
	国立博物館	127,582,576	340,858,362	0	0	業務拡充積立金、施設改修積立金
	文化財研究所	182,549,867	16,900,972	31,100,748	48,886,974	調査研究事業積立金等
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	6,736,694	0	6,736,694	0	国際・産学研究支援積立金等
	産業安全研究所	8,573,184	0	0	0	研究環境整備積立金
	産業医学総合研究所	3,961,803	3,119,808	0	0	研究支援対策積立金
農林水産省	家畜改良センター	31,954,949	49,351,205	0	0	効率化及び質の向上積立金
	農業技術研究機構	0	10,939,061	-	-	研究用機器整備積立金
	農業工学研究所	4,014,775	0	1,184,400	0	試験研究用機器更新等積立金
	国際農林水産業研究センター	0	15,493	-	-	研究用機器更新等積立金
	森林総合研究所	9,703,589	0	0	0	研究機器等購入積立金
経済産業省	産業技術総合研究所	21,444,593	123,409,556	0	0	研究施設等整備積立金
	製品評価技術基盤機構	127,906	0	0	0	研修費積立金
国土交通省	土木研究所	15,002,940	8,261,150	0	0	研究開発及び研究基盤整備積立金
	建築研究所	16,115,562	16,833,929	0	0	研究開発及び研究基盤整備積立金
	港湾空港技術研究所	58,890,022	15,773,081	0	0	施設改修等積立金、研究基盤整備及び研究開発積立金等
	電子航法研究所	0	2,179,310	-	-	研究開発及び研究基盤整備積立金
	北海道開発土木研究所	0	4,016,323	-	-	研究基盤整備積立金
環境省	国立環境研究所	0	3,624,252	-	-	研究設備等積立金
計 (22法人)		600,919,719	793,273,538	39,021,842	48,886,974	

(注) 各法人の各年度の財務諸表(利益処分に関する書類及び附属明細書)による。

行政サービス実施コストの状況(平成14年度)

(単位:百万円)

主務府省名	独立行政法人名	業務費用	損益外減価償却相当額	引当外退職手当増加見積額	機会費用	計(行政サービス実施コスト)	
内閣府	国立公文書館	1,663	297	△ 12	67	2,015	
	駐留軍等労働者労務管理機構	4,699	22	△ 73	7	4,654	
総務省	通信総合研究所	18,266	1,974	85	471	20,797	
	消防研究所	1,124	365	0	103	1,592	
財務省	酒類総合研究所	1,153	586	△ 21	63	1,780	
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,198	329	27	39	1,593	
	大学入試センター	20	61	△ 4	84	162	
	国立オリンピック記念青少年総合センター	3,830	1,636	△ 26	564	6,004	
	国立女性教育会館	714	490	△ 1	21	1,224	
	国立青年の家	4,689	989	20	145	5,843	
	国立少年自然の家	4,201	1,143	△ 353	164	5,155	
	国立国語研究所	1,133	0	12	166	1,311	
	国立科学博物館	2,960	728	64	472	4,223	
	物質・材料研究機構	18,075	2,502	△ 615	525	20,488	
	防災科学技術研究所	10,212	2,917	△ 259	278	13,148	
	航空宇宙技術研究所	22,553	4,381	△ 282	318	26,971	
	放射線医学総合研究所	16,537	3,051	△ 7	204	19,785	
	国立美術館	3,068	1,234	10	634	4,946	
	国立博物館	3,494	1,572	87	1,040	6,194	
	文化財研究所	3,533	412	△ 35	281	4,191	
	教員研修センター	2,239	181	20	27	2,467	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	930	0	37	67	1,034
		産業安全研究所	1,095	203	△ 22	48	1,325
		産業医学総合研究所	1,425	156	18	34	1,633
	農林水産省	農林水産消費技術センター	5,107	339	240	331	6,017
種苗管理センター		3,226	44	113	69	3,451	
家畜改良センター		8,249	1,467	△ 26	323	10,013	
肥飼料検査所		1,817	129	△ 7	139	2,078	
農薬検査所		733	86	△ 12	28	836	
農業者大学校		613	49	△ 3	19	678	
林木育種センター		2,076	165	△ 181	13	2,073	
さけ・ます資源管理センター		1,789	315	34	49	2,187	
水産大学校		2,220	719	△ 91	61	2,910	
農業技術研究機構		35,919	2,985	△ 343	1,658	40,219	
農業生物資源研究所		7,775	1,428	38	267	9,507	
農業環境技術研究所		3,215	445	△ 49	236	3,847	
農業工学研究所		2,105	810	△ 14	138	3,039	
食品総合研究所		2,254	364	31	60	2,709	
国際農林水産業研究センター		3,383	211	△ 377	57	3,274	
森林総合研究所		8,990	1,984	△ 35	313	11,252	
水産総合研究センター		10,621	2,156	△ 8	278	13,048	
経済産業省	経済産業研究所	1,859	0	26	144	2,029	
	工業所有権総合情報館	5,073	0	28	68	5,170	
	日本貿易保険	△ 6,915	0	0	838	△ 6,077	
	産業技術総合研究所	69,306	9,423	△ 2,009	2,211	78,930	
	製品評価技術基盤機構	8,291	1,244	△ 209	383	9,709	
国土交通省	土木研究所	4,931	1,658	57	729	7,375	
	建築研究所	2,287	1,888	20	354	4,549	
	交通安全環境研究所	1,228	891	△ 92	152	2,179	
	海上技術安全研究所	3,123	1,918	△ 164	252	5,129	
	港湾空港技術研究所	1,495	961	△ 27	247	2,676	
	電子航法研究所	2,698	121	△ 49	33	2,804	
	北海道開発土木研究所	2,251	164	△ 43	54	2,426	
	海技大学校	1,123	133	34	28	1,318	
	航海訓練所	7,176	530	△ 168	258	7,795	
	海員学校	1,878	369	58	80	2,385	
	航空大学校	3,276	184	△ 223	47	3,284	
	自動車検査	7,884	629	204	2,456	11,173	
	環境省	国立環境研究所	9,350	1,673	51	237	11,311
	計	355,217	60,711	△ 4,526	18,432	429,838	

(注)1 各法人の平成14年度の財務諸表(行政サービス実施コスト計算書)による。

2 百万円未満は四捨五入している。

各府省独立行政法人評価委員会一覽

総務省	府省独立行政法人評価委員会		評価の対象となる独立行政法人
	委員会	分科会、委員会に置かれる部会	
総務省 政策評価・独立行政法人評価委員会（独立行政法人評価分科会）	内閣府独立行政法人評価委員会	国立公文書館分科会	国立公文書館
		国民生活センター分科会	国民生活センター
		北方領土問題対策協会分科会	北方領土問題対策協会（農林水産省と共管）
		駐留軍等労働者労務管理機構分科会	駐留軍等労働者労務管理機構
	総務省独立行政法人評価委員会	平和祈念事業特別基金分科会	平和祈念事業特別基金
		情報通信・宇宙開発分科会	情報通信研究機構（財務省と共管）、宇宙航空研究開発機構（文部科学省、国土交通省と共管）
		統計センター分科会	統計センター
		消防研究所分科会	消防研究所
	外務省独立行政法人評価委員会	国際交流基金分科会	国際交流基金
		国際協力機構分科会	国際協力機構
	財務省独立行政法人評価委員会	農林漁業信用基金分科会	農林漁業信用基金（農林水産省と共管）
		通関情報処理センター分科会	通関情報処理センター
		造幣局分科会	造幣局
		国立印刷局分科会	国立印刷局
		日本万国博覧会記念機構分科会	日本万国博覧会記念機構
		酒類総合研究所分科会	酒類総合研究所
		情報通信研究機構部会	情報通信研究機構（総務省と共管）
		中小企業基盤整備機構部会	中小企業基盤整備機構（経済産業省と共管）
	文部科学省独立行政法人評価委員会	農業・生物系特定産業技術研究機構部会	農業・生物系特定産業技術研究機構（農林水産省と共管）
		初等中等教育分科会	国立特殊教育総合研究所、教員研修センター
		高等教育分科会	大学入試センター、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、日本学生支援機構、国立高等専門学校機構、メディア教育開発センター
		社会教育分科会	国立女性教育会館、国立科学博物館
		スポーツ・青少年分科会	国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家、国立少年自然の家、日本スポーツ振興センター
		科学技術・学術分科会	物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、宇宙航空研究開発機構（総務省、国土交通省と共管）、日本学術振興会、科学技術振興機構、理化学研究所、海洋研究開発機構
	厚生労働省独立行政法人評価委員会	文化分科会	国立国語研究所、国立美術館、国立博物館、文化財研究所、日本芸術文化振興会
		調査研究部会	国立健康・栄養研究所、産業安全研究所、産業医学総合研究所
		国立病院部会	国立病院機構
		労働部会	勤労者退職金共済機構、高齢・障害者雇用支援機構、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構
		医療・福祉部会	福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、医薬品医療機器総合機構
		水資源部会	水資源機構（国土交通省、農林水産省、経済産業省と共管）
農業者年金部会	農業者年金基金（農林水産省と共管）		

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

総務省	府省独立行政法人評価委員会		評価の対象となる独立行政法人
	委員会	分科会、委員会に置かれる部会	
総務省 政策評価・独立行政法人評価委員会 (独立行政法人評価分科会)	農林水産省独立行政法人 評価委員会	農業分科会	農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校、農畜産業振興機構、農業者年金基金（厚生労働省と共管）、農林漁業信用基金（財務省と共管）、水資源機構（国土交通省、厚生労働省、経済産業省と共管）
		農業技術分科会	農業・生物系特定産業技術研究機構（財務省と共管）、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、北海道開発土木研究所（国土交通省と共管）
		林野分科会	林木育種センター、森林総合研究所、緑資源機構
		水産分科会	さけ・ます資源管理センター、水産大学校、水産総合研究センター、北方領土問題対策協会（内閣府と共管）
	経済産業省独立行政法人 評価委員会	経済産業研究所分科会	経済産業研究所
		工業所有権総合情報館分科会	工業所有権総合情報館
		通商・貿易分科会	日本貿易保険、日本貿易振興機構
		産業技術分科会	産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構
		技術基盤分科会	製品評価技術基盤機構、原子力安全基盤機構
		資源分科会	石油天然ガス・金属鉱物資源機構、水資源機構（国土交通省、厚生労働省、農林水産省と共管）
		情報処理推進機構分科会	情報処理推進機構
		中小企業基盤整備機構分科会	中小企業基盤整備機構（財務省と共管）
	国土交通省独立行政法人 評価委員会	土木研究所分科会	土木研究所
		建築研究所分科会	建築研究所
		交通関係研究所分科会	交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、電子航法研究所、宇宙航空研究開発機構（文部科学省、総務省と共管）
		港湾空港技術研究所分科会	港湾空港技術研究所
		北海道開発土木研究所分科会	北海道開発土木研究所（農林水産省と共管）
		教育機関分科会	海技大学校、航海訓練所、海員学校、航空大学校
		自動車検査分科会	自動車検査
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会	鉄道建設・運輸施設整備支援機構
		国際観光振興機構分科会	国際観光振興機構
		水資源機構分科会	水資源機構（厚生労働省、農林水産省、経済産業省と共管）
		自動車事故対策機構分科会	自動車事故対策機構
		空港周辺整備機構分科会	空港周辺整備機構
		海上災害防止センター分科会	海上災害防止センター
	都市再生機構分科会	都市再生機構	
	環境省独立行政法人評価 委員会	国立環境研究所部会	国立環境研究所
		環境再生保全機構部会	環境再生保全機構

府省独立行政法人評価委員会委員等名簿

(注) ◎印は委員長(分科会長)、○印は委員長(分科会長)代理を示す。

《内閣府独立行政法人評価委員会》

(平成16年4月1日現在)

本委員会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	大森 彌	国立大学法人千葉大学法経学部教授
○委員	朝倉 敏夫	読売新聞東京本社取締役論説委員長
委員	雨宮 孝子	明治学院大学大学院法務職研究科教授
委員	飯田 健一	国土舘大学大学院客員教授
委員	伊集院 礼子	NHK放送文化研究所主任研究員
委員	大河内 美保	主婦連合会常任委員
委員	小野 旭	独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長
委員	神谷 万丈	防衛大学校教授
委員	出塚 清治	日本公認会計士協会公益法人会計監査専門部会長
委員	東海 幹夫	青山学院大学経営学部教授
委員	長倉 美恵子	元東京学芸大学教授
委員	外園 豊基	早稲田大学教育学部教授
委員	御厨 貴	国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター教授
委員	山本 豊	国立大学法人京都大学大学院法学研究科教授

国立公文書館分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	外園 豊基	早稲田大学教育学部教授
○委員	長倉 美恵子	元東京学芸大学教授
委員	伊集院 礼子	NHK放送文化研究所主任研究員
委員	出塚 清治	日本公認会計士協会公益法人会計監査専門部会長
委員	御厨 貴	国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター教授

国立生活センター分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	山本 豊	国立大学法人京都大学大学院法学研究科教授
○委員	雨宮 孝子	明治学院大学大学院法務職研究科教授
委員	伊集院 礼子	NHK放送文化研究所主任研究員
委員	大河内 美保	主婦連合会常任委員
委員	大森 彌	国立大学法人千葉大学法経学部教授

北方領土問題対策協会分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	飯田 健一	国土舘大学大学院客員教授
○委員	神谷 万丈	防衛大学校教授
委員	朝倉 敏夫	読売新聞東京本社取締役論説委員長
委員	出塚 清治	日本公認会計士協会公益法人会計監査専門部会長
委員	御厨 貴	国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター教授

駐留軍等労働者労務管理機構分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	小野 旭	独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長
○委員	東海 幹夫	青山学院大学経営学部教授
委員	朝倉 敏夫	読売新聞東京本社取締役論説委員長
委員	雨宮 孝子	明治学院大学大学院法務職研究科教授
委員	大森 彌	国立大学法人千葉大学法経学部教授

《総務省独立行政法人評価委員会》

(平成 16 年 4 月 1 日現在)

本委員会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	熊谷 信昭	兵庫県立大学学長
○委員	羽鳥 光俊	中央大学理工学部教授
委員	池上 徹彦	福島県立会津大学学長
委員	奥林 康司	国立大学法人神戸大学大学院経営学研究科教授
委員	亀井 昭宏	早稲田大学商学部教授
委員	児玉 桂子	日本社会事業大学社会福祉学部教授
委員	篠塚 英子	国立大学法人お茶の水女子大学副学長
委員	高畑 文雄	早稲田大学理工学部教授
委員	二宮 充子	弁護士
委員	廣井 脩	国立大学法人東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
委員	廣瀬 貞夫	日本アイ・ビー・エム株式会社執行役員
委員	堀部 政男	中央大学大学院法務研究科教授
委員	溝口 敏行	国立大学法人一橋大学名誉教授
委員	宮崎 久美子	国立大学法人東京工業大学大学院理工学研究科教授
委員	宮原 秀夫	国立大学法人大阪大学総長
委員	八坂 哲雄	国立大学法人九州大学大学院工学研究院教授
臨時委員	赤木 完爾	慶應義塾大学法学部教授
臨時委員	浦野 義頼	早稲田大学大学院国際情報通信研究科教授
臨時委員	河内 輝雄	横浜市消防局長
臨時委員	菊池 和朗	国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター教授
臨時委員	國井 秀子	株式会社リコー執行役員ソフトウェア研究開発本部長

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
臨時委員	黒沢 文貴	東京女子大学現代文化学部教授
臨時委員	越 光男	国立大学法人東京大学工学部教授
臨時委員	佐藤 修三	株式会社NTTデータシステムズ常務取締役
臨時委員	鈴木 清	公認会計士
臨時委員	住 明正	国立大学法人東京大学気候システム研究センター長
臨時委員	高柳 雄一	国立大学法人電気通信大学広報室長教授
臨時委員	立花 宏	社団法人日本経済団体連合会常務理事
臨時委員	田中 浩	名城大学教授
臨時委員	鴛田 正春	青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授
臨時委員	鳥井 弘之	国立大学法人東京工業大学原子炉工学研究所教授
臨時委員	仲地 博	国立大学法人琉球大学法文学部長
臨時委員	藤原 まり子	株式会社博報堂生活総合研究所客員研究員
臨時委員	森末 暢博	弁護士
臨時委員	安田 明生	国立大学法人東京海洋大学海洋工学部教授
臨時委員	山根 香織	主婦連合会常任委員
専門委員	泉 武博	株式会社放送衛星システム顧問
専門委員	井上 友二	日本電信電話株式会社取締役第三部門長
専門委員	大場 亨	市川市建設局道路交通部道路管理課主任
専門委員	小笠原 直	公認会計士
専門委員	小館 香椎子	日本女子大学理学部教授
専門委員	小巻 泰之	日本大学経済学部助教授
専門委員	榊 裕之	国立大学法人東京大学生産技術研究所教授
専門委員	関口 博正	神奈川大学経営学部助教授
専門委員	土屋 和雄	国立大学法人京都大学大学院工学研究科教授
専門委員	椿 広計	国立大学法人筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
専門委員	津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
専門委員	永井 裕	ジェイサット株式会社上級執行役員技術企画本部長
専門委員	中島 隆信	慶應義塾大学商学部教授
専門委員	根元 義章	国立大学法人東北大学大学院情報科学研究科教授
専門委員	武藤 泰明	株式会社三菱総合研究所主席研究員
専門委員	村上 正秀	国立大学法人筑波大学機能工学系教授

平和祈念事業特別基金分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	亀井 昭宏	早稲田大学商学部教授
○委員	奥林 康司	国立大学法人神戸大学大学院経営学研究科教授
委員	二宮 充子	弁護士
臨時委員	赤木 完爾	慶應義塾大学法学部教授
臨時委員	黒沢 文貴	東京女子大学現代文化学部教授
臨時委員	鈴木 清	公認会計士
臨時委員	仲地 博	国立大学法人琉球大学法文学部長

情報通信・宇宙開発分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	羽鳥 光俊	中央大学理工学部教授
○委員	池上 徹彦	福島県立会津大学学長
○委員	高畑 文雄	早稲田大学理工学部教授
委員	宮崎 久美子	国立大学法人東京工業大学大学院理工学研究科教授
委員	宮原 秀夫	国立大学法人大阪大学総長
委員	八坂 哲雄	国立大学法人九州大学大学院工学研究院教授
臨時委員	菊池 和朗	国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター教授
臨時委員	國井 秀子	株式会社リコー執行役員ソフトウェア研究開発本部長
臨時委員	住 明正	国立大学法人東京大学気候システム研究センター長
臨時委員	高柳 雄一	国立大学法人電気通信大学広報室長教授
臨時委員	立花 宏	社団法人日本経済団体連合会常務理事
臨時委員	田中 浩	名城大学教授
臨時委員	鳥井 弘之	国立大学法人東京工業大学原子炉工学研究所教授
臨時委員	安田 明生	国立大学法人東京海洋大学海洋工学部教授
専門委員	泉 武博	株式会社放送衛星システム顧問
専門委員	井上 友二	日本電信電話株式会社取締役第三部門長
専門委員	小館 香椎子	日本女子大学理学部教授
専門委員	榊 裕之	国立大学法人東京大学生産技術研究所教授
専門委員	関口 博正	神奈川大学経営学部助教授
専門委員	土屋 和雄	国立大学法人京都大学大学院工学研究科教授
専門委員	永井 裕	ジェイサット株式会社上級執行役員技術企画本部長
専門委員	中島 隆信	慶應義塾大学商学部教授
専門委員	根元 義章	国立大学法人東北大学大学院情報科学研究科教授
専門委員	武藤 泰明	株式会社三菱総合研究所主席研究員
専門委員	村上 正秀	国立大学法人筑波大学機能工学系教授

統計センター分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	溝口 敏行	国立大学法人一橋大学名誉教授
○委員	堀部 政男	中央大学大学院法務研究科教授
委員	篠塚 英子	国立大学法人お茶の水女子大学副学長
臨時委員	佐藤 修三	株式会社NTTデータシステムズ常務取締役
臨時委員	鴫田 正春	青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授
臨時委員	藤原 まり子	株式会社博報堂生活総合研究所客員研究員
臨時委員	森末 暢博	弁護士
専門委員	大場 亨	市川市建設局道路交通部道路管理課主任
専門委員	小笠原 直	公認会計士
専門委員	小巻 泰之	日本大学経済学部助教授
専門委員	椿 広計	国立大学法人筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
専門委員	津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授

消防研究所分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	廣井 脩	国立大学法人東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
○委員	廣瀬 貞夫	日本アイ・ピー・エム株式会社執行役員
委員	児玉 桂子	日本社会事業大学社会福祉学部教授
臨時委員	浦野 義頼	早稲田大学大学院国際情報通信研究科教授
臨時委員	河内 輝雄	横浜市消防局長
臨時委員	越 光男	国立大学法人東京大学工学部教授
臨時委員	山根 香織	主婦連合会常任委員

《外務省独立行政法人評価委員会》

(平成 16 年 7 月 1 日現在)

本委員会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	南 直哉	東京電力顧問
○委員	井口 武雄	三井住友海上火災保険取締役会長
委員	縣 公一郎	早稲田大学政治経済学部教授
委員	伊藤 るり	国立大学法人お茶の水女子大学ジェンダー研究センター教授
委員	上野 田鶴子	放送大学客員教授
委員	浦田 秀次郎	早稲田大学社会科学部教授
委員	川上 照男	公認会計士 (オフィス・あさひ)
委員	城山 英明	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科助教授
委員	建畠 哲	多摩美術大学美術学部教授
委員	田中 明彦	国立大学法人東京大学東洋文化研究所所長
委員	西尾 隆	国際基督教大学社会科学部教授
委員	東田 親司	大東文化大学法学部教授
委員	山崎 唯司	国際協力NGOセンター事務局長・常務理事
委員	渡邊 紹裕	大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所教授

国際交流基金分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	東田 親司	大東文化大学法学部教授
○委員	田中 明彦	国立大学法人東京大学東洋文化研究所所長
委員	縣 公一郎	早稲田大学政治経済学部教授
委員	上野 田鶴子	放送大学客員教授
委員	川上 照男	公認会計士 (オフィス・あさひ)
委員	城山 英明	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科助教授
委員	建畠 哲	多摩美術大学美術学部教授
委員	南 直哉	東京電力顧問

国際協力機構分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	井口 武雄	三井住友海上火災保険取締役会長
○委員	西尾 隆	国際基督教大学社会科学科教授
委員	縣 公一郎	早稲田大学政治経済学部教授
委員	伊藤 るり	国立大学法人お茶の水女子大学ジェンダー研究センター教授
委員	浦田 秀次郎	早稲田大学社会科学部教授
委員	川上 照男	公認会計士（オフィス・あさひ）
委員	城山 英明	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科助教授
委員	南 直哉	東京電力顧問
委員	山崎 唯司	国際協力NGOセンター事務局長・常務理事
委員	渡邊 紹裕	大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所教授

《財務省独立行政法人評価委員会》

（平成16年8月1日現在）

本委員会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	奥村 洋彦	学習院大学経済学部教授
○委員	牟田 博光	国立大学法人東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
委員	一島 英治	創価大学工学部特任教授
委員	岩村 充	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
委員	内宮 博文	国立大学法人東京大学分子細胞生物学研究所教授
委員	北村 敬子	中央大学商学部教授
委員	黒川 和美	法政大学経済学部教授
委員	齊藤 誠	国立大学法人一橋大学大学院経済学研究科教授
委員	佐藤 友美子	サントリー不易流行研究所部長
委員	首藤 恵	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
委員	高橋 徳行	武蔵大学経済学部教授
委員	田中 利見	上智大学経済学部教授
委員	橋本 介三	国立大学法人大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
委員	長谷部 由起子	学習院大学法学部教授
委員	森田 朗	国立大学法人東京大学大学院公共政策学連携研究部・教育部部長
委員	和気 洋子	慶應義塾大学商学部教授
臨時委員	浅野 正一郎	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所教授
臨時委員	阿部 啓子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
臨時委員	泉田 洋一	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
臨時委員	井戸川 員三	新日本監査法人代表社員
臨時委員	井上 定彦	島根県立大学総合政策学部教授
臨時委員	大木 美智子	消費科学連合会会長
臨時委員	高阪 章	国立大学法人大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
臨時委員	國分 勳兵衛	全国卸売酒販組合中央会会長
臨時委員	駒城 素子	国立大学法人お茶の水女子大学生活科学部教授

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
臨時委員	近藤 三津枝	ジャーナリスト
臨時委員	崎田 裕子	ジャーナリスト
臨時委員	佐々田 美雪	大阪芸術大学芸術学部助教授
臨時委員	高木 勇三	日本公認会計士協会常務理事
臨時委員	立花 宏	社団法人日本経済団体連合会常務理事
臨時委員	田中 良明	早稲田大学大学院国際情報通信研究科教授
臨時委員	新関 公子	国立大学法人東京芸術大学大学美術館教授
臨時委員	西田 隆行	日本公認会計士協会近畿会会長
臨時委員	西野 裕久	日本公認会計士協会近畿会幹事
臨時委員	深川 由起子	国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科教授
臨時委員	福光 松太郎	日本酒造組合中央会理事
臨時委員	藤原 まり子	株式会社博報堂生活総合研究所客員研究員
臨時委員	牧田 東一	桜美林大学国際学部助教授
臨時委員	松川 雅典	弁護士法人淀屋橋合同代表社員
臨時委員	真屋 尚生	日本大学商学部教授
臨時委員	宮内 忍	日本公認会計士協会常務理事
臨時委員	守島 基博	国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授
臨時委員	森本 幸裕	国立大学法人京都大学大学院地球環境学堂教授
臨時委員	柳川 範之	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科助教授
臨時委員	吉野 伊佐男	吉本興業株式会社取締役

農林漁業信用基金分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	首藤 恵	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
○委員	齊藤 誠	国立大学法人一橋大学大学院経済学研究科教授
臨時委員	泉田 洋一	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
臨時委員	立花 宏	社団法人日本経済団体連合会常務理事
臨時委員	真屋 尚生	日本大学商学部教授

通関情報処理センター分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	黒川 和美	法政大学経済学部教授
○委員	北村 敬子	中央大学商学部教授
臨時委員	浅野 正一郎	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所教授
臨時委員	高阪 章	国立大学法人大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
臨時委員	深川 由起子	国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科教授
臨時委員	藤原 まり子	株式会社博報堂生活総合研究所客員研究員
臨時委員	宮内 忍	日本公認会計士協会常務理事

造幣局分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	奥村 洋彦	学習院大学経済学部教授
○委員	牟田 博光	国立大学法人東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
臨時委員	井上 定彦	島根県立大学総合政策学部教授
臨時委員	近藤 三津枝	ジャーナリスト
臨時委員	佐々田 美雪	大阪芸術大学芸術学部助教授
臨時委員	西田 隆行	日本公認会計士協会近畿会会長
臨時委員	松川 雅典	弁護士法人淀屋橋合同代表社員

国立印刷局分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	奥村 洋彦	学習院大学経済学部教授
○委員	岩村 充	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
臨時委員	井上 定彦	島根県立大学総合政策学部教授
臨時委員	駒城 素子	国立大学法人お茶の水女子大学生活科学部教授
臨時委員	高木 勇三	日本公認会計士協会常務理事
臨時委員	新関 公子	国立大学法人東京芸術大学大学美術館教授
臨時委員	守島 基博	国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授

日本万国博覧会記念機構分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	橋本 介三	国立大学法人大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
○委員	佐藤 友美子	サントリー不易流行研究所部長
臨時委員	崎田 裕子	ジャーナリスト
臨時委員	西野 裕久	日本公認会計士協会近畿会幹事
臨時委員	牧田 東一	桜美林大学国際学部助教授
臨時委員	森本 幸裕	国立大学法人京都大学大学院地球環境学堂教授
臨時委員	吉野 伊佐男	吉本興業株式会社取締役

酒類総合研究所分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	奥村 洋彦	学習院大学経済学部教授
○委員	一島 英治	創価大学工学部特任教授
臨時委員	阿部 啓子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
臨時委員	大木 美智子	消費科学連合会会長
臨時委員	國分 勘兵衛	全国卸売酒販組合中央会会長
臨時委員	福光 松太郎	日本酒造組合中央会理事
臨時委員	守島 基博	国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授

情報通信研究機構部会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	森田 朗	国立大学法人東京大学大学院公共政策学連携研究部・教育部部長
○委員	和気 洋子	慶應義塾大学商学部教授
臨時委員	田中 良明	早稲田大学大学院国際情報通信研究科教授

中小企業基盤整備機構部会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	高橋 徳行	武蔵大学経済学部教授
○委員	長谷部 由起子	学習院大学法学部教授
臨時委員	柳川 範之	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科助教授

農業・生物系特定産業技術研究機構部会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	内宮 博文	国立大学法人東京大学分子細胞生物学研究所教授
○委員	田中 利見	上智大学経済学部教授
臨時委員	井戸川 員三	新日本監査法人代表社員

《文部科学省独立行政法人評価委員会》

(平成16年5月10日現在)

本委員会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	渡邊 正太郎	社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事
○委員	岡部 洋一	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
委員	阿部 光幸	兵庫県立粒子線医療センター名誉院長
委員	安西 祐一郎	慶應義塾長
委員	石原 多賀子	金沢市教育委員会教育長
委員	今脇 資郎	国立大学法人九州大学応用力学研究所教授
委員	上原 春男	国立大学法人佐賀大学理工学部教授
委員	大南 英明	帝京大学文学部教授
委員	荻上 紘一	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
委員	小野田 武	日本大学総合科学研究所教授
委員	加賀谷 淳子	日本女子体育大学長
委員	樫谷 隆夫	日本公認会計士協会理事
委員	久保 謙一	東京都立大学名誉教授
委員	河野 栄子	株式会社リクルート代表取締役会長兼取締役会議長
委員	坂内 正夫	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所副所長
委員	佐藤 東洋士	桜美林大学長
委員	清水 眞澄	成城大学文芸学部教授

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	清水 康敬	独立行政法人メディア教育開発センター理事長、国立教育政策研究所教育研究情報センター長
委員	白石 太郎	国立歴史民俗博物館教授
委員	白石 真澄	東洋大学助教授
委員	鈴木 弘喜	弁護士、財団法人世界青少年交流協会副会長
委員	土岐 憲三	立命館大学理工学部教授
委員	時子山 ひろみ	日本女子大学通信教育課程長
委員	深町 正信	青山学院院長
委員	藤嶋 昭	財団法人神奈川科学技術アカデミー理事長
委員	船山 信子	上野学園大学音楽学部教授
委員	宮島 洋	早稲田大学法学部教授
委員	目黒 依子	上智大学文学部教授
委員	山縣 喜代	聖心女子大学長
委員	山本 恒夫	八州学園大学教授・国立大学法人筑波大学名誉教授

初等中等教育分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	石原 多賀子	金沢市教育委員会教育長
委員	大南 英明	帝京大学文学部教授
臨時委員	川井 得三	東京都就学相談室就学相談員
臨時委員	菊池 龍三郎	国立大学法人茨城大学教育学部長
臨時委員	関 博徳	香川県人事委員会委員（非常勤）
臨時委員	舘 昭	桜美林大学教授
臨時委員	平野 次郎	放送ジャーナリスト
臨時委員	三上 裕三	聖徳大学児童学科教授
臨時委員	宮崎 英憲	東京都立青鳥養護学校長
臨時委員	村林 守	三重県総合企画局政策企画分野総括マネージャー
臨時委員	山岡 修	全国LD親の会事務局長
臨時委員	山岸 洋子	身体障害者養護施設ルミエール施設長

高等教育分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	上原 春男	国立大学法人佐賀大学理工学部教授
委員	荻上 紘一	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
委員	久保 謙一	東京都立大学名誉教授
委員	佐藤 東洋士	桜美林大学長
委員	時子山 ひろみ	日本女子大学通信教育課程長
委員	深町 正信	青山学院院長
委員	宮島 洋	早稲田大学法学部教授

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
臨時委員	安久 正紘	福島工業高等専門学校長
臨時委員	磯部 力	東京都立大学法学部教授
臨時委員	板谷 謹悟	国立大学法人東北大学大学院工学研究科教授
臨時委員	伊藤 潔	セイコーインスツルメンツ株式会社相談役
臨時委員	内田 博文	国立大学法人九州大学法学部教授
臨時委員	桐村 晋次	古河電工株式会社顧問
臨時委員	藏下 勝行	専修大学ネットワーク情報学部教授
臨時委員	栗坪 良樹	青山学院女子短期大学教授
臨時委員	小嶋 秀夫	京都学園大学大学院人間文化研究科長
臨時委員	佐野 慶子	公認会計士
臨時委員	島田 燦子	学校法人文京学園理事長
臨時委員	白石 隆	国立大学法人京都大学東南アジア研究センター教授
臨時委員	高橋 雅江	日本女子大学理学部教授
臨時委員	舘 昭	桜美林大学教授
臨時委員	田村 哲夫	渋谷教育学園理事長
臨時委員	椿原 治	日本工学教育協会専務理事
臨時委員	徳田 昌則	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
臨時委員	仲野 友子	国際教育交換協議会日本代表部エグゼクティブアドバイザー
臨時委員	西尾 章治郎	国立大学法人大阪大学大学院情報科学研究科長
臨時委員	服部 賢	長岡技術科学大学前学長
臨時委員	平野 次郎	放送ジャーナリスト
臨時委員	福田 康一郎	国立大学法人千葉大学大学院医学研究院長
臨時委員	古阪 幸代	株式会社インターオフィス代表取締役副社長
臨時委員	松本 和子	早稲田大学理工学部教授
臨時委員	村崎 正人	学校法人村崎学園理事長
臨時委員	森 公高	公認会計士
臨時委員	矢野 眞和	国立大学法人東京大学大学院教育学研究科教授
臨時委員	和田 義博	日本公認会計士協会理事
臨時委員	渡辺 孝	芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科教授

社会教育分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	山本 恒夫	八州学園大学教授・国立大学法人筑波大学名誉教授
○委員	目黒 依子	上智大学文学部教授
委員	樫谷 隆夫	日本公認会計士協会理事
委員	河野 栄子	株式会社リクルート代表取締役会長兼取締役会議長
委員	清水 康敬	独立行政法人メディア教育開発センター理事長、国立教育政策研究所教育研究情報センター長
臨時委員	有馬 眞喜子	横浜市女性協会顧問
臨時委員	今井 けい	社団法人大学婦人協会会長
臨時委員	恩田 徹男	埼玉県立総合教育センター深谷支所参与（非常勤）
臨時委員	鹿嶋 敬	日本経済新聞社編集委員

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
臨時委員	河野 真理子	キャリアネットワーク株式会社代表取締役会長
臨時委員	近藤 明男	大阪市教育委員会教育次長
臨時委員	那須 孝悌	大阪市立自然史博物館長
臨時委員	濱田 隆士	財団法人日本科学協会理事長
臨時委員	原 早苗	国立大学法人埼玉大学経済学部非常勤講師
臨時委員	堀 由紀子	江ノ島水族館長
臨時委員	松野 康子	玉川大学教育学科非常勤講師

スポーツ・青少年分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	鈴木 弘喜	弁護士、財団法人世界青少年交流協会副会長
○委員	加賀谷 淳子	日本女子体育大学長
臨時委員	青島 健太	スポーツライター
臨時委員	秋山 エリカ	東京女子体育大学体育学部講師
臨時委員	板本 登	財団法人日本青年館常務理事
臨時委員	神白 高子	財団法人草加市体育協会理事
臨時委員	勝方 信一	読売新聞社東京本社論説委員
臨時委員	幸田 シャーミン	ジャーナリスト
臨時委員	河野 一郎	国立大学法人筑波大学体育科学系教授
臨時委員	重 政子	社団法人ガールスカウト日本連盟教育部長
臨時委員	鈴木 敏恵	未来教育デザイナー、建築家
臨時委員	辰野 勇	株式会社モンベル代表取締役社長
臨時委員	福井 烈	財団法人日本テニス協会理事
臨時委員	宮西 嘉樹	東京海上火災保険株式会社公務部公務第三課長
臨時委員	山岸 二三夫	財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団常任委員
臨時委員	米山 和道	文京区立千駄木小学校校長

科学技術・学術分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	岡部 洋一	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
○委員	小野田 武	日本大学総合科学研究所教授
委員	阿部 光幸	兵庫県立粒子線医療センター名誉院長
委員	安西 祐一郎	慶應義塾長
委員	今脇 資郎	国立大学法人九州大学応用力学研究所教授
委員	坂内 正夫	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所副所長
委員	土岐 憲三	立命館大学理工学部教授
委員	藤嶋 昭	財団法人神奈川科学技術アカデミー理事長
臨時委員	梶 昭次郎	帝京大学理工学部航空宇宙工学科教授
臨時委員	門永 宗之助	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパンディレクター
臨時委員	門屋 正臣	門屋技術コンサルタント事務所代表
臨時委員	川合 知二	国立大学法人大阪大学産業科学研究所教授

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
臨時委員	倉元 信行	株式会社トクヤマ取締役、研究開発部門長
臨時委員	黒木 登志夫	国立大学法人岐阜大学長
臨時委員	小池 勲夫	国立大学法人東京大学海洋研究所長
臨時委員	小平 桂一	国立大学法人総合研究大学院大学学長
臨時委員	児玉 隆夫	大阪市立大学学長
臨時委員	小宮山 宏	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	茂原 正道	翔エンジニアリング代表取締役
臨時委員	島崎 邦彦	国立大学法人東京大学地震研究所教授
臨時委員	清水 勇	財団法人理工学振興会専務理事
臨時委員	真行寺 千佳子	国立大学法人東京大学大学院理学系研究科助教授
臨時委員	鈴木 興太郎	国立大学法人一橋大学経済研究所教授
臨時委員	曾根 純一	日本電気株式会社基礎研究所所長
臨時委員	高井 治	国立大学法人名古屋大学理工学総合研究センター教授
臨時委員	高橋 真理子	朝日新聞論説委員
臨時委員	寶 馨	国立大学法人京都大学防災研究所水災害研究部門教授
臨時委員	竹内 伸	東京理科大学基礎工学部教授
臨時委員	谷口 維紹	国立大学法人東京大学大学院医学系研究科教授
臨時委員	田村 和子	社団法人共同通信社客員論説委員
臨時委員	知野 恵子	読売新聞編集局解説部次長
臨時委員	土屋 俊	国立大学法人千葉大学文学部行動科学科教授
臨時委員	中西 重忠	国立大学法人京都大学大学院生命科学研究科教授
臨時委員	中原 裕幸	社団法人海洋産業研究会常務理事
臨時委員	中村 雅美	日本経済新聞社編集委員
臨時委員	西田 篤弘	日本学術振興会特別監査役
臨時委員	西村 紀	株式会社島津製作所ライフサイエンス研究所長
臨時委員	橋口 寛信	自動車検査独立行政法人理事長
臨時委員	花輪 公雄	国立大学法人東北大学大学院理学研究科教授
臨時委員	林 豊	住友金属工業株式会社技術顧問
臨時委員	林田 佐智子	国立大学法人奈良女子大学理学部教授
臨時委員	原 貞夫	元日航エアポートエンジニアリング代表取締役社長
臨時委員	平野 正雄	マッキンゼー・アンド・カンパニー日本支社長
臨時委員	古谷 尊彦	国立大学法人千葉大学大学院自然科学研究科教授
臨時委員	前川 和彦	関東中央病院長
臨時委員	前田 昇	大阪市立大学大学院創造都市研究科教授
臨時委員	水谷 惟恭	国立大学法人東京工業大学工学部長
臨時委員	村田 朋美	北九州市立大学教授
臨時委員	八坂 哲雄	国立大学法人九州大学大学院工学研究院教授
臨時委員	吉田 光昭	萬有製薬株式会社つくば研究所所長
臨時委員	力石 國男	国立大学法人弘前大学理工学部教授
臨時委員	渡辺 久恒	日本電気株式会社執行役員

文化分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	白石 太郎	国立歴史民俗博物館教授
委員	清水 眞澄	成城大学文芸学部教授
委員	清水 康敬	独立行政法人メディア教育開発センター理事長、国立教育政策研究所教育研究情報センター長
委員	船山 信子	上野学園大学音楽学部教授
委員	渡邊 正太郎	社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事
臨時委員	浅野 徹	名古屋芸術大学美術学部教授
臨時委員	池上 徹彦	会津大学長
臨時委員	岩淵 潤子	美術館運営・管理研究者
臨時委員	大月 ヒロ子	有限会社イデア代表取締役
臨時委員	加藤 昌男	財団法人NHK放送研修センター日本語センターエグゼクティブアナウンサー
臨時委員	河合 正朝	慶応義塾大学文学部教授
臨時委員	小藤田 千栄子	映画・演劇評論家
臨時委員	才田 いずみ	国立大学法人東北大学大学院文学研究科教授
臨時委員	鈴木 隆敏	財団法人彫刻の森美術館理事長・館長
臨時委員	竹内 順一	国立大学法人東京芸術大学大学美術館教授
臨時委員	武田 佐知子	国立大学法人大阪外国語大学外国語学部教授
臨時委員	徳丸 吉彦	放送大学教養学部教授
臨時委員	長吉 眞一	立正大学経営学部教授
臨時委員	西 和夫	神奈川大学工学部教授
臨時委員	根木 昭	国立大学法人長岡技術科学大学工学部教授
臨時委員	前田 富祺	神戸女子大学文学部教授
臨時委員	前田 富士男	慶応義塾大学文学部教授
臨時委員	増澤 文武	財団法人元興寺文化財研究所名誉研究員
臨時委員	馬淵 明子	日本女子大学人間社会学部教授
臨時委員	三浦 雅士	舞踊評論家
臨時委員	水落 潔	桜美林大学文学部教授、演劇評論家
臨時委員	山口 仲美	国立大学法人埼玉大学教養学部教授
臨時委員	山路 興造	民俗芸能研究者

《厚生労働省独立行政法人評価委員会》

(平成16年4月1日現在)

本委員会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	黒川 清	東海大学総合医学研究所所長
○委員	開原 成允	財団法人医療情報システム開発センター理事長
委員	赤川 正和	社団法人日本水道協会専務理事
委員	井伊 雅子	国立大学法人一橋大学大学院教授
委員	五十嵐 脩	茨城キリスト教大学生生活科学部教授

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	井原 哲夫	慶応義塾大学商学部教授
委員	今野 浩一郎	学習院大学経済学部教授
委員	岩淵 勝好	川崎医療福祉大学大学院教授
委員	遠藤 久夫	学習院大学経済学部教授
委員	大石 幸子	北里研究所基礎研究所顧問部長
委員	大久保堯夫	日本大学生産工学部教授
委員	大道 久	日本大学医学部教授
委員	岡田 喜篤	川崎医療福祉大学学長
委員	岸 玲子	国立大学法人北海道大学医学部教授
委員	小林 宏行	杏林大学名誉教授
委員	篠原 榮一	監査法人トーマツ代表社員
委員	清水 涼子	中央青山監査法人社員
委員	白石 小百合	社団法人日本経済研究センター研究員
委員	住田 光生	至誠監査法人代表社員
委員	竹内 康浩	介護老人保健施設かいこう施設長
委員	寺山 久美子	帝京平成大学健康メディカル学部学部長
委員	橋本 泰子	大正大学人間学部人間福祉学科教授
委員	古郡 鞆子	中央大学経済学部教授
委員	保原 喜志夫	天使大学教授
委員	正置 正一	明治安田生命保険相互会社保険計理人
委員	渡辺 俊介	日本経済新聞社論説委員

調査研究部会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	大久保 堯夫	日本大学生産工学部教授
○委員	五十嵐 脩	茨城キリスト教大学生生活科学部教授
委員	岩淵 勝好	川崎医療福祉大学大学院教授
委員	岸 玲子	国立大学法人北海道大学医学部教授
委員	清水 涼子	中央青山監査法人社員
臨時委員	黒澤 豊樹	黒澤 R & D 技術事務所所長
臨時委員	酒井 一博	財団法人労働科学研究所常務理事
臨時委員	武見 ゆかり	女子栄養大学助教授
臨時委員	田村 昌三	国立大学法人横浜国立大学客員教授・国立大学法人東京大学名誉教授
臨時委員	政安 静子	茨城県立あすなろの郷栄養室長
臨時委員	安井 至	国立大学法人東京大学生産技術研究所教授

国立病院部会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	黒川 清	東海大学総合医学研究所所長
○委員	開原 成允	財団法人医療情報システム開発センター理事長
委員	井伊 雅子	国立大学法人一橋大学大学院教授

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	大道 久	日本大学医学部教授
委員	住田 光生	至誠監査法人代表社員
委員	渡辺 俊介	日本経済新聞論説委員
臨時委員	辻本 好子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長
臨時委員	夏目 誠	株式会社東日本鉄道旅客鉄道代表取締役副社長事業創造本部長
臨時委員	山田 史	日本赤十字社事業局長

労働部会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	井原 哲夫	慶應義塾大学商学部教授
○委員	保原 喜志夫	天使大学教授
委員	今野 浩一郎	学習院大学経済学部教授
委員	篠原 榮一	監査法人トーマツ代表社員
委員	竹内 康浩	介護老人保健施設かいこう施設長
委員	寺山 久美子	帝京平成大学健康メディカル学部学部長
委員	古郡 鞆子	中央大学経済学部教授
臨時委員	川端 大二	愛知学泉大学経営学部教授
臨時委員	松田 憲二	有限会社マツダ・ビジネス・コンサルティング代表取締役
臨時委員	村山 正博	横浜市スポーツ医科学センター長
臨時委員	本寺 大志	GEキャピタルリーシング株式会社人事部シニアマネージャー
臨時委員	横倉 馨	社団法人日本人材紹介事業協会非常勤顧問

医療・福祉部会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	岡田 喜篤	川崎医療福祉大学学長
○委員	小林 宏行	杏林大学名誉教授
委員	遠藤 久夫	学習院大学経済学部教授
委員	大石 幸子	北里研究所基礎研究所顧問部長
委員	白石 小百合	社団法人日本経済研究センター研究員
委員	橋本 泰子	大正大学人間学部人間福祉学科教授
臨時委員	浅野 信久	株式会社大和総研新規産業情報部主任研究員
臨時委員	石井 孝宜	公認会計士
臨時委員	川原 邦彦	医療経営コンサルタント協会副会長
臨時委員	宗林 さおり	独立行政法人国民生活センター商品テスト部調査役
臨時委員	山崎 美貴子	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部学部長
臨時委員	山村 健	財団法人日本知的障害者福祉協会副会長

水資源部会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	赤川 正和	社団法人日本水道協会専務理事

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
○臨時委員	茂庭 竹生	東海大学工学部教授
臨時委員	松本 宏一郎	ダクティル鉄管協会関西支部支部長

農業者年金部会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	正置 正一	明治安田生命保険相互会社保険計理人
○臨時委員	森戸 英幸	成蹊大学法科大学院教授
臨時委員	安達 茂夫	社団法人日本農業法人協会理事

《農林水産省独立行政法人評価委員会》

(平成16年4月1日現在)

本委員会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	松本 聰	秋田県立大学生物資源科学部教授
○委員	木平 勇吉	日本大学生物資源科学部教授
委員	会田 一雄	慶應義塾大学総合政策学部教授
委員	有馬 孝禮	宮崎県木材利用技術センター所長
委員	井上 眞理	国立大学法人九州大学大学院農学研究院助教授
委員	井原 俊一	財団法人森林文化協会編集長
委員	小野 征一郎	近畿大学農学部教授
委員	梶川 融	太陽監査法人代表社員
委員	小坂 智規	社団法人大日本水産会常務理事
委員	小林 信一	日本大学生物資源科学部教授
委員	小林 正彦	東京農業大学客員教授
委員	小林 麻理	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
委員	佐藤 洋平	東京農業大学国際食料情報学部教授
委員	白木原 國雄	国立大学法人東京大学海洋研究所海洋生物資源部門教授
委員	鈴木 三義	国立大学法人帯広畜産大学畜産学部教授
委員	高橋 馨	栃木県農業試験場長
委員	手島 忠	株式会社ニチレイ相談役
委員	土井 全二郎	日本海洋調査会代表
委員	徳江 陞	藤沢市監査委員
委員	中村 祐三	全国農業協同組合中央会常務理事
委員	夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
委員	間 和彦	有限会社ひこちゃん牧場代表取締役
委員	畑江 敬子	国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化研究科教授
委員	速水 亨	社団法人日本林業経営者協会副会長
委員	日和佐 信子	雪印乳業株式会社社外取締役
委員	宮城 道子	十文字学園女子大学人間生活学部助教授
委員	恵 小百合	江戸川大学社会学部教授

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	山野井 昭雄	味の素株式会社技術特別顧問
委員	山本 和子	フリージャーナリスト
委員	吉武 雅子	神奈川大学法学部講師
臨時委員	安部 新一	宮城学院女子大学学芸学部教授
臨時委員	清野 英二	社団法人日本農業法人協会常務理事
臨時委員	忠 聡	有限会社神林カントリー農園代表取締役
臨時委員	渡辺 紹裕	大学共同利用機関総合地球環境学研究所教授
専門委員	阿部 啓子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
専門委員	荒井 修亮	国立大学法人京都大学大学院情報学研究科助教授
専門委員	石田 裕美	女子栄養大学栄養学部助教授
専門委員	泉本 小夜子	監査法人トーマツ代表社員
専門委員	井出 雄二	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
専門委員	岩田 光正	東京都水産試験場長
専門委員	上田 宏	国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター副センター長・教授
専門委員	大川 秀郎	福山大学生命工学部教授
専門委員	岡 智	株式会社日刊木材新聞社代表取締役社長
専門委員	岡田 秀二	国立大学法人岩手大学農学部教授
専門委員	亀岡 孝治	国立大学法人三重大学理事
専門委員	菊池 一郎	酪農とちぎ農業協同組合代表理事副組合長
専門委員	酒井 秀夫	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
専門委員	佐々木 珠美	日本生活協同組合連合会商品検査センター長
専門委員	佐藤 洋一	秋田県土地改良事業団体連合会専務理事
専門委員	高橋 英三	十勝農業協同組合連合会農産部長
専門委員	高橋 芳幸	国立大学法人北海道大学大学院獣医学研究科教授
専門委員	武田 恭明	日本大学短期大学部教授
専門委員	田嶋 一	國學院大學文学部教授
専門委員	塚本 愛子	レディースネットワーク21会長
専門委員	土居 則子	東京家政大学短期大学部教授
専門委員	長尾 美奈子	共立薬科大学客員教授
専門委員	永木 正和	国立大学法人筑波大学農林学系教授
専門委員	中村 良太	日本大学生物資源科学部教授
専門委員	西澤 直子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
専門委員	馬場 治	国立大学法人東京海洋大学海洋科学部教授
専門委員	濱田 英嗣	下関市立大学経済学部教授
専門委員	原 洋之介	国立大学法人東京大学大学院情報学環教授
専門委員	深見 元弘	国立大学法人宇都宮大学農学部教授
専門委員	福田 晋	国立大学法人九州大学大学院農学研究院助教授
専門委員	佛田 利弘	株式会社ぶった農産代表取締役社長
専門委員	古田 公人	元東京大学大学院農学生命科学研究科教授
専門委員	松井 徹	国立大学法人京都大学大学院農学研究科助教授
専門委員	松田 苑子	淑徳大学社会学部教授
専門委員	馬淵 正裕	北海道立中央水産試験場総括水産業専門技術員
専門委員	守田 純治	明治製菓株式会社常任相談役

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
専門委員	森戸 英幸	成蹊大学法科大学院教授
専門委員	矢澤 進	国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授
専門委員	安田 一郎	国立大学法人東京大学大学院理学系研究科助教授
専門委員	安成 椰子	株式会社水産経済新聞社代表取締役社長
専門委員	矢野 秀雄	国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授
専門委員	山元 大輔	早稲田大学理工学部教授
専門委員	横堀 誠	茨城県林業技術センター研究調整監

農業分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	松本 聰	秋田県立大学生物資源科学部教授
○委員	鈴木 三義	国立大学法人帯広畜産大学畜産学部教授
委員	井上 眞理	国立大学法人九州大学大学院農学研究科助教授
委員	小林 信一	日本大学生物資源科学部教授
委員	手島 忠	株式会社ニチレイ相談役
委員	徳江 陸	藤沢市監査委員
委員	夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
委員	間 和彦	有限会社ひこちゃん牧場代表取締役
委員	日和佐 信子	雪印乳業株式会社社外取締役
臨時委員	安部 新一	宮城学院女子大学学芸学部教授
臨時委員	清野 英二	社団法人日本農業法人協会常務理事
臨時委員	忠 聡	有限会社神林カントリー農園代表取締役
臨時委員	渡辺 紹裕	大学共同利用機関総合地球環境学研究所教授
専門委員	石田 裕美	女子栄養大学栄養学部助教授
専門委員	泉本 小夜子	監査法人トーマツ代表社員
専門委員	岡 智	株式会社日刊木材新聞社代表取締役社長
専門委員	菊池 一郎	酪農とちぎ農業協同組合代表理事副組合長
専門委員	佐々木 珠美	日本生活協同組合連合会商品検査センター長
専門委員	佐藤 洋一	秋田県土地改良事業団体連合会専務理事
専門委員	高橋 英三	十勝農業協同組合連合会農産部長
専門委員	高橋 芳幸	国立大学法人北海道大学大学院獣医学研究科教授
専門委員	武田 恭明	日本大学短期大学部教授
専門委員	田嶋 一	國學院大學文学部教授
専門委員	土居 則子	東京家政大学短期大学部教授
専門委員	長尾 美奈子	共立薬科大学客員教授
専門委員	馬場 治	国立大学法人東京海洋大学海洋科学部教授
専門委員	深見 元弘	国立大学法人宇都宮大学農学部教授
専門委員	福田 晋	国立大学法人九州大学大学院農学研究科助教授
専門委員	佛田 利弘	株式会社ぶった農産代表取締役社長
専門委員	松井 徹	国立大学法人京都大学大学院農学研究科助教授
専門委員	守田 純治	明治製菓株式会社常任相談役
専門委員	森戸 英幸	成蹊大学法科大学院教授

農業技術分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	小林 正彦	東京農業大学客員教授
○委員	佐藤 洋平	東京農業大学国際食料情報学部教授
委員	梶川 融	太陽監査法人代表社員
委員	高橋 馨	栃木県農業試験場長
委員	中村 祐三	全国農業協同組合中央会常務理事
委員	畑江 敬子	国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化研究科教授
委員	山野井 昭雄	味の素株式会社技術特別顧問
委員	山本 和子	フリージャーナリスト
専門委員	阿部 啓子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
専門委員	大川 秀郎	福山大学生命工学部教授
専門委員	亀岡 孝治	国立大学法人三重大学理事
専門委員	永木 正和	国立大学法人筑波大学農林学系教授
専門委員	中村 良太	日本大学生物資源科学部教授
専門委員	西澤 直子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
専門委員	原 洋之介	国立大学法人東京大学大学院情報学環教授
専門委員	矢澤 進	国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授
専門委員	矢野 秀雄	国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授
専門委員	山元 大輔	早稲田大学理工学部教授

林野分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	木平 勇吉	日本大学生物資源科学部教授
○委員	速水 亨	社団法人日本林業経営者協会副会長
委員	有馬 孝禮	宮崎県木材利用技術センター所長
委員	井原 俊一	財団法人森林文化協会編集長
委員	小林 麻理	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
委員	宮城 道子	十文字学園女子大学人間生活学部助教授
委員	恵 小百合	江戸川大学社会学部教授
臨時委員	渡辺 紹裕	大学共同利用機関総合地球環境学研究所教授
専門委員	井出 雄二	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
専門委員	岡田 秀二	国立大学法人岩手大学農学部教授
専門委員	酒井 秀夫	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
専門委員	佐藤 洋一	秋田県土地改良事業団体連合会専務理事
専門委員	塚本 愛子	レディースネットワーク21 会長
専門委員	古田 公人	元東京大学大学院農学生命科学研究科教授
専門委員	松田 苑子	淑徳大学社会学部教授
専門委員	横堀 誠	茨城県林業技術センター研究調整監

水産分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	小野 征一郎	近畿大学農学部教授
○委員	土井 全二郎	日本海洋調査会代表
委員	会田 一雄	慶應義塾大学総合政策学部教授
委員	小坂 智規	社団法人大日本水産会常務理事
委員	白木原 國雄	国立大学法人東京大学海洋研究所海洋生物資源部門教授
委員	吉武 雅子	神奈川大学法学部講師
専門委員	荒井 修亮	国立大学法人京都大学大学院情報学研究科助教授
専門委員	岩田 光正	東京都水産試験場長
専門委員	上田 宏	国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター副センター長・教授
専門委員	濱田 英嗣	下関市立大学経済学部教授
専門委員	馬淵 正裕	北海道立中央水産試験場総括水産業専門技術員
専門委員	安田 一郎	国立大学法人東京大学大学院理学系研究科助教授
専門委員	安成 椰子	株式会社水産経済新聞社代表取締役社長

《経済産業省独立行政法人評価委員会》

(平成 16 年 5 月 11 日現在)

本委員会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	木村 孟	独立行政法人大学評価・学位授与機構長
委員	秋山 守	国立大学法人東京大学名誉教授
委員	安西 祐一郎	慶應義塾長
委員	伊丹 敬之	国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授
委員	岩村 充	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
委員	打込 茂子	明治大学商学部教授
委員	梶川 融	太陽監査法人代表社員
委員	加藤 順子	株式会社三菱化学安全科学研究所リスク評価センター副センター長
委員	金本 良嗣	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
委員	岸 輝雄	独立行政法人物質・材料研究機構理事長
委員	岸 紅子	株式会社コロム代表取締役
委員	橘川 武郎	国立大学法人東京大学社会科学研究所教授
委員	小泉 明	東京都立大学大学院教授
委員	坂本 敦子	有限会社プライム・タイム代表取締役
委員	鳥井 弘之	国立大学法人東京工業大学原子炉工学研究所教授
委員	鳥居 泰彦	慶應義塾学事顧問
委員	永田 潤子	大阪市立大学大学院創造都市研究科助教授
委員	早川 眞一郎	国立大学法人東北大学大学院法学研究科教授
委員	平澤 冷	国立大学法人東京大学名誉教授
委員	宮内 義彦	オリックス株式会社代表取締役会長
委員	宮原 賢次	社団法人日本貿易会会長
委員	八木 良樹	株式会社日立製作所代表取締役副社長
臨時委員	原 早苗	国立大学法人埼玉大学非常勤講師

経済産業研究所分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	宮内 義彦	オリックス株式会社代表取締役会長
臨時委員	小笠原 直	太陽監査法人公認会計士
臨時委員	西岡 幸一	日本経済新聞社論説副主幹
臨時委員	速水 佑次郎	財団法人国際開発高等教育機構国際開発センター所長
臨時委員	藤垣 裕子	国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科助教授
専門委員	Paul Sheard	LEAMAN BROTHERS JAPAN Inc. チーフ・エコノミスト・アジア

工業所有権総合情報館分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	早川 眞一郎	国立大学法人東北大学大学院法学研究科教授
臨時委員	生方 眞哉	株式会社生方製作所代表取締役社長
臨時委員	北村 行孝	読売新聞東京本社編集局科学部長
臨時委員	高田 仁	国立大学法人九州大学大学院経済学研究院助教授
臨時委員	松田 嘉夫	弁理士

通商・貿易分科会日本貿易保険部会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	岩村 充	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
臨時委員	岡本 大輔	慶応義塾大学商学部教授
臨時委員	木村 福成	慶応義塾大学経済学部教授
臨時委員	佐野 角夫	ソニー株式会社顧問
臨時委員	辻山 栄子	早稲田大学商学部・早稲田大学大学院商学研究科教授
臨時委員	伴 英康	モルガンスタンレーディー・ウィッター証券会社東京支店株式調査部ヴァイスプレジデント

通商・貿易分科会日本貿易振興機構部会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	鳥居 泰彦	慶應義塾学事顧問
臨時委員	秋元 真理子	株式会社旭リサーチセンター主幹研究員
臨時委員	今井 圭子	上智大学外国語学部教授
臨時委員	木下 俊彦	早稲田大学商学部・商学研究科教授
臨時委員	柴田 昌治	日本ガイシ株式会社代表取締役会長
臨時委員	地引 啓	東大阪商工会議所会頭
臨時委員	嶋津 八生	日本放送協会解説委員
臨時委員	末吉 興一	北九州市長
臨時委員	高阪 章	国立大学法人大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
専門委員	リチャード ダイク	ティーシーエスジャパン株式会社代表取締役

産業技術分科会産業技術総合研究所部会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	木村 孟	独立行政法人大学評価・学位授与機構長
委員	安西 祐一郎	慶應義塾長
臨時委員	浅井 彰二郎	株式会社日立メディコ専務
臨時委員	岡田 恭彦	富士通株式会社経営執行役常務
臨時委員	黒川 清	東海大学総合医学研究所長
臨時委員	塩田 進	静岡理工科大学学長
臨時委員	高橋 真理子	朝日新聞論説委員
臨時委員	橋本 安雄	関西電力株式会社顧問
臨時委員	藤嶋 昭	財団法人神奈川科学技術アカデミー理事長
臨時委員	松重 和美	国立大学法人京都大学国際融合創造センター長
臨時委員	山野井 昭雄	味の素株式会社技術特別顧問

産業技術分科会新エネルギー・産業技術総合開発機構部会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	岸 輝雄	独立行政法人物質・材料研究機構理事長
臨時委員	荒川 泰彦	国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター教授
臨時委員	石谷 久	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
臨時委員	後藤 晃	国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター教授
臨時委員	竹中 登一	山之内製薬株式会社代表取締役社長
臨時委員	築館 勝利	東京電力株式会社取締役副社長
臨時委員	南 憲次	新日本製鐵株式会社取締役技術総括部長
臨時委員	室伏 きみ子	国立大学法人お茶の水女子大学理事・副学長
臨時委員	森尾 稔	ソニー株式会社取締役副会長
臨時委員	谷田部 雅嗣	日本放送協会放送総局解説委員室解説委員
臨時委員	渡辺 孝	芝浦工業大学専門職大学院工学マネジメント研究科教授

技術基盤分科会製品評価技術基盤機構部会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	平澤 冷	国立大学法人東京大学名誉教授
臨時委員	大庭 成弘	住友化学工業株式会社専務取締役
臨時委員	富田 房男	放送大学北海道学習センター所長
臨時委員	馬場 鍊成	科学ジャーナリスト
臨時委員	前原 郷治	社団法人日本鉄鋼連盟標準化センター事務局長
臨時委員	三村 光代	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会監事
臨時委員	宮村 鐵夫	中央大学理工学部教授

技術基盤分科会原子力安全基盤機構部会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	秋山 守	国立大学法人東京大学名誉教授

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
臨時委員	飯塚 悦功	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	遠藤 怜	株式会社日本航空システム上席執行役員 IT戦略企画室長、安全・環境保全推進室長
臨時委員	北村 行孝	読売新聞社東京本社編集局科学部長
臨時委員	班目 春樹	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	和気 洋子	慶應義塾大学商学部教授

資源分科会石油天然ガス・金属鉱物資源機構部会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	橘川 武郎	国立大学法人東京大学社会科学研究所教授
臨時委員	梅津 良昭	国立大学法人東北大学多元物質科学研究所教授
臨時委員	浦辺 徹郎	国立大学法人東京大学大学院理学系研究科教授
臨時委員	兒島 伊佐美	電気事業連合会副会長
臨時委員	小西 彦衛	あずさ監査法人代表社員
臨時委員	十市 勉	財団法人日本エネルギー経済研究所常務理事
臨時委員	浜 矩子	同志社大学大学院ビジネス研究科教授
臨時委員	渡邊 浩之	トヨタ自動車株式会社専務取締役

資源分科会水資源機構部会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	小泉 明	東京都立大学大学院教授
臨時委員	栩木 誠	日本経済新聞社編集委員
臨時委員	中村 玲子	国立大学法人政策研究大学院大学教授

情報処理推進機構分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	安西 祐一郎	慶應義塾長
臨時委員	阿草 清滋	国立大学法人名古屋大学大学院情報科学研究科情報システム学教授
臨時委員	池上 徹彦	会津大学学長
臨時委員	太田 民夫	株式会社日経BP常務取締役
臨時委員	櫛木 好明	松下電器産業株式会社常務取締役
臨時委員	松山 隆司	国立大学法人京都大学大学院情報学研究科教授
臨時委員	村本 理恵子	株式会社ガーラ取締役会長

中小企業基盤整備機構分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	伊丹 敬之	国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授
臨時委員	井上 裕之	東京商工会議所副会頭
臨時委員	岡崎 英人	首都圏産業活性化協会事務局長

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
臨時委員	加護野 忠男	国立大学法人神戸大学大学院経営学研究科教授
臨時委員	佐藤 博樹	国立大学法人東京大学社会科学研究所教授
臨時委員	杉浦 滋彦	理工協産株式会社代表取締役社長
臨時委員	永岡 文庸	日本経済新聞社論説委員
臨時委員	村本 道夫	マトリックス国際法律事務所代表弁護士

《国土交通省独立行政法人評価委員会》

(平成16年4月1日現在)

本委員会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	木村 孟	独立行政法人大学評価・学位授与機構長
○委員	杉山 武彦	国立大学法人一橋大学副学長・国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授
委員	会田 一雄	慶應義塾大学総合政策学部教授
委員	五十嵐 日出夫	国立大学法人北海道大学名誉教授
委員	池上 詢	福井工業大学工学部教授
委員	石原 研而	中央大学理工学部教授
委員	後 千代	東邦学園大学経営学部助教授
委員	岡田 恒男	国立大学法人東京大学名誉教授
委員	落合 誠一	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	來生 新	国立大学法人横浜国立大学大学院国際社会科学研究所長
委員	北村 信彦	公認会計士
委員	工藤 裕子	早稲田大学教育学部助教授
委員	小林 重敬	国立大学法人横浜国立大学大学院工学研究院教授
委員	小山 健夫	国立大学法人東京大学名誉教授
委員	椎貝 博美	国立大学法人筑波大学名誉教授
委員	鳶 信彦	ジャーナリスト
委員	高木 佳子	弁護士
委員	高橋 潤二郎	慶應義塾大学名誉教授
委員	田村 喜子	作家
委員	中村 玲子	国立大学法人政策研究大学院大学教授
委員	松尾 稔	社団法人国立大学協会専務理事
委員	水町 守志	芝浦工業大学専門職大学院工学マネジメント研究科教授
委員	盛岡 通	国立大学法人大阪大学大学院工学研究科教授
委員	森地 茂	財団法人運輸政策研究機構運輸政策研究所長兼副会長
委員	山口 弘毅	社団法人日本ツーリズム産業団体連合会理事
委員	山下 友信	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科教授
臨時委員	青木 節子	慶應義塾大学総合政策学部助教授
臨時委員	青山 佳世	フリーアナウンサー
臨時委員	浅野 正一郎	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所教授・研究主幹
臨時委員	浅見 泰司	国立大学法人東京大学空間情報科学研究センター教授

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
臨時委員	石田 東生	国立大学法人筑波大学社会工学系教授
臨時委員	磯部 雅彦	国立大学法人東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
臨時委員	井上 和也	国立大学法人京都大学防災研究所教授
臨時委員	井上 篤次郎	神戸商船大学名誉教授
臨時委員	岩貞 るみこ	モータージャーナリスト、エッセイスト
臨時委員	岩田 好一朗	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科教授
臨時委員	上田 孝行	国立大学法人東京工業大学大学院理工学研究科助教授
臨時委員	大久保 宣夫	日産自動車株式会社副社長
臨時委員	大塚 英作	国立大学法人横浜国立大学経営学部教授
臨時委員	帯野 久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役
臨時委員	加藤 俊平	東京理科大学工学部教授
臨時委員	川田 和良	元関西国際空港株式会社空港計画部審議役
臨時委員	北野 蓉子	社団法人日本女性航空協会理事長
臨時委員	黒田 克司	公認会計士・日本公認会計士協会常務理事
臨時委員	黒田 勝彦	国立大学法人神戸大学工学部教授
臨時委員	小池 俊雄	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	小尻 利治	国立大学法人京都大学防災研究所教授
臨時委員	佐伯 浩	国立大学法人北海道大学副学長・大学院工学研究科教授
臨時委員	坂井 昇	国立大学法人岐阜大学医学部名誉教授
臨時委員	澤山 恵一	社団法人日本船長協会会長
臨時委員	重信 千代乃	株式会社重信設計専務取締役
臨時委員	島田 一彦	弁護士・日弁連交通事故相談センター副会長
臨時委員	白石 真澄	東洋大学経済学部助教授
臨時委員	菅原 進一	東京理科大学総合研究所教授
臨時委員	鈴木 真二	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	角 洋一	国立大学法人横浜国立大学大学院工学研究院教授
臨時委員	高田 博行	公認会計士
臨時委員	埜野 廣文	たをの海運株式会社代表取締役社長
臨時委員	近森 順	芝浦工業大学工学部教授
臨時委員	津田 和明	サントリー株式会社相談役
臨時委員	鶴岡 憲一	読売新聞東京本社編集委員
臨時委員	長澤 徹明	国立大学法人北海道大学大学院農学研究科教授
臨時委員	中田 信哉	神奈川大学経済学部教授
臨時委員	永田 邦和	国立大学法人鹿児島大学法文学部経済情報学科助教授
臨時委員	西垣 憲司	石油連盟油濁対策部長
臨時委員	西村 幸夫	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	原田 英博	株式会社商船三井常務取締役兼常務執行役員
臨時委員	日向野 幹也	東京都立大学経済学部教授
臨時委員	福井 康子	都市経済研究所主任研究員
臨時委員	藤野 正隆	国立大学法人東京大学名誉教授
臨時委員	藤野 陽三	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	堀野 定雄	神奈川大学工学部助教授
臨時委員	正田 英介	東京理科大学理工学部教授

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
臨時委員	町野 硯治	国際マリントランスポート株式会社代表取締役社長
臨時委員	三井所 清典	建築家・芝浦工業大学工学部教授
臨時委員	宮本 昌幸	明星大学理工学部教授
臨時委員	宮脇 淳	国立大学法人北海道大学大学院法学研究科教授
臨時委員	廻 洋子	淑徳大学国際コミュニケーション学部講師
臨時委員	野城 智也	国立大学法人東京大学生産技術研究所教授
臨時委員	安河内 恵子	国立大学法人九州工業大学情報工学部助教授
臨時委員	山岸 哲	財団法人山階鳥類研究所所長
臨時委員	山田 一郎	財団法人空港環境整備協会理事
臨時委員	山田 正	中央大学理工学部教授
臨時委員	湯浅 康司	株式会社JALウェイズ代表取締役会長

土木研究所分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	後 千代	東邦学園大学経営学部助教授
委員	椎貝 博美	国立大学法人筑波大学名誉教授
委員	鳶 信彦	ジャーナリスト
委員	高木 佳子	弁護士
委員	中村 玲子	国立大学法人政策研究大学院大学教授
委員	森地 茂	財団法人運輸政策研究機構運輸政策研究所長兼副会長
臨時委員	井上 和也	国立大学法人京都大学防災研究所教授
臨時委員	藤野 陽三	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授

建築研究所分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	後 千代	東邦学園大学経営学部助教授
委員	岡田 恒男	国立大学法人東京大学名誉教授
委員	小林 重敬	国立大学法人横浜国立大学大学院工学研究院教授
委員	鳶 信彦	ジャーナリスト
委員	高木 佳子	弁護士
委員	中村 玲子	国立大学法人政策研究大学院大学教授
臨時委員	菅原 進一	東京理科大学総合研究所教授
臨時委員	三井所 清典	建築家・芝浦工業大学工学部教授

交通関係研究所分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	來生 新	国立大学法人横浜国立大学大学院国際社会科学部研究科長
委員	北村 信彦	公認会計士
委員	小山 健夫	国立大学法人東京大学名誉教授
委員	田村 喜子	作家

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	水町 守志	芝浦工業大学専門職大学院工学マネジメント研究科教授
臨時委員	青木 節子	慶應義塾大学総合政策学部教授
臨時委員	浅野 正一郎	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所教授・研究主幹
臨時委員	小池 俊雄	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	角 洋一	国立大学法人横浜国立大学大学院工学研究院教授
臨時委員	近森 順	芝浦工業大学工学部教授
臨時委員	宮本 昌幸	明星大学理工学部教授

港湾空港技術研究所分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	石原 研而	中央大学理工学部教授
委員	來生 新	国立大学法人横浜国立大学大学院国際社会科学研究科長
委員	北村 信彦	公認会計士
臨時委員	青山 佳世	フリーアナウンサー
臨時委員	磯部 雅彦	国立大学法人東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
臨時委員	岩田 好一朗	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科教授
臨時委員	黒田 勝彦	国立大学法人神戸大学工学部教授

北海道開発土木研究所分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	会田 一雄	慶應義塾大学総合政策学部教授
委員	五十嵐 日出夫	国立大学法人北海道大学名誉教授
委員	工藤 裕子	早稲田大学教育学部助教授
委員	杉山 武彦	国立大学法人一橋大学副学長・国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授
委員	田村 喜子	作家
委員	森地 茂	財団法人運輸政策研究機構運輸政策研究所長兼副会長
臨時委員	佐伯 浩	国立大学法人北海道大学副学長・大学院工学研究科教授
臨時委員	長澤 徹明	国立大学法人北海道大学大学院農学研究科教授
臨時委員	山田 正	中央大学理工学部教授

教育機関分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	会田 一雄	慶應義塾大学総合政策学部教授
委員	工藤 裕子	早稲田大学教育学部助教授
委員	杉山 武彦	国立大学法人一橋大学副学長・国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授
臨時委員	井上 篤次郎	神戸商船大学名誉教授
臨時委員	加藤 俊平	東京理科大学工学部教授
臨時委員	北野 蓉子	社団法人日本女性航空協会理事長

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
臨時委員	澤山 恵一	社団法人日本船長協会会長
臨時委員	鈴木 真二	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	埜野 廣文	たをの海運株式会社代表取締役社長
臨時委員	原田 英博	株式会社商船三井常務取締役兼常務執行委員
臨時委員	廻 洋子	淑徳大学国際コミュニケーション学部講師
臨時委員	湯浅 康司	株式会社JALウエイズ代表取締役会長

自動車検査分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	会田 一雄	慶應義塾大学総合政策学部教授
委員	池上 詢	福井工業大学工学部教授
委員	來生 新	国立大学法人横浜国立大学大学院国際社会科学研究科長
臨時委員	岩貞 るみこ	モータージャーナリスト、エッセイスト
臨時委員	大久保 宣夫	日産自動車株式会社副社長
臨時委員	島田 一彦	弁護士・日弁連交通事故相談センター副会長
臨時委員	近森 順	芝浦工業大学工学部教授

鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	会田 一雄	慶應義塾大学総合政策学部教授
委員	工藤 裕子	早稲田大学教育学部助教授
委員	森地 茂	財団法人運輸政策研究機構運輸政策研究所長兼副会長
臨時委員	上田 孝行	国立大学法人東京工業大学大学院理工学研究科助教授
臨時委員	加藤 俊平	東京理科大学工学部教授
臨時委員	角 洋一	国立大学法人横浜国立大学大学院工学研究院教授
臨時委員	福井 康子	都市経済研究所主任研究員
臨時委員	正田 英介	東京理科大学理工学部教授
臨時委員	宮脇 淳	国立大学法人北海道大学大学院法学研究科教授

国際観光振興機構分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	後 千代	東邦学園大学経営学部助教授
委員	工藤 裕子	早稲田大学教育学部助教授
委員	山口 弘毅	社団法人日本ツーリズム産業団体連合会理事
臨時委員	大塚 英作	国立大学法人横浜国立大学経営学部教授
臨時委員	帯野 久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役
臨時委員	鶴岡 憲一	読売新聞東京本社編集委員
臨時委員	西村 幸夫	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
臨時委員	福井 康子	都市経済研究所主任研究員

水資源機構分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	後 千代	東邦学園大学経営学部助教授
委員	田村 喜子	作家
委員	松尾 稔	社団法人国立大学協会専務理事
臨時委員	小尻 利治	国立大学法人京都大学防災研究所教授
臨時委員	津田 和明	サントリー株式会社相談役
臨時委員	山岸 哲	財団法人山階鳥類研究所所長

自動車事故対策機構分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	北村 信彦	公認会計士
委員	山下 友信	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科教授
臨時委員	坂井 昇	国立大学法人岐阜大学医学部名誉教授
臨時委員	島田 一彦	弁護士・日弁連交通事故相談センター副会長
臨時委員	中田 信哉	神奈川大学経済学部教授
臨時委員	福井 康子	都市経済研究所主任研究員
臨時委員	堀野 定雄	神奈川大学工学部助教授

空港周辺整備機構分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	北村 信彦	公認会計士
委員	杉山 武彦	国立大学法人一橋大学副学長・国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授
委員	盛岡 通	国立大学法人大阪大学大学院工学研究科教授
臨時委員	石田 東生	国立大学法人筑波大学社会工学系教授
臨時委員	川田 和良	元関西国際空港株式会社空港計画部審議役
臨時委員	廻 洋子	淑徳大学国際コミュニケーション学部講師
臨時委員	安河内 恵子	国立大学法人九州工業大学情報工学部助教授
臨時委員	山田 一郎	財団法人空港環境整備協会理事

海上災害防止センター分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	落合 誠一	国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	北村 信彦	公認会計士
委員	工藤 裕子	早稲田大学教育学部助教授
委員	杉山 武彦	国立大学法人一橋大学副学長・国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授
臨時委員	加藤 俊平	東京理科大学工学部教授
臨時委員	西垣 憲司	石油連盟油濁対策部長
臨時委員	藤野 正隆	国立大学法人東京大学名誉教授
臨時委員	町野 硯治	国際マリントランスポート株式会社取締役社長

都市再生機構分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	來生 新	国立大学法人横浜国立大学大学院国際社会科学研究科長
委員	小林 重敬	国立大学法人横浜国立大学大学院工学研究院教授
委員	鳶 信彦	ジャーナリスト
委員	高木 佳子	弁護士
臨時委員	浅見 泰司	国立大学法人東京大学空間情報科学研究センター教授
臨時委員	黒田 克司	公認会計士・日本公認会計士協会常務理事
臨時委員	白石 真澄	東洋大学経済学部助教授
臨時委員	野城 智也	国立大学法人東京大学生産技術研究所教授

奄美群島振興開発基金分科会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	後 千代	東邦学園大学経営学部教授
委員	來生 新	国立大学法人横浜国立大学大学院国際社会科学研究科長
委員	高木 佳子	弁護士
委員	高橋 潤二郎	慶應義塾大学名誉教授
臨時委員	重信 千代乃	株式会社重信設計専務取締役
臨時委員	高田 博行	公認会計士
臨時委員	永田 邦和	国立大学法人鹿児島大学法文学部経済情報学科助教授
臨時委員	日向野 幹也	東京都立大学経済学部教授

《環境省独立行政法人評価委員会》

(平成15年12月5日現在)

本委員会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	石井 紫郎	東京大学名誉教授
委員	櫻井 治彦	中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長
委員	佐野 角夫	ソニー株式会社顧問
委員	柘植 綾夫	三菱重工業株式会社常務取締役技術本部長
委員	藤井 絢子	滋賀県環境生活共同組合理事長
委員	松野 太郎	海洋科学技術センター地球フロンティア研究システム長
委員	鷺谷 いづみ	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
臨時委員	大沢 雅彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
臨時委員	加藤 三郎	環境文明研究所長
臨時委員	北野 大	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授
臨時委員	桑野 園子	大阪大学大学院人間科学研究科教授
臨時委員	坂本 和彦	埼玉大学工学部長
臨時委員	佐和 隆光	京都大学経済研究所長
臨時委員	高木 勇三	日本公認会計士協会理事
臨時委員	高月 紘	京都大学環境保全センター教授

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
臨時委員	梶井 茂夫	読売新聞東京本社論説委員
臨時委員	三橋 規宏	千葉商科大学政策情報学部教授

国立環境研究所部会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
委員	櫻井 治彦	中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長
委員	佐野 角夫	ソニー株式会社顧問
委員	柘植 綾夫	三菱重工業株式会社常務取締役技術本部長
委員	藤井 絢子	滋賀県環境生活共同組合理事長
委員	松野 太郎	海洋科学技術センター地球フロンティア研究システム長
委員	鷲谷 いづみ	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
臨時委員	大沢 雅彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
臨時委員	加藤 三郎	環境文明研究所長
臨時委員	北野 大	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授
臨時委員	桑野 園子	大阪大学大学院人間科学研究科教授
臨時委員	坂本 和彦	埼玉大学工学部長
臨時委員	佐和 隆光	京都大学経済研究所長
臨時委員	高木 勇三	日本公認会計士協会理事
臨時委員	高月 紘	京都大学環境保全センター教授
臨時委員	梶井 茂夫	読売新聞東京本社論説委員

環境再生保全機構部会

委員・臨時委員等の別	氏名	現職
◎委員	石井 紫郎	東京大学名誉教授
○委員	佐野 角夫	ソニー株式会社顧問
委員	櫻井 治彦	中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長
委員	鷲谷 いづみ	東京大学大学院農学生命学科学研究科教授
臨時委員	北野 大	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授
臨時委員	桑野 園子	大阪大学大学院人間科学研究科教授
臨時委員	高木 勇三	日本公認会計士協会理事
臨時委員	高月 紘	京都大学環境保全センター教授
臨時委員	三橋 規宏	千葉商科大学政策情報学部教授

政策評価・独立行政法人評価委員会における 独立行政法人評価に関する運営について

平成 14 年 3 月 22 日
政策評価・独立行政法人評価委員会決定

<前 文>

中央省庁等改革の柱の一つとして、平成 13 年 4 月、独立行政法人制度が導入された。独立行政法人制度は、政策実施機能に係る一定の事務・事業について、国から独立した法人を設置し、当該事務・事業の実施を担わせる制度である。この制度の基本は、法人運営に関する国の細部にわたる事前関与・統制を制限し、自主的、自律的で透明な法人運営を確保し、法人が業務の運営を弾力的・効果的に行うことを可能とするが、その一方で、主務大臣が法人に対して指示する明確な達成目標（中期目標）の下で、その目標に沿った法人の業務の実績を事後的に評価するとともに、中期目標の期間の終了時には組織、業務の全般的見直しを行うという仕組みにより、国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供を実現するということにある。

評価結果は公表され、国民の前に明らかにされるとともに、法人の業務運営の改善に反映されていくこととなる。また、評価結果を踏まえて、独立行政法人の長の解任も行われ得るものとされ、さらに役員の報酬の支給にも業務の実績が反映され得るものとされている。

このような厳正な措置をも伴い得る事後的な評価の仕組みの存在が、独立行政法人に対して、自主的、自律的な法人運営の下、業務運営の効率化と、国民に対して提供するサービスの内容の向上という、納税者であり、また、行政サービスの受益者である国民の求める成果の実現を図るための不断の努力を促すこととなる。

すなわち、独立行政法人制度において、評価の仕組みは、国民の求める成果の実現を図るためのメカニズムが、有効に機能するための鍵を握る重要な位置付けを有するものである。独立行政法人制度が、国民に信頼される制度として今後の我が国の行政に定着するか否かは、評価の仕組みが信頼性のある、また、実効性のあるものとして機能するか否かにかかっていると看做しても過言ではないと考える。

本「政策評価・独立行政法人評価委員会における独立行政法人評価に関する運営について」は、総務省に置かれる当委員会が、独立行政法人の評価に関する任務を的確に遂行していくための基本的な考え方を明らかにしたものである。

この中では、まず、当委員会の任務について記した上で、当委員会における評価の方針として、評価の対象と方法について記した。評価の方法としては、評価の信頼性、実効性の向上を図ることが重要であるという基本的視点に立って、各府省評価委員会の評価結果について必要な点検等を行うこととした。なお、具体的な点検項目等については、別紙にその設定についての考え方をまとめ、評価の実施の過程で、その設定を図っていくこととした。

もとより、独立行政法人評価の信頼性、実効性の向上が図られるためには、各評価機関が独立行政法人制度における評価の重要性を認識し、第三者機関として、中立・公正な立場で客観的かつ厳正な評価に取り組んでいくことが必要である。各府省評価委員会と当委員会とがそれぞれの任務を的確に遂行していくことにより、独立行政法人評価制度が、真に国民の期待に応えるものとして発展していくこととなる。

今回、当委員会の評価に関する基本的な考え方を明らかにしたところであるが、各府省評価委員会においても、独立行政法人評価の取組において参考とされ、一層実効ある評価が実施されることを期待する。

1 政策評価・独立行政法人評価委員会の任務

(1) 独立行政法人の評価に関する制度の基本

独立行政法人制度は、政策実施機能に係る一定の事務・事業を担う独立の法人格を持つ法人を設置し、国の事前関与・統制を制限し、法人の運営における自主性・自律性を確保するが、その一方で、主務大臣の指示する明確な達成目標の下で、その業務の実績を事後的に評価し、その結果を法人の業務運営の改善に反映させ、また、毎年毎年の長の責任や役職員の処遇等に反映させ得るという仕組みにより、業務運営の効率化と国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図ることを目的とする制度である。

このように、事後評価に重点を置くということが制度の基本の一つであることから、独立行政法人の業務の実績の評価が、中立・公正な立場から客観的に実施されることが重要である。このため、各府省に第三者評価機関である評価委員会が置かれて評価を行うこととされ、これに加えて総務省に全政府レベルの第三者評価機関である政策評価・独立行政法人評価委員会が置かれることにより、独立行政法人の評価の客観的かつ厳正な実施を確保する仕組みとなっている。

(2) 政策評価・独立行政法人評価委員会の任務

総務省に置かれる当委員会は、全政府レベルの評価機関として、各府省評価委員会から通知された独立行政法人の業務の実績の評価結果について評価を行い、「必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べる」

(独立行政法人通則法第 32 条第 5 項及び第 34 条第 3 項による第 32 条第 5 項の準用) こととされている。

(なお、上記に加え、「独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告する」(独立行政法人通則法第 35 条第 3 項) こととされているが、これについての取組の方針は、別途検討する。)

2 評価の方針

(1) 評価の対象

当委員会は、各府省評価委員会が独立行政法人の業務の実績について行う、以下の評価の結果を対象として、評価を行う。

- ① 当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について行う総合的な評定(独立行政法人通則法第 32 条第 2 項)

- ② 当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について行う総合的な評定（独立行政法人通則法第34条第2項）

（２）評価の方法

当委員会は、独立行政法人評価の信頼性、実効性の向上を図ることが重要であるという基本的視点に立ち、各府省評価委員会の評価結果を対象として、以下の内容により必要な点検等を行い、必要な意見を述べる。

その際、各事業年度に係る業務の実績に関する評価結果についての評価は、府省評価委員会の評価の趣旨が当該事業年度における法人の業務の実施状況、進捗状況の評価し、その結果を中期目標の達成を図るため必要な業務運営の改善等に反映させるものであることを勘案して実施する。

また、中期目標に係る業務の実績に関する評価結果についての評価は、府省評価委員会の評価の趣旨が中期目標の達成状況の評価し、その結果を次期中期目標の策定や、必要な場合、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討に反映させるものであることを勘案して実施する。

ア 実施方法

当委員会の評価においては、まず、各府省評価委員会の評価結果が、当該評価委員会において定められた評価基準に適合したかたちで適切に評価を行ったものとなっているか、また、評価基準を踏まえた評価の内容は妥当なものとなっているかについて点検を行うことを基本とする。

（ア）「各事業年度に係る業務の実績に関する評価結果」の評価

各府省評価委員会から通知を受けた各事業年度における独立行政法人の業務の実績の評価結果について、（a）「当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析の結果」に係る部分と、（b）「これらの結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について行う総合的な評定の結果」に係る部分のそれぞれに関して、以下の方法により点検を行う。

- ① 府省評価委員会において定められた評価基準に適合したかたちで適切に評価が行われているかについて点検を行う。
- ② また、評価基準を踏まえた評価の内容は妥当なものとなっているかについて点検を行う。

ただし、府省評価委員会の評価結果が、(a)及び(b)の部分に^{せつぜん}截然と区分されない場合には、評価結果を全体としてとらえ、①及び②により必要な点検を行う。

また、全政府レベルの評価機関である当委員会は、評価の一環として、独立行政法人評価全体を通じた実効性向上を図る見地から、各府省評価委員会の評価結果を全体的、横断的に把握し、評価の実効性向上に資すると考えられる一定の手法、視点等が見いだされる等の場合、その有効性、必要性等の吟味を行う。

その結果、当該手法、視点等が、評価の実効性向上のため有効かつ必要と認められる場合には、当委員会から各府省評価委員会に対して通知等を行うこととし、また、次年度以降の評価結果の評価において、当該手法、視点等の検討状況、活用状況について把握を行うこととする。

(イ)「中期目標に係る業務の実績に関する評価結果」の評価

本評価結果の評価については、中期目標に係る業務の実績に関する評価の趣旨を踏まえて行うものとする。

評価の実施方法に沿った点検項目等の設定についての考え方は、別紙に示す。

イ 資料の提出等の要求

評価の実施に当たって必要な資料収集、説明聴取等については、次による。

- ・ 所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、独立行政法人の主務大臣又は独立行政法人の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求める。
- ・ 所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、独立行政法人の主務大臣又は独立行政法人の長以外の者に対しても必要な協力を依頼する。

3 評価結果及び公表

- (1) 各府省評価委員会による所管独立行政法人に係る評価結果を評価した結果、当委員会が必要と認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べる。その際、当該「意見」は、公表する。

また、年度を通じた当委員会の評価の結果及び当委員会の「意見」を含めた評価活動の状況等について、取りまとめ、公表する。

(2) 各府省評価委員会の評価結果の評価を行うことに関連して、評価の実施状況の把握とあわせ、以下の事項について当委員会として注視・把握し、中期目標の期間終了時において、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、当委員会が主務大臣に対して行うことができる「勧告」(独立行政法人通則法第35条第3項)の検討に資することとする。

- ① 府省評価委員会が、独立行政法人通則法第32条第3項に基づき、評価を行った結果必要があると認めるときに、独立行政法人に対して行うことができる業務運営の改善その他の勧告について、その実施に係る状況と、それに基づく措置に係る状況
- ② 府省評価委員会が、中期目標期間終了の前年度等の評価において行う、次期中期目標の策定等についての検討の実施状況
- ③ 主務大臣が、独立行政法人通則法第35条に基づき、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる場合にあつて、その検討に際して行う府省評価委員会の意見聴取及び当該委員会の審議・答申等の状況
- ④ 府省評価委員会の評価結果を踏まえ、主務大臣が中期目標を、又は独立行政法人が中期計画を、それぞれ一層適切なものとするとの観点から見直し、変更を行う場合にあつて、当該主務大臣が、その変更又は変更の認可に際して行う府省評価委員会の意見聴取及び当該委員会の審議・答申等の状況

(3) 上記と関連して、全政府的な立場から独立行政法人の評価制度の実効性の向上を図る上で必要と考えられる場合には、当委員会としての見解等を取りまとめ、公表する。

別紙

点検項目等の設定についての考え方

各府省評価委員会の評価の実施形式及び評定が、独立行政法人の評価制度が求める適切な評価であると認められるために必要と考えられる水準を満たしているかどうかを点検する。

具体的には、以下の①及び②を基本として点検を行う。

- ① 定められた評価基準に適合したかたちで適切に評価が行われているか。具体的には、定められた評価基準に則り、また、公正妥当な手続・手順を用いて、適切に評価が行われているか。

(要点)

- 評価基準及び中期計画掲記の項目との関係での網羅性（完全性）
- 評価の実施の計画、手順、データ収集その他調査、審議、結果取りまとめ等手続の妥当性（適時に、公正な立場から、判断に必要なデータ等を必要十分に入手し、検討して、結論を得たことが明らかであるか。）

- ② 評価基準を踏まえた評価の内容は妥当なものとなっているか。

(要点)

- 評価基準の当てはめは適切か。
- 当てはめの結果行った判断について、その理由、根拠等がきちんと示されているか。その際、用いられた資料、データ等の信頼性の確認結果が示されているか。なお、当該データ等には検証可能性があるか。審議の記録及び基礎資料はきちんと保存されているか。
- 評価結果（評定、評定の理由等）は、明瞭で分かりやすいものとなっているか。

上記①及び②について、既に定められた府省評価委員会の評価基準等をもとに、具体的な点検項目となることが想定される例を示すと、以下のとおりである。

ア「各事業年度に係る業務の実績に関する評価結果」の評価

(a) 当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析の結果

- ① 定められた評価基準に適合したかたちで適切に評価が行われているか。
- 定められた評価基準に則り、適切に評価が行われているか。

(中期計画の実施状況の調査)

(例) 評価基準に示された各項目（中期計画掲記項目）のすべてについて、実績の把握が行われているか。

(例) 実績の定量的・定性的把握は、評価基準に示された指標によって正確に行われているか。

(中期計画の実施状況の分析)

(例) 評価基準に示された評価の単位ごとにすべて判定が実施されているか。

(例) 評価基準に示された判定の区分(例えばA、B、C等)に沿い、正確、厳格な実績の把握に基づく判定が行われているか。

○ 公正妥当な手続・手順により評価が行われているか。

(例) 専門的な内容のものについて、専門家による第三者評価の結果を活用して評価が行われている場合、その第三者評価の手続的妥当性(利害関係者の排除等)について必要な確認が行われているか。

(例) 把握されたデータの妥当性(代表性、信頼性等)について必要な確認が行われているか。

② 評価基準を踏まえた評価の内容は妥当なものとなっているか。

○ 中期計画の実施状況の分析内容は妥当なものとなっているか。

(例) 中期計画の実施状況の判定は、評価基準に示された判断基準を業務実績等に適切に当てはめたものとなっているか。

(例) 機械的な判断基準の適用等で判定結果を導き出せない等の場合、判定結果を導き出した根拠、理由等は明確に示されているか。

(b) 業務の実績の全体について行う総合的な評定の結果

① 定められた評価基準に適合したかたちで適切に評価が行われているか。

○ 業務の実績全体の総合的な評定が、評価基準に則り、適切に実施されているか。

(例) 評価基準に示された考慮要素(中期計画の実施状況の判定結果、その他加味する要素等)に基づいて評定が実施されているか。

② 評価基準を踏まえた評価の内容は妥当なものとなっているか。

○ 業務の実績全体の総合的な評定の内容は、妥当なものとなっているか。

(例) 業務の実績全体の総合的な評定は、評価基準に示された判断基準を適切に当てはめて導き出されているか。

(例) 中期計画の実施状況の判定結果を平均（加重平均）して総合的な評価を実施する等の判断基準が示されている場合、その基準によって総合的な評価が行われているか。

(例) 業務の実績全体の総合的な評価を導き出した根拠、理由は明確にされているか。当該評価は妥当か。

(例) 中期計画に明定されていない法人の業務運営の実績（法人のマネージメントの改善への努力等）を加味して総合的な評価を行うとされている場合、どのような要素をどのような理由で選択し、加味したかが明確に示されているか。その上で、当該総合的な評価は適切か。

また、全政府レベルの評価機関である当委員会として、独立行政法人評価全体を通じた実効性の向上を図る見地から、評価結果の全体的、横断的な把握を行い、評価の実効性向上に資すると考えられる一定の手法、視点等が見いだされる等の場合、その有効性、必要性等の吟味を行う。

具体的には、上記①及び②の点検作業を通じて、各府省評価委員会の評価結果を全体的にとらえ、例えば一部の評価において採られている一定の手法、視点等で、これが採り入れられることが評価の実効性向上に資すると考えられるものが見いだされる等の場合、その手法、視点等を活用した評価の取組状況を横断的に把握し、その有効性、必要性を吟味する。

横断的な把握の対象となる手法、視点等は、以下の i) から iv) に示す区分により、中期目標事項の達成状況の評価に資することとなると考えられるものを設定する。

- i) 業務運営の効率化
- ii) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
- iii) 財務内容の改善
- iv) その他

把握の対象となる手法、視点等は、各府省評価委員会の評価結果を全体的にとらえた上で設定されるものであるが、評価の実効性向上という観点から、これまで当委員会で示唆された手法、視点等としては、以下の（例）に挙げるようなものがある。

- i) 業務運営の効率化

(例) 費用と効果の関係について、単位費用等何らか適切な指標を設定し、当該独立行政法人における当該指標の経年的な比較、同種・類似の業務を担う他法人・民間法人等との比較を行う等の有効と考えられる手法により、効率性（生産性）の向上を把握しているか。

ii) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

(例) 何らか一定の業務の実績に関して、独立行政法人の業務の特性等に応じて、適切な指標を設定し、当該法人における当該事業の実績との経年的な比較、同種・類似の業務を担う他法人・民間法人等との業務実績との比較を行う等の有効と考えられる手法により、その業務の実績を把握しているか。

iii) 財務内容の改善

(例) 財務内容の改善に関して、独立行政法人の業務の特性等に応じて、自己収入比率、収益率等の適切な指標を設定し、当該法人における経年的な比較、同種・類似の業務を担う他法人との比較を行う等の有効と考えられる手法により、財務内容の改善を把握しているか。

iv) その他

(例) 独立行政法人の業務実績を向上させるために行われている、組織運営の弾力化（インセンティブの設定、職員の能力の向上等）、マネジメント・システム、内部統制システムの改善等の措置に関して、その効果を、有効と考えられる手法により把握しているか。

イ 「中期目標に係る業務の実績に関する評価結果」の評価

中期目標に係る業務の実績に関する評価の趣旨を踏まえて、点検項目等を設定するものとする。

独立行政法人評価分科会（10.30開催）議事要旨

1. 日 時 平成15年10月30日（木）15時30分から17時30分

2. 場 所 総務省 第1002会議室（10階）

3. 出席者

（分科会所属委員）

富田俊基独立行政法人評価分科会長、樫谷隆夫委員、竹内佐和子委員、村松岐夫委員
黒川行治臨時委員、黒田玲子臨時委員、新村保子委員
稲継裕昭専門委員、梶川融専門委員、武田尚仁専門委員、山本清専門委員

（総務省）

田村局長、柚木官房審議官、橋口総務課長、讃岐評価監視官

4. 議題

- (1) 「平成14年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見（案）」について
- (2) 「独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（案）」について

5. 会議経過

- (1) 事務局からの「平成14年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見（案）」についての説明に引き続き審議が行われた。分科会としては、今後、同審議を踏まえた修正等を分科会長一任により行うこととした上で、同案を大筋で了承し、委員会に報告することとなった。主な意見は以下のとおり。
- 評価の手法の改善についての意見と評価においてチェックすべき内容についての意見が混在しているのが気になる。各府省の評価委員会が評価においてチェックすべき内容を見ているかどうかといった細かなことを当委員会は、いつまで見ていかなければいけないのか。
 - 独立行政法人評価は、まだ始まったばかりであり、当委員会としては、スタンダードな評価が確立するまでは、細かなことまで言わなければならないのではないか。
 - 研究開発関係法人の評価については、今後、横断的に議論すべきである。
 - 所管法人共通事項については、本来は個別に述べるべきものである。勝手に自分の法人は関係ないと思われないようにしなければならない。
 - 抽象的・一般的な意見では、むしろ分かりにくくなってしまいう面もあるので、具体的な意見とした方が分かり易い。また、各府省評価委員会と当委員会では、別の見方もあることを具体的に示す必要がある。さらに、独立行政法人評価はまだ2年目であることから、当委員会としてもこの程度細かく見ているということを各府省の評価委員会や独立行政法人に示すべきである。このため、今回は、ある程度の細かい指摘をしておくべきであると考えます。
 - 多額の税金を投入している研究機関とそうではない機関を同列に扱い、研究をやったか、特許をとったか、論文を書いたかといったチェックを同様にいうのでは評価として不適當である。

- 今回、独立行政法人の所管府省を超えた連携の必要性について意見を述べさせていただく法人がある。今後は、このように各所管府省を超えて見ていくような観点が当委員会の評価において重要になっていくと思われる。
 - 意見中に、「期待する」という表現が多いのが気になる。
 - 各独立行政法人の財務面の問題や会計処理面の問題についても、今後、各府省評価委員会に発信していくべき。
- (2) 事務局からの「独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(案)」についての説明に引き続き審議が行われた。分科会としては、今後、同審議を踏まえた修正等を分科会長一任により行うこととした上で、同案を大筋で了承し、委員会に報告することとなった。主な意見は以下のとおり。
- 事務、事業を見直した結果、どのようなコスト構造、財務構造となるのかが重要である。
 - 「法人の資源を最大限有効に活用する」とあるが、これは現行の法人の資源を維持することが前提となっているように読めるので適当ではない。
 - 地方の学校教員の任命権者は、教育委員会の教育長であるので、その人事行政に国が介入するような誤解を受けないような表現とする必要がある。
 - 将来「中核的教員」となる可能性のあるすべての人に、必ずセンターの研修を受けさせようとする結果、研修の規模が変に拡大しないかどうか懸念がある。
一方、この研修を受けた人が、結果的に中核的教員となっているかどうかについてのフォローはしなければならない。
 - 本勧告の方向性を公表する際には、国民に分かり易い資料を作成して説明する必要がある。

以 上

(文責：総務省行政評価局独立行政法人担当室)

政策評価・独立行政法人評価委員会委員懇談会 議事要旨

1. 日 時 平成15年11月5日(水) 18時から19時30分

2. 場 所 中央合同庁舎第2号館 第1特別会議室

3. 出席者

(委員)

村松岐夫委員長、富田俊基独立行政法人評価分科会長、樫谷隆夫の各委員

黒川行治、黒田玲子、松田美幸の各臨時委員

稲継裕昭、梶川融、武田尚仁、丸島儀一、木村陽子、吉野直行の各専門委員

(事務局)

田村行政評価局長、柚木官房審議官、橋口総務課長、讃岐評価監視官、安治川政策評価審議室長 ほか

4. 議題

(1)平成14年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)について

(2)独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(案)について

5. 参考資料

(1)独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省の見解等

(2)独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する内閣府の見解等

(3)独立行政法人産業技術総合研究所の事務及び事業に関する経済産業省の見解等

(4)独立行政法人日本貿易保険の事務及び事業に関する経済産業省の見解等

6. 会議経過

(1)事務局より、「平成14年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見(案)」について説明が行われた後、意見交換が行われた。意見等の概要は以下のとおり。

- 研究開発は、海外との競争力が必要であるが、国際競争力について何を軸として評価すべきなのか。関連する海外の機関との比較を行っていくことが必要ではないか。また、組織・人員の増減の経年比較については、年度によってはある研究分野に集中的に人員を配置する必要がある場合などもあり、単純に比較すべきではないのではないか。
- 大前提として、市場でできることは市場で行うべきであり、独立行政法人の設立についても、まずは、市場において対応できないかどうかを検討すべき。国や独立行政法人が行うとしても、範囲を限定すべき。
- 独立行政法人国立公文書館については、本来保存すべき文書が保存されているかという観点からの評価が重要ではないか。また、外部資金の導入に伴う評価業務の増大を懸念するあまり、各独法において、研究開発業務への外部資金の導入に尻込みするような逆効果が生じないようにすることが重要ではないか。
- それぞれの意見について、テーマ別に整理することに加えて、「べきである」、「期待する」といった意見の強さの違いがわかるような工夫をすべき。
- 研究開発業務の評価の観点について、各々の研究開発の特性に応じて定める個別具体的な観点として、論文「数」、特許「数」という数に強調がおかれたものが示されているように見えるが、形式のみで評価することを推奨しているようにならないようにすべきである。

本案については、委員長、分科会長において検討を加え、委員決裁の上、委員会決定とすることが報告された。

(2) 事務局より、「独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(案)」について説明が行われた後、意見交換が行われた。意見等の概要は以下のとおり。

- 事前研修プログラムと集合研修プログラムとの連動については、基本的には連動して行うのだろうが、必ずしもすべてのプログラムが連動して行われるべきではないので、すべて連動することを前提としたような表現とすべきではないのではないか。
- IT 技術等を活用した個別研修と集合研修とのコスト比較も今後の評価の観点としては必要となる。
- 地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修については、センターにおいて先行段階のものとして行うべきとする判断基準を明らかにしていくべきではないか。介護分野の例のように、国よりも地方公共団体での取組の方が先行している場合がある。また、集合して行う研修の成果としては、受講者による人的ネットワークが形成され、現場での問題を相談しながら解決できるといったメリットがあるのではないか。また、現場の教員のニーズに研修が合っているのか、研修受講生は、現場で評価を得ているのか、という点を見ていく必要がある。
- 教員研修センターでは、マネジメント層の研修に力を入れるべきであり、基幹たる校長・教頭等に対する学校管理研修にかなり特化されることになっていくのではないかと。

本案については、委員長、分科会長において検討を加え、委員決裁の上、委員会決定とすることが報告された。

以上

(文責:総務省行政評価局)

文 部 科 学 大 臣

河 村 建 夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 村 松 岐 夫

独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性について

当委員会は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条第 3 項を踏まえるとともに、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）及び「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針」（平成 15 年 7 月 1 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定）に基づき、独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について、指摘を行うこととされています。

独立行政法人教員研修センターについては、独立行政法人通則法に基づく中期目標期間終了時における組織及び業務全般の見直しの対象となる初の独立行政法人であり、独立行政法人制度の重要な要素となっている定期的見直しのシステムが法の予定するとおりに機能するかどうかの試金石として、国民の注目が集まっています。このような状況の下、独立行政法人教員研修センターについては、本年 6 月末の平成 14 年度事業報告書の提出から本年 8 月末の概算要求までの短期間に、その組織及び業務全般の見直しに関する文部科学省としての当初案が取りまとめられたところであり、関係者の御努力に敬意を表します。

当委員会としては、この当初案、独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する関係者の見解、同センターのこれまでの業務の実績に関する評価の結果等を基に慎重な審議を行い、その事務及び事業の全体についての改善の方向性や改善の鍵となる事務及び事業について、独立行政法人通則法に基づく勧告の方向性として、別紙のとおり整理を行いました。現在、貴省においては、所掌範囲全体における骨格的な政策目標を明確にするとともに、その中で独立行政法人教員研修センターが担う役割の位置付け及び同センターの存在意義を明らかにした上で、同センターの組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直しが進められていますが、その具体的な検討に当たって、本整理が活用され、同センターが、明確かつ具体的な中期目標等の下で、その達成状況について厳格な事後チェックを受けつつ、他の主体では行うことができない業務を遂行していくという独立行政法人としてふさわしい姿となることを期待します。

当委員会としては、今後、独立行政法人教員研修センターの新中期目標及び新中期計画の策定に向けた貴省、同センター及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、政府の行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人教員研修センター（以下「センター」という。）の主要な事務及び事業については、教育の構造改革の必要性を踏まえて、民間にできることは民間にゆだねる、地方にできることは地方にゆだねるとの観点に立って、

- ・ 学校教育関係職員に対する研修（①センターが担うべき各地域の基幹たる校長・教頭等に対する学校管理研修のほか、②喫緊の重要課題について地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修及び③地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修）
- ・ 地方公共団体が行う教職員に対する研修に関する指導、助言及び援助

として、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・集中することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 学校教育関係職員に対する研修

センターが自ら実施する研修については、以下の1、2及び3に掲げる研修に特化することとし、センターで現在行われている研修の中で、これらに該当しない研修は、できる限り早期に廃止、移管等する必要がある。また、これらの研修の実施に当たっては、特に1の研修へと重点化するとともに、IT技術の活用、地方開催等による国・地方を通じた総コストの効率化、民間人材育成機関、今後設立される各地域の国立大学法人等の協力を得た幅広い連携やその知見等の活用等を一層図り、さらに、研修の実効性を具体的に把握・評価していく必要がある。

1 センターが担うべき各地域の基幹たる校長・教頭等に対する学校管理研修

センターは、各地域の基幹たる校長・教頭等に対する学校管理研修として、教育の構造改革の旗手となる校長等の中核的教員となる者（以下「中核的教員」という。）に対し、学校管理運営の一層の適正化を図るための管理運営方法等に係る研修を行うものとする。

具体的には、地方公共団体では実施が困難な内容を精選し、学校管理運営の最新の優れた実践事例の蓄積に裏打ちされた質の高い研修を、単なる学問的な内容に偏ることなく、教育の現場に具体的にフィードバックすることが可能となるような形で、メリハリを付けて実施するものとする。また、受講者の研修の成果を人事等の資料として活用することができるよう任命権者に情報提供を行うなどにより、この研修を中核的教員のキャリアパスの一環と位置付けられ得るようなものとする。

(1) 教職員等中央研修講座については、現行の教職員等中央研修講座を見直し、IT技術等を活用して、いわゆる集合研修について、研修効果を維持しつつ、項目を厳選した上、日程を最大限短縮し、中核的教員に対する十分な受講機会と高い参加率を効果的・効率的に確保する。この観点から、

- ・ 既存のエルネット（教育情報衛星通信ネットワークシステム）、eラーニング等を利用して、厳選された質の高い内容の講義等を広く提供する事前研修プログラムと、
- ・ 教職員等中央研修講座の中心プログラムとして、上記の事前研修プログラムを受講して成果を修めた中核的教員を対象に、当該プログラムと関連を図りつつ行う演習、討論、行政当局との意見交換等に重点化した集合研修プログラムとに再編合理化を行うものとする。

また、同研修については、センターの組織全体のスリム化を図る中で、講師とすることができるような高い専門性を有する職員を中期的に確保・育成し、組織におけるそのような職員の割合を高める等、効果的、効率的な運用を図るものとする。

(2) 教職員短期海外派遣研修については、海外における視察等の研修を教職員等中央研修講座等の全受講者を対象に行うという、現行の教職員短期海外派遣研修の手法、規模等を見直す。具体的には、教育の構造改革に資する特に優れた自主的調査研究課題を有すると認められた中核的教員のみを厳選して海外に派遣することとする。

このため、センターは、

- ・ 当該調査研究の一環として行う海外事例等の調査研究費用の一部助成、
- ・ 調査研究先となる海外の教育行政機関や学校等に関する情報提供、
- ・ 類似の課題を有する他地域の中核的教員との海外における共同調査研究のコー

ディネート

等の必要な支援に重点化、厳選するものとする。

また、本研修については、調査研究結果を資料化して地方公共団体のみならずセンターにも蓄積し、今後の研修において活用していくとともに、調査研究結果の蓄積の進展を踏まえ、次期中期目標期間を通じて調査研究課題、派遣の規模等について見直しを行い、一定の支援を行うことが引き続き必要不可欠であると認められるものに限り実施するものとする。

2 喫緊の重要課題について地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修

センターは、国の制度改正等に伴い早急に周知徹底を図る喫緊の重要課題について、地方公共団体が必要な研修等を独自に行い得ることとするための講師等の育成を目的とする研修を行う。こうした研修については、個別に文部科学大臣からの明確な中期目標や委託に基づいて実施するものとし、事業・テーマについてあらかじめ一定の时限を設けて終了させるとともに、定期的に効果等の評価を行い、研修内容の見直しを行う。

このため、本研修については、このような課題について地方公共団体が独自の研修等を実施することが早期に可能となるよう、各教育委員会の指導主事、教育センターの研修主事及びこれに準ずる者を対象に、廃止期限・テーマ見直し期限等を定めつつ集中的に実施するとともに、既存のエルネット、eラーニング等を活用して、できる限り集合研修を絞り込む等により、効果的・効率的に実施するものとする。

3 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

センターは、地方公共団体等のみで実施した場合に受講者の量的確保や質の維持向上が困難な研修として、センターで現在行われている研修のうち、地方公共団体の共益的事業として真にふさわしいものを当該地方公共団体の委託等により実施するものとする。また、その際、社会経済情勢、研修参加率の状況、地方公共団体が単独で行う場合とのコスト比較等を踏まえつつ、必要最小限度の研修とするとともに、派遣者負担の導入等により、運営費交付金に依存しないものとする。

第2 学校教育関係職員に対する研修に関する指導、助言及び援助

センターは、その業務の特化、集中化、重点化、質の高度化を図っていく中で、自ら実施する研修を、上記のとおり整理合理化、スリム化する一方、地方公共団体が行う研修に対する指導、助言及び援助として地方公共団体に対する研修教材の提供等を効率性に配慮しつつ充実するものとする。

具体的には、センターが担う喫緊の重要課題に関する研修について、廃止期限・テーマ見直し期限内に地方公共団体が自ら実施することが可能となるよう図るとともに、地方公共団体が自ら実施する研修を一層有効なものとするため、地方公共団体に対する研修プログラムや教材の提供、講師の紹介等の支援等を、その成果について厳格な評価を行った上で、その意義を確認しつつ行うものとする。

閣 副 第 2 2 0 号

平成 15 年 12 月 24 日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 村松 岐夫 殿

行政改革推進本部長

内閣総理大臣 小泉 純一郎



平成 15 年度に中期目標期間が終了する独立行政
法人の見直し案に対し意見を求めることについて

平成 15 年度に中期目標期間が終了する独立行政法人教員研修センターについて主務大臣から示された別添の組織・業務全般の見直し案に対して、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、意見を求める。



政 委 第 2 4 号

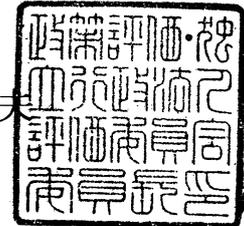
平成 15 年 12 月 24 日

行政改革推進本部長

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 村 松 岐 夫



「平成 15 年度に中期目標期間が終了する独立行政法人の見直し案
に対し意見を求めることについて」について（意見）

平成 15 年 12 月 24 日付け 閣副第 220 号をもって意見を求められた標記
については、下記のとおり意見を申し述べる。

記

標記においては、独立行政法人教員研修センターについて、平成 16 年度
予算編成過程において具体的な結論が得られた見直し案並びに新中期目標
及び新中期計画の策定時に結論を得るべく引き続き検討を行うものの検討
の方向性が示されており、これらは、いずれも「独立行政法人教員研修セン
ターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成 15
年 11 月 13 日付け政委第 21 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通
知）におおむね沿っているものとする。

文部科学省、独立行政法人教員研修センター及び文部科学省独立行政法人
評価委員会においては、新中期目標及び新中期計画の策定に向けて、教育の
構造改革の必要性を踏まえ、民間にできることは民間にゆだねる、地方にで
きることは地方にゆだねるとの観点に立って、独立行政法人として真に担う
べき事務及び事業に特化・集中すべく、更に検討が進められることを期待す
る。

なお、当委員会としては、文部科学省、独立行政法人教員研修センター及
び文部科学省独立行政法人評価委員会における今後の検討の取組を注視し、
必要な場合には、中期目標期間終了後遅滞なく独立行政法人通則法（平成 11
年法律第 103 号）に基づく勧告を行うとともに、政府の行政改革推進本部に
所要の報告を行うこととする。

平成 15 年度に中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて

平成 15 年 12 月 24 日

行政改革推進本部決定

平成 15 年度に中期目標期間が終了する独立行政法人は、独立行政法人教員研修センター 1 法人であるが、主務大臣から示された別添 1 の組織・業務全般の見直し案については、政策評価・独立行政法人評価委員会から、当本部よりの求めに応じ別添 2 の意見が提出されている。当本部は、主務大臣及び当該独立行政法人が、平成 15 年 8 月 1 日の内閣総理大臣の閣議発言及び前記委員会の意見を十分踏まえ、見直し案の具体化を進め、新たな中期目標期間に係る中期目標・中期計画等が厳しくかつ具体的なものとなるよう積極的に取り組むことを条件として、了解する。

当本部は、当該法人の見直しの具体化に当たって、前記の趣旨の徹底が図られるよう、主務大臣、当該独立行政法人及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から、必要に応じ説明を求め、所要の措置を要請することとする。

「独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成15年12月24日
文 部 科 学 省

「勧告の方向性」を踏まえて、次期中期目標においては、以下の事項等を掲げることにより、事務・事業を改善。なお、この見直しの考え方により、平成16年度予算案の編成段階で具体的内容を整理するもの以外についても、平成16年3月までの間に、民間にできることは民間にゆだねる、地方にできることは地方にゆだねるとの観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・集中するとの考え方に立って検討を行い、次期中期目標・中期計画を策定する段階で、平成15年8月1日の閣議における内閣総理大臣発言を踏まえて、厳しく、具体的なものとなるよう明確にすることとする。

第1 学校教育関係職員に対する研修

教員研修センターは、国として実施すべき以下の研修に特化・集中する。

各地域の基幹たる校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修

喫緊の重要課題について地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンター
が行う研修

地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

各研修について、～の観点から精選・見直しを行う。このため、センターで実施する研修は初等中等教育関係の研修に限ることとし、国立大学職員関係、留学生関係の研修(計8事業)については、平成15年度をもって廃止、移管。

、の研修について、地方公共団体の期待に沿い、真に国の研修として行うべきものに精選・見直しを行うことにより、の研修への重点化を図る。

<平成15年度をもって廃止する研修>

- ・ 英語教育指導者講座
- ・ 総合学科等新科目実技指導講座
- ・ 国立大学事務長研修
- ・ 国立学校等課長補佐級研修
- ・ 国立学校等幹部職員研修(課長級)
- ・ 国立学校等幹部職員研修(部長級)
- ・ 会計事務特別研修
- ・ 地区別会計事務研修
- ・ 留学生交流研究協議会
- ・ 留学生担当者研修会

<現時点で平成16年度以降に廃止することとしている研修>

- ・ 「学習の評価」に関する研修(平成16年度をもって廃止)
- ・ 外国語指導助手に対する研修(中間期研修会)(平成16年度をもって廃止)
- ・ 教育情報化推進指導者養成研修(段階的に縮小し、平成17年度をもって廃止)

喫緊の重要課題に関する研修のうち、ブロック単位等、地方に出向いた開催による実施が効果的・効率的な研修については、今後、新規に行うものについては、平成16年度中に効果・効率性の検討、都道府県との調整の上、平成17年度より実施。具体的には、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとなるが、比較的多くの指導者層の育成が必要なもの（カリキュラムマネジメント研修、国語指導力向上講座）を検討予定。

研修プログラムの一部でエルネット、e-ラーニング等を活用することが効果的・効率的な研修については、その活用も含めて検討し、平成16年度から一部の事業で試行を行い、受講者の意見等も聴取しつつ、効果・効率性を検討した上で平成17年度から本格実施。具体的には、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとなるが、比較的長期間を要する研修（教職員等中央研修講座）を中心に検討予定。

民間企業等のノウハウを活かせる研修プログラムについては、連携・協力、共同実施の拡充を検討し、平成16年度に一部事業で試行を行い、効果・効率性を検討した上で、平成17年度から本格実施。具体的には、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとなるが、民間企業等に一定のノウハウが存すると見込まれる研修（中央研修の「組織マネジメント」や「危機管理」、進路指導講座の「キャリア開発」、環境教育担当教員講習会の「環境教育プログラム」）を検討予定。

平成16年度からの各研修の具体的な企画・実施段階において、全ての研修について、必要な大学教員の活用や、連携・協力の拡充について検討し、それが効果的なものは実施する予定。また、大学の環境整備の状況を見つつ、今後、大学に移行できる研修プログラムについては、移行の検討を毎年度行う。

受講者の各地域での還元が望まれる研修については、受講者、派遣者に対して、推薦段階で研修成果の還元方策についての計画書提出を義務付け、フォローアップを行い、その状況を参考にするなどにより、文部科学省独立行政法人評価委員会において毎年度厳正な評価を実施。

1. センターが担うべき各地域の基幹たる校長・教頭等に対する学校管理研修

本研修の受講者について、募集要項等において、受講者として、将来の各地域の教育実践、教育行政の中核的な活躍が期待される教職員を対象とすることを明確化（平成16年度より実施）。

研修内容について、使命感の醸成、国の教育改革、教育法規など、地方公共団体が

国に期待する研修内容（各地方公共団体では適切な講師の安定的な確保困難、全国的な教員の交流、討論、意見交換等により中核的教員としての自覚・意欲が喚起される、国や全国的な取組状況は県市単位では十分把握できない等に該当する研修）に精選し、実施する（全体的な研修効果を配慮しつつ、一般教養的なものは極力精選）。

受講者以外の者に対して、受講者の研修終了後の成果の還元・波及が図られるよう、エルネット、e-ラーニング等の活用、研修教材の作成等を一層図る。

なお、具体的な研修内容等については、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとする。

本研修を中核的教員のキャリアパスの一環として活用することが可能となるよう、受講者に対して研修終了時に研修成果報告書等の作成を義務付け、これらを任命権者に対して提供する。

成果報告書の具体的な内容等については、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとする。

(1) 教職員等中央研修講座

各地域において中核的な役割を担う校長が、全校長の1/3と見込まれるので、これらの者が校長、教頭、中堅教員等のいずれかの段階で、中央研修を受講していることを目指す。このため、受講者について、基本的に校長、教頭等800人、中堅教員等1,000人と定員を設定。

< 1/3の参考例 >

東京都の指定校（小・中・高等学校合計の平均 : 36.2%）

- ・ 東京都の公立小学校1,354校（平成14年度「学校基本調査」）のうち、国、都又は市区町村から「研究開発学校」、「教育課程研究指定校」等の指定を受けている小学校は507校（37.4%）
- ・ 東京都の公立中学校653校（平成14年度「学校基本調査」）のうち、国、都又は市区町村から「研究開発学校」、「学力向上フロンティアスクール」等の指定を受けている中学校は222校（34.0%）
- ・ 東京都の公立高等学校212校（平成14年度「学校基本調査」）のうち、国又は都から「研究開発学校」、「教育課程研究指定校」等の指定を受けている高等学校は75校（35.6%）

岡山県の指定校（小・中・高等学校合計の平均 : 33.2%）

- ・ 岡山県の公立小学校436校（平成14年度「学校基本調査」）のうち、国、県又は市区町村から「学力向上フロンティアスクール」、「学習指導カウンセラー派遣に係る調査研究事業」等の指定を受けている小学校は140校（32.1%）
- ・ 岡山県の公立中学校170校（平成14年度「学校基本調査」）のうち、国、県又は市区町村から「研究開発学校」、「学力向上フロンティアスクール」等の指定を受けている中学校は52校（30.6%）
- ・ 岡山県の公立高等学校84校（平成14年度「学校基本調査」）のうち、国又は県から「研究開発学校」、「教育課程研究指定校」等の指定を受けている高等学校は37校（44.0%）

徳島県の指定校（小・中・高等学校合計の平均　：　33.9％）

- ・ 徳島県の公立小学校279校（平成14年度「学校基本調査」）のうち、国、県又は市町村から「教育課程研究指定校」、「学力向上フロンティアスクール」等の指定を受けている小学校は82校（29.4％）
- ・ 徳島県の公立中学校95校（平成14年度「学校基本調査」）のうち、国、県又は市町村から「学力向上フロンティアスクール」、「学習指導カウンセラー派遣事業」等の指定を受けている中学校は43校（45.3％）
- ・ 徳島県の公立高等学校48校（平成14年度「学校基本調査」）のうち、国又は県から「研究開発学校」、「学力向上フロンティアスクール」等の指定を受けている高等学校は18校（37.5％）

募集要項等において、受講者として、将来各地域において中核的な役割を担う校長等となる者を対象とすることを明確化（平成16年度より実施）。

研修内容について、中核的な校長に必要なものに精選を図った上で、研修の効果的・効率的実施のため、一部講義等について、エルネット、e-ラーニング等を活用した事前研修の実施や、このような機会を利用し、より幅広い教員が受講できるように措置することを検討し、具体的なものは中期目標、中期計画の策定の段階において明確にすることとする。

また、集合研修は、演習等に重点化。現時点では、研修日数の縮減は、全体の研修効果を踏まえつつ、一般教養的なものの精選、「組織マネジメント」の全体講義等の事前研修への移行により、平成16年度から一部試行により行いつつ検証し、平成17年度より実施。「校長・教頭等」を22日　19日、「中堅教員」を32日　30日に研修日数を縮減予定。さらに研修内容の精選、事前研修への移行により、日数の縮減を検討。

- <事前研修の例>　：　「組織マネジメント」の全体講義をエルネットでの配信やビデオの活用により、自校を題材とした資料作成　等
- <集合研修の例>　：　「組織マネジメント」において、事前研修で作成した資料を活用した演習　等

なお、具体的な事前研修、集合研修の内容等については、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとする。

教員研修センターが行う研修のより一層の効果的実施のため、まず、職員の研修の企画・立案、実施能力等の専門性を、より一層高めるよう努める（平成16年度より職員を「研修の企画立案」に関する大学・民間の研修に派遣）。

(2) 教職員短期海外派遣研修

募集要項等において、受講者として、教頭・中堅教員で、中央研修の受講者の中から、優れた自主的調査研究課題を有する者を対象とすることを明確化（平成16年度

より実施)

研修の実施にあたり、下記のとおり改善を図る予定。

国の教育政策、諸外国の教育動向等を踏まえた研修テーマを設定した上で、受講者が教育実践等の自主的な調査研究課題を設定・実施。

センターは、設定した研修テーマにそって受講者から出されたテーマを基に、共同調査研究の研修プログラムをコーディネート。

課題意識の向上、研修プログラムの充実を図るため、事前研修を効果的に推進

教員研修センターは、派遣に要する旅費や派遣先で必要な経費の一部について負担・助成

研修成果については、報告書作成を義務付け、教員研修センターに蓄積するとともに、全都道府県、指定都市、中核市に提供。

教職員派遣研修（短期） 教職員派遣研修（日米交流） 教職員派遣研修（若手） 教職員派遣研修（英語担当）の4事業について、受講者を真に中核的な教員に厳選する観点から、平成16年度に統合し、派遣研修プログラムを国の教育政策、諸外国の動向の把握をテーマの中心に再構築しつつ、派遣期間別に再編するとともに、派遣規模を縮小。（現時点では、平成16年度に2,053人を1,763人に、平成17年度に1,663人に、平成18年度には1,313人に削減（うち短期派遣については、平成16年度に1,566人を1,410人に、平成17年度に1,330人に、平成18年度には1,000人に削減））。

<統合する研修>

- ・ 教職員派遣研修（短期）
 - ・ 教職員派遣研修（日米交流）
 - ・ 教職員派遣研修（若手）
 - ・ 教職員派遣研修（英語担当）
- } 教職員等海外派遣研修（長期・短期）

なお、具体的な派遣期間等の研修内容については、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとする。

2 喫緊の重要課題について地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修

中期目標において、具体的な受講対象者、研修内容について提示。現時点の例としては、進路指導講座について、「各地域の指導主事等を対象に、平成18年度までの間に、小学校段階からの職業への意識の向上のための教育の定着を目指し、全国的な取組事例をもとに、企画、調整、専門的能力等を身につけさせ、各地域での還元、波及を図る。」などを検討中。

一方で中期目標期間中に新たに発生したテーマについては、状況によって委託等を

活用して実施することについても検討。

中期目標において、研修内容に応じて、評価等を踏まえた廃止・テーマ見直しを行うことや、予め廃止期限・見直し期限を定める予定。

また、廃止を設定する研修以外は、次期中期目標期間終了時までの期間内で個別に見直し期限を設定し、文部科学省評価委員会において、毎年度評価を行い、手法等の必要な見直しを行う。

<平成15年度をもって廃止する研修>

- ・ 英語教育指導者講座
- ・ 総合学科等新科目実技指導講座
- ・ 国立大学事務長研修
- ・ 国立学校等課長補佐級研修
- ・ 国立学校等幹部職員研修（課長級）
- ・ 国立学校等幹部職員研修（部長級）
- ・ 会計事務特別研修
- ・ 地区別会計事務研修
- ・ 留学生交流研究協議会
- ・ 留学生担当者研修会

<現時点で平成16年度以降に廃止することとしている研修>

- ・ 「学習の評価」に関する研修（平成16年度をもって廃止）
（新制度の周知徹底が図られる見込みのため）
- ・ 教育情報化推進指導者養成研修（段階的に縮小し、平成17年度をもって廃止）
（国の政策（e-Japan重点計画）の目標が達成される見込みのため）
- ・ 外国語指導助手に対する研修（中間期研修会）（平成16年度をもって廃止）
（国として実施する役目を終える見込みであるため）

なお、各研修ごとの具体的な受講対象者、研修内容、見直し期限等については、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、明確にすることとする。

受講者について、募集要項等において、各教育委員会の指導主事、教育センターの研修担当指導主事、各教育委員会の研修講師等、各地域における研修等において中核的役割が期待される者（「勧告の方向性」と同趣旨。より明確化したもの。）を対象とすることを明確化（平成16年度より実施）。

一定の指導者層を養成し、一定期間経過後は、文部科学省独立行政法人評価委員会において評価を行った上で、地方で実施することが可能となるよう努める。

個々の研修において、エルネット、e-ラーニング等の活用で効果的・効率的に対応できるものは集合研修から除く（平成16年度以降、各研修の企画段階で内容を精査し、実施）。

受講者以外の者に対して、受講者の研修終了後の成果の還元・波及が図られるよう、エルネットの活用、研修教材の作成等を一層図る。

3 地方公共団体の共益的事業として例外的に実施する研修

下記の地方公共団体の共益的事業としてふさわしい研修事業については、社会経済情勢、研修参加率の状況、地方公共団体が単独で行った場合とのコスト比較等を踏まえつつ、必要最小限度の研修とするとともに、運営費交付金に依存することなく、地方公共団体の共益的事業として例外的に実施するものとする。このための第一段階として、国の「科学技術基本計画」、「ものづくり基盤技術基本計画」等の政府レベルの計画や、事業の類似性の観点から整理・統合し、中期目標・中期計画の策定の段階において、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を踏まえつつ、受講定員・日数等の研修実施方法について、当該目的に照らして必要最小限度のものとするとともに、すべて、地方公共団体との共催等により、派遣者負担を導入する（負担の考え方（次期中期目標期間段階においては1 / 2を目標）、地方の財政状況等を整理、勘案しつつ都道府県との調整が必要となることから、平成17年度より実施）。

<地方公共団体の共益的事業として例外的に実施する研修（H17統合後）>

- ・ 教職員国内派遣研修（仮称）
- ・ 新産業技術研修（仮称）
- ・ 高等学校産業教育実習助手講習（仮称）

第2 学校教育関係職員に対する研修に関する指導、助言及び援助

指導主事、研修担当指導主事等に受講対象者を厳選し、一定の指導者層を養成するとともに、研修の効果的・効率的な実施のためエルネット、e - ラーニング等を活用した研修教材を提供することにより、各都道府県での研修実施を可能とする（平成16年度より実施）。

ナショナルセンターとして、研修プログラムの内容、手法、講師情報等についての情報発信・提供機能をより一層充実・強化。また、新たに地方公共団体の研修に活用できるコンテンツづくりを推進（平成16年度より実施予定）。

地方公共団体に対する支援については、各地方公共団体に対するアンケート調査等を参考にしつつ、毎年度、文部科学省独立行政法人評価委員会において、厳正な評価を行い、次年度の支援策に適切に反映させる。

(別添2)

政 委 第 24 号

平成 15 年 12 月 24 日

行政改革推進本部長

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 村 松 岐 夫

「平成 15 年度に中期目標期間が終了する独立行政法人の見直し案
に対し意見を求めることについて」について(意見)

平成 15 年 12 月 24 日付け 閣副第 220 号をもって意見を求められた標記
については、下記のとおり意見を申し述べる。

記

標記においては、独立行政法人教員研修センターについて、平成 16 年度
予算編成過程において具体的な結論が得られた見直し案並びに新中期目標
及び新中期計画の策定時に結論を得べく引き続き検討を行うものの検討
の方向性が示されており、これらは、いずれも「独立行政法人教員研修セン
ターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成 15
年 11 月 13 日付け政委第 21 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通
知)におおむね沿っているものと考えらる。

文部科学省、独立行政法人教員研修センター及び文部科学省独立行政法人
評価委員会においては、新中期目標及び新中期計画の策定に向けて、教育の
構造改革の必要性を踏まえ、民間にできることは民間にゆだねる、地方にで
きることは地方にゆだねるとの観点に立って、独立行政法人として真に担う
べき事務及び事業に特化・集中すべく、更に検討が進められることを期待す
る。

なお、当委員会としては、文部科学省、独立行政法人教員研修センター及
び文部科学省独立行政法人評価委員会における今後の検討の取組を注視し、
必要な場合には、中期目標期間終了後遅滞なく独立行政法人通則法(平成 11
年法律第 103 号)に基づく勧告を行うとともに、政府の行政改革推進本部に
所要の報告を行うこととする。

政 委 第 8 号
平成 16 年 4 月 23 日

文 部 科 学 大 臣
河 村 建 夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 村 松 岐 夫

独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に
関する勧告について

独立行政法人教員研修センターは、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく中期目標期間終了時における組織及び業務全般の見直しの対象となる初の独立行政法人でしたが、貴省におかれては、昨年以來、見直しのための精力的な検討が行われるとともに、所要の措置が講じられてきたところであり、このような御努力に対し敬意を表します。

これらの措置は、「独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成 15 年 11 月 13 日付け政委第 21 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知）におおむね沿っているものと認められることから、当委員会としては、今後、当該措置のうち新中期目標期間中に具体化することとされた見直し事項が着実に具体化されることを条件として、今回は、独立行政法人通則法第 35 条第 3 項に基づく標記勧告を行わないこととします。

なお、当委員会としては、新中期目標期間中に具体化することとされた見直し事項は、毎年度の評価結果を踏まえて具体化することとされていることから、今後、当委員会が行う毎年度の評価の機会を活用してその具体化の状況を把握し、政府の行政改革推進本部に所要の報告を行うこととしております。

引き続き、当委員会の審議に御協力いただくとともに、貴省所管の独立行政法人における運営の一層の効率化及び業務の質の向上を進められますよう、よろしく願いいたします。

政 委 第 8 号
平成 16 年 4 月 23 日

文部科学省独立行政法人評価委員会

委員 長 渡 邊 正 太 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 村 松 岐 夫

独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に
関する勧告について

当委員会は、今般の独立行政法人教員研修センターの組織及び業務全般の見直しにおいて、新中期目標期間中に具体化することとされた見直し事項が着実に具体化されることを条件として、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条第 3 項に基づく標記勧告を行わないこととし、文部科学大臣あて通知いたしましたので、参考までにその写しを送付します。

研修内容の見直し、研修期間の短縮化等、新中期目標期間中に具体化することとされた見直し事項は、毎年度の評価の結果を踏まえて具体化することとされています。今後、貴委員会において、教育の構造改革の必要性を踏まえ、民間にできることは民間に、地方にできることは地方にゆだね、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・集中する、また、地方公共団体、民間、国立大学法人等と連携し、可能な業務はこれらの主体に移行する等の観点から、毎年度、厳格かつ的確な評価が行われることを期待します。

なお、当委員会としては、この新中期目標期間中に具体化することとされた見直し事項について、当委員会が行う毎年度の評価の機会を活用してその具体化の状況を把握し、政府の行政改革推進本部に所要の報告を行うこととしております。

引き続き、当委員会の審議に御協力いただくとともに、文部科学省所管の独立行政法人における運営の一層の効率化及び業務の質の向上を進められますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人の中期目標及び中期計画のホームページ・アドレス

主務府省	独立行政法人名	ホームページ・アドレス
内閣府	国立公文書館	(中期目標) http://www.archives.go.jp/koukai/pdf/cyuki_mokuhyou.pdf
		(中期計画) http://www.archives.go.jp/koukai/pdf/cyuki_keikaku.pdf
	駐留軍等労働者労務管理機構	(中期目標) http://www.lmo.go.jp/data/m_mark/index.html
		(中期計画) http://www.lmo.go.jp/data/m_plan/index.html
	国民生活センター	(中期目標) http://www.kokusen.go.jp/hello/pdf/g_cyuki-mokuhyou.pdf
(中期計画) http://www.kokusen.go.jp/hello/pdf/g_cyuki-keikaku.pdf		
北方領土問題対策協会	(中期目標) http://www.hoppou.go.jp/hokutaikyokoukai/pdf15/mokuhyou.pdf	
	(中期計画) http://www.hoppou.go.jp/hokutaikyokoukai/pdf15/cyuukikeikaku.pdf	
総務省	情報通信研究機構	(中期目標) http://www2.nict.go.jp/so/f484/kokai-siryoku/pdf/chuki-mokuhyo.pdf
		(中期計画) http://www2.nict.go.jp/so/f484/kokai-siryoku/pdf/chuki-keikaku.pdf
	消防研究所	(中期目標) http://www.fri.go.jp/tmp/images/J/i/i1/disclose04.pdf
		(中期計画) http://www.fri.go.jp/tmp/images/J/i/i1/disclose05.pdf (要旨)
統計センター	(中期目標) http://www.nstac.go.jp/release/pdf/mokuhyou.pdf	
	(中期計画) http://www.nstac.go.jp/release/pdf/keikaku.pdf	
平和祈念事業特別基金	(中期目標) http://www.heiwa.go.jp/info/pdf/chuki_mokuhyou.pdf	
	(中期計画) http://www.heiwa.go.jp/info/pdf/chuki_plan.pdf	
外務省	国際協力機構	(中期目標) http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/pdfs/jica_mokuhyo.pdf
		(中期計画) http://www.jica.go.jp/about/pdf/chuki_keikaku.pdf
	国際交流基金	(中期目標) http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/pdfs/kikin_mokuhyo.pdf
(中期計画) http://www.jpf.go.jp/j/about_j/business/data/mid_plan.pdf		
財務省	酒類総合研究所	(中期目標) http://www.nrib.go.jp/annai/pdf/TyukiMoku.pdf
		(中期計画) http://www.nrib.go.jp/annai/pdf/TyukiKei.pdf
	造幣局	(中期目標) http://www.mof.go.jp/jouhou/sonota/doppo/z150401.htm
		(中期計画) http://www.mint.go.jp/info/chuki_keikaku.pdf
	国立印刷局	(中期目標) http://www.npb.go.jp/ja/guide/gyoumu-02.pdf
		(中期計画) http://www.npb.go.jp/ja/guide/gyoumu-03.pdf
通関情報処理センター	(中期目標) http://www.naccs.go.jp/aboutcenter/data/data_cyuukimokuhyo/cyuukimokuhyo.pdf	
	(中期計画) http://www.naccs.go.jp/aboutcenter/data/data_cyuukimokuhyo/cyuukikeikaku.pdf	
日本万国博覧会記念機構	(中期目標) http://www.expo70.or.jp/organization/pdf/soumu/tyuukimokuhyo.pdf	
	(中期計画) http://www.expo70.or.jp/organization/pdf/soumu/tyuukikeikaku1604.pdf	
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	(中期目標) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/chuuki/tokusyu.htm
		(中期計画) http://www.nise.go.jp/soumuka/shomu/unei/chukikeikaku-new.pdf
	大学入試センター	(中期目標) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/chuuki/nyuusi.htm
		(中期計画) http://www.dnc.ac.jp/dnc/gaiyou/chuki.html
	国立オリンピック記念青少年総合センター	(中期目標) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/chuuki/orisen.htm
		(中期計画) http://www.nyc.go.jp/pdf/tyukikei.pdf
	国立女性教育会館	(中期目標) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/chuuki/jyosei.htm
		(中期計画) http://www.nwec.jp/open/common/page0130.pdf
	国立青年の家	(中期目標) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/chuuki/seinen.htm
		(中期計画) http://kaiji.seinen.go.jp/pdf/chuki.pdf
	国立少年自然の家	(中期目標) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/chuuki/syounen.htm
		(中期計画) http://www.syonen.go.jp/pdf/h15ckeikaku.pdf
	国立国語研究所	(中期目標) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/chuuki/kokugo.htm
		(中期計画) http://www.kokken.go.jp/syokai/unei/images/chuki_keikaku.pdf
国立科学博物館	(中期目標) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/chuuki/kahaku.htm	
	(中期計画) http://www.kahaku.go.jp/about_us/johokokai/medium_term/02.pdf	
物質・材料研究機構	(中期目標) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/chuuki/butuzai.htm	
	(中期計画) http://www.nims.go.jp/jpn/johokokai/plan.pdf	
防災科学技術研究所	(中期目標) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/chuuki/bousai.htm	
	(中期計画) http://www.bosai.go.jp/japanese/info/labo/disclosure/index.html	
放射線医学総合研究所	(中期目標) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/chuuki/housyai.htm	
	(中期計画) http://www.nirs.go.jp/guide/keikaku/ck01.shtml	
国立美術館	(中期目標) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/chuuki/bijyutu.htm	
	(中期計画) http://www.momat.go.jp/IAINMoA/04/0403.pdf	

主務府省	独立行政法人名	ホームページ・アドレス
文部科学省	国立博物館	(中期目標) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/chuuki/hakubutu.htm
		(中期計画) http://www.natmus.jp/Regul/keikaku_1.html
	文化財研究所	(中期目標) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/chuuki/bunkazai.htm
		(中期計画) http://www.nabunken.go.jp/bunkazai/02chuki-kei.pdf
	教員研修センター	(中期目標) http://www.nctd.go.jp/unnei/tyuukimoku2.PDF
		(中期計画) http://www.nctd.go.jp/unnei/tyuukikei2.PDF
	科学技術振興機構	(中期目標) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/chuuki/kagaku.htm
		(中期計画) http://www.jst.go.jp/pr/intro/h16m-plan/plan.pdf
	日本学術振興会	(中期目標) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/chuuki/gakujutu.htm
		(中期計画) http://www.jsps.go.jp/j-outline/c_keikaku.pdf
	理化学研究所	(中期目標) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/chuuki/rikagaku.htm
		(中期計画) http://www.riken.jp/lab-www/disclosure/info/pdf/c-keikaku.pdf
	宇宙航空研究開発機構	(中期目標) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/chuuki/uchuu.htm
		(中期計画) http://www.jaxa.jp/missions/plan/mid-term_plan.pdf
	日本スポーツ振興センター	(中期目標) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/chuuki/sports.htm
		(中期計画) http://www.naash.go.jp/corp/pdf/keikaku.pdf
	日本芸術文化振興会	(中期目標) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/chuuki/geijutu.htm
		(中期計画) http://www.ntjjac.go.jp/jigyo/bunsho/chuukikeikaku2003.pdf
	日本学生支援機構	(中期目標) http://www3.jasso.go.jp/jigyokeikaku/chuuki-mokuhyo.pdf
		(中期計画) http://www3.jasso.go.jp/jigyokeikaku/chuuki-keikaku.pdf
海洋研究開発機構	(中期目標) http://www.jamstec.go.jp/jamstec-j/about_jamstec/image/mokuhyo.pdf	
	(中期計画) http://www.jamstec.go.jp/jamstec-j/about_jamstec/image/keikaku.pdf	
国立高等専門学校機構	(中期目標) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/dokuritu/chuuki/kokuritu.htm	
	(中期計画) http://www.kosen-k.go.jp/pdf/keikaku.pdf	
大学評価・学位授与機構	(中期目標) http://www.niad.ac.jp/sub_file/pdf/kyouka_gakui_tyu_mok.pdf	
	(中期計画) http://www.niad.ac.jp/sub_file/pdf/kyouka_gakui_tyu_kei.pdf	
国立大学財務・経営センター	(中期目標) http://www.zam.go.jp/f00/f0000200.htm	
	(中期計画) http://www.zam.go.jp/f00/f0000300.htm	
メディア教育開発センター	(中期目標) http://www.nime.ac.jp/gaiyou/moku.pdf	
	(中期計画) http://www.nime.ac.jp/gaiyou/keikaku.pdf	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	(中期目標) http://www.nih.go.jp/eiken/assets/images/chukimokuhyo.pdf
		(中期計画) http://www.nih.go.jp/eiken/assets/images/chukikeikaku.pdf
	産業安全研究所	(中期目標) http://www.anken.go.jp/shoukai/niis/chuki_mokuhyo.html
		(中期計画) http://www.anken.go.jp/shoukai/niis/chuki_keikaku.html
	産業医学総合研究所	(中期目標) http://www.niih.go.jp/jp/kouhyou/pdf/x080.pdf
		(中期計画) http://www.niih.go.jp/jp/kouhyou/pdf/x030.pdf
	勤労者退職金共済機構	(中期目標) http://www.taisyokukin.go.jp/dis/PDF/010401.pdf
		(中期計画) http://www.taisyokukin.go.jp/dis/PDF/010402.pdf
	高齢・障害者雇用支援機構	(中期目標) http://www.jeed.or.jp/disclosure/jeed/download/H15_mokuhyo.pdf
		(中期計画) http://www.jeed.or.jp/disclosure/jeed/download/H15_keikaku.pdf
	福祉医療機構	(中期目標) http://www.wam.go.jp/wam/koukai/keikaku/pdf/mokuhyo.pdf
		(中期計画) http://www.wam.go.jp/wam/koukai/keikaku/pdf/chuki_keikaku.pdf
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	(中期目標) http://www.nozomi.go.jp/jyoho/dokuritu_siryou/pdf/tyuki_mokuhyo.pdf
		(中期計画) http://www.nozomi.go.jp/jyoho/dokuritu_siryou/pdf/tyuki_keikaku.pdf
	労働政策研究・研修機構	(中期目標) http://www.jil.go.jp/outline/gyomu/documents/mokuhyo.pdf
		(中期計画) http://www.jil.go.jp/outline/gyomu/documents/keikaku.pdf
	雇用・能力開発機構	(中期目標) http://www.ehdo.go.jp/profile/pdf/chuki-mokuhyo.pdf
		(中期計画) http://www.ehdo.go.jp/profile/pdf/chuki-keikaku.pdf
	労働者健康福祉機構	(中期目標) http://www.rofuku.go.jp/jigyogaiyo/jyoho/koukai_shiryou/gyoumuhoukokusho/tyuki_mokuhyo.pdf
		(中期計画) http://www.rofuku.go.jp/jigyogaiyo/jyoho/koukai_shiryou/gyoumuhoukokusho/tyuki_keikaku.pdf
国立病院機構	(中期目標) http://www.hosp.go.jp/chuuki_mokuhyo/chuuki_mokuhyo.pdf	
	(中期計画) http://www.hosp.go.jp/chuuki_mokuhyo/chuuki_keikaku.pdf	
医薬品医療機器総合機構	(中期目標) http://www.pmda.go.jp/pdf/joho_pdf/joho-1-1.pdf	
	(中期計画) http://www.pmda.go.jp/johokokai/22jyou.html	

主務府省	独立行政法人名	ホームページ・アドレス
農林水産省	農林水産消費技術センター	(中期目標) http://www.cfqlcs.go.jp/public_information/official_announcement/koukai3.pdf
		(中期計画) http://www.cfqlcs.go.jp/public_information/official_announcement/koukai4.pdf
	種苗管理センター	(中期目標) http://www.ncss.go.jp/main/kohyo/cmokuhyo.pdf
		(中期計画) http://www.ncss.go.jp/main/kohyo/ckeikaku.pdf
	家畜改良センター	(中期目標) http://www.nlbc.go.jp/kohyo/pdf/tyuki_mokuhyo.PDF
		(中期計画) http://www.nlbc.go.jp/kohyo/pdf/tyuki_keikaku.PDF
	肥飼料検査所	(中期目標) http://www.ffis.go.jp/sub2/sub9_15.htm
		(中期計画) http://www.ffis.go.jp/sub2/chuki15.htm
	農薬検査所	(中期目標) http://www.acis.go.jp/kouhyou/mokuhyou.htm
		(中期計画) http://www.acis.go.jp/kouhyou/keikaku.htm
	農業者大学校	(中期目標) http://www.farmers.ac.jp/hojin/mokuhyo.html
		(中期計画) http://www.farmers.ac.jp/hojin/keikaku.html
	林木育種センター	(中期目標) http://ftbc.job.affrc.go.jp/html/zyouhoukoukai/tyukimokuhyou.pdf
		(中期計画) http://ftbc.job.affrc.go.jp/html/zyouhoukoukai/tyukikeikaku.pdf
	さけ・ます資源管理センター	(中期目標) http://www.salmon.affrc.go.jp/koukai/koukai.htm#tuusoku
		(中期計画) http://www.salmon.affrc.go.jp/koukai/koukai.htm#tuusoku
	水産大学校	(中期目標) http://www.fish-u.ac.jp/johokoukai/doc01/tyuki_moku2001.pdf
		(中期計画) http://www.fish-u.ac.jp/johokoukai/doc01/tyuki_kei2001.pdf
	農業・生物系特定産業技術研究機構	(中期目標) http://www.maff.go.jp/dokuhou/pdf/11.pdf
		(中期計画) http://www.naro.affrc.go.jp/information/plans/chuki_keikaku.pdf
	農業生物資源研究所	(中期目標) http://www.nias.affrc.go.jp/kitei/chuki_mokuhyou.html
		(中期計画) http://www.nias.affrc.go.jp/kitei/tyuki_keikaku.pdf
	農業環境技術研究所	(中期目標) http://www.niaes.affrc.go.jp/lawopen/010501/cmokuhyo.html
		(中期計画) http://www.niaes.affrc.go.jp/lawopen/020508/4ckeikak.html
	農業工学研究所	(中期目標) http://www.nkk.affrc.go.jp/gaiyo/chukikitei/04mokuhyo.htm
		(中期計画) http://www.nkk.affrc.go.jp/gaiyo/chukikitei/chukiH130404.htm
	食品総合研究所	(中期目標) http://www.nfri.affrc.go.jp/hotei/c_mokuhyo/index.html
(中期計画) http://www.nfri.affrc.go.jp/hotei/chuki/index.html		
国際農林水産業研究センター	(中期目標) http://ssjircas.affrc.go.jp/johokokai/chumoku.pdf	
	(中期計画) http://ssjircas.affrc.go.jp/johokokai/chukeika.pdf	
森林総合研究所	(中期目標) http://www.ffpri.affrc.go.jp/dokohyo/chukimok.htm	
	(中期計画) http://www.ffpri.affrc.go.jp/dokohyo/ckeikaku2.PDF	
水産総合研究センター	(中期目標) http://www.fra.affrc.go.jp/kitei/tyukimokuhyou/160218tyukimokuhyou.pdf	
	(中期計画) http://www.fra.affrc.go.jp/kitei/tyukikeikaku/160219tyukikeikaku.pdf	
農畜産業振興機構	(中期目標) http://alic.lin.go.jp/alic/chukimokuhyo.pdf	
	(中期計画) http://alic.lin.go.jp/alic/chukikeikaku.pdf	
農業者年金基金	(中期目標) http://www.nounen.go.jp/hoteijoho/tyuukimokuhyou.pdf	
	(中期計画) http://www.nounen.go.jp/hoteijoho/tyuuki-keikaku.pdf	
農林漁業信用基金	(中期目標) http://www.affcf.com/chuki-mokuhyo.pdf	
	(中期計画) http://www.affcf.com/chuki-keikaku.pdf	
緑資源機構	(中期目標) http://www.green.go.jp/koukai/pdf/mokuhyo_chu.pdf	
	(中期計画) http://www.green.go.jp/koukai/pdf/keikaku_chu.pdf	
経済産業省	経済産業研究所	(中期目標) http://www.rieti.go.jp/jp/about/mokuhyou01_j.pdf
		(中期計画) http://www.rieti.go.jp/jp/about/keikaku01_j.pdf
	工業所有権総合情報館	(中期目標) http://www.ncipi.go.jp/about/disclo/gyomu/pdf/mokuhyou.pdf
		(中期計画) http://www.ncipi.go.jp/about/disclo/gyomu/pdf/keikaku.pdf
	日本貿易保険	(中期目標) http://nexi.go.jp/outline/ol/ol_shimei_frame.html
		(中期計画) http://nexi.go.jp/outline/ol/ol_shimei_frame.html
	産業技術総合研究所	(中期目標) http://www.aist.go.jp/aist_j/outline/middle_target/middle_target_main.html
		(中期計画) http://www.aist.go.jp/aist_j/outline/middle_plan/middle_plan_main.html
	製品評価技術基盤機構	(中期目標) http://www.nite.go.jp/gen/download/kikaku24.pdf
		(中期計画) http://www.nite.go.jp/gen/download/kikaku25.pdf
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	(中期目標) http://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/tsusoku/cyuukimokuhyo.pdf
		(中期計画) http://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/tsusoku/cyuukikeikaku.pdf

(前ページから続く)

主務府省	独立行政法人名	ホームページ・アドレス
経済産業省	日本貿易振興機構	(中期目標) http://www.jetro.go.jp/ge/j/jouhokokai/jouho/mokuhyou.pdf
		(中期計画) http://www.jetro.go.jp/ge/j/jouhokokai/jouho/keikaku.pdf
	原子力安全基盤機構	(中期目標) http://www.jnes.go.jp/shoukai/pdf_keikaku/tyuuki.pdf
		(中期計画) http://www.jnes.go.jp/shoukai/pdf_keikaku/tyuukikeikaku.pdf
	情報処理推進機構	(中期目標) http://www.ipa.go.jp/pdf/1-2.pdf
		(中期計画) http://www.ipa.go.jp/pdf/2-3.pdf
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	(中期目標) http://www.jogmec.go.jp/open/pdf/20040312mokuhyou.pdf	
	(中期計画) http://www.jogmec.go.jp/open/pdf/20040312keikaku.pdf	
中小企業基盤整備機構	(中期目標) http://219.127.140.210/kikou/chuki/index.html	
	(中期計画) http://219.127.140.210/kikou/chuki/001289.html	
国土交通省	土木研究所	(中期目標) http://www.mlit.go.jp/annai/agency/images/pwri.pdf
		(中期計画) http://www.pwri.go.jp/jpn/introduction/tyuki/tyuki01.htm#Ktop
	建築研究所	(中期目標) http://www.mlit.go.jp/annai/agency/images/bri.pdf
		(中期計画) http://www.kenken.go.jp/japanese/information/announcement/middleplan/middleplan.html
	交通安全環境研究所	(中期目標) http://www.mlit.go.jp/annai/agency/images/tsnri.pdf
		(中期計画) http://www.ntsai.go.jp/kouhyo/chuhon.pdf
	海上技術安全研究所	(中期目標) http://www.mlit.go.jp/annai/agency/images/mmri.pdf
		(中期計画) http://www.mlit.go.jp/annai/agency/images/mmri02.pdf
	港湾空港技術研究所	(中期目標) http://www.mlit.go.jp/annai/agency/images/phri.pdf
		(中期計画) http://www.pari.go.jp/material/mid_term/1/mterm.htm
	電子航法研究所	(中期目標) http://www.mlit.go.jp/annai/agency/images/enri.pdf
		(中期計画) http://www.enri.go.jp/info/koukaisiryu/pdf/no.3.pdf
	北海道開発土木研究所	(中期目標) http://www.mlit.go.jp/annai/agency/images/cei.pdf
		(中期計画) http://www.cei.go.jp/gaiyou2002/cyuukiplan/plannew.html
	海技大学校	(中期目標) http://www.mlit.go.jp/annai/agency/images/mtc.pdf
		(中期計画) http://www.mtc.ac.jp/pub_doc/中期計画.pdf
	航海訓練所	(中期目標) http://www.mlit.go.jp/annai/agency/images/ist.pdf
		(中期計画) http://www.kohkun.go.jp/disclosure/contents/keikaku_chuuki.pdf
	海員学校	(中期目標) http://www.mlit.go.jp/annai/agency/images/mts.pdf
		(中期計画) http://kaiin-johokokai.jp/tyuukikeikaku.pdf
	航空大学校	(中期目標) http://www.mlit.go.jp/annai/agency/images/cac.pdf
		(中期計画) http://www.kouku-dai.ac.jp/iai-info/tyuki.htm
	自動車検査	(中期目標) http://www.mlit.go.jp/annai/agency/images/navi.pdf
		(中期計画) http://www.navi.go.jp/images/info/pdf/TyukiKeikaku.pdf
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	(中期目標) http://www.mlit.go.jp/annai/agency/images/jrtt.pdf
		(中期計画) http://www.jrtt.go.jp/news/org/H15/data/tyuki.pdf
	国際観光振興機構	(中期目標) http://www.mlit.go.jp/annai/agency/images/jnto.pdf
(中期計画) http://www.jnto.go.jp/info/pdfs/chuki_keikaku.pdf		
水資源機構	(中期目標) http://www.mlit.go.jp/annai/agency/images/water.pdf	
	(中期計画) http://www.water.go.jp/honsya/honsya/outline/gyoumu/data/tyukikeikaku.pdf	
自動車事故対策機構	(中期目標) http://www.mlit.go.jp/annai/agency/images/nasva.pdf	
	(中期計画) http://www.nasva.go.jp/gaiyo/pdf/02_keikaku.pdf	
空港周辺整備機構	(中期目標) http://www.mlit.go.jp/annai/agency/images/oeia.pdf	
	(中期計画) http://www.oeia.or.jp/pdf/pdf-kouhyou/03.pdf	
海上災害防止センター	(中期目標) http://www.mlit.go.jp/annai/agency/images/mdpc.pdf	
	(中期計画) http://www.mdpc.or.jp/johokokai/1_chukikeikaku.pdf	
都市再生機構	(中期目標) http://www.ur-net.go.jp/aboutus/pdf/ur2004soumu0001.pdf	
	(中期計画) http://www.ur-net.go.jp/aboutus/pdf/ur2004soumu0002.pdf	
環境省	国立環境研究所	(中期目標)
		(中期計画) http://www.nies.go.jp/kihon/chukikeikaku/index.html
環境再生保全機構	(中期目標) http://koukai.erca.go.jp/rules/c_mokuhyo.pdf	
	(中期計画) http://koukai.erca.go.jp/rules/c_keikaku.pdf	

(注) 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。